# 地 方 財 政 の 状 況

平成17年３月

第162回国会（常会）提出

# 地 方 財 政 の 状 況

平成17年３月

第162回国会（常会）提出

地方財政白書についてのお問い合せは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号　東京（03）5253-5111（代表）

内線 5649

総務省ホームページ　http://www.soumu.go.jp/

本白書は再生紙を使用しております。

# 目　次


はじめに

第1部　平成15年度の地方財政……1

1　地方財政の役割……1

(1)　国・地方を通じた財政支出の状況……1

(2)　国民経済と地方財政……2

ア　国内総支出と地方財政……3

イ　公的支出の状況……3

2　地方財政の概況……6

(1)　決算規模……6

(2)　決算収支……7

ア　実質収支……7

イ　単年度収支及び実質単年度収支……9

(3)　歳　　入……10

(4)　歳　　出……12

ア　目的別歳出……12

イ　性質別歳出……16

(5)　財政構造の弾力性……19

ア　経常収支比率……19

イ　公債費負担比率及び起債制限比率……24

(6)　将来にわたる財政負担……28

ア　地方債現在高……28

イ　債務負担行為額……30

ウ　積立金現在高……30

エ　将来にわたる実質的な財政負担……30

オ　普通会計が負担すべき借入金残高……32

(7)　決算の背景……33

ア　平成15年度の経済見通しと国の予算……33

イ　地方財政計画……35

ウ　財政運営の経過……38

3　地方財源の状況……39

(1)　租税収入及び租税負担率……39

(2)　地方歳入……40

ア　地　方　税……40

イ　地方譲与税……46
ウ　地方特例交付金……46
エ　地方交付税……46
オ　一般財源……47
カ　国庫支出金……48
キ　都道府県支出金……50
ク　地方債……50
ケ　その他の収入……51

**4　地方経費の内容**……52

(1)　土木建設……52
(2)　教育と文化……53
(3)　生活・福祉の充実……55
ア　社会福祉行政……55
イ　労働行政……60
(4)　産業の振興……61
ア　農林水産行政……61
イ　商工行政……62
(5)　保健衛生と環境保全……63
ア　保健衛生……63
イ　環境保全……64
(6)　警察と消防……65
ア　警察行政……65
イ　消防行政……65
(7)　目的別歳出充当一般財源等の状況……66

**5　地方経費の構造**……69

(1)　義務的経費……69
ア　人件費……70
イ　扶助費……75
ウ　公債費……76
(2)　投資的経費……77
ア　普通建設事業費……77
イ　災害復旧事業費……87
ウ　失業対策事業費……88
(3)　その他の経費……88
ア　物件費……89
イ　維持補修費……89
ウ　補助費等……89
エ　繰出金……90

オ　積　立　金……90
カ　投資及び出資金……91
キ　貸　付　金……91

**6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況**……92

(1)　団　体　数　……92
(2)　市町村の一部事務組合等への加入状況　……92
(3)　一部事務組合等の歳入歳出決算　……93

**7　市町村の規模別財政状況**……94

(1)　決算規模等　……94
(2)　歳　　入　……96
(3)　歳　　出　……97
(4)　財政構造の弾力性　……98
ア　経常収支比率……98
イ　公債費負担比率及び起債制限比率　……100
(5)　将来にわたる実質的な財政負担　……104

**8　公共施設の状況**　……105

(1)　道　　路　……105
(2)　公営住宅等　……105
(3)　公　　園　……105
(4)　下水処理施設　……107
(5)　ごみ処理施設　……108
(6)　保　育　所　……109
(7)　高齢者福祉施設　……109
(8)　高 等 学 校……110
(9)　文化及び体育施設　……110
ア　文 化 施 設　……110
イ　体 育 施 設　……110

**9　地方公営事業の状況**　……111

(1)　地方公営企業　……111
ア　概　　況　……111
イ　事業別状況　……118
(2)　国民健康保険事業　……129
ア　事 業 勘 定……129
イ　直 診 勘 定……131
(3)　介護保険事業　……132
ア　保険事業勘定　……132
イ　介護サービス事業勘定　……134

(4) その他の事業 ……134
ア 収益事業 ……134
イ 共済事業 ……135
ウ その他 ……135

**第2部 最近の地方財政の状況と課題** ……137

**1 平成16年度の地方財政** ……137

(1) 平成16年度の経済見通しと国の予算 ……137
(2) 地方財政計画 ……138
(3) 財政運営の経過 ……141
(4) 地方公共団体の予算 ……142
(5) 個別団体における財政健全化 ……144
(6) 地方公営企業等に関する財政措置 ……144
ア 地方公営企業 ……144
イ 国民健康保険事業 ……145

**2 平成17年度の地方財政** ……146

(1) 平成17年度の経済見通しと国の予算 ……146
(2) 地方財政計画 ……147
(3) 地方公営企業等に関する財政措置 ……151
ア 地方公営企業 ……151
イ 国民健康保険事業 ……151

**3 最近の地方財政の動向と課題** ……153

(1) 三位一体の改革 ……153
(2) 財政基盤の充実 ……157
(3) 市町村合併の推進 ……159
(4) 行政改革の推進 ……160
(5) 透明性の向上 ……162
(6) 地域の政策課題への対応 ……162
(7) 地方公営企業の経営基盤の強化等 ……163

**資 料 編**

**文章編図表索引**

〔用語の説明〕

本書における主な用語については、次のとおりである。

○地方公共団体

1　**大都市**

地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた人口（平成16年3月31日現在の行政区域における平成12年国勢調査による。以下「用語の説明」において同じ。）50万人以上の都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）をいう。

大都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

2　**中核市**

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市（旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、堺市、高槻市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市）をいう。中核市の要件は、①人口30万人以上を有すること、②人口が50万人未満の場合にあっては面積100平方キロメートル以上を有すること、とされている。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として大都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち保健所が処理する事務、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務の全部又は一部を特例として処理することができる。

3　**特例市**

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市（函館市、八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、呉市、下関市、久留米市及び佐世保市）をいう。人口20万人以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、土地区画整理事業に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

4　**都市**

大都市、中核市及び特例市以外の市をいい、**中都市**とは、都市のうち人口10万人以上の市をいい、**小都市**とは、人口10万人未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万人以上を有すること等）を具えていなければならない。また、市町村の合併の特例に関する法律第5条の2及び第5条の3により、市となるべき要件の特例（平成17年3月31日までに合併する場合（平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合を含む。）に限

り、市政施行のための要件を人口３万人以上にすること等）が認められている。

5　**町村**

地方自治法第１条の３第２項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地方自治法第８条第２項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

6　**特別区**

地方自治法第281条第１項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の２第１項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第２条第３項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

7　**一部事務組合**

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

8　**広域連合**

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

**○決算統計基本用語**

9　**普通会計**

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

10　**地方公営事業会計**

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

11　**決算額**

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

12　**地方財政純計額、純計決算額又は純計**

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

13　**市町村決算額**

大都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

14　**形式収支**

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

15　**実質収支**

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

16　**単年度収支**

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

17　**実質単年度収支**

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

**○歳入**

18　**一般財源**

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

19　**一般財源等**

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

20　**地方消費税、地方消費税清算金**

平成９年４月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

21　**地方譲与税**

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の２分の１の額を都道府県及び大都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の３分の１の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の 13 分の２の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。

なお、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの暫定措置として所得税の収入額の一部を都道府県及び市町村に対して譲与する所得譲与税が平成 16 年度から創設されている。

22　**地方特例交付金**

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金及び平成 16 年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。なお、平成 17 年度に限り、義務教育費国庫負担金等の暫定的な減額措置である 4,250 億円を税源移譲予定特例交付金に加え交付するもの。

23　**地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

24　**国庫支出金**

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

25　**都道府県支出金**

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

26　**財源対策債**

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

27　**臨時財政特例債**

投資的経費に係る国庫補助負担率の、昭和60年度から平成4年度の間の暫定的引下げに関して、投資的経費に係る国庫補助負担金減額分を補てんするために増発された建設地方債。

臨時財政特例債償還基金費は、臨時財政特例債の一部に係る平成5年度以降の元利償還に対応するため、平成4年度の基準財政需要額において措置されたものである。

28　**減収補てん債**

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。

29　**減税補てん債**

恒久的な減税及び平成15年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できる。

30　**臨時財政対策債**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされた。

地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に全額算入することとされている。

31　**特定資金公共投資事業債**

日本電信電話株式会社の株式売払収入を活用した地方公共団体に対する無利子貸付金としての性格を有する地方債。

公共的建設事業で、緊急に実施する必要がある事業について、国から地方公共団体に対して補助金等として交付されていた部分に代えて、無利子貸付けを行い、その償還時に償還額に相当する額の補助金等が

交付されるもの。

32　**財政健全化債**

行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等により発行される地方債。

33　**地域再生事業債**

地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る目的で発行される地方債。

地方財政計画の投資単独の対前年度比を上回って事業を実施する団体又は全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体について、通常の地方債の充当（充当率：都道府県 70%・市町村 75%）に加えてさらに 100% までの範囲内で充当することができる。

**○歳出**

34　**目的別歳出**

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

35　**性質別歳出**

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

36　**義務的経費**

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

37　**投資的経費**

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

38　**補助事業**

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

39　**単独事業**

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

40　**国直轄事業**

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

41　**物件費**

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

42　**扶助費**

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

43　**補助費等**

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

44　**繰出金**

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

45　**公債費**

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

46　**民生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

47　**衛生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

**○財政分析指標**

48　**経常収支比率**

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

49　**公債費負担比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

50　**公債費比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に占める公債費に充当された一般財源（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）の割合。

51　**起債制限比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び

公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去３年間の平均値。

起債制限比率が20％以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、30％以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される）こととなる。

52　**実質収支比率**

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

53　**財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

54　**標準財政規模**

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

55　**標準税収入額**

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

**○地方財政計画等**

56　**地方財政計画**

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

57　**一般行政経費**

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

58　**地方債計画**

毎年度国の財政投融資計画と関連して総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別の起債許可予定額を示した全体計画。

59　**債務負担行為**

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

60 **財政調整基金**

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

61 **減債基金**

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

62 **その他特定目的基金**

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

63 **基準財政需要額**

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

| 単位費用 | ×測定単位 | ×補正係数 |
|---|---|---|
| （測定単位１当たり費用） | （人口・面積等） | （寒冷補正等） |

64 **単位費用**

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位１単位当たりで示したもの。

65 **測定単位**

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

66 **補正係数**

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落としている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

67 **基準財政収入額**

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75／100＋地方譲与税等

68 **留保財源**

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、平成15年度に都道府県に係る留保財源率の引上げが行われ、都道府県、市町村とも税収見込額の25%（従来は都道府県20%、市町村25%）とされている。

69 **ラスパイレス指数**

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

**○公営企業**

70　**法適用企業・法非適用企業**

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの７事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等（以上、任意適用事業）がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。

71　**損益収支**

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

72　**資本収支**

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

73　**収益的収入**

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

74　**資本的収入**

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

各項目の詳細な計数は、**資料編**に集録してある。なお、文章編の見出しの〔　〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。

## はじめに

本報告は、地方財政法第30条の2の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして、国会に報告するものであり、以下の2部から構成されている。

第1部では、平成15年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、主な公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成16年度の地方財政運営の状況等及び平成17年度の地方財政の見通しについて明らかにするとともに、最近の地方財政の動向を要約し、当面の主要な課題について取りまとめている。

（独立行政法人　国立印刷局製造）

# 第１部　平成15年度の地方財政

## 1　地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

### (1)　国・地方を通じた財政支出の状況［第32表］

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の10特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は147兆1,516億円で、前年度と比べると2.5%減（対前年度比1.6%減）となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、**第１図**のとおりであり、平成15年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（26.0%）を占め、以下、公債費（19.5%）、国土保全及び開発費（16.6%）、教育費（13.7%）の順となっている。

なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、昭和50年度以降の巨額の財源不足、平成4年度以降の経済対策等に対処するため、国・地方を通じて大量の公債が発行されたことによるものである。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が55兆8,510億円（全体の38.0%）、地方が91兆3,006億円（同62.0%）で、前年度と比べると、国が2.9%減（前年度0.1%増）、

**第１図　国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移**

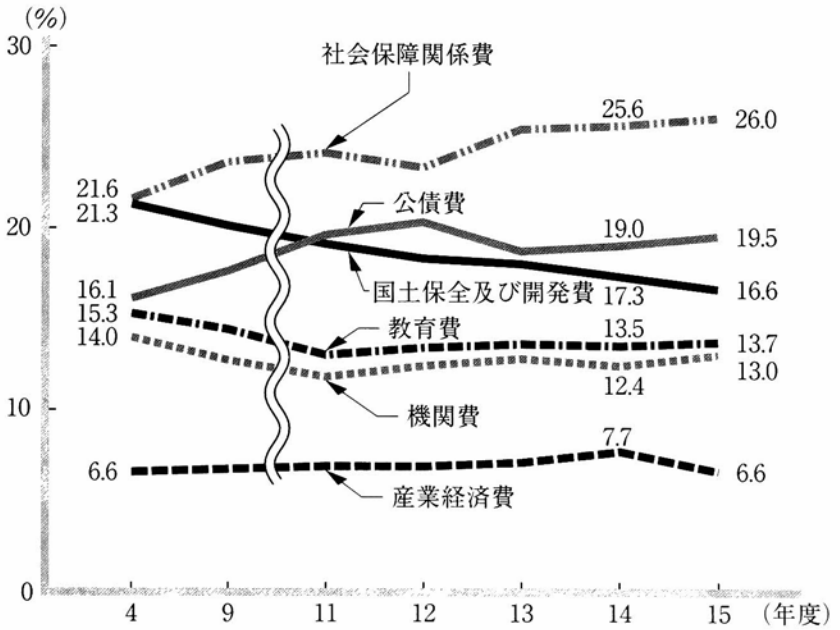

**第２図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）**

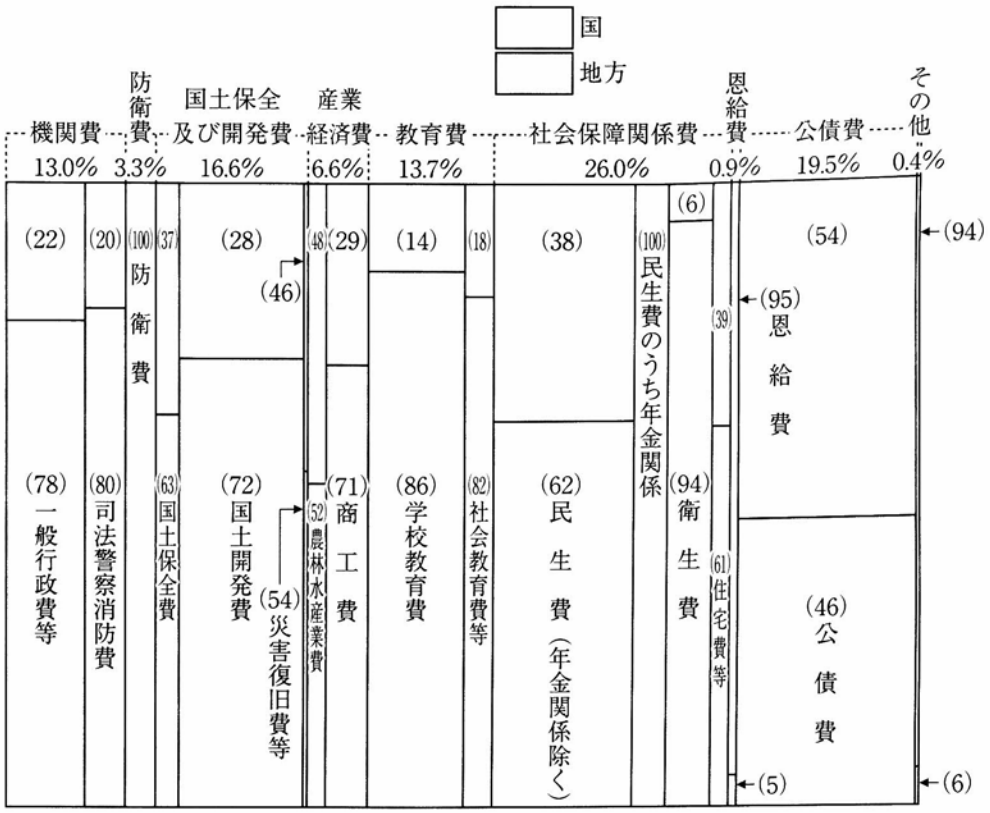


（注）（　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

地方が2.2%減（同2.6%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第２図**である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。更に、民生費（年金関係を除く）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

## (2)　国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

**第3図　国内総支出と地方財政**

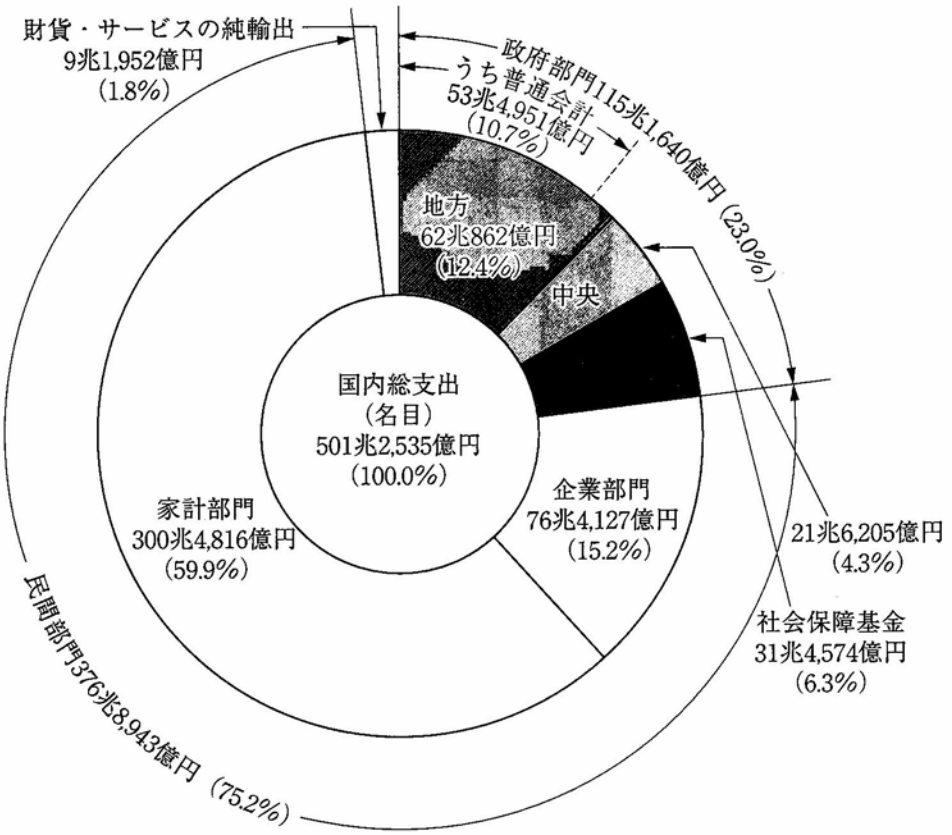


**ア　国内総支出と地方財政［第33表、第130表］**

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合でみると、**第3図**のとおりである。平成15年度の国内総支出は501兆2,535億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が59.9%（前年度60.7%）、政府部門が23.0%（同23.6%）、企業部門が15.2%（同14.5%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が12.4%（同13.0%）、中央政府が4.3%（同4.4%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は53兆4,951億円で、国内総支出の10.7%（同11.2%）を占めている。

**イ　公的支出の状況［第32表、第129表］**

政府部門による公的支出の推移は、**第4図**のとおりである。平成15年度の公的支出は、公的総資本形成（公的総固定資本形成と公的在庫品増加の合計額）が前年度を下回ったことから前年度と比べると2.0%減（前年度1.3%減）の115兆1,640億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、前年度と比べると0.6%ポイント低下の23.0%となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が88兆20億円、公的総資本形成が27兆1,621億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は0.5%増（前年度0.6%増）、公的総資本形成は9.5%減（同6.2%減）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、**第5図**のとおりである。中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.2%減（前年度1.6%増）、公的総資本形成が5.7%減（同1.5%減）で合計2.3%減（同0.4%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は前年度（18.8%）と同じ18.8%となっている。

## 第４図　公的支出の推移

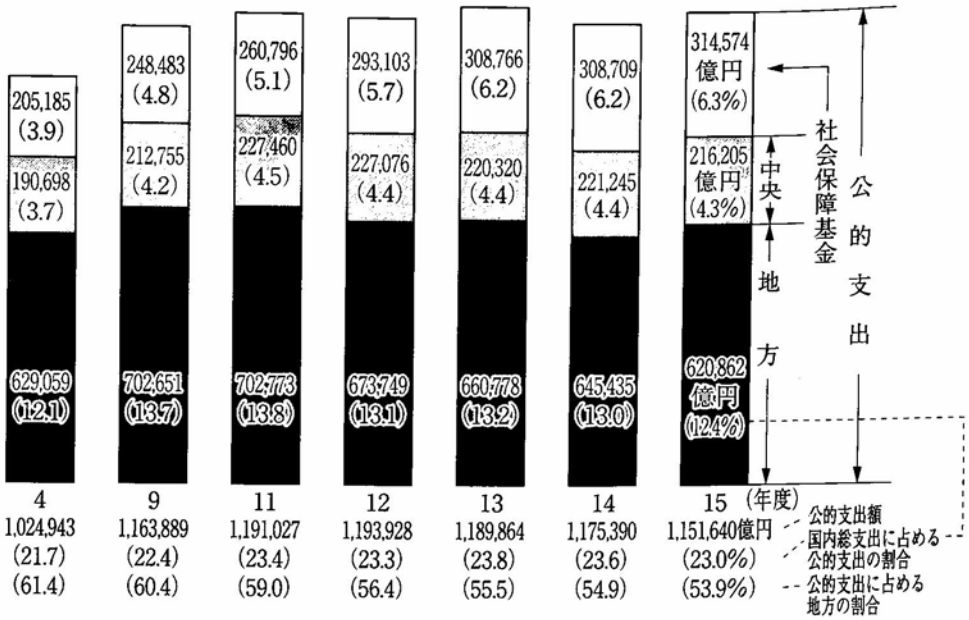


## 第５図　公的支出の状況

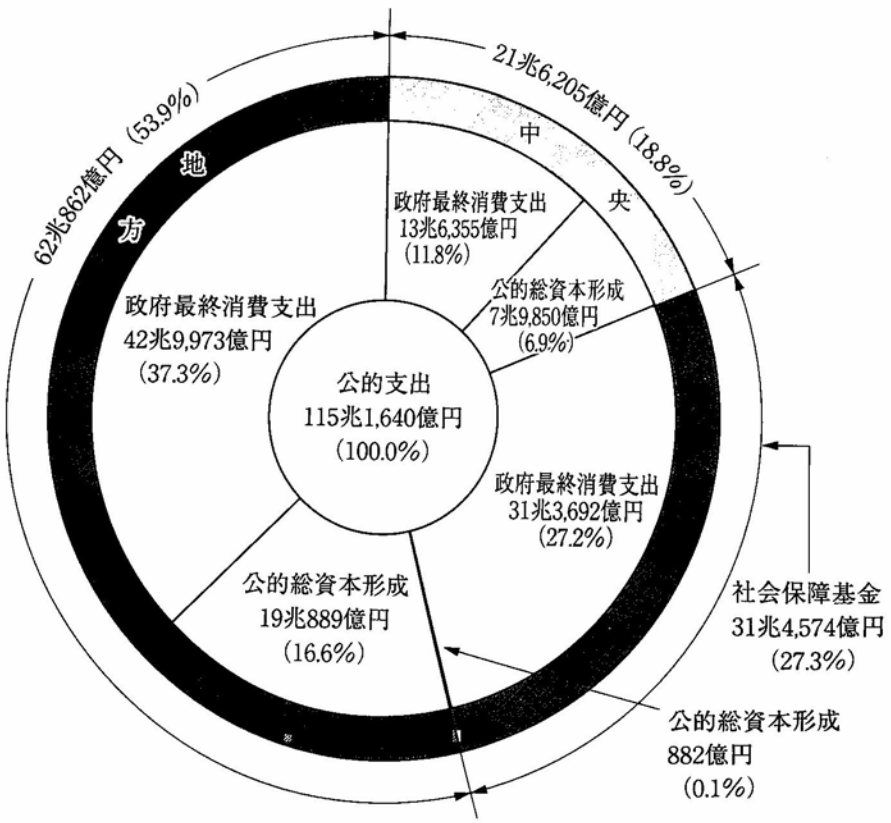

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.3%減(前年度0.7%増)、公的総資本形成が10.9%減(同7.9%減)で、合計3.8%減(同2.3%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度(54.9%)より1.0%ポイント低下の53.9%となっている。

各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、**第6図**のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(49.3%)と比べると0.4%ポイント低下の48.9%、公的総資本形成においては前年度(71.4%)と比べると1.1%ポイント低下の70.3%となっており、公的総資本形成においては、7割を超える額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

**第6図　国内総支出の増加率に対する寄与度**

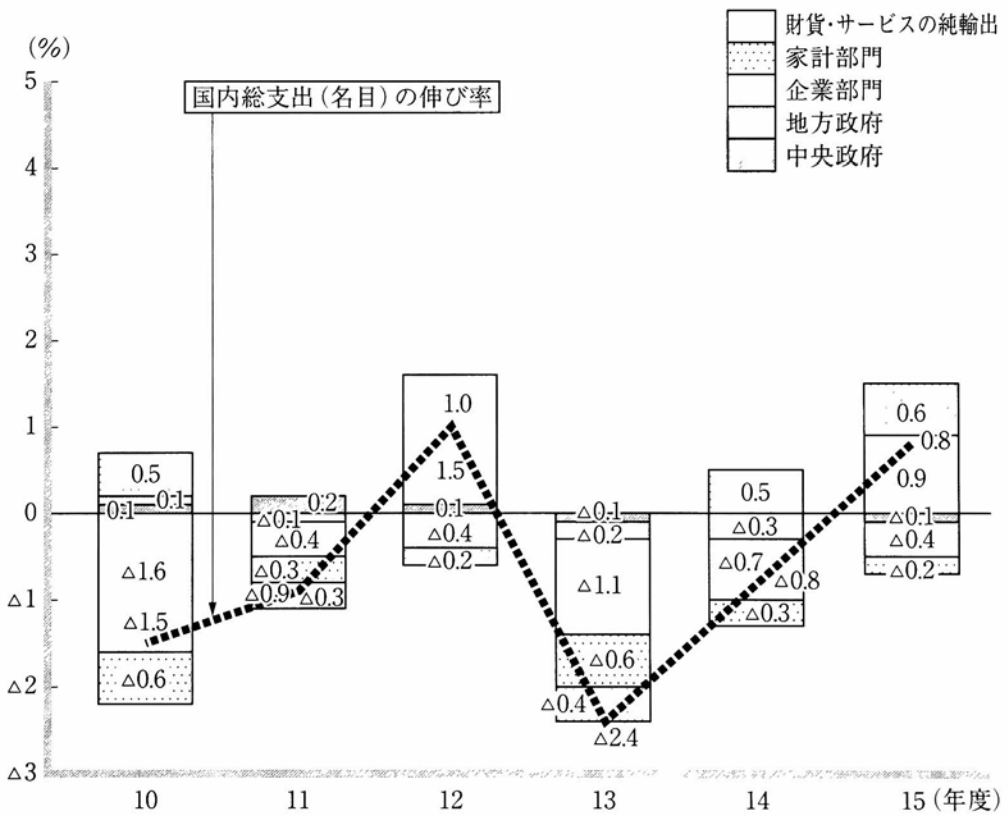

# 2　地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成15年度の地方財政について、8までにおいて普通会計の状況を示すとともに、9において地方公営事業会計の状況を示す。

## (1)　決　算　規　模［第1表、第5表、第11表、第71表］

地方公共団体（47都道府県、3,132市町村、23特別区、1,975一部事務組合及び82広域連合（以下、一

**第1表　地方公共団体の決算規模（純計）**

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 増減率 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| | 億円 | % | 億円 | % |
| 歳入 | 948,870 | △ 2.3 | 971,702 | △ 2.8 |
| 歳出 | 925,818 | △ 2.4 | 948,394 | △ 2.7 |

**第2表　団体種類別決算規模の状況**

| 区分 | 決算額 平成15年度 | 決算額 平成14年度 | 増減額 | 増減率 15年度 | 増減率 14年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % |
| 歳入 | | | | | |
| 都道府県 | 498,110 | 514,642 | △ 16,532 | △ 3.2 | △ 4.6 |
| 市町村（純計額） | 511,958 | 517,966 | △ 6,008 | △ 1.2 | △ 2.2 |
| 大都市 | 100,515 | 97,571 | 2,944 | 3.0 | △ 1.8 |
| 特別区 | 27,341 | 27,182 | 160 | 0.6 | △ 4.5 |
| 中核市 | 53,607 | 47,071 | 6,536 | 13.9 | 4.0 |
| 特例市 | 33,809 | 32,929 | 880 | 2.7 | 18.1 |
| 都市 | 161,751 | 170,805 | △ 9,054 | △ 5.3 | △ 6.1 |
| 町村 | 127,744 | 132,949 | △ 5,206 | △ 3.9 | △ 2.8 |
| 一部事務組合 | 24,908 | 27,275 | △ 2,367 | △ 8.7 | 0.2 |
| 合計（純計額） | 948,870 | 971,702 | △ 22,832 | △ 2.3 | △ 2.8 |
| 歳出 | | | | | |
| 都道府県 | 489,170 | 505,039 | △ 15,869 | △ 3.1 | △ 4.6 |
| 市町村（純計額） | 497,846 | 504,260 | △ 6,415 | △ 1.3 | △ 1.9 |
| 大都市 | 99,392 | 96,558 | 2,834 | 2.9 | △ 1.6 |
| 特別区 | 26,418 | 26,453 | △ 35 | △ 0.1 | △ 3.6 |
| 中核市 | 52,109 | 45,836 | 6,272 | 13.7 | 4.3 |
| 特例市 | 33,069 | 32,222 | 847 | 2.6 | 18.1 |
| 都市 | 157,493 | 166,562 | △ 9,069 | △ 5.4 | △ 5.8 |
| 町村 | 123,127 | 128,177 | △ 5,050 | △ 3.9 | △ 2.6 |
| 一部事務組合 | 23,956 | 26,269 | △ 2,313 | △ 8.8 | 0.1 |
| 合計（純計額） | 925,818 | 948,394 | △ 22,576 | △ 2.4 | △ 2.7 |

（注）一部事務組合には、広域連合を含めている。以下の表において同じ。

**第７図　決算規模の推移**

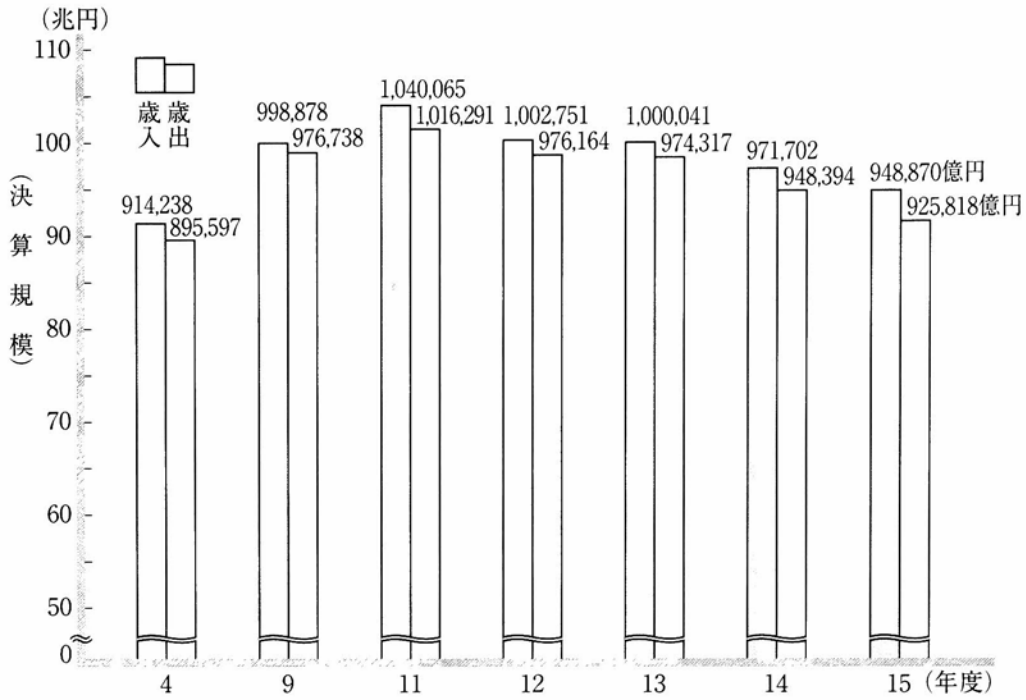


部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第１表**のとおり、歳入94兆8,870億円（前年度97兆1,702億円）、歳出92兆5,818億円（同94兆8,394億円）で、歳入、歳出いずれも４年連続して減少している。

また、前年度と比べると、歳入2.3%減（前年度2.8%減）、歳出2.4%減（同2.7%減）となっている。

このように決算規模が前年度決算額を下回った主な要因としては、歳入については、地方税及び地方交付税等が減少したこと、歳出については、普通建設事業費を中心に投資的経費が減少したことなどがあげられる。

団体種類別の決算規模の状況は、**第２表**のとおりであり、都道府県、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）ともに歳入、歳出は、それぞれ前年度決算額を下回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第７図**のとおりである。

## (2)　決　算　収　支

### ア　実　質　収　支［第７表］

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、**第３表**のとおりである。

平成15年度の実質収支は、１兆2,046億円の黒字（前年度１兆783億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いている。また、前年度と比べると、黒字幅はやや増加している。

団体種類別に実質収支をみると、都道府県においては、６年連続で赤字団体が発生したものの、1,477億円の黒字（前年度1,344億円の黒字）となっている。

また、市町村においては、１兆570億円の黒字（前年度9,439億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成14年度に赤字であった25団体（１府１県、23市町村。打切

## 第3表 実 質 収 支 の 状 況

| 区分 | | 平成15年度 団体数 | 形式収支 | 翌年度に繰り越すべき財源 | 実質収支 | 平成14年度 団体数 | 実質収支 | 増減 団体数 | 実質収支 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 億円 | 億円 | 億円 | | 億円 | | 億円 |
| 全団体 | 都道府県 | 47 | 8,940 | 7,463 | 1,477 | 47 | 1,344 | − | 133 |
| | 市町村 | 5,212 | 14,112 | 3,542 | 10,570 | 5,349 | 9,439 | △ 137 | 1,130 |
| | 合計 | 5,259 | 23,052 | 11,005 | 12,046 | 5,396 | 10,783 | △ 137 | 1,264 |
| 黒字の団体 | 都道府県 | 45 | 8,837 | 7,028 | 1,810 | 45 | 1,785 | − | 25 |
| | 市町村 | 5,172 | 14,214 | 3,407 | 10,808 | 5,318 | 9,642 | △ 146 | 1,166 |
| | 合計 | 5,217 | 23,052 | 10,434 | 12,617 | 5,363 | 11,427 | △ 146 | 1,190 |
| 赤字の団体 | 都道府県 | 2 | 103 | 436 | △ 333 | 2 | △ 441 | − | 109 |
| | 市町村 | 40 | △ 103 | 136 | △ 238 | 31 | △ 203 | 9 | △ 35 |
| | 合計 | 42 | 0 | 571 | △ 571 | 33 | △ 644 | 9 | 73 |

（注） 1 平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれており、平成14年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった８市町村が含まれている。

2 市町村の額は単純合計である。

### 第８図 実質収支の推移

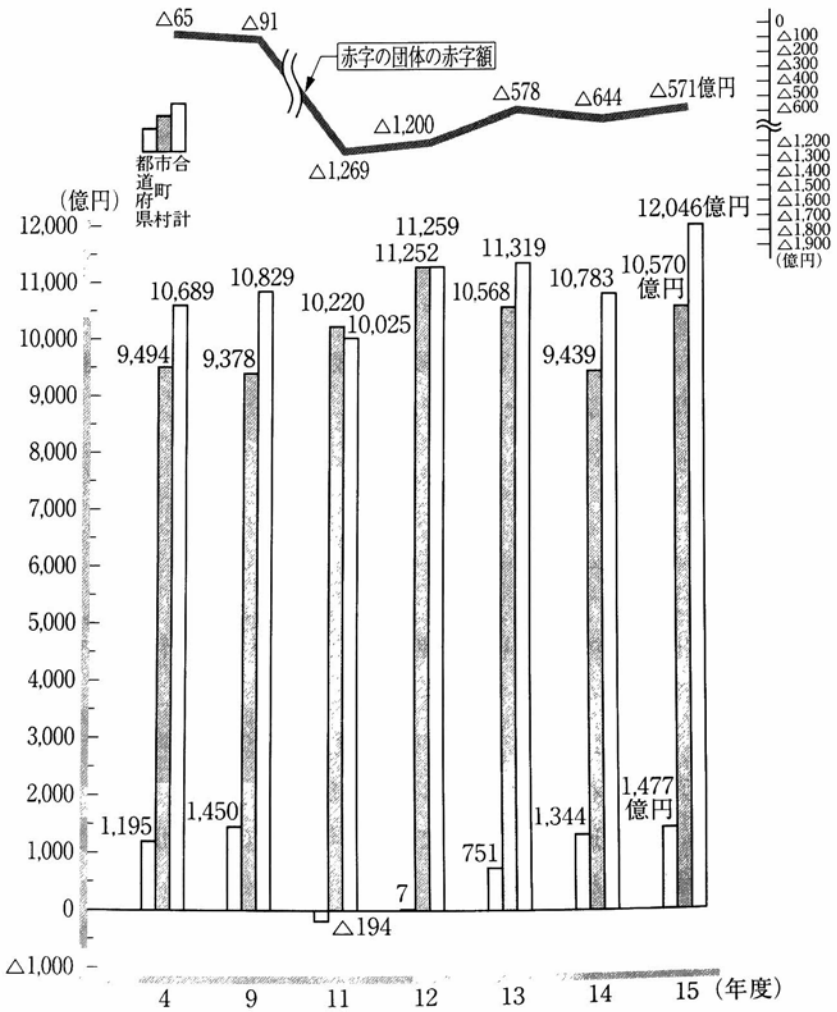


（注） 市町村の額は単純合計額である。

**第９図　実質収支比率の推移**

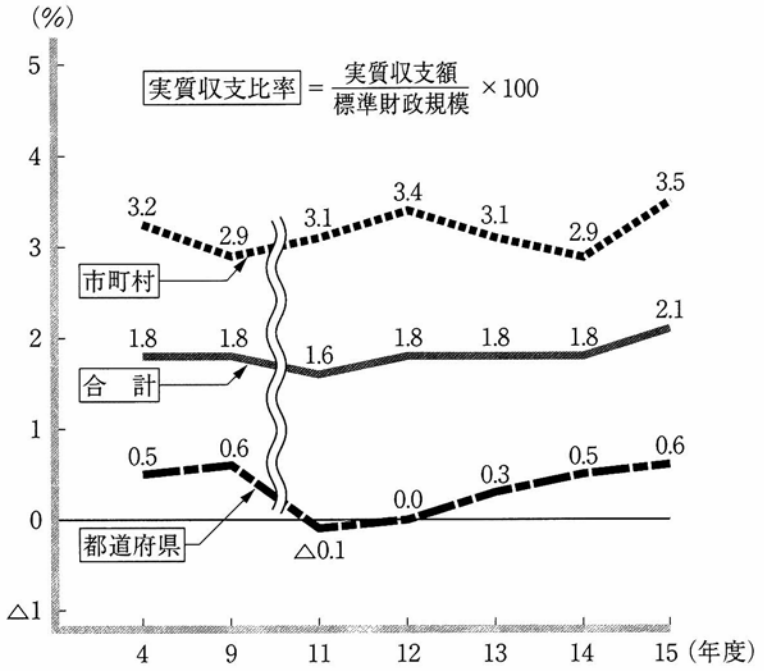


(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

り決算（市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。）が行われたことによる赤字団体は除いている。）のうち21団体（1府1県、19市町村）が引き続き赤字であり、7団体（3市、3村、1一部事務組合）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は28団体であり、前年度と比べると3団体増加している。

なお、市町村合併に伴う打切り決算により、これ以外に14団体（14市町村）が赤字となった。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、**第８図**のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、**第９図**のとおりであり、平成15年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は前年度と比べると0.3%ポイント上昇の2.1%となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県は0.1%ポイント上昇の0.6%、特別区及び一部事務組合等を除く市町村は0.6%ポイント上昇の3.5%となっている。

**イ　単年度収支及び実質単年度収支［第７表］**

単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、2年ぶりに黒字に転じており（前年度554億円の赤字）、その黒字額は1,397億円となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県は133億円の黒字（前年度592億円の黒字）、市町村は1,263億円の黒字（同1,146億円の赤字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、2年ぶりに黒字に転じており（前年度978億円の赤字）、その黒字額は918億円となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県は458億円の赤字（前年度1,017億円の黒字）、市町村は1,377億円の黒字（同1,995億円の赤字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、**第４表**のとおりである。

**第4表　赤字の団体数の状況**

| 区分 | 全団体数 | | 赤字の団体数 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実質収支 | | | | 単年度収支 | | | | 実質単年度収支 | | | |
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | | 14年度 | | 15年度 | | 14年度 | | 15年度 | | 14年度 | |
| | (A) | (B) | 団体数 (C) | 割合 (C)/(A) | 団体数 (D) | 割合 (D)/(B) | 団体数 (E) | 割合 (E)/(A) | 団体数 (F) | 割合 (F)/(B) | 団体数 (G) | 割合 (G)/(A) | 団体数 (H) | 割合 (H)/(B) |
| | | | | % | | % | | % | | % | | % | | % |
| 都道府県 | 47 | 47 | 2 | 4.3 | 2 | 4.3 | 20 | 42.6 | 27 | 57.4 | 15 | 31.9 | 25 | 53.2 |
| 大都市 | 13 | 12 | 1 | 7.7 | 1 | 8.3 | 5 | 38.5 | 8 | 66.7 | 5 | 38.5 | 6 | 50.0 |
| 中核市 | 35 | 30 | − | − | − | − | 10 | 28.6 | 16 | 53.3 | 8 | 22.9 | 17 | 56.7 |
| 特例市 | 39 | 37 | 2 | 5.1 | 2 | 5.4 | 14 | 35.9 | 20 | 54.1 | 18 | 46.2 | 24 | 64.9 |
| 都市 | 602 | 596 | 16 | 2.7 | 15 | 2.5 | 230 | 38.2 | 375 | 62.9 | 256 | 42.5 | 389 | 65.3 |
| 中都市 | 139 | 148 | 3 | 2.2 | 3 | 2.0 | 60 | 43.2 | 98 | 66.2 | 56 | 40.3 | 87 | 58.8 |
| 小都市 | 463 | 448 | 13 | 2.8 | 12 | 2.7 | 170 | 36.7 | 277 | 61.8 | 200 | 43.2 | 302 | 67.4 |
| 町村 | 2,443 | 2,537 | 20 | 0.8 | 13 | 0.5 | 1,064 | 43.6 | 1,485 | 58.5 | 1,139 | 46.6 | 1,583 | 62.4 |
| 市町村小計 | 3,132 | 3,212 | 39 | 1.2 | 31 | 1.0 | 1,323 | 42.2 | 1,904 | 59.3 | 1,426 | 45.5 | 2,019 | 62.9 |
| 特別区 | 23 | 23 | − | − | − | − | 4 | 17.4 | 18 | 78.3 | 7 | 30.4 | 11 | 47.8 |
| 一部事務組合 | 2,057 | 2,114 | 1 | 0.0 | − | − | 1,009 | 49.1 | 896 | 42.4 | 987 | 48.0 | 877 | 41.5 |
| 市町村計 | 5,212 | 5,349 | 40 | 0.8 | 31 | 0.6 | 2,336 | 44.8 | 2,818 | 52.7 | 2,420 | 46.4 | 2,907 | 54.3 |
| 合計 | 5,259 | 5,396 | 42 | 0.8 | 33 | 0.6 | 2,356 | 44.8 | 2,845 | 52.7 | 2,435 | 46.3 | 2,932 | 54.3 |

（注）平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれており、平成14年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった８市町村が含まれている。

## (3)　歳　　入［第11表］

歳入純計決算額は94兆8,870億円で、前年度と比べると2.3%減（前年度2.8%減）となり、前年度に引き続き減少した。

決算額の主な内訳をみると、**第5表**のとおりである。

**第5表　歳入純計決算額の状況**

| 区分 | 決算額 | | | 構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % |
| 地方税 | 326,657 | 333,785 | △ 7,128 | 34.4 | 34.4 | △ 2.1 | △ 6.1 |
| 地方譲与税 | 6,940 | 6,342 | 598 | 0.7 | 0.7 | 9.4 | 1.6 |
| 地方特例交付金 | 10,062 | 9,036 | 1,026 | 1.1 | 0.9 | 11.4 | 0.2 |
| 地方交付税 | 180,693 | 195,449 | △ 14,756 | 19.0 | 20.1 | △ 7.5 | △ 4.0 |
| 小計（一般財源） | 524,352 | 544,612 | △ 20,260 | 55.3 | 56.0 | △ 3.7 | △ 5.2 |
| 国庫支出金 | 131,421 | 131,748 | △ 327 | 13.9 | 13.6 | △ 0.2 | △ 9.5 |
| 地方債 | 137,894 | 133,186 | 4,709 | 14.5 | 13.7 | 3.5 | 12.7 |
| その他 | 155,203 | 162,156 | △ 6,954 | 16.3 | 16.7 | △ 4.3 | 0.0 |
| 合計 | 948,870 | 971,702 | △ 22,832 | 100.0 | 100.0 | △ 2.3 | △ 2.8 |

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

**第10図　歳入純計決算額の構成比の推移**

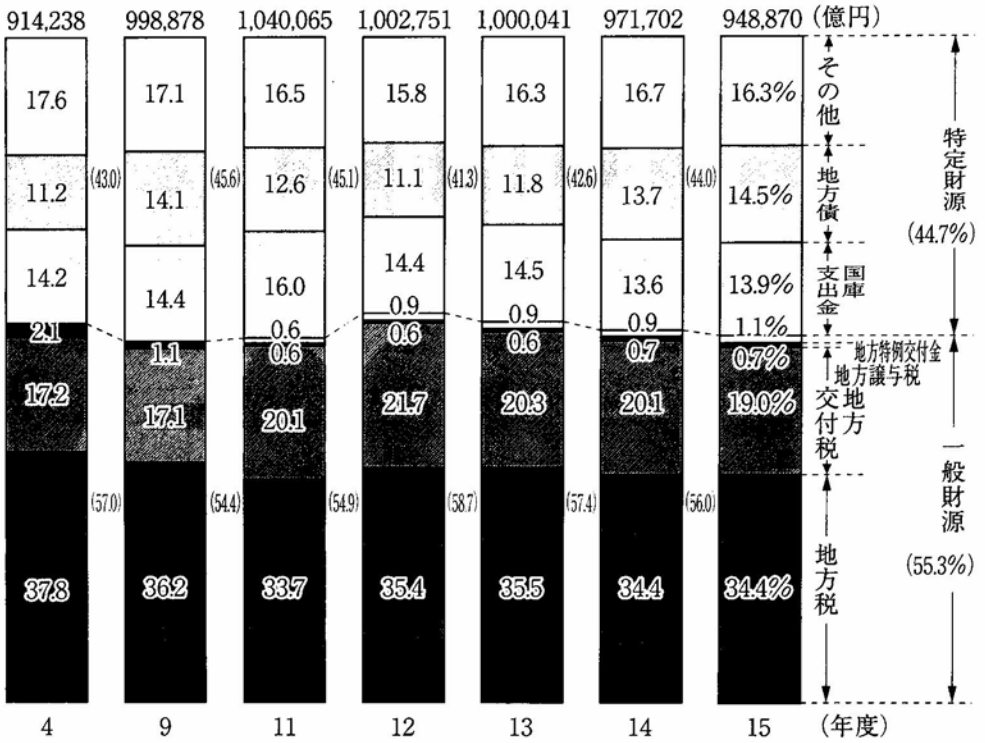


（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税（対前年度比2.1%減）は、都道府県の事業税は増加したものの、道府県民税、市町村民税の減少等により、減少している。

地方交付税（同7.5%減）が前年度に引き続き減少した一方、地方特例交付金（同11.4%増）は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置等により増加している。

国庫支出金（同0.2%減）は、義務教育費国庫負担金の一般財源化等に伴い減少している。

地方債（同3.5%増）は、臨時財政対策債及び減税補てん債の増加等により増加している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、**第10図**のとおりである。主な歳入項目の構成比の推移は次のとおりである。

地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度（歳入総額の44.3%）以降低下し、33%から36%台の間で推移しており、平成15年度は前年度と同じ34.4%となっている。

地方交付税の構成比は、平成2年度から7年度までは低下の傾向にあり、8年度から12年度までは上昇の傾向にあったが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から再び低下の傾向に転じ、15年度は前年度と比べると1.1%ポイント低下の19.0%となっている。

国庫支出金の構成比は、14%台で推移した後、経済対策の規模の拡大、介護保険制度の実施準備等から平成10年度、11年度と連続して上昇し、12年度からは再び14%台で推移したが、14年度以降13%台に低下となり、15年度は前年度と比べると0.3%ポイント上昇の13.9%となっている。

地方債の構成比は、経済対策の影響等から上昇した平成10年度を除き、8年度から12年度までは低下傾向にあった。13年度から臨時財政対策債の発行により上昇の傾向にあり、15年度は前年度と比べると0.8%ポイント上昇の14.5%となっている。

**第11図　歳入決算額の構成比**

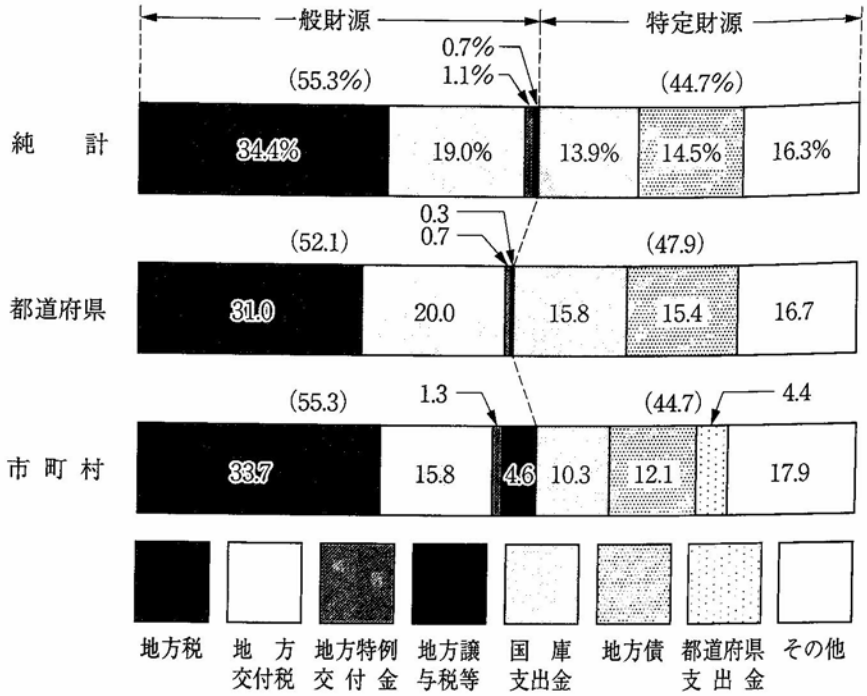


(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

なお、臨時財政対策債の発行額を除くと、2.0% ポイント低下の 9.0% となっている。

一般財源の構成比は、平成元年度（歳入総額の 62.7%）をピークに低下したのち、8 年度から 12 年度までおおむね上昇傾向にあったが、13 年度から地方交付税の減少により、減少傾向に転じ、15 年度は前年度と比べると、0.7% ポイント低下の 55.3% となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額を加えると、2.1% ポイント上昇の 60.8% となっている。

次に、歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、**第 11 図**のとおりである。

都道府県においては、地方税が最も大きな割合（31.0%）を占め、以下、地方交付税（20.0%）、国庫支出金（15.8%）の順となっている。

一方、市町村においては、地方税が最も大きな割合（33.7%）を占め、以下、地方交付税（15.8%）、地方債（12.1%）の順となっている。

## (4) 歳　　出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

### ア 目的別歳出

#### (ア) 目的別歳出 [第 34 表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は 92 兆 5,818 億円で、前年度と比べると 2.4%減（前年度 2.7%減）となっている。

目的別歳出の構成比は、**第 6 表**のとおりであり、教育費（歳出総額の 18.6%）、土木費（同 17.8%）、民

## 第6表　目的別歳出純計決算額の状況

| 区分 | 決算額 | | | 構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % |
| 総務費 | 90,393 | 85,559 | 4,834 | 9.8 | 9.0 | 5.6 | △ 4.3 |
| 民生費 | 145,402 | 143,032 | 2,370 | 15.7 | 15.1 | 1.7 | 1.8 |
| 衛生費 | 58,963 | 64,549 | △ 5,586 | 6.4 | 6.8 | △ 8.7 | △ 3.3 |
| 労働費 | 3,738 | 4,875 | △ 1,137 | 0.4 | 0.5 | △ 23.3 | △ 38.9 |
| 農林水産業費 | 46,939 | 51,552 | △ 4,613 | 5.1 | 5.4 | △ 8.9 | △ 6.9 |
| 商工費 | 48,411 | 49,832 | △ 1,421 | 5.2 | 5.3 | △ 2.9 | △ 7.2 |
| 土木費 | 164,391 | 176,720 | △ 12,329 | 17.8 | 18.6 | △ 7.0 | △ 4.8 |
| 消防費 | 18,200 | 18,593 | △ 392 | 2.0 | 2.0 | △ 2.1 | △ 0.2 |
| 警察費 | 33,620 | 34,073 | △ 454 | 3.6 | 3.6 | △ 1.3 | 0.4 |
| 教育費 | 172,014 | 176,544 | △ 4,530 | 18.6 | 18.6 | △ 2.6 | △ 1.9 |
| 公債費 | 131,915 | 130,635 | 1,279 | 14.2 | 13.8 | 1.0 | 1.7 |
| その他 | 11,832 | 12,430 | △ 597 | 1.2 | 1.3 | △ 4.8 | △ 9.9 |
| 合計 | 925,818 | 948,394 | △ 22,576 | 100.0 | 100.0 | △ 2.4 | △ 2.7 |

## 第7表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移

| 区分 | 平成10年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 総務費 | 8.6 | 9.0 | 9.4 | 9.2 | 9.0 | 9.8 |
| 民生費 | 13.4 | 14.8 | 13.7 | 14.4 | 15.1 | 15.7 |
| 衛生費 | 6.6 | 6.5 | 6.7 | 6.9 | 6.8 | 6.4 |
| 労働費 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.8 | 0.5 | 0.4 |
| 農林水産業費 | 6.4 | 6.1 | 6.0 | 5.7 | 5.4 | 5.1 |
| 商工費 | 6.2 | 5.9 | 5.6 | 5.5 | 5.3 | 5.2 |
| 土木費 | 21.9 | 20.6 | 20.0 | 19.1 | 18.6 | 17.8 |
| 消防費 | 1.9 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.0 |
| 警察費 | 3.4 | 3.4 | 3.5 | 3.5 | 3.6 | 3.6 |
| 教育費 | 18.6 | 17.9 | 18.5 | 18.5 | 18.6 | 18.6 |
| 公債費 | 10.9 | 11.6 | 12.7 | 13.2 | 13.8 | 14.2 |
| その他 | 1.6 | 1.8 | 1.5 | 1.3 | 1.3 | 1.2 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 歳出合計 | 1,001,975 | 1,016,291 | 976,164 | 974,317 | 948,394 | 925,818 |

生費（同15.7%）、公債費（同14.2%）、総務費（同9.8%）の順となっており、教育費、土木費及び民生費で全体の5割以上を占めている。

これらの項目の伸び率をみると、教育費が2.6%減（前年度1.9%減）、土木費が7.0%減（同4.8%減）、民生費が1.7%増（同1.8%増）、公債費が1.0%増（同1.7%増）、総務費が5.6%増（同4.3%減）となっ

**第12図　目的別歳出決算額の構成比**

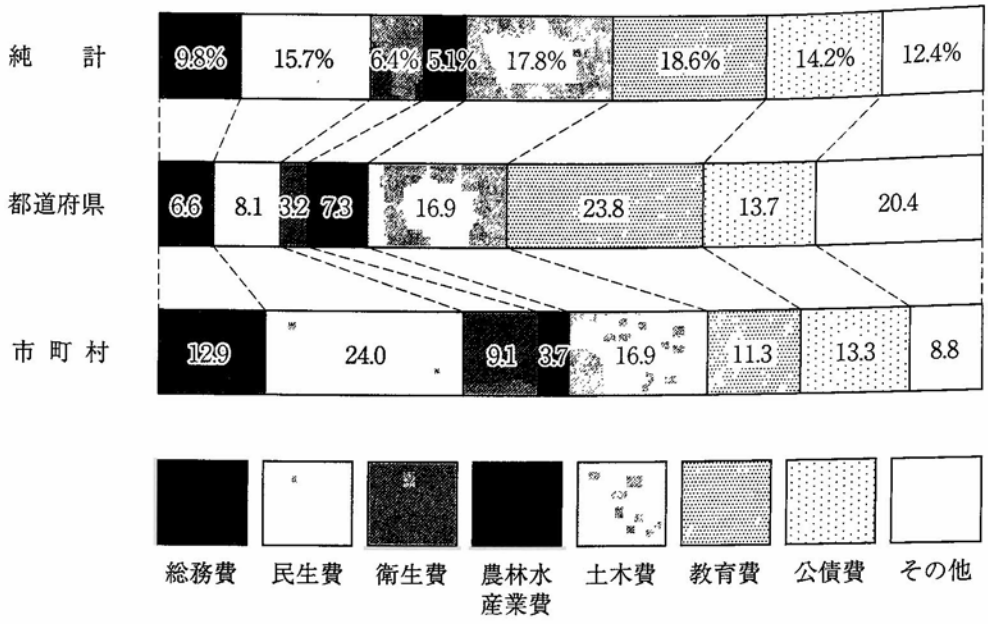


**第8表　一般財源の目的別経費充当状況**

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 構成比 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| | 億円 | % | 億円 | % |
| 総務費 | 64,674 | 12.3 | 63,573 | 11.7 |
| 民生費 | 75,663 | 14.4 | 77,465 | 14.2 |
| 衛生費 | 35,716 | 6.8 | 37,887 | 7.0 |
| 労働費 | 1,056 | 0.2 | 1,228 | 0.2 |
| 農林水産業費 | 15,446 | 2.9 | 16,662 | 3.1 |
| 商工費 | 8,135 | 1.6 | 9,047 | 1.7 |
| 土木費 | 58,886 | 11.2 | 61,765 | 11.3 |
| 消防費 | 13,620 | 2.6 | 14,463 | 2.7 |
| 警察費 | 25,155 | 4.8 | 26,433 | 4.9 |
| 教育費 | 100,636 | 19.2 | 106,243 | 19.5 |
| 公債費 | 101,863 | 19.4 | 105,068 | 19.3 |
| その他 | 6,607 | 1.4 | 7,096 | 1.2 |
| 翌年度への繰越額 | 16,895 | 3.2 | 17,682 | 3.2 |
| 一般財源計 | 524,352 | 100.0 | 544,612 | 100.0 |

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

ており、民生費及び公債費が引き続き増加している。

目的別歳出の構成比の推移は、**第7表**のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下しつつある一方、数次にわたる経済対策の影響を受けて公債費の構成比が上昇している。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、**第12図**のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどにより教育費が最も大きな割合（23.8%）を占め、以下、土木費（16.9%）、公債費（13.7%）、民生費（8.1%）、農林水産業費（7.3%）の順となっている。

**第13図　一般財源充当額の目的別構成比の推移**

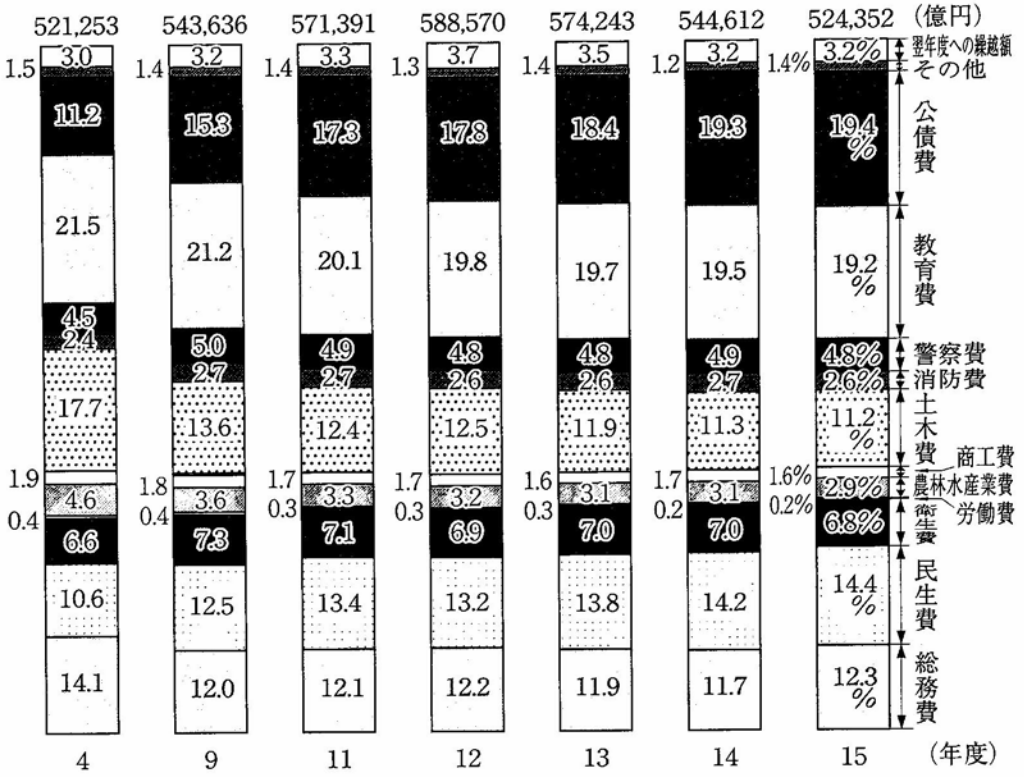


**第9表　性質別歳出純計決算額の状況**

| 区分 | 決算額 | | | 構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % |
| 義務的経費 | 461,221 | 461,731 | △ 511 | 49.8 | 48.7 | △ 0.1 | 0.1 |
| 人件費 | 259,323 | 263,942 | △ 4,619 | 28.0 | 27.8 | △ 1.8 | △ 1.7 |
| 扶助費 | 70,349 | 67,424 | 2,925 | 7.6 | 7.1 | 4.3 | 4.1 |
| 公債費 | 131,549 | 130,365 | 1,184 | 14.2 | 13.7 | 0.9 | 1.7 |
| 投資的経費 | 185,708 | 211,880 | △ 26,172 | 20.1 | 22.3 | △ 12.4 | △ 7.8 |
| 普通建設事業費 | 182,503 | 208,242 | △ 25,738 | 19.7 | 22.0 | △ 12.4 | △ 7.6 |
| うち 補助事業費 | 78,735 | 92,339 | △ 13,604 | 8.5 | 9.7 | △ 14.7 | △ 7.3 |
| うち 単独事業費 | 91,077 | 101,270 | △ 10,193 | 9.8 | 10.7 | △ 10.1 | △ 8.4 |
| 災害復旧事業費 | 3,029 | 3,455 | △ 426 | 0.3 | 0.4 | △ 12.3 | △ 14.3 |
| 失業対策事業費 | 175 | 183 | △ 8 | 0.0 | 0.0 | △ 4.2 | △ 52.4 |
| その他の経費 | 278,889 | 274,783 | 4,107 | 30.1 | 29.0 | 1.5 | △ 3.0 |
| 合計 | 925,818 | 948,394 | △ 22,576 | 100.0 | 100.0 | △ 2.4 | △ 2.7 |

また、市町村においては、民生費（24.0%）が最も大きな割合を占め、以下、土木費（16.9%）、公債費（13.3%）、総務費（12.9%）、教育費（11.3%）の順となっている。

**（イ） 一般財源の充当状況**

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、**第8表**のとおりである。一般財源総額（52兆4,352億円）に占める目的別歳出の割合をみると、公債費が最も大きな割合（19.4%）を占め、以下、教育費（19.2%）、民生費（14.4%）、総務費（12.3%）、土木費（11.2%）の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、**第13図**のとおりである。近年、公債費に充当された一般財源の構成比が上昇し、教育費に充当された一般財源の構成比が低下する傾向にある。

**イ 性質別歳出**

**（ア） 性質別歳出［第71表］**

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

**第14図 歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移**

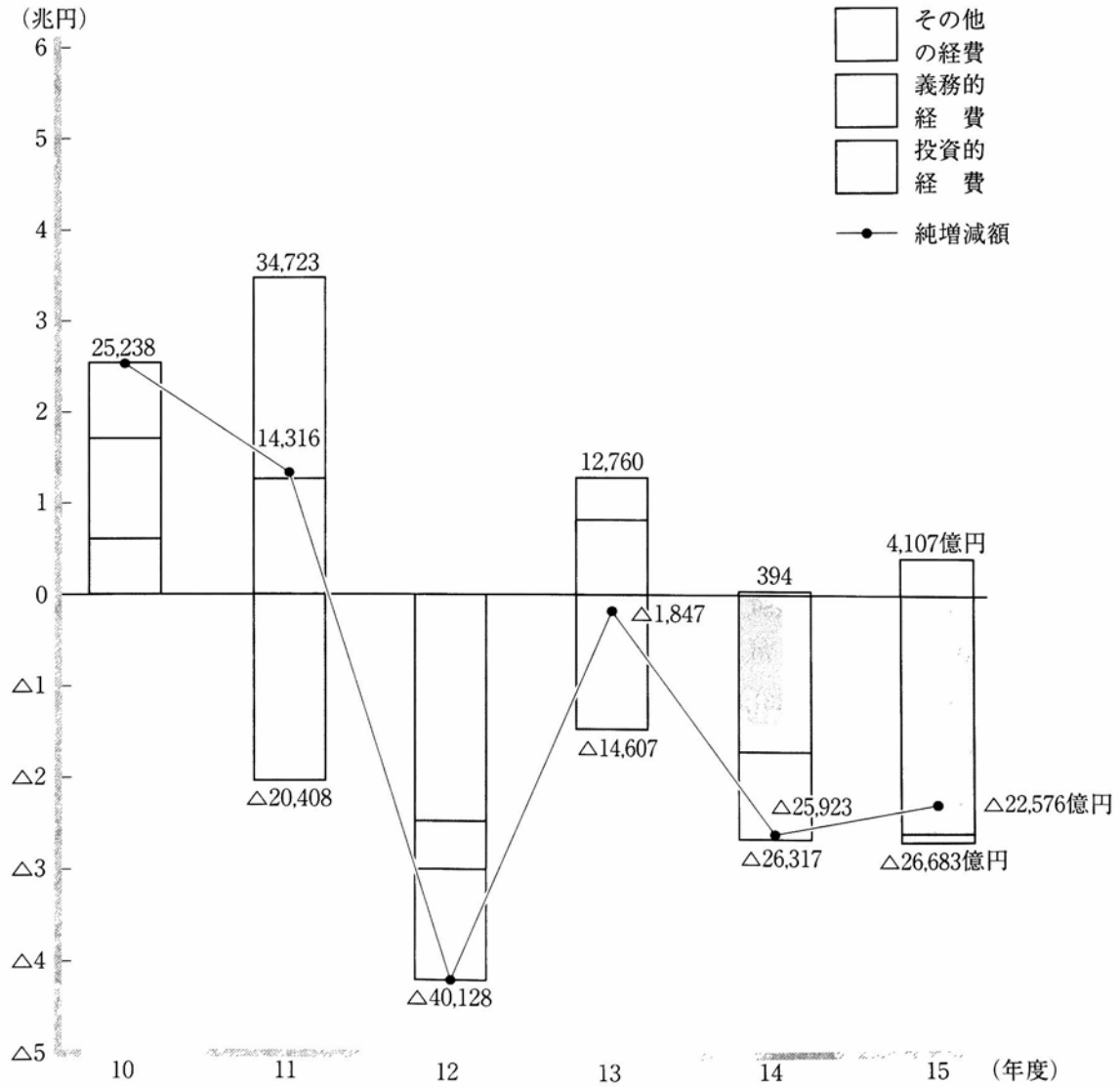

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が約６割（56.2%）を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が大部分（98.3%）を占めている。

歳出純計決算額の性質別内訳をみると、**第９表**のとおりである。

義務的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比0.1%減）。これは、前年度に引き続き扶助費（同4.3%増）及び公債費（同0.9%増）は増加したが、行政改革に伴う定員削減による職員給の減少等により人件費（同1.8%減）が減少したためである。

投資的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比12.4%減）。これは、大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費（同14.7%減）、単独事業費（同10.1%減）ともに減少し、前年度決算額を下回ったためである（同12.4%減）。

また、その他の経費は、貸付金（対前年度比2.7%減）等の減少により前年度決算額を下回っている（同1.5%減）。

平成10年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、**第14図**のとおりである。

次に、性質別経費の構成比の推移は、**第15図**のとおりである。

投資的経費の構成比は、平成２年度以降、積極的な地方単独事業の実施や４年度以降の数次にわたる経済対策の影響等から上昇傾向にあったが、８年度に低下に転じ、15年度は前年度と比べると2.2%ポイント低下の20.1%となっている。また、投資的経費のうち普通建設事業費の内訳を補助事業費、単独事業費の別にみると、昭和63年度に初めて単独事業費が補助事業費を上回り、それ以降、単独事業費が補助事業費を上回っている。

一方、義務的経費の構成比は、投資的経費の増加が相対的に大きかったことから、昭和60年度（48.8%）をピークに低下傾向にあったが、平成８年度以降は、投資的経費の減少に伴い上昇傾向にあり、地方債の元

**第15図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移**

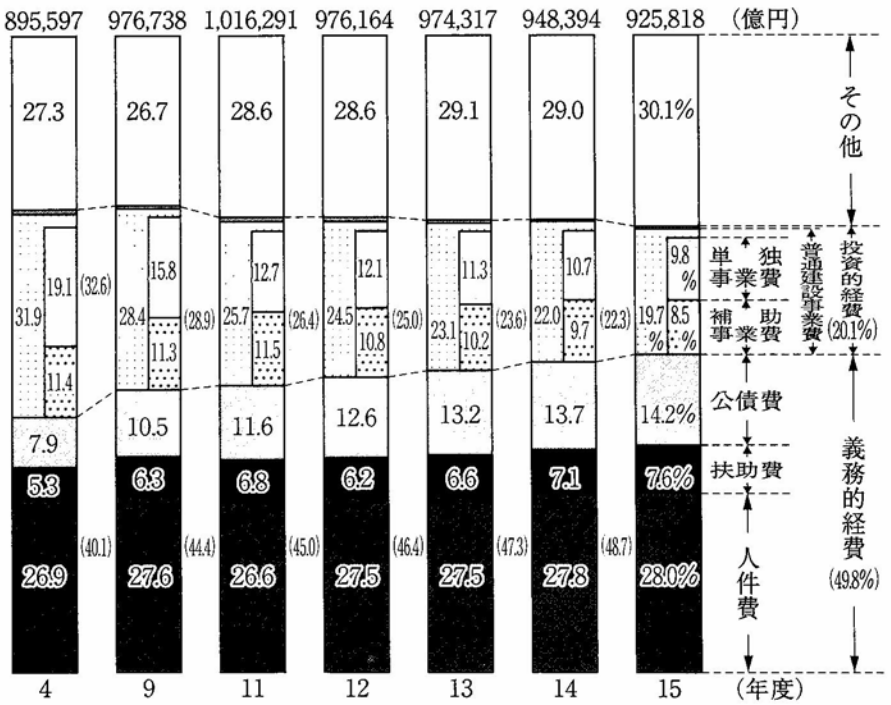


（注）（ ）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

## 第16図　性質別歳出決算額の構成比

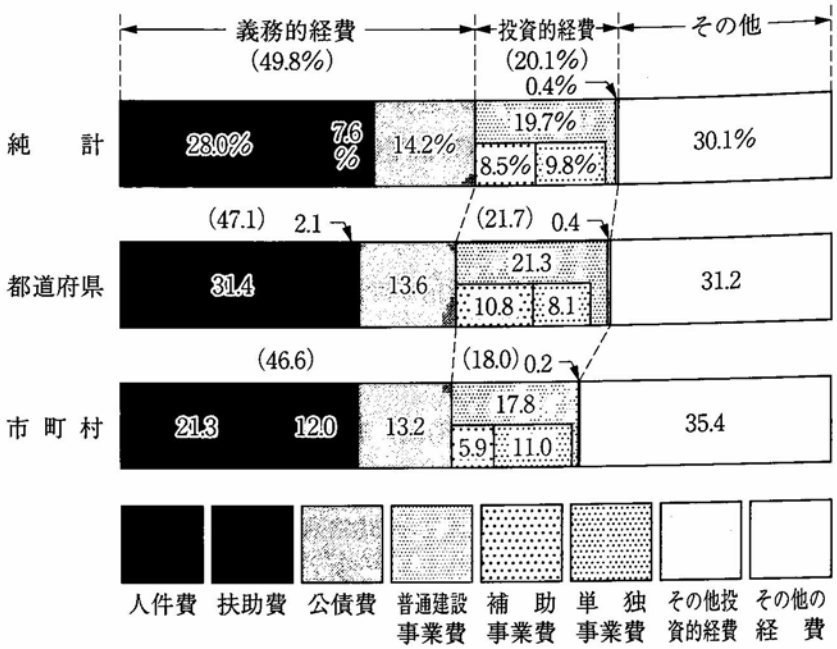


（注）（　）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

## 第10表　一般財源の性質別経費充当状況

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 構成比 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| | 億円 | % | 億円 | % |
| 義務的経費 | 306,320 | 58.4 | 319,636 | 58.7 |
| 人件費 | 179,090 | 34.2 | 188,781 | 34.7 |
| 扶助費 | 25,704 | 4.9 | 26,055 | 4.8 |
| 公債費 | 101,526 | 19.4 | 104,799 | 19.2 |
| 投資的経費 | 43,734 | 8.3 | 47,646 | 8.7 |
| 普通建設事業費 | 43,398 | 8.3 | 47,246 | 8.7 |
| 災害復旧事業費 | 296 | 0.1 | 354 | 0.1 |
| 失業対策事業費 | 40 | 0.0 | 46 | 0.0 |
| その他の経費 | 157,403 | 30.1 | 159,648 | 29.4 |
| 翌年度への繰越額 | 16,895 | 3.2 | 17,682 | 3.2 |
| 一般財源計 | 524,352 | 100.0 | 544,612 | 100.0 |

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

利償還金の増大による公債費の増加も伴い、15年度は前年度に比べると1.1%ポイント上昇の49.8%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、**第16図**のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県（31.4%）が市町村（21.3%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、社会福祉関係事務

**第17図　一般財源充当額の性質別構成比の推移**

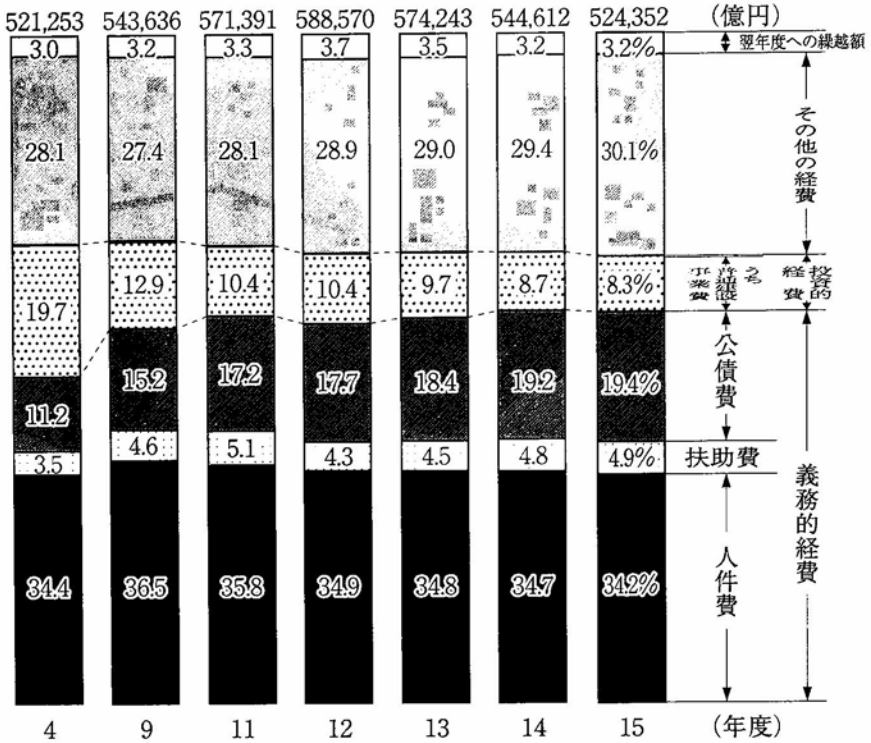


が主に市町村において行われていることなどから、市町村（12.0%）が都道府県（2.1%）を上回っている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（10.8%）が市町村（5.9%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（11.0%）が都道府県（8.1%）を上回っている。

**（イ）　一般財源の充当状況［第72表］**

一般財源の性質別経費に対する充当状況は、**第10表**のとおりである。

一般財源総額（52兆4,352億円）に占める性質別経費の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合(58.4%)を占め、投資的経費に充当された割合は8.3%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合(20.1%)に比べて小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第17図**のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、昭和50年度の62.0%をピークに、平成2年度の47.5%まで総じて低下し、3年度以降は、低下となった12年度を除き上昇してきたが、15年度は、前年度と比べると0.3%ポイント低下の58.4%となっている。

一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下傾向を示しており、15年度は、前年度に比べると0.4%ポイント低下の8.3%となっている。

## (5)　財政構造の弾力性

**ア　経常収支比率［第8表］**

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経

## 第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
## その１　合計

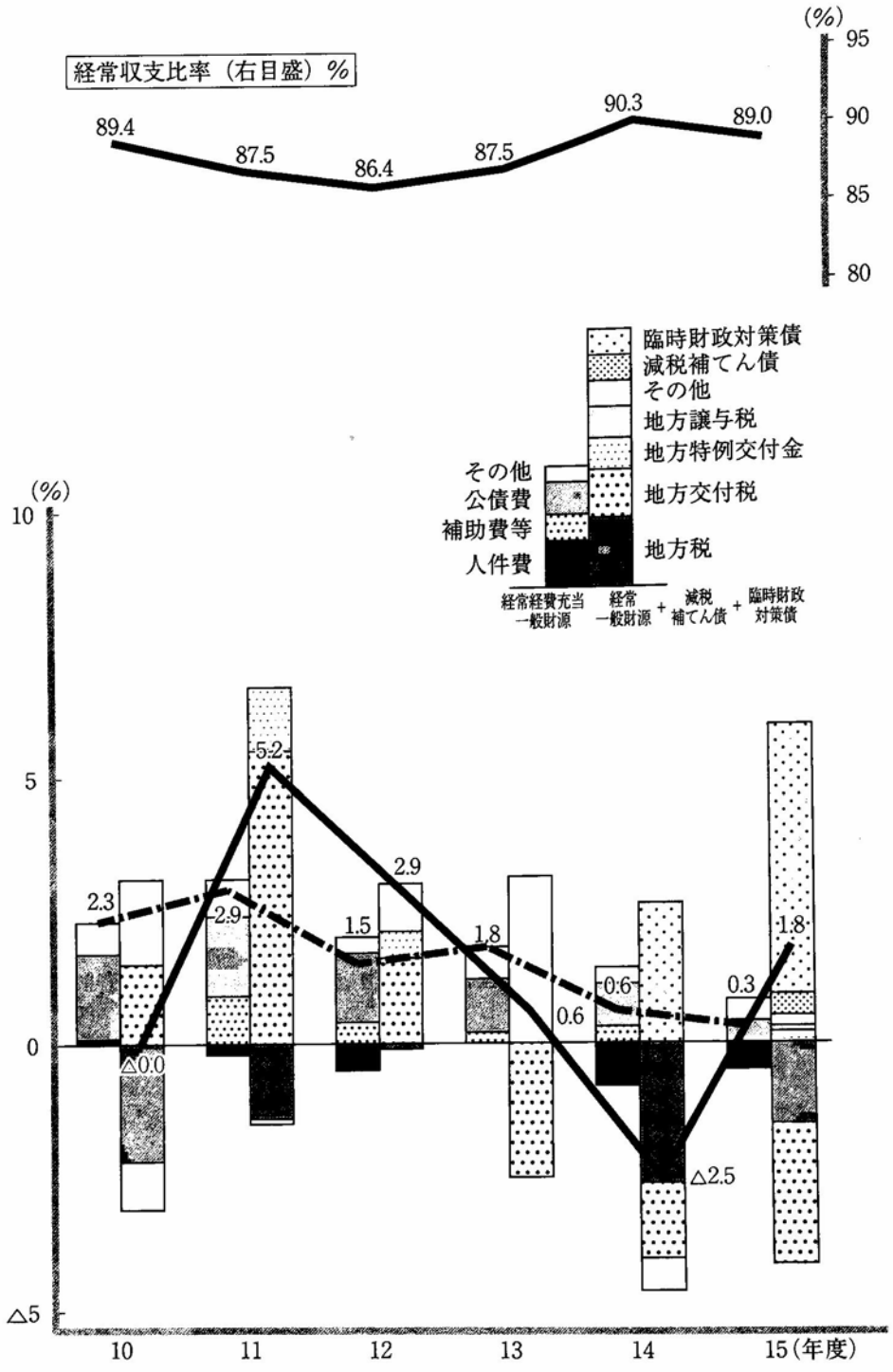


$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 \cdots \text{平成12年度まで}$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債}} \times 100 \cdots \text{平成13～15年度}$$

（注）１　棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
　　２　経常収支比率の計算式はその２、その３において同じ。

費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成15年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度（90.3%）より1.3%ポイント低下の89.0%となり、集計開始（昭和44年度）以来最も高い値を示した前年度をやや下回っている。

また、その内訳をみると、人件費分が36.0%（前年度37.0%）、公債費分が21.5%（同21.6%）等となっている。

なお、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、99.9%となる。

このように経常収支比率が前年度を下回ったのは、**第18図（その1）**のとおり、分子である経常経費充当一般財源は、行政改革に伴う定員削減による職員給の減少等により人件費分が減少したものの、公債費分の増加等により分子全体として増加した一方、分母の経常一般財源も地方税及び地方交付税は減少したものの、減税補てん債及び臨時財政対策債の大幅な増加等により分母全体として増加し、分母の伸び率が分子の伸び率を上回ったことによるものである。

近年の経常収支比率の推移をみると、**第11表**のとおり、平成15年度は低下しているものの、平成13年度及び平成14年度は上昇傾向にあり、特に公債費充当分が上昇している。

次に、経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると2.7%ポイント低下の90.8%、

**第11表　経常収支比率の推移**

| 区分 | | 平成4年度 | 9 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | % | % | % | % | % | % |
| 都道府県 | | 77.4 | 91.7 | 91.7 | 89.3 | 90.5 | 93.5 | 90.8 |
| | | (79.2) | [89.6] | [91.3] | [88.6] | [93.6] | [99.4] | [103.1] |
| うち | 人件費充当 | 44.6 | 50.0 | 47.5 | 45.0 | 45.0 | 45.5 | 44.1 |
| うち | 扶助費充当 | 2.2 | 2.3 | 2.4 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 1.8 |
| うち | 公債費充当 | 11.9 | 17.7 | 20.4 | 21.3 | 22.3 | 23.9 | 23.6 |
| 市町村 | | 72.3 | 83.5 | 83.9 | 83.6 | 84.6 | 87.4 | 87.4 |
| | | (73.6) | [81.4] | [83.3] | [83.0] | [87.2] | [92.5] | [97.0] |
| うち | 人件費充当 | 30.2 | 32.0 | 30.5 | 29.6 | 29.3 | 29.3 | 28.4 |
| うち | 扶助費充当 | 4.1 | 5.6 | 6.2 | 5.2 | 5.6 | 6.0 | 6.7 |
| うち | 公債費充当 | 13.2 | 16.9 | 17.8 | 18.0 | 18.5 | 19.5 | 19.7 |
| 合計 | | 74.8 | 87.4 | 87.5 | 86.4 | 87.5 | 90.3 | 89.0 |
| | | (76.4) | [85.3] | [87.1] | [85.7] | [90.2] | [95.8] | [99.9] |
| うち | 人件費充当 | 37.3 | 40.5 | 38.5 | 37.0 | 36.8 | 37.0 | 36.0 |
| うち | 扶助費充当 | 3.2 | 4.1 | 4.4 | 3.8 | 4.0 | 4.3 | 4.3 |
| うち | 公債費充当 | 12.5 | 17.3 | 19.0 | 19.6 | 20.3 | 21.6 | 21.5 |

（注）1　比率は、加重平均である。
2　（　）内の数値は、普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策債償還基金費相当額（平成2年度）を経常一般財源から控除して算出したものである。
3　［　］内の数値は、減税補てん債発行額（平成10～12年度）及び臨時税収補てん債発行額（平成9年度）を経常一般財源に加えて算出したものであり、13～15年度にあっては減税補てん債相当額及び臨時財政対策債相当額を、経常一般財源から除いて算出したものである。
4　合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

## 第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
## その２　都道府県

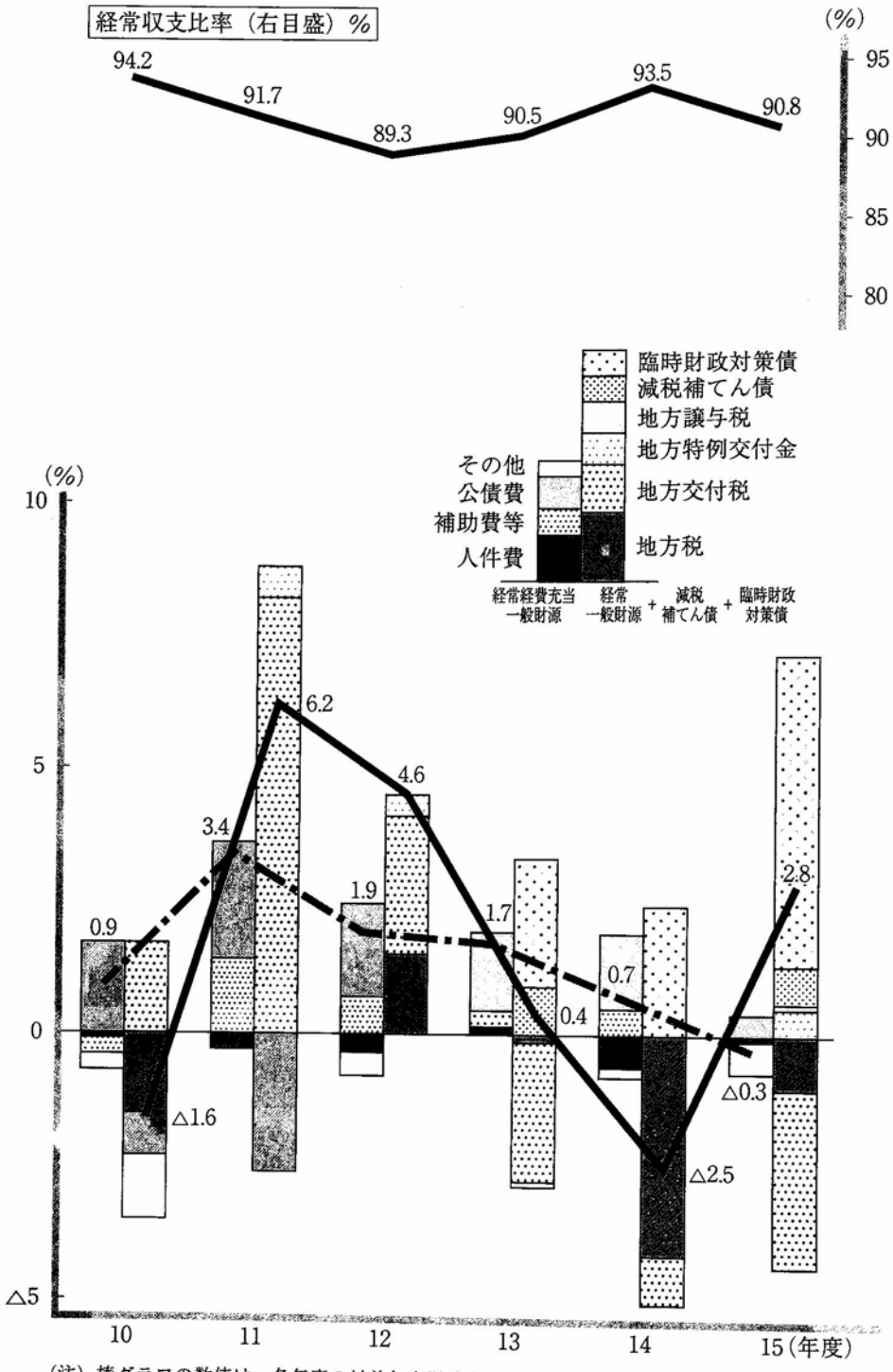


（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

## 第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
## その３　市町村

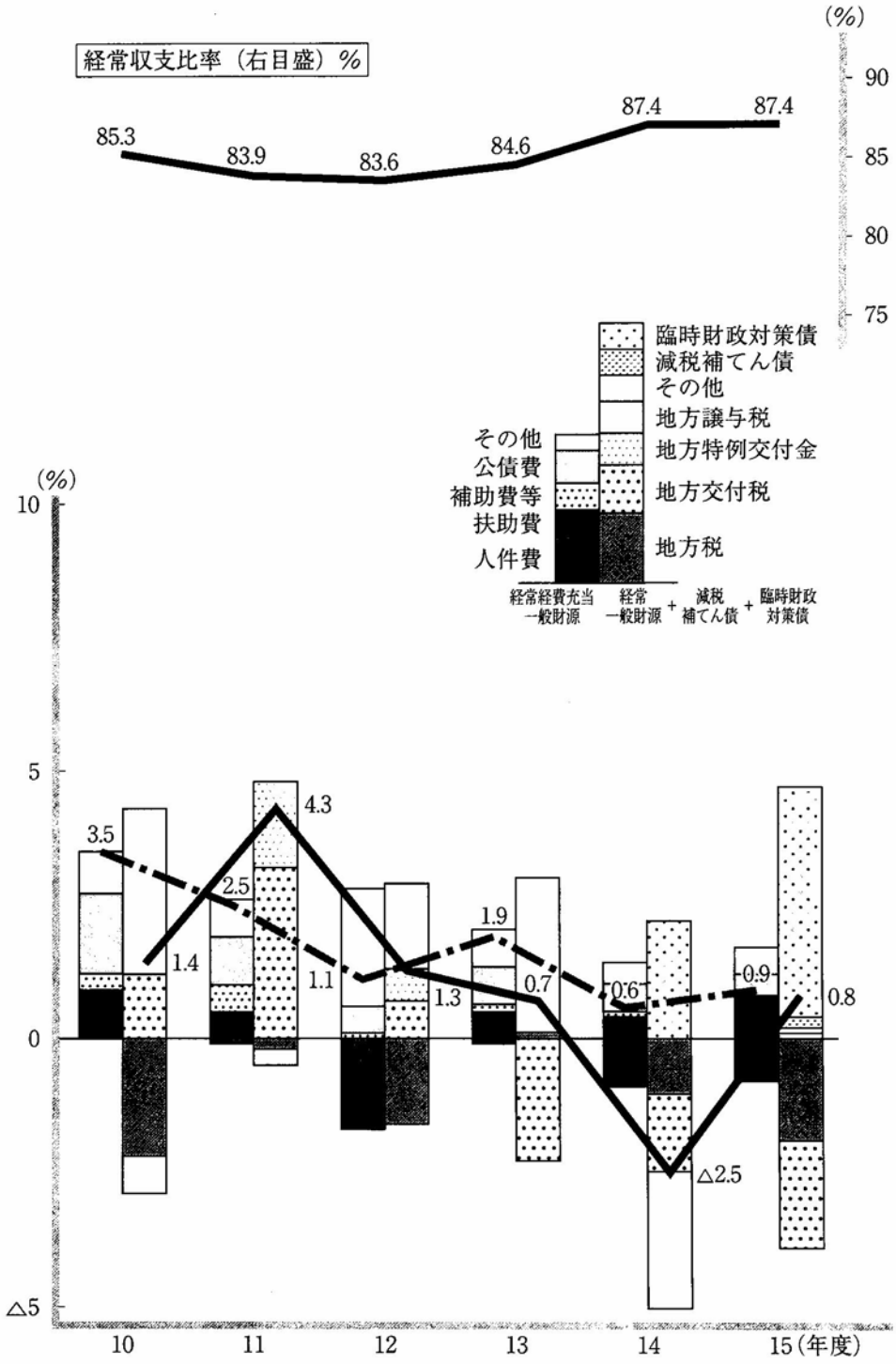


（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

**第12表　経常収支比率の段階別分布状況**

| 区分 | | 70%未満 | 70%以上80%未満 | 80%以上90%未満 | 90%以上100%未満 | 100%以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成15年度 | 都道府県 | － | － | 29 | 17 | 1 | 47 |
| | | (－) | (－) | (61.7) | (36.2) | (2.1) | (100.0) |
| | 市町村 | 31 | 454 | 1,757 | 806 | 84 | 3,132 |
| | | (1.0) | (14.5) | (56.1) | (25.7) | (2.7) | (100.0) |
| | 合計 | 31 | 454 | 1,786 | 823 | 85 | 3,179 |
| | | (1.0) | (14.3) | (56.2) | (25.9) | (2.7) | (100.0) |
| 平成14年度 | 都道府県 | － | － | 15 | 29 | 3 | 47 |
| | | (－) | (－) | (31.9) | (61.7) | (6.4) | (100.0) |
| | 市町村 | 43 | 495 | 1,849 | 757 | 68 | 3,212 |
| | | (1.3) | (15.4) | (57.6) | (23.6) | (2.1) | (100.0) |
| | 合計 | 43 | 495 | 1,864 | 786 | 71 | 3,259 |
| | | (1.3) | (15.2) | (57.2) | (24.1) | (2.2) | (100.0) |
| 増減 | 都道府県 | － | － | 14 | △ 12 | △ 2 | － |
| | 市町村 | △ 12 | △ 41 | △ 92 | 49 | 16 | △ 80 |
| | 合計 | △ 12 | △ 41 | △ 78 | 37 | 14 | △ 80 |

（注）（ ）内の数値は、構成比である。

特別区及び一部事務組合等を除く市町村は前年度と同じ87.4%となっている。

このように都道府県の経常収支比率が市町村より高くなっているのは、都道府県が市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから人件費充当分が大きいことなどによるものである。

都道府県の経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況は、**第18図（その2）**のとおりである。

都道府県の経常収支比率が低下しているのは、その分子が減少し分母が増加したためである。分子である経常経費充当一般財源は、公債費分等の増加があったものの、行政改革による人件費分の減少や制度改正に伴う市町村への事務移管による扶助費分の減少等により全体として減少した。

一方、分母は、経常一般財源のうち地方税及び地方交付税の大幅な減少があったものの、減税補てん債及び臨時財政対策債の増加がそれを上回り、全体として増加した。

また、市町村の経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況は、**第18図（その3）**のとおりである。

市町村の経常収支比率が前年度と同じであるのは、分子と分母の伸び率が同じ程度であったためである。分子である経常経費充当一般財源は、行政改革による人件費分等の減少があったものの、公債費分の増加や制度改正に伴う都道府県からの事務移管による扶助費分の増加等により全体として増加した。一方、分母は、経常一般財源のうち地方税及び地方交付税の大幅な減少があったものの、減税補てん債及び臨時財政対策債の増加がそれを上回り、全体として増加した。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、**第12表**のとおりである。経常収支比率が75%以上の団体数は、都道府県47団体の全ての団体（前年度同数）、特別区及び一部事務組合等を除く市町村においては全体の95.9%を占める3,004団体（同3,041団体）となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

**イ　公債費負担比率及び起債制限比率［第8表］**

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費の状況を把握するための指標として、公債費負担比率及び起債制限比率が用いられている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般

## 第19図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況

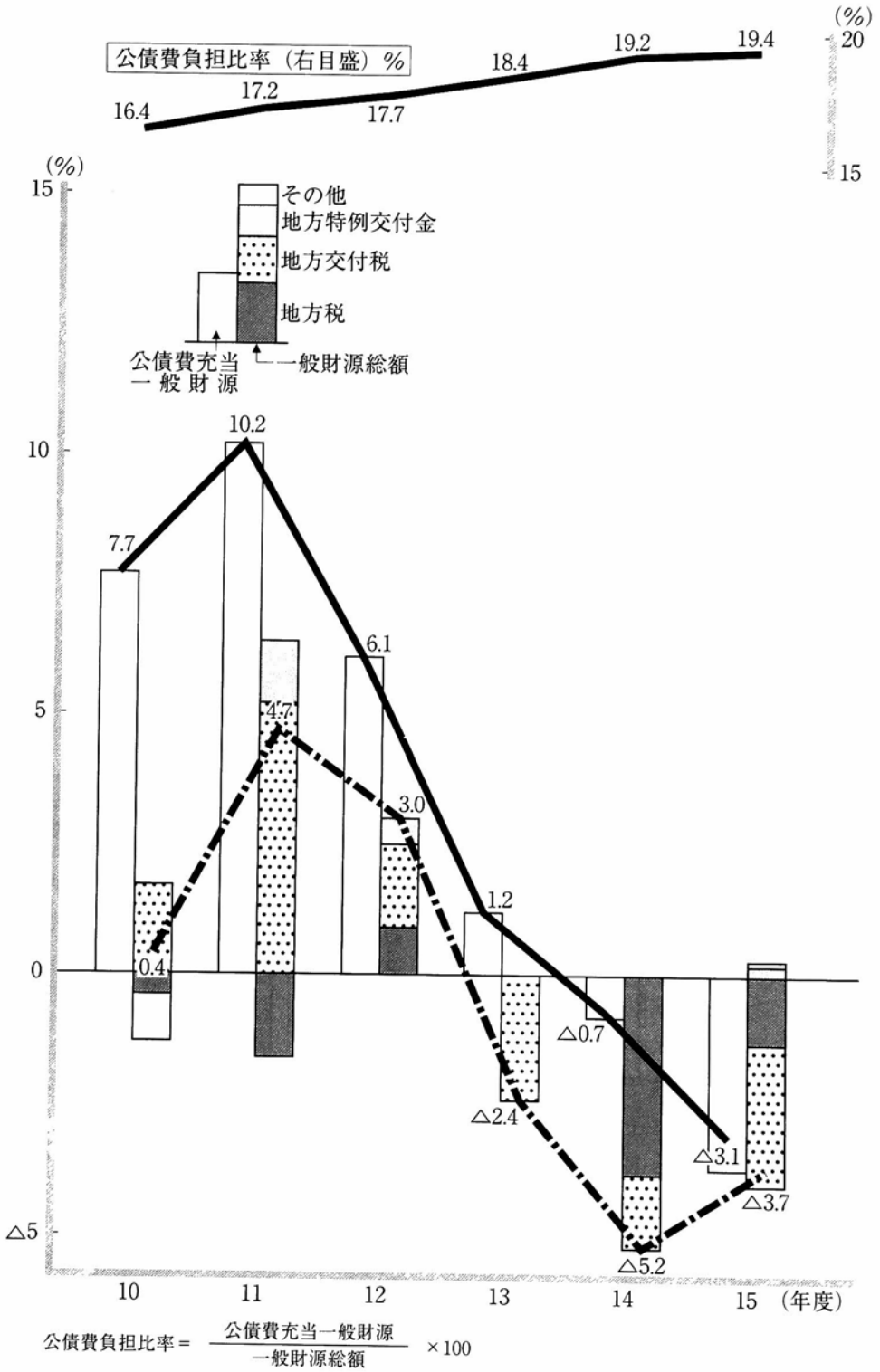


$$公債費負担比率 = \frac{公債費充当一般財源}{一般財源総額} \times 100$$

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

## 第20図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移

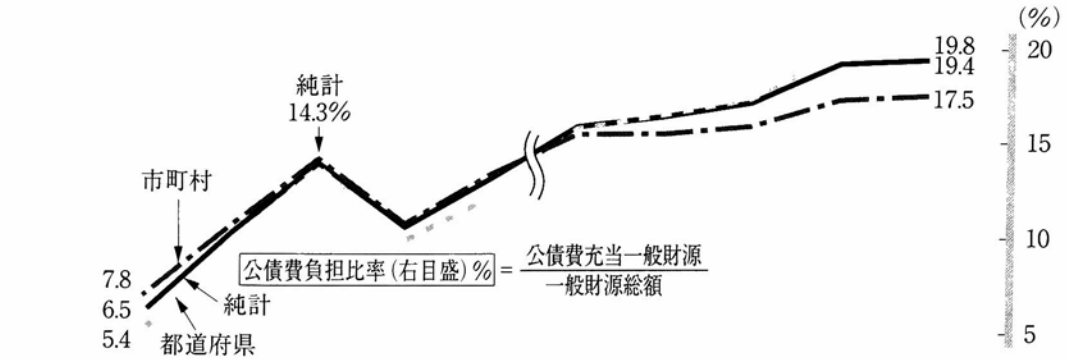


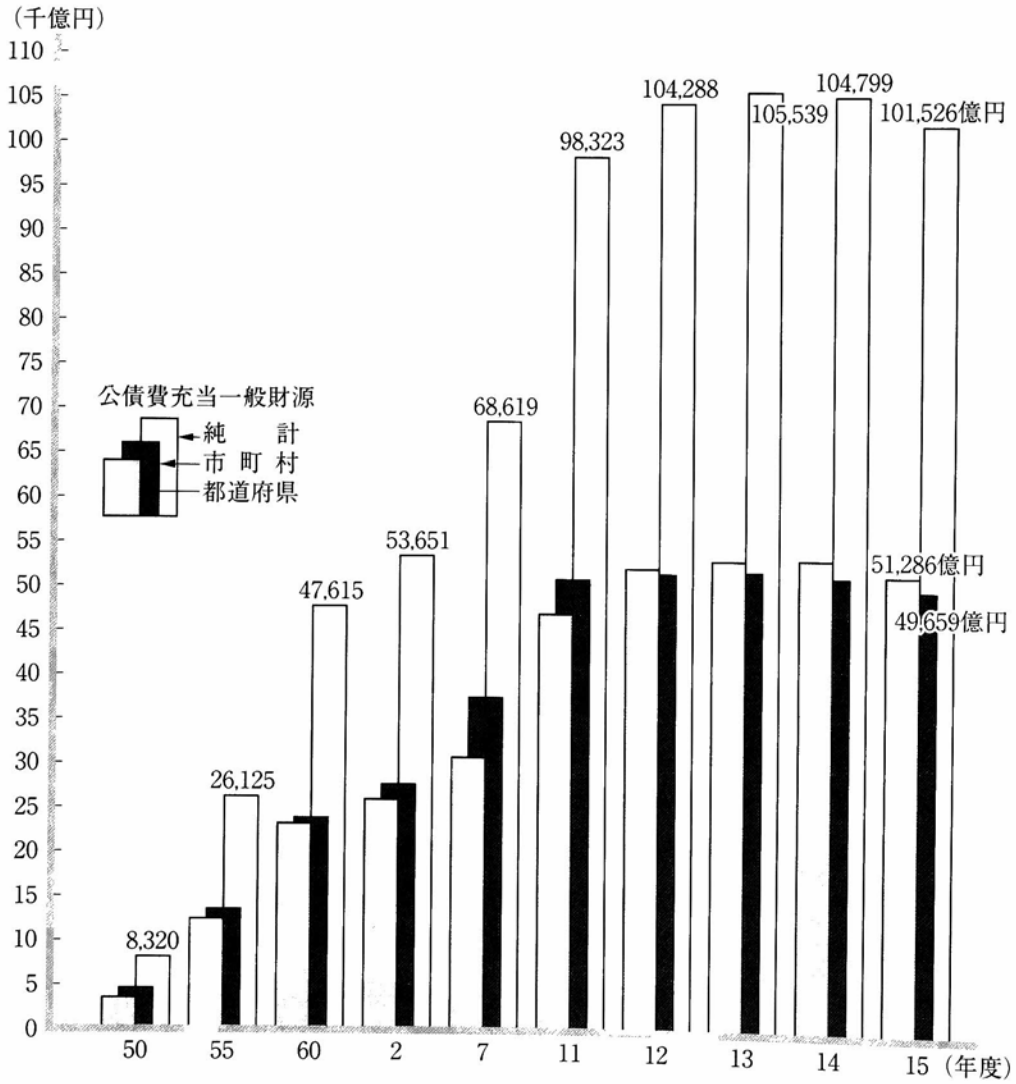

財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成15年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度より0.2%ポイント上昇の19.4%となり、12年連続して上昇している。

このように公債費負担比率が前年度を上回ったのは、**第19図**のとおり、分子である公債費充当一般財源は減少したものの、分母である一般財源総額が地方税等の減少により分子の減少率を上回って減少したためである。

近年の公債費負担比率の推移は、**第20図**のとおりであり、平成4年度以降連続して上昇しており、財政構造の硬直化が更に進んでいる。

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還さ

**第13表　起債制限比率の推移**

| 区分 | 平成4年度 | 9 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % | % |
| 都道府県 | 8.6 | 10.3 | 11.2 | 11.8 | 12.3 | 12.4 | 12.3 |
| 市町村 | 9.6 | 10.5 | 10.9 | 10.9 | 10.9 | 10.9 | 11.0 |
| 合計 | 9.1 | 10.4 | 11.0 | 11.3 | 11.6 | 11.6 | 11.6 |

（注）1　比率は、加重平均である。
2　合計及び市町村には、一部事務組合等は含まれていない。第14表において同じ。

**第14表　起債制限比率の段階別分布状況**

| | 区分 | 5%未満 | 5%以上10%未満 | 10%以上15%未満 | 15%以上20%未満 | 20%以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成15年度 | 都道府県 | － | 4 | 37 | 6 | － | 47 |
| | | (－) | (8.5) | (78.7) | (12.8) | (－) | (100.0) |
| | 市町村 | 221 | 1,382 | 1,363 | 181 | 8 | 3,155 |
| | | (7.0) | (43.8) | (43.2) | (5.7) | (0.3) | (100.0) |
| | 合計 | 221 | 1,386 | 1,400 | 187 | 8 | 3,202 |
| | | (6.9) | (43.3) | (43.7) | (5.8) | (0.2) | (100.0) |
| 平成14年度 | 都道府県 | － | 3 | 37 | 7 | － | 47 |
| | | (－) | (6.4) | (78.7) | (14.9) | (－) | (100.0) |
| | 市町村 | 235 | 1,478 | 1,380 | 136 | 6 | 3,235 |
| | | (7.3) | (45.7) | (42.7) | (4.2) | (0.2) | (100.0) |
| | 合計 | 235 | 1,481 | 1,417 | 143 | 6 | 3,282 |
| | | (7.2) | (45.1) | (43.2) | (4.4) | (0.2) | (100.0) |
| 増減 | 都道府県 | － | 1 | － | △ 1 | － | － |
| | 市町村 | △ 14 | △ 96 | △ 17 | 45 | 2 | △ 80 |
| | 合計 | △ 14 | △ 95 | △ 17 | 44 | 2 | △ 80 |

（注）（　）内の数値は、構成比である。

れた額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対しどの程度の割合となっているかをみるものである。

平成15年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、**第13表**のとおりであり、前年度と同じ11.6%となっている。

起債制限比率の段階別分布状況は、**第14表**のとおりであり、都道府県においては起債制限比率が15%以上の団体が全体の12.8%にあたる6団体（前年度7団体）となっており、市町村においては起債制限比率が15%以上の団体が全体の6.0%にあたる189団体（同142団体）となっている。

## (6) 将来にわたる財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来にわたって財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて、総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

**ア 地方債現在高［第97表］**

平成15年度末における地方債現在高は138兆9,477億円で、前年度末と比べると3.0%増（前年度末3.0%増）となっている。なお、特定資金公共投資事業債を除いた地方債現在高は、138兆980億円で、前年度末と比べると3.0%増（同2.5%増）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、**第21図**のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴

**第21図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移**

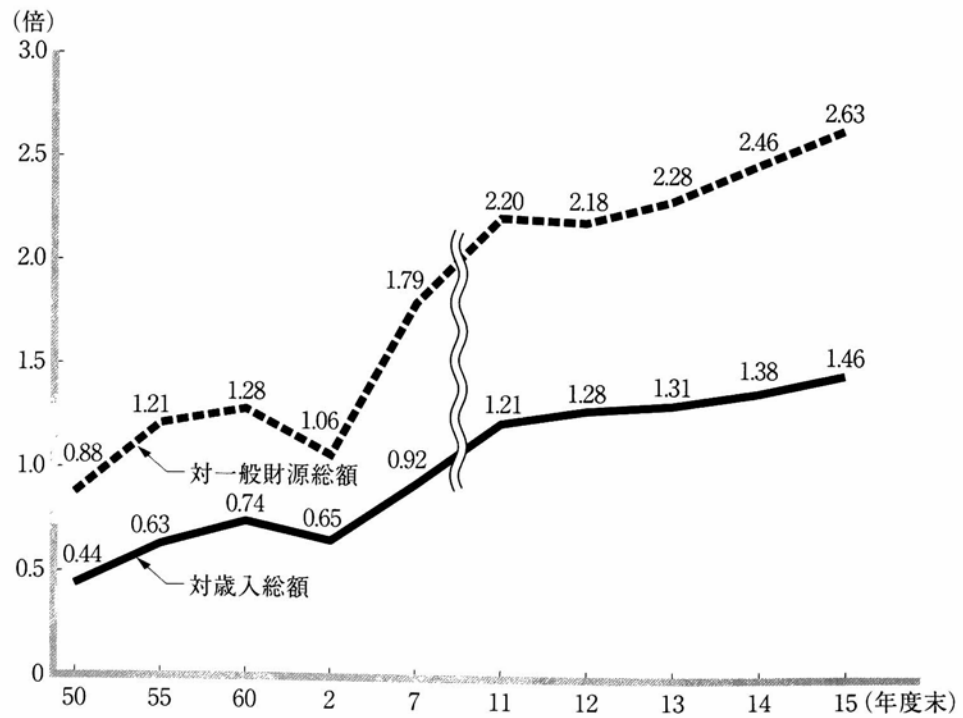


（注）地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

**第22図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移**

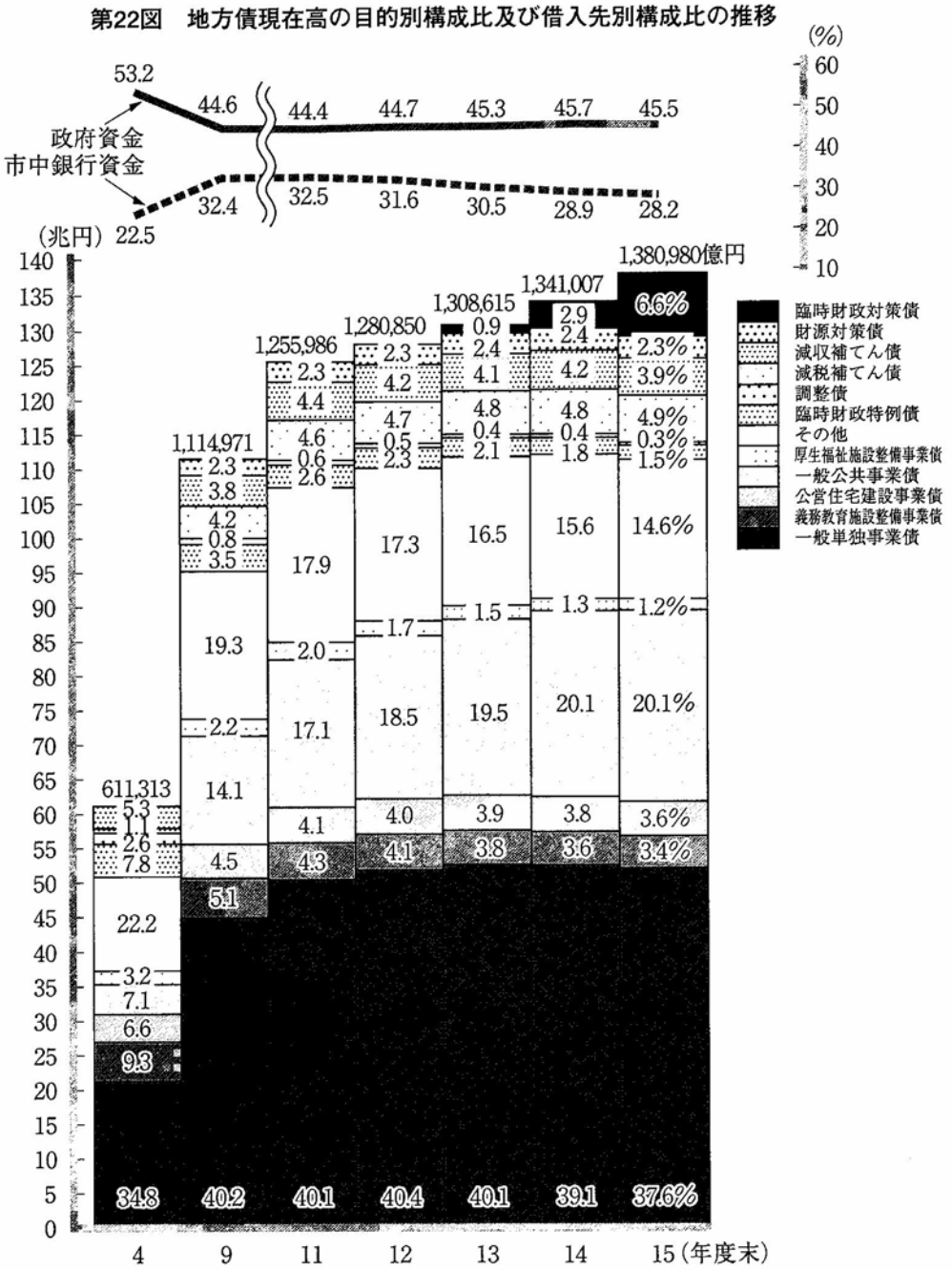


(注) 1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　減収補てん債は、昭和50、57、61、平成5～7、9～15年度分である。

い、平成4年度末以降急増し、さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により15年度末には歳入総額の1.46倍、一般財源総額の2.63倍となっている。なお、標準財政規模に対する比率では、前年度末と比べると23.5%ポイント上昇の275.2%となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、**第22図**のとおりである。

地方債現在高を目的別にみると、一般単独事業債が最も大きな割合（37.6%）を占め、以下、一般公共事業債（20.1%）、臨時財政対策債（6.6%）、減税補てん債（4.9%）、減収補てん債（3.9%）、公営住宅建設事業債（3.6%）の順となっている。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金(45.5%)、市中銀行資金(28.2%)、市場公募債(12.8%)、公営企業金融公庫資金（6.1%）の順となっている。

また、前年度末と比較すると、市場公募債が1.2%ポイント上昇となっている一方、政府資金は0.2%ポ

イント低下、市中銀行資金は0.7% ポイント低下となっている。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては77兆3,894億円、市町村においては61兆5,583億円で、前年度末と比べるとそれぞれ3.8%増（前年度末4.1%増）、2.0%増（同1.8%増）となっている。

**イ　債務負担行為額［第98表］**

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成15年度末では12兆6,949億円であり、前年度末と比べると1.7%減（前年度末7.1%減）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、**第23図**のとおりであり、製造・工事の請負に係るもの（対前年度末比5.9%減）、土地の購入に係るもの（同5.0%減）が減少したことなどから、物件の購入等に係るものは減少（同5.0%減）している。

一方、債務保証又は損失補償に係るものについては、特別法の規定に基づく法人のうち地方三公社以外に係るもの（信用保証協会、農協、社会福祉法人等）（対前年度末比4.9%減）及びその他の債務保証又は損失補償（同14.9%減）については減少したものの、地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）に係るもの（同54.4%増）及び地方公共団体が出資・出えんしている上記以外の法人（財団法人、株式会社等）（同119.3%増）が増加したことなどから増加（同15.3%増）している。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆9,692億円、市町村においては6兆7,257億円であり、前年度末と比べるとそれぞれ4.3%減（前年度末9.4%減）、0.7%増（同4.9%減）となっている。

**ウ　積立金現在高［第99表］**

地方公共団体は、財政の健全な運営を図るため、将来の財政需要に備えて積立てを行っており、この積立金現在高の状況は、**第15表**のとおりである。

平成15年度末における積立金現在高は13兆9,865億円で、前年度末と比べると6,822億円減少（対前年度末比4.7%減）となっている。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると0.4% ポイント上昇の27.9% となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末に比べ1.2%減となっている。

地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末に比べ0.4%減となり、将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は7.7%減となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県については、減債基金は増加しているものの、財政調整基金及びその他特定目的基金の減少により2,855億円減少（対前年度末比6.6%減）、市町村については、財政調整基金は増加しているものの、減債基金及びその他特定目的基金の減少により3,967億円（同3.8%減）となっている。

**エ　将来にわたる実質的な財政負担［第97表～第99表、第130表］**

地方債現在高（特定資金公共投資事業債を除く。）に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担の推移は、**第24図**のとおりである。

平成15年度末における将来にわたる実質的な財政負担は136兆8,064億円で、前年度末と比べると3.4%増（前年度末2.5%増）となっている。

**第23図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移**

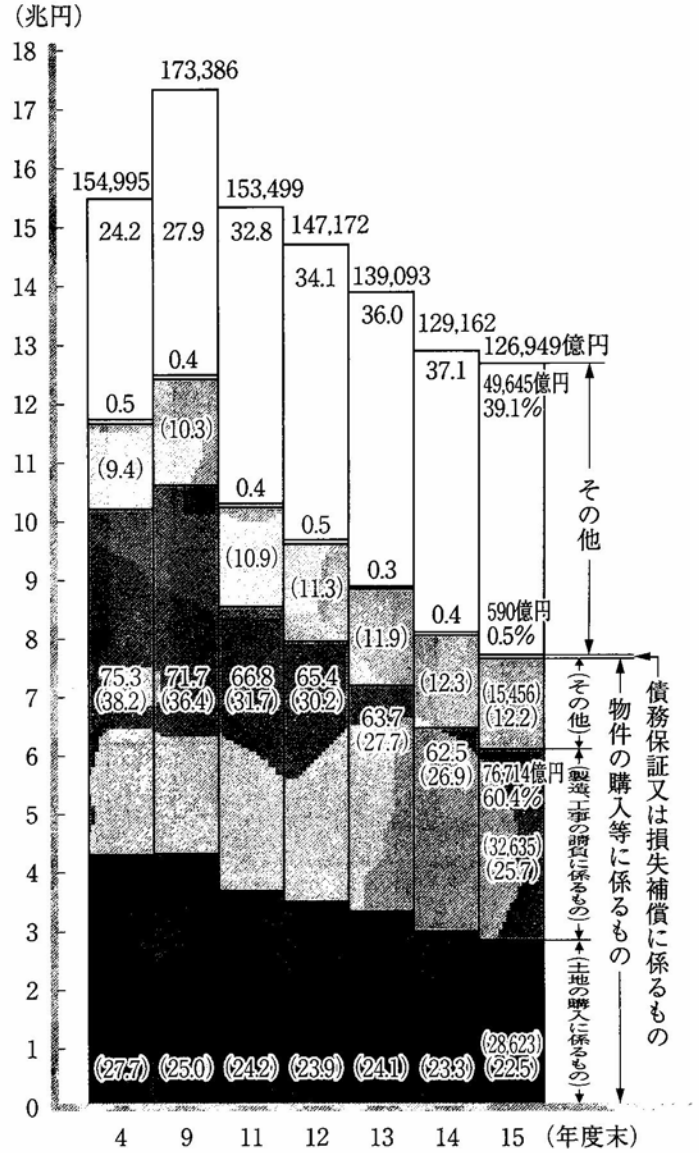


**第15表　積立金現在高の状況**

| 区分 | 平成15年度末 | | | 平成14年度末 | | | 増減率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 計 | 都道府県 | 市町村 | 計 | 都道府県 | 市町村 | 計 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % |
| 財政調整基金 | 4,261<br>(10.6) | 33,156<br>(33.3) | 37,416<br>(26.8) | 5,348<br>(12.4) | 32,534<br>(31.4) | 37,882<br>(25.8) | △ 20.3 | 1.9 | △ 1.2 |
| 減債基金 | 14,769<br>(36.7) | 12,835<br>(12.9) | 27,604<br>(19.7) | 13,769<br>(32.0) | 13,939<br>(13.4) | 27,708<br>(18.9) | 7.3 | △ 7.9 | △ 0.4 |
| その他特定目的基金 | 21,161<br>(52.7) | 53,684<br>(53.9) | 74,845<br>(53.5) | 23,928<br>(55.6) | 57,169<br>(55.2) | 81,097<br>(55.3) | △ 11.6 | △ 6.1 | △ 7.7 |
| 合計 | 40,190<br>(100.0) | 99,675<br>(100.0) | 139,865<br>(100.0) | 43,045<br>(100.0) | 103,643<br>(100.0) | 146,687<br>(100.0) | △ 6.6 | △ 3.8 | △ 4.7 |

（注）（ ）内の数値は、構成比である。

**第24図　将来にわたる実質的な財政負担の推移**

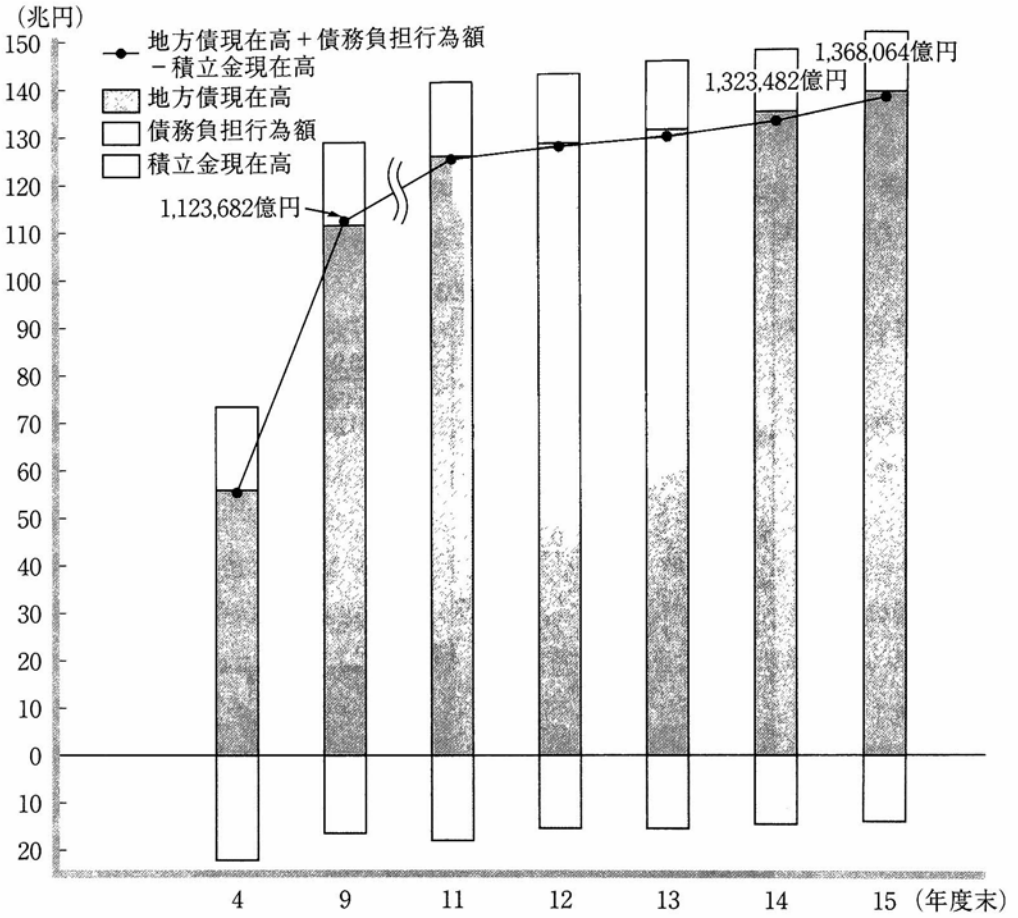


（注）1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
　　2　債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

なお、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると24.1%ポイント上昇の272.6%となっており、また、国内総生産（名目ベース。以下同じ。）に対する割合では、前年度末と比べると0.7%ポイント上昇の27.3%となっている。

将来にわたる実質的な財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては78兆7,406億円（標準財政規模に対する比率341.9%）、市町村においては58兆658億円（同213.8%）であり、前年度末と比べるとそれぞれ3.7%増（前年度末3.0%増）、2.9%増（同1.9%増）となっている。

**オ　普通会計が負担すべき借入金残高**

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための昭和58年度、61年度、平成4年度から15年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高（特定資金公共投資事業債を除く。）に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第25図**のとおりである。

これをみると、近年の地方税収等の落込みや平成4年度以降の補正予算による経済対策に加え、平成6年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保及び平成13年度以降の臨時財政対策債の発

**第25図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移**

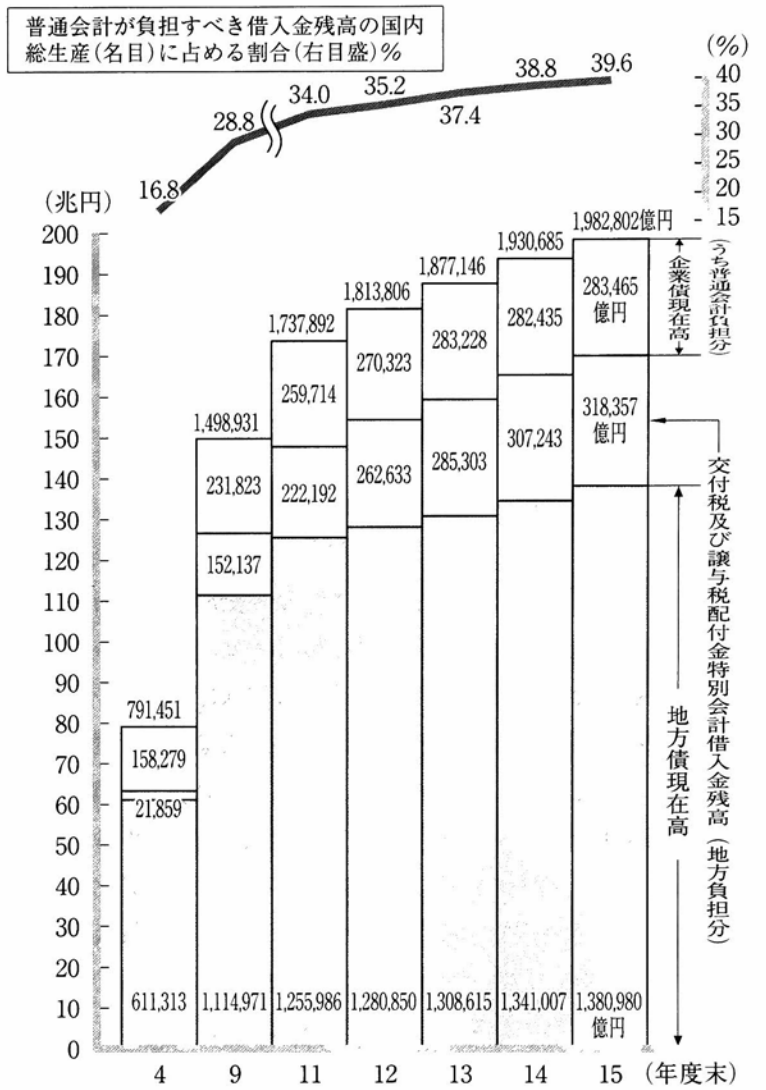


(注) 1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

行等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増しており、15年度末には、198兆2,802億円に達し、前年度末と比べると2.7%増となっている（前年度2.9%増）。

また、その内訳は、地方債現在高（特定資金公共投資事業債を除く。）が138兆980億円、交付税特別会計借入金残高が31兆8,357億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが28兆3,465億円となっている。

また、この普通会計が負担すべき借入金残高の標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると32.7%ポイント上昇の395.1%にまで増大しており、普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前年度末と比べると0.8%ポイント上昇の39.6%となっている。

## (7)　決　算　の　背　景

### ア　平成15年度の経済見通しと国の予算

#### (ア)　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成15年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成14年12月19日に閣議了解、平成

15年1月24日に閣議決定された。

これによると、平成14年度の我が国経済は、年初来の輸出の増加や生産の持ち直しの動き等により、景気に一部持ち直しの動きがみられたが、年後半にかけて世界経済への先行き懸念や株価低迷の影響等が最終需要の下押し要因となり、年度後半はほぼ横ばいで推移することが見込まれていた。また、平成14年度の国内総生産の名目成長率はマイナス0.6%程度になると見込まれていた。

このような情勢認識に立って、平成15年度の経済財政運営の基本的態度については、経済活性化に向け、「金融システム改革」、「税制改革」、「規制改革」及び「歳出改革」の四本柱の構造改革を一体的かつ整合的に実行することとし、こうした構造改革の取組を更に加速することにより、デフレを抑制しながら、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指すことを基本に経済財政運営を行い、世界経済の持続的発展への貢献を目指すこととされた。

以上のような経済財政運営の下において、平成15年度の国内総生産は498.6兆円程度、経済成長率は名目でマイナス0.2%程度、実質で0.6%程度になるものと見通された。

**（イ） 国 の 予 算**

平成14年11月29日、「平成15年度予算編成の基本方針」が閣議決定され、その中で平成15年度予算については、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、「官から民へ」、「国から地方へ」の観点に立ち、制度・政策の抜本的な見直しの検討を踏まえ、歳出改革を加速し、歳出全体にわたる徹底した見直しを行うものとされ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制すること等を基本的考え方とすることとされた。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（以下「基本方針2002」という。）に基づき、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる4分野（「人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）で政策効果が顕著なものについて重点的に推進するとともに、社会資本整備、社会保障制度、地方財政等の事項についても制度・施策の見直しを行うものとされた。社会資本整備については、重点4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点配分を行う一方、国庫補助負担金について、その内容を見直すとともに、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、これを上回る縮減を目指して実施することとし、公共投資関係費の水準については、前年度当初予算から３％以上削減すること等とされた。地方財政については、国の関与の縮減、国庫補助負担事業の廃止・縮減、アウトソーシングの推進など国・地方を通じた事務事業の在り方の見直しも踏まえ、国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すとともに、定員の計画的削減や国家公務員に準じた退職手当の支給水準の引下げ等による総人件費の抑制や地方単独事業の削減を図ることなどにより、地方財政計画の規模を抑制することとされるとともに、「改革と展望」の期間（平成18年度まで。以下同じ。）を通じ、地方財政計画の歳出の計画的な抑制を図ることにより、計画規模の抑制に努めることとされた。同時に、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方についての「三位一体の改革」を進めることとされた。

平成15年度の国の予算は、以上のような方針により編成され、平成14年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成15年1月24日に第156回国会に提出された。

これによると、平成15年度の国の一般会計予算の規模は81兆7,891億円で、前年度当初予算と比べると5,591億円の増加（0.7%増）となっており、うち一般歳出の規模は47兆5,922億円で、前年度当初予算と比べると450億円の増加（0.1%増）となった。なお、「平成15年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から３％以上削減することとされた公共投資関係費については、3.7%減の8兆9,117億円となった。また、公債の発行予定額は36兆4,450億円で、前年度当初発行予定額と比べると6兆4,450億円

の増加（21.5%増）となっており、公債依存度は44.6%となった。

他方、財政投融資計画については、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、構造改革に資する分野に重点を置き対象事業を見直すとともに、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業再生・中小企業金融等真に必要と考えられる資金需要には的確に対応することとされ、計画規模は23兆4,115億円、前年度計画と比べると3兆3,805億円の減（12.6%減）となった。

**イ　地方財政計画**

平成15年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

① 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、法人事業税の外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新増設に係る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整、個人住民税について配偶者特別控除（上乗せ分）の廃止、配当所得・株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じる。

特に法人事業税への外形標準課税の導入については、平成15年度に、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用する。

② 地方財源不足見込額等について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。

1）恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（国庫補助負担金の見直しに伴う地方財政への影響額を含まず。以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額13兆4,457億円については、次の措置を講じる。

ア　平成13年度に講じた平成15年度までの間の制度改正を踏まえ、通常収支に係る財源不足補てん措置としては交付税特別会計における新規借入金を廃止し、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

イ　これに基づき、平成15年度の通常収支に係る財源不足見込額については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により5兆7,361億円（うち、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第4条の2第2項の加算額1,684億円、平成14年度補正予算に伴う地方財政措置に係る改正後の同条第6項の加算額37億円、配当所得課税の見直しに係る特例加算額224億円、臨時財政対策特例加算額5兆5,416億円）増額する。

（イ）　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆8,696億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を1兆8,400億円増発する。

2）恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆2,437億円については、次の措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収１兆8,137億円について、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び地方債（地方財政法第５条の特例としての減税補てん債）の発行により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額１兆4,300億円のうち、平成15年度に新たに発生する地方交付税の減収１兆3,449億円については、交付税特別会計借入金により措置し、国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てんとして措置した交付税特別会計借入金について、国負担分の借入金の利子相当額420億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分の借入金の利子相当額431億円は交付税特別会計借入金により措置する。

3）平成15年度税制改正に伴う平成15年度の地方税及び地方交付税の減収額6,873億円については、次の措置を講じる。

ア　地方税の減収2,410億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

イ　地方交付税の減収4,463億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

4）平成15年度に行うこととする国庫補助負担金の見直しに伴う地方財政への影響については、次の措置を講じる。

ア　義務教育費国庫負担金の一部等の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、地方において必要となる一般財源の額については、その２分の１は地方特例交付金により、２分の１は地方交付税（交付税特別会計借入金により対応し、償還費の４分の３を国が負担）により措置することにより、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の「三位一体の改革」に向けた暫定措置を講じる。

なお、国負担分の借入金の利子相当額（平成15年度にあっては４億円）については、一般会計より繰り入れることとする。

イ　市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直しに伴う影響については、直轄方式による高速道路整備への地方負担の導入に伴う影響と合わせて財源措置を講じることとし、自動車重量譲与税の譲与割合を４分の１から３分の１に引き上げることにより、所要の税源を地方に移譲する。

5）上記の結果、平成15年度の地方交付税については、18兆693億円（前年度に比し7.5％減）を確保する。

また、平成５年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,243億円については法律の定めるところにより、平成16年度以降の地方交付税の総額に加算する。

③　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの特性を活かし相互に魅力を共有できる地域づくり、ＩＴを活用した住民生活の向上と地域の振興、すべての人にやさしいまちづくり、環境と調和した循環型社会の形成、災害に強く安全な地域づくり等当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、地方債計画の規模を18兆4,845億円（普通会計分15兆718億円、公営企業会計等分３兆4,127億円）とする。

④　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑤　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成15年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し5.5%減額する一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、既定の行政経費の縮減を図る一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑥ 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じる。

⑦ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

⑧ 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図ることとし、このため次の措置を講じる。

1）国庫補助負担金について補助負担単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。

2）一般職の定員を削減する等定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。

3）年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう、必要な財源をあらかじめ確保する。

以上のような方針に基づいて策定した平成15年度の地方財政計画の規模は、86兆2,107億円で、前年度と比べると1兆3,559億円減少（1.5%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は32兆1,725億円で、前年度と比べると2兆838億円減少（6.1%減）（道府県税7.7%減、市町村税4.9%減）、地方譲与税は6,939億円で、前年度と比べると700億円増加（11.2%増）、地方特例交付金は1兆62億円で、前年度と比べると1,026億円増加（11.4%増）、地方交付税は18兆693億円で、前年度と比べると1兆4,756億円減少（7.5%減）、国庫支出金は12兆2,600億円で、前年度と比べると4,613億円減少（3.6%減）、地方債（普通会計分）は15兆718億円で、前年度と比べると2兆4,225億円増加（19.2%増）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は23兆4,383億円で、前年度と比べると2,615億円減少(1.1%減）となった。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、保健師の増員、施設増に伴う所要の増員等に義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加え、10,368人の減員を見込んだ。一般行政経費は21兆263億円で、前年度と比べると2,195億円増加（1.1%増）、公債費は13兆7,673億円で、前年度と比べると3,359億円増加（2.5%増）、投資的経費は23兆2,868億円で、前年度と比べると1兆3,117億円減少（5.3%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は7兆1,552億円で、前年度と比べると4,911億円減少(6.4%減)、地方単独事業費は14兆8,800億円で、前年度と比べると8,700億円減少（5.5%減）となった。

また、平成15年度の地方債計画の規模は18兆4,845億円で、前年度当初計画と比べると1兆9,606億円増加（11.9%増）となった。

### ウ　財政運営の経過

#### （ア）　経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

平成 15 年 6 月 27 日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（以下「基本方針 2003」という。）が閣議決定された。

「基本方針 2003」においては、構造改革を更に本格的に推進するため、これまでの進展を点検・評価したうえで、構造改革の基本方針を「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」という「3 つの宣言」とこれらの宣言に関する具体的な「7 つの改革」という形で新たに打ち出し、その枠組みに沿って政府が今後特に推進する施策を明らかにした。

具体的には、「経済活性化」については、民間の活力を阻む規制・制度や政府の関与を取り除き、民間需要を創造することを宣言し、①規制改革・構造改革特区、②資金の流れと金融・産業再生、③税制改革、④雇用・人間力の強化の 4 つの改革に取り組むこととし、「国民の『安心』の確保」については、持続可能な社会保障制度を構築し、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会をつくることを宣言し、⑤社会保障制度改革に取り組むこととし、「将来世代に責任が持てる財政の確立」については、財政の信認を確保し、成果を重視することを宣言し、⑥「国と地方」の改革、⑦予算編成プロセスの改革に取り組むこととした。

#### （イ）　平成 15 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）

平成 15 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）は、平成 15 年 12 月 20 日に閣議決定され、平成 16 年 1 月 19 日に第 159 回国会に提出され、2 月 9 日成立した。

この補正予算においては、歳出面では、義務的経費を中心としたやむを得ざる追加財政需要への対応として、義務的経費 7,179 億円、災害対策費 2,156 億円、イラク復興支援経済協力費 1,188 億円等を追加計上するほか、既定経費の節減 1 兆 1,716 億円、予備費の減額 1,000 億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、前年度剰余金受入 3,874 億円を計上するほか、その他収入 2,369 億円の減収を見込んだ。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 15 年度当初予算に対し、1,505 億円増加し、81 兆 9,396 億円となった。

#### （ウ）　平成 15 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）に係る地方財政補正措置

平成 15 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号）の編成による歳出の追加に伴う地方負担の増加に対しては以下の地方財政補正措置が講じられた。

国の補正予算により平成 15 年度に追加されることとなった災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分 635 億円）については、原則として、地方債（通常充当率）を充当することとされた。

介護給付費、生活保護費、老人医療給付費等地方債の対象とならない経費（3,208 億円）については、給与関係経費の不用額（4,380 億円）の充当により対応することとされた。

# 3　地方財源の状況

平成15年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

## (1)　租税収入及び租税負担率［第17表～第19表］

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は78兆351億円であり、前年度と比べると1.5%減（前年度7.4%減）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、近年低下傾向にあり、15年度においては、前年度と比べると0.7%ポイント低下の21.2%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ23.8%（2002暦年計数）、イギリス38.2%（同）、ドイツ28.9%（同）、フランス38.5%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税45兆3,694億円(1.0%減)、地方税32兆6,657億円(2.1%減）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第26図**のとおりであり、国税58.1%（前年度57.9%）、地方税41.9%（同42.1%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国32.8%（同36.3%）、地方67.2%（同63.7%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第27図**のとおりである。

**第26図　国税と地方税の状況**

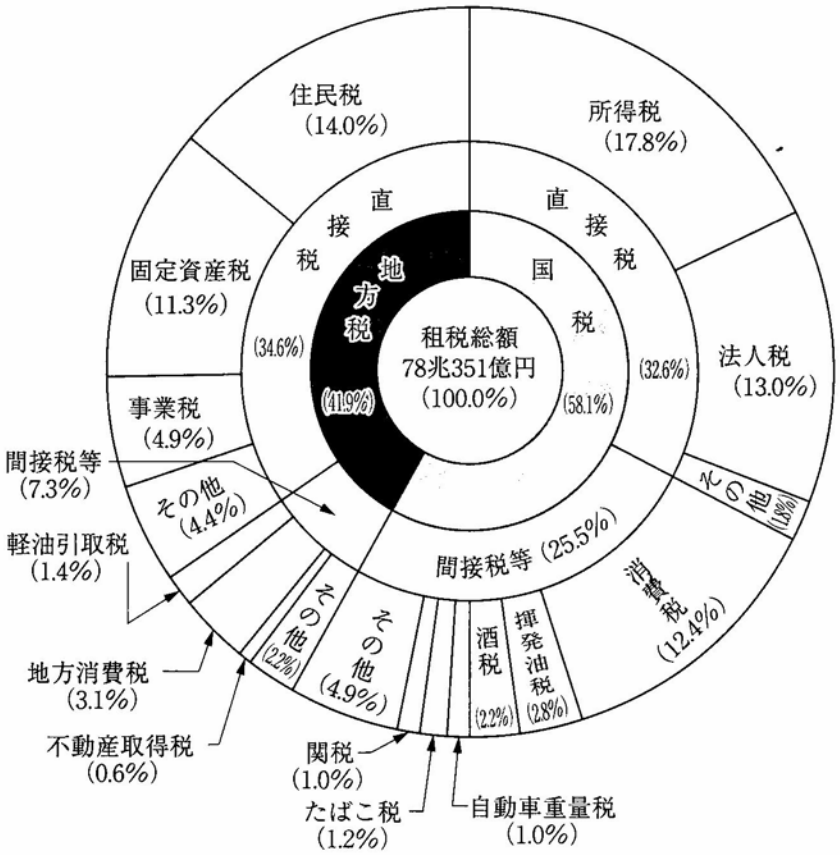

第27図　国税と地方税の推移

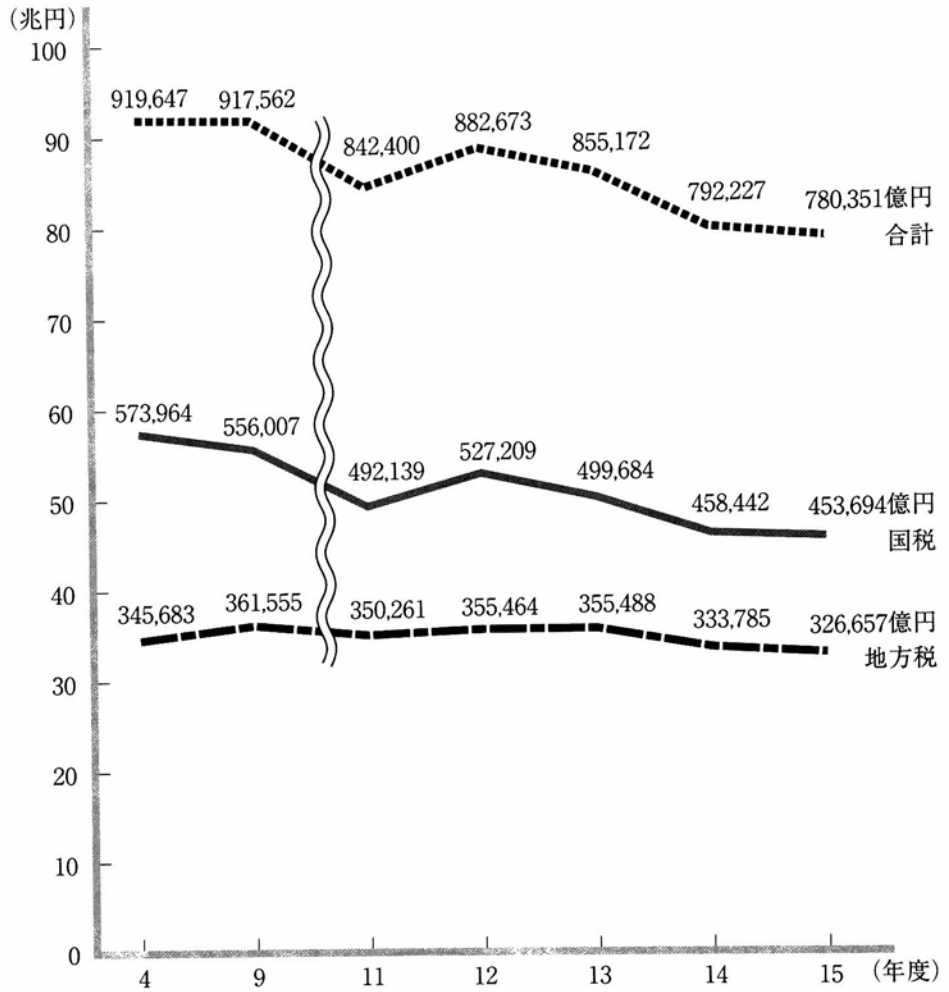


## (2) 地 方 歳 入

### ア 地　方　税 [第12表～第15表]

地方税の決算額は32兆6,657億円で、前年度と比べると2.1%減（前年度6.1%減）となっている。

地方税収入額の52.5%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第16表**のとおりである。

住民税は、法人分（対前年度比6.6%増）が増加したものの、個人分（同4.2%減）及び利子割分（同34.6%減）がそれぞれ減収となったことなどから、全体として減少（同2.8%減）となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が増加（同5.1%増）となったことなどから、4.6%の増となっている。地方消費税は、1.3%の減となっている。

なお、法人関係二税（法人住民税、法人事業税）は6兆4,091億円で、前年度と比べると5.8%増（前年度15.0%減）となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比（33.4%）は前年度（33.6%）を下回っているが、事業税の構成比（11.8%）は前年度（11.0%）を上回り、地方消費税の構成比（7.3%）は前年度（7.3%）と同率となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（18.2%）を1.4%ポイント上回る19.6%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が3年連続して減少の15兆4,260億円で、前年度と

**第16表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況**

| 区分 | 収入額 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| | 億円 | 億円 | % | % |
| 住民税 | 109,100 | 112,237 | △ 2.8 | △ 10.7 |
| 個人分 | 78,669 | 82,132 | △ 4.2 | △ 1.8 |
| 法人分 | 27,798 | 26,078 | 6.6 | △ 13.8 |
| 利子割 | 2,633 | 4,026 | △ 34.6 | △ 65.8 |
| 事業税 | 38,458 | 36,751 | 4.6 | △ 15.1 |
| 個人分 | 2,165 | 2,224 | △ 2.6 | △ 1.8 |
| 法人分 | 36,293 | 34,527 | 5.1 | △ 15.8 |
| 地方消費税 | 23,936 | 24,245 | △ 1.3 | △ 2.0 |
| 地方税合計 | 326,657 | 333,785 | △ 2.1 | △ 6.1 |

比べると0.8%減（前年度10.6%減）となり、市町村も減少の17兆2,397億円で、前年度と比べると3.3%減（同1.8%減）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が31.0%（同30.2%）、市町村が33.7%（同34.4%）であり、全国平均（34.4%）より低い団体数は、全体の79.8%の2,554団体となっている。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、**第28図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が173で最も大きく、次いで、愛知県が126となっている。他方、沖縄県が58で最も小さく、次いで長崎県の65となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3倍の格差となっている。

次に、個別の税目ごとに比較してみると、法人二税については、東京都が255で最も大きく、次いで、愛知県が166となっている。他方、沖縄県が46で最も小さく、次いで青森県及び長崎県の47となっている。東京都と沖縄県を比較してみると、約5.5倍の格差となっている。同様に、個人住民税については、最大の東京都が176、最小の沖縄県が55であり、3倍以上の格差に、地方消費税については、最大の東京都が138、最小の沖縄県が73であり、約1.9倍の格差に、固定資産税については、最大の東京都が153、最小の沖縄県が59であり、同じく約2.6倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合については、法人二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は小さめとなっている。

**（ア）　道府県税の収入状況**

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は13兆6,931億円であり、前年度と比べると0.8%減（前年度11.1%減）となっており、3年連続の減収となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第29図**のとおりであり、事業税が28.1%（前年度26.6%）と最も大きな割合を占め、次いで道府県民税が23.9%（同25.0%）を占めており、これら二税で道府県税総額の52.0%を占めている。

また、法人関係二税は、道府県税総額の32.2%を占めている。なお、法人関係二税は、景気の動向の影響を受けやすい構造になっており、ピークである平成元年度決算額（7兆4,834億円）の58.9%にとどまっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は0.7%減（前年度11.9%減）となっている。

## 第28図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口１人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成15年度）

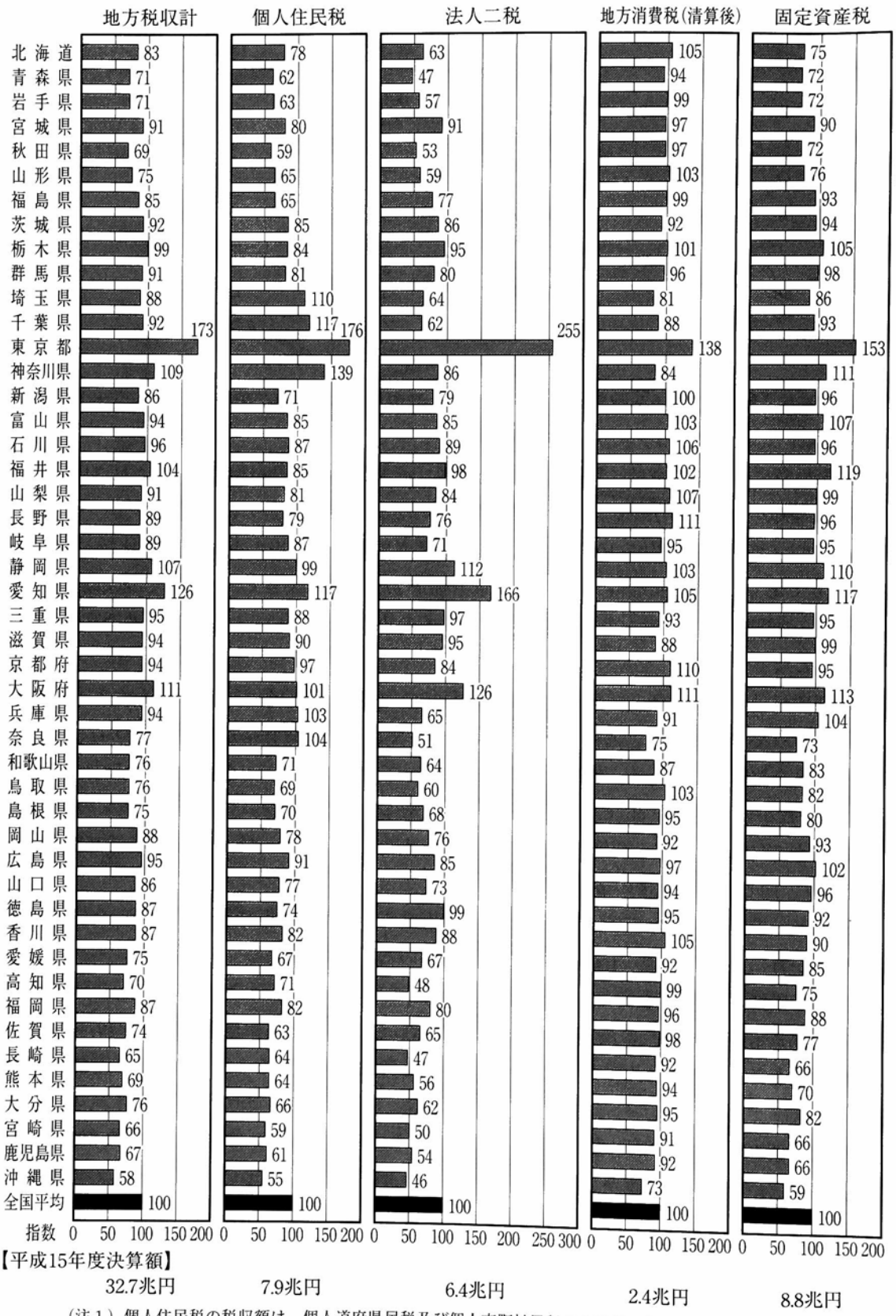


（注１）個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。
（注２）法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
（注３）固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

**第29図　道府県税収入額の状況**

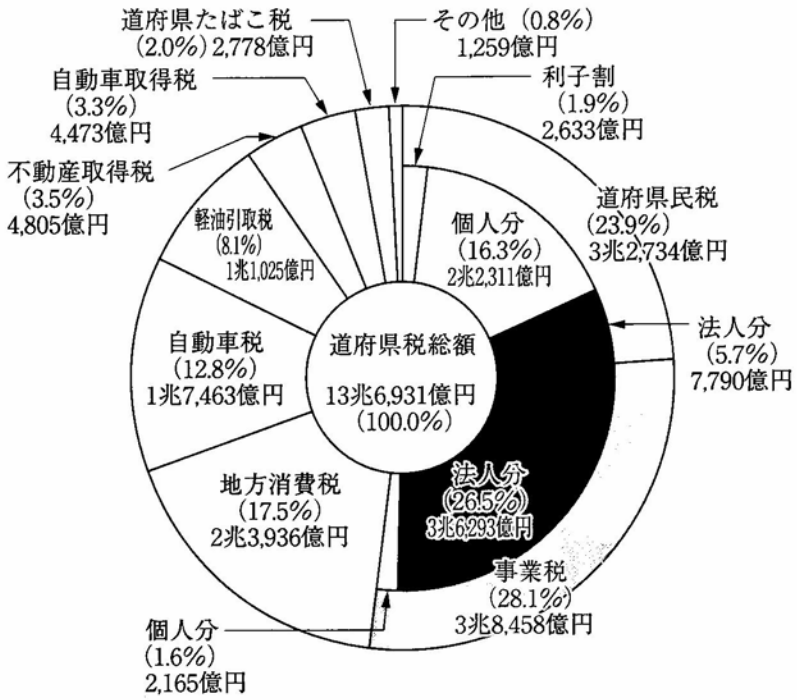


普通税のうち、主な税目についてみると、次のとおりである。道府県民税については、法人分が7.2%増（前年度13.2%減）、個人分が4.0%減（同1.9%減）、利子割が34.6%減（同65.8%減）となり、道府県民税全体では5.2%減（同21.2%減）となっている。

また、事業税については、全体の94.4%を占める法人分が5.1%増（同15.8%減）となったことから、事業税全体として4.6%の増（同15.1%減）となっている。

なお、不動産取得税は8.3%減（同2.5%減）と7年連続で減収となり、自動車税も1.5%減（同0.1%増）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は、1.2%減（前年度4.1%減）と6年連続して減収となっている。この目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税が6.7%増（同6.8%減）、軽油引取税が4.3%減（同3.2%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、**第30図**のとおりであり、景気の低迷等により、ピークである平成3年度の決算額（16兆1,835億円）の84.6%にとどまっている。

**（イ）　市町村税の収入状況**

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は18兆9,726億円であり、前年度と比べると3.1%減（前年度2.2%減）となっており、2年連続で減収となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、**第31図**のとおりであり、固定資産税が46.2%（前年度46.8%）と最も大きな割合を占め、次いで市町村民税が40.3%（同39.7%）を占めており、これら二税で市町村税総額の86.5%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は、2.9%減(前年度2.4%減)となり、2年連続で減収となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、次のとおりである。市町村民税については、法人分が6.4%増

## 第30図　道府県税収入額の推移

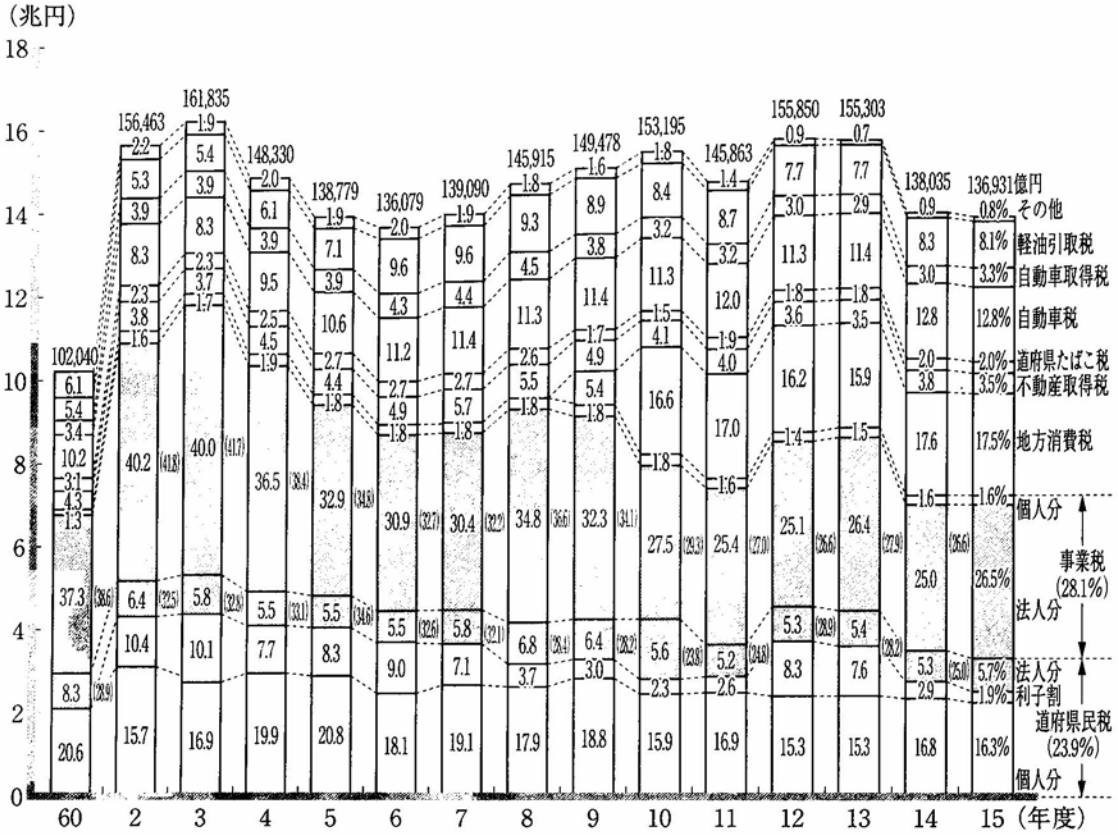


（注）（ ）内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

## 第31図　市町村税収入額の状況

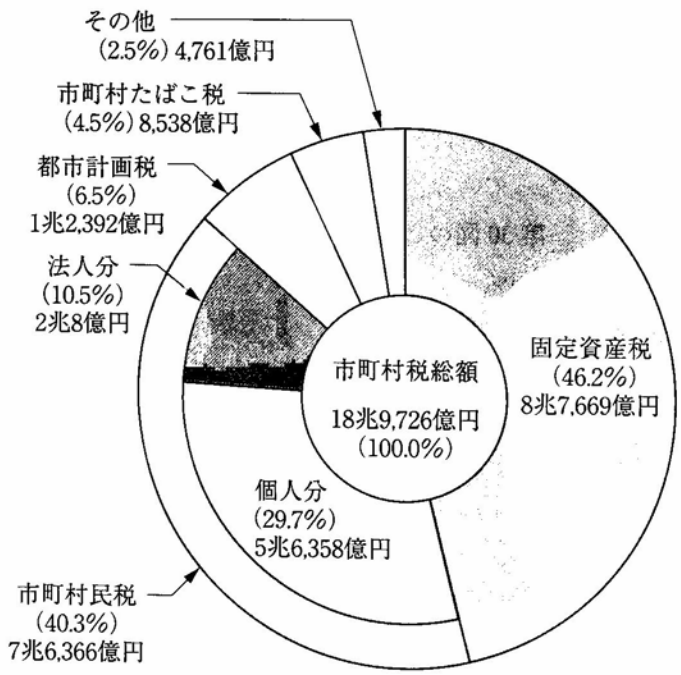

**第32図　市町村税収入額の推移**

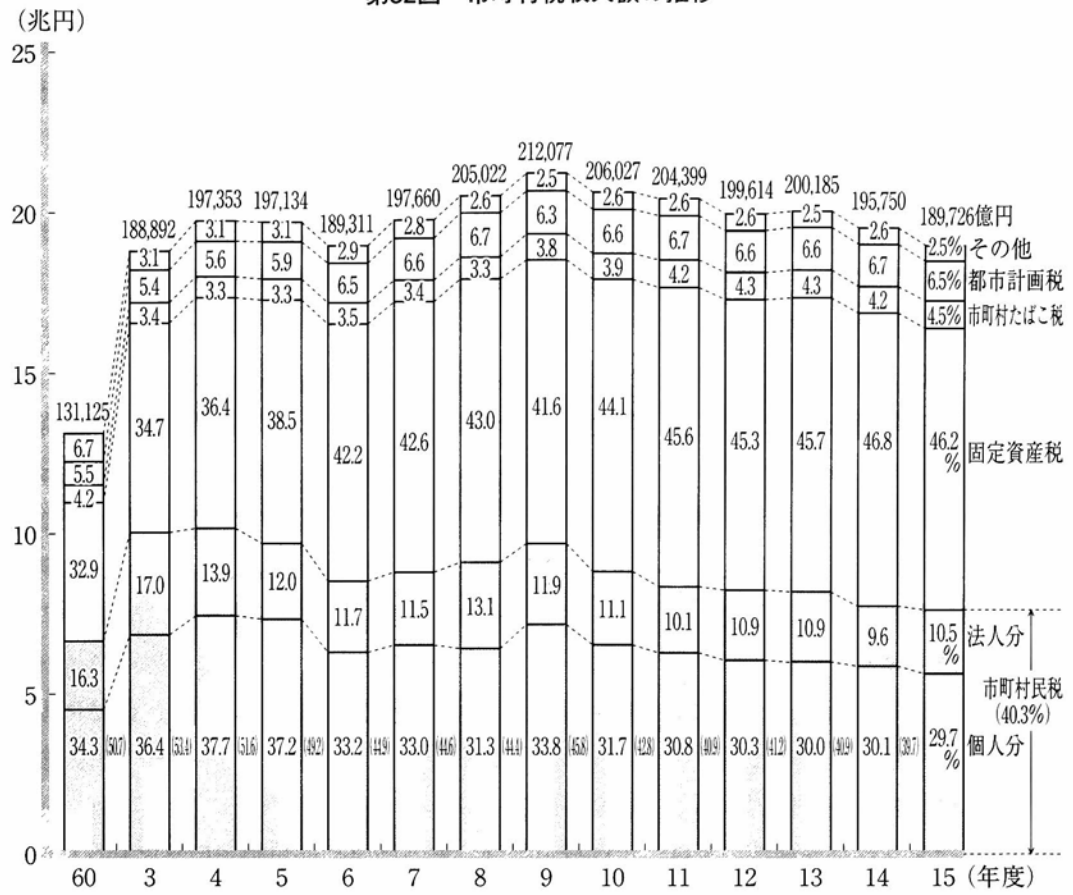


（注）（　）内の数値は、市町村民税の構成比である。

（前年度14.0%減）、個人分が4.3%減（同1.8%減）となり、この結果、市町村民税全体で1.7%減（同5.1%減）と6年連続して減収となっている。また、固定資産税については4.2%減（同0.0%増）となっている。

一方、目的税の伸び率は5.5%減（前年度0.5%減）と4年連続減となっている。目的税のうち、主な税目をみると、都市計画税については5.0%減（同1.1%減）となり、事業所税についても7.9%減（同1.9%増）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、**第32図**のとおりであり、2年連続で前年度を下回っている。

**（ウ）　法定外普通税**

地方公共団体は、地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は357億円であり、前年度と比べると50.3%増（前年度17.5%減）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が11団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、山砂利採取税、別荘等所有税、歴史と文化の環境税が各1団体となっている。

**（エ）　法定外目的税**

法定外目的税の収入額は34億円（前年度6億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税7団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、遊漁税、一般廃棄物埋立税、使用済核燃料税、環境未来税が各1団体となっている。

**（オ） 超 過 課 税**

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上特別の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は4,269億円であり、前年度と比べると6.5%増（前年度14.9%減）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が1団体、同法人均等割が2団体、同法人税割が46団体、法人事業税が7団体となっており、市町村税においては、市町村民税個人均等割が19団体、同法人均等割が550団体、同法人税割が1,403団体、固定資産税が260団体、軽自動車税が29団体等となっている。

**イ 地 方 譲 与 税［第20表］**

地方譲与税には、道路経費の財源とし、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び道路法（昭和27年法律第180号）第7条第3項に規定する指定市に譲与される石油ガス譲与税、市町村に譲与される自動車重量譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税がある。

地方譲与税の決算額は6,940億円で、前年度と比べると9.4%増（前年度1.6%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.7%（同0.7%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、地方道路譲与税が2,941億円（対前年度比5.4%減）、自動車重量譲与税が3,599億円（同27.6%増）、航空機燃料譲与税が153億円（同6.1%減）、石油ガス譲与税が138億円（同2.3%減）及び特別とん譲与税が110億円（同0.1%増）となっている。

このうち、自動車重量譲与税については、市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し及び直轄事業による高速道路整備に係る地方負担の導入に伴い、平成15年度から譲与割合が4分の1から3分の1に引き上げられており、また、地方道路譲与税についても、都道府県・大都市と市町村との間の譲渡割合の見直しが行われている。

**ウ 地方特例交付金**

地方特例交付金については、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、平成11年度に創設された「第一種交付金」に加え、平成15年度には国庫補助負担金の見直しに伴う暫定措置として「第二種交付金」が創設された。「第一種交付金」の総額は、当該年度の恒久的な減税に伴う減収見込額の総額の4分の3に相当する額から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置及び法人税に係る地方交付税率の引上げによる措置額を控除した額である。「第二種交付金」の総額は、平成15年度に一般財源化された国庫補助負担金（義務教育国庫負担金、在宅福祉事業費補助金等）の対象事業のうち、引き続き地方で実施する必要があるものに係る地方一般財源の所要額の2分の1に相当する額である。平成15年度の地方特例交付金の決算額は1兆62億円となり、前年度と比べると11.4%増となっている。また、歳入総額に占める割合は1.1%（前年度0.9%）となっている。

なお、平成16年度においては「第二種交付金」は廃止され、「第一種交付金」に相当する減税補てん特例交付金に加え、義務教育費国庫負担金等の暫定的な一般財源化に伴う税源移譲予定特例交付金が新たに創設されている。

**エ 地 方 交 付 税［第21表、第128表］**

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立

性を強化することである。

平成15年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税5税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成15年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の35.8%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額）10兆6,141億円に、特例措置として、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第7号）による改正前の地方交付税法附則第4条の2第2項及び第3項に基づく加算額2,104億円、同条第6項に基づく加算額37億円、国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金利子負担額4億円、配当所得課税関係特例加算額224億円及び臨時財政対策特例加算額5兆5,416億円を加え、さらに、交付税特別会計借入金1兆9,515億円及び交付税特別会計剰余金4,200億円等を加算し、同特別会計借入金償還分799億円及び同特別会計借入金利子充当分6,150億円を控除した18兆693億円とされた。

その結果、前年度と比べると7.5%減（前年度4.0%減）となっており、3年連続で前年度決算額を下回っている。その内訳は、普通交付税が16兆9,855億円、特別交付税が1兆838億円となっている。また、歳入総額に占める割合は、19.0%（同20.1%）である。

なお、基準財政需要額は41兆2,181億円（財源不足団体分37兆1,438億円、財源超過団体分4兆744億円）、基準財政収入額は25兆521億円（財源不足団体分20兆880億円、財源超過団体分4兆9,640億円）で、財源不足額は17兆557億円となっている。

基準財政収入額については、税収確保インセンティブの強化及び個別団体についての財源保障範囲の縮小を図る趣旨から、留保財源率の見直しが行われ、都道府県分につき5%の引き上げ（20%から25%へ）が行われた。これに伴い、留保財源率引上げ相当分を基準財政需要額から削減している。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては前年度と同じく東京都1団体となっており、市町村においては前年度（104団体）より10団体増加の114団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成15年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては3,131団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県が9兆9,785億円で前年度と比べると7.8%減（前年度2.3%減）、市町村が8兆908億円で7.3%減（同5.9%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県が55.2%（同55.3%）、市町村が44.8%（同44.7%）となっている。

**オ　一　般　財　源［第22表～第24表］**

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（市町村決算においては、これらに加えて、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

この一般財源の決算額は52兆4,352億円であり、前年度と比べると3.7%減（前年度5.2%減）となっており、3年連続で減少している。また、歳入総額に占める割合は、55.3%（同56.0%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額5兆2,647億円を加えた決算額は、57兆6,999億円であり、前年度と比べると1.1%増（前年度0.9%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は、60.8%となっている。

次に、歳入総額に占める一般財源の割合を、道府県においては財政力指数段階グループ別、市町村においては類型別にみると、**第33図**のとおりである。これによると、歳入総額に占める一般財源の割合は、地方交付税が財源調整機能を果たしている結果、各団体区分間に大きな違いはないものとなっていることがうかがえる。

なお、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は2,154団体（前年度2,230団体）で、全体の67.3%に及んでいる。

**カ　国庫支出金［第25表］**

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等である。

国庫支出金の決算額は、平成15年度において義務教育費負担金及び在宅福祉事業費補助金の一部等が一般財源化され、暫定的に地方特例交付金及び地方交付税により財源措置されたことに伴い減少した一方、生活保護費負担金等が増加した結果、前年度と比べると0.2%減（前年度9.5%減）の13兆1,421億円となっており、2年連続の減少となっている。一方、歳入総額に占める割合は13.9%（同13.6%）と2年ぶりに増加に転じている。

次に、国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が4兆1,927億円で最も大きな割合（国庫支出金全体の31.9%）を占め、以下、義務教育費負担金が2兆7,386億円（同20.8%）、生活保護費負担金が1兆8,034億円（同13.7%）となっており、以上の支出金等で国庫支出金総額の66.5%を占めている。

さらに、団体種類別に国庫支出金の内訳をみると、都道府県においては、普通建設事業費支出金3兆286

**第33図　歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況**

その1　道　府　県

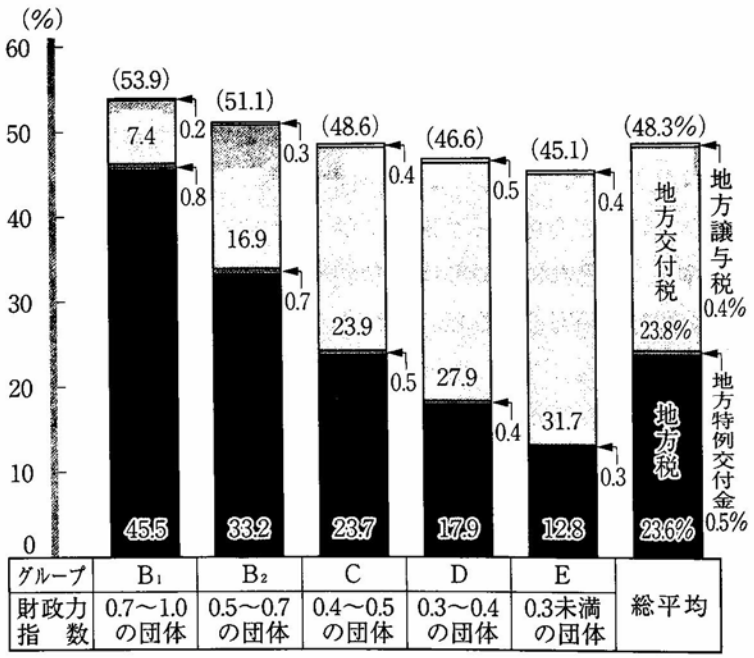


(注) 1　（　）内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。
2　歳入総額及び地方税は、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する額を控除したものである。
3　グループ別の該当団体
B1　愛知県、神奈川県
B2　大阪府、静岡県、千葉県、埼玉県、福岡県、茨城県
C　群馬県、京都府、栃木県、兵庫県、宮城県、三重県、広島県、滋賀県、岐阜県、長野県
D　岡山県、福島県、石川県、香川県、新潟県、北海道、山口県、富山県、福井県、奈良県、山梨県、愛媛県、熊本県
E　徳島県、佐賀県、山形県、大分県、鹿児島県、青森県、岩手県、和歌山県、宮崎県、沖縄県、秋田県、長崎県、鳥取県、島根県、高知県
4　東京都については、総平均から除いている。

その２　都　市

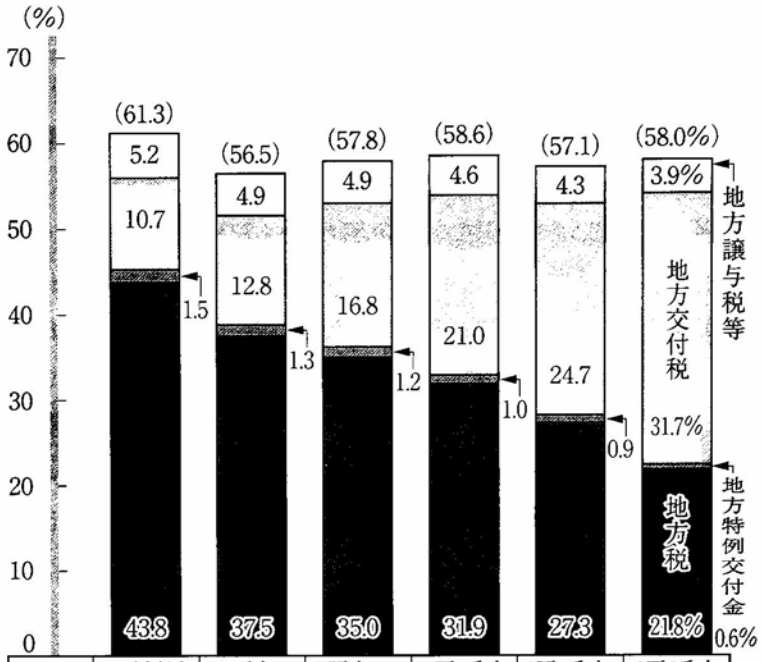


(注)　1　(　) 内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。
　　2　「都市」には、中核市、特例市を含む。

その３　町　村

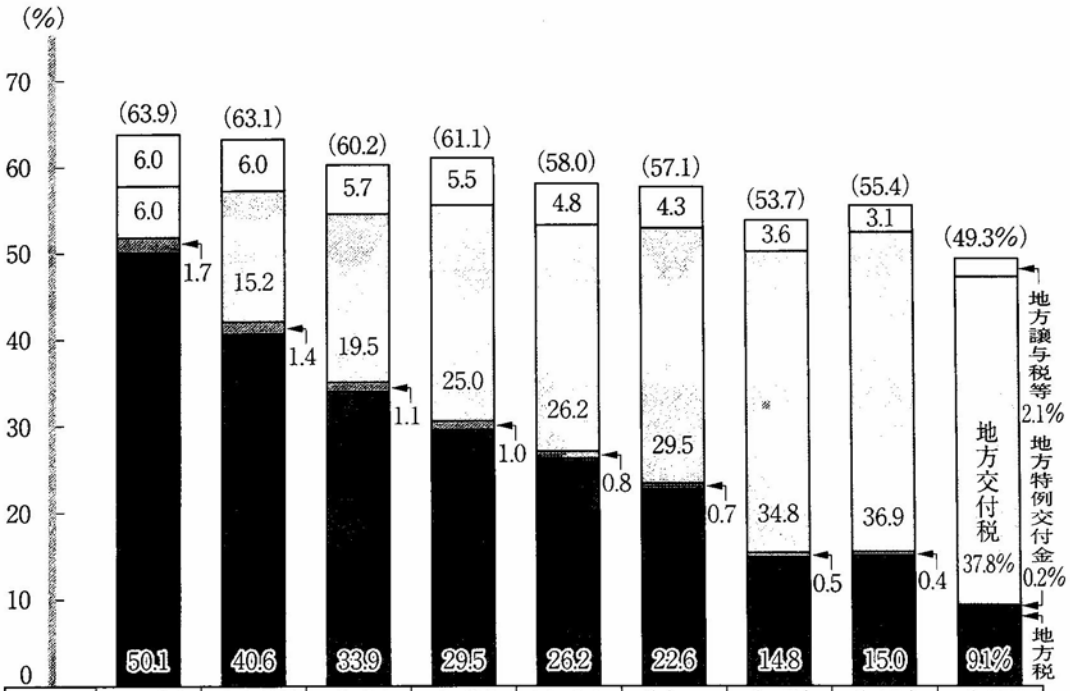


(注)　(　) 内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。

億円（38.4％）、義務教育費負担金２兆7,386億円（34.7％）の順となっている。

また、市町村においては、生活保護費負担金１兆6,024億円（30.5％）、普通建設事業費支出金１兆1,641億円（22.2％）の順となっている。

また、国庫支出金の内訳の伸び率をみると、普通建設事業費支出金が2.0％増（前年度20.3％減）、義務教育費負担金が8.3％減（同0.8％減）、生活保護費負担金が8.0％増（同6.0％増）等となっている。

**キ　都道府県支出金［第25表］**

都道府県支出金の決算額は２兆2,554億円で、前年度と比べると0.6％減（前年度2.6％減）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが56.3％（前年度55.9％）、都道府県の単独施策によるものが43.7％（同44.1％）となっている。

都道府県支出金の内訳の伸び率をみると、国庫財源を伴うものについては普通建設事業費支出金が17.6％減（前年度5.0％減）、児童保護費負担金が3.1％減（同2.7％増）、災害復旧事業費支出金が11.1％増（同5.9％減）等となっており、また、単独施策によるものについては、普通建設事業費支出金が8.8％減（同5.2％減）等となっている。

**ク　地　　方　　債［第26表］**

地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は13兆7,894億円で、普通建設事業の財源としての地方債の発行は減少する一方、臨時財政対策債の発行が増加したことなどから前年度と比べると3.5％増（前年度12.7％増）となっている。なお、臨時財政対策債を除いた額は８兆5,248億円で、前年度と比べると20.4％減となっている。

地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は前年度と比べると0.8％ポイント上昇の14.5％となっている。近年の地方債依存度の推移は、**第34図**のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては７兆6,521億円で前年度と比べると1.6％増（前年度15.6％増）、市町村においては６兆2,056億円で前年度と比べると6.1％増（同9.2％増）となっている。

地方債の目的別の発行状況をみると、臨時財政対策債が５兆2,647億円で最も大きな割合（地方債発行総

**第34図　地方債依存度の推移**

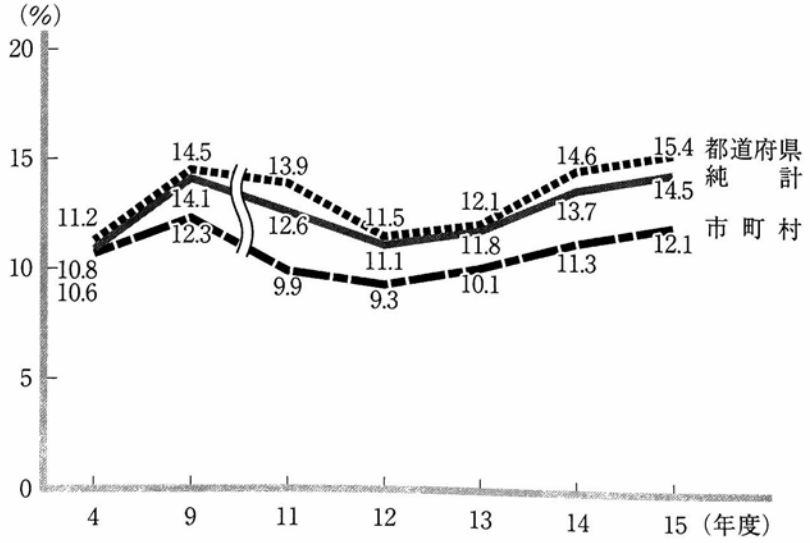

額の38.2%）を占め、以下、一般単独事業債が3兆3,402億円（同24.2%）、一般公共事業債が2兆3,837億円（同17.3%）、減税補てん債が6,920億円（同5.0%）、過疎対策事業債が2,701億円（同2.0%）、義務教育施設整備事業債が2,602億円（同1.9%）、財源対策債が2,283億円（同1.7%）の順となっている。

**ケ　その他の収入**

**（ア）　使用料、手数料［第28表］**

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆4,921億円で、前年度と比べると0.3%増（前年度0.5%減）となっている。また歳入総額に占める割合については前年度と同じ2.6%となっている。

使用料の決算額は1兆9,067億円で、前年度と比べると0.5%増（前年度0.5%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,584億円（対前年度比1.4%減）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,727億円（同1.6%減）、保育所使用料が2,232億円（同1.2%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,854億円で、前年度と比べると0.4%減（前年度0.6%減）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが831億円、自治事務に係るものが5,023億円となっている。

**（イ）　繰　　入　　金［第29表］**

繰入金は、基金、地方公営事業会計等からの受入金である。

繰入金の決算額は2兆9,397億円で、前年度と比べると3.6%減（前年度34.0%増）となっており、歳入総額に占める割合は、前年度と同じ3.1%となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の93.7%（前年度94.4%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は2兆7,534億円で、前年度と比べると4.4%減（同36.9%増）となっており、2年ぶりに減少に転じている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,794億円で、前年度と比べると8.0%増（同1.0%減）となっている。

**（ウ）　そ　　の　　他［第11表、第30表］**

その他の収入の決算額は10兆884億円で、前年度と比べると5.5%減（前年度6.6%減）となっており、歳入総額に占める割合は10.6%（同11.0%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が6兆6,086億円（対前年度比3.5%減）、繰越金が2兆2,257億円（同9.4%減）、分担金、負担金が5,647億円（同4.8%減）、財産収入が6,002億円（同10.9%減）、寄附金が892億円（同13.5%減）となっている。

# 4　地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる行政の目的にしたがって土木建設（土木費）、教育と文化（教育費）、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

## (1)　土　木　建　設［第56表～第61表］

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は歳出総額の中で教育費に次いで大きく、16兆4,391億円であり、前年度に比べると7.0%減（前年度4.8%減）となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は17.8%（都道府県16.9%、市町村16.9%）となっている。

土木費の目的別内訳は、**第35図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費（土木費総額の36.8%）が最も大きな割合を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同32.8%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.4%）の順となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（40.8%）を占め、以下、河川海岸費（19.8%）、都市計画費（19.7%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（53.7%）を占め、以下、道路橋りょう費（24.7%）、住宅費（9.4%）の順となっている。

**第35図　土木費の目的別内訳**

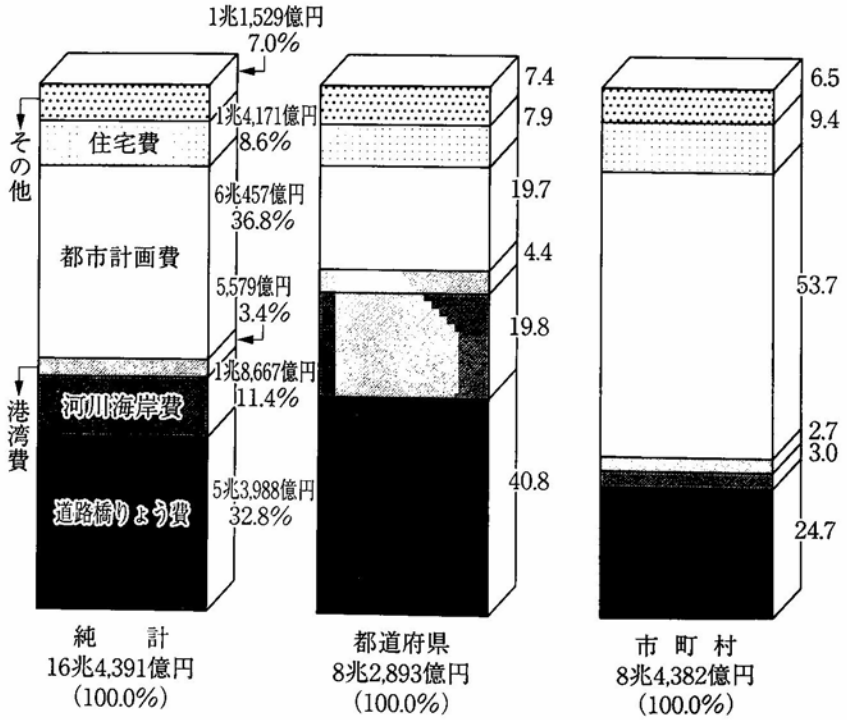

**第36図　土木費の性質別内訳**

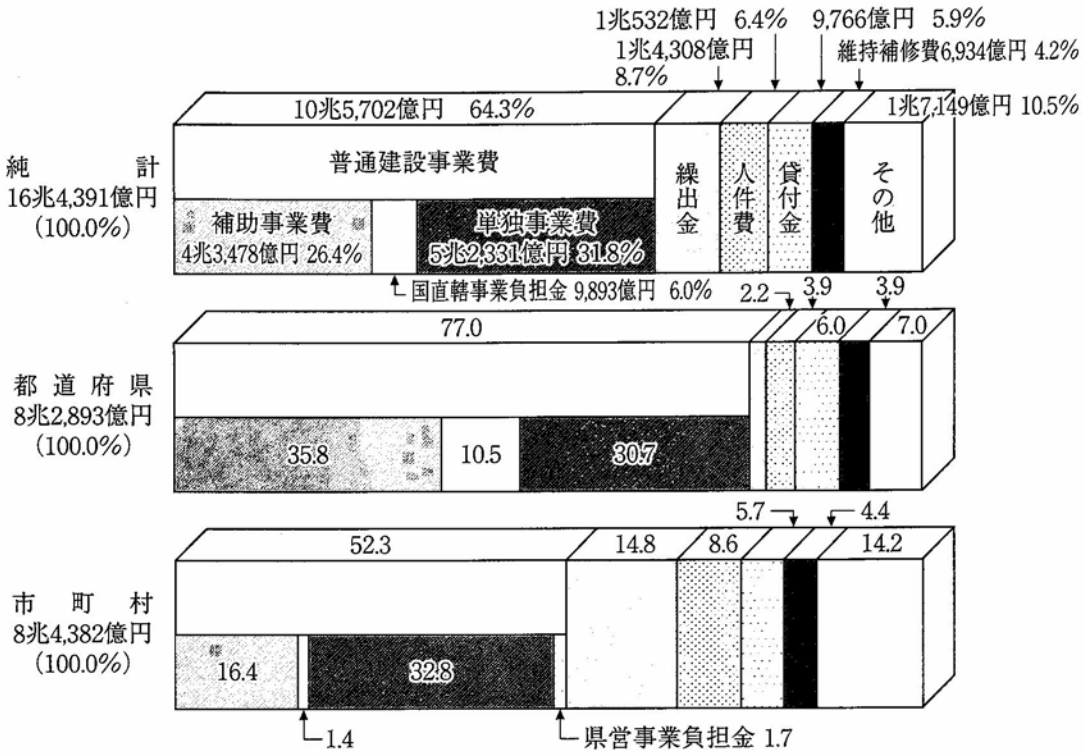


土木費の性質別内訳は、**第36図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(土木費総額の64.3%)を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金(同8.7%)、人件費(同6.4%)、住宅関係等の貸付金(同5.9%)の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が49.5%、補助事業費が41.1%、国直轄事業負担金が9.4%となっている。

この構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、補助事業費（46.5%）が単独事業費（39.8%）を上回っているのに対し、市町村においては単独事業費（62.7%）が補助事業費（31.4%）を大きく上回っている。

また、各費目の伸び率をみると、単独事業費が8.2%減(前年度7.2%減)、補助事業費が11.1%減(同6.5%減)、国直轄事業負担金が17.0%減（同6.5%減）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は6,104億円で、前年度と比べると3.8%減(前年度0.4%増)となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合を占め（73.1%）、以下、交通安全運動等（19.4%）、施設補修費（7.4%）の順となっている。

## (2) 教育と文化［第65表～第70表］

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

**第37図　教育費の目的別内訳**

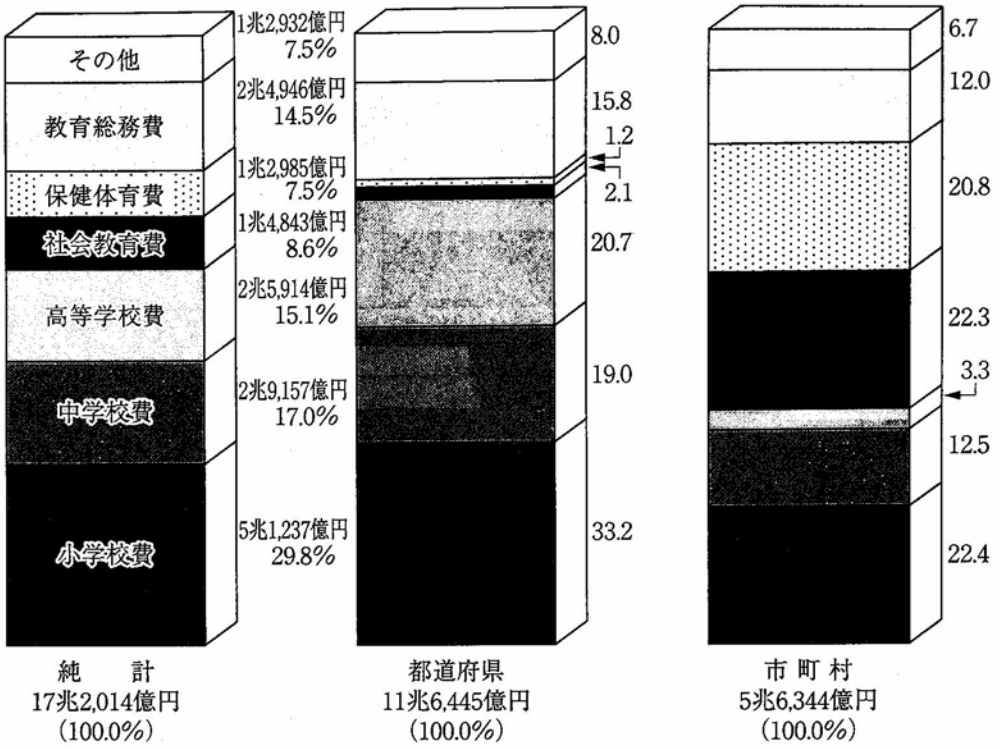


**第38図　教育費の性質別内訳**

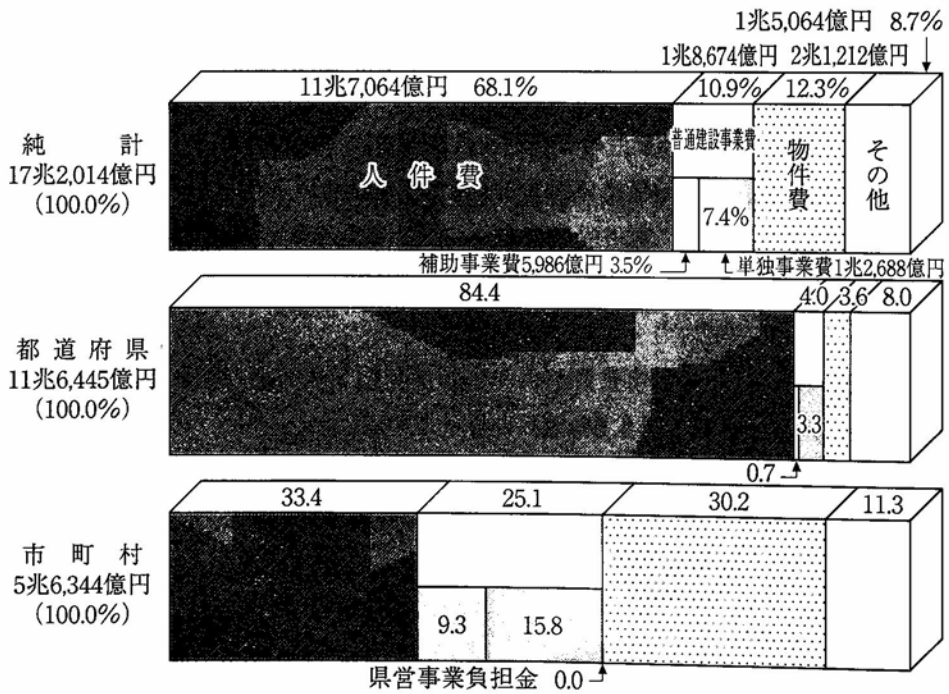


これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は歳出総額の中で最も大きく、17兆2,014億円であり、前年度に比べると2.6%減（前年度1.9%減）となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は18.6%（都道府県23.8%、市町村11.3%）となっている。

教育費の目的別内訳は、**第37図**のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の29.8%）を占め、以下、中学校費（同17.0%）、高等学校費（同15.1%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要す

る経費である教育総務費（同14.5%）の順となっている。

また、各費目の伸び率は、小学校費が前年度と比べると2.7%減（前年度0.3%減）、中学校費が3.7%減（同1.1%減）、高等学校費が3.2%減（同2.9%減）、教育総務費が0.5%増（同1.1%減）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が7.0%減（同4.6%減）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が1.3%減（同7.2%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、小学校費の構成比が最も大きな割合（33.2%）を占め、以下、高等学校費（20.7%）、中学校費（19.0%）の順となっている。

一方、市町村においては、小学校費が22.4%、社会教育費が22.3%、保健体育費が20.8%を占めている。

教育費の性質別内訳は、**第38図**のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の68.1%）を占め、次いで物件費（同12.3%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同10.9%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、人件費が前年度と比べると2.2%減（前年度1.5%減）、普通建設事業費が5.4%減（同7.9%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（84.4%）を占めている。

一方、市町村においても、人件費が最も大きな割合（33.4%）を占めており、次いで物件費（30.2%）、普通建設事業費（25.1%）の順となっている。

## (3) 生活・福祉の充実

### ア 社会福祉行政

#### (ア) 社会福祉行政［第35表～第41表］

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は前年度と比べると1.7%増（前年度1.8%増）の14兆5,402億円で、歳出総額の中で教育費、土木費に次いで大きい額となっている。

民生費が増加した要因としては、生活保護費及び社会福祉費における扶助費等が増加したことがあげられる。また、民生費の歳出総額に占める割合は15.7%となっている（都道府県8.1%、市町村24.0%）。

なお、団体種類別に決算額をみると、市町村の民生費は、都道府県の3倍となっている。

これは、さまざまな社会福祉施設の設置・運営が主として市町村によって行われていること及び都市区域における生活保護事務が市により行われていることなどによるものである。

民生費の目的別内訳は、**第39図**のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の30.1%）を占め、以下、老人福祉費（同26.0%）、知的障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同26.0%）、生活保護費（同17.9%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費や災害見舞金等である災害救助費（同0.1%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、児童福祉費が前年度と比べると0.8%増（前年度1.9%増）、老人福祉費が0.4%減（同2.9%増）、社会福祉費が1.2%増（同1.7%減）、生活保護費が6.9%増（同5.5%増）、災害救助費が51.8%増（同23.8%減）となっている。

**第39図　民生費の目的別内訳**

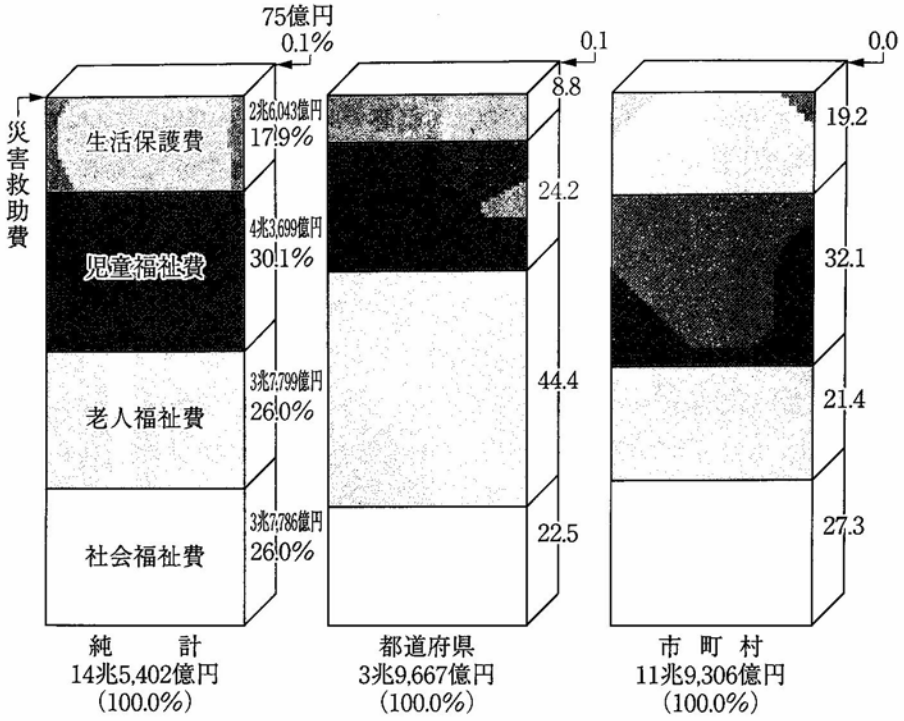


**第40図　民生費の目的別歳出の推移**

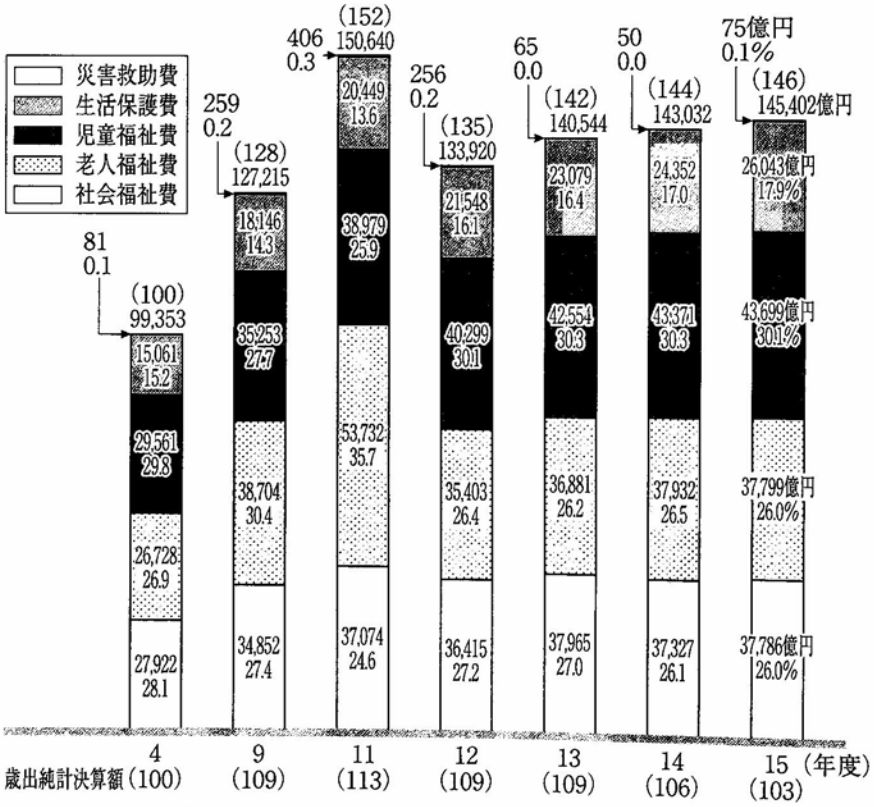


(注)　(　) 内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

民生費の目的別歳出額の推移は**第40図**のとおりである。

これらの各項目を10年前（平成5年度）の決算額と比べると、生活保護費が1.69倍、児童福祉費が1.44倍、老人福祉費が1.27倍、社会福祉費が1.25倍と高い伸びを示しており、民生費総額の伸び（1.37倍）が

## 第41図　民生費の性質別内訳

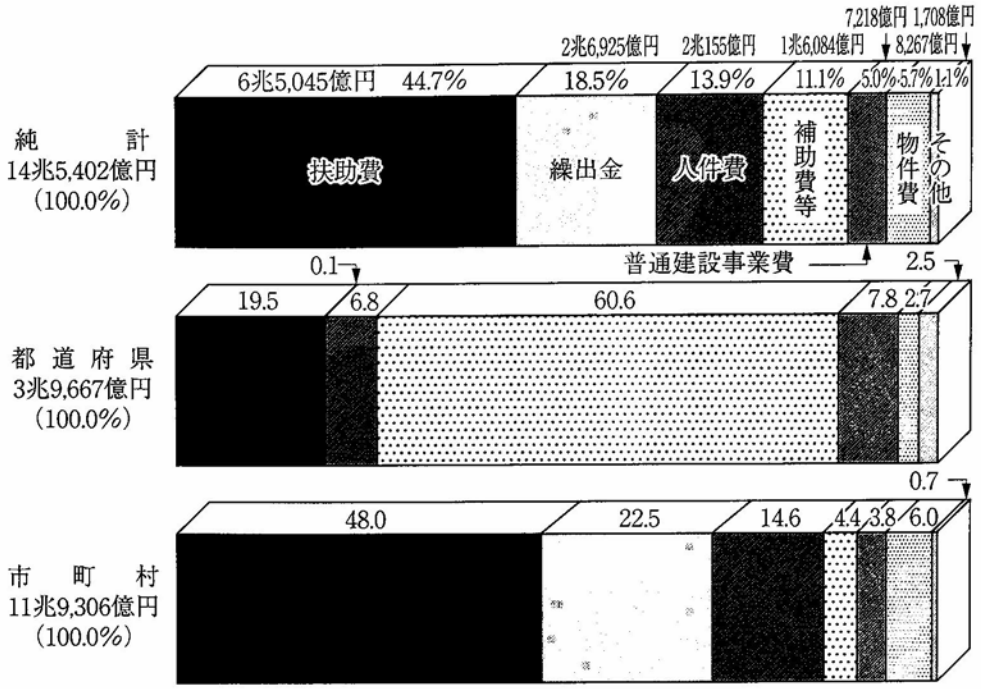


## 第42図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況

その１　都道府県

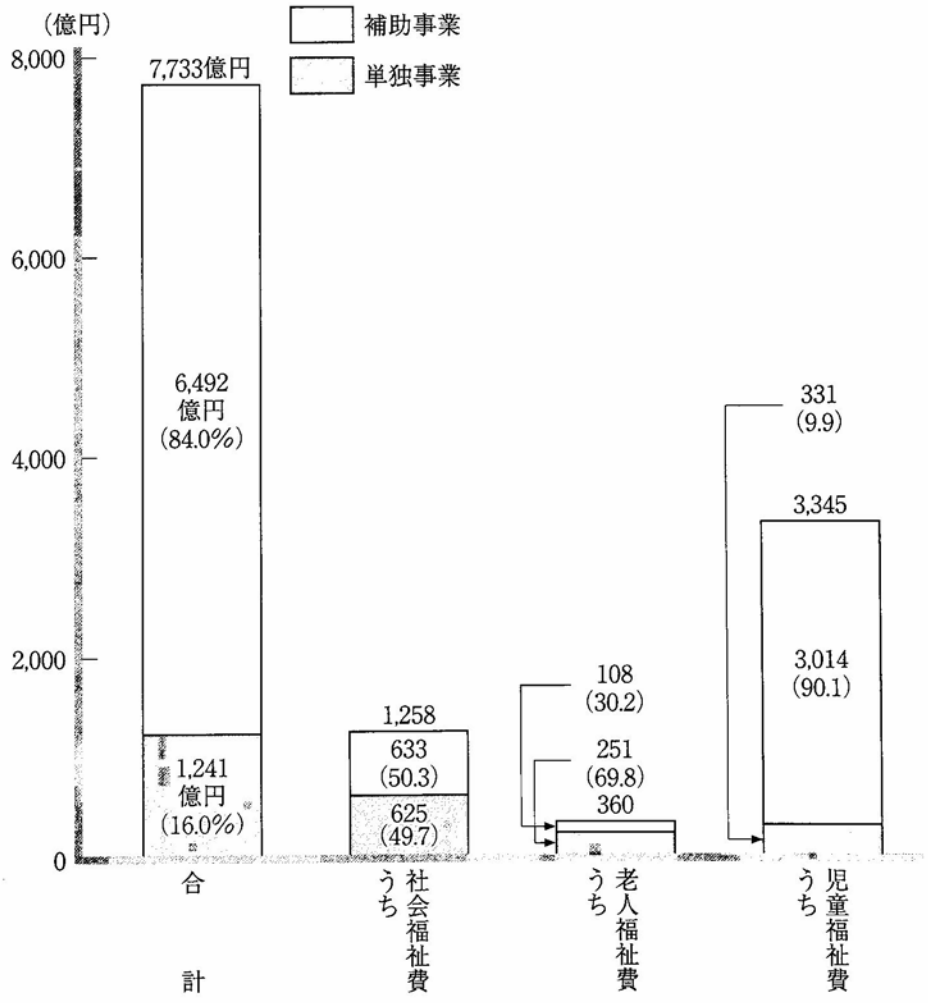

歳出純計決算額の伸び（0.99倍）を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、老人福祉費の構成比（44.4%）が最も大きく、以下、児童福祉費（24.2%）、社会福祉費（22.5%）、生活保護費（8.8%）の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉費の構成比（32.1%）が最も大きく、以下、社会福祉費（27.3%）、老人福祉費（21.4%）、生活保護費（19.2%）の順となっている。

民生費の性質別内訳は、**第41図**のとおりであり、生活保護に要する経費、保育所の保育児童に係る措置費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の44.7%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（事業勘定）、老人保健医療事業会計等に対する繰出金（同18.5%）、人件費（同13.9%）、補助費等（同11.1%）、物件費（同5.7%）、普通建設事業費（同5.0%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると人件費が2.9%減（前年度3.1%減）、補助費等が2.2%増（同1.9%減）、扶助費が4.4%増（同4.2%増）、繰出金が8.3%増（同5.3%増）、物件費が5.5%減（同3.0%増）、普通建設事業費が12.4%減（同7.2%減）となっている。

地方公共団体は、地域の実情に応じた様々な地域福祉施策を展開するため積極的な役割を果たしているところであるが、今後少子・高齢化が更に進行していく中で、保健・福祉・医療施策を一層、総合的・計画的に実施するとともに、地域により密着したサービスの充実を図っていくことが求められている。

その2　市町村

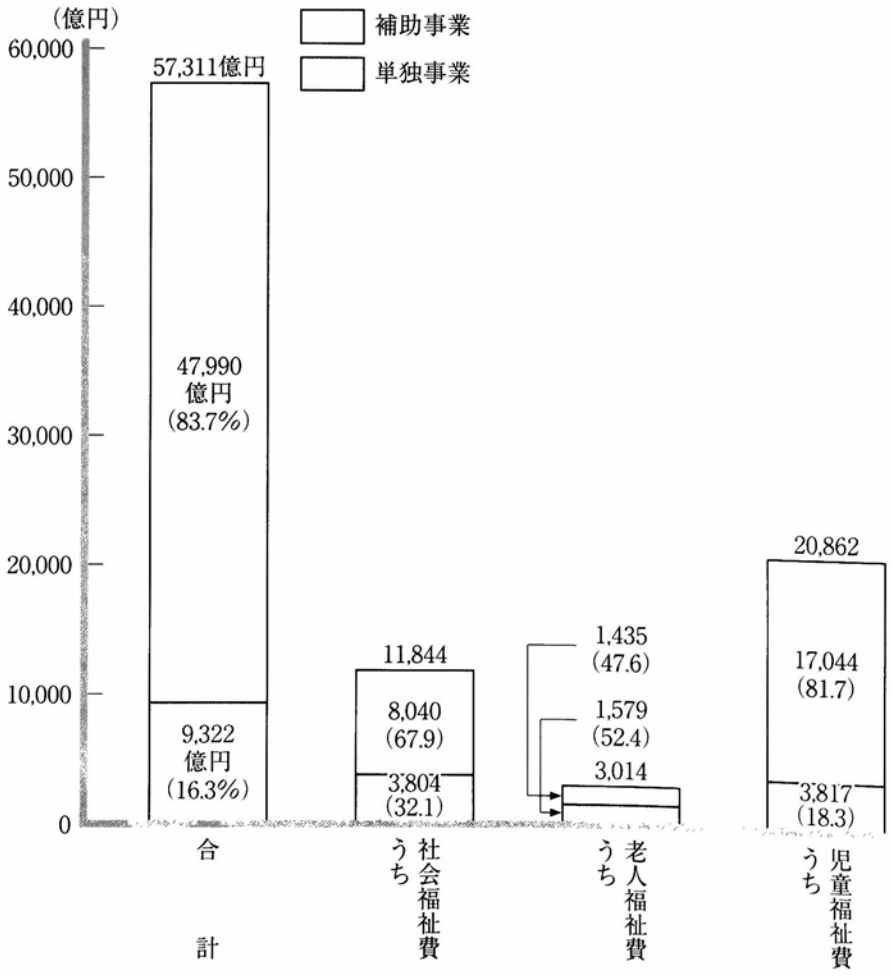

**第43図　民生費の財源構成比の推移**

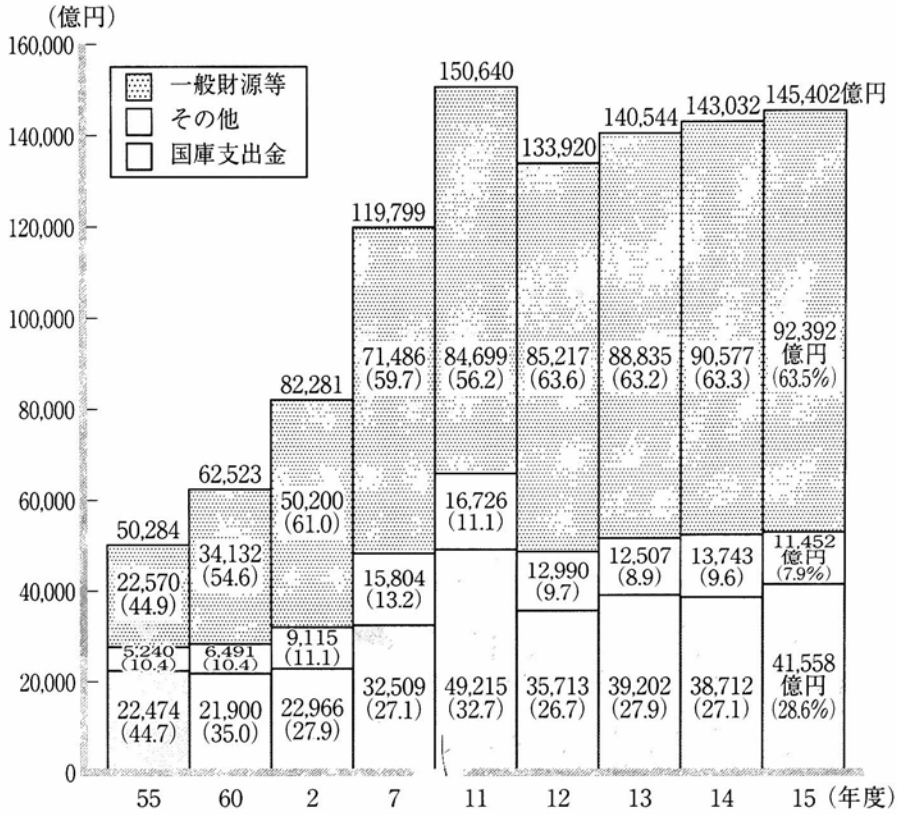


民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状をみると、**第 42 図**のとおりである。

都道府県においては 1,241 億円(民生費の扶助費総額の 16.0%)、市町村においては 9,322 億円(同 16.3%)が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては、社会福祉費の 49.7%、老人福祉費の 69.8%、児童福祉費の 9.9%、市町村においては社会福祉費の 32.1%、老人福祉費の 52.4%、児童福祉費の 18.3%が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、**第 43 図**のとおりである。

地方公共団体は、これまで、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、昭和 55 年度は一般財源等と国庫支出金はほぼ同じ割合であった。

近年は、補正予算により介護保険円滑導入、少子化対策等に係る交付金が追加計上された平成 11 年度を除いて、一般財源等が国庫支出金の 2 倍を超える割合で推移している。

**（イ）　地域福祉基金の現状**

急速に進展する我が国の人口の高齢化に対処するため、在宅福祉の向上、健康づくり等の課題につき、民間活動の活発化を図りつつ、地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策等を積極的に推進することを目的に、地域福祉基金が積み立てられており、各地方公共団体においては、この基金の運用益を活用して、さまざまな福祉事業を実施している。

平成 15 年度末の団体種類別の積立金状況は、**第 17 表**のとおりである。

また、基金運用益を利用して行う地域福祉事業にはソフト事業も含まれているが、そのソフト事業に対する運用益充当額は、都道府県においては 270 億円、市町村においては 252 億円である。

第17表　団体種類別地域福祉基金の残高の状況

| 区分 | 団体数 | 平成15年度末残高 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| | | 億円 | % |
| 都道府県 | 46 | 1,962 | △ 23.2 |
| 市町村 | 3,086 | 6,664 | △ 5.2 |
| 合計 | 3,132 | 8,627 | △ 10.0 |

（注）団体によっては、当該団体で積み立てず、または、積み立てた上でさらに社会福祉協議会等外部の団体に出えん等を行い、その外部団体が基金を積み立てている例があり、それを含む。

第44図　地域福祉基金の事業別運用益充当額の状況

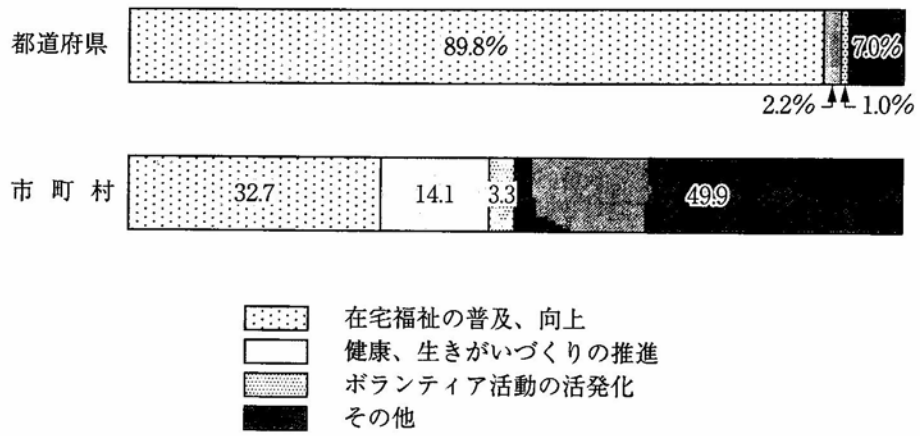


都道府県と市町村のソフト事業別運用益充当額の状況は、**第44図**のとおりであり、都道府県及び市町村ともに在宅福祉の普及、向上に係る事業が大きな割合を占めている。

**イ　労働行政［第47表～第48表］**

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は3,738億円で、前年度と比べると23.3%減（前年度38.9%減）となっている。

また、労働費の歳出総額に占める割合は0.4%（都道府県0.5%、市町村0.4%）となっている。

労働費の目的別内訳をみると、失業対策費は労働費総額の8.3%であり、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの91.7%を占めている。

また、各費目の伸び率をみると、失業対策費が前年度と比べると43.5%減（前年度67.4%減）となり、その他の経費が20.8%減（同31.4%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては労政費が47.7%、職業訓練費が34.6%、失業対策費が14.5%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費の構成比が8.8%となっている。

労働費の性質別内訳は、**第45図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（労働費総額の28.8%）を占め、以下、人件費（同23.5%）、物件費（同22.7%）、補助費等（同13.8%）、普通建設事業費（同5.0%）、失業対策事業費（同4.7%）、積立金（同1.0%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、平成13年度に国の補正予算による緊急地域雇用創出特別交付金に係る基金増設により急増した積立金が前年度に引き続き減少し、前年度と比べると95.6%減（前年度77.2%減）となったほか、貸付金が7.1%減（同11.9%減）、人件費が4.3%減（同4.7%減）、補助費等が22.1%減（同

第45図　労働費の性質別内訳

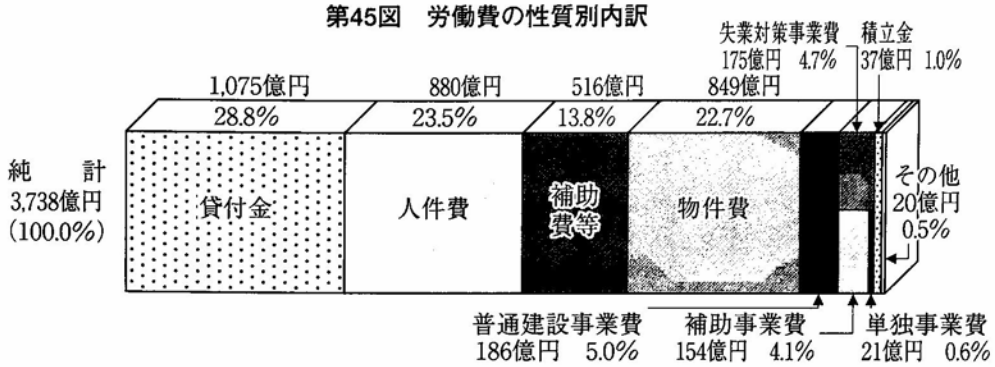


11.1%減)、物件費が2.8%増（同12.0%増)、普通建設事業費が32.4%減（同38.4%増)、失業対策事業費が4.2%減（同52.4%減）となっている。

## (4) 産業の振興

### ア 農林水産行政［第49表～第54表］

地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は4兆6,939億円で、前年度と比べると8.9%減（前年度6.9%減）となっている。これは、農林水産業費の約6割を占める普通建設事業費が減少(12.1%減）したこと等によるものである。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は5.1%（都道府県7.3%、市町村3.7%）となっている。

農林水産業費の目的別内訳は、**第46図**のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の40.3%）を占め、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経

第46図　農林水産業費の目的別内訳

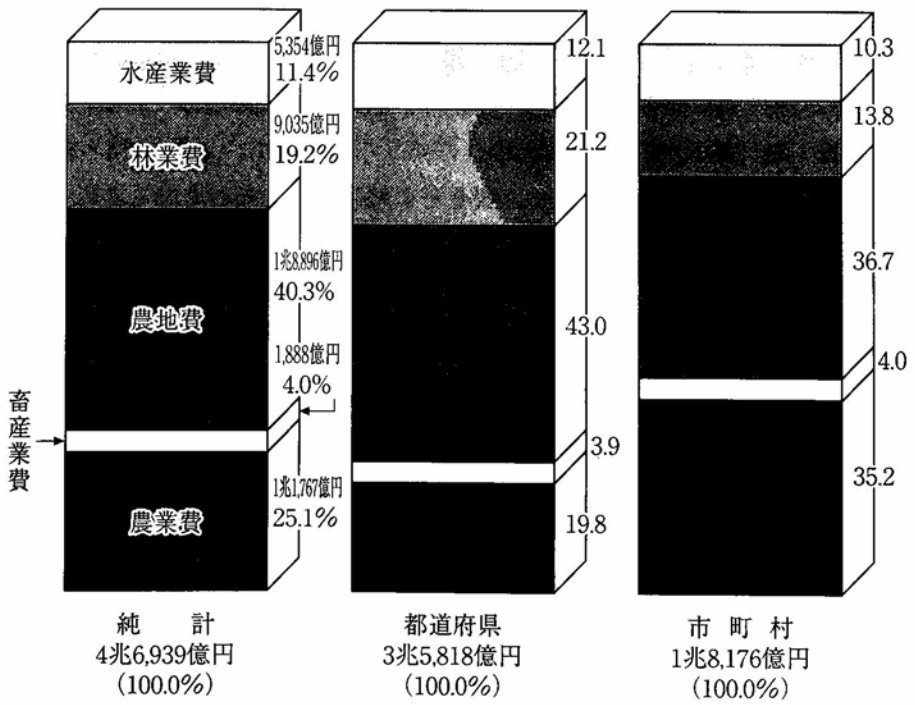

第47図　農林水産業費の性質別内訳

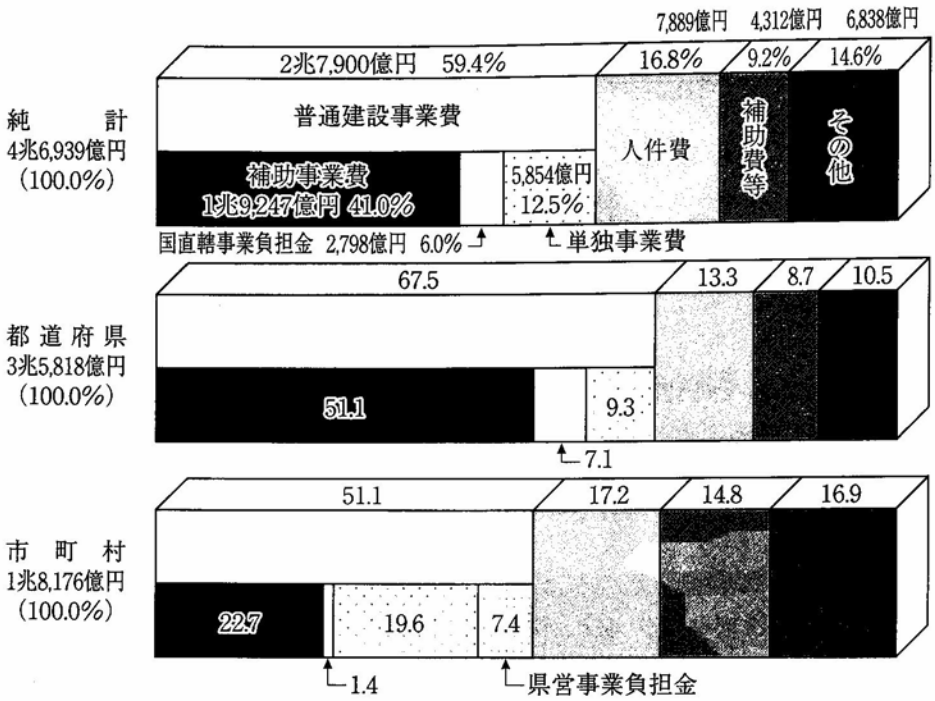


費である農業費（同25.1%）がこれに次ぎ、以下、林業費（同19.2%）、水産業費（同11.4%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、農地費が前年度と比べると9.4%減（前年度7.9%減）、農業費が8.0%減（同3.8%減）、林業費が10.6%減（同8.4%減）、水産業費が7.9%減（同5.7%減）となっている。

農林水産業費の性質別内訳は、**第47図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の59.4%）を占め、以下、人件費（同16.8%）、補助費等（同9.2%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、普通建設事業費が前年度と比べると12.1%減（前年度9.8%減）、人件費が3.5%減（同2.7%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の54.4%）を占め、以下、林業費（同22.0%）、水産業費（同13.1%）、農業費（同7.9%）の順となっている。

**イ　商　工　行　政［第55表］**

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は4兆8,411億円で、前年度と比べると2.9%減（前年度7.2%減）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.2%となっている（都道府県6.5%、市町村3.4%）。

商工費の性質別内訳は、**第48図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の73.8%）を占め、以下、補助費等（同10.0%）、普通建設事業費（同4.6%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、貸付金が前年度と比べると1.9%減(前年度9.9%減)、補助費等が2.6%増（同3.4%増)、普通建設事業費が24.3%減（同6.3%増）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（80.6%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（59.3%）を占め、次いで補助費等（12.9%）の順となっている。

**第48図　商工費の性質別内訳**

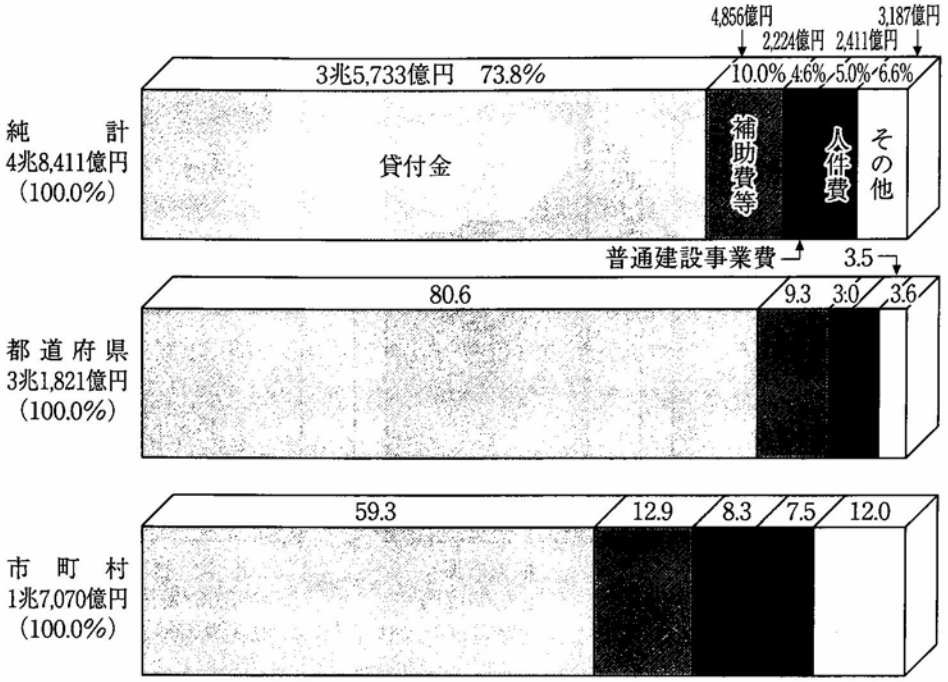


## (5)　保健衛生と環境保全

### ア　保　健　衛　生［第42表～第46表］

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆8,963億円で、前年度と比べると8.7%減（前年度3.3%減）となっている。また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.4%（都道府県3.2%、市町村9.1%）となっている。

衛生費の目的別内訳は、**第49図**のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の55.3%）を占め、一般廃棄物、ごみ、し尿等の収集処理等に要する経費である清掃費（同39.8%）と合わせて全体の9割以上を占めている。

団体別にみると、都道府県は、公衆衛生費が最も大きな割合（86.8%）を占めており、市町村では、清掃費(51.7%)、公衆衛生費(45.3%)の順となっている。また、各費目の伸び率をみると、公衆衛生費が1.7%減（前年度0.9%減)、清掃費が17.2%減（同6.2%減)、保健所費が4.0%減（同1.4%減）となっている。

なお、これらの各費目を10年前（平成5年度）の決算額と比べると、清掃費が0.84倍、保健所費が0.82倍となっており、衛生費総額の伸び（0.94倍）が歳出純計決算額の伸び（0.99倍）を下回る要因となっている。

衛生費の性質別内訳は、**第50図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の29.0%)、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同23.5%)、ごみ処理施設建設等に要する経費である普通建設事業費（同13.4%）の順となっている。また、各費目の伸び率をみると、人件費が前年度と比べると3.8%減（前年度2.6%減)、普通建設事業費が40.2%減（同14.2%減）となる一方、物件費が2.5%増（同2.4%増)、となっている。

第49図　衛生費の目的別内訳

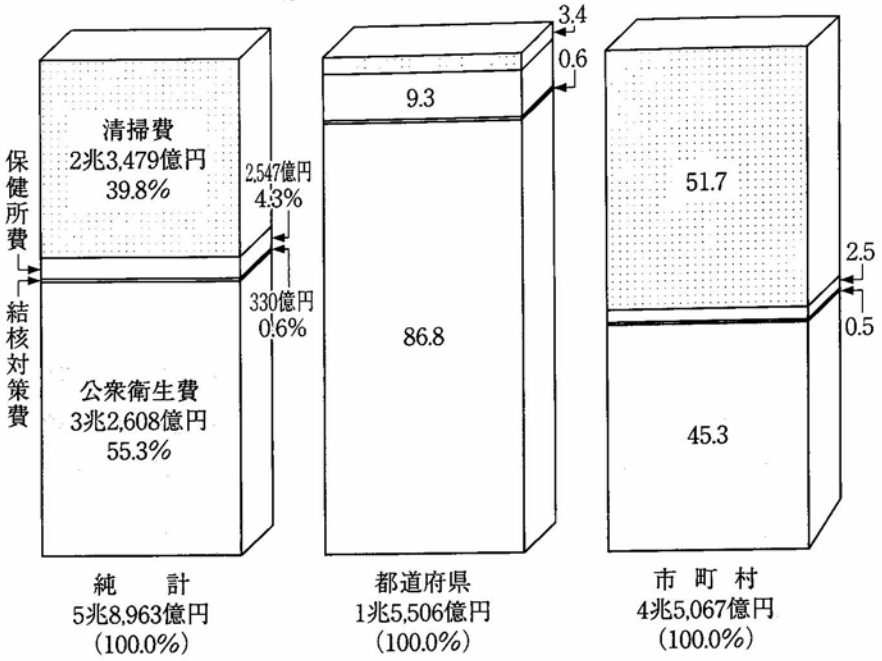


第50図　衛生費の性質別内訳

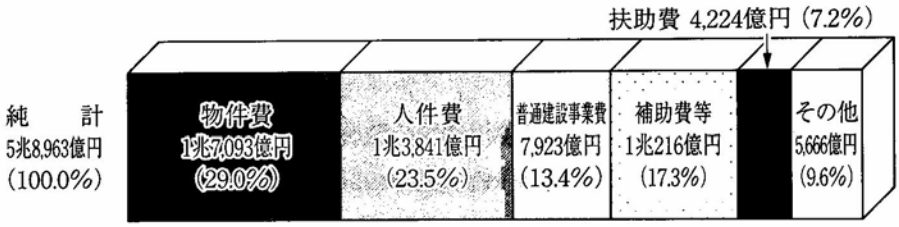


**イ　環　境　保　全**

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を推進している。

これらの諸施策の推進に要する経費（環境基本法（平成５年法律第91号）第２条第３項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。）の総額は３兆9,850億円（都道府県8,590億円、市町村３兆1,259億円）であり、前年度と比べると15.5%減（前年度9.9%減）となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、**第51図**のとおりである。

第51図　環境保全対策経費の状況

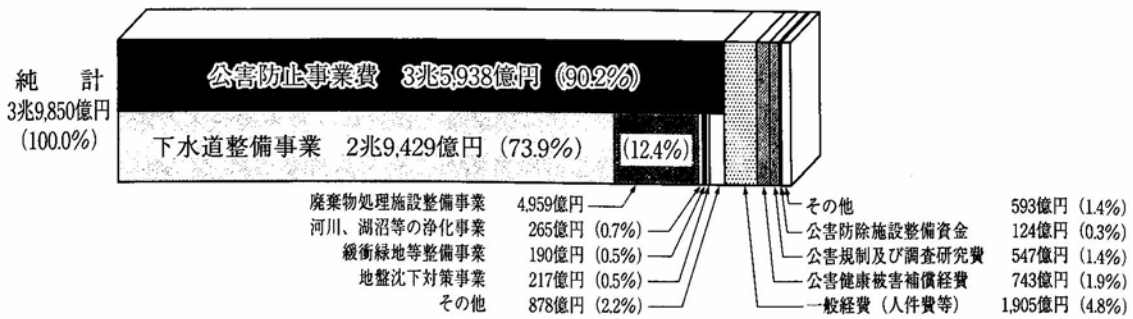

## (6) 警察と消防

### ア 警察行政［第63表～第64表］

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,620億円で、前年度と比べると1.3%減（前年度0.4%増）となっている。また、警察費の歳出総額に占める割合は3.6%（都道府県歳出総額の6.9%）となっている。

警察費の性質別内訳は、**第52図**のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の82.4%）を占め、以下、物件費（同9.6%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同6.6%）の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、人件費が前年度と比べると0.8%減（前年度0.6%増）、物件費が0.5%減（同3.3%増）、普通建設事業費が8.6%減（同4.4%減）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成16年4月1日現在、27万770人（前年同期26万6,729人）となっており、その内訳は、警察官24万1,913人（同23万7,963人）、警察事務職員等2万8,857人（同2万8,766人）となっている。

**第52図　警察費の性質別内訳**

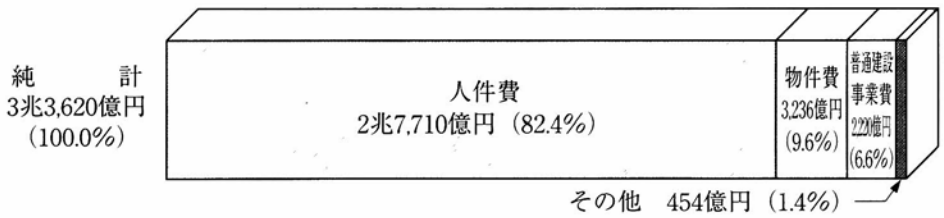


### イ 消防行政［第62表］

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆8,200億円で、前年度と比べると2.1%減（前年度0.2%減）となっている。また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.4%、市町村3.4%）となっている。

消防費の性質別内訳は、**第53図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の75.9%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同11.0%）、物件費（同8.9%）の順となっている。

また、その内訳の各費目の伸び率をみると、人件費が前年度と比べると1.4%減（前年度0.7%減）、普通建設事業費が8.6%減（同0.0%増）、物件費が1.6%減（同2.1%増）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成16年4月1日現在、15万5,317人（前年同期15万4,851人）となっている。

第53図　消防費の性質別内訳

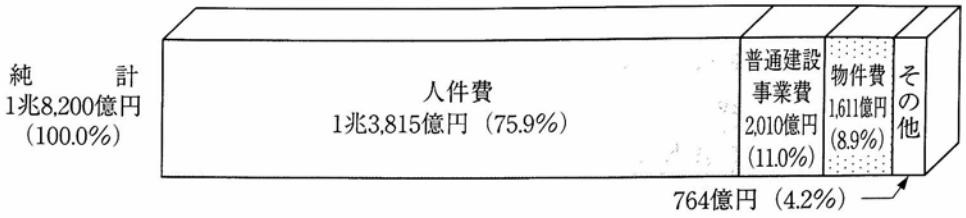


## (7)　目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村については団体区分別に比較分析してみると、**第54図**のとおりとなる。

まず、道府県についてみると、一般財源等の規模そのものは、財政力指数段階グループ別に1団体平均でみると、$B_1$で1兆3,031億円、$B_2$で1兆240億円、Cで5,701億円、Dで5,095億円、Eで3,863億円となっており、財政力が低い団体ほど、一般財源等の規模そのものも小さくなっている。

次に、一般財源等に占める地方税の割合をみると、財政力指数が低い区分ほど小さいものとなっているが、地方税に地方交付税を合わせた額が占める割合は、財政力指数段階グループ間で大きな違いはないものとなっている。

また、一般財源等の規模が小さい区分ほど地方税ではまかなえない歳出の割合が高く、地方交付税によって必要な歳出がまかなわれている割合が高いことがわかる。

次に、市町村についてみると、一般財源等の規模そのものは、団体区分別に1団体平均でみると、大都市で4,819億円、中核市で1,075億円、特例市で612億円、中都市で367億円、小都市で138億円、町村（人口1万人以上）で54億円、町村（人口1万人未満）で27億円となっている。

また、一般財源等に占める地方税の割合をみると、事務配分、行政組織等について特例が設けられている大都市、中核市、特例市及び比較的規模の大きい中都市においては、60%台でほぼ同等である一方、小都市で46.0%、町村（人口1万人以上）で37.5%、町村（人口1万人未満）で17.7%となっている。

このように、市町村についても都道府県と同様に、一般財源等に占める地方税の割合が低い団体区分ほど、一般財源等の規模そのものも小さくなっているが、地方税に地方交付税を合わせた額が一般財源等に占める割合では、団体区分間で大きな違いはないものとなっている。更に、一般財源等の規模が小さい区分ほど地方税ではまかなえない歳出の割合が高く、地方交付税によって必要な歳出がまかなわれている割合が高いことがわかる。

## 第54図　目的別歳出充当一般財源等の状況

その１　道府県（財政力指数別）

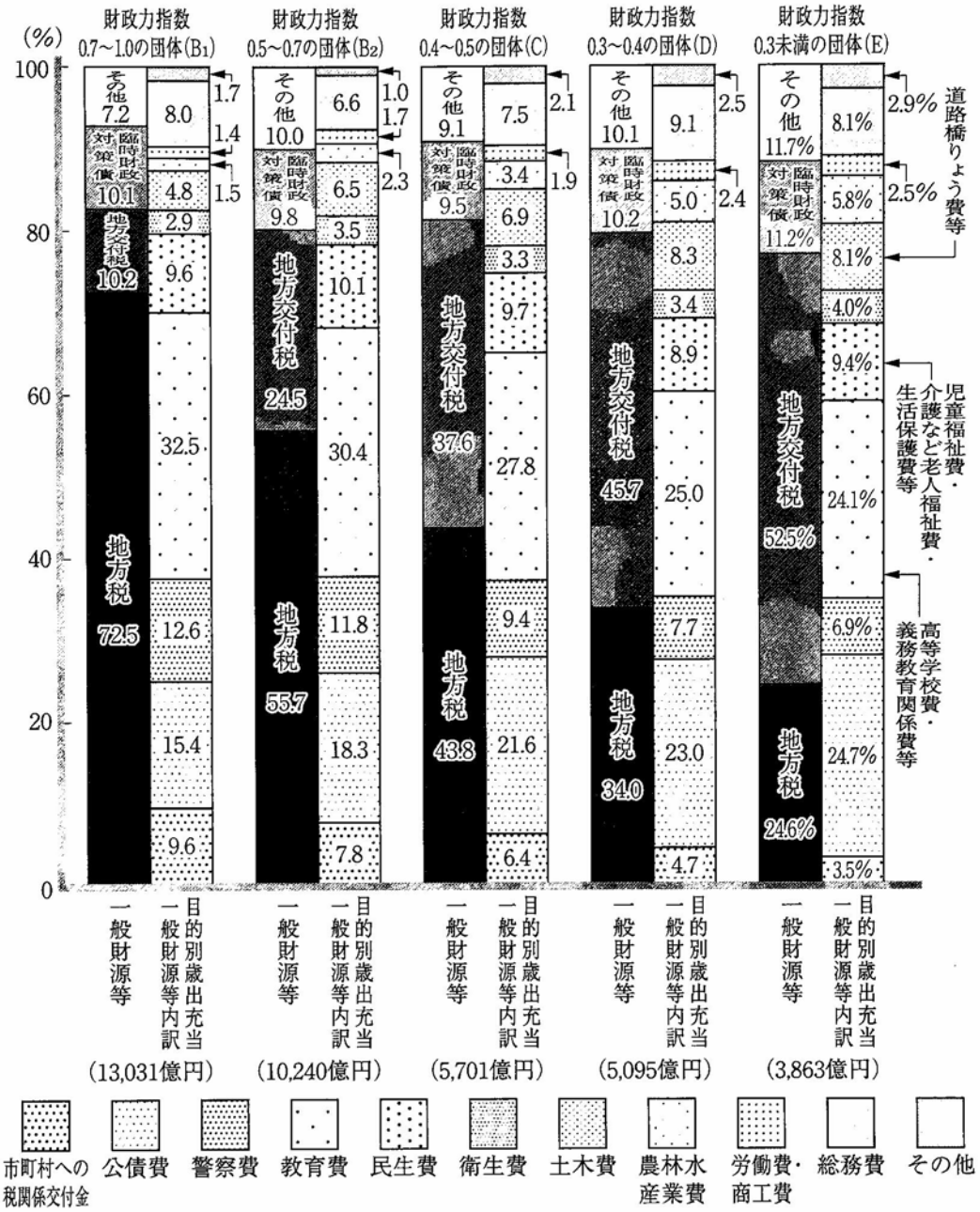


（注）（　）の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

その２　市町村(団体区分別)

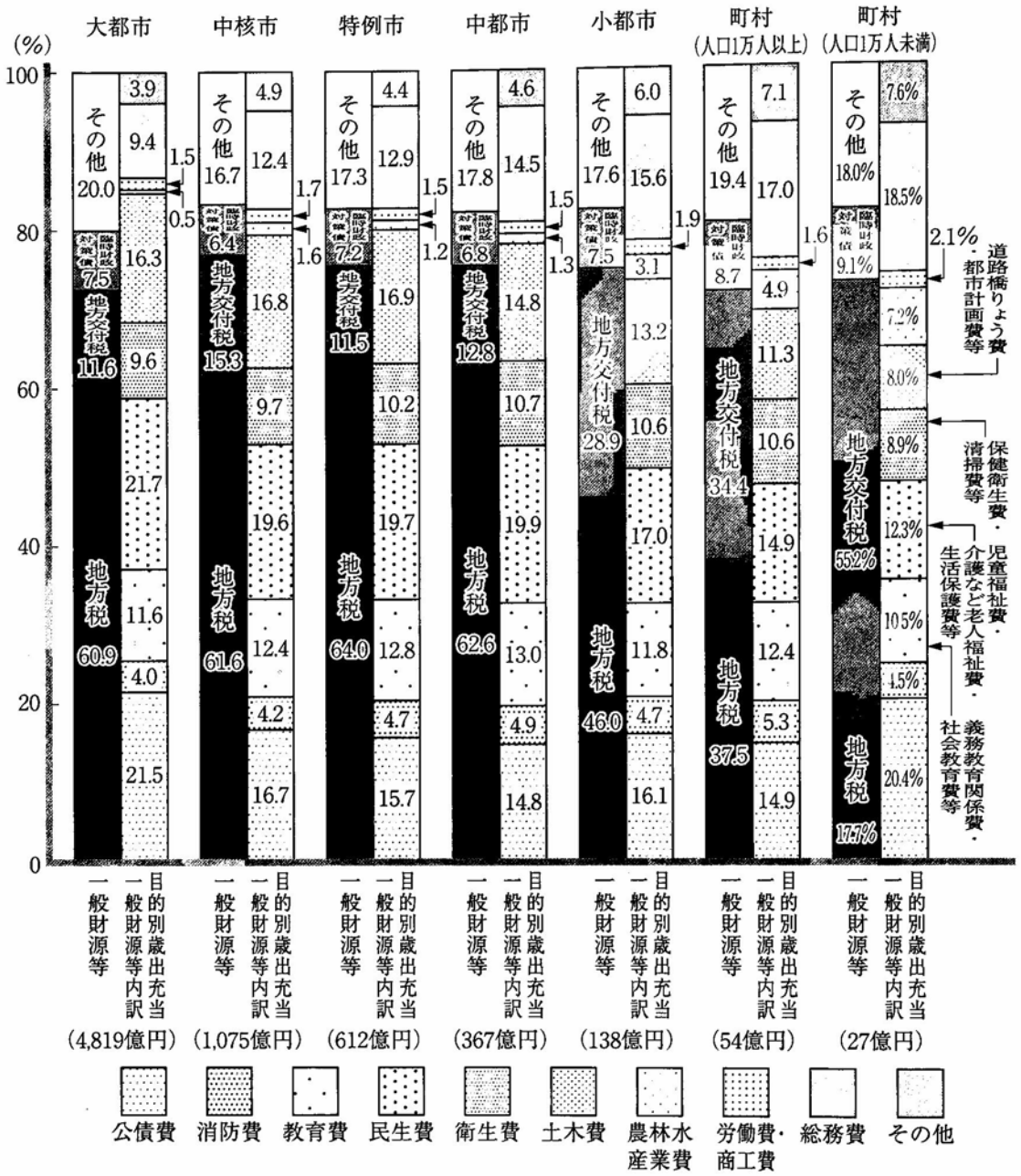


(注)(　)の金額は、各区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

# 5　地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

## (1)　義 務 的 経 費［第 71 表］

義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

義務的経費の決算額は 46 兆 1,221 億円で、前年度と比べると 0.1%減（前年度 0.1%増）となり、3 年ぶりに減少している。また、義務的経費の歳出総額に占める割合は 49.8% で、前年度と比べると 1.1% ポイ

**第55図　人件費の推移**

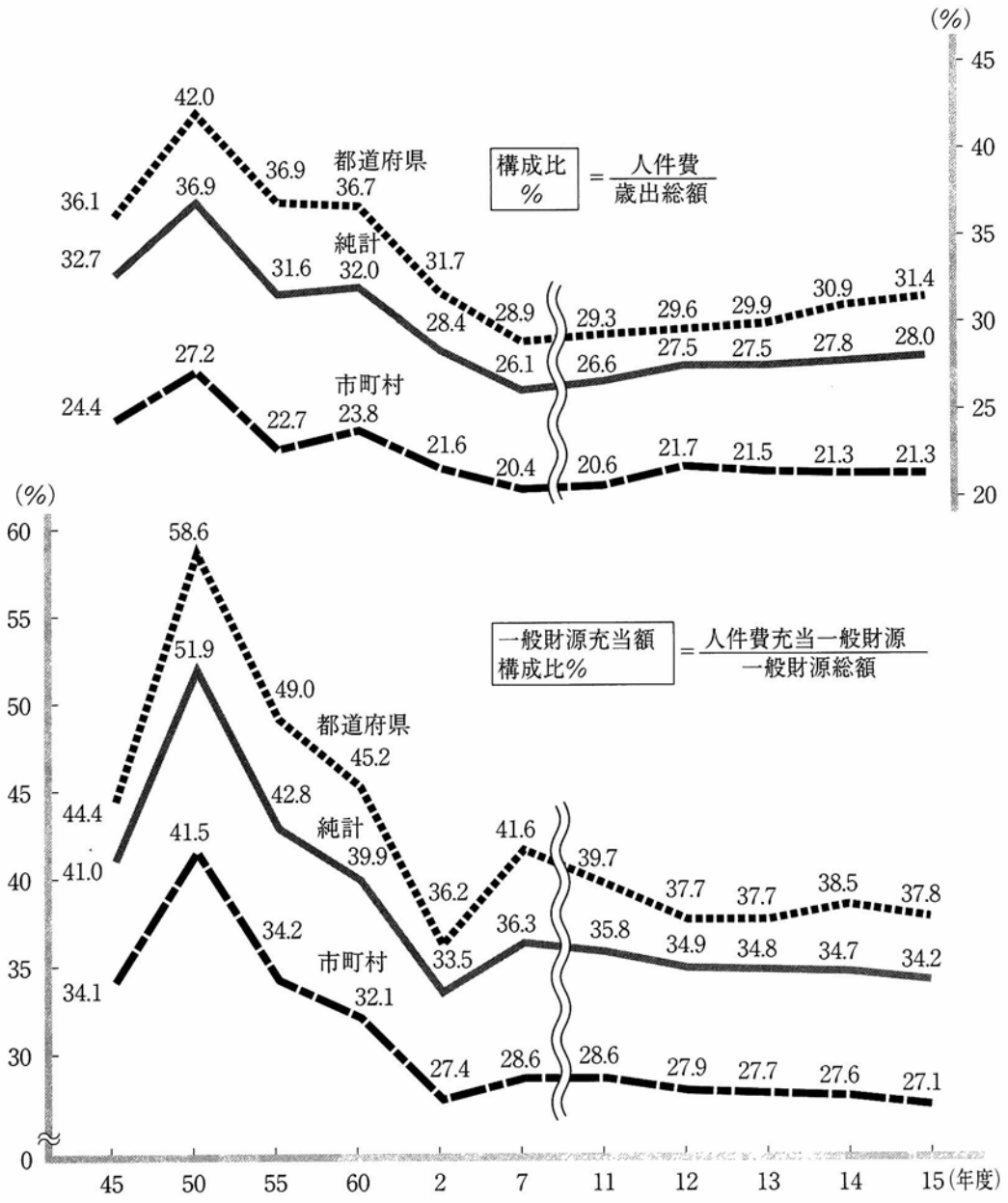

**第56図　ラスパイレス指数の推移**

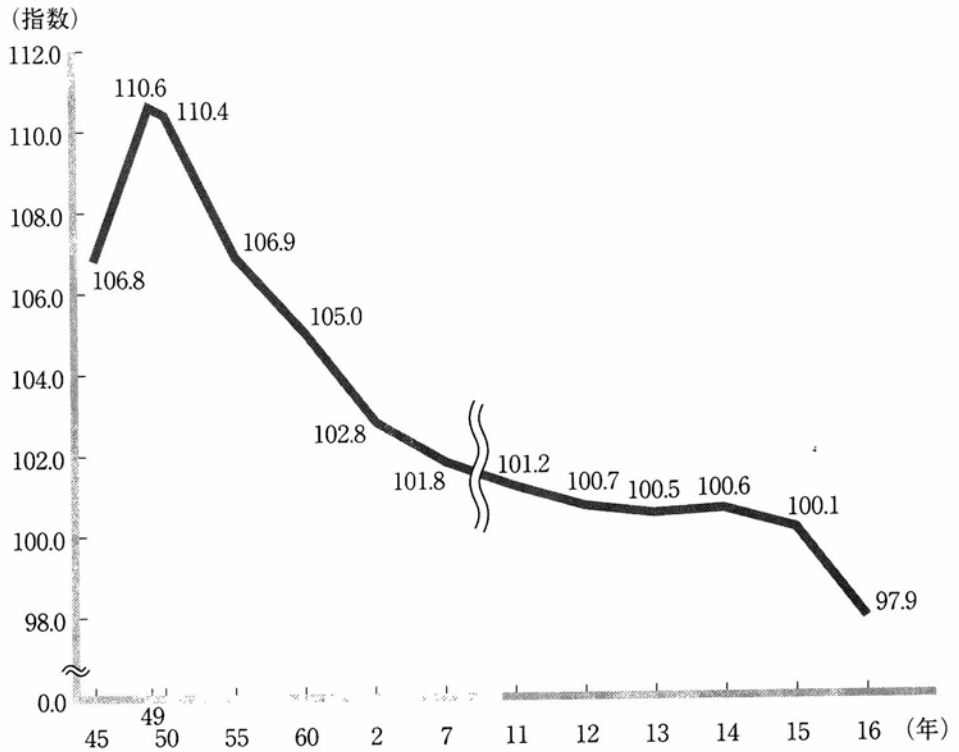


ントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が25兆9,323億円で義務的経費に占める割合は56.2%（前年度57.2%）、公債費が13兆1,549億円で28.5%（同28.2%）、扶助費が7兆349億円で15.3%（同14.6%）となっており、公債費及び扶助費の構成比が上昇している。

**ア　人　　件　　費［第73表～第75表］**

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は25兆9,323億円であり、平成12年度から4年連続して減少（対前年度比1.8%減）している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第55図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は28.0%で、前年度と比べると0.2%ポイントの上昇となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（31.4%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（21.3%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第56図**のとおり、昭和49年の110.6をピークとして昭和50年以降低下し、平成14年には上昇したものの、平成15年以降再び低下に転じ、平成16年4月1日現在のラスパイレス指数は前年と比べると2.2ポイント低下の97.9となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、平成16年4月1日現在、都道府県99.6、大都市100.2、都市（中核市、特例市を含む。）98.2、町村93.7となっている。

人件費の主な内訳は、**第57図**のとおりであり、職員給が72.9%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（人件費総額の13.3%）、退職金（同8.8%）の順となっている。

**第57図　人件費の項目別内訳**

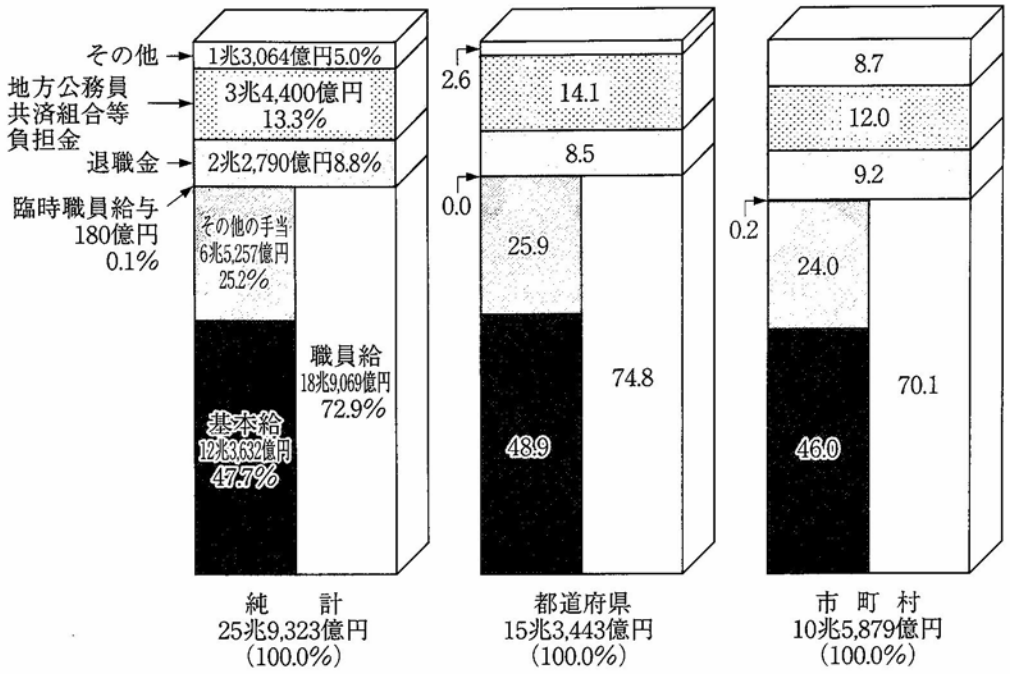


**第58図　人件費の財源内訳**

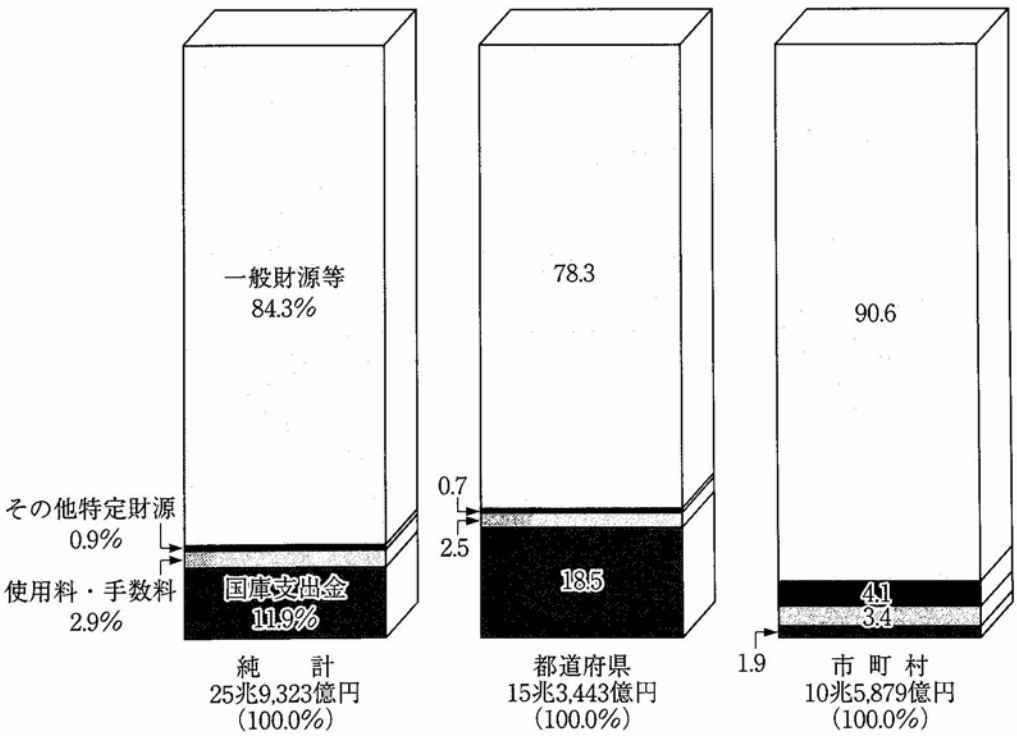


各費目の伸び率をみると、職員給は前年度と比べると2.7%減となっており、5年連続して減少となっている。

また、地方公務員共済組合等負担金は前年度と比べると1.7%減（前年度1.0%減）となっている。

退職金は前年度と比べると6.6%増（同0.1%減）となっている。

人件費に充当された財源の内訳は、**第58図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額

の84.3%）を占め、以下、国庫支出金（同11.9%）、使用料・手数料（同2.9%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（90.6%）が都道府県（78.3%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（18.5%）が市町村（1.9%）を大幅に上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていることによるものである。

**（ア） 職　　員　　給［第73表～第74表］**

職員給の決算額は18兆9,069億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度2.0%減）となっており、5年連続して減少となっている。

職員給の主な内訳をみると、職員給総額の65.4%を占める基本給が、前年度と比べると2.1%減（前年度0.5%減）、34.6%を占めるその他の手当は、期末・勤勉手当の年間支給月数の引き下げ等により前年度と比べると3.9%減（同4.8%減）となっている。

職員給の部門別構成比は、**第59図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.4%）を占め、以下、議会・総務関係（同11.9%）、警察関係（同11.4%）、民生関係（同8.7%）、衛生関係（同6.1%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(64.3%)を占め、警察関係(18.8%)と合わせて全体の83.1%を占めている。

一方、市町村においては、議会・総務関係が最も大きな割合（23.8%）を占めており、以下、民生関係(19.2%)、教育関係（18.6%）、消防関係（13.1%）、衛生関係（12.1%）の順となっている。

次に、平成16年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、**第60図**のとおりであり、職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

**第59図　職員給の部門別構成比の状況**

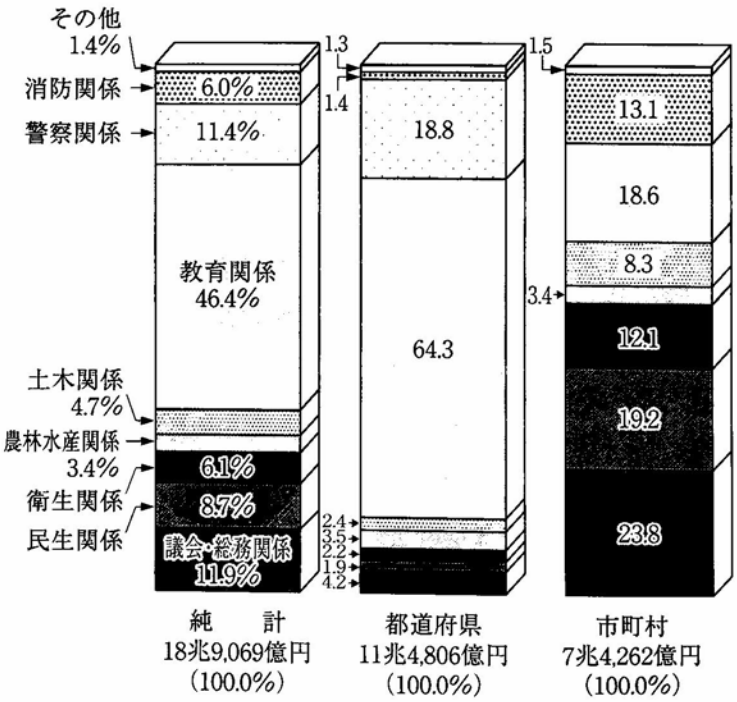

**第60図　地方公務員1人当たり平均給料月額**
**（普通会計、団体種類別、職種別）**

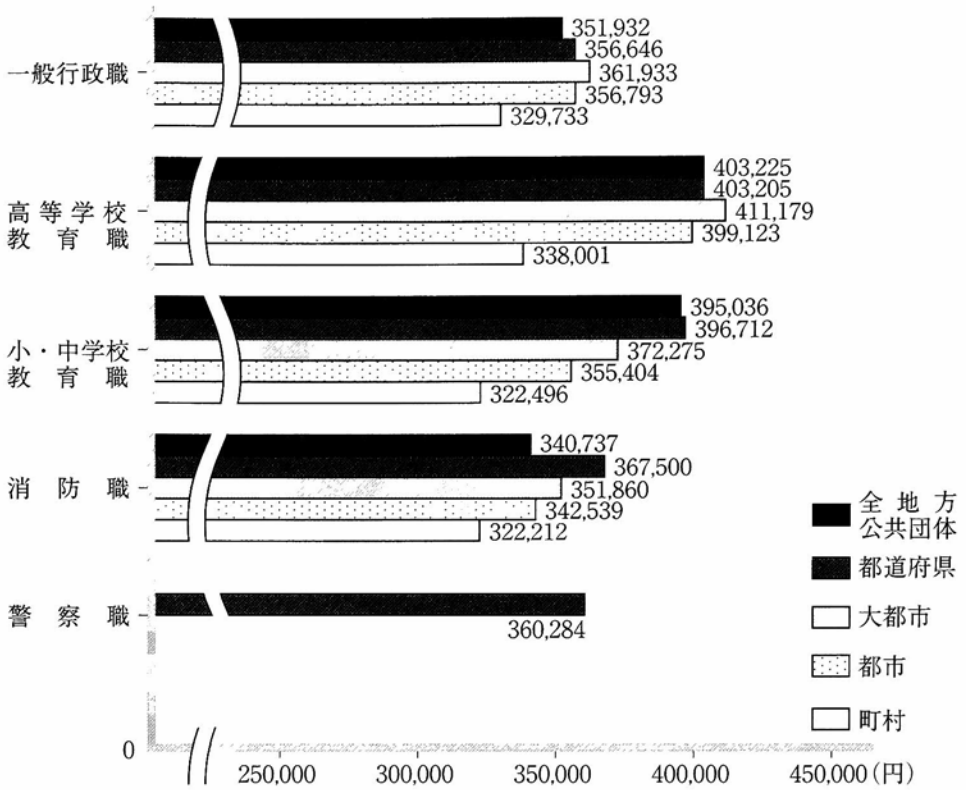


（注）1　平成16年4月1日現在の額である。
2　「都市」には、中核市、特例市を含む。
3　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

### （イ）　地方公務員の数［第75表］

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、事務事業の見直し、定員管理の適正化等が行われたことなどから、平成7年以降10年連続して減少しており、平成16年4月1日現在の職員数は265万1,778人で、前年同期と比べると2万5,580人減少（1.0%減）となっている。

職員の部門別構成比は、**第61図**のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.7%）を占め、以下、一般行政関係職員（同40.2%）、警察関係職員（同10.2%）、消防関係職員（同5.9%）の順となっている。なお、団体種類別の職員構成比をみると、都道府県においては教育関係職員が62.6%、一般行政関係職員が18.4% を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.5%、教育関係職員が18.4% を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が4,041人増加、消防関係職員が466人増加となる一方、一般行政関係職員が1万5,889人減少、教育関係職員が1万4,198人減少となっている。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、土木関係職員が4,663人減少、民生関係職員が3,826人減少、農林水産関係職員が2,973人減少、衛生関係職員が2,876人減少、税務関係職員が669人減少、議会・総務関係職員が596人減少、労働関係職員が179人減少、商工関係職員が107人減少となっている。

また、部門別職員数の推移は、**第62図**のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

**第61図　地方公務員数の状況**

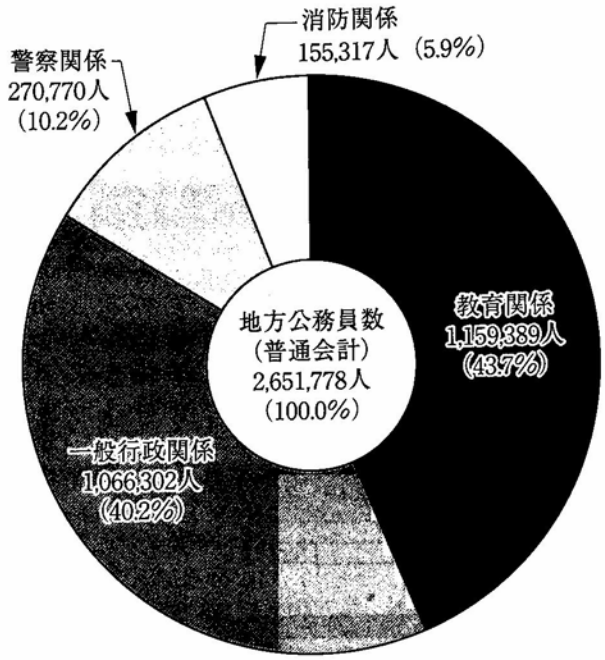


（注）平成16年４月１日現在の人数である。

**第62図　地方公務員数の推移**

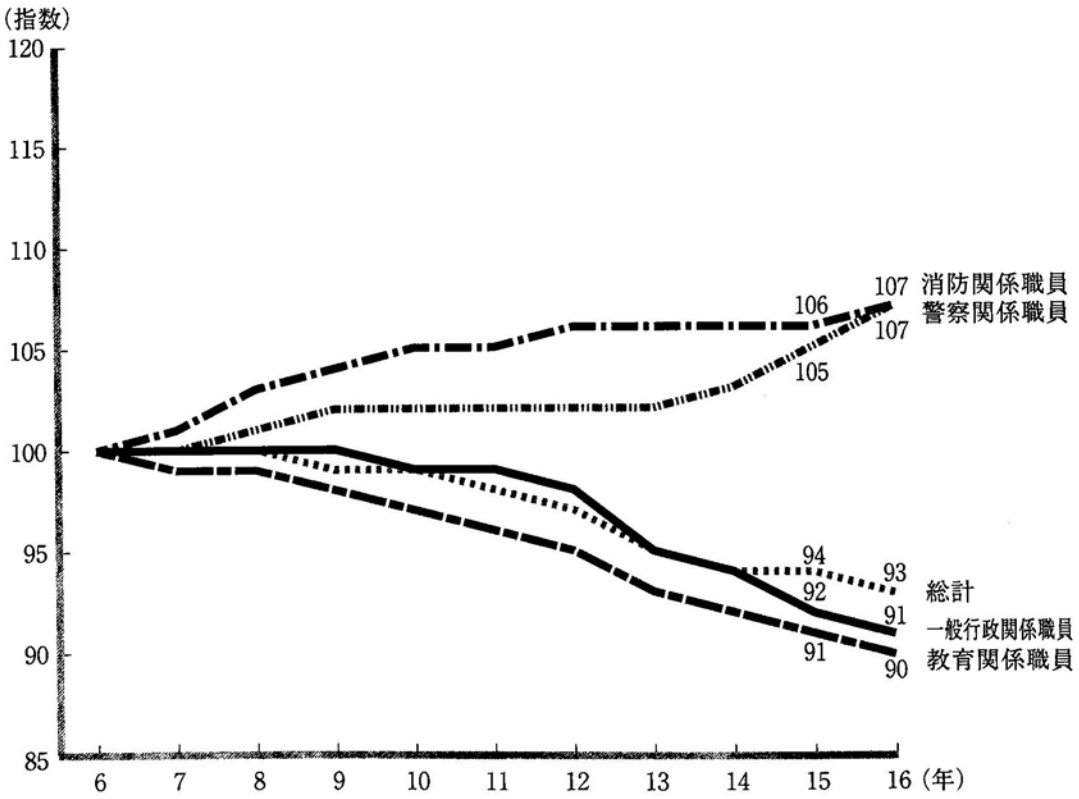


（注）平成６年４月１日現在の人数を100とした場合の指数である。

さらに、10年前（平成5年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、**第63図**のとおりである。

**イ　扶　　助　　費［第78表］**

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は7兆349億円であり、前年度と比べると4.3%増（前年度4.1%増）となっている。また、扶助費の歳出総額に占める割合は、介護保険制度の実施に伴い平成12年度は前年度と比べると0.6%ポイント低下したが、平成13年度以降再び増加に転じた。平成15年度は前年度と比べると0.5%ポイント上昇の7.6%となっている。

扶助費の目的別内訳は、生活保護費が2兆4,346億円で最も大きな割合（扶助費総額の34.6%）を占めており、以下、児童福祉費の2兆4,207億円（同34.4%）、社会福祉費の1兆3,102億円（同18.6%）、老人福祉費の3,373億円（同4.8%）の順となっている。

これら各費目の伸び率をみると、生活保護費が7.5%増（前年度6.6%増）、児童福祉費が1.9%増（同4.0%増）、社会福祉費が6.0%増（同3.3%増）、老人福祉費が4.6%減（同5.1%減）となっている。

また、扶助費の目的別内訳の構成比の推移は、**第64図**のとおりであり、老人福祉費が新ゴールドプラン等の実施等により平成11年度まで増加していたが、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として歳出されることとなったため、12年度以降その構成比は大幅に低下している。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆4,803億円で、前年度と比べると26.9%増（前年度0.4%増）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4,667億円（都道府県の扶助費総額の29.5%）、市町村においては1兆137億円（市町村の扶助費総額の16.9%）となっている。また、目的別にみると、社会福

**第63図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況**
**（平成16年4月1日と平成6年4月1日との比較）**

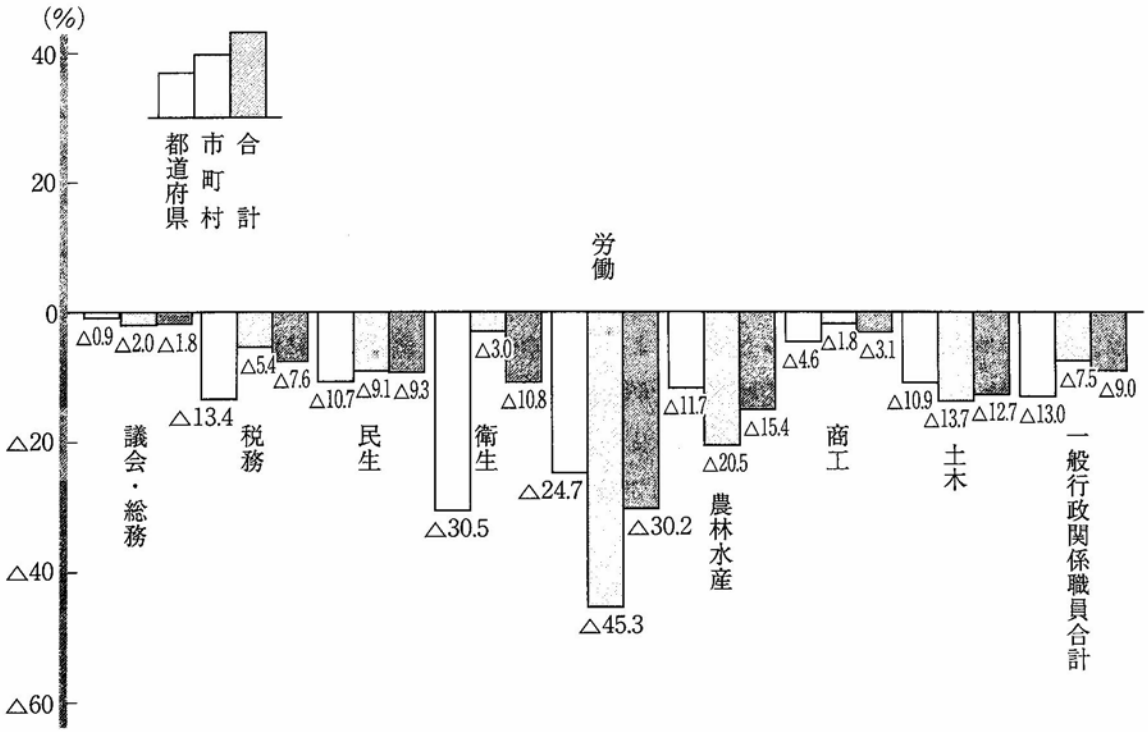

**第64図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移**

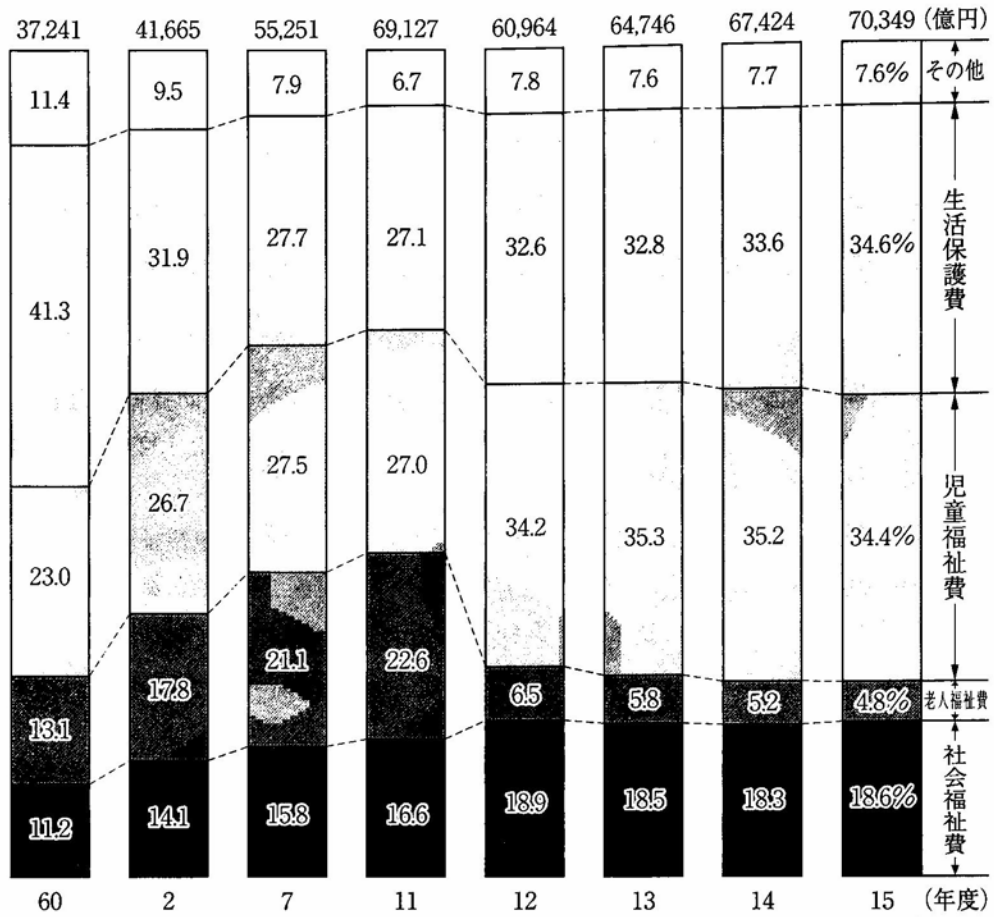


祉費が5,551億円で最も大きな割合（単独施策分総額の37.5%）を占め、以下、児童福祉費の5,411億円（同36.6%）、老人福祉費の2,472億円（同16.7%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆5,685億円、一般財源等が3兆1,387億円となっている。

**ウ　公　　債　　費［第95表～第96表］**

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

この公債費の決算額は13兆1,549億円で、前年度と比べると0.9%増（前年度1.7%増）となっている。また、歳出総額に占める公債費の割合は、平成5年度以降上昇しており、15年度においては、前年度と比べると0.5% ポイント上昇の14.2% となっている。

これは、近年の地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等に伴い地方債の発行が増加したため、その元利償還金が増加したことなどによるものである。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が9兆7,458億円で最も大きな割合（公債費総額の74.1%）を占め、以下、地方債利子が3兆3,988億円（同25.8%）、一時借入金利子が103億円（同0.1%）となっている。

各費目の伸び率をみると、地方債元金償還金が前年度と比べると4.7%増（前年度4.6%増）、低金利の影響により新発債及び借換債の金利が低下しているため地方債利子が8.5%減（同5.0%減）となっている。また、一時借入金利子は27.0%減（同45.0%増）となっている。

地方債元金償還金の目的別内訳をみると、一般単独事業債に係るものが3兆8,575億円で最も大きな割合

(地方債元金償還金の39.6%) を占め、以下、一般公共事業債の1兆5,468億円 (同15.9%)、義務教育施設整備事業債の4,543億円 (同4.7%) となっている。

次に、団体種類別に公債費の状況をみると、伸び率は、都道府県においては1.0%増 (前年度1.5%増)、市町村においては0.7%増 (同1.6%増) となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては13.6% で前年度と比べると0.6% ポイント上昇し、市町村においては13.2% で前年度と比べると0.2% ポイント上昇している。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆3,972億円で全体の94.2% (前年度94.0%) を占めており、使用料、手数料等の特定財源が7,577億円で5.8% (同6.0%) となっている。

## (2) 投資的経費 [第71表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地方分権の推進に伴う地方公共団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備、21世紀の発展基盤の整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は18兆5,708億円で、前年度と比べると12.4%減 (前年度7.8%減) となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合は20.1% であり、前年度と比べると2.2% ポイント低下となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が98.3% を占め、以下、災害復旧事業費 (1.6%)、失業対策事業費 (0.1%) の順となっている。

### ア 普通建設事業費 [第80表]

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は18兆2,503億円であり、前年度と比べると12.4%減 (前年度7.6%減) となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費 (49.9%)、補助事業費 (43.1%)、国直轄事業負担金 (7.0%) の順となっている。

また、各費目の伸び率をみると、単独事業費は10.1%減 (前年度8.4%減)、補助事業費は14.7%減 (同7.3%減)、国直轄事業負担金は13.3%減 (同3.6%減) となっている。

**第18表 普通建設事業費 (補助・単独) の推移**

(単位 億円・%)

| 区分 | | 平成4年度 | 9 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通建設事業費 | (A) | 285,684 | 277,492 | 261,119 | 239,017 | 225,312 | 208,242 | 182,503 |
| うち 補助事業 | (B) | 102,436 | 110,607 | 116,504 | 105,138 | 99,588 | 92,339 | 78,735 |
| うち 単独事業 | (C) | 170,645 | 154,521 | 128,886 | 118,570 | 110,546 | 101,270 | 91,077 |
| 普通建設事業費に占める割合 | (B)/(A) | 35.9 | 39.9 | 44.6 | 44.0 | 44.2 | 44.3 | 43.1 |
| | (C)/(A) | 59.7 | 55.7 | 49.4 | 49.6 | 49.1 | 48.6 | 49.9 |

## 第65図　普通建設事業費の推移

その１　純計

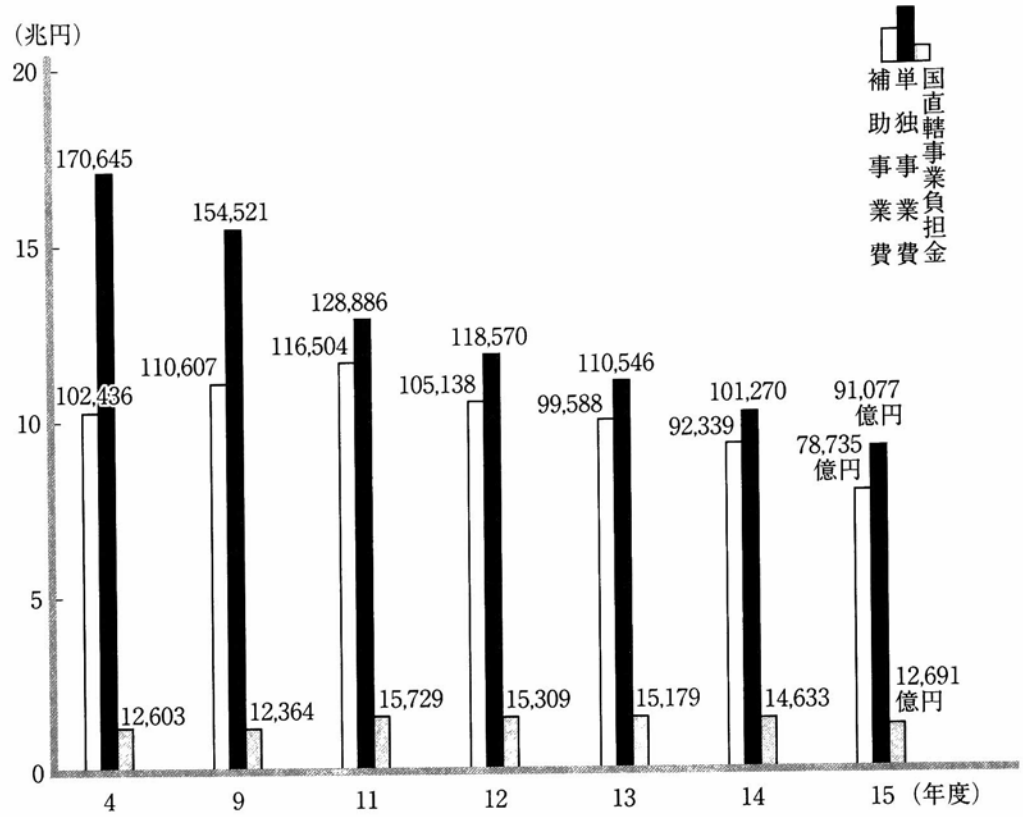


その２　都道府県

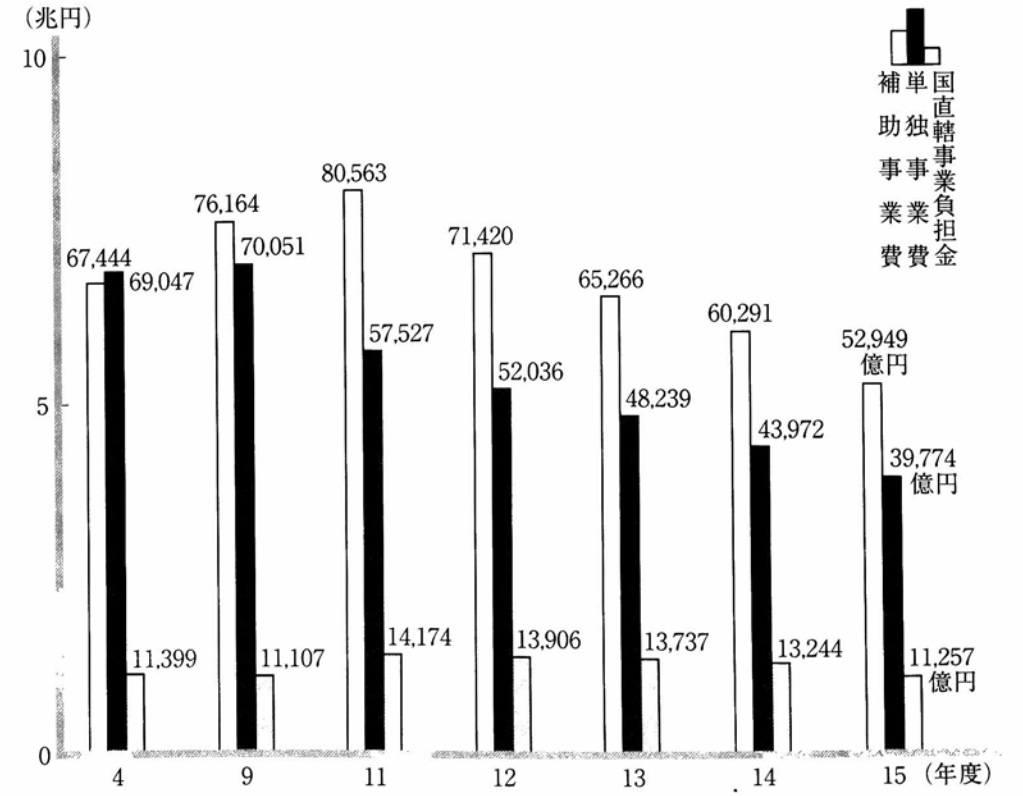

その３　市町村

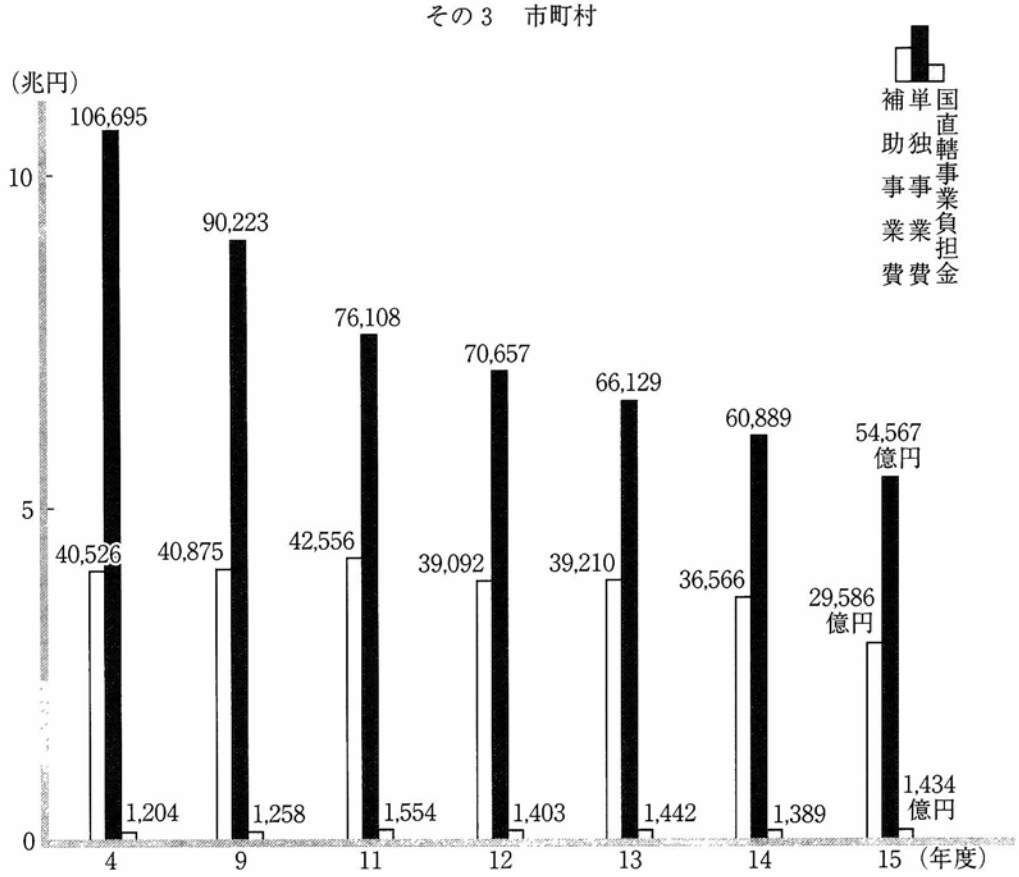


平成４年度以降における普通建設事業費の推移は、**第 18 表**のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、**第 65 図**のとおりである。

補助事業費については、経済対策が行われた平成４年度以降、決算規模が拡大し、10 兆円を超える規模で推移してきたが、平成 13 年度以降は 10 兆円を下回っており、平成 15 年度においては、国の補正予算の減少等に伴い、８兆円を下回る規模となっている。

単独事業費については、昭和 62 年度から平成４年度まで、決算規模の伸び率が 10% を超えるペースで増加し、平成６年度以降は減少傾向にある。

さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和 63 年度に補助事業費の決算額を上回り、平成 15 年度においては、単独事業費は補助事業費の 1.2 倍の規模となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては、単独事業費が補助事業費の 0.8 倍の規模となっており、市町村においては、1.8 倍の規模となっている。

**（ア）　普通建設事業費の目的別内訳［第 80 表～第 84 表］**

普通建設事業費の目的別内訳は、**第 66 図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の 57.9%）を占め、以下、農林水産業費（同 15.3%）、教育費（同 10.2%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に普通建設事業費に占める割合をみると、土木費のうちの道路橋りょう費（同 25.0%）が最も大きく、以下、都市計画費（同 16.5%）、河川海岸費（同 9.4%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(29.4%)、河川海岸費(14.9%)、農地費（13.3%）、都市計画費（10.3%）、林業費（5.1%）の順となっており、市町村においては都市計画費（23.0%）、道路橋りょう費（17.6%）、小学校費（6.2%）、清掃費（5.9%）、農地費（4.7%）の順となっ

第66図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況

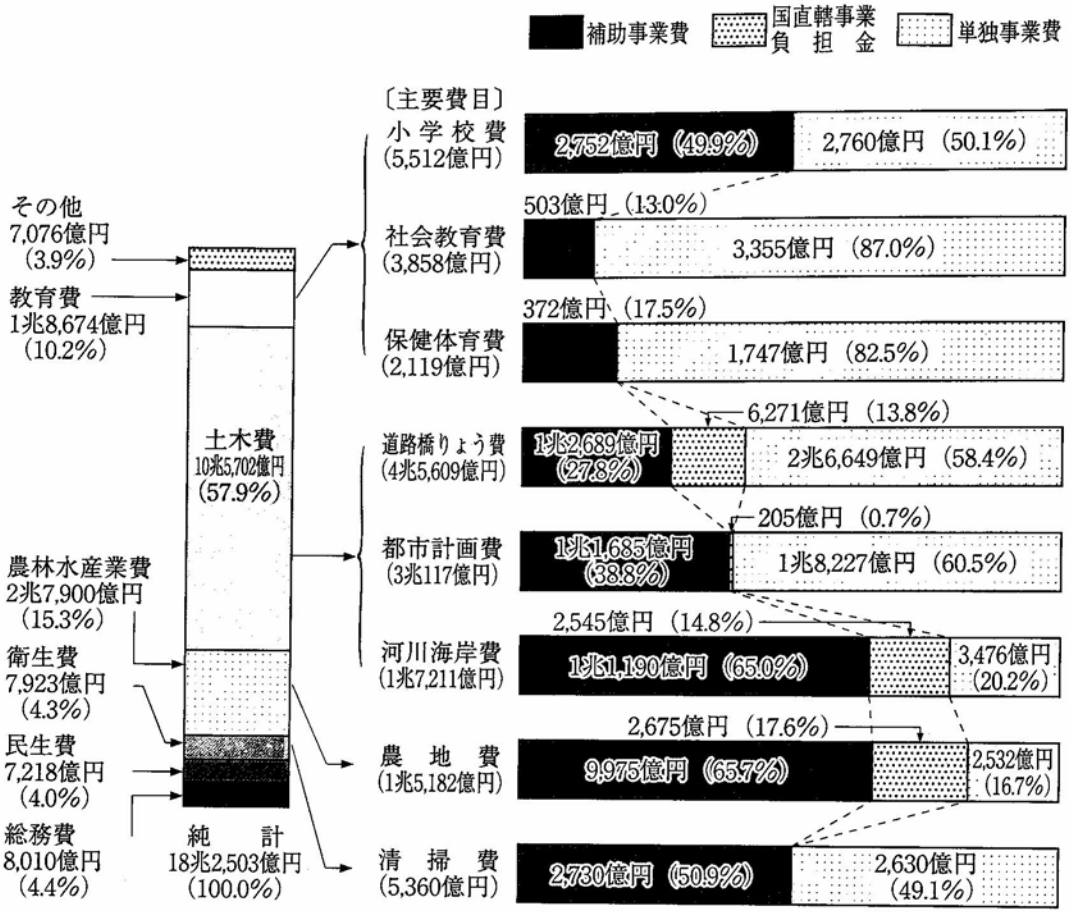


ている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、衛生費、労働費、商工費、土木費、教育費においては単独事業費の割合が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費、民生費では補助事業費の割合が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別に更に詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費、都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費、住宅費は、補助事業費の割合が大きくなっている。

また、教育費では小学校費、高等学校費、社会教育費、保健体育費、大学費、民生費では社会福祉費及び児童福祉費で、単独事業費が補助事業費を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、畜産業費、農地費、林業費、水産業費のすべて、衛生費では清掃費で、補助事業費が単独事業費を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳を10年前（平成5年度）の決算額と比べると、**第67図**のとおりである。

**（イ）補助事業費［第81表］**

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は7兆8,735億円で、前年度と比べると14.7%減（前年度7.3%減）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては12.2%減（同7.6%減）、市町村においては19.1%減（同6.7%減）となっている。

補助事業費の目的別内訳は、**第68図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の55.2%）

## 第67図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成５年度と平成15年度との比較）

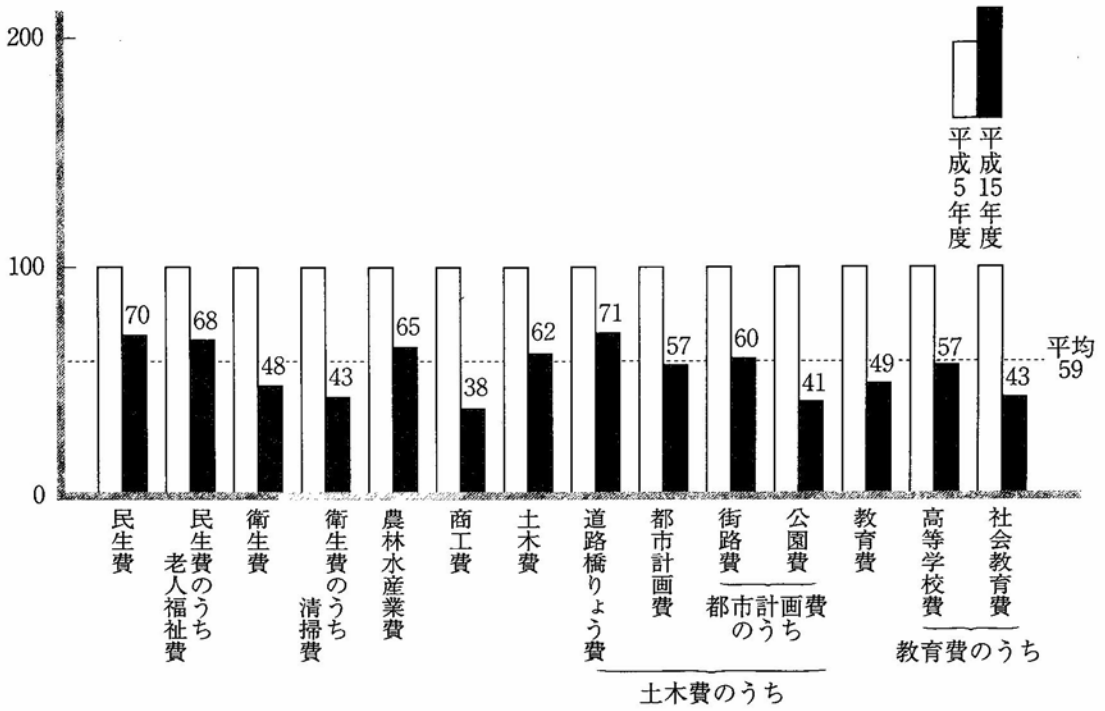


（注）数値は、各項目の平成５年度の数値を100として算出した指数である。

## 第68図　補助事業費の目的別内訳の状況

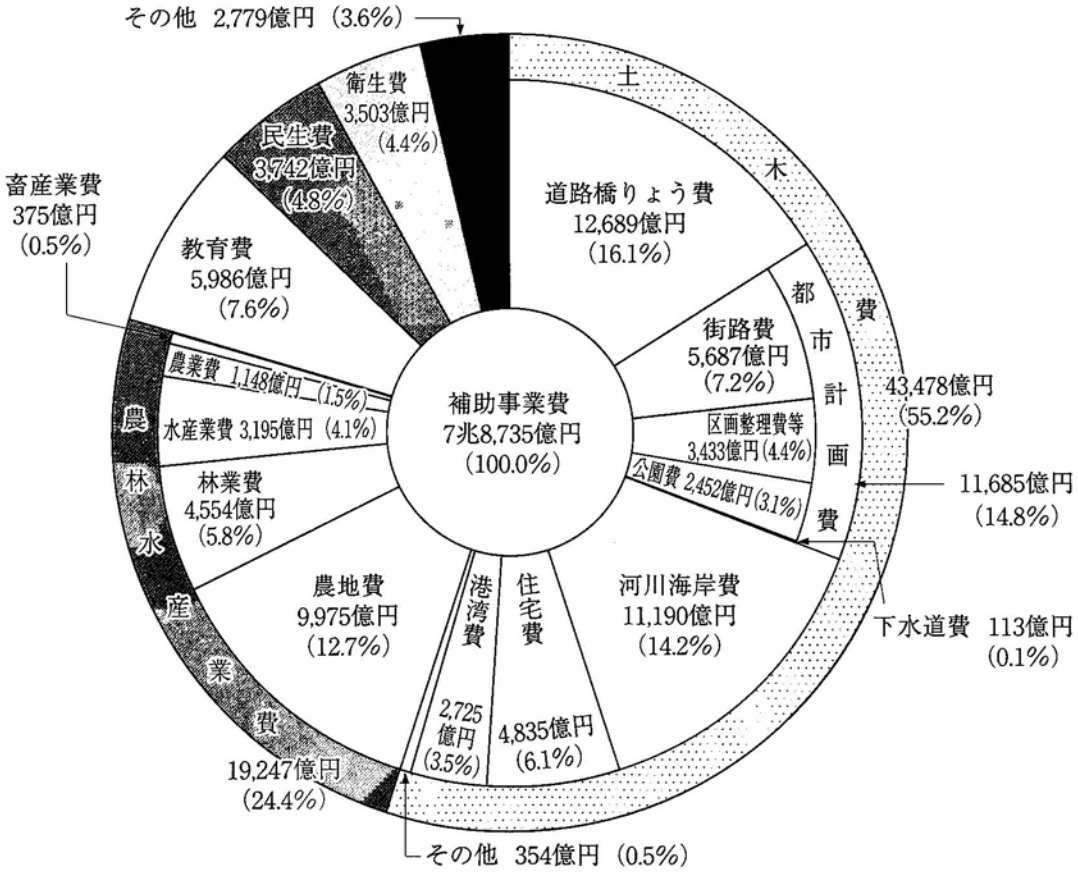

を占めており、以下、農林水産業費（同24.4%）、教育費（同7.6%）、民生費（同4.8%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に補助事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（同16.1%）を占めており、以下、都市計画費（同14.8%）、河川海岸費（同14.2%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（20.0%）、河川海岸費（19.8%）、農地費（19.4%）の順となっており、市町村においては都市計画費（24.9%）、住宅費（10.2%）、小学校費（9.3%）の順となっている。

**（ウ） 単 独 事 業 費［第83表］**

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は9兆1,077億円で、前年度と比べると10.1%減（前年度8.4%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては9.5%減（同8.8%減）、市町村においては10.4%減（同7.9%減）とともに減少している。

単独事業費の目的別内訳は、**第69図**のとおりである。土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の57.5%）を占めており、以下、教育費（同13.9%）、総務費（同7.5%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に単独事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（同29.3%）を占めており、以下、都市計画費（同20.0%）、河川海岸費（同3.8%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては、道路橋りょう費（36.3%）、都市計画費（15.6%）、

**第69図　単独事業費の目的別内訳の状況**

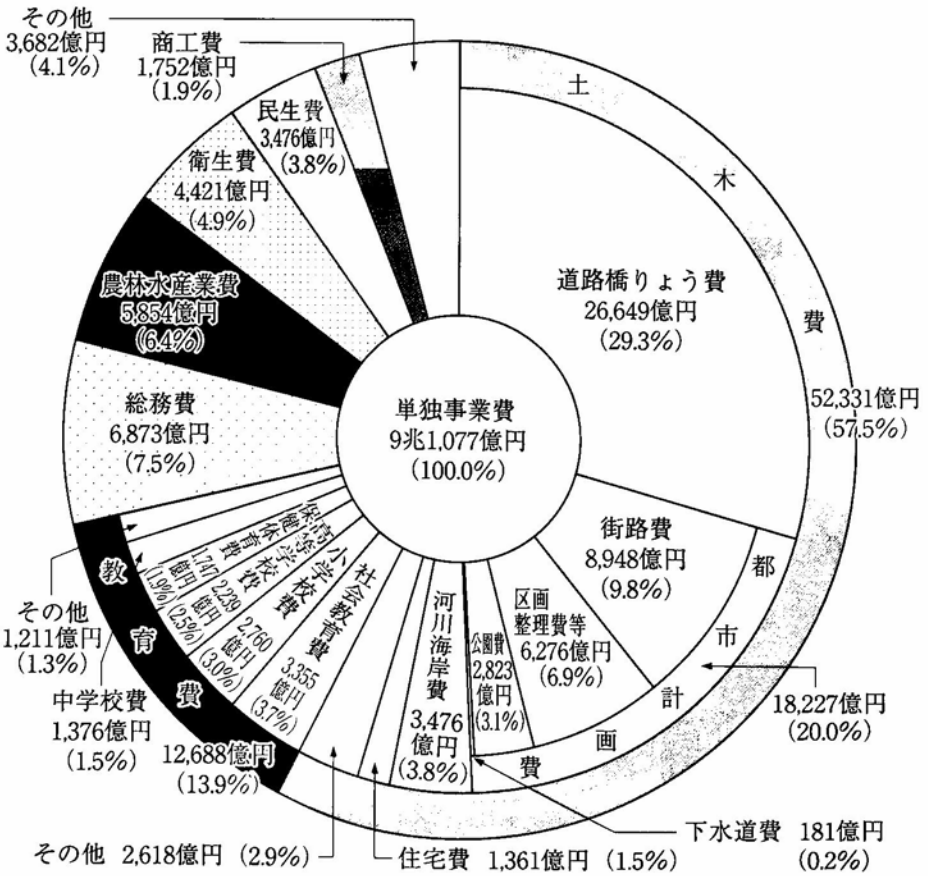

河川海岸費(6.0%)の順となっており、市町村においては、道路橋りょう費(22.7%)、都市計画費(22.6%)、小学校費（5.1%）の順となっている。

**（エ） 国直轄事業負担金［第82表］**

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は1兆2,691億円で、前年度と比べて13.3%減（前年度3.6%減）となっている。

国直轄事業負担金の目的別内訳は、土木費が78.0%、農林水産業費が22.0%となっており、さらに、これらの費目の内訳別に国直轄事業負担金に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の49.4%）を占めており、以下、農地費（同21.1%）、河川海岸費（同20.1%）の順となっている。

**（オ） 普通建設事業費の充当財源［第80表～第83表］**

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が38.4%と最も大きな割合を占めており、以下、一般財源等が29.0%、国庫支出金が22.1%となっている。

これを前年度と比べると、国庫支出金は3.1%ポイント、一般財源は2.5%ポイント上昇する一方、地方債は6.2%ポイント低下している。

また、補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、地方債が34.8%、国庫支出金が51.2%、一般財源等が8.8%となっており、単独事業費については、一般財源等が46.8%、地方債が38.0%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、**第70図**のとおりである。一般財源の構成比は、平成11年度以降上昇傾向にあったが、平成13年度に低下に転じ、平成15年度には再び上昇している。

**第70図　普通建設事業費の財源構成比の推移**

その1　総計

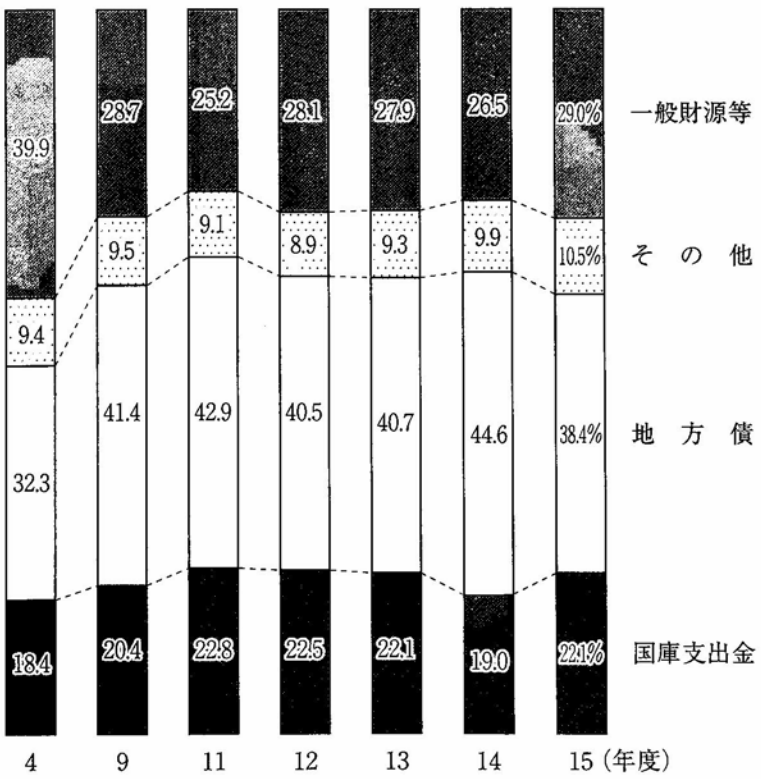

その２　補助事業費

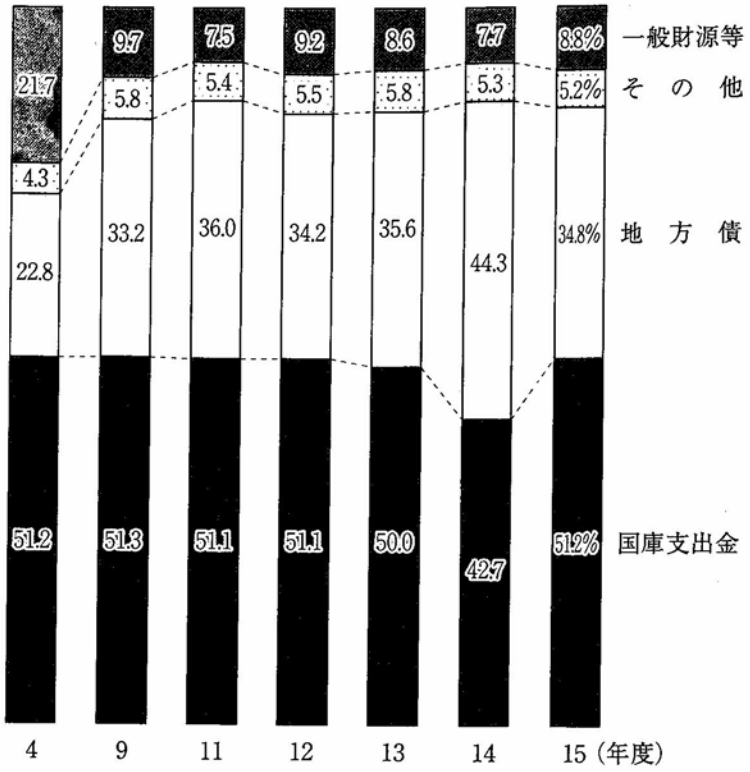


その３　単独事業費

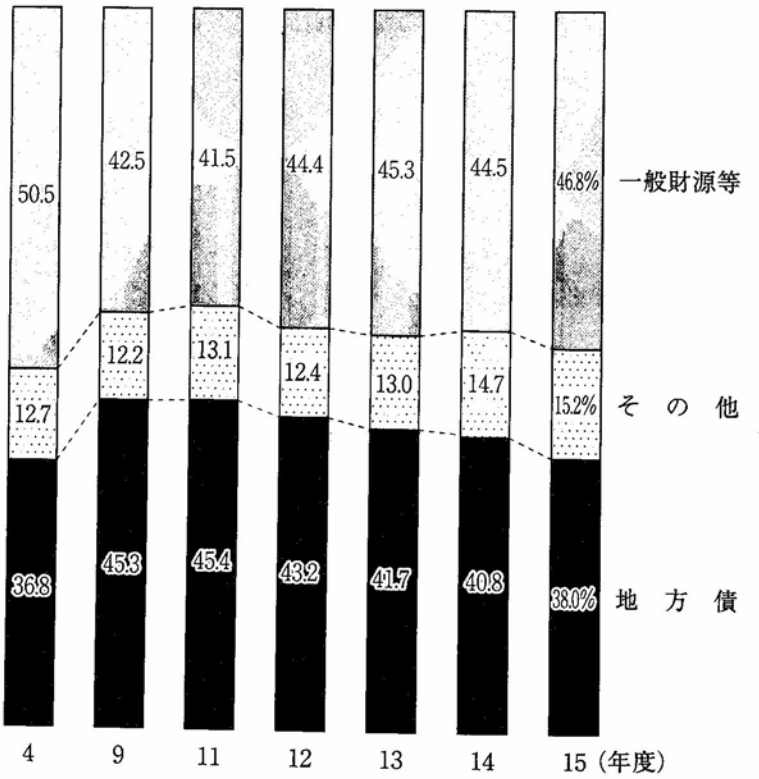

また、地方債の構成比は、平成５年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、４割程度で推移している。

**（カ） 用 地 取 得 費［第 85 表～第 87 表］**

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は２兆 7,684 億円で、前年度と比べて 8.1%減（前年度 10.0%減）となり、５年連続して減少している。

これを団体種類別にみると、都道府県においては１兆 3,194 億円で 2.8%減（同 9.9%減）、市町村においては１兆 4,490 億円で 12.4%減（同 10.2%減）となっており、都道府県、市町村ともに５年連続して減少している。

用地取得費の目的別内訳は、**第 71 図**のとおりである。土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の 80.2%）を占めており、次いで、教育関係（同 5.7%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（用地取得費総額の 38.0%、都道府県 28.3%、市町村 46.8%）を占めており、次いで、道路橋りょう（同 30.4%、同 42.0%、同 19.9%）となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は 8,409 億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると 0.6% ポイント低下の 30.4%（都道府県 41.0%、市町村 20.7%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は 175,831 千m²（都道府県 68,310 千m²、市町村 107,521 千m²）であり、前年度と比べると 1.9%減となっている。

用地取得費の推移は、**第 72 図**のとおりである。

普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、**第 19 表**のとおりであり、平成 15 年度は 14.4%（都

**第71図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況**

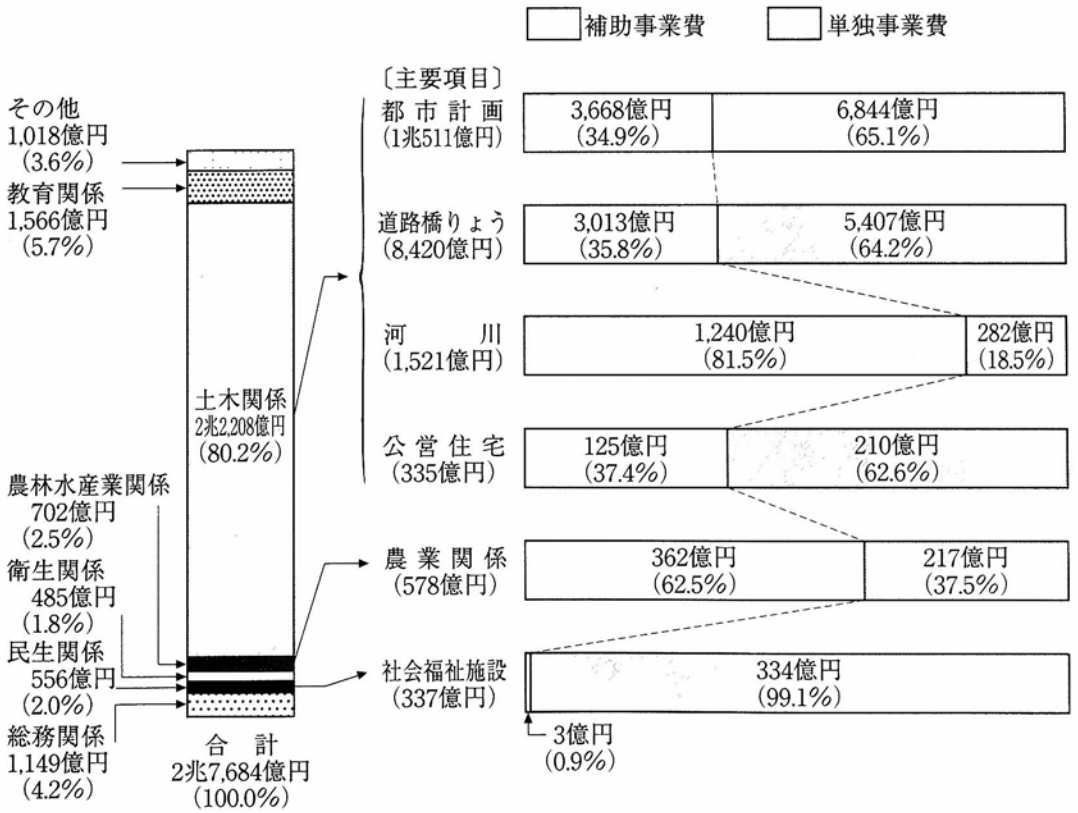

**第72図　用地取得費の推移**

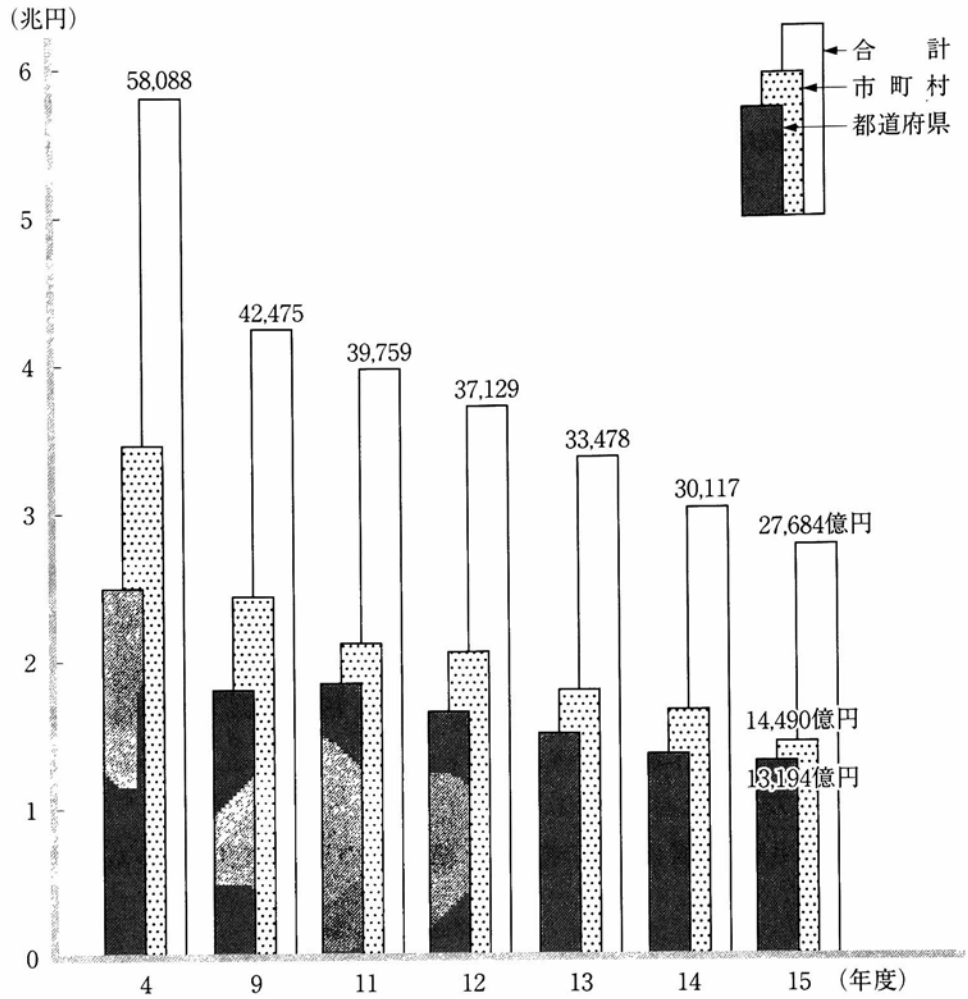


**第19表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移**

| 区分 | 平成10年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 都道府県 | 12.0 | 12.2 | 12.0 | 11.8 | 11.6 | 12.7 |
| 市町村 | 18.5 | 17.1 | 17.9 | 16.7 | 16.2 | 16.4 |
| 大都市 | 28.1 | 22.1 | 23.4 | 21.8 | 22.0 | 24.0 |
| 特別区 | 23.1 | 22.9 | 27.6 | 26.3 | 25.4 | 23.0 |
| 中核市、特例市及び都市 | 21.1 | 21.5 | 21.6 | 20.4 | 19.7 | 19.0 |
| 中核市 | 23.0 | 23.2 | 21.8 | 17.5 | 17.6 | 19.4 |
| 特例市 | － | － | 21.7 | 24.2 | 22.7 | 20.6 |
| 都市 | 20.8 | 21.2 | 21.5 | 20.7 | 19.8 | 18.5 |
| 町村 | 9.5 | 8.8 | 9.7 | 9.4 | 9.2 | 8.7 |
| 一部事務組合 | 4.0 | 2.6 | 3.9 | 3.3 | 2.9 | 4.9 |
| 合計 | 15.8 | 15.2 | 15.5 | 14.1 | 13.7 | 14.4 |

**第73図　用地取得費の取得先別内訳**

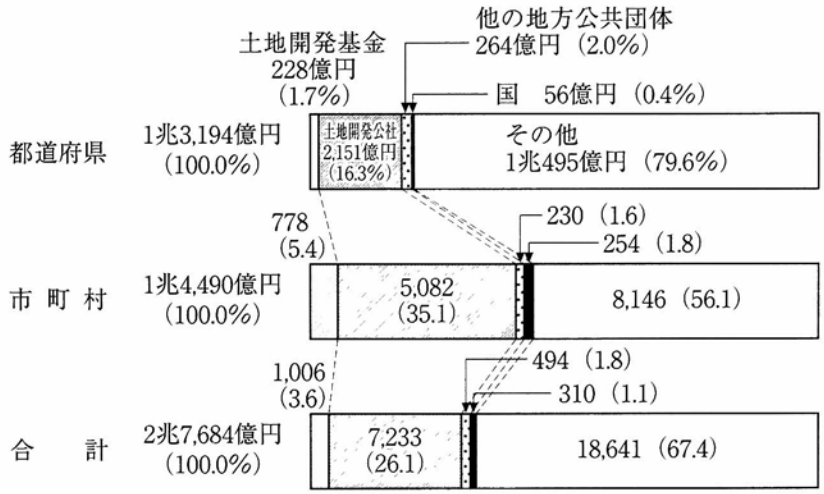


道府県 12.7%、市町村 16.4%）となっている。

地方公共団体（普通会計）の用地取得費を取得先別にみると、**第 73 図**のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の 29.8% を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県においては 18.0%、市町村においては 40.4% となっている。

**イ　災害復旧事業費［第 88 表］**

災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は 3,029 億円で、前年度と比べると 12.3%減（前年度 14.3%減）となっている。

災害復旧事業費の内訳は、**第 74 図**のとおりであり、補助事業費が前年度と比べると 14.4%減の 2,519 億

**第74図　災害復旧事業費の状況**

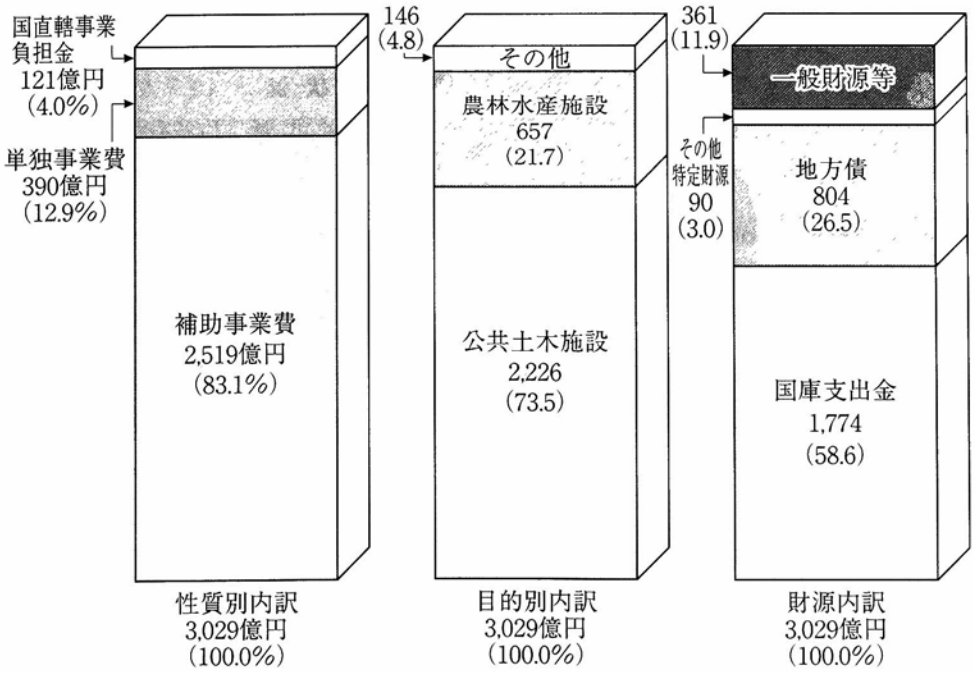

円、単独事業費が3.4%増の390億円、国直轄事業負担金が12.1%減の121億円となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の73.5%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同21.7%）で全体の95.2%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金（同58.6%）と地方債（同26.5%）で全体の85.1%を占めている。

**ウ　失業対策事業費［第89表］**

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は175億円で、前年度と比べると4.2%減（前年度52.4%減）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が154億円（失業対策事業費総額の87.9%）、単独事業費が21億円（同12.1%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が62億円（同35.1%）、一般財源等が49億円（同27.9%）等となっている。

## (3)　その他の経費［第71表、第94表］

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は27兆8,890億円で、前年度と比べると1.5%増（前年度3.0%減）となっている。

その内訳は、**第20表**のとおりである。

また、これらの経費の歳出総額に対する割合をみると、物件費が8.5%（前年度8.4%）、補助費等が7.6%（同7.2%）、貸付金が5.8%（同5.8%）、繰出金が4.8%（同4.5%）、積立金が1.7%（同1.4%）等となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆931億円（補助費等1兆6,631億円、投資及び出資金2,821億円、貸付金1,492億円）、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆6,915億円で、合計3兆7,846

**第20表　その他の経費の状況**

| 区分 | 決算額 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成15年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成14年度 |
| | 億円 | 億円 | % | % |
| 物件費 | 78,937 | 79,510 | △ 0.7 | 0.8 |
| 維持補修費 | 10,564 | 10,593 | △ 0.3 | △ 1.9 |
| 補助費等 | 70,514 | 68,601 | 2.8 | 1.7 |
| 繰出金 | 44,645 | 42,505 | 5.0 | 3.9 |
| 積立金 | 15,642 | 13,641 | 14.7 | △ 32.6 |
| 投資及び出資金 | 4,792 | 4,679 | 2.4 | △ 3.2 |
| 貸付金 | 53,528 | 54,990 | △ 2.7 | △ 8.1 |
| 前年度繰上充用金 | 268 | 263 | 1.7 | △ 11.4 |
| 合計 | 278,890 | 274,783 | 1.5 | △ 3.0 |

**第75図　物件費の推移**

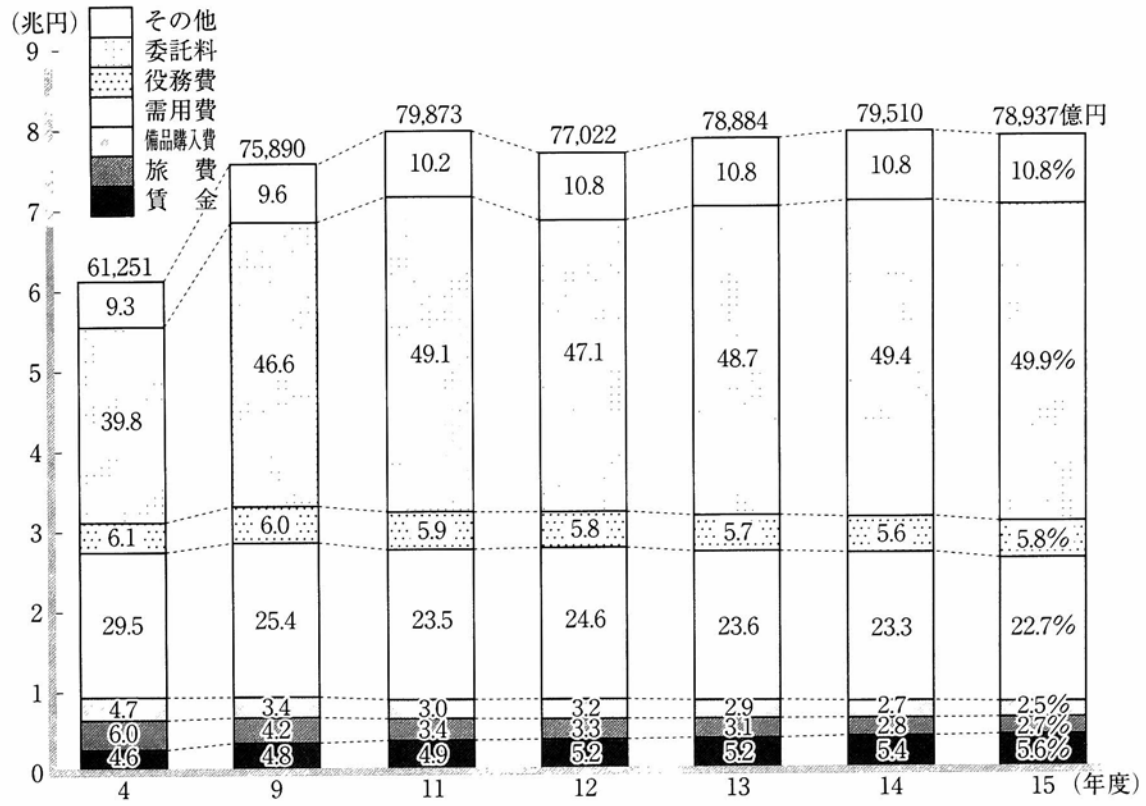


億円となっており、これを前年度と比べると0.3%増（前年度0.2%減）となっている。

**ア　物　　件　　費［第76表］**

賃金、旅費、役務費、委託料等消費的性質の経費である物件費の決算額は7兆8,937億円であり、前年度と比べると0.7%減（前年度0.8%増）となっている。

このように物件費が前年度決算額を下回ったのは、需用費（3.1%減）、備品購入費（7.7%減）等が減少したことによるものである。

物件費の内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の49.9%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同22.7%）となっており、これらの経費で物件費総額の72.6% を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第75図**のとおりである。

**イ　維持補修費［第77表］**

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆564億円で、前年度と比べると0.3%減（前年度1.9%減）となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の6,934億円（維持補修費総額の65.6%）、教育費の1,260億円（同11.9%）、衛生費の1,135億円（同10.7%）の順となっており、道路橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.3% を占めている。

**ウ　補　助　費　等［第79表］**

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は7兆514億円で、前年度と比べると2.8%増（前年度1.7%増）となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が1兆6,084億円で最も大きな割合（補助費等総額の22.8%）

を占め、以下、総務費の1兆1,683億円（同16.6%）、教育費の1兆903億円（同15.5%）、衛生費の1兆216億円（同14.5%）、土木費の8,898億円（同12.6%）、商工費の4,856億円（同6.9%）、農林水産業費の4,312億円（同6.1%）の順となっている。

補助費等のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,631億円で、前年度と比べると1.5%減（前年度1.2%減）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが6,895億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の41.5%）を占め、次いで、病院事業の6,383億円（同38.4%）となっており、これら二事業で総額の79.8%を占めている。以下、交通事業の1,963億円（同11.8%）、上水道事業の1,068億円（同6.4%）の順となっている。

**エ　繰　　出　　金［第90表］**

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆4,645億円で、前年度と比べると5.0%増（前年度3.9%増）となっている。このように繰出金が前年度決算額を上回ったのは、国民健康保険事業会計、老人保健事業会計及び介護保険事業会計に対する繰出金が増加したことなどによる。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが1兆6,915億円で最も大きな割合(繰出金総額の37.9%)を占めており、以下、国民健康保険事業会計に対するもの1兆1,505億円（同25.8%）、介護保険事業会計に対するもの8,612億円（同19.3%）、老人保健医療事業会計に対するもの6,616億円（同14.8%）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆4,079億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の83.2%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が9,876億円、建設費繰出が2,080億円で、両者で全体の84.9%を占めており、その伸び率は公債費財源繰出が5.5%増、建設費繰出は6.2%減となっている。

**オ　積　　立　　金［第91表、第99表］**

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は1兆6,952億円で、前年度と比べると1,903億円増加（12.6%増）となっている。

これは、前年度における積立金の決算額が著しく減少したことに起因して、前年度と比べて増加しているものの、平成13年度における積立金の決算額（2兆1,782億円）を下回るものである。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは6,621億円で、前年度と比べると1,208億円増加(前年度22.3%増)、減債基金に対するものは4,559億円で、1,740億円増加(同61.7%増)、その他特定目的基金に対するものは5,772億円で、1,045億円減少（同15.3%減）となっている。

一方、積立金取崩し額は2兆3,775億円で、前年度と比べると1,376億円減少（同5.5%減）となっている。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は7,087億円で、前年度と比べると1,058億円増加(同17.5%増)、減債基金の取崩し額は4,664億円で、1,923億円減少（同29.2%減)、その他特定目的基金の取崩し額は1兆2,024億円で、511億円減少（同4.1%減）となっている。

なお、平成15年度末における積立金現在高は13兆9,865億円で、前年度末と比べると6,822億円減少(同4.7%減)となっている(積立金現在高については、「2　地方財政の概況　(6)　将来にわたる財政負担　ウ積立金現在高」を参照)。

**カ　投資及び出資金［第92表］**

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は4,792億円で、前年度と比べると2.4%増(前年度3.2%減)となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが2,153億円で最も大きな割合(投資及び出資金総額の44.9%)を占めており、次いで衛生費に係るものが1,572億円(同32.8%)となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用企業)に対するものは2,821億円で、前年度と比べると152億円増加(対前年度比5.7%増)となっている。

事業別にみると、上水道事業に対するものが887億円で、最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する投資及び出資金総額の31.4%)を占めており、以下、下水道事業の699億円(同24.8%)、病院事業の613億円(同21.7%)、交通事業の536億円(同19.0%)の順となっている。

平成15年度末における投資及び出資金の現在高は12兆1,153億円で、前年度末と比べると3,880億円増加(対前年度末比3.3%増)となっている。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆948億円で最も大きな割合(投資及び出資金残高の25.5%)を占めており、以下、商工関係の1兆1,009億円(同9.1%)、開発関係の9,901億円(同8.2%)の順となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高131億円を加えると、現在高の総計は12兆1,284億円となり、前年度末と比べると4,563億円増加(対前年度末比3.9%増)となっている。

**キ　貸　　付　　金［第93表］**

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は5兆3,528億円で、前年度と比べると2.7%減(前年度8.1%減)となっている。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは3兆5,733億円で、前年度と比べると689億円減少(対前年度比1.9%減)、土木費に係るものは9,766億円で、173億円減少(同1.7%減)となっている。

地方公営企業会計(法適用企業)に対する貸付金は1,492億円で、前年度と比べると8億円減少(同0.6%減)となっており、貸付金総額に占める割合は2.8%となっている。

平成15年度末の貸付金の現在高は9兆209億円で、前年度末と比べると1,613億円減少(対前年度末比1.8%減)となっている。

その内訳をみると、商工関係に係るものが2兆859億円(貸付金現在高の23.1%)、観光・交通関係が1兆4,018億円(同15.5%)、住宅関係が6,189億円(同6.9%)等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高6,664億円を加えると、現在高の総計は9兆6,873億円となり、前年度末と比べると1,452億円減少(対前年度末比1.5%減)となっている。

# 6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成15年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

## (1)　団　　体　　数［第4表］

平成15年度末の一部事務組合等の総数は2,057団体で、し尿・ごみ処理等衛生関係組合の減少等により、前年度末と比べると57団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合は、15年度末には前年度末と比べると3団体増加し、30道府県において82団体が設置されている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第21表**のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が843団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の41.0%）を占め、以下、広域消防等消防関係440団体（同21.4%）、退職手当組合等総務関係303団体（同14.7%）の順となっている。

**第21表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況**

| 区分 | 平成15年度 団体数 | 平成15年度 構成比 | 平成14年度 団体数 | 平成14年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | % | | % | |
| 総務関係組合 | 303 | 14.7 | 311 | 14.7 | △ 8 |
| うち退職手当組合 | 46 | 2.2 | 47 | 2.2 | △ 1 |
| 民生関係組合 | 131 | 6.4 | 136 | 6.4 | △ 5 |
| 衛生関係組合 | 843 | 41.0 | 859 | 40.6 | △ 16 |
| うち 伝染病組合 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | － |
| うち し尿・ごみ処理組合 | 691 | 33.6 | 705 | 33.3 | △ 14 |
| 農林水産関係組合 | 122 | 5.9 | 129 | 6.1 | △ 7 |
| 消防関係組合 | 440 | 21.4 | 454 | 21.5 | △ 14 |
| 教育関係組合 | 126 | 6.1 | 129 | 6.1 | △ 3 |
| うち 小学校組合 | 17 | 0.8 | 17 | 0.8 | － |
| うち 中学校組合 | 50 | 2.4 | 51 | 2.4 | △ 1 |
| その他 | 92 | 4.5 | 96 | 4.6 | △ 4 |
| 合計 | 2,057 | 100.0 | 2,114 | 100.0 | △ 57 |

（注）設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

## (2)　市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を含む。）の数は、延べ2万9,336団体（市町村・特別区延べ2万6,999団体、一部事務組合等延べ2,337団体）となっており、1市町村・特別区（一部事務組合等を除く。）当たり平均8.6の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村・特別区（延べ２万6,999団体）を設置目的別にみると、総務関係団体へ加入している団体数は延べ8,883で、最も大きな割合（全体の32.9%）を占めており、以下、衛生関係団体へ加入している団体数が延べ7,689（同28.5%）、消防関係団体へ加入している団体数が延べ4,661（同17.3%）の順となっている。

## (3) 一部事務組合等の歳入歳出決算［第５表］

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第76図**のとおりであり、歳入決算額は２兆4,908億円で、前年度と比べると8.7%減（前年度0.2%増）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の75.1%）を占めており、以下、地方債（同6.5%）、国庫支出金（同2.2%）の順となっている。

歳出決算額は２兆3,956億円で、前年度と比べると8.8%減（前年度0.1%増）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、衛生費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の28.7%）を占め、以下、総務費（同27.0%）、消防費（同25.0%）の順となっており、これらで全体の80.7%を占めている。

一部事務組合等の歳出決算額の市町村決算額に対する割合を目的別にみると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の35.7%）を占め、次いで、衛生費（同15.3%）となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（同42.5%）を占め、以下、物件費（同15.8%）、普通建設事業費（同13.2%）、公債費（同12.9%）となっている。

**第76図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況**

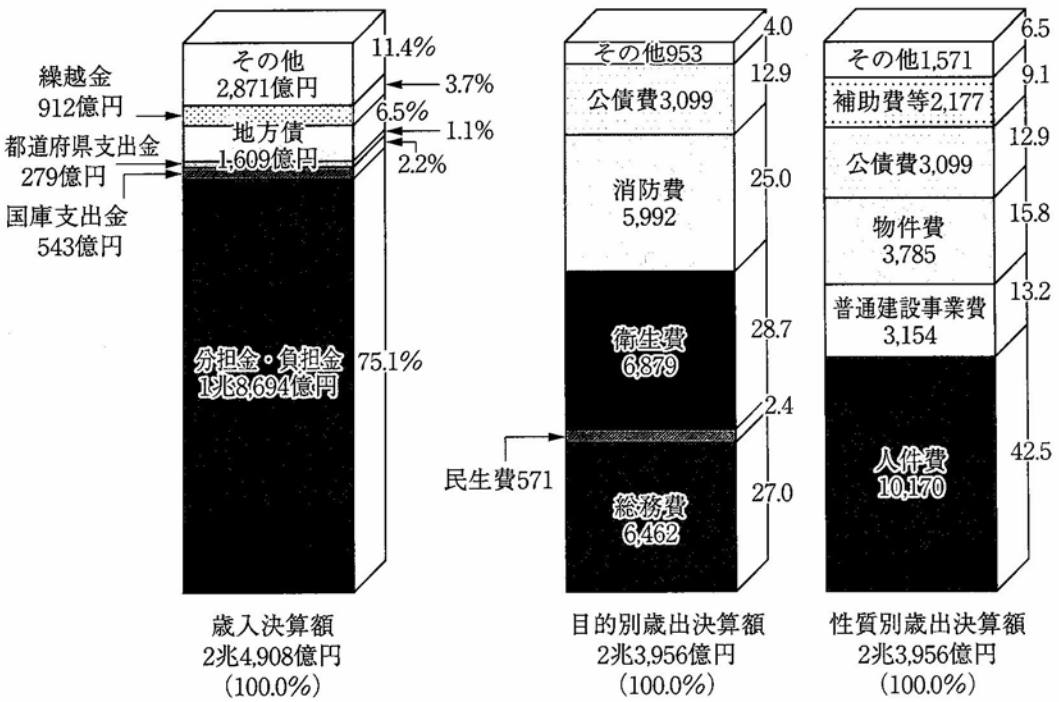

# 7　市町村の規模別財政状況

市町村を団体規模別（大都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

## (1)　決 算 規 模 等［第３表、第５表］

１市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登載人口）１人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第22表**のとおりである。

人口１人当たり平均の決算額は、歳入については、大都市が491千円、中核市が347千円、特例市が320千円、中都市が319千円、小都市が378千円、人口１万人以上の町村が385千円、人口１万人未満の町村が740千円となっており、歳出については、大都市が485千円、中核市が337千円、特例市が313千円、中都市が312千円、小都市が368千円、人口１万人以上の町村が371千円、人口１万人未満の町村が715千円となっている。

これをみると、大都市、中核市及び特例市は他の市町村と異なり、事務配分、行政組織等について特例が設けられていることなどから人口１人当たり決算額が大きくなっているものの、その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口一人当たり決算額が大きくなっている。

次に、財政力指数の単純平均を団体規模別にみると、**第23表**のとおりである。これを財政力指数の高い順にみると、特例市（0.85）、中都市（0.83）、大都市（0.81）、中核市（0.81）、小都市（0.60）、人口１万人以上の町村（0.51）、人口１万人未満の町村（0.26）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率は、**第23表**のとおりである。実質収支比率の高い順にみると、人口１万人未満の町村（5.6%）、人口１万人以上の町村（5.4%）、小都市（4.1%）、中都市（3.4%）、中核市（3.4%）、特例市（2.7%）、大都市（0.5%）となっている。

**第22表　市町村の規模別１団体・人口１人当たり決算額の状況**

| 区分 | １団体当たり | | 人口１人当たり | |
|---|---|---|---|---|
| | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 歳出 |
| | 億円 | 億円 | 千円 | 千円 |
| 大都市 | 7,732 | 7,646 | 491 | 485 |
| 中核市 | 1,532 | 1,489 | 347 | 337 |
| 特例市 | 867 | 848 | 320 | 313 |
| 中都市 | 516 | 504 | 319 | 312 |
| 小都市 | 194 | 189 | 378 | 368 |
| 町村（人口１万人以上） | 73 | 70 | 385 | 371 |
| 町村（人口１万人未満） | 39 | 38 | 740 | 715 |

## 第23表　市町村の規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

| 区分 | 財政力指数 | 実質収支比率 |
|---|---|---|
| | | % |
| 大都市 | 0.81 | 0.5 |
| 中核市 | 0.81 | 3.4 |
| 特例市 | 0.85 | 2.7 |
| 中都市 | 0.83 | 3.4 |
| 小都市 | 0.60 | 4.1 |
| 町村（人口１万人以上） | 0.51 | 5.4 |
| 町村（人口１万人未満） | 0.26 | 5.6 |

（注）財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は、団体規模別の加重平均である。

## 第77図　市町村の規模別歳入決算の状況（構成比）

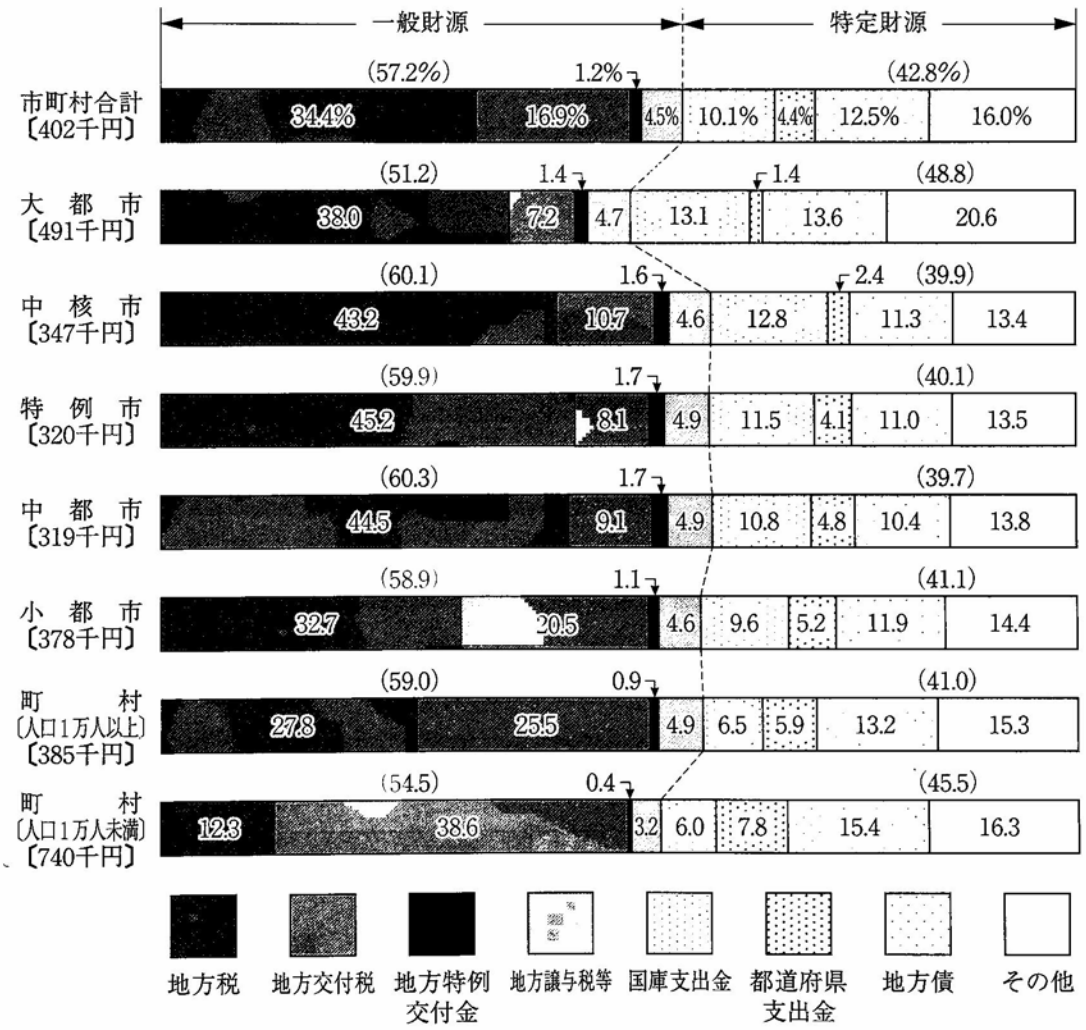


（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
　　３　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳入決算額である。

## (2) 歳　　入

歳入決算の主な内訳は、**第77図**のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市(45.2%)、中都市(44.5%)、中核市(43.2%)、大都市(38.0%)、小都市（32.7%)、人口１万人以上の町村（27.8%)、人口１万人未満の町村（12.3%）となっており、大都市、中核市及び特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の占める割合が低くなっている。

また、地方税が歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第78図**のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の１人当たりの額は、**第79図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（38.6%)、人口１万人以上の町村(25.5%)、小都市（20.5%)、中核市（10.7%)、中都市（9.1%)、特例市（8.1%)、大都市（7.2%）となっている。

また、国庫支出金（交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、大都市（13.1%)、中核市（12.8%)、特例市（11.5%)、中都市（10.8%)、小都市（9.6%)、人口１万人以上の町村（6.5%)、人口１万人未満の町村（6.0%）となっており、規模及び権能が大きいほど国庫支出金の構成比が高くなる傾向がある。

**第78図　市町村の規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（構成比）**

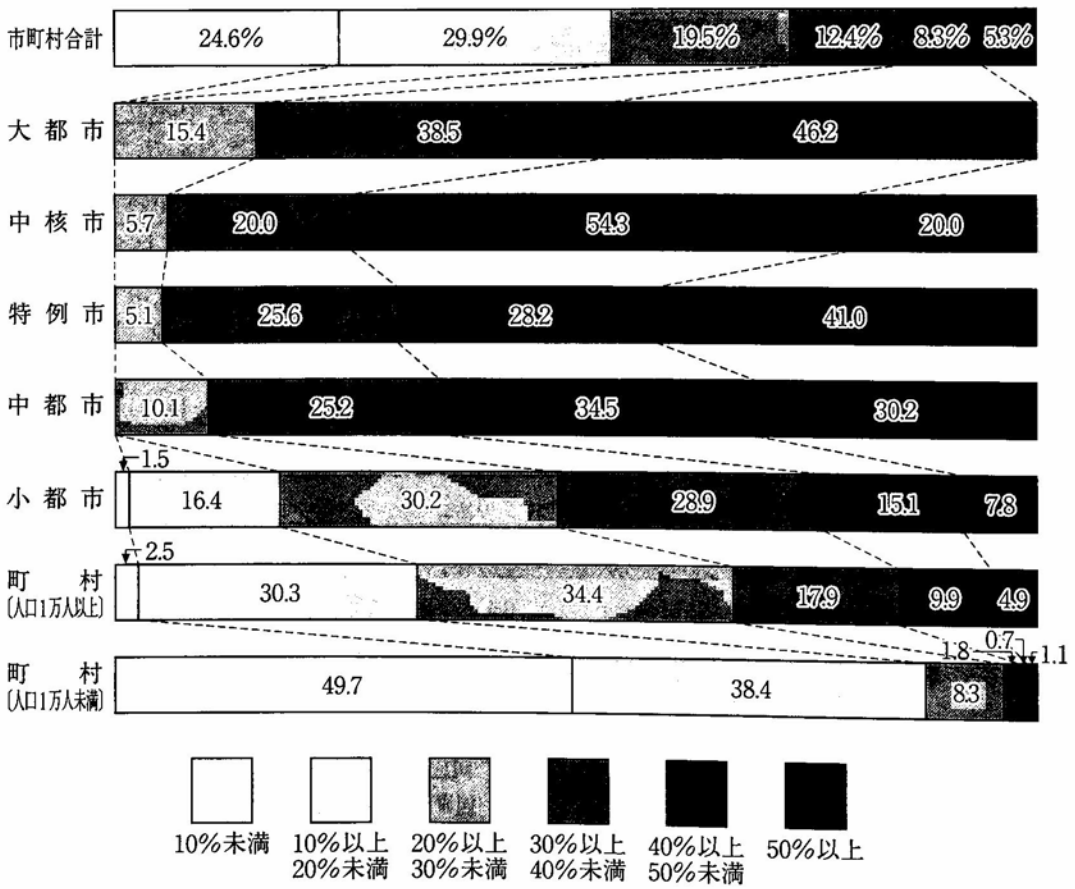


（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

第79図　市町村の規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）

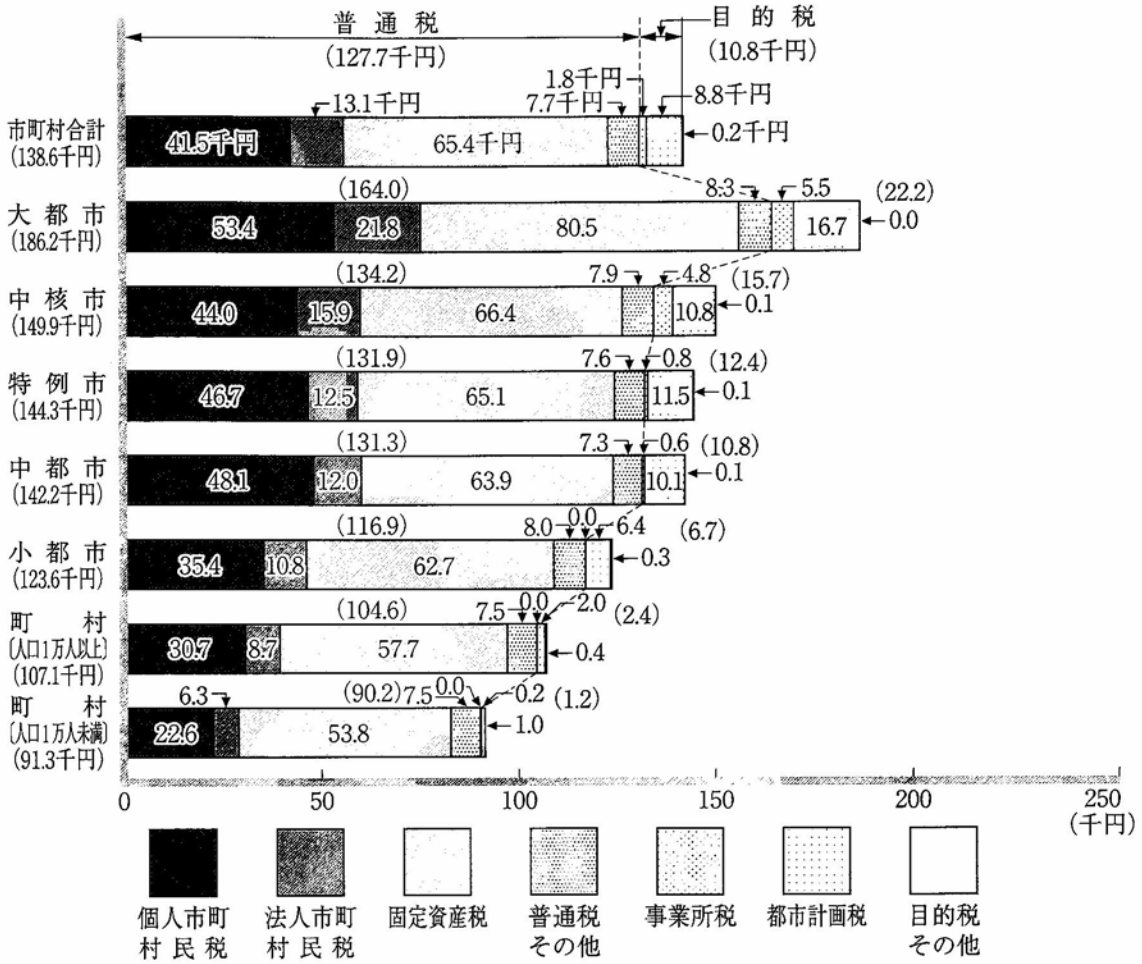


（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（7.8%）、人口１万人以上の町村（5.9%）、小都市（5.2%）、中都市（4.8%）、特例市（4.1%）、中核市（2.4%）、大都市（1.4%）となっており、規模及び権能が小さいほど都道府県支出金の構成比が高くなっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、人口１万人未満の町村（15.4%）、大都市（13.6%）、人口１万人以上の町村（13.2%）、小都市（11.9%）、中核市（11.3%）、特例市（11.0%）、中都市（10.4%）となっており、大都市及び町村の地方債依存度が高くなっている。

## (3)　歳　　出

目的別歳出決算額の主な内訳は、**第80図**のとおりである。それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市、中核市及び特例市においては民生費、土木費、公債費の順、中都市及び小都市においては民生費、土木費、総務費の順、人口１万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口１万人未満の町村においては総務費、公債費、民生費の順となっている。

また、規模及び権能が大きいほど土木費の構成比が高くなる一方、規模及び権能が小さいほど総務費及び農林水産業費の構成比が高くなる傾向がある。

第80図　市町村の規模別歳出（目的別）決算の状況（構成比）

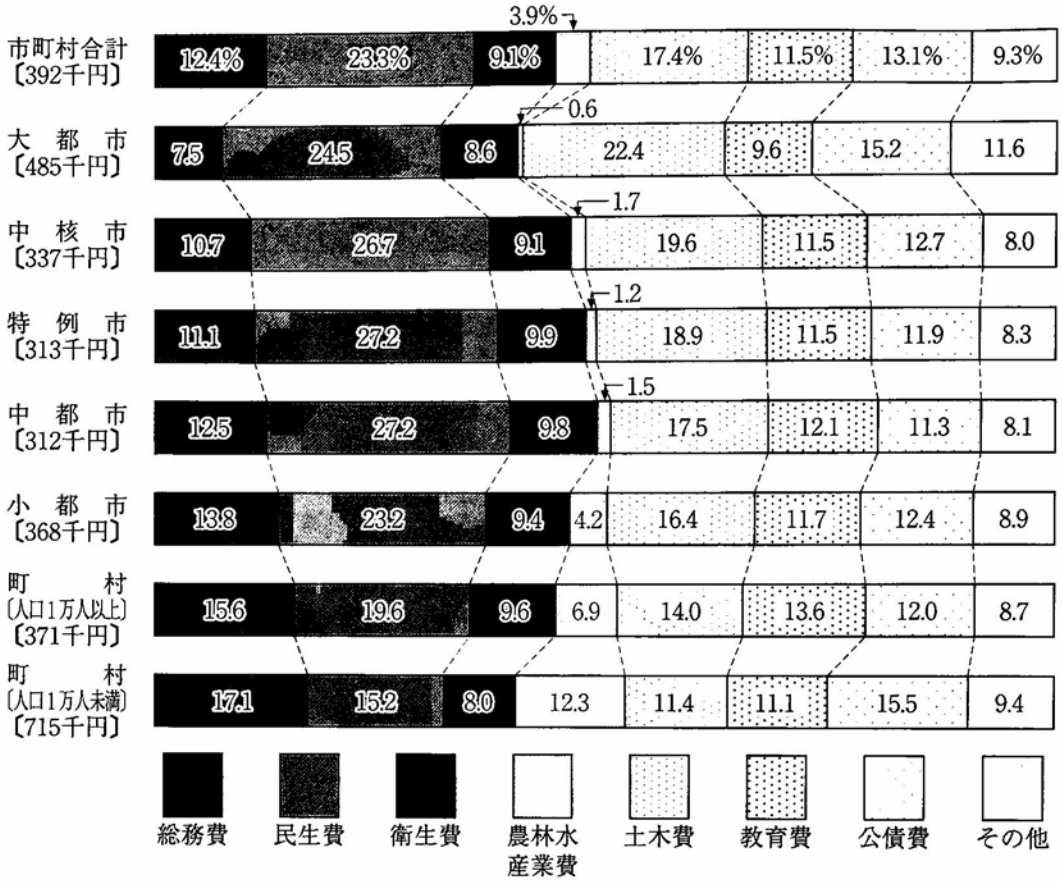


（注）1　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
2　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳出決算額である。

性質別歳出決算額における主な項目の構成比は、**第 81 図**のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い項目をみると、大都市及び小都市においては、人件費、普通建設事業費、公債費の順、中核市においては人件費、普通建設事業費、扶助費の順、特例市及び中都市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、人口１万人以上の町村においては人件費、普通建設事業費、物件費の順、人口１万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、公債費の順となっている。

扶助費の構成比は、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村の構成比が低くなっている。

## (4)　財政構造の弾力性

### ア　経常収支比率

経常収支比率は、**第 24 表**のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、大都市（93.1%）、中都市（87.6%）、特例市（87.5%）、小都市（87.4%）、人口１万人未満の町村（87.0%）、人口１万人以上の町村（84.1%）、中核市（82.9%）となっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第 82 図**のとおりである。なお、町村の経常収支比率が低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が低いこと

**第81図　市町村の規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）**

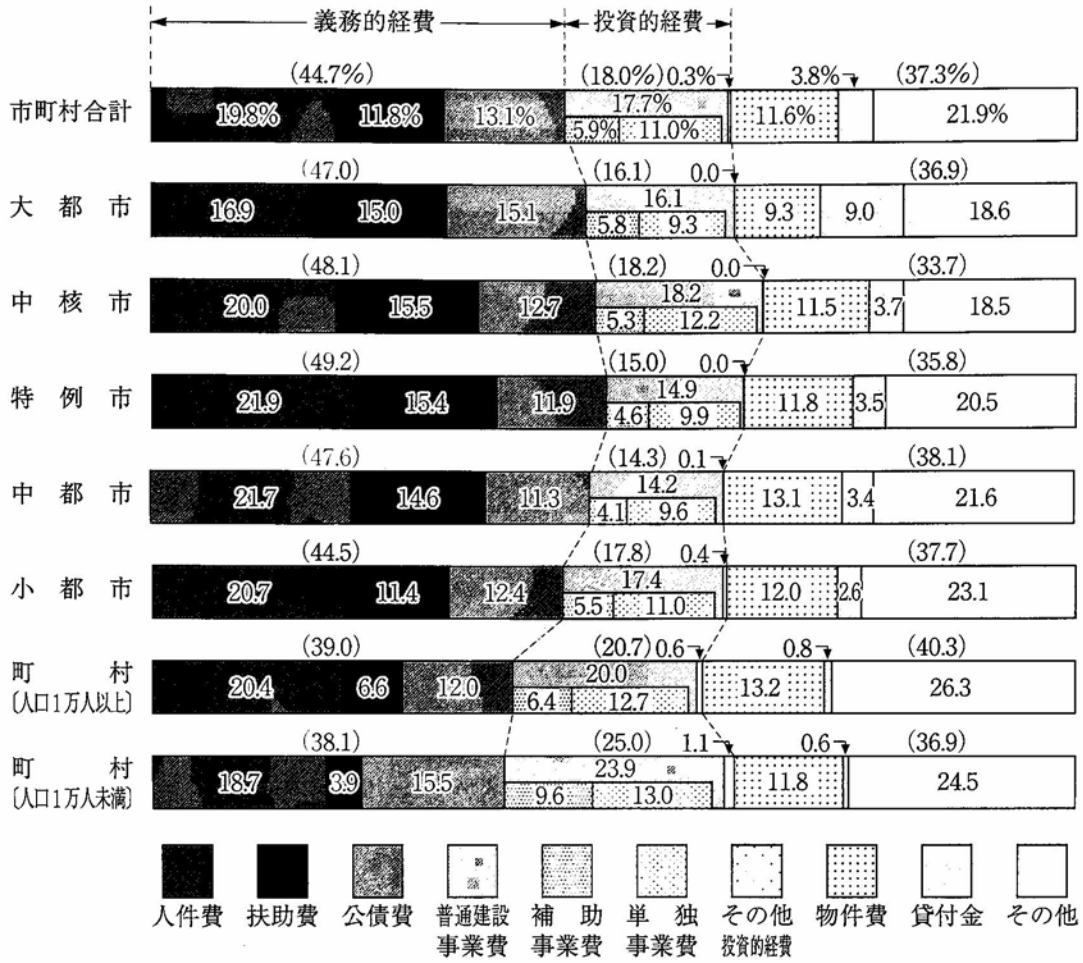


（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

**第24表　市町村の規模別経常収支比率の状況**

| 区分 | 経常収支比率 | うち人件費 | 物件費 | 扶助費 | 補助費等 | 公債費 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % | % |
| 大都市 | 93.1 | 27.8 | 12.9 | 10.4 | 11.2 | 23.7 | 7.1 |
| 中核市 | 82.9 | 27.3 | 12.8 | 8.7 | 6.0 | 18.3 | 9.8 |
| 特例市 | 87.5 | 30.1 | 13.4 | 7.9 | 8.4 | 17.5 | 10.2 |
| 中都市 | 87.6 | 29.9 | 14.4 | 7.5 | 9.0 | 16.7 | 10.1 |
| 小都市 | 87.4 | 28.7 | 12.3 | 6.1 | 11.5 | 18.7 | 10.1 |
| 町村(人口1万人以上) | 84.1 | 27.3 | 12.5 | 3.4 | 14.2 | 17.3 | 9.4 |
| 町村(人口1万人未満) | 87.0 | 28.2 | 10.8 | 2.2 | 12.8 | 24.6 | 8.4 |

（注）比率は、加重平均である。

**第82図　市町村の規模別経常収支比率の状況（構成比）**

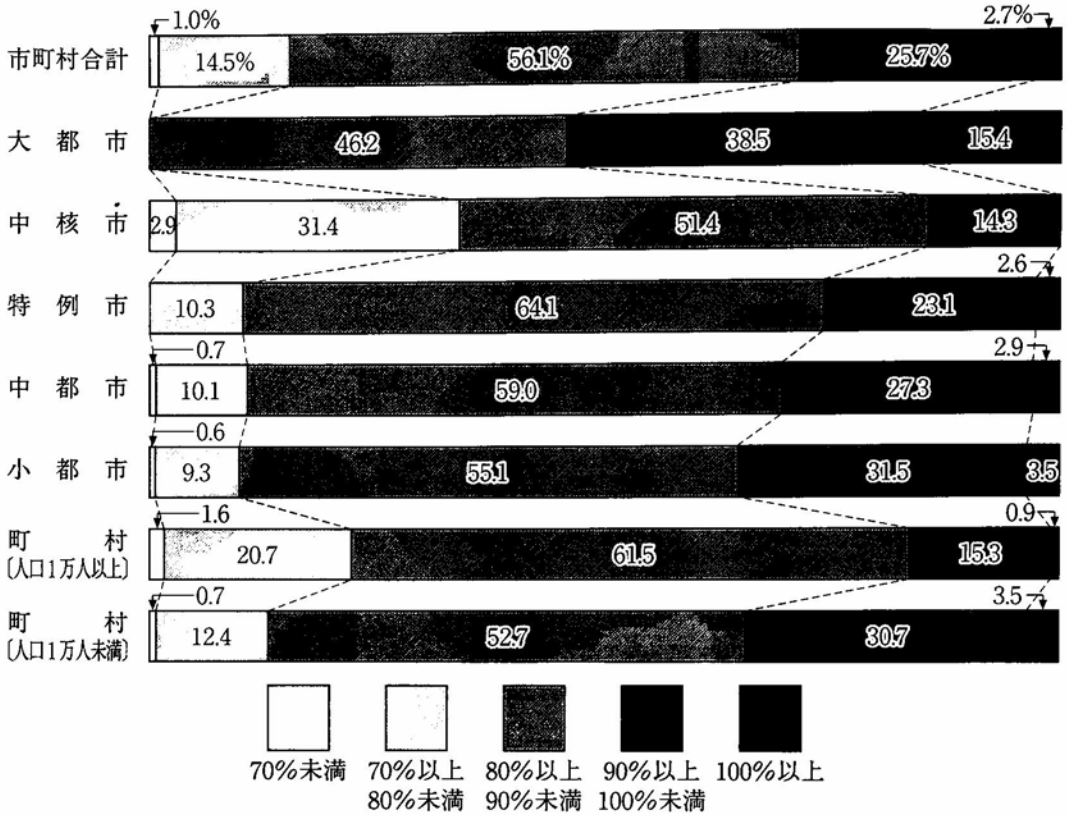


（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

などによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、**第83図**のとおりであり、おおむね、同規模の団体においては、財政力指数の低いものほど経常収支比率が高く、財政構造の弾力性が乏しい状況にある。

**イ　公債費負担比率及び起債制限比率**

公債費負担比率は、**第84図**のとおりであり、公債費負担比率の高い順にみると、大都市（21.4%）、人口1万人未満の町村（20.4%）、中核市（16.7%）、小都市（16.1%）、特例市（15.7%）、人口1万人以上の町村（14.9%）、中都市（14.8%）となっている。

起債制限比率は、**第25表**のとおりであり、起債制限比率の高い順にみると、大都市（15.3%）、中核市（10.9%）、特例市（10.8%）、小都市（10.5%）、中都市（10.3%）、人口1万人未満の町村（10.0%）、人口1万人以上の町村（8.7%）となっている。団体規模別の分布状況は、**第85図**のとおりであり、市においては10%以上15%未満の団体の割合が、人口1万人以上の町村においては5%以上10%未満の団体の割合が、人口1万人未満の町村においては10%以上15%未満の団体の割合が大きい傾向にある。

次に、起債制限比率を財政力指数段階別にみると、**第86図**のとおりであり、財政力指数が低いほど起債制限比率が高い傾向にある。

第83図　市町村の規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況

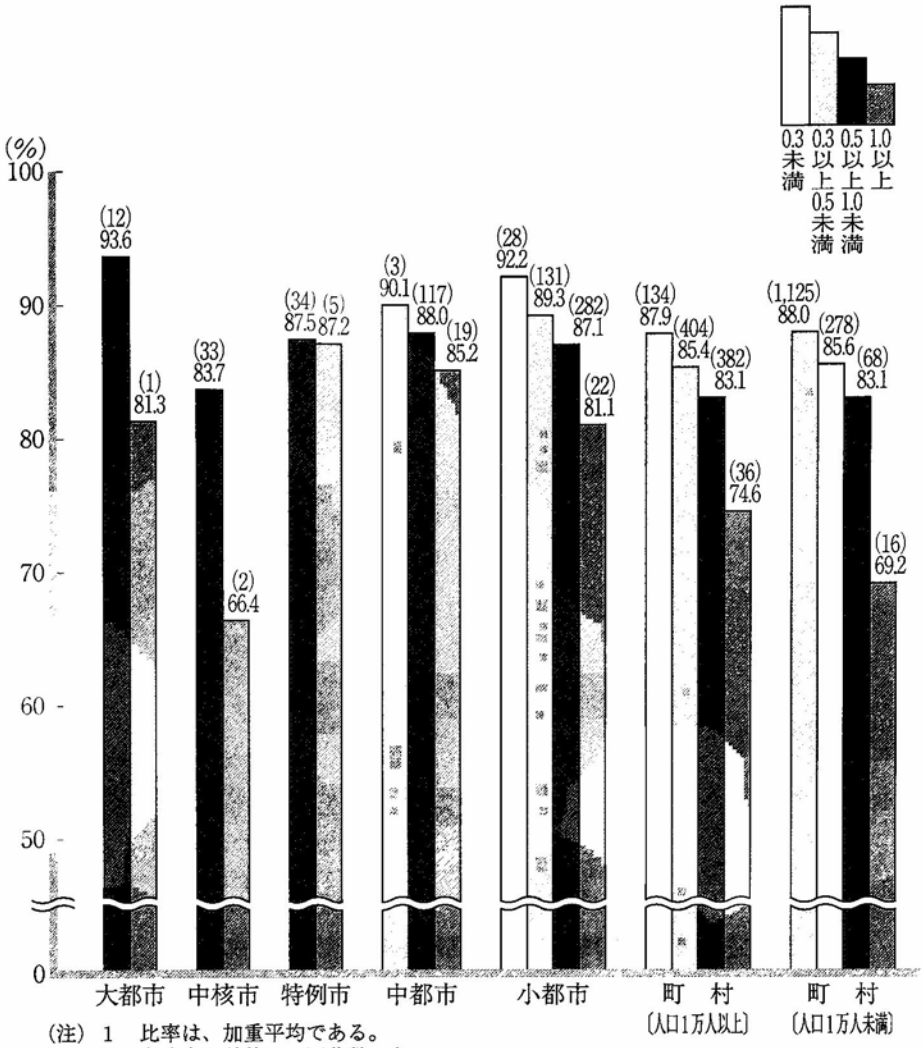


（注）1　比率は、加重平均である。
2　（　）内の数値は、団体数である。

第25表　市町村の規模別起債制限比率の状況

| 区　分 | 大都市 | 中核市 | 特例市 | 中都市 | 小都市 | 町　村（人口1万人以上） | 町　村（人口1万人未満） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % | % |
| 平成15年度 | 15.3 | 10.9 | 10.8 | 10.3 | 10.5 | 8.7 | 10.0 |
| 平成14年度 | 14.9 | 11.2 | 10.8 | 10.3 | 10.5 | 8.6 | 9.7 |

（注）比率は、加重平均である。

## 第84図　市町村の規模別公債費負担比率の状況

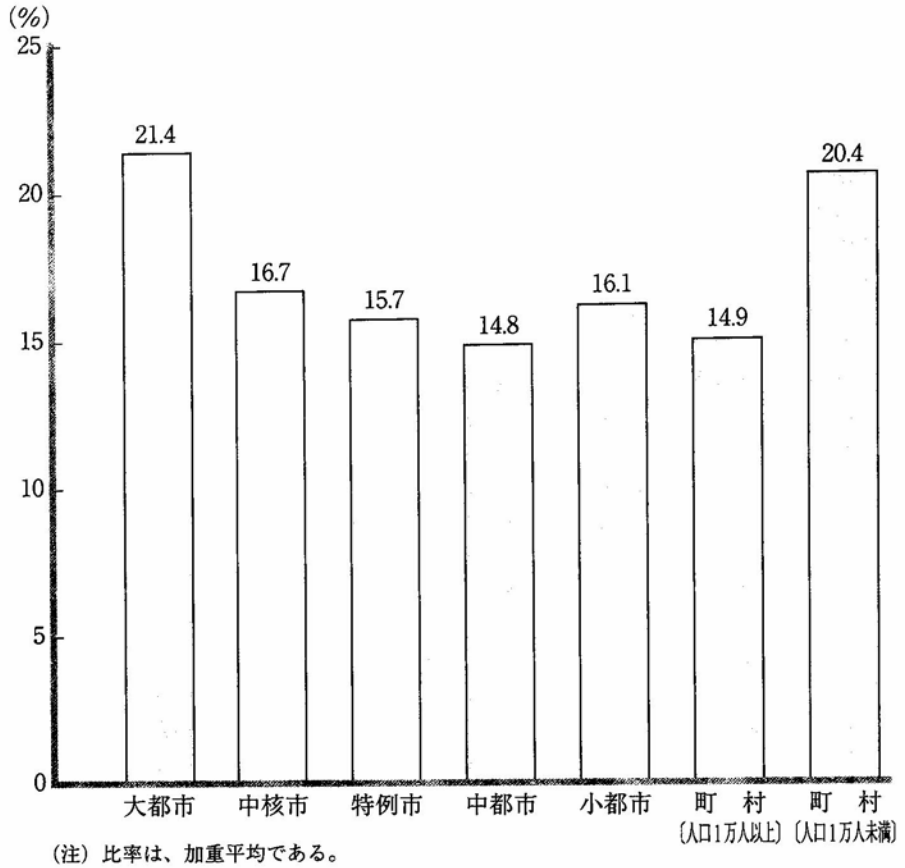


（注）比率は、加重平均である。

## 第85図　市町村の規模別起債制限比率の状況（構成比）

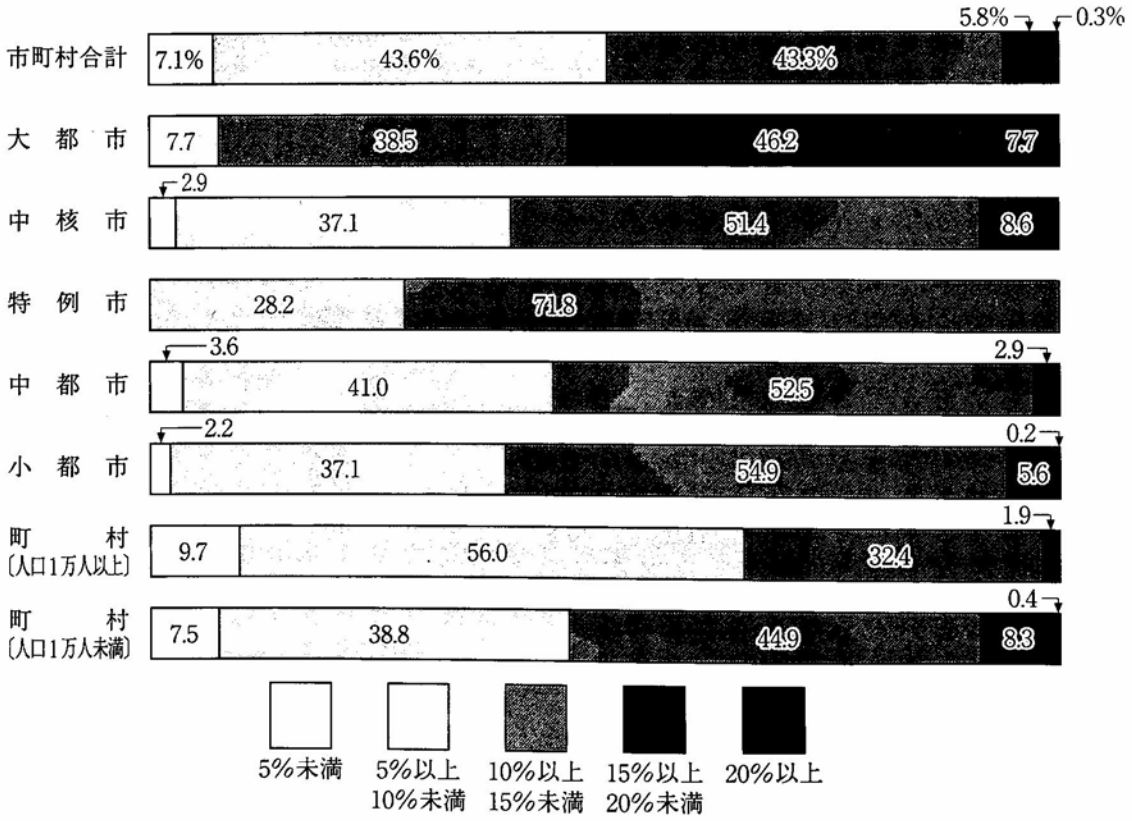


（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

## 第86図　市町村の規模別財政力指数段階別の起債制限比率の状況

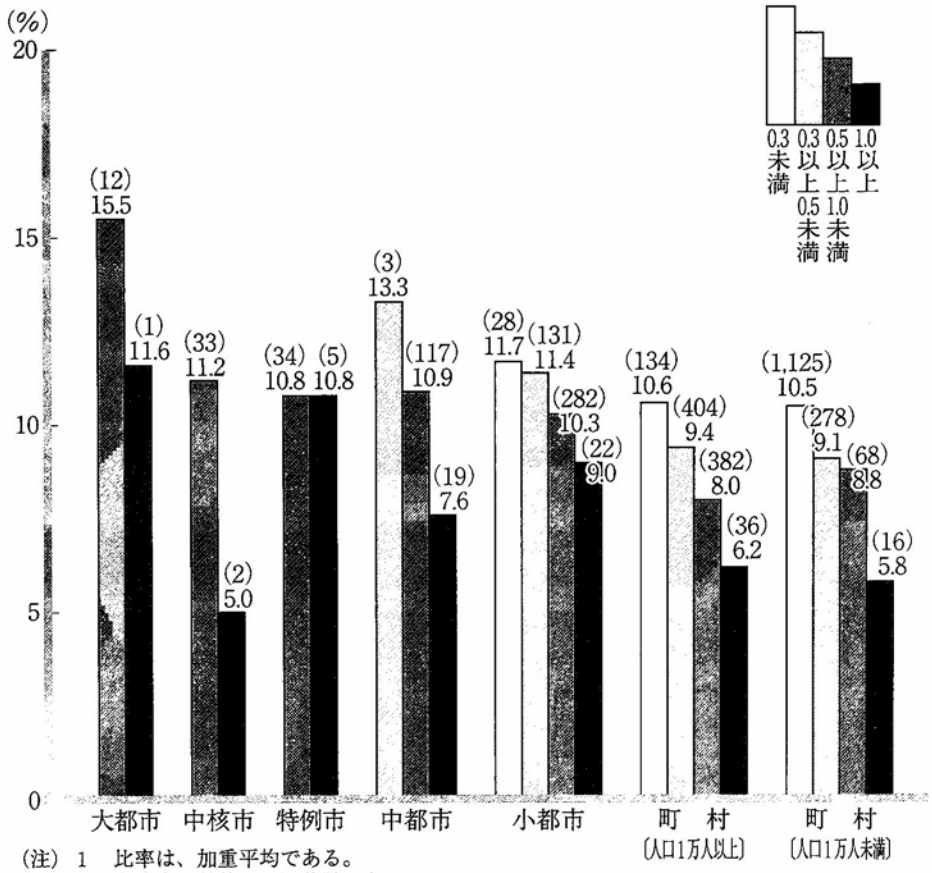


（注）1　比率は、加重平均である。
2　（　）内の数値は、団体数である。

## 第87図　市町村の規模別実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率

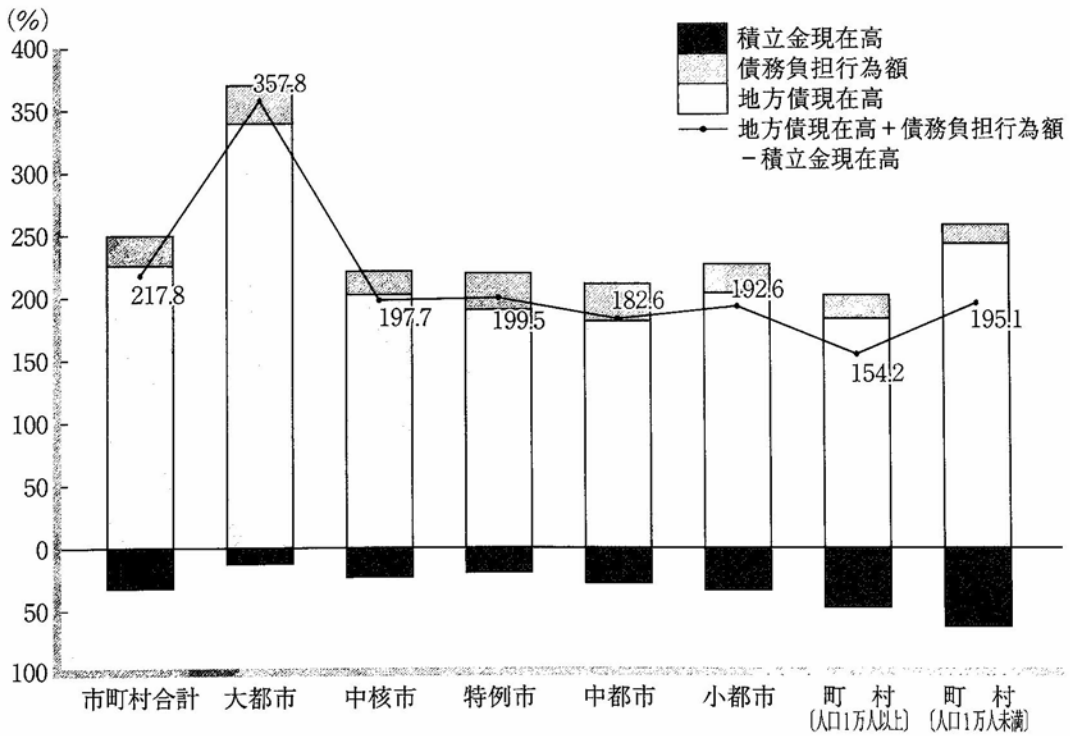


（注）1　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
2　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第88図　市町村の規模別実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）

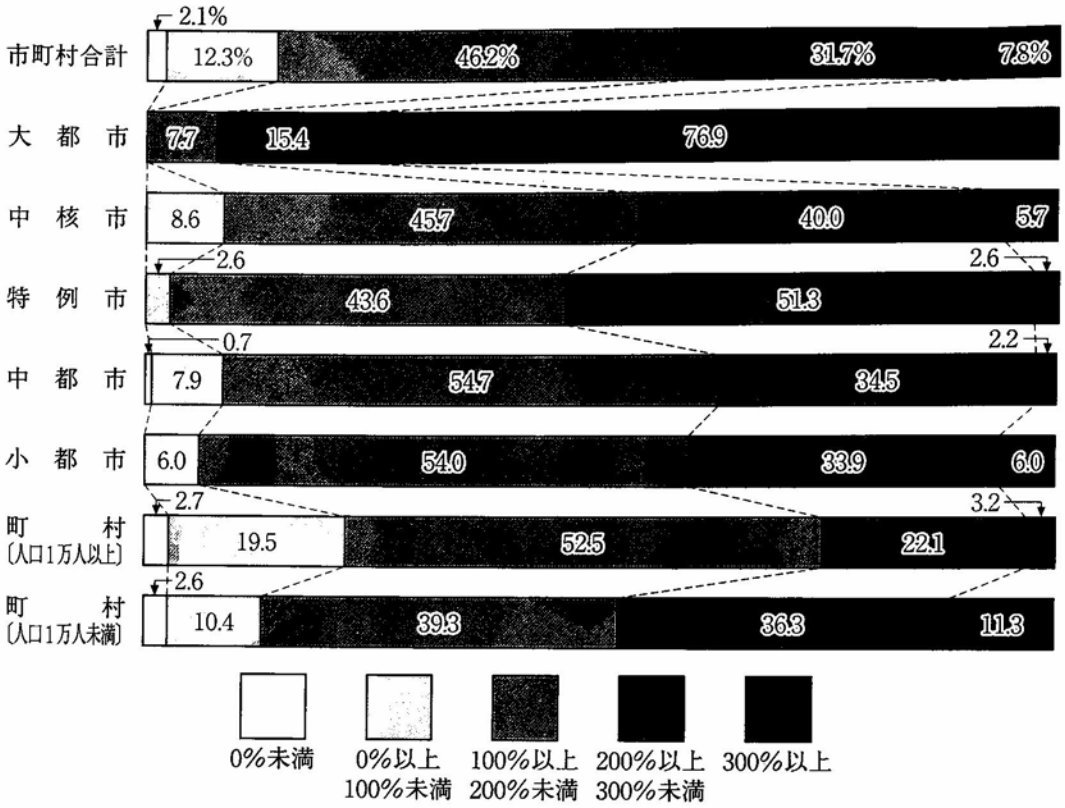


（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

## (5)　将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率は、**第87図**のとおりであり、大都市（357.8%）、特例市（199.5%）、中核市（197.7%）、人口１万人未満の町村（195.1%）、小都市（192.6%）、中都市（182.6%）、人口１万人以上の町村（154.2%）の順に低くなっている。

また、これを団体規模別の分布状況でみると、**第88図**のとおりである。

# 8　公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。

なお、公共施設状況調査は3年に一度詳細な調査を行うこととしたため、今般の調査は項目を限定した縮小調査となっている。次回の詳細な調査は平成17年度分について実施する予定である。

## (1)　道　　路［第101表］

平成16年4月1日現在における地方道の実延長は112万5,029km(対前年同期比0.5%増)、面積は8,008km²（同0.9%増）である。これは、10年前（平成6年4月1日現在）と比べると、実延長は4.6%増、面積は11.7%増となっている。

これを主要地方道（道路法第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道)、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万6,859km（対前年同期比0.3%増)、面積は823km²（同1.0%増)、一般都道府県道の実延長は7万441km（同0.3%増)、面積は871km²（同0.9%増)、市町村道の実延長は99万7,729km（同0.5%増)、面積は6,314km²（同0.9%増）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成6年4月1日現在）と比べると、主要地方道の実延長は3.5%増、面積は14.7%増、一般都道府県道の実延長は5.1%増、面積は14.5%増、市町村道の実延長は4.6%増、面積は11.0%増となっている。

## (2)　公 営 住 宅 等［第102表］

平成15年度末現在における公営住宅等（公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は241万2,374戸であり、前年度と比べると3,106戸減少（0.1%減）となっている。この状況を10年前（平成5年度）と比べると、13万9,590戸増加（6.1%増）となっている。

このうち公営住宅の戸数は218万2,666戸であり、前年度と比べると4,578戸増加（0.2%増)、10年前（平成5年度）と比べると10万3,071戸増加（5.0%増）となっている。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.5%（前年度90.2%）となっている。

## (3)　公　　園［第103表］

平成15年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は10万4,334箇所（対前年度比2.5%増）で、その面積は1,145.8km²（同2.9%増）となっている。また、この状況を10年前（平成5年度）と比べると、都市公園等の箇所数は2万6,919箇所増加（34.8%増）となるとともに、その面積も310.8km²増加（37.2%増）となっている。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが10万3,540箇所（対前年度比2.5%増)、921.2

第89図　公営住宅等の総戸数の推移

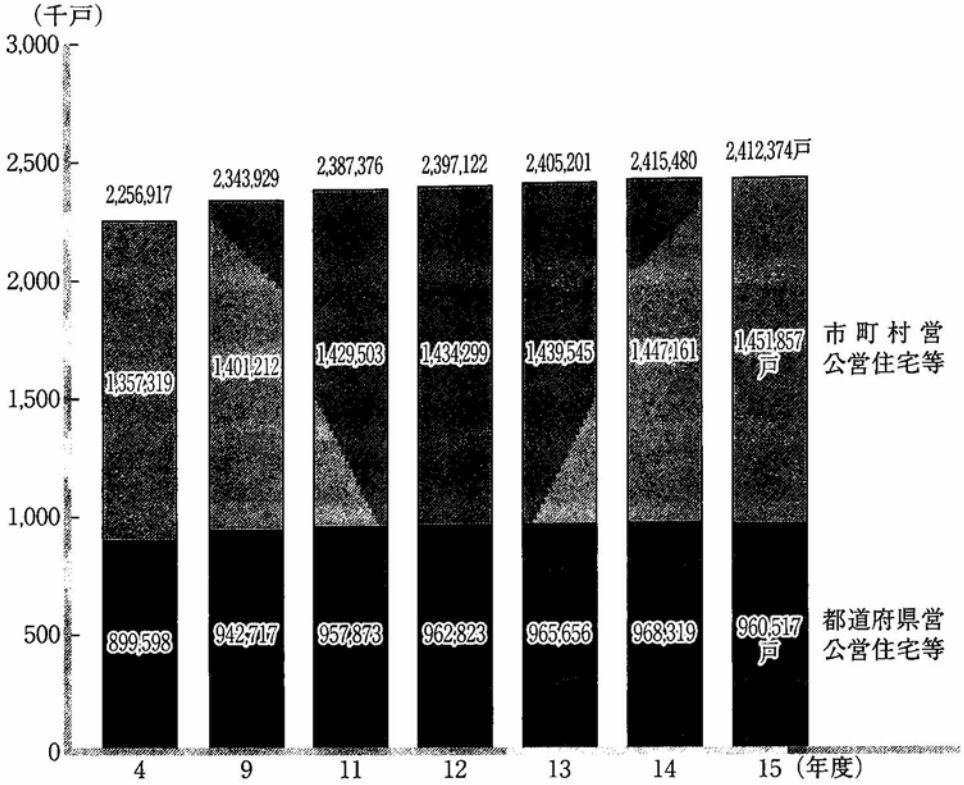


第90図　公園の面積の推移

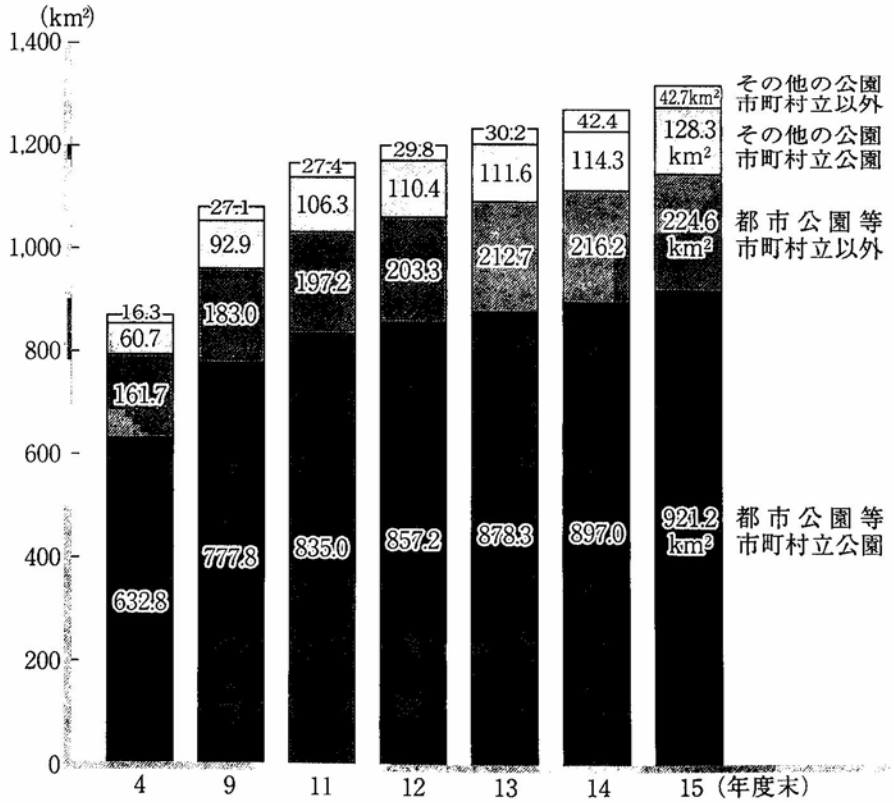

$km^2$（同 2.7%増）で、総箇所数の 99.2%、総面積の 80.4% を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている児童公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は 4,846 箇所（同 4.7%増）で、その面積は 171.0$km^2$（同 9.1%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は 4,581 箇所（同 4.4%増）で、その面積は 128.3$km^2$（同 12.2%増）となっている。

## (4) 下水処理施設［第 104 表～第 105 表］

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成 15 年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、8,580 万 6 千人で、前年度と比べると 2.5%増となっている。この状況を 10 年前（平成 5 年度）と比べると、現在排水人口は 2,396 万 1 千人増加（38.7%増）となっている。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成15年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ 313 万 6 千人、13 万 8 千人で、前年度と比べると 4.7%増、9.9%増と

**第91図　下水処理人口の推移**

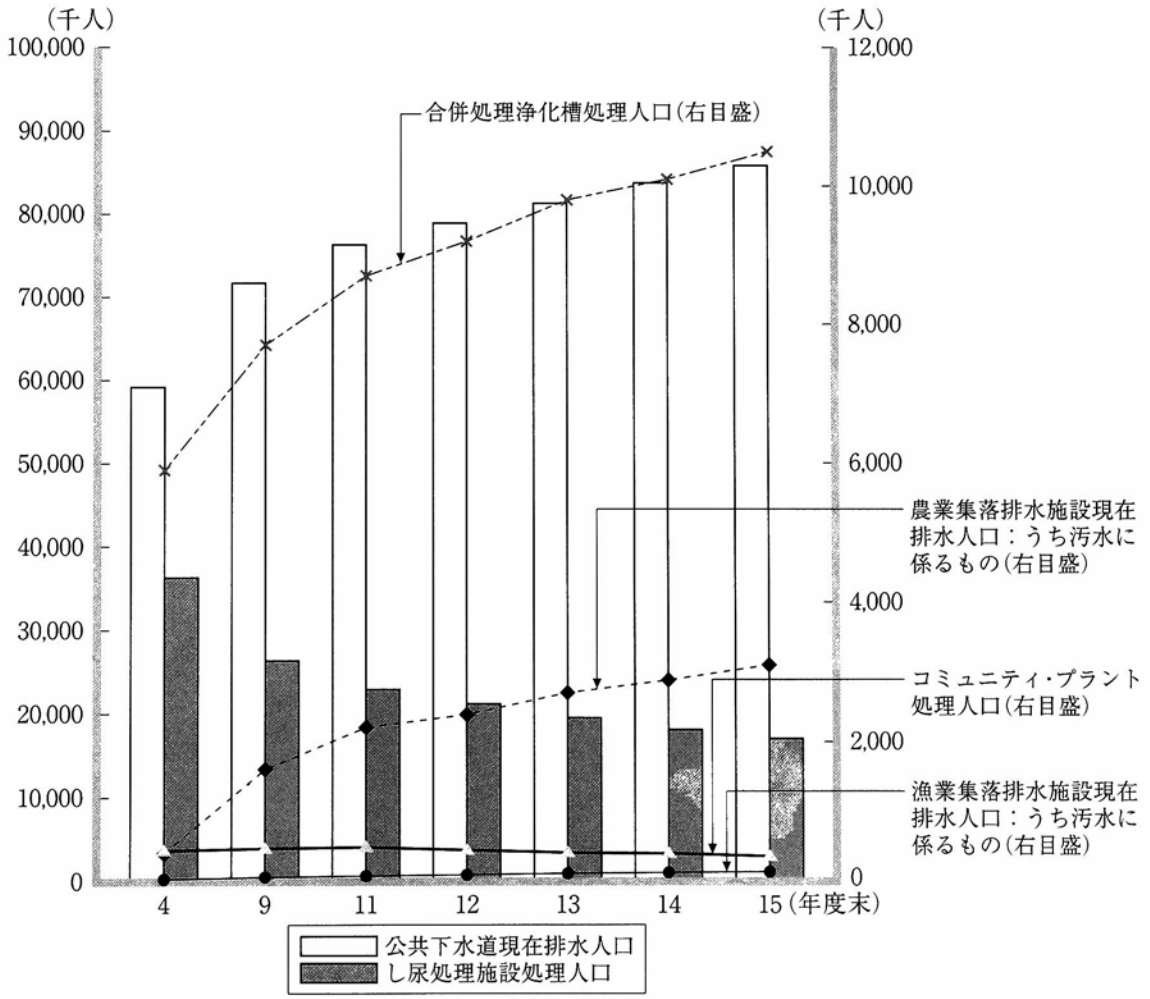

なっている。これらの状況を10年前（平成5年度）と比べると、それぞれ411.1%増、309.0%増となっている。

また、平成15年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は36万5千人（対前年度比9.9%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,051万9千人（同3.7%増）となっている。これらの状況を10年前（平成5年度）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は11万7千人減少（24.2%減）、合併処理浄化槽の処理人口は426万1千人増加（68.1%増）となっている。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成15年度末のし尿処理施設処理人口は1,702万1千人（対前年度比5.9%減）、し尿処理施設年間総収集量は14,043千kℓ（同4.1%減）となっている。これらの状況を10年前（平成5年度）と比べると、し尿処理施設処理人口は1,732万6千人減少（50.4%減）、し尿処理施設年間総収集量は8,295千kℓ減少（37.1%減）となっている。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口・年間総収集量はともに年々減少している。

## (5) ごみ処理施設［第105表］

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。

**第92図　ごみ処理施設における年間総収集量の推移**

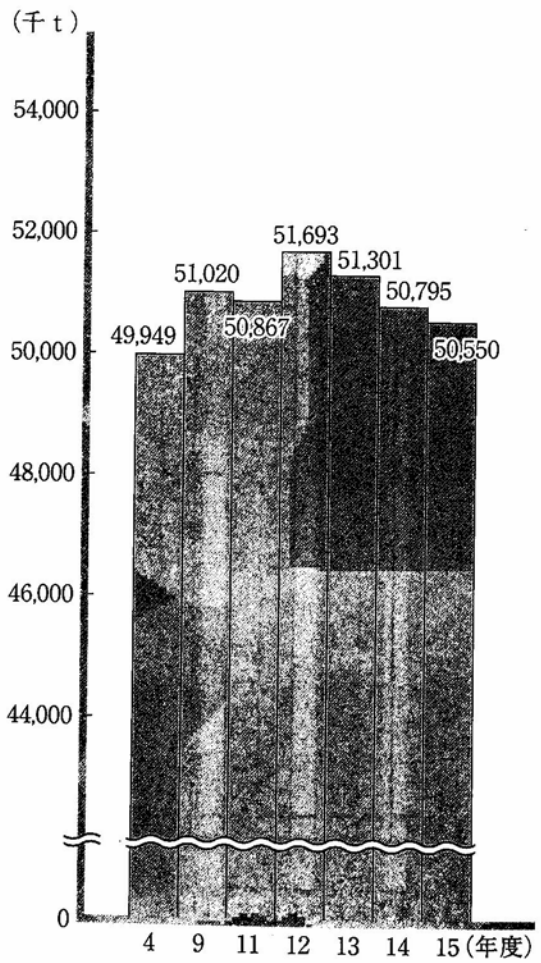

平成15年度末における収集処理人口は1億2,881万8千人（対前年度比0.3%増）で、その年間総収集量は50,550千t（同0.5%減）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成5年度）と比べると、収集処理人口は356万6千人増加（2.8%増）、年間総収集量は542千t増加（1.1%増）となっている。

## (6) 保　育　所［第106表］

平成15年10月1日現在における公立の保育所数(季節保育所を除く。)は1万3,793箇所、延面積は8,918千m²となっており、前年同期と比べると205箇所減少（1.5%減）、13千m²増加（0.1%増）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成5年度）と比べると、箇所数は1,226箇所減少（8.2%減）、延面積は252千m²増加（2.9%増）となっている。

## (7) 高齢者福祉施設［第107表］

平成15年10月1日現在における公立の老人ホーム数は1,239箇所で、前年同期と比べると23箇所減少(1.8%減)となっている。また、この状況を10年前(平成5年度)と比べると、箇所数は113箇所増加(10.0%増）となっている。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の46.4%（対前年同期比0.1%ポイント上昇)、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは44.2%（同

**第93図　公立の老人ホームの状況**

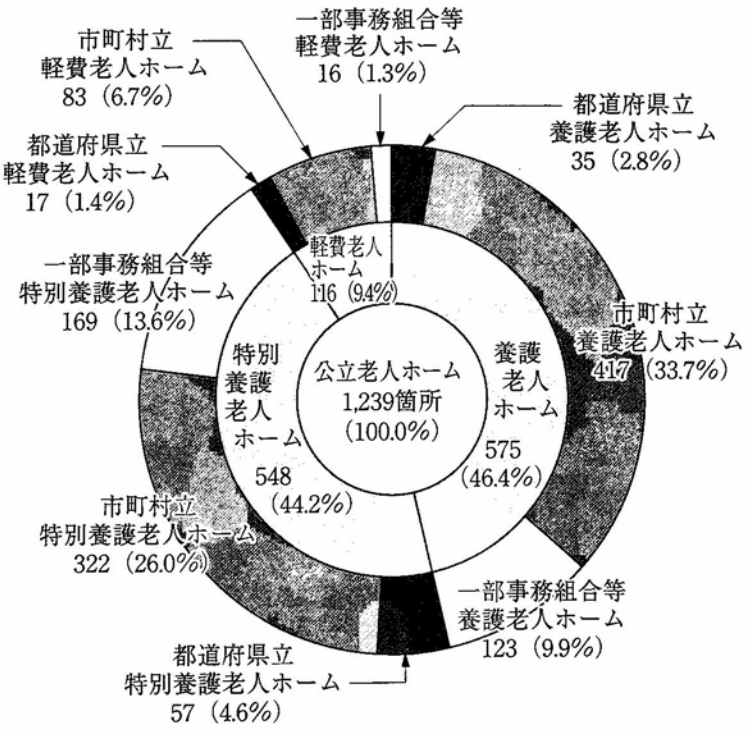


（注）特別養護老人ホームは、平成15年10月1日現在厚生労働省調「介護サービス施設・事業所調査」による。

0.1% ポイント低下)、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは前年同期と同じ 9.4% を占めている。

## (8) 高 等 学 校 [第 108 表]

平成 16 年 5 月 1 日現在における公立高等学校数は 4,093 校で、前年同期と比べると 25 校減少 (0.6%減) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 6 年 5 月 1 日現在) と比べると、67 校減少 (1.6%減) となっている。

## (9) 文化及び体育施設

### ア 文 化 施 設 [第 109 表]

平成 15 年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は 3,195 箇所(対前年度比 1.8%増)で、延面積は 1,310 万 4 千 $m^2$ (同 2.3%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 756 箇所増加 (31.0%増)、延面積は 470 万 $m^2$ 増加 (55.9%増) となっている。

図書館は 2,749 館 (対前年度比 1.9%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 612 館増加 (28.6%増) となっている。

博物館 (美術館、動物園、水族館等を含む。) は 744 館 (対前年度比 8.8%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 229 館増加 (44.5%増) となっている。

### イ 体 育 施 設 [第 109 表]

平成 15 年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は 6,208 箇所 (対前年度比 2.0%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 881 箇所増加 (16.5%増) となっている。

陸上競技場は 1,137 箇所 (対前年度比 0.2%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 79 箇所増加 (7.5%増) となっている。

野球場は 4,140 箇所 (対前年度比 0.7%増) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 173 箇所増加 (4.4%増) となっている。

プールは 4,590 箇所 (対前年度比 1.4%減) となっている。また、この状況を 10 年前 (平成 5 年度) と比べると、箇所数は 206 箇所増加 (4.7%増) となっている。

# 9　地方公営事業の状況

## (1)　地方公営企業

### ア　概　　況

#### (ア)　事　　業　　数［第111表］

平成15年度末において、地方公営企業を経営している団体数は3,174団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している21団体を含む。）であり、その内訳は47都道府県、13大都市、3,114市町村となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は1万2,476事業で、前年度末と比べると137事業減少となっている。これを事業別にみると、**第94図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、介護サービス事業、病院事業の順となっている。

**第94図　地方公営企業の事業数の状況（平成15年度末）**

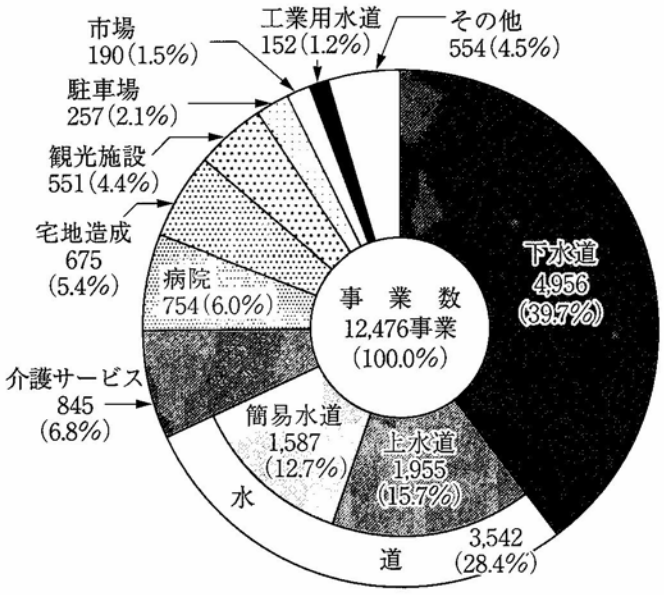


#### (イ)　業 務 の 状 況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は**第26表**のとおりである。

平成15年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a　水　道　事　業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力7,253万1千$m^3$／日、導送配水管68万7,048kmを有し、年間164億11百万$m^3$（対前年度比1.1%減）の配水を行っている。また、給水人口は1億2,347万4千人で、全国人口に対する割合は95.9%（10年前（平成5年度）は93.8%）であり、着実に上昇している。

b　工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,185万$m^3$／日、導送配水管8,254kmを有し、年間47億2百万$m^3$（対前年度比0.6%減）の配水を行っている。また、契約水量は1,787万1千$m^3$／日（対前年度比1.0%減）

**第26表　事業全体に占める地方公営企業の割合**

| 事業 | 対象指標 | 左記に占める割合 |
|---|---|---|
| 水道事業 | 124,051千人 | 99.3% |
| 工業用水道事業 | 47億7百万㎥ | 99.9% |
| 交通事業（地下鉄） | 48億12百万人 | 56.9% |
| 交通事業（バス） | 47億26百万人 | 25.2% |
| 電気事業 | 1兆939億56百万kWh | 0.9% |
| ガス事業 | 1兆1,978億20百万MJ | 2.8% |
| 病院事業 | 1,643千床 | 14.5% |
| 下水道事業 | 9,854万人 | 90.6% |

となっている。

c　都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,328両、営業路線486kmを有している。また、年間輸送人員は27億38百万人（対前年度比0.4%増）であり、着実に増加している。

d　バス事業

バス事業においては、車両9,729両、営業路線1万437kmを有している。また、年間輸送人員は11億93百万人（対前年度比3.8%減）であり、近年減少が続いている。

e　病院事業

病院事業においては、1,003病院、病床23万8,489床を有している。また、年延患者数は2億113万7千人（対前年度比2.7%減）であり、2年連続の減少となっている。

f　下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力5,921万$m^3$／日、管渠41万2,408kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は102億10百万$m^3$（対前年度比1.8%増）であり、着実に増加している。

**（ウ）　職　員　数［第112表］**

平成15年度末における地方公営企業に従事する職員の数は40万6,496人で、前年度末と比べると1.2%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の13.0%（前年度末13.1%）に相当している。

これを事業別にみると、**第95図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の92.1%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、ほとんどの事業で職員数は減少している。

**（エ）　決算規模等［第113表］**

決算規模は20兆3,070億円で、主に建設投資額の減少により、前年度と比べると3,584億円減少（1.7%減）となっており、普通会計歳出決算額の21.9%（前年度21.8%）に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、**第96図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、**第97図**のとおりであり、平成15年度の額は5兆7,284億円（対前年度比8.2%減）で、普通会計の普通建設事業費の31.4%に相当する規模となっている。

**第95図　職員数の状況**

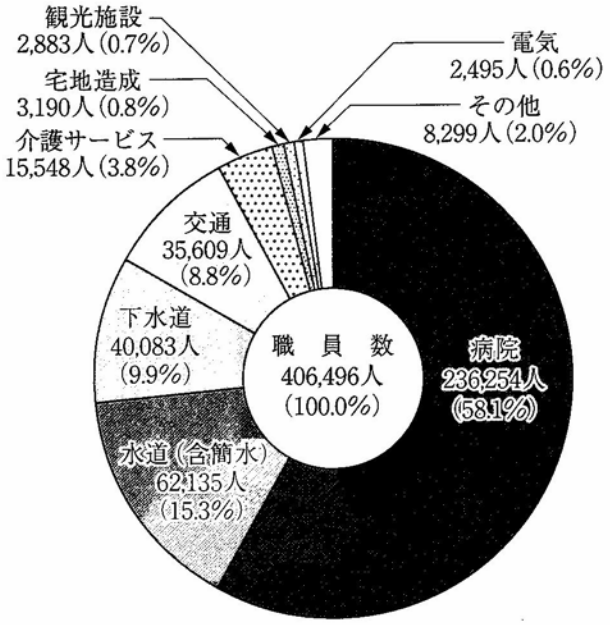


**第96図　決算規模の推移**

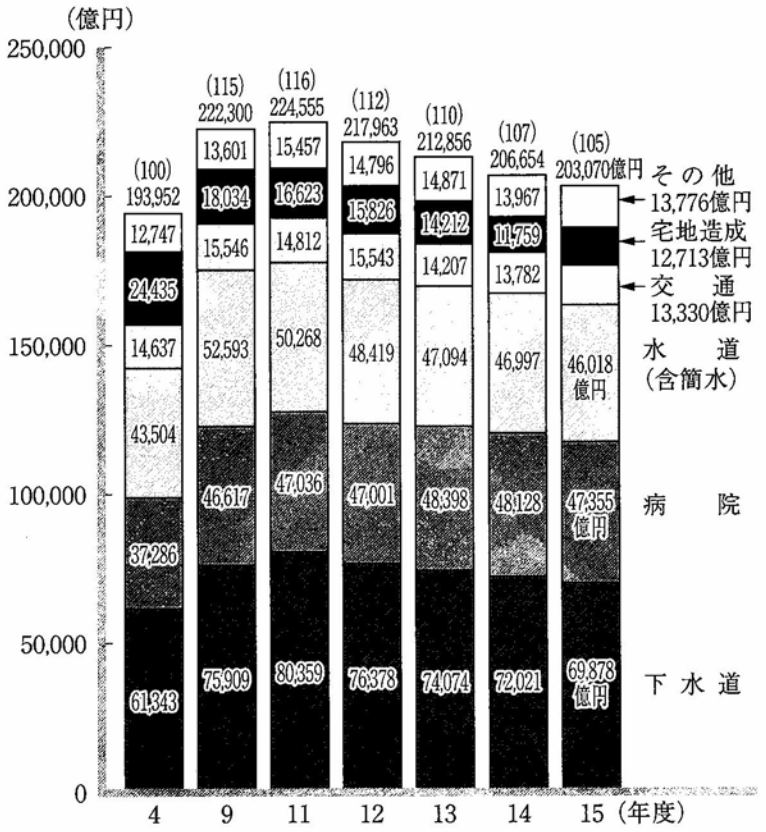


(注) 1　決算規模の算出は、次のとおりとした。
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
2 (　) 内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業(対前年度比3,188億円減少、9.4%減)、宅地造成事業（同772億円減少、16.2%減)、病院事業（同631億円減少、14.3%減）となってお

**第97図　建設投資額の推移**

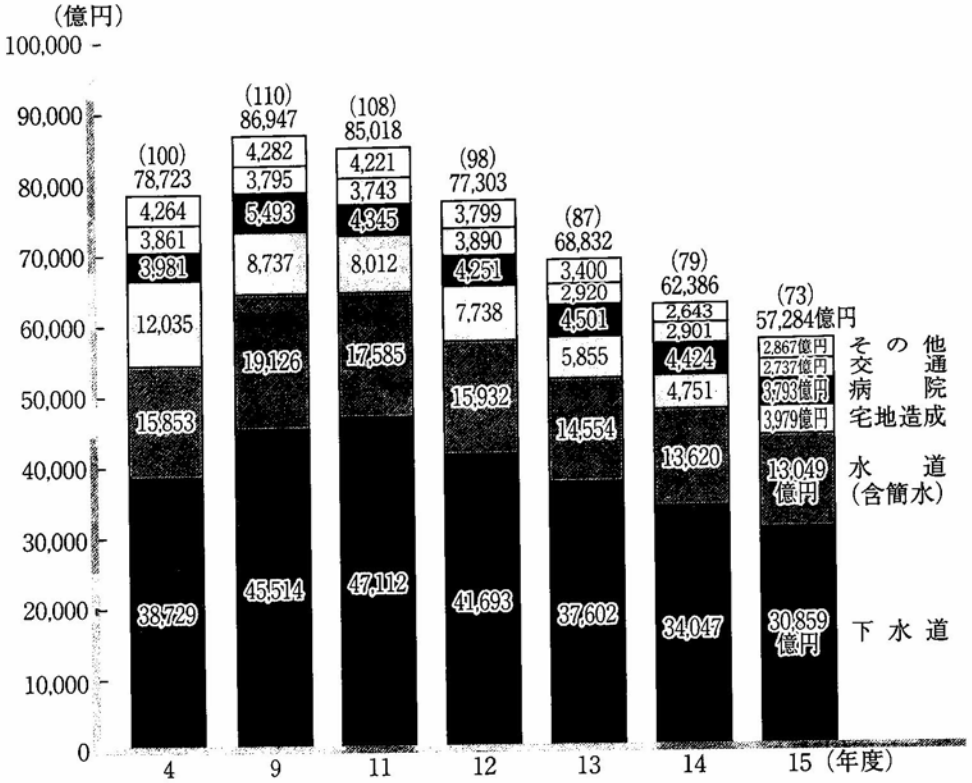


(注) 1　建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。
2　(　)内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

り、他方、施設の新設及び増改築等により、介護サービス事業が前年度と比べると増加（同27億円増加、15.2%増）している。

**（オ）　全体の経営状況**

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、**第27表**のとおりであり、黒字事業数は全体の87.6%、赤字事業数は12.4%で、全体としては1,482億円の黒字となっている（前年度79億円の黒字)。また、黒字額が増加した主な理由については、料金収入の増加、支払利息の減少及び職員給与費の減少等によるものである。

**第27表　地方公営企業全体の経営状況**

(単位　億円)

| 区　分 | 15　年　度　(A) | | | 14　年　度　(B) | | | 差　引　((A)−(B)) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法適用 | 法非適用 | 合　計 | 法適用 | 法非適用 | 合　計 | 法適用 | 法非適用 | 合　計 |
| (事業数) | (2,333) | (8,089) | (10,422) | (2,323) | (8,100) | (10,423) | (10) | (△ 11) | (△ 1) |
| 黒字額 | 4,210 | 1,500 | 5,710 | 3,544 | 1,625 | 5,169 | 666 | △ 126 | 540 |
| (事業数) | (1,162) | (308) | (1,470) | (1,198) | (288) | (1,486) | (△ 36) | (20) | (△ 16) |
| 赤字額 | △ 3,091 | △ 1,137 | △ 4,228 | △ 4,087 | △ 1,004 | △ 5,091 | 996 | △ 133 | 863 |
| (事業数) | (3,495) | (8,397) | (11,892) | (3,521) | (8,388) | (11,909) | (△ 26) | (9) | (△ 17) |
| 収支 | 1,119 | 363 | 1,482 | △ 543 | 622 | 79 | 1,662 | △ 259 | 1,403 |

(注) 1　事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である（以下、第28表から第38表まで同じ。)。
2　黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による（以下、第28表から第38表まで同じ。)。

### （カ） 料 金 収 入

料金収入は９兆5,422億円で、前年度と比べると1,430億円増加（1.5%増）となっている。これを事業別にみると、**第98図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっている。

### （キ） 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、**第99図**のとおりであり、発行額は３兆2,202億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以

**第98図　料金収入の状況**

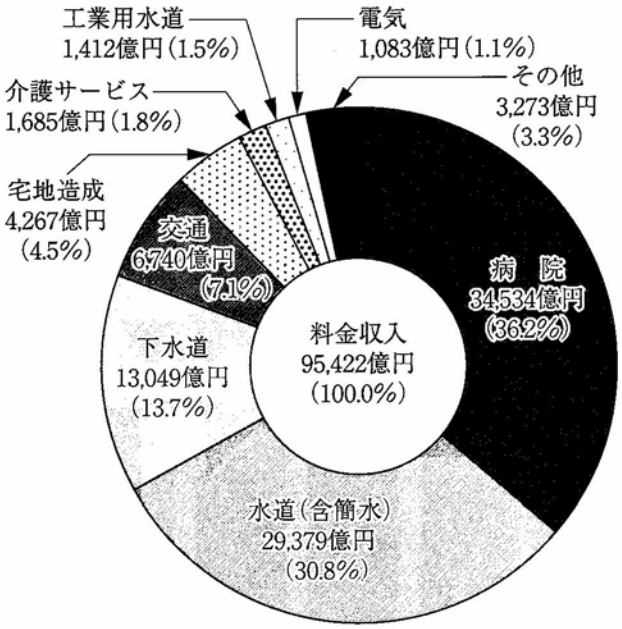


**第99図　企業債発行額の状況**

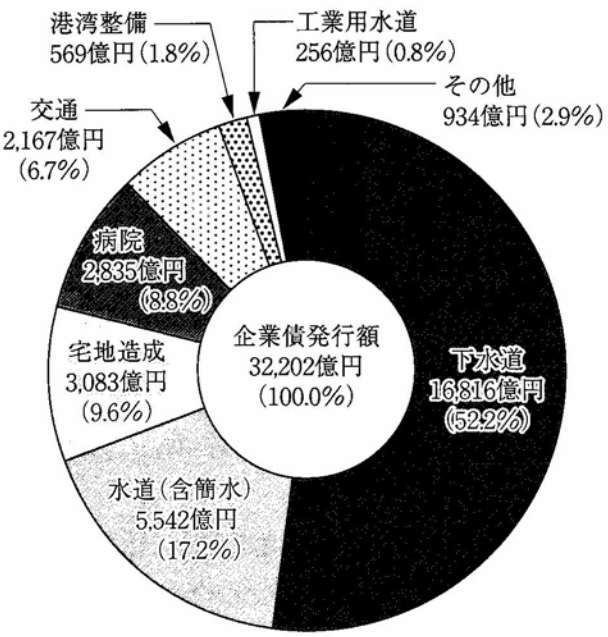

**第100図　企業債借入先別現在高の推移**

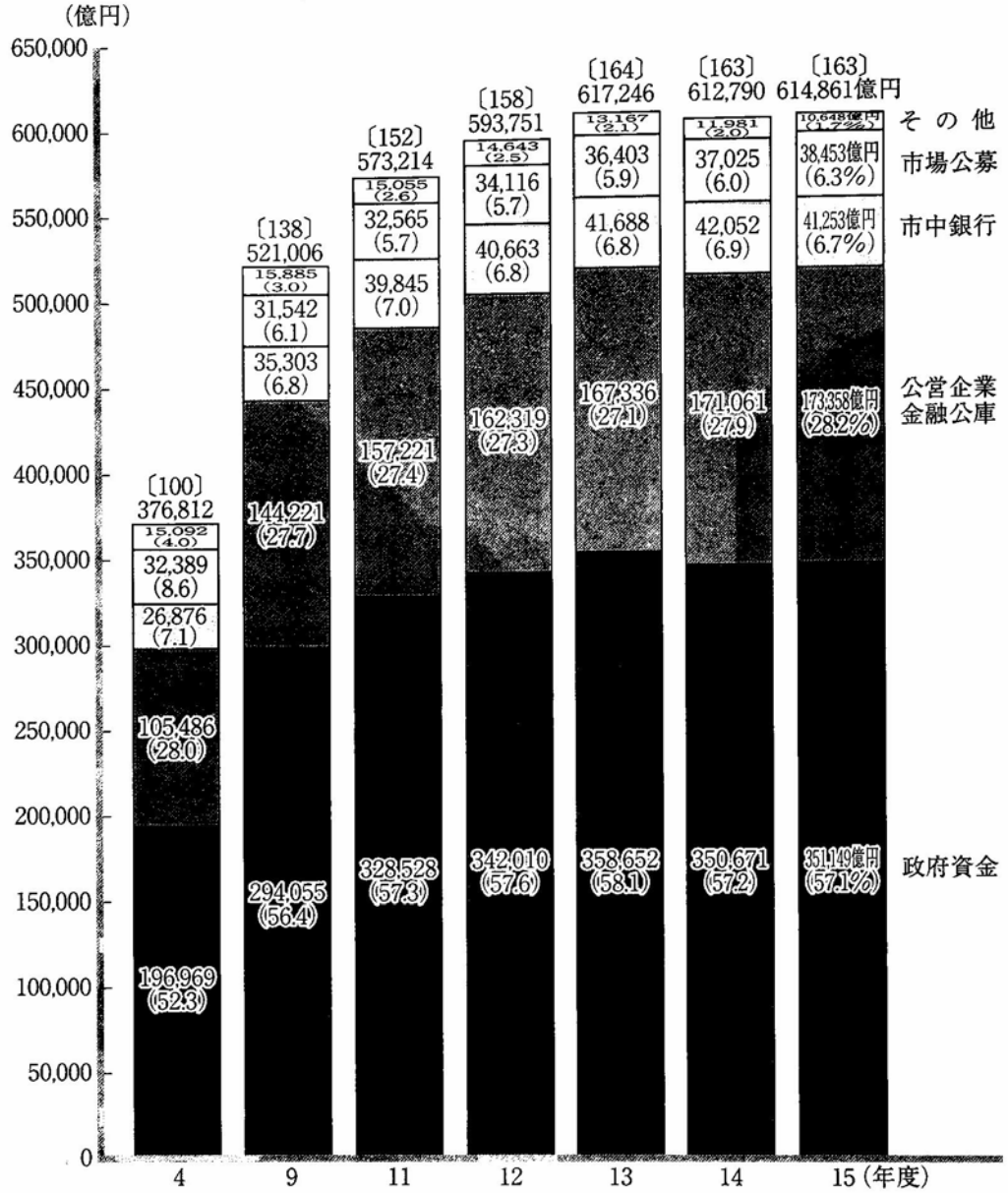


（注）1　企業債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　〔　〕内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、**第100図**のとおりであり、平成15年度末の額は61兆4,861億円で、前年度末と比べると0.3%増となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、公営企業金融公庫資金、市中銀行資金の順となっている。

**（ク）　他会計繰入金の状況**

他会計からの繰入金は3兆7,132億円で、前年度と比べると0.5%増となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆1,591億円（収益的収入に対する割合17.0%）、資本的収入として1兆5,540億円（資本的収入に対する割合22.6%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合（繰入額全体の58.5%）を占め、以下、病院事業（同19.7%）、水道事業（同7.4%）、交通事業（同5.6%）の順となっている。

### （ケ） 法適用企業の経営状況［第114表］

a 損 益 収 支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、過年度の職員給与費等の費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100% を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は10兆5,241億円、総費用（経常費用＋特別損失）は10兆4,122億円となっており、この結果、純損益は1,119億円の黒字となっており、総収支比率は101.1% と前年度より1.6% ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は10兆4,651億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆3,591億円となっており、この結果、経常損益は1,060億円の黒字となっており、経常収支比率は101.0% と前年度より1.5% ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100% を下回る状況が続いていたが、平成15年度は13年ぶりに100% を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第28表**のとおりである。

**第28表　法適用企業の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| （事 業 数） | (2,333) | (2,323) | (2,337) | (2,326) |
| 黒 字 額 | 4,210 | 3,544 | 3,997 | 3,240 |
| （事 業 数） | (1,162) | (1,198) | (1,158) | (1,195) |
| 赤 字 額 | △ 3,091 | △ 4,087 | △ 2,938 | △ 3,766 |
| （事 業 数） | (3,495) | (3,521) | (3,495) | (3,521) |
| 収　支 | 1,119 | △ 543 | 1,060 | △ 526 |

b 累 積 欠 損 金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆4,981億円で、前年度と比べると5.1%減となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の51.7%）、病院事業（同36.0%）等である。

c 不 良 債 務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は3,481億円で、前年度と比べると1.9%増となっており、平成10年度以降、年々増加傾向にある。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の60.8%）、

病院事業（同21.3%）、下水道事業（同8.1%）である。

d 資 本 収 支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆4,141億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆1,698億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆1,032億円、財源不足額は1,411億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆9,649億円で、前年度と比べると8.1%減となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の39.3%）、下水道事業（同26.6%）、病院事業（同12.8%）である。

**（コ） 法非適用企業の経営状況［第116表］**

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の96.3%、赤字事業数は3.7%を占めており、全体では363億円の黒字（前年度622億円の黒字）となっている。

**（サ） 財政再建等の状況**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第49条の規定に基づく財政再建（いわゆる準用再建）については、交通事業において1事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

また、工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じており、平成15年度末現在において1団体2施設が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に新たな経営健全化措置が実施されている。

**イ 事 業 別 状 況［第111表～第116表］**

**（ア） 水 道 事 業**

a 事 業 数

(a) 上 水 道 事 業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成15年度決算対象となるものは、1,956事業であり、このうち、末端給水事業は1,870事業（うち建設中3事業）、用水供給事業は86事業（同14事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、大都市営が13事業、市営が604事業、町村営が1,175事業、企業団営等が74事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、企業団営等が63事業となっている。

(b) 簡 易 水 道 事 業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成15年度決算対象となるものは、1,587事業（うち法適用32事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が1,396事業で全体の88.0%を占め、以下、市営が180事業、一部事務組合営等が8事業、大都市営が2事業、県営が1事業となっている。

b 経 営 規 模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成15年度末で1億23百万人（上水道事業1億18百万人、簡易水道事業5百万人）であり、前年度と比べると0.3%増となっている。また、平成15年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は191億20百万$m^3$（前年度192億45百万$m^3$）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は323ℓ（同328ℓ）と、近年、減少傾向にある。

c 経 営 状 況

(a) 法 適 用 企 業

**第29表　水道事業（法適用企業）の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| (事 業 数) | (1,515) | (1,543) | (1,531) | (1,556) |
| 黒 字 額 | 2,104 | 1,813 | 2,066 | 1,804 |
| (事 業 数) | (456) | (453) | (440) | (440) |
| 赤 字 額 | △ 338 | △ 322 | △ 328 | △ 307 |
| (事 業 数) | (1,971) | (1,996) | (1,971) | (1,996) |
| 収　支 | 1,765 | 1,492 | 1,739 | 1,497 |

（i）損　益　収　支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆1,922億円、総費用は3兆156億円となっており、この結果、純損益は1,765億円の黒字(前年度1,492億円の黒字)、総収支比率は105.9%となっている。また、経常収益は3兆1,813億円、経常費用は3兆75億円となっており、この結果、経常損益は1,739億円の黒字、経常収支比率は105.8%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第29表**のとおりである。

累積欠損金は1,335億円で、前年度と比べると4.9%増となっている。また、不良債務は16億円で、前年度と比べると66.8%増となっている。

（ii）資　本　収　支

資本的支出は、**第101図**のとおりであり、平成15年度の額は1兆9,165億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が8,812億円、内部資金が1兆295億円で、財源不足額は58億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆1,641億円で、前年度と比べると5.0%減、企業債償還金は6,686億円で、前年度と比べると9.2%増となっている。

（iii）給水原価と料金

有収水量1$m^3$当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は180.38円で、前年度と比べると1.0%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が69.42円、職員給与費が32.38円、受水費が30.80円、その他の経費が47.78円となっている。これに対して1$m^3$当たりの供給単価は173.24円であり、供給単価が給水原価を7.14円下回る状態となっている。

また、平成15年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は122事業（前年度166事業）で、営業中の事業の6.2%となっている。

（b）法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が1,513事業で115億円の黒字、赤字事業が34事業で10億円の赤字となっており、差引105億円の黒字となっている。

**（イ）工業用水道事業**

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成15年度決算対象となるものは、152事業（うち建設中8

**第101図　水道事業(法適用企業)の資本的支出及びその財源**

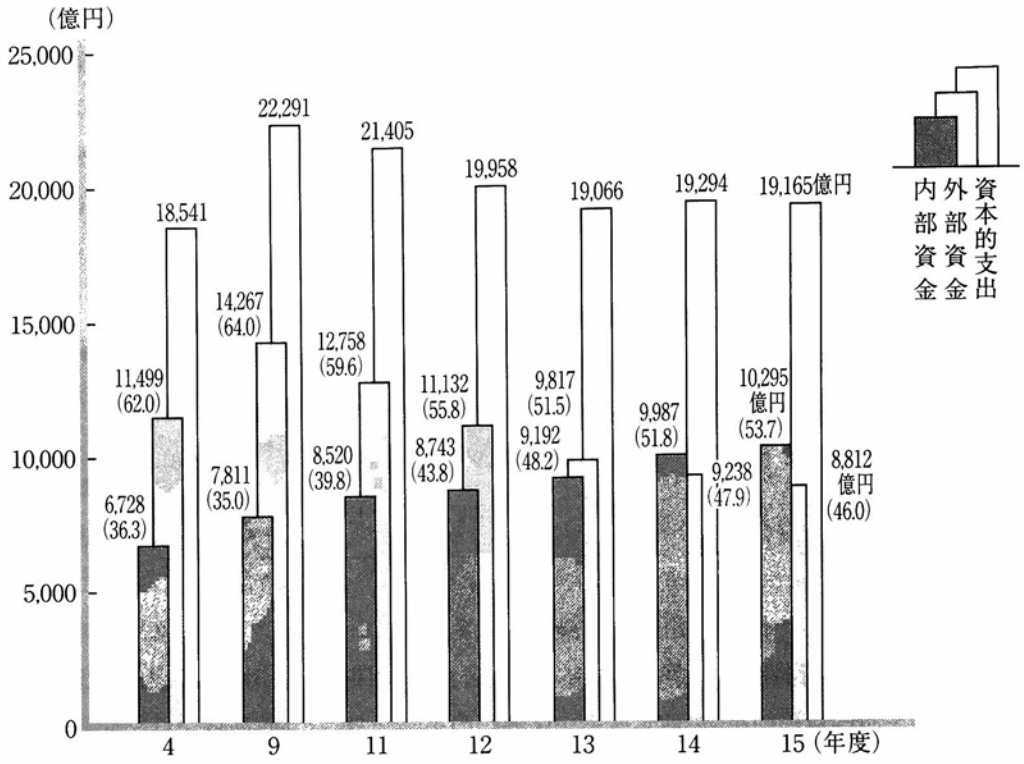


(注)　(　)内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、大都市営が7事業、市営が54事業、町村営が41事業、企業団営が9事業となっている。

施設数は272施設、給水先事業所数は6,231箇所、年間総配水量は47億2百万$m^3$となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したもの）の平均は58.8%（前年度59.2%）となっている。

b　経　営　状　況

(a)　損　益　収　支

工業用水道事業の総収益は1,656億円、総費用は1,492億円となっており、この結果、純損益は164億円の黒字（前年度180億円の黒字）、総収支比率は111.0%となっている。また、経常収益は1,618億円、経常費用は1,483億円となっており、この結果、経常損益は135億円の黒字、経常収支比率は109.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第30表**のとおりである。

累積欠損金は216億円で、前年度と比べると0.4%増となっている。

(b)　資　本　収　支

資本的支出は1,462億円で、前年度と比べると3.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が723億円、内部資金が734億円で、財源不足額は5億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は598億円で、前年度と比べると6.4%減、企業債償還金は432億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。

(c)　給水原価と供給単価

有収水量1$m^3$当たりの給水原価は31.59円（資本費16.41円、職員給与費4.73円、その他の経費10.45円）となっており、これに対して1$m^3$当たりの供給単価は30.27円であり、供給単価が給水原価を1.32円下回る状態となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（13.67円）が給水原価（12.03円）を

**第30表　工業用水道事業の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| （事 業 数） | (121) | (114) | (121) | (112) |
| 黒 字 額 | 212 | 207 | 196 | 175 |
| （事 業 数） | (23) | (29) | (23) | (31) |
| 赤 字 額 | △ 48 | △ 27 | △ 60 | △ 38 |
| （事 業 数） | (144) | (143) | (144) | (143) |
| 収　支 | 164 | 180 | 135 | 136 |

1.64円上回るのに対して、補助事業では供給単価（34.39円）が給水原価（36.44円）を2.05円下回っている。

（ウ）交　通　事　業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成15年度決算対象となるものは、120事業（うち未開業1事業）である。これを事業別にみると、バスが47事業、都市高速鉄道（地下鉄）が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が56事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億人、1日平均1,103万人（対前年度比0.9%減）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが327万人（対前年度比3.8%減）、都市高速鉄道が750万人（同0.4%増）、路面電車が15万人（同同数）、その他が11万人（同同数）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第102図**のとおりであり、バスについては25.2%、地下鉄については56.9%となっている。

b　経　営　状　況

(a)　法 適 用 企 業

(i)　損　益　収　支

法適用の交通事業の総収益は8,150億円[7,788億円]、総費用は8,905億円となっており、この結果、純損益は756億円の赤字［1,118億円の赤字]、総収支比率は91.5%［87.4%］となっている。また、経常収益は8,100億円［7,737億円]、経常費用は8,858億円となっており、この結果、経常損益は758億円の赤字［1,120億円の赤字]、経常収支比率は91.4%［87.4%］となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。（[　] 内は、平成15年度から都市高速鉄道事業における特例債元金償還金補助金の受入勘定を資本的収支勘定から収益的収支勘定に財務処理の変更を行った影響を除いた決算数値を示している。以下、交通事業の項において同じ。）

累積欠損金は2兆3,245億円で、前年度と比べると13.6%減となっている。一方、不良債務は2,116億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、料金収入の減少等により、経常損益は65億円の赤字となっている。また、累積欠損金は1,956億円で、前年度と比べると0.9%減となっており、不良債務は859億円

**第102図　バス、地下鉄における公営交通事業の地位**

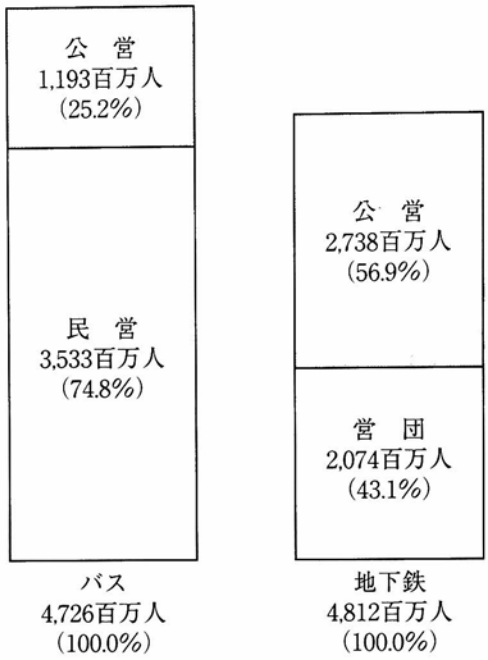


**第31表　交通事業（法適用企業）の経営状況**

（単位　億円）

| 区分 | 純損益 | | 経常損益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| （事業数） | (41) [40] | (37) | (38) [37] | (34) |
| 黒字額 | 128 [57] | 39 | 118 [47] | 31 |
| （事業数） | (31) [32] | (36) | (34) [35] | (39) |
| 赤字額 | △ 883 [△ 1,174] | △ 1,493 | △ 876 [△ 1,167] | △ 1,564 |
| （事業数） | (72) [72] | (73) | (72) [72] | (73) |
| 収支 | △ 756 [△ 1,118] | △ 1,454 | △ 758 [△ 1,120] | △ 1,533 |

（注）平成15年度から都市高速鉄道事業における特例債元金償還金補助金の受入勘定は資本的収支勘定から収益的収支勘定に変更となった。このため、[　]内にこの財務処理の変更による影響を除いた決算数値を示している。

で、前年度と比べると8.2%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は678億円の赤字［1,040億円の赤字］となっている。また、累積欠損金は2兆832億円で、前年度と比べると15.1%減となっており、不良債務は925億円で、前年度と比べると1.4%増となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第33表**のとおりである。

（ii）資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は5,830億円（うち都市高速鉄道事業5,329億円、バス事業451億円）で、前年度と比べると0.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が3,976億円［4,146億円］、内部資金が1,253億円で、財源不足額は601億円［431億円］となっている。資本的支出の内訳をみると、建設

**第32表　交通事業のうちバス事業の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| （事 業 数） | (28) | (28) | (26) | (26) |
| 黒 字 額 | 51 | 34 | 42 | 26 |
| （事 業 数） | (19) | (20) | (21) | (22) |
| 赤 字 額 | △ 88 | △ 186 | △ 107 | △ 200 |
| （事 業 数） | (47) | (48) | (47) | (48) |
| 収　支 | △ 37 | △ 153 | △ 65 | △ 175 |

**第33表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経　常　損　益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15 年 度 | 14 年 度 | 15 年 度 | 14 年 度 |
| （事　業　数） | (2) [1] | (－) | (2) [1] | (－) |
| 黒　字　額 | 73 [1] | － | 71 [0] | － |
| （事　業　数） | (7) [8] | (9) | (7) [8] | (9) |
| 赤　字　額 | △ 764 [△ 1,055] | △ 1,288 | △ 749 [△ 1,041] | △ 1,343 |
| （事　業　数） | (9) [9] | (9) | (9) [9] | (9) |
| 収　　支 | △ 692 [△ 1,054] | △ 1,288 | △ 678 [△ 1,040] | △ 1,343 |

（注）[　]内については第31表と同様。

改良費は2,735億円（うち都市高速鉄道事業2,530億円、バス事業183億円）で、前年度と比べると5.2%減、企業債償還金は2,736億円（うち都市高速鉄道事業2,502億円、バス事業208億円）で、前年度と比べると1.7%増となっている。

(b)　法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の47事業で、実質収支をみると、黒字事業が42事業で4億円の黒字、赤字事業は5事業で3億円の赤字となっている。

**（エ）電　気　事　業**

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成15年度決算対象となるものは、130事業であり、法適用企業が33事業、法非適用企業が97事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が33事業、指定都市営が13事業、市営が46事業、町村営が15事業、一部事務組合営が23事業となっている。施設数は492施設で、最大出力の合計は391万9千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は174億80百万kWh、年間売電電力量は142億20百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は295施設、ごみ発電施設は141施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設2施設、風力発電施設29施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で255万kW、ごみ発電施設で107万kW、スーパーごみ発電施設で9万9千kW、ごみ固形燃料発電施設で18,590kW、風力発電施設で42,850kW、年間発電電力量は、水力発電施設で95億94百万kWh、ごみ発電施設で53億53百万kWh、スーパーごみ発電施設で5億21百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で

70,299千kWh、風力発電施設で61,063千kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で95億2百万kWh、ごみ発電施設で23億32百万kWh、スーパーごみ発電施設で3億98百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で48,507千kWh、風力発電施設で59,834千kWhとなっている。

b 経 営 状 況

(a) 法 適 用 企 業

(i) 損 益 収 支

法適用の電気事業の総収益は930億円、総費用は841億円となっており、この結果、純損益は89億円の黒字、総収支比率は110.6%となっている。また、経常収益は929億円、経常費用は827億円となっており、この結果、経常損益は102億円の黒字、経常収支比率は112.4%となっている。また、累積欠損金は3億円となっており、不良債務を有する事業はない。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第34表**のとおりである。

**第34表 電気事業（法適用企業）の経営状況**

（単位 億円）

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| (事 業 数) | (31) | (33) | (32) | (34) |
| 黒 字 額 | 94 | 103 | 106 | 106 |
| (事 業 数) | (2) | (1) | (1) | (−) |
| 赤 字 額 | △ 5 | △ 1 | △ 3 | − |
| (事 業 数) | (33) | (34) | (33) | (34) |
| 収 支 | 89 | 102 | 102 | 106 |

(ii) 資 本 収 支

資本的支出は462億円で、前年度と比べると13.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が77億円、内部資金が375億円で、財源不足額は10億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は146億円で、前年度と比べると18.6%減、企業債償還金は141億円で、前年度と比べると3.7%増となっている。

(b) 法 非 適 用 企 業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及びごみ固形燃料発電事業の97事業で、実質収支をみると97事業すべてにおいて黒字となっており、黒字額は17億円となっている。

**(オ) ガ ス 事 業**

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成15年度決算対象となるものは、58事業である。これを経営主体別にみると、県営が1事業、大都市営が1事業、市営が27事業、町村営が26事業、企業団営が3事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は111万戸（前年度114万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は74.2%となっている。また、販売量は335億52百万MJで、前年度と比べると0.4%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で25.3%、需要戸数で4.1%、販売量で2.8%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、需要戸数で14.3%、販売量で13.2%となっている。

b 経 営 状 況

(a) 損 益 収 支

ガス事業の総収益は967億円、総費用は965億円となっており、この結果、純損益は2億円の黒字、総収支比率は100.2%となっている。また、経常収益は958億円、経常費用は956億円となっており、この結果、経常損益は1億円の黒字、経常収支比率は100.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第35表**のとおりである。

累積欠損金は295億円で、前年度と比べると7.2%増となるとともに、不良債務は20億円生じている。

**第35表 ガス事業の経営状況**

(単位 億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| (事 業 数) | (46) | (49) | (47) | (50) |
| 黒 字 額 | 36 | 40 | 37 | 43 |
| (事 業 数) | (12) | (12) | (11) | (11) |
| 赤 字 額 | △ 35 | △ 55 | △ 36 | △ 49 |
| (事 業 数) | (58) | (61) | (58) | (61) |
| 収 支 | 2 | △ 15 | 1 | △ 6 |

(b) 資 本 収 支

資本的支出は368億円で、前年度と比べると14.8%減となっている。これに対する財源は、外部資金が99億円、内部資金が269億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は173億円で、前年度と比べると12.9%減、企業債償還金は122億円で、前年度と比べると5.2%減となっている。

**(カ) 病 院 事 業**

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業(地方公営企業法を適用する病院事業数)で、平成15年度決算対象となるものは、754事業であり、これらの事業が有する病院(以下「自治体病院」という。)数は1,003病院(うち建設中3病院)である。これを経営主体別にみると、都道府県立が225病院(47都道府県)、大都市立が34病院(13大都市)、市立が288病院(265市)、町村立が317病院(316町村)及び一部事務組合等立が139病院(113組合)となっている。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別にみると、都道府県立が51.1%、大都市立が63.6%、市立が51.4%とそれぞれ大きな割合を占めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成15年度末における病床数は23万8千床で、前年度と比べると0.6%減となり、入院、外来延患者数は2億人で、2.7%減となっている。

また、病床利用率は81.9%(前年度82.5%)、外来入院患者比率(年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの)は182.4%(前年度188.1%)となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第103図**のとおりである。

**第103図　全国の病院に占める自治体病院の地位**

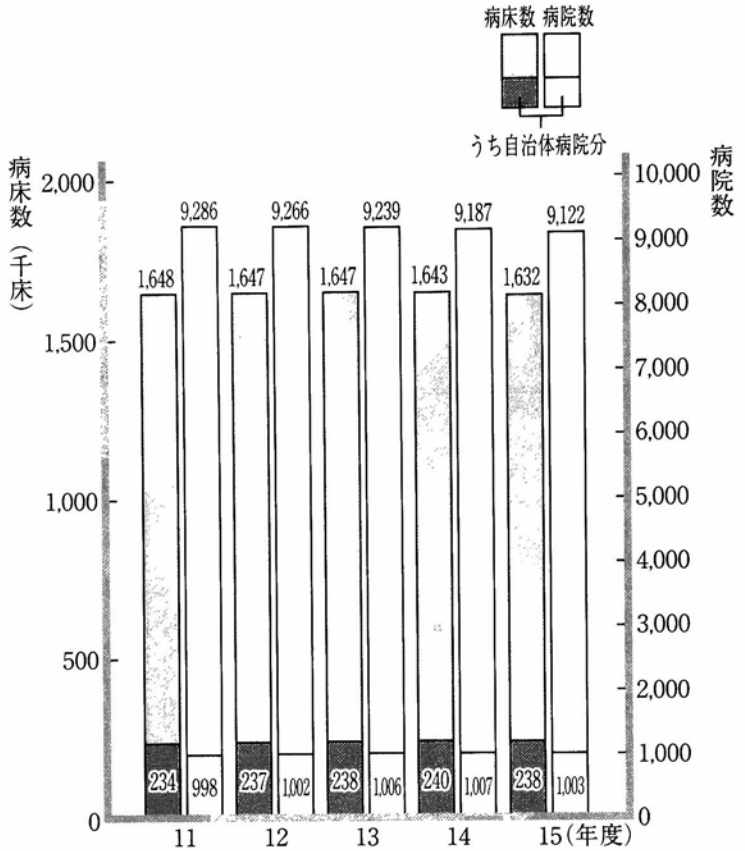


（注）全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

b　経　営　状　況

(a)　損　益　収　支

病院事業の総収益は4兆1,978億円、総費用は4兆2,991億円となっており、この結果、純損益は1,013億円の赤字、総収支比率は97.6%となっている。また、経常収益は、患者1人1日あたり料金収入の増加等から、前年度と比べると0.4%増の4兆1,843億円、経常費用は、薬品費や職員給与費が減少したことなどから、0.3%減の4兆2,775億円となっている。この結果、経常損益では932億円の赤字、経常収支比率は97.8%となっている。また、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第36表**のとおりである。

**第36表　病院事業の経営状況**

（単位　億円）

| 区　分 | 純　損　益 | | 経　常　損　益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| （事業数） | (302) | (287) | (295) | (278) |
| 黒字額 | 348 | 252 | 355 | 259 |
| （事業数） | (450) | (474) | (457) | (483) |
| 赤字額 | △ 1,361 | △ 1,516 | △ 1,287 | △ 1,479 |
| （事業数） | (752) | (761) | (752) | (761) |
| 収　支 | △ 1,013 | △ 1,264 | △ 932 | △ 1,220 |

累積欠損金は1兆6,190億円で、前年度と比べると7.1%増、不良債務は742億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は91.0%（前年度90.3%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が91.7%（同91.0%）、結核病院が46.2%（同47.3%）、精神病院が66.0%（同65.8%）となっている。

(b) 資 本 収 支

資本的支出は6,569億円で、前年度と比べると6.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,783億円、内部資金が1,621億円で、財源不足額は165億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,793億円で、前年度と比べると14.3%減、企業債償還金は2,197億円で、前年度と比べると6.3%増となっている。

**(キ) 下 水 道 事 業**

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成15年度決算対象となるものは、4,956事業（うち建設中483事業）であり、法適用企業が185事業、法非適用企業が4,771事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が82事業、大都市営が25事業、市営が1,256事業、町村営が3,533事業、一部事務組合等営が60事業となっている。

下水道事業の平成15年度末における現在処理区域内人口は8,925万人、現在処理区域面積は277万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は139億1百万$m^3$で、前年度と比べると4.6%増となっている。

b 経 営 状 況

(a) 法 適 用 企 業

(i) 損 益 収 支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆3,467億円、総費用は1兆3,134億円となっており、この結果、純損益は334億円の黒字、総収支比率は102.5%となっている。また、経常収益は、国庫（都道府県）補助金が減少したこと等から、前年度と比べると0.2%減の1兆3,425億円、経常費用は、職員給与費が減少したこと等から、0.6%減の1兆3,121億円となっている。この結果、経常損益は304億円の黒字、経常収支比率は102.3%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第37表**のとおりである。

**第37表 下水道事業（法適用企業）の経営状況**

（単位 億円）

| 区分 | 純損益 | | 経常損益 | |
|---|---|---|---|---|
| | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| (事業数) | (108) | (91) | (106) | (90) |
| 黒字額 | 447 | 358 | 416 | 363 |
| (事業数) | (70) | (69) | (72) | (70) |
| 赤字額 | △ 114 | △ 122 | △ 112 | △ 118 |
| (事業数) | (178) | (160) | (178) | (160) |
| 収支 | 334 | 236 | 304 | 245 |

累積欠損金は2,071億円で、前年度と比べると1.4%減となり、また、不良債務は283億円で、31.8%増となっている。

(ii) 資 本 収 支

法適用企業の下水道事業の資本的支出は1兆5,254億円で、前年度と比べると2.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が9,604億円、内部資金が5,227億円で、財源不足額は422億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,884億円で、前年度と比べると7.0%減、企業債償還金は7,199億円で、前年度と比べると13.5%増となっている。

(b) 法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は1兆5,140億円で、前年度と比べると0.5%増となっている。その内訳をみると、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が6,407億円（総収益に占める割合42.3%）、料金収入が6,454億円(同42.6%)等となっている。一方、総費用は1兆3,745億円で、前年度と比べると1.7%減となっており、うち地方債利息が6,784億円（総費用に占める割合49.4%）となっている。

資本的支出は3兆1,373億円で、前年度と比べると4.8%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は2兆2,975億円で、前年度と比べると10.2%減、地方債償還金は8,243億円で、前年度と比べると14.0%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が4,191事業で850億円の黒字、赤字事業が104事業で418億円の赤字となり、差引431億円の黒字となっている。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると0.3%増の2兆8,607億円、総費用は、前年度と比べると1.2%減の2兆6,879億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は765億円の黒字となっている。これは、供用を開始した事業の増加により料金収入が増加しているほか、他会計の繰入れが行われていることによる。

汚水処理費を年間有収水量で除して算出した汚水処理原価（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）についてみると、法適用企業が151.67円／$m^3$（維持管理費56.79円／$m^3$、資本費94.88円／$m^3$）、法非適用企業が269.05円／$m^3$（維持管理費87.12円／$m^3$、資本費181.93円／$m^3$）、全体としては211.93円／$m^3$（維持管理費72.36円／$m^3$、資本費139.57円／$m^3$）となっている。

汚水処理原価と使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。）の関係をみると、法適用企業の使用料単価は133.56円／$m^3$で、汚水処理原価の88.1%、法非適用企業の使用料単価は124.51円／$m^3$で、汚水処理原価の46.3%、全体の使用料単価は128.92円／$m^3$で、汚水処理原価の60.8%とそれぞれ低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

**(ク) その他の地方公営企業**

a 事 業 数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成15年度決算対象となるものは、港湾整備事業が119事業、市場事業が190事業、と畜場事業が83事業、観光施設事業が557事業、宅地造成事業が676事業、有料道路事業が5事業、駐車場整備事業が257事業、介護サービス事業が847事業及びその他事業が39事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

b 経 営 状 況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第38表**のとおりである。

**第38表　その他の地方公営企業の経営状況**

（単位　億円）

| 区分 | | | 港湾整備 | 市場 | と畜場 | 観光施設 | 宅地造成 | 有料道路 | 駐車場整備 | 介護サービス | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法適用企業 | 純損益 | （事業数） | (6) | (10) | (－) | (47) | (32) | (－) | (11) | (39) | (24) |
| | | 黒字額 | 34 | 2 | － | 46 | 737 | － | 4 | 5 | 12 |
| | | （事業数） | (2) | (5) | (1) | (61) | (25) | (－) | (2) | (8) | (14) |
| | | 赤字額 | △ 2 | △ 32 | △ 0 | △ 34 | △ 228 | － | △ 2 | △ 1 | △ 8 |
| | | （事業数） | (8) | (15) | (1) | (108) | (57) | (－) | (13) | (47) | (38) |
| | | 収支 | 32 | △ 29 | △ 0 | 12 | 510 | － | 2 | 4 | 4 |
| | 経常損益 | （事業数） | (6) | (9) | (－) | (45) | (33) | (－) | (11) | (39) | (24) |
| | | 黒字額 | 34 | 4 | － | 7 | 637 | － | 4 | 5 | 12 |
| | | （事業数） | (2) | (6) | (1) | (63) | (24) | (－) | (2) | (8) | (14) |
| | | 赤字額 | 2 | △ 31 | △ 0 | △ 36 | △ 156 | － | △ 2 | △ 1 | △ 8 |
| | | （事業数） | (8) | (15) | (1) | (108) | (57) | (－) | (13) | (47) | (38) |
| | | 収支 | 33 | △ 27 | △ 0 | △ 29 | 481 | － | 2 | 4 | 4 |
| 法非適用企業 | 実質収支 | （事業数） | (101) | (163) | (78) | (401) | (508) | (5) | (221) | (772) | (－) |
| | | 黒字額 | 55 | 20 | 6 | 41 | 248 | 0 | 29 | 117 | － |
| | | （事業数） | (10) | (11) | (4) | (45) | (51) | (－) | (21) | (23) | (－) |
| | | 赤字額 | △ 31 | △ 52 | △ 10 | △ 68 | △ 493 | － | △ 49 | △ 4 | － |
| | | （事業数） | (111) | (174) | (82) | (446) | (559) | (5) | (242) | (795) | (－) |
| | | 収支 | 24 | △ 32 | △ 4 | △ 28 | △ 245 | 0 | △ 20 | 113 | － |

## (2)　国民健康保険事業［第117表］

平成15年度末の国民健康保険事業の保険者は、3150団体（13大都市、35中核市、39特例市、601都市、2,436町村、23特別区、3一部事務組合）で、総保険者数は前年度末と比べると80団体減少となっている。また、直営診療所を設置している団体は570団体（5中核市、5特例市、65都市、492町村、3一部事務組合）で、前年度末と比べると6団体減少となっている。

被保険者数は4,716万人であり、加入世帯数は2,443万世帯となっている。

これらを前年度末と比べると、被保険者数は98万人増加、加入世帯数は71万世帯増加となっている。

なお、昭和59年10月に創設された退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は652万8千人で、前年度末と比べると71万2千人増加（12.3%増）となっている。

**ア　事　業　勘　定［第117表］**

**（ア）　歳　　入**

保険税（料）を主な歳入としている事業勘定の歳入決算額は10兆5,046億円で、前年度と比べると9.4%増となっている。

歳入の内訳をみると、**第104図**のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の両者で歳入総額の67.4%を占め、前年度（70.7%）と同水準になっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆4,278億円で、前年度と比べると1.2%増となっているが、国庫支出金は3兆6,585億円で、7.7%増となっている。また、国庫支出金の主な内訳をみると、

**第104図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）**

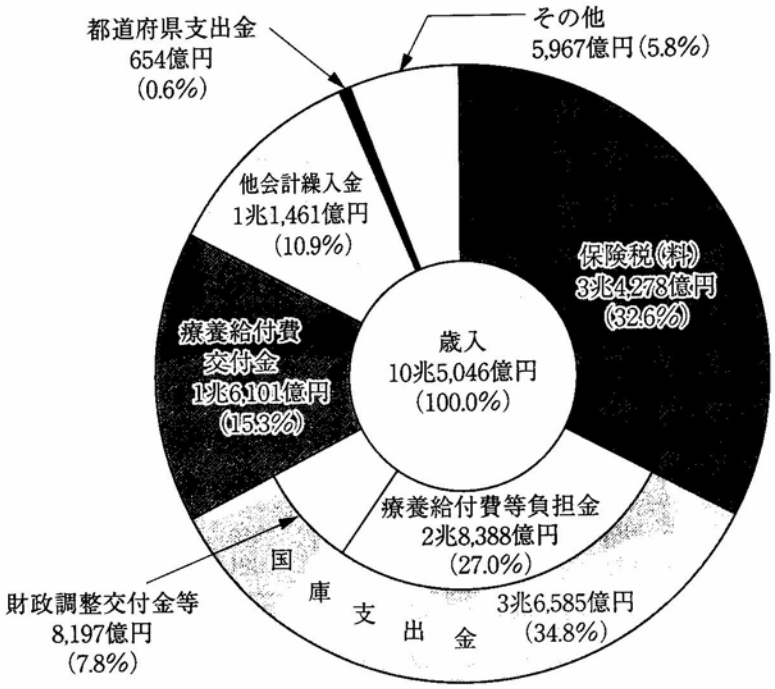


療養給付費等負担金が2兆8,388億円、財政調整交付金等が8,197億円で、それぞれ前年度と比べると5.8%増（前年度1.4%減）、14.9%増（同4.4%減）となっている。

また、都道府県支出金は654億円で、前年度と比べると222.3%増（同10.9%減）となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆1,461億円で、前年度と比べると11.2%増（同4.7%増）となっている。

この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,612億円（0.8%増）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,026億円（36.9%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が19億円（4.9%増）等となっている。

**（イ）　歳　　出**

歳出決算額は10兆3,592億円で、前年度と比べると10.2%増（前年度0.0%減）となっている。

歳出の内訳をみると、**第105図**のとおりであり、保険給付費は6兆3,149億円で、前年度と比べると17.7%増（同7.0%減）となっている。

主な内訳をみると、療養諸費等が6兆1,283億円で、前年度と比べると18.1%増（同7.2%減）となるとともに、その他の給付費が1,639億円で、6.6%増（同0.2%増）となっている。

**（ウ）　収　　支**

実質収支は1,434億円の黒字（前年度1,966億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,604億円の赤字（前年度1,682億円の赤字）となっており、10年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、大都市が1,896億円の赤字（前年度1,794億円の赤字）、中核市が425億円の赤字（同318億円の赤字）、特例市が315億円の赤字（同188億円の赤字）、都市が787億円の赤字（同501億円の赤字）となる一方、町村が777億円の黒字（同1,019億円の黒字）、一部事務組合が3億円の黒字（同4億円の黒字）、特別区が40億円の黒字（同97億円の黒字）となっており、大都市、中核市、特例

**第105図　国民健康保険事業の歳出決算の状況**
**（事業勘定）**

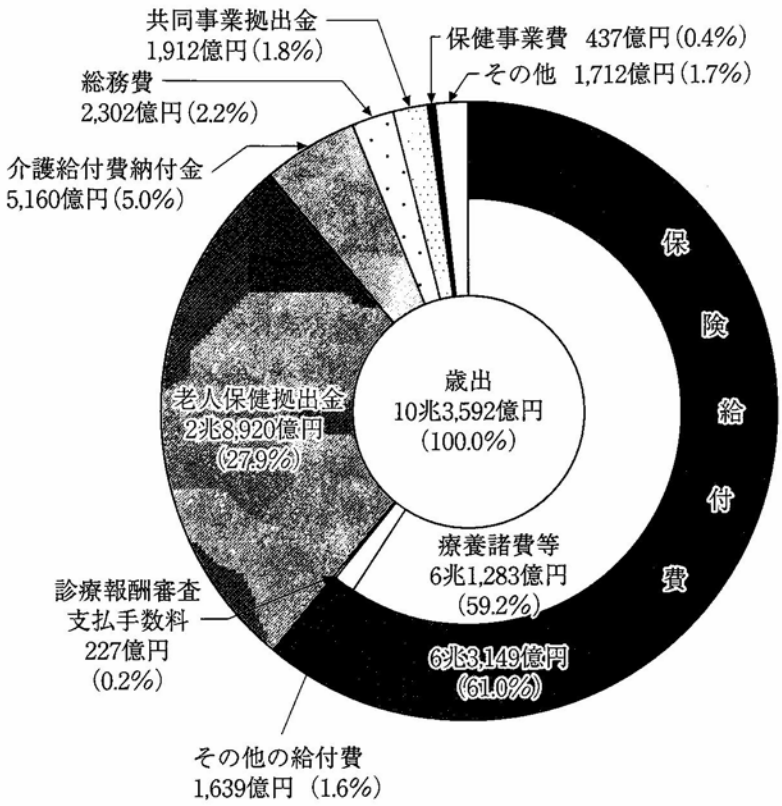


市及び都市において赤字額が増加している。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると245団体減少の2,201団体で、その黒字額は340億円減少の1,585億円となっている。

一方、赤字の団体数は949団体（前年度784団体）で、全団体に占める割合は30.1%となっており、その赤字額は、前年度と比べると582億円増加の4,189億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、大都市が100.0%、中核市が71.4%、特例市が87.2%、都市が50.6%、町村が23.1%となっており、大都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

**イ　直　診　勘　定［第117表］**

診療所等を設置し診療収入を主な歳入としている直診勘定の歳入決算額は834億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度1.1%減）となっている。

このうち、診療収入は553億円で、前年度と比べると3.0%減（同5.8%減）となっており、歳入総額に占める割合も前年度と比べて0.7%ポイント低下の66.3%となっている。一方、他会計繰入金は134億円で、前年度と比べると4.3%増（同4.0%増）となっており、歳入総額に占める割合も1.0%ポイント上昇の16.1%となっている。

歳出決算額は817億円で、前年度と比べると2.0%減（同0.3%減）となっている。

このうち、総務費は401億円（歳出総額に占める割合の49.1%）で、前年度と比べると2.6%減（前年度2.4%減）となっている。また、医業費は274億円（歳出総額に占める割合の33.5%）で、前年度と比べると3.2%減（前年度3.1%減）となっている。なお、医業費の診療収入に対する比率は前年度とほぼ同水準の49.5%となっている。

実質収支は15億円の黒字（前年度12億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、115億円の赤字（同99億円の赤字）となっている。

## (3) 介護保険事業［第119表］

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき利用料金制をとるものは除く。）は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成15年度末の介護保険事業の保険者は、2,734団体(13大都市、35中核市、39特例市、551都市、2,004町村、23特別区、69一部事務組合等）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は535団体（6大都市、9中核市、10特例市、79都市、406町村、20特別区、5一部事務組合等）となっている。

**ア 保険事業勘定［第119表］**

**（ア） 歳　　入**

保険事業勘定の歳入決算額は5兆5,196億円となっている。

歳入の内訳をみると、**第106図**のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が9,393億円、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が1兆3,467億円、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が1兆6,467億円、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む都道府県支出金が6,449億円、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金が8,368億円、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が273億円等となっている。

**（イ） 歳　　出**

歳出決算額は5兆4,396億円となっている。

歳出の内訳をみると、**第107図**のとおりであり、保険給付費は5兆1,109億円で、歳出総額の94.0%を占めている。

その他は、総務費が2,210億円、基金積立金537億円、介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金54億円等となっている。

**（ウ） 収　　支**

実質収支は777億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、672億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は2,526団体で、全団体に占める割合は92.4%

**第106図　介護保険事業の歳入決算の状況**
**（保険事業勘定）**

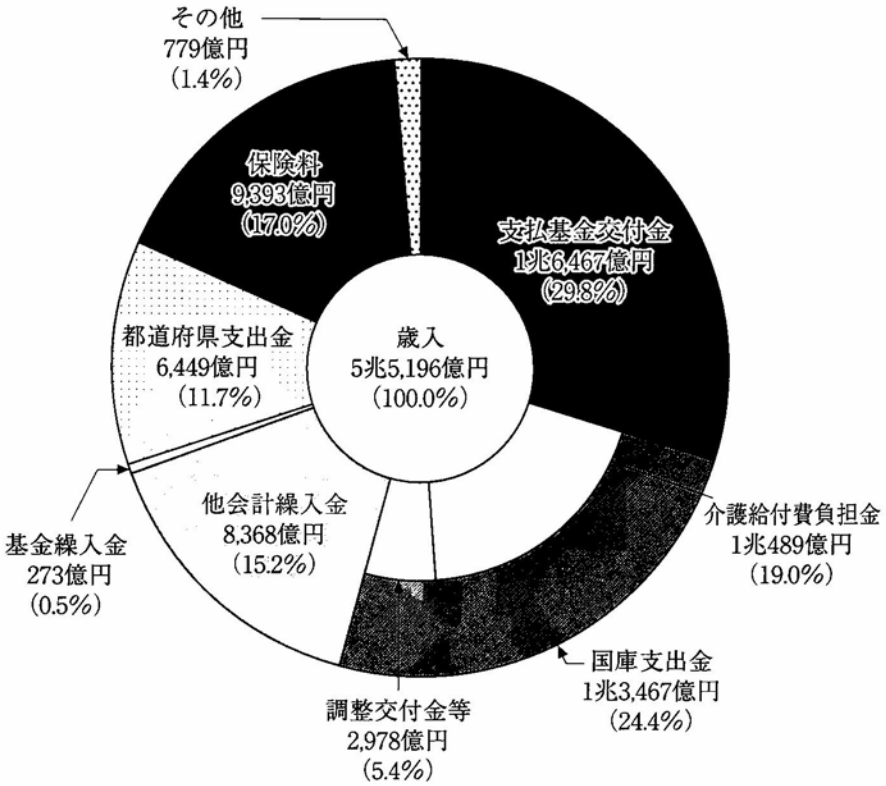


**第107図　介護保険事業の歳出決算の状況**
**（保険事業勘定）**

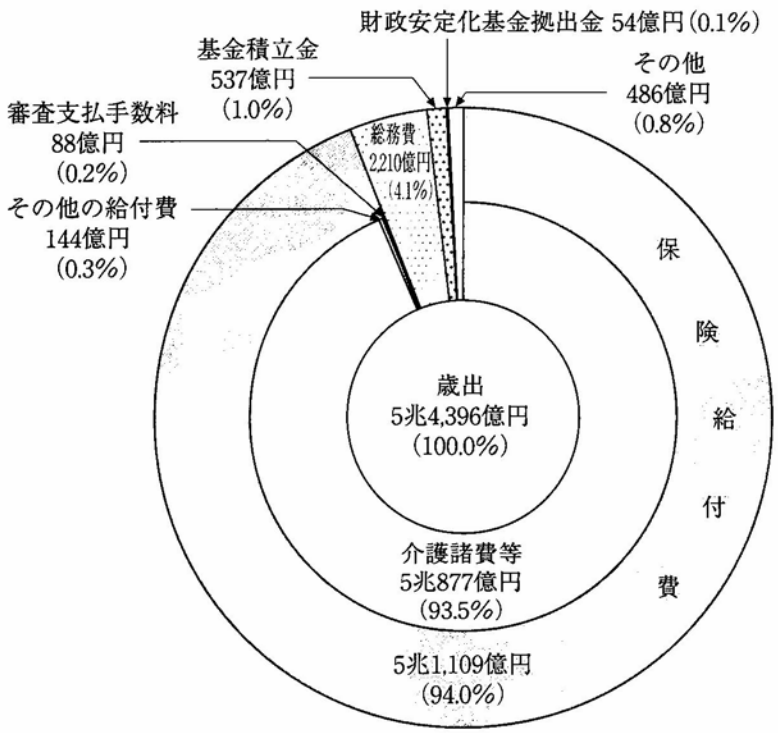

となっており、その黒字額は770億円となっている。

一方、赤字の団体数は208団体で、全団体に占める割合は7.6%となっており、その赤字額は99億円となっている。

**イ　介護サービス事業勘定［第119表］**

介護サービス事業勘定の歳入決算額は425億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は116億円で、歳入総額に占める割合は27.3%となっている。

普通会計等からの繰入金は249億円で、歳入総額に占める割合は58.5%となっており、このうち、普通会計からのものが247億円となっている。

また、地方債は31億円で、歳入総額に占める割合は7.3%となっている。

歳出決算額は421億円となっている。このうち、施設整備費は77億円で、歳出総額に占める割合は18.2%となっている。

また、サービス事業費は、126億円で、歳出総額に占める割合は30.0%となっている。

なお、実質収支は4億円の黒字となっている。

## (4)　その他の事業

**ア　収　益　事　業［第120表］**

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ388団体で、前年度と比べると17団体減少となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が173団体と最も多く、以下、自転車競走事業87団体、競馬事業60団体、小型自動車競走事業8団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び13大都市の60団体で発行されている。これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ73団体、市町村においては延べ315団体が収益事業を実施している。

**（ア）　経　営　状　況**

決算額は、歳入3兆6,203億円、歳出3兆6,333億円となっている。これを前年度と比べると歳入は6.9%減、歳出は6.5%減となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,231億円（前年度4,640億円、ただし、平成14年度は未払金及び未収金を差し引く前の額）の黒字となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が15億円（前年度16億円）、自転車競走事業が72億円（同111億円）、小型自動車競走事業が6億円（同7億円）、モーターボート競走事業が133億円（同169億円）、宝くじ事業が4,500億円（同4,565億円）となっている。

**（イ）　収益金の使途状況**

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,726億円で、前年度と比べると2.9%減（前年度0.9%増）となっている。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,875億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合の39.7%）を占め、教育費の689億円（同14.6%）がこれに次いでおり、この両者で繰入総額の54.3%を占めている。

このほか、民生費が358億円（同7.6%）、衛生費が198億円（同4.2%）、農林水産業費が98億円（同2.1%）等となっている。

### イ　共　済　事　業

#### （ア）　農業共済事業［第122表］

農業共済事業を実施した市町村の数は87団体で、前年度と比べると13団体減少となっている。

農業共済事業会計の決算額は歳入250億円、歳出236億円で、前年度と比べると歳入5.0%減(前年度6.4%減)、歳出0.3%増（同6.9%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、7億円の赤字（同5億円の黒字）となっている。

#### （イ）　交通災害共済事業［第123表］

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は189団体（2県、130市町村、57一部事務組合）で、前年度と比べると8団体減少となっている。

また、加入者は平成15年度末で2,279万人（前年度末2,446万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入156億円、歳出130億円で、前年度と比べると歳入15.4%減（前年度0.7%増)、歳出16.3%減（同1.2%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は10億円の黒字（同9億円の黒字）となっている。

### ウ　そ　の　他

#### （ア）　老人保健医療事業［第118表］

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入10兆8,400億円、歳出10兆7,948億円であり、歳入においては、医療費交付金等が、歳出においては、医療費等がそれぞれ減少したことから、前年度と比べると歳入0.8%減（前年度0.4%減)、歳出0.7%減（同0.4%減）となっている。

医療給付費等は10兆3,965億円で、歳出総額の96.3% を占めている。

実質収支は441億円の黒字（同505億円の黒字）となっている。

#### （イ）　公立大学附属病院事業［第121表］

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益1,821億円、総費用1,814億円で、前年度と比べると総収益1.8%増（前年度2.1%減)、総費用1.5%増（同1.9%減）となっている。

また、資本的収支では資本的収入528億円、資本的支出553億円で、前年度と比べると、資本的収入19.2%増（同34.5%増)、資本的支出21.6%増（同33.2%増）となっている。

実質収支は2億円の黒字（同16億円の黒字）となっている。

# 第２部　最近の地方財政の状況と課題

## 1　平成16年度の地方財政

平成16年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

### (1)　平成16年度の経済見通しと国の予算

#### （ア）　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成15年12月19日に閣議了解、平成16年1月19日に閣議決定された。

これによると、平成15年度の我が国経済は、年度当初には踊り場的な状況が見られた後、米国をはじめ世界経済が回復する中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加するなど、企業部門が回復していくことにより、民需を中心に緩やかに回復していくものと見込まれていた。また、平成15年度の国内総生産の名目成長率は0.1%程度になると見込まれていた。

このような情勢認識に立って、平成16年度の経済財政運営の基本的態度については、平成15年6月27日に閣議決定された「基本方針2003」に基づき、デフレ克服を目指しながら、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革を一体的かつ整合的に推進し、創造的な企業活動の促進や地方経済の活性化等を通じた民間需要主導の持続的な経済成長を目指すこととし、また、日本銀行と一体となって、金融・資本市場の安定及びできる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向け、引き続き、強力かつ総合的な取組を実施し、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営の下において、平成16年度の国内総生産は500.6兆円程度、経済成長率は名目で0.5%程度、実質で1.8%程度になるものと見通された。

#### （イ）　国　の　予　算

平成15年12月5日、「平成16年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成16年度予算については、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図る必要があることから、制度・政策の抜本的見直しを行うとともに、政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の大きさ（一般政府の支出規模の国内総支出比）を極力抑制し、持続可能な財政構造の構築を図り、将来においても我が国経済の活力を維持するため、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進するものとされ、一般会計歳出及び一般歳出については、実質的に平成15年度の水準以下に抑制すること等を基本的考え方とすることとされた。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、「基本方針2003」に基づき、「政策群」の手法を活用するとともに、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）について、これまでの実績・評価を考慮しつつ政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進するとともに、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、農林水産、ＯＤＡ等については「基本方針2003」に即し歳出の見直しに取り組むこととされた。

社会資本整備については、公共投資関係費の水準を前年度予算から３％以上削減しつつ、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた４分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点配分を行う一方、公共事業の国庫補助負担金については、「三位一体の改革」も踏まえ、その内容を見直すとともに、公共投資関係費全体の削減を上回る縮減を行うこと等とされた。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされた。また、「三位一体の改革」については、「基本方針2003」を踏まえ、改革工程を早期に具体化するよう取り組むこととし、平成16年度予算においても、平成15年度予算における取組の上に立って、今後３年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって取り組むこととされた。

平成16年度予算は、以上のような方針により編成され、平成15年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成16年１月19日に第159回国会に提出された。

これによると、平成16年度の国の一般会計予算の規模は82兆1,109億円で、前年度当初予算と比べると3,218億円の増加（0.4%増）となっており、うち一般歳出の規模は47兆6,320億円で、前年度当初予算と比べると398億円（0.1%増）となった。なお、「平成16年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から３％以上削減することとされた公共投資関係費については、3.3%減の８兆6,149億円となった。また、公債の発行予定額は36兆5,900億円で、前年度当初発行予定額と比べると1,450億円の増加（0.4%増）となっており、公債依存度は44.6%となった。

他方、財政投融資計画については、財政投融資改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティ・ネットの構築等、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図ることとされ、計画規模は20兆4,894億円、前年度計画額と比べると２兆9,221億円の減少（12.5%減）となった。

## (2) 地方財政計画

平成16年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2003」に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

① 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大その他の所要の措置を講じる。

② 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。

1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額12兆2,530億円については、次の措置を講じる。

ア 平成16年度から平成18年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入

金の償還を平成22年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法改正を行うこととする。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,981億円については法律の定めるところにより、平成17年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

イ　これに基づき、交付税特別会計借入金の償還繰延べ後の平成16年度の通常収支に係る財源不足見込額10兆1,723億円については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,818億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額1,246億円、臨時財政対策特例加算額3兆8,876億円）増額する。

（イ）　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4兆1,905億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を1兆8,000億円増発する。

2）恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆3,296億円については、次の措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆7,991億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,179億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（3,575億円）及び地方特例交付金（8,739億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,498億円）により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,305億円のうち、平成16年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,271億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分508億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分526億円は交付税特別会計借入金により措置する。

3）平成15年度税制改正に伴う平成16年度の地方税及び地方交付税の減収額6,479億円については、次の措置を講じる。

ア　地方税の減収3,521億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

イ　地方交付税の減収2,958億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

4）上記の結果、平成16年度の地方交付税については、16兆8,861億円（前年度に比し6.5%減）を確保する。

③　三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の一般財源化と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

1）平成16年度に行われる児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の一般財源化及び平成15年度に行われた国庫補助負担金の一般財源化に対応して所得譲与税を創設し、税源

移譲する。

所得譲与税は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を、使途を限定しない一般財源として地方へ譲与するものであり、人口により都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）へ譲与する。

2）義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、人口を基準として都道府県に交付する。

④ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ＩＴを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は17兆4,843億円（対前年度比5.4％減，普通会計分14兆1,448億円、公営企業会計等分3兆3,395億円）とする。

⑤ 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑥ 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成16年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し9.5％減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策、市町村合併の推進等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑦ 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じる。

⑧ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

⑨ 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成16年度の地方財政計画の規模は、84兆6,669億円で、前年度と比べると1兆5,438億円減少（1.8％減）となった。

歳入についてみると、地方税は32兆3,231億円で、前年度と比べると1,506億円増加（0.5％増）（道府県税1.9％増、市町村税0.6％減）、地方譲与税は1兆1,452億円で、前年度と比べると4,513億円増加(65.0％

増)、地方特例交付金は1兆1,048億円で、前年度と比べると986億円増加（9.8%増)、地方交付税は16兆8,861億円で、前年度と比べると1兆1,832億円減少（6.5%減)、国庫支出金は12兆1,238億円で、前年度と比べると1,362億円減少（1.1%減)、地方債（普通会計分）は14兆1,448億円で、前年度と比べると9,270億円減少（6.2%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆9,990億円で、前年度と比べると4,393億円減少(1.9%減）となった。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、保健師の増員、施設増に伴う所要の増員等に義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加え、10,980人の減員を見込んだ。一般行政経費は21兆8,833億円で、前年度と比べると8,570億円増加(4.1%増)、公債費は13兆6,779億円で、前年度と比べると894億円減少(0.6%減)、投資的経費は21兆3,283億円で、前年度と比べると1兆9,585億円減少（8.4%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は6兆6,419億円で、前年度と比べると5,133億円減少(7.2%減)、地方単独事業費は13兆4,700億円で、前年度と比べると1兆4,100億円減少（9.5%減）となった。

## (3) 財政運営の経過

### （ア） 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004

平成16年6月4日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（以下「基本方針2004」という。）が閣議決定された。

「基本方針2004」においては、平成16年度をバブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつけるための「集中調整期間の仕上げの年」と位置づけたうえで、「金融再生プログラム」を着実に推進し、金融システムを強化するとともに、「基本方針2003」など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行することにより、構造改革の成果を我が国の隅々にまで浸透させることとしている。そのうえで、平成17年度及び平成18年度を新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための「重点強化期間」と位置づけつつ、①「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底、②政府部門の本格的な改革（「官の改革」）の強化、③民間の成長力を強化するための改革（「民の改革」）の推進、④「人間力」の抜本的強化、⑤「持続的な安全・安心」の確立の5つの改革に取り組むこととしている。

具体的には、「『官から民へ』、『国から地方へ』の徹底」については、郵政民営化を着実に実施し、規制改革・国及び地方公共団体の事務事業の民間開放を積極的に推進するとともに、地域の真の自立を図るために三位一体の改革や市町村合併等を着実に推進することとしている。「『官の改革』の強化」については、国民に理解される分かりやすい予算への転換を図るとともに、公的債務管理の充実を通じた市場の安定を図り、併せて公務員制度や特殊法人等の行政改革、包括的かつ抜本的な税制改革等に取り組むこととしている。「『民の改革』の推進」については、将来の人口減少や少子高齢化の下での成長戦略の確立、起業等を促進するための新しい企業法制の整備、金融システムの一層の改革の推進等を掲げている。「『人間力』の抜本的強化」については、若年者の雇用・就業対策の推進、障害者の雇用・就業及び自立の支援、利用者の立場に立った雇用関連事業の再編、教育現場の活性化等を図ることとしている。「『持続的な安全・安心』の確立」については、社会保障制度の総合的改革、少子化対策の充実、健康・介護予防の推進、治安・安全の確保、循環型社会の構築に向けた地球環境の保全、持続的な発展基盤の確保等を進めていくこととしている。

### （イ） 平成16年度補正予算（第1号）

平成16年度補正予算（第1号）は、平成16年12月20日に閣議決定され、平成17年1月21日に第162

回国会に提出され、2月1日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費1兆3,618億円、義務的経費5,957億円、地方交付税交付金1兆1,686億円、改革推進公共投資事業償還時補助等8,642億円等を追加計上したほか、既定経費の節減9,258億円、予備費の減額500億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入2兆2,940億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入1兆4,910億円を計上したほか、その他収入9,828億円の増収を見込んだ。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成16年度当初予算に対し4兆7,678億円増加し、86兆8,787億円となった。

**（ウ） 平成16年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置**

平成16年度補正予算（第1号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

a　地方交付税の追加等

（i）　平成16年度地方交付税の総額に、普通交付税の調整額の復活に要する額639億円及び特別交付税の増加に要する額701億円を加え、1,340億円を加算する措置を講じる。なお、特別交付税については、平成16年度の台風や地震による災害の状況にかんがみ、国の補正予算により増加する地方交付税の額の 6％ 相当額を、当初予算額に加算して交付することとする。

（ii）　国の補正予算により増加する平成16年度分の地方交付税の額1兆1,686億円（平成15年度精算分4,388億円、平成16年度国税五税の自然増に伴うもの7,298億円）については、上記(i)の1,340億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆347億円について平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとする。

b　追加の財政需要等に対する財政措置

（i）　国の補正予算により平成16年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分4,559億円）については、原則として、地方債（充当率100％）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。

（ii）　介護給付費、生活保護費、老人医療給付費等地方債の対象とならない経費（2,637億円）については、追加財政需要額（5,100億円）の取崩しにより対応することとする。

**（エ） 予備費使用に係る地方財政補正措置**

平成16年度においては、国の補正予算による措置のほか、国直轄災害復旧事業等について国の予備費使用による措置が講じられたが、これにより平成16年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分128億円）については、原則として上記の国の補正予算により追加される地方負担額に対する措置と同様の措置を講じることとされた。

## (4)　地方公共団体の予算

平成16年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第39表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は前年度と比べると1.2％減となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べて1.0％増、地方交付税6.5％減、国庫支出金4.1％減、地方債10.5％減となった。一方、歳出では、普通建設事業費が前年度と比べ9.8％減となった。

## 第39表　平成16年度普通会計予算の状況（９月補正後）

その1　歳　入

| 区分 | 予算額 平成16年度 | 予算額 平成15年度 | 予算額 増減額 | 構成比 平成16年度 | 構成比 平成15年度 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % |
| 地方税 | 324,035 | 320,682 | 3,353 | 31.2 | 30.5 | 1.0 |
| 地方譲与税 | 11,000 | 6,690 | 4,310 | 1.1 | 0.6 | 64.4 |
| 地方特例交付金 | 10,860 | 9,709 | 1,152 | 1.0 | 0.9 | 11.9 |
| 地方交付税 | 164,237 | 175,722 | △ 11,485 | 15.8 | 16.7 | △ 6.5 |
| 利子割交付金 | 1,388 | 1,409 | △ 21 | 0.1 | 0.1 | △ 1.5 |
| 地方消費税交付金 | 12,396 | 11,401 | 995 | 1.2 | 1.1 | 8.7 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 460 | 488 | △ 28 | 0.0 | 0.0 | △ 5.7 |
| 特別地方消費税交付金 | 0 | 2 | △ 2 | 0.0 | 0.0 | △ 92.3 |
| 自動車取得税交付金 | 2,906 | 2,867 | 39 | 0.3 | 0.3 | 1.4 |
| 軽油引取税交付金 | 1,055 | 1,109 | △ 54 | 0.1 | 0.1 | △ 4.8 |
| 配当割交付金 | 255 | － | 255 | 0.0 | － | 皆増 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 135 | － | 135 | 0.0 | － | 皆増 |
| 小計（一般財源） | 528,728 | 530,078 | △ 1,351 | 50.9 | 50.4 | △ 0.3 |
| 国庫支出金 | 134,748 | 140,507 | △ 5,759 | 13.0 | 13.4 | △ 4.1 |
| 地方債 | 128,804 | 143,917 | △ 15,113 | 12.4 | 13.7 | △ 10.5 |
| その他 | 246,218 | 236,774 | 9,446 | 23.7 | 22.5 | 4.0 |
| 合計 | 1,038,498 | 1,051,276 | △ 12,777 | 100.0 | 100.0 | △ 1.2 |

（注）１　この数値は、各年度の９月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その２において同じ。
２　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
３　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2　歳　出（性質別）

| 区分 | 予算額 平成16年度 | 予算額 平成15年度 | 予算額 増減額 | 構成比 平成16年度 | 構成比 平成15年度 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % |
| 人件費 | 273,233 | 271,803 | 1,430 | 26.3 | 25.9 | 0.5 |
| 物件費 | 87,901 | 86,100 | 1,801 | 8.5 | 8.2 | 2.1 |
| 維持補修費 | 10,796 | 10,832 | △ 36 | 1.0 | 1.0 | △ 0.3 |
| 扶助費 | 75,708 | 72,051 | 3,657 | 7.3 | 6.9 | 5.1 |
| 補助費等 | 134,478 | 136,232 | △ 1,754 | 12.9 | 13.0 | △ 1.3 |
| 普通建設事業費 | 194,464 | 215,500 | △ 21,036 | 18.7 | 20.5 | △ 9.8 |
| うち 補助事業費 | 84,656 | 96,966 | △ 12,309 | 8.2 | 9.2 | △ 12.7 |
| うち 単独事業費 | 97,917 | 106,115 | △ 8,198 | 9.4 | 10.1 | △ 7.7 |
| 災害復旧事業費 | 6,004 | 5,431 | 573 | 0.6 | 0.5 | 10.6 |
| 失業対策事業費 | 193 | 232 | △ 39 | 0.0 | 0.0 | △ 16.9 |
| 公債費 | 135,623 | 134,021 | 1,602 | 13.1 | 12.7 | 1.2 |
| その他 | 120,163 | 119,074 | 1,089 | 11.6 | 11.3 | 0.9 |
| 合計 | 1,038,563 | 1,051,276 | △ 12,713 | 100.0 | 100.0 | △ 1.2 |

（注）平成16年度予算額は、合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

なお、**第39表**の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

## (5) 個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、我が国の経済の厳しい状況を反映して、地方税収等が低迷する一方で、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増するなど、極めて厳しい状況にある。この結果、平成15年度決算における経常収支比率は、前年度よりも1.3%ポイント低下したものの、89.0%と依然高い水準にとどまっている。また、起債制限比率も、前年度と同率の11.6%と引き続き高い水準となっており、財政構造の硬直化が進んでいる。また、平成16年度も、公債費の増加等が見込まれ、引き続き極めて厳しい財政運営が続いている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保や使用料・手数料の適正化等歳入の確保に努めるなど、財政運営の健全化に努めている。

同時に、近年、公債費負担の増大等により、地域の重要政策課題に十分対応できない地方公共団体が増加することが懸念されていることから、昭和62年度以降、自主的に財政構造の健全化を図るための公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、計画的に公債費負担の適正化を推進しつつ、必要な事業費を確保することができるよう、財政上の支援措置が講じられている。

この措置については、平成11年度以降は、起債制限比率（過去3か年平均）が14%以上、又は今後2年度以内に14%以上となる見込みの市町村（一部事務組合等を除く。）で公債費負担適正化計画を策定した団体が対象とされている。平成16年度までに計画の策定を行った団体数は530団体、このうち279団体は既に計画を完了しているところである。

さらに、平成16年度においては、平成14年度の起債制限比率（過去3か年平均）が全国平均以上、平成14年度の経常収支比率が全国平均以上又は平成14年度の財政力指数（過去3か年平均）が全国平均以下の団体の普通会計の公的資金に係る利率7%以上の地方債について、当該地方債の利子の利率5%を超える部分について特別交付税措置が講じられた。

## (6) 地方公営企業等に関する財政措置

### ア 地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成16年度においては、次のような措置を講じた。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において3兆797億円（前年度3兆2,052億円）を計上した。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆3,395億円（前年度3兆4,127億円）を計上するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について1,100億円（前年度700億円）を計上した。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア） 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。

（イ） 水道事業については、トリハロメタン対策やクリプトスポリジウム対策等、公共水域の汚濁に起因する水質安全対策について、所要の地方財政措置を講じることとした。また、資本費の増嵩により厳しい経営状況にある水道事業又は工業用水道事業のうち、独立行政法人水資源機構の予算の範囲内において承認を受け、割賦負担元金の繰上償還を行い割賦負担利息の軽減を図ろうとする事業者に対して、所要の地方債措置を講じることとした。

（ウ） 交通事業については、地下鉄の安全性の向上を図るため、地下駅火災対策並びに安全性向上対策について、所要の地方財政措置を講じることとした。また、「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革の一環として、平成16年度から地下鉄事業特例債制度における公営地下高速鉄道事業助成金を廃止したが、当該助成金の対象とされていた事業費については、所要の地方交付税措置を講じることとした。さらに、経営健全化支援計画を策定し経営健全化に取り組む地方公営企業に準ずる第三セクター方式による都市鉄道事業に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合、当該財政支援に対して地方債措置を講じることとした。

（エ） 下水道事業については、平成16年度以降実施される更新事業について、雨水・汚水比率の実績を踏まえ、資本費に対する財政措置の見直しを行うこととした。また、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により生じる資金不足を補うため、資本費平準化債の対象要件を拡大するとともに、経費が割高となる団体に対する高資本費対策を拡充することとした。

**イ　国民健康保険事業**

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱や、平成14年度の健康保険法の改正等を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア） 市町村国保の広域化や市町村合併の際の保険料標準化等を無利子貸付等により支援するため、平成14年度及び15年度に引き続き国民健康保険広域化等支援基金（3年間で総額300億円、平成16年度100億円（国1/2、都道府県1/2））を造成することとした。

（イ） 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数等に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）、所要額について地方交付税措置を講じることとした。

（ウ） 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）、所要額について地方交付税措置を講じることとした。

（エ） 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、引き続き所要の地方財政措置（1,000億円）を講じることとした。

# 2　平成17年度の地方財政

平成17年度の経済見通しと国の予算、地方財政計画及び地方公営企業等に関する財政措置の概要は、次のとおりである。

## (1)　平成17年度の経済見通しと国の予算

### (ア)　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成16年12月20日に閣議了解、平成17年1月21日に閣議決定された。

これによると、平成16年度の我が国の経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復を続けると見込まれた。また、平成16年度の国内総生産の名目成長率は0.8%程度になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、平成17年度の経済財政運営の基本的態度については、「基本方針2004」に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、規制、金融、税制、歳出の四分野に加え、郵政民営化、三位一体、社会保障等の構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化し、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされている。

以上のような経済財政運営の下において、平成17年度の国内総生産は511.5兆円程度、経済成長率は名目で1.3%程度、実質で1.6%程度になるものと見通されている。

### (イ)　国　の　予　算

平成16年12月3日、「平成17年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成17年度予算については、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要があることから、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することを基本的考え方とすることとされている。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進することとされている。また、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、防衛、ＯＤＡその他の歳出分野についても「基本方針2004」に即し、歳出の見直しに取り組むこととされている。

社会資本整備については、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図る等とされている。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政

システムの構築を図ることとされている。また、「三位一体の改革」については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（平成16年11月26日）を踏まえ、政府一丸となって取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映することとされている。

平成17年度予算は、以上のような方針により編成され、平成16年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成17年1月21日に第162回国会に提出された。

これによると、平成17年度の国の一般会計予算の規模は82兆1,829億円で、前年度当初予算と比べると720億円の増加（0.1%増）となっており、うち一般歳出の規模は47兆2,829億円で、前年度当初予算と比べると3,491億円（0.7%減）となっている。なお、「平成17年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から３%以上削減することとされた公共投資関係費については、4.0%減の8兆2,720億円となっている。また、公債の発行予定額は34兆3,900億円で、前年度当初発行予定額と比べると2兆2,000億円の減少（6.0%減）となっており、公債依存度は41.8%となっている。

他方、財政投融資計画については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めることとされ、計画規模は17兆1,518億円、前年度計画額と比べると3兆3,376億円の減少（16.3%減）となっている。

## (2) 地方財政計画

平成17年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2003」等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

① 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減（個人住民税所得割について平成18年6月徴収分より実施）、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとする。

② 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

1)「通常収支に係る財源不足」の見込額7兆5,129億円については、次の措置を講じる。

ア 平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的乖離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措

置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,736億円については法律の定めるところにより、平成18年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

イ　これに基づき、平成17年度の通常収支に係る財源不足見込額7兆5,129億円については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により2兆5,298億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,683億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額1,963億円、臨時財政対策特例加算額2兆1,641億円）増額する。

（イ）　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆2,231億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を1兆7,600億円増発する。

2）平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,720億円については、次の措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆9,198億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,135億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,375億円）及び地方特例交付金（8,888億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,800億円）により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,295億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（592億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は交付税特別会計借入金により措置する。

3）平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

ア　地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

イ　地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

4）上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円（前年度に比し0.1%増）を確保する。

③　「三位一体の改革」の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

1）国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所

要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村（一部事務組合等を除く。）へ総額の5分の2を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

2）義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

④ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は15兆5,366億円（普通会計分12兆2,619億円、公営企業会計等分3兆2,747億円）とする。

⑤ 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑥ 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、乖離是正を行ったところである。その結果、平成17年度においては、前年度に比し8.2%減額することとしているが、乖離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、地域活性化事業、地域再生事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、乖離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑦ 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。

⑧ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

⑨　地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成17年度の地方財政計画の規模は、83兆7,687億円で、前年度と比べると8,982億円減少（1.1%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は33兆3,189億円で、前年度と比べると9,958億円増加（3.1%増）（道府県税4.3%増、市町村税2.2%増）、地方譲与税は1兆8,419億円で、前年度と比べると6,967億円増加(60.8%増)、地方特例交付金は1兆5,180億円で、前年度と比べると4,132億円増加（37.4%増）、地方交付税は16兆8,979億円で、前年度と比べると117億円増加（0.1%増）、国庫支出金は11兆1,967億円で、前年度と比べると9,271億円減少（7.6%減）、地方債（普通会計分）は12兆2,619億円で、前年度と比べると1兆8,829億円減少（13.3%減）となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆7,240億円で、前年度と比べると2,750億円減少(1.2%減）となっている。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、消防防災関係職員の増員、施設増に伴う所要の増員等を行い、これに義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加えた地方財政計画全体の職員数は、12,411人の減員を見込んでいる。一般行政経費は23兆1,307億円で、前年度と比べると1兆2,474億円増加（5.7%増）（投資的経費に係る地方単独事業費との一体的乖離是正分（3,500億円の増額計上）を除いた場合は11兆6,237億円で、前年度と比べると413億円減少(0.4%減)）、公債費は13兆3,803億円で、前年度と比べると2,976億円減少（2.2%減）、投資的経費は19兆6,761億円で、前年度と比べると1兆6,522億円減少（7.7%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は6兆1,153億円で、前年度と比べると5,266億円減少（7.9%減）、地方単独事業費は12兆3,700億円で、前年度と比べると1兆1,000億円減少(8.2%減)（一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的乖離是正分（7,000億円の減額計上）を除いた場合は13兆700億円で、前年度と比べると4,000億円減少（3.0%減））となっている。

なお、平成17年度の地方債計画の規模は15兆5,366億円で、前年度当初計画と比べると1兆9,477億円減少（11.1%減）となっている。平成17年度の地方債計画においては、地域の自立及び活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本の整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保している。特に、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の下における市町村合併を支援するため、合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりを計画的に実施できるよう、合併特例事業債の計画額を大幅に増額している。

また、地方分権の推進や財政投融資改革の趣旨を踏まえ、市場原理に即した資金調達を推進する観点から、公的資金が引き続き縮減され、公的資金比率が40.2%と前年度の41.3%に比べ、1.1%ポイント低下し、過去最低の水準となっている。一方、全国型市場公募地方債については、新たに2団体が発行する予定となっており、合計2兆9,700億円程度の発行が予定されている。また、地方債の個人消化及び公募化を通じて、資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型ミニ市場公募地方債の発行を推進することとされている。住民参加型ミニ市場公募地方債については、発行団体90団体、3,300億円程度の発行が予定されている。

## (3) 地方公営企業等に関する財政措置

### ア 地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成17年度においては、次のような措置を講じることとしている。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆8,659億円（前年度3兆797億円）を計上している。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆2,747億円（前年度3兆3,395億円）を計上するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の公営企業を対象とした従来分について利率要件を緩和するほか、平成17年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債について借換債を措置することとし、貸付枠を総額2,000億円（前年度1,100億円）に大幅増額している。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア） 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。

（イ） 上水道安全対策事業のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じることとしている。また、災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

（ウ） 交通事業については、公営地下鉄事業における都市高速鉄道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、所要の地方債措置を講じることとしている。

（エ） 病院事業については、地域における医療ニーズの変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、自治体病院が、相互の連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進し、その再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、所要の地方財政措置を講じることとしている。

（オ） 下水道事業については、維持管理費に対する一般会計繰出金について、実績を踏まえた措置に見直すとともに、経費が割高となる事業に対する高資本費対策について、使用料の適正化及び未だ整備が概成していない事業等への措置の重点化を図る観点から、使用料、資本費及び供用開始後年数に係る要件等の見直しを図る。また、資本費平準化債について、地方債計画額を増額することとしている。

### イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱や、平成14年度の健康保険法の改正、政府・与党合意等を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のために必要な措置を次のとおり講じることとしている。

（ア） 今回の改革においては、給付費に係る国庫負担と保険料負担を均等にするとの基本的考え方を維持しつつ、国から都道府県に対して、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する財政調整権限の一部を移譲し、保険基盤安定制度（保険料軽減分）等による財政安定化の効果も勘案しつつ、これらの制度と一体的に財政調整を行うこととするため、都道府県財政調整交付金制度（3,532億円）を創設することとし、その所要額について、税源移譲を行うとともに地方交付税措置を講じることとしていること。なお、都道府県財政調整交付金は、各都道府県ごとに給付費等の７％（平成17年度は５％）とすることとしており、その市町村への配分方法については、地方三団体（全国知事会、全国市長会及び全国町村会）及び総務・厚生労働両省による検討の場を設け、地方の意見を尊重しつつ、ガイドラインを作成することとしていること。

また、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、国及び都道府県の負担金を受け入れつつ、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる保険基盤安定制度（保険料軽減分）（3,834億円）については、従前の国庫負担分（1/2）について、都道府県へ税源移譲のうえ一般財源化する（都道府県3/4、市町村1/4）とともに、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

（イ） 以下の制度については、平成13年12月18日の総務・財務・厚生労働３大臣合意に沿って、平成17年度までの暫定的な措置として、引き続き、所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

a 保険基盤安定制度（保険者支援分）（824億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

b 高額医療費共同事業（1,932億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

c 国保財政安定化支援事業（1,000億円（地方交付税措置））

# 3　最近の地方財政の動向と課題

## (1)　三位一体の改革

現在の地方財政の構造は、地方公共団体が行政サービスの提供主体として大きな役割を果たしている反面、地方税収入の構成比は3割強にとどまっており、平成15年度決算においては国庫支出金や地方債への依存度が高まっている。今後、地方分権の更なる推進を図るためには、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源を中心とした歳入体系を構築するとともに、地方歳出に対する法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与の廃止・縮減を進め、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地方の自立に向けた構造改革の実現に取り組む必要がある。

このうち歳入面については、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、自主財源である地方税を基本としつつ、国からの財源への依存度合いをできるだけ縮小し、より自立的な財政運営を行えるようにすることが望ましい。このことは、地域における行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化と国・地方を通じる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えられる。

このような地方の自立に向けた構造改革を推進するためには、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税を相互に関連付けつつ検討し、これらを一体的に見直すことが必要である。この「三位一体の改革」は、地方分権の理念を踏まえ、地方の自主財源を充実し、地方の創意工夫と責任に基づく政策決定を進め、地域の真の自立を目指すものである。

### (ア)　改革の経緯

三位一体の改革の趣旨については、「基本方針2002」において、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。」とされたことを受け、「基本方針2003」において、改革によって達成されるべき「望ましい姿」と具体的な改革工程という形で、おおむね次のとおり示された。

(a)　達成されるべき「望ましい姿」

(i)　地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源の割合を着実に引き上げる。

(ii)　地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方公共団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

(iii)　効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、改革により真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。また、国・地方を通じた歳出の徹底した見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

(b)　具体的な改革工程

(i)　国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。このため、「改革と展望」の期間において、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。

（ii） 税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。

（iii） 地方交付税の改革

国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制、地方財政計画計上人員を4万人以上純減、投資的経費（単独事業費）を平成2～3年度の水準を目安に抑制、一般行政経費等（単独事業費）を現在の水準以下に抑制等の措置により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方公共団体の自助努力を促していくことを進める。また、国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。

**（イ） 平成16年度における改革の姿**

平成16年度においては、約1兆300億円の地方公共団体向けの国庫補助負担金の改革を実施するとともに、地方の歳出の徹底的な抑制を図り、地方財政計画の歳出を前年度と比べて1兆5,438億円抑制することにより地方交付税総額を減額することとした。また、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、当面の措置として所得譲与税を創設し、4,249億円の税源を移譲することとした。なお、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分（2,309億円）については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、地方の財政運営に支障が生じないよう財源措置を講じることとした。

**（ウ） その後の改革の経過**

平成16年6月4日に閣議決定された「基本方針2004」においては、「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、着実に改革を推進していくこととされている。同方針においては、以下の具体的指針が示されている。

・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配意する。

・全体像には、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。

　そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。

・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割

の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。

・地方交付税については、地方公共団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方公共団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。

・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。

・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配意する。

これらの指針に基づき、平成16年6月9日、政府は「平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表」の作成に当たり、地方六団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会）に具体案の取りまとめを要請した。これを受け、地方六団体は、平成16年8月24日、「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、政府に提出した。

具体的には、平成17年度及び平成18年度における国庫補助負担金等の改革については、移譲対象補助金を3.2兆円、税源移譲額を3兆円程度（ただし、平成16年度削減に見合う税源移譲は別途措置）とすることを提案した。併せて、税源移譲の方法として、個人住民税の10%比例税率化により所得税から個人住民税へ3兆円程度移譲するとともに、税源移譲が行われても移譲額が国庫補助負担金の廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要がある旨を提唱した。

これらの提案を受けた政府は、地方からの要請を真摯に受け止め、関係大臣及び地方六団体が議論を行う「国と地方の協議の場」を設け、平成16年9月14日から12月24日の間に、8回にわたり協議を開催した。

このような経緯を経て、平成16年11月26日、政府及び与党は、地方六団体の提案を真摯に受け止めることを基本としつつ、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について合意（「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党。以下「全体像に関する政府・与党合意」という。）に達し、当該合意に基づき以下のとおり平成17年度及び平成18年度における具体的な改革の姿が明らかになった。

**（エ） 平成18年度までの改革の全体像**

（i） 国庫補助負担金の改革

「基本方針2004」及び全体像に関する政府・与党合意においては、平成17年度及び平成18年度に地方公共団体に対する国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を実施することとされている。

このうち、義務教育費国庫負担金については、「8,500億円程度の減額（暫定）」とされている。併せて、義務教育制度については、「その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る」こととされている。

一方、国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入することとされている。国の関与の必要のない小規模事業等については廃止・縮減等を行い、公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させることとされている。

さらに、国庫補助負担金の廃止・縮減によって地方に移譲された事務事業については、地方公共団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討することが定められている。

なお、平成17年中に、「(1)生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革　(2)公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い　(3)その他」について検討を行い、結論を得ることとされている。

（ii）　税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲については、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指すこととされている。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとしている（この措置は平成18年度税制改正により、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用することとし、平成18年度の税源移譲は所得譲与税で対応する)。これは、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施し、併せて、国・地方を通じる個人所得課税のあり方の見直しを行うこととされている。

（iii）　地方交付税の改革

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされている。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できる形で歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進めることとされている。加えて、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面基準財政収入額に100%算入することとされている。また、決算を早期に国民に分かりやすく開示するとともに、平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行い、そのうえで中期地方財政ビジョンを策定することとされている。さらに、不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討するとともに、引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組み、また算定プロセスに地方関係団体の参画を図ることとされている。

**（オ）　平成17年度における改革の姿**

以上の全体像等に基づき、平成17年度に実施することとされた改革の内容は以下のとおりである。

（i）　国庫補助負担金の改革

国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分（4,250億円）を除いた国庫補助負担金（合計6,989億円）について、平成17年度から一般財源化することとし、所要の事業費について、その全額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。また、この国庫補助負担金の一般財源化に伴い、税源移譲すべきものとして精査した額6,910億円を所得譲与税として税源移譲することとされている。また、義務教育費国庫負担金については、平成17年度において4,250億円を暫定的に減額することとし、当該減額相当分については、税源移譲予定特例交付金により措置するものとされている。

他方、平成17年度においては、税源移譲に結びつく改革に加え、3,011億円のスリム化の改革及び3,430億円の交付金化の改革を行うこととされている。このうち交付金化の改革については、地方の裁量度を高め自主性を拡大することを目指し、個別事業ごとの事前審査を要しないなど国の事前関与を縮小するものとして平成16年度に創設されたまちづくり交付金及びむらづくり交付金を拡充するとともに、地方の自主性・裁量性を向上させる形で地域再生を推進するために、関係省庁の枠を越えて一本化した新たな交付金として、汚水処理施設整備交付金、道整備交付金及び港整備交付金を創設するほか、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、漁村再生交付金、地域住宅交付金、循環型社会形成推進交付金、自然環境整備交付金を創設することとされている。また、公共投資関係の国庫補助負担金について

は、国の関与の必要のない小規模事業等については廃止・縮減等を行うこととされている。

（ii） 税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲に結びつく改革のうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額相当分を除いた国庫補助負担金について、税源移譲額として精査した額（6,910億円）は、所得譲与税として税源移譲することとされている。この結果、平成17年度の所得譲与税は、平成15年度及び平成16年度の国庫補助負担金改革に伴うもの（4,249億円）を含め、1兆1,159億円とすることとされている。この譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村（一部事務組合等を除く。）へ総額の5分の2を譲与することとし、各都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）への譲与基準は、平成16年度と同様、人口によることとされている。

また、義務教育費国庫負担金の減額相当分（4,250億円）については、平成16年度から措置された退職手当及び児童手当の暫定的一般財源化分（平成17年度所要額2,042億円）に加えて、税源移譲予定特例交付金により措置することとされている。この減額相当分に係る交付金は、教職員給与費を基本として交付することとしている。

（iii） 地方交付税の改革

「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」との全体像に関する政府・与党合意に基づき、平成17年度の地方交付税については、総額16兆8,979億円と平成16年度以上の額を確保することとしている。

また、税源移譲等に伴う財政力格差拡大に適切に対応するため、税源移譲等に伴う増収分は、当面基準財政収入額に100％算入することとされている。

これらに加え、平成17年度においては、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画歳出の投資的経費（単独事業費）を7,000億円減額（一般財源ベースで3,500億円）する一方、一般行政経費（単独事業費）を3,500億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的な乖離是正を行っている。

なお、地方交付税の算定方法については、引き続き簡素化・透明化に取り組むとともに、地方公共団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で必要な措置を講じることとしている。平成17年度においては、都道府県分について、企画振興費（投資）、その他の土木費（投資）を廃止しその他の諸費（投資）に統合するなどの経費の種類の統合を行うとともに、高等学校費（教職員数）の種別補正、林野行政費（公有林野の面積）の段階補正等の補正係数を廃止することとしている。また、都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時高等学校整備事業債について、平成17年度許可債から事業費補正の適用を廃止することとしている。さらに、行政改革による経費の削減状況や徴収率の向上などを踏まえ、行政改革や徴税に要する経費について地方公共団体の経営努力に応える算定を実施するとともに、単位費用の算定に当たり、ごみ収集等アウトソーシングによる効率化が可能なものについては、そのアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしている。

今後とも「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権の理念に沿った内容となるよう、着実に改革を推進していくことが重要である。

## (2) 財政基盤の充実

地方分権の更なる進展を目指し、地域の真の自立を確立するためには、以下のような観点に基づき、地方

財政基盤の充実を図る必要がある。

**（ア） 地　方　税**

地方税は、地域における行政サービスの経費を地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うことが基本である。このことから、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましい。また、自主的な課税を行いやすい税体系であることも重要であり、平成16年度には、固定資産税の制限税率の廃止や法定外税に係る国の関与の縮小など、課税自主権の拡大を図ったところである。

一方、地方財政の現状を見ると、地方の歳出規模と地方税収入が乖離している状況となっている。そのような中、我が国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められており、三位一体の改革を推進することにより、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう、自主財源を中心とした地方の歳入基盤を確立することが必要である。

このためには、地方税の充実確保を図り、地方税中心の歳入構造を構築することが重要であり、その際には、前述した地方税の性格を踏まえ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を進める必要がある。

**（イ） 地 方 交 付 税**

地方交付税については、地方公共団体がより自主的・自立的な財政運営を確立していくうえで、地域間に経済力・財政力の大きな格差があること、我が国では、内政の大部分について国が法律などにより地方に一定の行政水準の確保を要請していることを踏まえると、その果たす役割は極めて重要である。他方、歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期に多額に上る財源不足の解消を目指す必要がある。それらを踏まえ、引き続き必要な地方交付税総額の確保を図ることが重要である。

**（ウ） 地　方　債**

地方債については、許可制度がとられているところであるが、地方公共団体の自主性をより高める観点からこれを廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る視点に立って、平成18年度から協議制度に移行することとしている。このため、同意基準の策定等その円滑な運用のための準備を進める必要がある。また、地方債資金については、国の長期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金（政府資金及び公営企業金融公庫資金）を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融資改革の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び大都市については、民間等資金による調達を一層推進する必要がある。この場合、その円滑な調達が一層重要な課題となってくることから、次の点に留意する必要がある。

① 市場公募債を発行していない県においては、市場公募化を推進する必要がある。

② 発行単位の大型化により、安定的かつ有利な資金調達を図るため、従来から市場公募債を発行する27団体が地方財政法第5条の7に基づく共同発行を実施している（平成17年度発行規模1兆3,000億円程度）が、今後とも、市場における地位の確立を図る必要がある。これに加え、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行を推進する必要がある。

③ 地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図るため、住民参加型ミニ市場公募債の発行についても、引き続き推進する必要がある。

また、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理を行っていくことが必要である。

### （エ） 国 庫 支 出 金

国庫補助負担金については、「基本方針2003」において、「改革と展望」の期間に、「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととされており、まずその実現が求められる。「国庫補助負担金等整理合理化方針」においては、「改革と展望」の期間中における基本方針として、国庫補助金については原則として廃止・縮減を図っていくこととされている。また、国庫負担金の廃止・縮減については、国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金について、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していくこと等が示されている。更に、国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等については、地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金について、原則として、一般財源化を図ること等の方針により、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進めることが基本方針として示されている。

これらを踏まえ、今後とも、国庫補助負担金の廃止、縮減等の改革を着実に推進していく必要がある。

## (3) 市町村合併の推進

地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近で総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、生活圏の拡大や著しい少子高齢化の進展、高度化する行政課題に的確に対応しながら、国・地方を通じる厳しい財政状況下において市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図ることが必要である。このような視点から、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」という。）の下で十分な成果があげられるよう、政府は市町村合併を積極的に推進してきたところであるが、平成16年5月の同法の一部改正により、平成17年3月31日までに合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村（以下「経過措置団体」という。）については、引き続き同法を適用する経過措置が講じられたところである。

このため、地方財政措置の拡充、公共事業の優先選択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んだ政府の「市町村合併支援プラン」については、原則として、経過措置団体に対しても適用することとされたところであり、この支援プランに基づく各種支援等の活用を図っていくことが重要である。

このような状況の中で、平成11年3月31日に3,232あった市町村（一部事務組合等を除く。）数が、平成17年2月14日時点で2,749となっている。さらに、総務大臣への事前協議が終了したものを含めると、平成18年3月31日までに2,286以下となることが確定しており、市町村合併は急速に進展しているところである。

また、現行合併特例法の期限後も引き続き自主的な市町村合併を推進するため、平成16年5月に「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）が制定されたところである。合併新法においては、第27次地方制度調査会の答申等を踏まえ、合併特例債は廃止されているが、合併に関する障害を除去するための特例措置については、引き続き講じられている。

さらに、合併新法下においても、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・

啓発事業を引き続き行うこととしているほか、市町村合併の推進に関する構想の策定等に関し、都道府県が新たな役割を担うこととされている。具体的には、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができるものとされている。

他方、市町村合併に伴い地方公共団体の規模が拡大することを踏まえ、住民が主体的に参加し、積極的役割を担うことのできる地域づくりを行うことが求められている。このため、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた住民と行政との協働による取組を推進することが必要である。このような観点から、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成16年法律第57号）により、住民自治の強化等を目的として市町村の判断により設置できる「地域自治区」が創設されている。また、現行合併特例法の一部改正及び合併新法においては、合併後の一定期間、特別地方公共団体であり法人格を有する「合併特例区」を創設できることとした。

これらの制度も適切に活用しつつ、引き続き市町村合併を積極的に推進することが必要である。

### (4) 行政改革の推進

国・地方を通じる行財政の簡素・効率化を図り、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するために、地方公共団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

このため、地方公共団体においては、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）の趣旨等も踏まえ、引き続き行政改革の計画的な取組を推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など行財政全般にわたる改革を引き続き積極的に進めることが必要である。特に民間委託等の推進については、「地方公共団体における事務の外部委託の実施状況の調査結果等を踏まえた民間委託等の推進の観点からの事務事業の総合的点検について」（平成16年3月25日総務省自治行政局長通知）などを踏まえ、更に積極的かつ計画的に取り組む必要がある。

#### (ア) 定員管理、給与の適正化等

具体的な取組としては、まず、定員管理については、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、見直しを図り、新たな行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めることが必要である。特に、市町村合併の進展を踏まえ、計画的に組織の合理化や公共施設の効率的な配置を進めることが重要である。なお、行政改革大綱において定員管理の数値目標を設定・公表している団体は、平成15年度末時点で、47都道府県、13大都市、1,634市町村（大都市及び一部事務組合等を除く。）となっている。また、平成16年4月1日現在における職員数は308万3,597人（対前年同期比33,407人減少）であり、平成7年以来10年連続で減少し、その純減数は19万8,895人となっている。

給与についても、全地方公共団体平均の地方公務員の給与水準（ラスパイレス指数）は、全体としてみれば適正化が図られてきており、平成16年4月1日現在において97.9、指数100未満の団体は全地方公共団体の約9割の2,941団体となっている。また、平成16年4月現在において財政的な事情を理由とした給与の特別減額・抑制措置を実施している団体は、都道府県・大都市53団体、市町村（一部事務組合等を除く。）1,355団体の計1,408団体であり、抑制額は1,406億円となっている。しかし、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用等については、その適正化に取り組む必要がある。

特に、高齢層職員について、昇級停止年齢を国と同様に55歳に引き下げる等の措置をまだ実施していない団体においては早急に措置を講じるとともに、特殊勤務手当についても、制度の趣旨に合致しないものについては早急にその見直しを図る必要がある。地方公務員の退職手当については、これまで国家公務員に準じた措置が講じられているが、国家公務員の退職手当については、平成16年10月より最高支給率が引き下げられ、また、退職時の特別昇給についても、平成16年5月1日付けをもって廃止されたところであるので、地方公共団体における退職手当についても、国に準じた措置を早急に講じる必要がある。

また、近年の厳しい地域経済事情を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかとの指摘を踏まえ、地域の民間給与の状況をより的確に反映するための人事委員会機能の強化等について、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において有識者により幅広い観点から検討しており、その報告等を踏まえた対応を行う必要がある。

**（イ） 人材育成、組織・機構の簡素・効率化等**

地方分権の進展等に対応した質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供するために、職員の意識改革を進めるとともに、時代の変化に対応し新たな課題に適切に対処できる人材の育成・確保が必要である。職員の人材育成については、分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムを構築することが期待される。併せて、研修内容の充実、人事管理制度の適切な運用等に取り組む必要がある。

組織・機構については、時代の変化に即応した全般的な見直しを行い、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的なものとすることが必要であり、公社等の外郭団体についても経営状況の点検・評価、運営改善を積極的に推進するとともに、一部事務組合においても同一地域内の複数の一部事務組合の整理・統合を促進する等行政改革を一層推進する必要がある。

なお、公の施設の管理については、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）により、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」に管理を行わせることが可能となり、この指定管理者制度の活用により、公の施設の更なる効果的・効率的な運営が期待される。

**（ウ） 行政評価の推進等**

住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、実施すべき施策の選択や重点化を図るという観点等から、行政評価を導入する地方公共団体が増加している。行政評価は、コスト削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政サービスの質の向上、行政改革の推進に有効な手段の一つである。平成16年7月末現在、46の都道府県、すべての大都市及び732の市町村（大都市及び一部事務組合等を除く。）において、行政評価が導入又は試行されているが、引き続き、その導入推進やより効率的な活用を図る必要がある。

地方公共団体は、簡素かつ公正を旨とした行政運営と法規に則った適正な予算執行に一層努めるよう要請されているところであり、各地方公共団体においては、経費支出の点検や必要な改善措置を実施し、適正かつ厳正なる予算執行に努めなくてはならない。また、適正な予算執行の確保を図る観点等から、監査委員制度の適正な運用と監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図ることが必要である。

公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により公表や通知が義務づけられている事項（指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知等）について早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い必要な措置を講じることが必要である。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、一般競争入札の適切な実施や

多様な入札・契約方法の推進、電子入札の導入等を含めて引き続き公共工事の入札及び契約の適正化を図る必要がある。

### (5) 透明性の向上

地方分権の進展に伴い地方公共団体の行政の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、行政手続の公正を確保するとともに透明性の向上を図り説明責任を果たしていくことが求められている。

とりわけ、地方財政の状況が厳しさを増すなかで、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関する住民の理解と協力を得ることの重要性が高まっている。このような観点から、政府は毎年度行っている地方の財政状況に関する調査の結果を迅速にかつ分かりやすく公表する取組を行っている。平成15年度決算(平成16年度実施の地方財政状況調査)については、平成16年8月以降順次速報値を公表するなど、公表時期を前倒ししたところであるが、平成16年度決算(平成17年度実施の地方財政状況調査)についても迅速な公表に努める必要がある。また、平成16年10月からは、平成13年度及び平成14年度決算分について、全都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く。)の決算収支の状況や主な財政指標等を取りまとめた「決算カード」を公表し、個別の地方公共団体ごとの財政状況が一目でわかるよう配意したところである。平成17年度以降においても、このような取組を通じて、決算の分かりやすい開示を促進することが必要である。

一方、地方公共団体においても、事業実施後における事業効果等の分析・評価等に努めるとともに、住民にわかりやすいような工夫、情報化に対応した手段の活用等、周知・公表方法の一層の改善を図り、説明責任を十分に果たすことが必要である。財政状況の公表、分析の一手法として資産と負債の状況を総合的に把握するバランスシートや減価償却費などの非現金支出を含めた行政活動にかかるコストを把握するための行政コスト計算書の作成に取り組む団体も近年、増加しており、平成16年3月31日現在、平成14年度版のバランスシートを作成済みの団体は、都道府県47団体、市区町村1,769団体、平成14年度版の行政コスト計算書を作成済みの団体は、都道府県45団体、市区町村955団体となっている。

また、行政改革大綱における数値目標の設定や実施計画の策定等を含めた取組内容の具体化・充実化を図りつつ、行政改革の目標や推進状況、行政評価の結果等を積極的に住民に公表するなどして透明性を高め、住民の一層の理解と協力の下で行政改革を推進していくことが重要である。

さらに、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえ、行政運営に関する情報や公文書の公開を目的とする情報公開条例等の制定及びその充実を図り、行政情報の一層の公開、住民との情報の共有化を進めることが必要である。なお、情報公開条例は、すべての都道府県及び大都市において制定済みであり、市町村(大都市及び一部事務組合等を除く。)では、平成16年4月1日現在で2,890団体、92.9%の団体で条例又は要綱等を制定済みである。

また、住民の意見を立案段階において反映させる機会を確保するため、総合的な計画や住民の生活に広く影響を与える方針等の案、その趣旨、内容等を住民に公表し、その提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する地方公共団体の考え方を明らかにするパブリックコメント制度の導入を図る地方公共団体も増えている。パブリックコメント制度は、政策形成過程における透明性を高めるとともに、施策への住民参画を促進するうえでも有効であると考えられる。平成16年4月末現在で、パブリックコメント制度を制定している都道府県は40団体(85.1%)、大都市は8団体(61.5%)、中核市は19団体(54.3%)、特例市は12団体(30.0%)となっている。

## (6) 地域の政策課題への対応

地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、地域の活性化、電子自治体の推進、循環型社会の構築等環境問題への対応、総合的な地域福祉施策の充実、姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進、小学校専属ＡＬＴ（外国語指導助手）の重点的な増員等の外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）の拡充等、地域の政策課題に積極的に対応し、住民福祉の向上を図る必要がある。特に、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、アウトソーシング等の促進、地域資源(既存施設等)の再生・有効活用、コミュニティ・サービス事業等の活性化及びＩＣＴを活用した地域通貨の導入・普及、ひとづくり、安心・安全な地域づくり等の地域再生関連対策を進めていく必要がある。

同時に、高齢者や障害者はもとより、女性や子供、外国人等すべての人にやさしい共生のまちづくりには、住民、ＮＰＯ、民間企業等様々な主体のパートナーシップと適切な役割分担が不可欠であることから、地域住民の参加による合意形成活動やＮＰＯ等による地域活動等を支援する必要がある。

## (7) 地方公営企業の経営基盤の強化等

### (ア) 地方公営企業

地方公営企業の平成15年度の決算の状況をみると、地方公営企業の経営状況は、前年度とほぼ同数の黒字事業が存在する一方で、未だ1割以上の事業で赤字が生じているなど、全体として引き続き厳しい状況となっている。

地方公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、次の諸点に留意しつつ、事業の一層の自立性の強化と経営の活性化を図るための本格的な経営改革に取り組む必要がある。

① 経営基盤の強化、計画的・効率的な経営の推進、財務の適正化等の観点から、経営の総点検を行う必要がある。

② サービス供給自体の継続の適否について、事業やサービスの内容が住民ニーズや社会経済情勢に対応したものとなっているか、当初の事業目的が既に達成されていないか等の観点から再検討を行う必要がある。そのうえで、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあっても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討を行う必要がある。

③ 地方公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっても、事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつつ、公の施設の指定管理者制度、ＰＦＩ事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すべきである。なお、望ましいサービス供給手法は、事業ごとに一律に定まるものではなく、受け皿となる民間企業の存否や民間事業者とのコスト比較等、あくまでも地域や各事業者の実情を考慮し、地方公共団体が主体的に決定する必要がある。

④ 企業経営の現状や展望等について住民の理解と協力の下に経営を進めるため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進する必要がある。

⑤ 地方公営企業は独立採算制を経営の原則としており、地方公営企業の経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等を除き、経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされている。公営企業会計においては、このような経費負担区分の適正な運用を

図り、厳しい地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算制の原則に立脚した経営に努める必要がある。

⑥　地方公営企業の組織・機構については、総合的・機能的な企業経営が可能となるよう、簡素で効率的な組織・機構とする必要がある。また、職員の企業意識の徹底を図りつつ、事務事業の見直し、職員配置の適正化等により適正な定員管理を計画的に推進するほか、職員の給与についても、給与水準の適正化を図るとともに、一律の企業手当等不適切な給与制度及びその運用を是正する必要がある。

⑦　地方公営企業の料金は、公正妥当、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保できるものでなければならない。そのため、経理内容の明確化、透明性の向上等の観点から、特に下水道事業及び簡易水道事業において、地方公営企業法の財務規定等の適用を積極的に推進していく必要があるほか、経営改善・合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、受益者負担金の適切な徴収、料金改定時の積極的広報等に努める必要がある。

**（イ）　国民健康保険事業**

我が国の医療保険の中核として国民健康保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、保険税（料）負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している。

国民健康保険財政の健全化に向けては、これまでにも低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度の創設や高額医療費共同事業の拡充及び法制度化等の新たな財政的支援を講じてきているところであるが、安定的な保険運営を可能とする上で、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の解決が避けて通れないところである。このため、国民健康保険、被用者保険等「医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」との基本的考え方に立った「医療保険制度体系等に関する基本方針」が平成15年3月28日に閣議決定された。

なお、前述のとおり、平成17年度から、給付費に係る国庫負担と保険料負担を均等にするとの基本的考え方を維持しつつ、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する財政調整権限の一部を国から都道府県に移譲し、都道府県財政調整交付金制度を創設することとしている。

**（ウ）　地方公社等**

地方公社等については、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす可能性があることから、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体として的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）の趣旨等を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組む必要がある。

このうち、土地開発公社については、新たな土地の取得にあたり、土地利用計画等を慎重に検討するとともに、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、土地取得手続の適正化や金利の低減を図るとともに、積極的な情報公開等に努める必要がある。土地開発公社の近年の土地保有総額の推移は、**第108図**のとおりであり、平成15年度末における土地保有総額は、6兆3,556億円で、前年度と比べると5.2%減となっており、7年連続して減少している。このうち、5年以上保有している土地は微減であるが、10年以上保有している土地は増加していることから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行う必要がある。

また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしており、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な

**第108図　土地保有総額の推移**

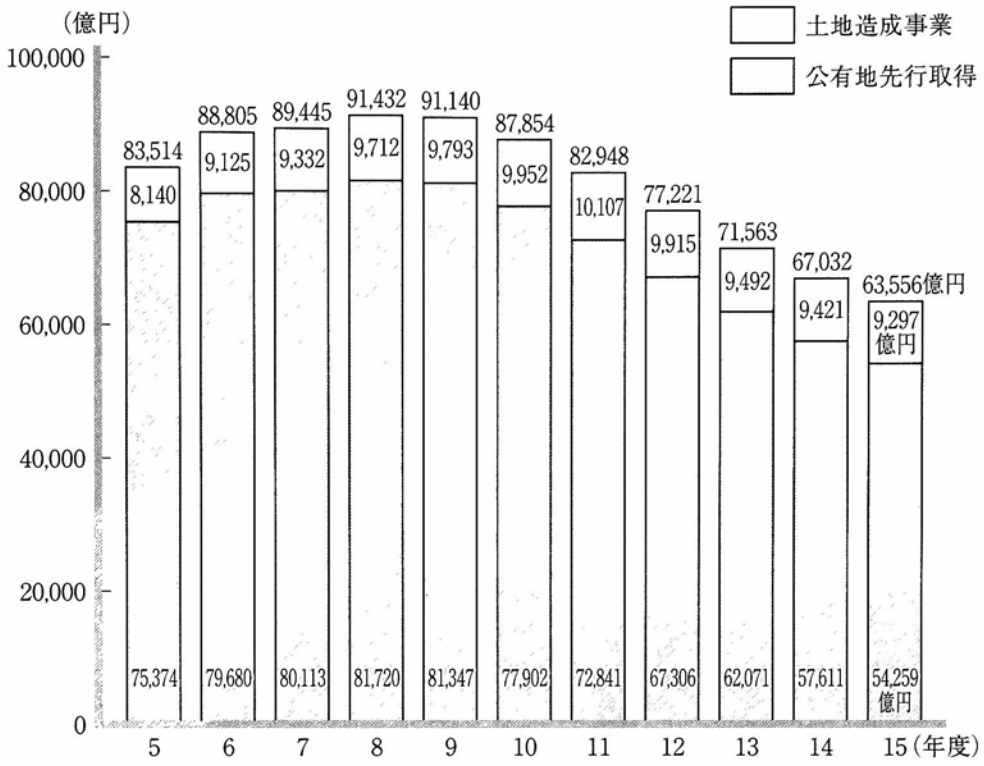


健全化に取り組む必要がある。

第三セクターに関しては、改定された「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図り、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図るとともに、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めることが求められる。また、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めることが必要である。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、そのうえで、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討することが必要である。

# 資　料　編

表内の記号は、次によった。

| | |
|---|---|
| － | 皆無（該当なし。） |
| 0 | 単位未満 |
| △ | 負数 |
| … | 不明 |

# 資 料 編 目 次

## 〔平成 15 年度の地方財政〕

### 総　　括


第 1 表　地方公共団体数の推移 ……資6
第 2 表　団体種類別人口の推移 ……資6
第 3 表　財政力指数段階別の団体数及び構成比 ……資8
第 4 表　一部事務組合の設置目的別団体数の推移 ……資8
第 5 表　決算規模の状況 ……資9
第 6 表　純計決算額の推移……資11
第 7 表　決算収支の状況……資12
第 8 表　経常収支比率等の状況……資18
第 9 表　繰越額等の状況……資22
第 10 表　財政再建の状況……資23


### 歳　　入


第 11 表　歳入決算額の状況……資24
第 12 表　地方税の状況……資26
第 13 表　法定外普通税の状況……資30
第 14 表　法定外目的税の状況……資30
第 15 表　超過課税の状況……資31
第 16 表　地方税徴収率の推移……資31
第 17 表　国税と地方税の収入状況……資32
第 18 表　国民所得に対する租税負担率……資33
第 19 表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較……資34
第 20 表　地方譲与税の状況……資34
第 21 表　地方交付税の状況……資35
第 22 表　一般財源の状況……資36
第 23 表　一般財源の推移……資37
第 24 表　一般財源の人口 1 人当たり額の状況……資39
第 25 表　国・県支出金の状況……資43
第 26 表　地方債発行状況……資44
第 27 表　平成 15 年度地方債許可状況 ……資45
第 28 表　使用料及び手数料の状況……資47

第29表　繰入金の状況……資47
第30表　その他の収入の状況……資48

**地方財政と国の財政**

第31表　地方財政と国の財政との累年比較……資48
第32表　平成15年度国・地方の目的別歳出の状況……資49
第33表　国民経済計算における公的支出の推移……資50

**歳　　出（目的別）**

第34表　目的別歳出決算額の状況……資51
第35表　民生費の状況……資53
第36表　社会福祉費の状況……資54
第37表　老人福祉費の状況……資54
第38表　児童福祉費の状況……資54
第39表　生活保護費の状況……資55
第40表　被保護者数の推移……資55
第41表　災害救助費の状況……資55
第42表　衛生費の状況……資56
第43表　公衆衛生費の状況……資57
第44表　結核対策費の状況……資57
第45表　保健所費の状況……資57
第46表　清掃費の状況……資58
第47表　労働費の状況……資58
第48表　失業対策費の状況……資59
第49表　農林水産業費の状況……資59
第50表　農業費の状況……資60
第51表　畜産業費の状……資61
第52表　農地費の状況……資61
第53表　林業費の状況……資61
第54表　水産業費の状況……資62
第55表　商工費の状況……資62
第56表　土木費の状況……資63
第57表　道路橋りょう費の状況……資64
第58表　河川海岸費の状況……資64
第59表　港湾費の状況……資64
第60表　都市計画費の状況……資65
第61表　住宅費の状況……資65

第 62 表　消防費の状況……資66
第 63 表　警察費の状況……資66
第 64 表　警察職員数の推移……資67
第 65 表　教育費の状況……資68
第 66 表　小学校費の状況……資69
第 67 表　中学校費の状況……資69
第 68 表　高等学校費の状況……資69
第 69 表　社会教育費の状況……資70
第 70 表　保健体育費の状況……資70

**歳　　出（性質別）**

第 71 表　性質別歳出決算額の状況……資71
第 72 表　一般財源の充当状況……資73
第 73 表　人件費の状況……資74
第 74 表　人件費中の職員給の状況……資75
第 75 表　地方公務員数の状況……資76
第 76 表　物件費の状況……資77
第 77 表　維持補修費の状況……資77
第 78 表　扶助費の状況……資78
第 79 表　補助費等の状況……資78
第 80 表　普通建設事業費の状況……資79
第 81 表　普通建設事業費中の補助事業費の状況……資81
第 82 表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況……資82
第 83 表　普通建設事業費中の単独事業費の状況……資83
第 84 表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）……資84
第 85 表　普通建設事業費中の用地取得費の状況……資85
第 86 表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）
　　の状況……資88
第 87 表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）
　　の状況……資89
第 88 表　災害復旧事業費の状況……資90
第 89 表　失業対策事業費の状況……資90
第 90 表　繰出金の状況……資91
第 91 表　積立金の状況……資92
第 92 表　投資及び出資金の状況……資93
第 93 表　貸付金の状況……資94
第 94 表　地方公営企業等に対する繰出しの状況……資95

第 95 表　公債費の状況……資97
第 96 表　地方債元金償還額の状況……資98

**将来にわたる財政負担等**

第 97 表　地方債現在高の状況……資99
第 98 表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況……資101
第 99 表　積立金現在高の状況……資102
第 100 表　平成 15 年度資金収支の状況……資103

**公共施設**

第 101 表　道路（地方道）の状況……資104
第 102 表　公営住宅等の管理状況……資104
第 103 表　公園の状況……資104
第 104 表　下水道等の状況……資105
第 105 表　し尿及びごみ処理施設の状況……資106
第 106 表　公立保育所の状況……資106
第 107 表　公立老人ホームの状況……資106
第 108 表　公立高等学校の状況……資106
第 109 表　文化及び体育施設の状況（公立分）……資107
第 110 表　地方公共団体の職員公舎の状況……資 107

**地方公営事業**

第 111 表　地方公営企業の事業数の状況……資108
第 112 表　地方公営企業の職員数の状況……資109
第 113 表　地方公営事業決算の状況……資109
第 114 表　法適用企業決算の状況……資110
第 115 表　法適用企業の事業別決算の推移……資113
第 116 表　法非適用企業決算の状況……資114
第 117 表　国民健康保険事業決算の状況……資115
第 118 表　老人保健医療事業決算の状況……資119
第 119 表　介護保険事業決算の状況……資120
第 120 表　収益事業決算の状況……資123
第 121 表　公立大学附属病院事業決算の状況……資124
第 122 表　農業共済事業決算の状況……資125
第 123 表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況……資125
第 124 表　企業債等の状況……資126
第 125 表　公営企業金融公庫の貸付状況……資127

## 〔平成 16・17 年度の地方財政〕

第 126 表　予算の状況 ……資128
第 127 表　地方財政計画 ……資129
第 128 表　地方交付税の状況 ……資131
第 129 表　地方債計画 ……資132
第 130 表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移 ……資133

## 〔市町村合併の状況〕

資料 1　市町村合併の進捗状況 ……資137
資料 2　昭和 60 年度以降の合併の状況……資138

## 〔附属資料〕

資料 1　「三位一体の改革について」平成 16 年 11 月 26 日政府・与党……資143
資料 2　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」
平成 16 年 6 月 4 日閣議決定……資151
資料 3　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」
平成 15 年 6 月 27 日閣議決定 ……資173
資料 4　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」
平成 14 年 6 月 25 日閣議決定 ……資197
資料 5　「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」
平成 13 年 6 月 26 日閣議決定 ……資231

# 第1表 地方公共団体数の推移

| 区分 | 昭和28.10.1 (A) | 31.3.31 | 41.3.31 | 平成7.3.31 | 8.3.31 | 9.3.31 | 10.3.31 | 11.3.31 | 12.3.31 | 13.3.31 | 14.3.31 | 15.3.31 (B) | 16.3.31 (C) | 比較 (C)−(B) | 比較 (C)/(A)×100% |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 46 | 46 | 46 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | − | 102.2 |
| 市町村 | 9,868 | 4,776 | 3,372 | 3,234 | 3,232 | 3,232 | 3,232 | 3,232 | 3,229 | 3,227 | 3,223 | 3,212 | 3,132 | △ 80 | 31.7 |
| 大都市 | 5 | 5 | 6 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | 1 | 260.0 |
| 中核市 | − | − | − | − | − | 12 | 17 | 21 | 25 | 27 | 28 | 30 | 35 | 5 | − |
| 特例市 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | 10 | 30 | 37 | 39 | 2 | − |
| 都市 | 281 | 486 | 554 | 651 | 652 | 644 | 641 | 637 | 634 | 621 | 602 | 596 | 602 | 6 | 214.2 |
| 中都市 | … | … | 124 | 197 | 208 | 196 | 191 | 187 | 183 | 179 | 157 | 148 | 139 | △ 9 | … |
| 小都市 | … | … | 430 | 454 | 444 | 448 | 450 | 450 | 451 | 442 | 445 | 448 | 463 | 15 | … |
| 町村 | 9,582 | 4,285 | 2,812 | 2,571 | 2,568 | 2,564 | 2,562 | 2,562 | 2,558 | 2,557 | 2,551 | 2,537 | 2,443 | △ 94 | 25.5 |
| **計（普通地方公共団体）** | **9,914** | **4,822** | **3,418** | **3,281** | **3,279** | **3,279** | **3,279** | **3,279** | **3,276** | **3,274** | **3,270** | **3,259** | **3,179** | **△ 80** | **32.1** |
| 特別区 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | − | 100.0 |
| 一部事務組合（普通会計） | … | … | 1,804 | 2,278 | 2,280 | 2,284 | 2,276 | 2,264 | 2,221 | 2,158 | 2,136 | 2,114 | 2,057 | △ 57 | … |
| **計（特別地方公共団体）** | … | … | **1,827** | **2,301** | **2,303** | **2,307** | **2,299** | **2,287** | **2,244** | **2,181** | **2,159** | **2,137** | **2,080** | **△ 57** | … |
| 合計 | … | … | **5,245** | **5,582** | **5,582** | **5,586** | **5,578** | **5,566** | **5,520** | **5,455** | **5,429** | **5,396** | **5,259** | **△ 137** | … |

（注） 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
3 一部事務組合には、広域連合を含めた。（以下の表において同じ）

# 第2表 団体種類別人口の推移

## その1 国勢調査人口の推移

| 区分 | 人口（千人） 昭和60.10.1 | 平成2.10.1 | 7.10.1 (A) | 12.10.1 (B) | 比較 増減 (B)−(A) | 増減率 | 構成比（%） 昭和60.10.1 | 平成2.10.1 | 7.10.1 | 12.10.1 | 1団体当たり人口（人） 平成7.10.1 (C) | 12.10.1 (D) | 比較 (D)−(C) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 千人 | % | | | | | | | |
| 特別区 | 8,355 | 8,164 | 7,968 | 8,135 | 167 | 2.1 | 6.9 | 6.6 | 6.3 | 6.4 | 346,418 | 353,682 | 7,264 |
| 大都市 | 16,528 | 18,050 | 19,151 | 19,605 | 454 | 2.4 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 15.4 | 1,595,890 | 1,633,743 | 37,853 |
| 中核市 | − | − | − | 11,835 | 11,835 | 皆増 | − | − | − | 9.3 | − | 438,323 | 438,323 |
| 都市 | 68,006 | 69,430 | 70,891 | 60,317 | △ 10,574 | △ 14.9 | 56.2 | 56.2 | 56.5 | 47.5 | 108,728 | 95,589 | △ 13,139 |
| **小計（市部）** | **92,889** | **95,644** | **98,009** | **99,891** | **1,882** | **1.9** | **76.7** | **77.4** | **78.1** | **78.7** | **142,663** | **144,143** | **1,480** |
| 町村（郡部） | 28,160 | 27,968 | 27,561 | 27,035 | △ 526 | △ 1.9 | 23.3 | 22.6 | 21.9 | 21.3 | 10,733 | 10,573 | △ 160 |
| **合計** | **121,049** | **123,611** | **125,570** | **126,926** | **1,356** | **1.1** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **38,578** | **39,054** | **476** |

（注） 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

# 第2表 団体種類別人口の推移（つづき）

その2　都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

| 区分 | 平成2年10月1日 | 平成7年10月1日 (A) | 平成12年10月1日 (B) | 増減 (B)−(A) (C) | 増減率 (C)／(A) ×100 | 平成16年3月31日現在住民基本台帳登載人口 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | % | 人 |
| 北海道 | 5,643,647 | 5,692,321 | 5,683,062 | △ 9,259 | △ 0.2 | 5,650,573 |
| 青森 | 1,482,873 | 1,481,663 | 1,475,728 | △ 5,935 | △ 0.4 | 1,479,358 |
| 岩手 | 1,416,928 | 1,419,505 | 1,416,180 | △ 3,325 | △ 0.2 | 1,405,060 |
| 宮城 | 2,248,558 | 2,328,739 | 2,365,320 | 36,581 | 1.6 | 2,350,026 |
| 秋田 | 1,227,478 | 1,213,667 | 1,189,279 | △ 24,388 | △ 2.0 | 1,173,722 |
| 山形 | 1,258,390 | 1,256,958 | 1,244,147 | △ 12,811 | △ 1.0 | 1,225,990 |
| 福島 | 2,104,058 | 2,133,592 | 2,126,935 | △ 6,657 | △ 0.3 | 2,116,210 |
| 茨城 | 2,845,382 | 2,955,530 | 2,985,676 | 30,146 | 1.0 | 2,991,804 |
| 栃木 | 1,935,168 | 1,984,390 | 2,004,817 | 20,427 | 1.0 | 2,006,717 |
| 群馬 | 1,966,265 | 2,003,540 | 2,024,852 | 21,312 | 1.1 | 2,022,780 |
| 埼玉 | 6,405,319 | 6,759,311 | 6,938,006 | 178,695 | 2.6 | 6,980,889 |
| 千葉 | 5,555,429 | 5,797,782 | 5,926,285 | 128,503 | 2.2 | 6,001,032 |
| 東京 | 11,855,563 | 11,773,602 | 12,064,101 | 290,499 | 2.5 | 12,082,143 |
| 神奈川 | 7,980,391 | 8,245,902 | 8,489,974 | 244,072 | 3.0 | 8,600,109 |
| 新潟 | 2,474,583 | 2,488,364 | 2,475,733 | △ 12,631 | △ 0.5 | 2,455,996 |
| 富山 | 1,120,161 | 1,123,125 | 1,120,851 | △ 2,274 | △ 0.2 | 1,118,661 |
| 石川 | 1,164,628 | 1,180,068 | 1,180,977 | 909 | 0.1 | 1,175,071 |
| 福井 | 823,585 | 826,996 | 828,944 | 1,948 | 0.2 | 824,824 |
| 山梨 | 852,966 | 881,996 | 888,172 | 6,176 | 0.7 | 882,678 |
| 長野 | 2,156,627 | 2,193,984 | 2,215,168 | 21,184 | 1.0 | 2,200,896 |
| 岐阜 | 2,066,569 | 2,100,315 | 2,107,700 | 7,385 | 0.4 | 2,106,917 |
| 静岡 | 3,670,840 | 3,737,689 | 3,767,393 | 29,704 | 0.8 | 3,773,140 |
| 愛知 | 6,690,603 | 6,868,336 | 7,043,300 | 174,964 | 2.5 | 7,027,499 |
| 三重 | 1,792,514 | 1,841,358 | 1,857,339 | 15,981 | 0.9 | 1,857,773 |
| 滋賀 | 1,222,411 | 1,287,005 | 1,342,832 | 55,827 | 4.3 | 1,353,893 |
| 京都 | 2,602,460 | 2,629,592 | 2,644,391 | 14,799 | 0.6 | 2,565,424 |
| 大阪 | 8,734,516 | 8,797,268 | 8,805,081 | 7,813 | 0.1 | 8,651,977 |
| 兵庫 | 5,405,040 | 5,401,877 | 5,550,574 | 148,697 | 2.8 | 5,566,566 |
| 奈良 | 1,375,481 | 1,430,862 | 1,442,795 | 11,933 | 0.8 | 1,439,040 |
| 和歌山 | 1,074,325 | 1,080,435 | 1,069,912 | △ 10,523 | △ 1.0 | 1,073,434 |
| 鳥取 | 615,722 | 614,929 | 613,289 | △ 1,640 | △ 0.3 | 614,650 |
| 島根 | 781,021 | 771,441 | 761,503 | △ 9,938 | △ 1.3 | 752,534 |
| 岡山 | 1,925,877 | 1,950,750 | 1,950,828 | 78 | 0.0 | 1,957,269 |
| 広島 | 2,849,847 | 2,881,748 | 2,878,915 | △ 2,833 | △ 0.1 | 2,869,555 |
| 山口 | 1,572,616 | 1,555,543 | 1,527,964 | △ 27,579 | △ 1.8 | 1,512,333 |
| 徳島 | 831,598 | 832,427 | 824,108 | △ 8,319 | △ 1.0 | 823,304 |
| 香川 | 1,023,412 | 1,027,006 | 1,022,890 | △ 4,116 | △ 0.4 | 1,029,356 |
| 愛媛 | 1,515,025 | 1,506,700 | 1,493,092 | △ 13,608 | △ 0.9 | 1,496,929 |
| 高知 | 825,034 | 816,704 | 813,949 | △ 2,755 | △ 0.3 | 809,554 |
| 福岡 | 4,811,050 | 4,933,393 | 5,015,699 | 82,306 | 1.7 | 5,010,859 |
| 佐賀 | 877,851 | 884,316 | 876,654 | △ 7,662 | △ 0.9 | 877,040 |
| 長崎 | 1,562,959 | 1,544,934 | 1,516,523 | △ 28,411 | △ 1.8 | 1,511,064 |
| 熊本 | 1,840,326 | 1,859,793 | 1,859,344 | △ 449 | △ 0.0 | 1,862,895 |
| 大分 | 1,236,942 | 1,231,306 | 1,221,140 | △ 10,166 | △ 0.8 | 1,227,107 |
| 宮崎 | 1,168,907 | 1,175,819 | 1,170,007 | △ 5,812 | △ 0.5 | 1,177,455 |
| 鹿児島 | 1,797,824 | 1,794,224 | 1,786,194 | △ 8,030 | △ 0.4 | 1,769,932 |
| 沖縄 | 1,222,398 | 1,273,440 | 1,318,220 | 44,780 | 3.5 | 1,362,128 |
| **合計** | **123,611,167** | **125,570,245** | **126,925,843** | **1,355,598** | **1.1** | **126,824,166** |

## 第３表　財政力指数段階別の団体数及び構成比

| 団体区分＼財政力指数 | 0.30未満 | | 0.30以上 0.50未満 | | 0.50以上 1.00未満 | | 1.00以上 | | 合　計 | | 財政力指数平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | | % | | % | | % | | % | |
| 都道府県 | 15 | 31.9 | 23 | 48.9 | 8 | 17.0 | 1 | 2.1 | 47 | 100.0 | 0.41 |
| 市町村 | 1,287 | 41.1 | 816 | 26.1 | 928 | 29.6 | 101 | 3.2 | 3,132 | 100.0 | 0.43 |
| 大都市 | − | − | − | − | 12 | 92.3 | 1 | 7.7 | 13 | 100.0 | 0.81 |
| 中核市 | − | − | − | − | 33 | 94.3 | 2 | 5.7 | 35 | 100.0 | 0.81 |
| 特例市 | − | − | − | − | 34 | 87.2 | 5 | 12.8 | 39 | 100.0 | 0.85 |
| 都市 | 28 | 4.7 | 134 | 22.3 | 399 | 66.3 | 41 | 6.8 | 602 | 100.0 | 0.65 |
| 中都市 | − | − | 3 | 2.2 | 117 | 84.2 | 19 | 13.7 | 139 | 100.0 | 0.83 |
| 小都市 | 28 | 6.0 | 131 | 28.3 | 282 | 60.9 | 22 | 4.8 | 463 | 100.0 | 0.60 |
| 町村 | 1,259 | 51.5 | 682 | 27.9 | 450 | 18.4 | 52 | 2.1 | 2,443 | 100.0 | 0.36 |
| **合　計** | **1,302** | **41.0** | **839** | **26.4** | **936** | **29.4** | **102** | **3.2** | **3,179** | **100.0** | **0.43** |

（注）　「財政力指数」は、平成13、14、15年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

## 第４表　一部事務組合の設置目的別団体数の推移

| 区　分 | 平成 9.3.31 | 10.3.31 | 11.3.31 | 12.3.31 | 13.3.31 | 14.3.31 | 15.3.31 (A) | 16.3.31 (B) | 比較 (B)-(A) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務関係 | 292 | 294 | 294 | 304 | 308 | 306 | 311 | 303 | △ 8 |
| うち退職手当組合 | 47 | 47 | 47 | 46 | 47 | 48 | 47 | 46 | △ 1 |
| 民生関係 | 136 | 141 | 145 | 185 | 147 | 137 | 136 | 131 | △ 5 |
| 衛生関係 | 1,026 | 1,015 | 1,000 | 913 | 887 | 874 | 859 | 843 | △ 16 |
| うち伝染病組合 | 118 | 116 | 107 | 34 | 5 | 2 | 1 | 1 | − |
| 〃 し尿･ごみ処理組合 | 753 | 747 | 744 | 731 | 729 | 719 | 705 | 691 | △ 14 |
| 商工関係 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | △ 2 |
| 農林水産関係 | 143 | 143 | 142 | 141 | 140 | 133 | 129 | 122 | △ 7 |
| うち林野（造林）組合 | 74 | 74 | 74 | 73 | 73 | 69 | 68 | 62 | △ 6 |
| 土木関係 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 27 | 27 | 26 | △ 1 |
| 消防関係 | 467 | 462 | 463 | 460 | 460 | 458 | 454 | 440 | △ 14 |
| 教育関係 | 144 | 138 | 136 | 137 | 137 | 135 | 129 | 126 | △ 3 |
| うち小学校組合 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 | 17 | − |
| 〃 中学校組合 | 54 | 54 | 53 | 54 | 51 | 51 | 51 | 50 | △ 1 |
| その他 | 43 | 50 | 51 | 48 | 46 | 61 | 64 | 63 | △ 1 |
| **合　計** | **2,284** | **2,276** | **2,264** | **2,221** | **2,158** | **2,136** | **2,114** | **2,057** | **△ 57** |

# 第5表 決 算 規 模 の 状 況

その1 単純合計額の状況

（単位 百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| **歳入総額(A)+(B)** | **101,006,786** | **103,260,764** | **△ 2,253,978** | **△ 2.2** | **△ 3.4** |
| 都道府県(A) | 49,811,034 | 51,464,203 | △ 1,653,169 | △ 3.2 | △ 4.6 |
| 市町村（純計額）(B) | 51,195,752 | 51,796,561 | △ 600,809 | △ 1.2 | △ 2.2 |
| 市町村（単純合計額） | 52,967,582 | 53,578,268 | △ 610,686 | △ 1.1 | △ 2.0 |
| 市町村（一部事務組合を除く単純合計額） | 50,476,770 | 50,850,721 | △ 373,951 | △ 0.7 | △ 2.1 |
| 大都市 | 10,051,531 | 9,757,091 | 294,440 | 3.0 | △ 1.8 |
| 中核市 | 5,360,724 | 4,707,097 | 653,627 | 13.9 | 4.0 |
| 特例市 | 3,380,919 | 3,292,910 | 88,009 | 2.7 | 18.1 |
| 都市 | 16,175,088 | 17,080,507 | △ 905,419 | △ 5.3 | △ 6.1 |
| 中都市 | 7,177,473 | 8,342,643 | △ 1,165,170 | △ 14.0 | △ 10.4 |
| 小都市 | 8,997,615 | 8,737,864 | 259,751 | 3.0 | △ 1.6 |
| 町村 | 12,774,375 | 13,294,940 | △ 520,565 | △ 3.9 | △ 2.8 |
| 特別区 | 2,734,134 | 2,718,177 | 15,957 | 0.6 | △ 4.5 |
| 一部事務組合 | 2,490,811 | 2,727,546 | △ 236,735 | △ 8.7 | 0.2 |
| **歳出総額(C)+(D)** | **98,701,602** | **100,929,961** | **△ 2,228,359** | **△ 2.2** | **△ 3.3** |
| 都道府県(C) | 48,917,026 | 50,503,923 | △ 1,586,897 | △ 3.1 | △ 4.6 |
| 市町村（純計額）(D) | 49,784,576 | 50,426,038 | △ 641,462 | △ 1.3 | △ 1.9 |
| 市町村（単純合計額） | 51,556,406 | 52,207,745 | △ 651,339 | △ 1.2 | △ 1.8 |
| 市町村（一部事務組合を除く単純合計額） | 49,160,833 | 49,580,866 | △ 420,033 | △ 0.8 | △ 1.9 |
| 大都市 | 9,939,227 | 9,655,795 | 283,432 | 2.9 | △ 1.6 |
| 中核市 | 5,210,860 | 4,583,613 | 627,247 | 13.7 | 4.3 |
| 特例市 | 3,306,894 | 3,222,181 | 84,713 | 2.6 | 18.1 |
| 都市 | 15,749,327 | 16,656,231 | △ 906,904 | △ 5.4 | △ 5.8 |
| 中都市 | 7,004,307 | 8,136,423 | △ 1,132,116 | △ 13.9 | △ 10.1 |
| 小都市 | 8,745,020 | 8,519,807 | 225,213 | 2.6 | △ 1.2 |
| 町村 | 12,312,693 | 12,817,720 | △ 505,027 | △ 3.9 | △ 2.6 |
| 特別区 | 2,641,831 | 2,645,325 | △ 3,494 | △ 0.1 | △ 3.6 |
| 一部事務組合 | 2,395,573 | 2,626,879 | △ 231,306 | △ 8.8 | 0.1 |

# 第5表　決　算　規　模　の　状　況（つづき）

その２　純計額の状況

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増　減　額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| **歳　入　総　額（A）** | **101,006,786** | **103,260,764** | **△ 2,253,978** | **△ 2.2** | **△ 3.4** |
| 団　体　間　重　複　額（B） | 6,119,761 | 6,090,543 | 29,218 | 0.5 | △ 11.7 |
| 都道府県支出金（市町村に対する貸付金を含む） | 2,690,224 | 2,678,798 | 11,426 | 0.4 | △ 0.9 |
| 同級他団体からの分担金、負担金等 | 198,560 | 184,723 | 13,837 | 7.5 | 1.3 |
| 市町村からの分担金、負担金、寄附金等 | 626,870 | 718,024 | △ 91,154 | △ 12.7 | △ 7.0 |
| 特別区財政調整交付金 | 775,632 | 769,255 | 6,377 | 0.8 | △ 7.4 |
| 利　子　割　交　付　金 | 148,888 | 210,551 | △ 61,663 | △ 29.3 | △ 69.4 |
| 地方消費税交付金 | 1,212,844 | 1,083,730 | 129,114 | 11.9 | △ 12.2 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 48,404 | 52,288 | △ 3,884 | △ 7.4 | △ 5.3 |
| 特別地方消費税交付金 | 77 | 188 | △ 111 | △ 59.0 | △ 61.0 |
| 自動車取得税交付金 | 309,987 | 285,223 | 24,764 | 8.7 | △ 10.3 |
| 軽油引取税交付金 | 108,274 | 107,762 | 512 | 0.5 | △ 3.8 |
| **歳　入　純　計　額（A）－（B）** | **94,887,025** | **97,170,222** | **△ 2,283,197** | **△ 2.3** | **△ 2.8** |
| **歳　出　総　額（C）** | **98,701,602** | **100,929,961** | **△ 2,228,359** | **△ 2.2** | **△ 3.3** |
| 団　体　間　重　複　額（D） | 6,119,761 | 6,090,543 | 29,218 | 0.5 | △ 11.7 |
| 市町村に対する事業費等の補助交付金等 | 2,690,224 | 2,678,802 | 11,422 | 0.4 | △ 0.9 |
| 同級他団体に対する負担金等 | 198,560 | 184,723 | 13,837 | 7.5 | 1.3 |
| 都道府県に対する事業費等の分担金、負担金、寄附金等 | 626,870 | 718,024 | △ 91,154 | △ 12.7 | △ 7.0 |
| 特別区財政調整交付金 | 775,632 | 769,255 | 6,377 | 0.8 | △ 7.4 |
| 利　子　割　交　付　金 | 148,888 | 210,551 | △ 61,663 | △ 29.3 | △ 69.4 |
| 地方消費税交付金 | 1,212,844 | 1,083,730 | 129,114 | 11.9 | △ 12.2 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 48,404 | 52,288 | △ 3,884 | △ 7.4 | △ 5.3 |
| 特別地方消費税交付金 | 77 | 188 | △ 111 | △ 59.0 | △ 61.0 |
| 自動車取得税交付金 | 309,987 | 285,220 | 24,767 | 8.7 | △ 10.3 |
| 軽油引取税交付金 | 108,274 | 107,762 | 512 | 0.5 | △ 3.8 |
| **歳　出　純　計　額（C）－（D）** | **92,581,841** | **94,839,418** | **△ 2,257,577** | **△ 2.4** | **△ 2.7** |

（注）　次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)－(B)」又は「歳出純計額(C)－(D)」をいう。

# 第6表 純 計 決 算 額 の 推 移

（単位 百万円・％）

| 区分 | 地方 | | | | | | 国（一般会計） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 歳入 | | | 歳出 | | | 歳入 | | | 歳出 | | |
| | 決算額 | 対前年度増減率 | 指数 | 決算額 | 対前年度増減率 | 指数 | 決算額 | 対前年度増減率 | 指数 | 決算額 | 対前年度増減率 | 指数 |
| 昭和36年度 | 2,511,550 | 24.0 | 100 | 2,391,080 | 24.2 | 100 | 2,515,932 | 28.3 | 100 | 2,063,468 | 18.4 | 100 |
| 37 | 2,982,850 | 18.8 | 119 | 2,887,366 | 20.8 | 121 | 2,947,623 | 17.2 | 117 | 2,556,617 | 23.9 | 124 |
| 38 | 3,397,659 | 13.9 | 135 | 3,308,833 | 14.6 | 138 | 3,231,214 | 9.6 | 128 | 3,044,292 | 19.1 | 148 |
| 39 | 3,910,921 | 15.1 | 156 | 3,821,968 | 15.5 | 160 | 3,446,768 | 6.7 | 137 | 3,310,969 | 8.8 | 160 |
| 40 | 4,478,035 | 14.5 | 178 | 4,365,140 | 14.2 | 183 | 3,773,097 | 9.5 | 150 | 3,723,017 | 12.4 | 180 |
| 41 | 5,177,746 | 15.6 | 206 | 5,026,177 | 15.1 | 210 | 4,552,146 | 20.6 | 181 | 4,459,196 | 19.8 | 216 |
| 42 | 5,926,311 | 14.5 | 236 | 5,725,497 | 13.9 | 239 | 5,299,446 | 16.4 | 211 | 5,113,035 | 14.7 | 248 |
| 43 | 6,958,874 | 17.4 | 277 | 6,729,574 | 17.5 | 281 | 6,059,873 | 14.3 | 241 | 5,937,082 | 16.1 | 288 |
| 44 | 8,305,229 | 19.3 | 331 | 8,033,912 | 19.4 | 336 | 7,109,267 | 17.3 | 283 | 6,917,838 | 16.5 | 335 |
| 45 | 10,103,998 | 21.7 | 402 | 9,814,878 | 22.2 | 410 | 8,459,181 | 19.0 | 336 | 8,187,697 | 18.4 | 397 |
| 46 | 12,179,449 | 20.5 | 485 | 11,909,529 | 21.3 | 498 | 9,970,859 | 17.9 | 396 | 9,561,131 | 16.8 | 463 |
| 47 | 15,090,702 | 23.9 | 601 | 14,618,283 | 22.7 | 611 | 12,793,873 | 28.3 | 509 | 11,932,172 | 24.8 | 578 |
| 48 | 18,217,086 | 20.7 | 725 | 17,473,883 | 19.5 | 731 | 16,761,978 | 31.0 | 666 | 14,778,303 | 23.9 | 716 |
| 49 | 23,486,710 | 28.9 | 935 | 22,887,888 | 31.0 | 957 | 20,379,123 | 21.6 | 810 | 19,099,793 | 29.2 | 926 |
| 50 | 26,044,417 | 10.9 | 1,037 | 25,654,468 | 12.1 | 1,073 | 21,473,416 | 5.4 | 853 | 20,860,879 | 9.2 | 1,011 |
| 51 | 29,503,523 | 13.3 | 1,175 | 28,907,036 | 12.7 | 1,209 | 25,076,017 | 16.8 | 997 | 24,467,612 | 17.3 | 1,186 |
| 52 | 34,014,343 | 15.3 | 1,354 | 33,362,119 | 15.4 | 1,395 | 29,433,623 | 17.4 | 1,170 | 29,059,842 | 18.8 | 1,408 |
| 53 | 39,133,798 | 15.1 | 1,558 | 38,346,995 | 14.9 | 1,604 | 34,907,265 | 18.6 | 1,387 | 34,096,030 | 17.3 | 1,652 |
| 54 | 43,132,151 | 10.2 | 1,717 | 42,077,946 | 9.7 | 1,760 | 39,779,228 | 14.0 | 1,581 | 38,789,831 | 13.8 | 1,880 |
| 55 | 46,803,074 | 8.5 | 1,864 | 45,780,784 | 8.8 | 1,915 | 44,040,667 | 10.7 | 1,750 | 43,405,026 | 11.9 | 2,103 |
| 56 | 50,103,281 | 7.1 | 1,995 | 49,165,293 | 7.4 | 2,056 | 47,443,338 | 7.7 | 1,886 | 46,921,154 | 8.1 | 2,274 |
| 57 | 52,167,701 | 4.1 | 2,077 | 51,133,257 | 4.0 | 2,139 | 48,001,281 | 1.2 | 1,908 | 47,245,064 | 0.7 | 2,290 |
| 58 | 53,461,945 | 2.5 | 2,129 | 52,306,947 | 2.3 | 2,188 | 51,652,905 | 7.6 | 2,053 | 50,635,307 | 7.2 | 2,454 |
| 59 | 54,973,200 | 2.8 | 2,189 | 53,869,962 | 3.0 | 2,253 | 52,183,385 | 1.0 | 2,074 | 51,480,623 | 1.7 | 2,495 |
| 60 | 57,472,555 | 4.5 | 2,288 | 56,293,463 | 4.5 | 2,354 | 53,992,562 | 3.5 | 2,146 | 53,004,511 | 3.0 | 2,569 |
| 61 | 60,074,817 | 4.5 | 2,392 | 58,717,063 | 4.3 | 2,456 | 56,489,194 | 4.6 | 2,245 | 53,640,432 | 1.2 | 2,600 |
| 62 | 64,661,859 | 7.6 | 2,575 | 63,220,132 | 7.7 | 2,644 | 61,388,769 | 8.7 | 2,440 | 57,731,141 | 7.6 | 2,798 |
| 63 | 68,009,464 | 5.2 | 2,708 | 66,401,636 | 5.0 | 2,777 | 64,607,381 | 5.2 | 2,568 | 61,471,062 | 6.5 | 2,979 |
| 平成元年度 | 74,566,747 | 9.6 | 2,969 | 72,729,016 | 9.5 | 3,042 | 67,247,823 | 4.1 | 2,673 | 65,858,939 | 7.1 | 3,192 |
| 2 | 80,410,014 | 7.8 | 3,202 | 78,473,217 | 7.9 | 3,282 | 71,703,468 | 6.6 | 2,850 | 69,268,676 | 5.2 | 3,357 |
| 3 | 85,709,945 | 6.6 | 3,413 | 83,806,515 | 6.8 | 3,505 | 72,990,559 | 1.8 | 2,901 | 70,547,185 | 1.8 | 3,419 |
| 4 | 91,423,820 | 6.7 | 3,640 | 89,559,705 | 6.9 | 3,746 | 71,465,997 | △ 2.1 | 2,841 | 70,497,432 | △ 0.1 | 3,416 |
| 5 | 95,314,172 | 4.3 | 3,795 | 93,076,359 | 3.9 | 3,893 | 75,169,012 | 5.2 | 2,988 | 72,540,326 | 2.9 | 3,515 |
| 6 | 95,994,493 | 0.7 | 3,822 | 93,817,836 | 0.8 | 3,924 | 74,074,943 | △ 1.5 | 2,944 | 71,349,541 | △ 1.6 | 3,458 |
| 7 | 101,315,603 | 5.5 | 4,034 | 98,944,511 | 5.5 | 4,138 | 80,557,216 | 8.8 | 3,202 | 75,938,516 | 6.4 | 3,680 |
| 8 | 101,350,538 | 0.0 | 4,035 | 99,026,140 | 0.1 | 4,141 | 81,809,039 | 1.6 | 3,252 | 78,847,867 | 3.8 | 3,821 |
| 9 | 99,887,786 | △ 1.4 | 3,977 | 97,673,772 | △ 1.4 | 4,085 | 80,170,473 | △ 2.0 | 3,187 | 78,470,310 | △ 0.5 | 3,803 |
| 10 | 102,868,902 | 3.0 | 4,096 | 100,197,545 | 2.6 | 4,190 | 89,782,694 | 12.0 | 3,569 | 84,391,798 | 7.5 | 4,090 |
| 11 | 104,006,504 | 1.1 | 4,141 | 101,629,110 | 1.4 | 4,250 | 94,376,336 | 5.1 | 3,751 | 89,037,431 | 5.5 | 4,315 |
| 12 | 100,275,101 | △ 3.6 | 3,993 | 97,616,360 | △ 3.9 | 4,083 | 93,361,027 | △ 1.1 | 3,711 | 89,321,050 | 0.3 | 4,329 |
| 13 | 100,004,082 | △ 0.3 | 3,982 | 97,431,688 | △ 0.2 | 4,075 | 86,903,039 | △ 6.9 | 3,454 | 84,811,129 | △ 5.0 | 4,110 |
| 14 | 97,170,222 | △ 2.8 | 3,869 | 94,839,418 | △ 2.7 | 3,966 | 87,289,022 | 0.4 | 3,469 | 83,674,290 | △ 1.3 | 4,055 |
| 15 | 94,887,025 | △ 2.3 | 3,778 | 92,581,841 | △ 2.4 | 3,872 | 85,622,807 | △ 1.9 | 3,403 | 82,415,971 | △ 1.5 | 3,994 |

（注） 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

# 第7表 決 算 収 支 の 状 況

その１　黒字、赤字の団体別の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 歳入 (B) | 歳出 (C) | 歳入歳出差引 (B)－(C) (D) | 翌年度に繰り越すべき財源 (E) | 実質収支 (D)－(E) (F) | 団体数 (G) | 実質収支 (H) | 団体数 (A)－(G) | 増減 (F)－(H) |
| 全団体 | | | | | | | | | | |
| 都道府県 (A) | 47 | 49,811,034 | 48,917,026 | 894,008 | 746,313 | 147,695 | 47 | 134,353 | － | 13,342 |
| 市町村(単純合計額) (B) | 5,212 | 52,967,582 | 51,556,406 | 1,411,176 | 354,223 | 1,056,953 | 5,349 | 943,917 | △ 137 | 113,036 |
| 市町村（一部事務組合を除く単純合計額） | 3,155 | 50,476,770 | 49,160,833 | 1,315,937 | 345,358 | 970,579 | 3,235 | 852,253 | △ 80 | 118,326 |
| 大都市 | 13 | 10,051,531 | 9,939,227 | 112,304 | 89,374 | 22,930 | 12 | 10,107 | 1 | 12,823 |
| 特別区 | 23 | 2,734,134 | 2,641,831 | 92,303 | 6,284 | 86,019 | 23 | 64,011 | － | 22,008 |
| 中核市 | 35 | 5,360,724 | 5,210,860 | 149,864 | 48,282 | 101,582 | 30 | 67,802 | 5 | 33,780 |
| 特例市 | 39 | 3,380,919 | 3,306,894 | 74,025 | 22,605 | 51,420 | 37 | 44,474 | 2 | 6,946 |
| 都市 | 602 | 16,175,088 | 15,749,327 | 425,761 | 91,002 | 334,759 | 596 | 298,785 | 6 | 35,974 |
| 中都市 | 139 | 7,177,473 | 7,004,307 | 173,166 | 35,926 | 137,240 | 148 | 145,416 | △ 9 | △ 8,176 |
| 小都市 | 463 | 8,997,615 | 8,745,020 | 252,595 | 55,076 | 197,519 | 448 | 153,369 | 15 | 44,150 |
| 町村 | 2,443 | 12,774,375 | 12,312,693 | 461,682 | 87,812 | 373,870 | 2,537 | 367,074 | △ 94 | 6,796 |
| 一部事務組合 | 2,057 | 2,490,811 | 2,395,573 | 95,238 | 8,865 | 86,373 | 2,114 | 91,663 | △ 57 | △ 5,290 |
| 合計 (A)+(B) | **5,259** | **102,778,615** | **100,473,431** | **2,305,184** | **1,100,537** | **1,204,647** | **5,396** | **1,078,270** | **△ 137** | **126,377** |
| 黒字の団体 | | | | | | | | | | |
| 都道府県 (A) | 45 | 45,742,550 | 44,858,829 | 883,721 | 702,761 | 180,960 | 45 | 178,491 | － | 2,469 |
| 市町村(単純合計額) (B) | 5,172 | 51,589,936 | 50,168,501 | 1,421,435 | 340,672 | 1,080,763 | 5,318 | 964,190 | △ 146 | 116,573 |
| 市町村（一部事務組合を除く単純合計額） | 3,116 | 49,099,538 | 47,773,341 | 1,326,197 | 331,808 | 994,389 | 3,204 | 872,527 | △ 88 | 121,862 |
| 大都市 | 12 | 9,376,975 | 9,275,395 | 101,580 | 77,145 | 24,435 | 11 | 11,400 | 1 | 13,035 |
| 特別区 | 23 | 2,734,134 | 2,641,831 | 92,303 | 6,284 | 86,019 | 23 | 64,011 | － | 22,008 |
| 中核市 | 35 | 5,360,724 | 5,210,860 | 149,864 | 48,282 | 101,582 | 30 | 67,802 | 5 | 33,780 |
| 特例市 | 37 | 3,194,840 | 3,117,427 | 77,413 | 22,025 | 55,388 | 35 | 48,026 | 2 | 7,362 |
| 都市 | 586 | 15,775,203 | 15,335,517 | 439,686 | 90,439 | 349,247 | 581 | 312,661 | 5 | 36,586 |
| 中都市 | 136 | 7,037,612 | 6,862,078 | 175,534 | 35,664 | 139,870 | 145 | 147,325 | △ 9 | △ 7,455 |
| 小都市 | 450 | 8,737,591 | 8,473,439 | 264,152 | 54,775 | 209,377 | 436 | 165,336 | 14 | 44,041 |
| 町村 | 2,423 | 12,657,662 | 12,192,310 | 465,352 | 87,634 | 377,718 | 2,524 | 368,628 | △ 101 | 9,090 |
| 一部事務組合 | 2,056 | 2,490,399 | 2,395,160 | 95,239 | 8,866 | 86,373 | 2,114 | 91,663 | △ 58 | △ 5,290 |
| 合計 (A)+(B) | **5,217** | **97,332,487** | **95,027,330** | **2,305,157** | **1,043,434** | **1,261,723** | **5,363** | **1,142,681** | **△ 146** | **119,042** |
| 赤字の団体 | | | | | | | | | | |
| 都道府県 (A) | 2 | 4,068,483 | 4,058,197 | 10,286 | 43,551 | △ 33,265 | 2 | △ 44,138 | － | 10,873 |
| 市町村(単純合計額) (B) | 40 | 1,377,645 | 1,387,905 | △ 10,260 | 13,550 | △ 23,810 | 31 | △ 20,274 | 9 | △ 3,536 |
| 市町村（一部事務組合を除く単純合計額） | 39 | 1,377,233 | 1,387,492 | △ 10,259 | 13,551 | △ 23,810 | 31 | △ 20,274 | 8 | △ 3,536 |
| 大都市 | 1 | 674,556 | 663,832 | 10,724 | 12,230 | △ 1,506 | 1 | △ 1,292 | － | △ 214 |
| 特別区 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 中核市 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 特例市 | 2 | 186,079 | 189,467 | △ 3,388 | 580 | △ 3,968 | 2 | △ 3,552 | － | △ 416 |
| 都市 | 16 | 399,885 | 413,810 | △ 13,925 | 563 | △ 14,488 | 15 | △ 13,876 | 1 | △ 612 |
| 中都市 | 3 | 139,861 | 142,229 | △ 2,368 | 262 | △ 2,630 | 3 | △ 1,909 | － | △ 721 |
| 小都市 | 13 | 260,024 | 271,581 | △ 11,557 | 301 | △ 11,858 | 12 | △ 11,967 | 1 | 109 |
| 町村 | 20 | 116,713 | 120,383 | △ 3,670 | 178 | △ 3,848 | 13 | △ 1,553 | 7 | △ 2,295 |
| 一部事務組合 | 1 | 413 | 413 | △ 0 | － | △ 0 | － | － | 1 | △ 0 |
| 合計 (A)+(B) | **42** | **5,446,129** | **5,446,102** | **27** | **57,102** | **△ 57,075** | **33** | **△ 64,412** | **9** | **7,337** |

（注）　平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれており、平成14年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった８市町村が含まれている。

# 第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その2　都道府県別実質収支等の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 歳入 (A) | 歳出 (B) | 歳入歳出差引 (A)－(B) (C) | 翌年度に繰り越すべき財源 (D) | 実質収支 (C)－(D) | 単年度収支 (E) | 積立金 (F) | 繰上償還額 (G) | 積立金取崩し額 (H) | 実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 2,833,753 | 2,816,383 | 17,370 | 6,706 | 10,664 | 1,239 | 4,451 | － | 7,500 | △ 1,810 |
| 青森県 | 816,413 | 800,614 | 15,799 | 13,703 | 2,096 | 122 | 18 | 4,429 | 2,000 | 2,568 |
| 岩手県 | 821,551 | 800,146 | 21,405 | 18,945 | 2,460 | 320 | 1,070 | － | 1,000 | 390 |
| 宮城県 | 812,791 | 793,194 | 19,597 | 19,252 | 345 | △ 448 | 2,417 | － | 2,800 | △ 831 |
| 秋田県 | 728,802 | 716,553 | 12,249 | 9,746 | 2,503 | 117 | 1,196 | － | － | 1,313 |
| 山形県 | 637,336 | 626,114 | 11,222 | 8,048 | 3,174 | 1,458 | 1,512 | － | 2,000 | 970 |
| 福島県 | 936,252 | 927,325 | 8,927 | 5,658 | 3,269 | 148 | 7,883 | － | 4,777 | 3,254 |
| 茨城県 | 1,061,795 | 1,047,467 | 14,328 | 11,822 | 2,506 | △ 1,722 | 0 | － | 50 | △ 1,772 |
| 栃木県 | 821,168 | 802,144 | 19,024 | 16,619 | 2,405 | 350 | 44 | － | － | 394 |
| 群馬県 | 770,534 | 753,258 | 17,276 | 15,837 | 1,439 | 197 | 789 | 779 | 2,000 | △ 235 |
| 埼玉県 | 1,572,529 | 1,555,088 | 17,441 | 13,763 | 3,678 | 620 | 1 | 35,000 | － | 35,622 |
| 千葉県 | 1,466,851 | 1,455,088 | 11,763 | 14,436 | △ 2,673 | 5,255 | － | － | － | 5,255 |
| 東京都 | 6,293,928 | 6,137,827 | 156,101 | 84,670 | 71,431 | △ 4,669 | 42,622 | － | 169,490 | △ 131,538 |
| 神奈川県 | 1,710,637 | 1,697,599 | 13,038 | 8,114 | 4,924 | 2,353 | 2,300 | － | 1,650 | 3,003 |
| 新潟県 | 1,219,897 | 1,203,832 | 16,065 | 11,229 | 4,836 | △ 1,901 | 1,030 | － | 650 | △ 1,522 |
| 富山県 | 560,748 | 535,792 | 24,956 | 20,495 | 4,461 | 937 | 2 | － | － | 938 |
| 石川県 | 581,967 | 571,991 | 9,976 | 9,153 | 823 | △ 94 | 5 | 7,000 | 500 | 6,411 |
| 福井県 | 516,120 | 502,469 | 13,651 | 11,003 | 2,648 | 626 | 6 | － | － | 632 |
| 山梨県 | 516,279 | 496,499 | 19,780 | 17,850 | 1,930 | △ 539 | 752 | － | － | 212 |
| 長野県 | 890,301 | 866,067 | 24,234 | 19,595 | 4,639 | 595 | 1 | － | － | 595 |
| 岐阜県 | 828,961 | 811,290 | 17,671 | 13,807 | 3,864 | 420 | 8 | － | － | 428 |
| 静岡県 | 1,170,775 | 1,146,740 | 24,035 | 18,990 | 5,045 | △ 901 | 5,404 | 717 | 1,000 | 4,221 |
| 愛知県 | 2,142,747 | 2,118,458 | 24,289 | 22,483 | 1,806 | 758 | 0 | － | － | 758 |
| 三重県 | 717,609 | 697,986 | 19,623 | 14,895 | 4,728 | 971 | 9,084 | － | 194 | 9,860 |
| 滋賀県 | 550,798 | 541,396 | 9,402 | 9,117 | 285 | △ 165 | 3,170 | － | － | 3,005 |
| 京都府 | 797,112 | 789,951 | 7,161 | 6,873 | 288 | 90 | 0 | － | － | 90 |
| 大阪府 | 2,601,633 | 2,603,109 | △ 1,476 | 29,116 | △ 30,592 | 5,618 | － | － | － | 5,618 |
| 兵庫県 | 2,111,897 | 2,100,376 | 11,521 | 10,877 | 644 | △ 637 | 540 | － | 1,626 | △ 1,722 |
| 奈良県 | 526,240 | 517,046 | 9,194 | 9,080 | 114 | △ 7 | 504 | － | － | 497 |
| 和歌山県 | 569,360 | 555,288 | 14,072 | 11,955 | 2,117 | 28 | 8 | 1,969 | － | 2,005 |
| 鳥取県 | 431,847 | 410,155 | 21,692 | 11,234 | 10,458 | 2,714 | 3 | － | － | 2,717 |
| 島根県 | 622,690 | 606,107 | 16,583 | 14,672 | 1,911 | 540 | 1 | 2,200 | 1 | 2,740 |
| 岡山県 | 764,518 | 755,693 | 8,825 | 8,742 | 83 | 16 | 143 | － | 143 | 16 |
| 広島県 | 1,039,136 | 1,026,042 | 13,094 | 11,687 | 1,407 | △ 432 | 805 | － | 410 | △ 38 |
| 山口県 | 771,121 | 754,619 | 16,502 | 15,216 | 1,286 | △ 509 | 3,001 | 1,006 | 3,000 | 498 |
| 徳島県 | 561,165 | 535,246 | 25,919 | 25,565 | 354 | △ 972 | 5,501 | － | 5,510 | △ 981 |
| 香川県 | 481,842 | 468,123 | 13,719 | 11,305 | 2,414 | △ 699 | 2,389 | － | 4,129 | △ 2,440 |
| 愛媛県 | 661,407 | 635,577 | 25,830 | 25,803 | 27 | △ 345 | 2,135 | － | 1,812 | △ 22 |
| 高知県 | 536,405 | 520,583 | 15,822 | 12,133 | 3,689 | 3,145 | 9 | － | 1,706 | 1,449 |
| 福岡県 | 1,478,211 | 1,450,522 | 27,689 | 26,080 | 1,609 | △ 22 | 12 | － | 1,000 | △ 1,010 |
| 佐賀県 | 449,320 | 439,996 | 9,324 | 8,732 | 592 | 515 | 875 | － | － | 1,390 |
| 長崎県 | 765,433 | 750,243 | 15,190 | 14,284 | 906 | 258 | 339 | － | 400 | 197 |
| 熊本県 | 796,621 | 770,987 | 25,634 | 21,820 | 3,814 | △ 2,259 | 5 | － | － | △ 2,254 |
| 大分県 | 648,730 | 632,328 | 16,402 | 16,023 | 379 | △ 54 | 3,703 | 3,400 | 3,700 | 3,348 |
| 宮崎県 | 638,276 | 626,076 | 12,200 | 11,680 | 520 | △ 17 | 5 | － | 351 | △ 364 |
| 鹿児島県 | 932,205 | 912,027 | 20,178 | 19,046 | 1,132 | 348 | 1,809 | － | 1,809 | 348 |
| 沖縄県 | 645,321 | 635,611 | 9,710 | 8,454 | 1,256 | △ 18 | 641 | － | 650 | △ 26 |
| 合計 | **49,811,034** | **48,917,026** | **894,008** | **746,313** | **147,695** | **13,342** | **106,193** | **56,500** | **221,859** | **△ 45,824** |

# 第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その３　大都市・中核市・特例市・都市（平成16年３月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 歳入 (A) | 歳出 (B) | 歳入歳出差引 (A)－(B) (C) | 翌年度に繰り越すべき財源 (D) | 実質収支 (C)－(D) | 単年度収支 (E) | 積立金 (F) | 繰上償還額 (G) | 積立金取崩し額 (H) | 実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大都市 | | | | | | | | | | |
| 札幌市 | 826,901 | 819,699 | 7,202 | 4,674 | 2,528 | 579 | 3,344 | 44 | － | 3,967 |
| 仙台市 | 418,189 | 411,770 | 6,419 | 6,062 | 357 | 1 | 274 | － | 2,715 | △ 2,440 |
| さいたま市 | 354,499 | 337,456 | 17,043 | 8,696 | 8,347 | 6,763 | 3 | － | － | 6,766 |
| 千葉市 | 351,592 | 344,520 | 7,072 | 6,355 | 717 | 284 | 800 | － | 258 | 827 |
| 横浜市 | 1,428,858 | 1,411,952 | 16,906 | 12,125 | 4,781 | 3,325 | 59 | － | － | 3,383 |
| 川崎市 | 562,538 | 556,966 | 5,572 | 5,002 | 570 | 109 | 1 | － | － | 110 |
| 名古屋市 | 1,042,162 | 1,035,213 | 6,949 | 6,226 | 723 | 637 | 0 | － | 900 | △ 263 |
| 京都市 | 674,556 | 663,832 | 10,724 | 12,230 | △ 1,506 | △ 213 | 0 | － | － | △ 213 |
| 大阪市 | 1,722,657 | 1,719,987 | 2,670 | 2,478 | 192 | △ 55 | － | 0 | － | △ 55 |
| 神戸市 | 842,029 | 834,521 | 7,508 | 7,491 | 17 | △ 2 | 429 | － | 29 | 398 |
| 広島市 | 548,032 | 543,523 | 4,509 | 4,322 | 187 | △ 32 | 709 | － | － | 677 |
| 北九州市 | 535,714 | 527,431 | 8,283 | 7,091 | 1,192 | △ 609 | 700 | － | 900 | △ 809 |
| 福岡市 | 743,805 | 732,356 | 11,449 | 6,625 | 4,824 | 426 | 2,789 | － | 3,000 | 215 |
| 中核市 | | | | | | | | | | |
| 旭川市 | 155,326 | 152,785 | 2,541 | 64 | 2,477 | 1,269 | 4 | － | － | 1,273 |
| 秋田市 | 109,114 | 106,918 | 2,196 | 672 | 1,524 | 311 | 701 | 255 | － | 1,267 |
| 郡山市 | 103,694 | 100,593 | 3,101 | 320 | 2,781 | 345 | 3,050 | － | 1,500 | 1,895 |
| いわき市 | 123,828 | 120,482 | 3,346 | 992 | 2,354 | 1,154 | 3,886 | － | 4,283 | 758 |
| 宇都宮市 | 165,374 | 157,624 | 7,750 | 2,999 | 4,751 | 1,744 | 7 | － | － | 1,751 |
| 川越市 | 87,772 | 84,083 | 3,689 | 212 | 3,477 | △ 264 | 587 | － | － | 323 |
| 船橋市 | 140,437 | 134,527 | 5,910 | 407 | 5,503 | 2,508 | 1 | － | － | 2,509 |
| 横須賀市 | 134,611 | 127,583 | 7,028 | 919 | 6,109 | 1,461 | 2 | － | 898 | 564 |
| 相模原市 | 169,487 | 162,546 | 6,941 | 719 | 6,222 | 603 | 502 | － | － | 1,104 |
| 新潟市 | 189,301 | 186,180 | 3,121 | 2,294 | 827 | 456 | 1,641 | － | － | 2,097 |
| 富山市 | 121,064 | 118,649 | 2,415 | 304 | 2,111 | 1,748 | 3 | － | 400 | 1,350 |
| 金沢市 | 184,830 | 181,245 | 3,585 | 3,061 | 524 | 268 | 0 | 2,520 | － | 2,789 |
| 長野市 | 128,713 | 124,426 | 4,287 | 3,292 | 995 | △ 418 | 1,031 | － | － | 614 |
| 岐阜市 | 141,745 | 133,772 | 7,973 | 619 | 7,354 | △ 98 | 2 | － | － | △ 96 |
| 静岡市 | 267,768 | 259,112 | 8,656 | 4,168 | 4,488 | △ 1,586 | 3,746 | － | 1,530 | 630 |
| 浜松市 | 187,475 | 181,948 | 5,527 | 888 | 4,639 | 644 | 2,802 | 879 | － | 4,326 |
| 豊橋市 | 112,017 | 106,298 | 5,719 | 327 | 5,392 | 1,468 | 12 | 364 | 1,940 | △ 97 |
| 岡崎市 | 93,999 | 91,357 | 2,642 | 171 | 2,471 | △ 346 | 2,803 | － | 2,800 | △ 344 |
| 豊田市 | 138,020 | 131,673 | 6,347 | 2,250 | 4,097 | 251 | 2,500 | － | － | 2,751 |
| 堺市 | 276,438 | 275,065 | 1,373 | 1,200 | 173 | 32 | 1 | 245 | 4,155 | △ 3,877 |
| 高槻市 | 100,365 | 99,757 | 608 | 346 | 262 | 77 | 855 | 26 | － | 957 |
| 姫路市 | 183,241 | 176,378 | 6,863 | 1,783 | 5,080 | 565 | 36 | － | － | 601 |
| 奈良市 | 108,888 | 106,709 | 2,179 | 756 | 1,423 | 256 | 0 | 166 | － | 423 |
| 和歌山市 | 126,854 | 125,588 | 1,266 | 688 | 578 | △ 278 | 574 | － | 2,674 | △ 2,378 |
| 岡山市 | 222,062 | 215,862 | 6,200 | 1,783 | 4,417 | 574 | 15 | － | 2,500 | △ 1,910 |
| 倉敷市 | 156,883 | 152,860 | 4,023 | 496 | 3,527 | 3,153 | 1,079 | － | － | 4,233 |
| 福山市 | 144,030 | 139,753 | 4,277 | 1,594 | 2,683 | 229 | 1,861 | 1,104 | 1,500 | 1,694 |
| 高松市 | 126,201 | 122,372 | 3,829 | 1,082 | 2,747 | 504 | 5 | － | 1,800 | △ 1,291 |
| 松山市 | 152,470 | 144,178 | 8,292 | 6,415 | 1,877 | 50 | 2,500 | － | 2,200 | 350 |
| 高知市 | 136,320 | 134,463 | 1,857 | 1,655 | 202 | △ 412 | 1 | － | 1,500 | △ 1,911 |
| 長崎市 | 193,199 | 192,409 | 790 | 573 | 217 | △ 109 | 279 | 338 | 392 | 117 |
| 熊本市 | 225,375 | 221,604 | 3,771 | 1,019 | 2,752 | △ 1,149 | 1,703 | 1,292 | － | 1,845 |
| 大分市 | 146,542 | 142,815 | 3,727 | 981 | 2,746 | 725 | 3 | 1,943 | 500 | 2,171 |
| 宮崎市 | 117,705 | 115,431 | 2,274 | 1,405 | 869 | △ 327 | 1,002 | 549 | － | 1,224 |
| 鹿児島市 | 189,574 | 183,815 | 5,759 | 1,826 | 3,933 | 993 | 2 | － | － | 994 |

# 第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その3　大都市・中核市・特例市・都市（平成16年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況（つづき）

（単位　百万円）

| 区分 | 歳入 (A) | 歳出 (B) | 歳入歳出差引 (A)－(B) (C) | 翌年度に繰り越すべき財源 (D) | 実質収支 (C)－(D) | 単年度収支 (E) | 積立金 (F) | 繰上償還額 (G) | 積立金取崩し額 (H) | 実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特例市 | | | | | | | | | | |
| 函館市 | 120,706 | 119,723 | 983 | 3 | 980 | 106 | 1 | － | － | 106 |
| 八戸市 | 80,841 | 79,622 | 1,219 | 216 | 1,003 | △ 255 | 413 | － | 900 | △ 743 |
| 盛岡市 | 94,899 | 94,022 | 877 | 106 | 771 | 763 | 564 | － | 1,000 | 327 |
| 山形市 | 85,035 | 81,927 | 3,108 | 500 | 2,608 | 1,220 | 1 | － | 300 | 921 |
| 水戸市 | 82,749 | 79,920 | 2,829 | 2,700 | 129 | △ 17 | 791 | 399 | 1,249 | △ 76 |
| 前橋市 | 107,017 | 104,977 | 2,040 | 169 | 1,871 | △ 77 | 0 | － | － | △ 77 |
| 高崎市 | 90,971 | 87,953 | 3,018 | 575 | 2,443 | 245 | 5 | － | 656 | △ 405 |
| 川口市 | 146,069 | 135,851 | 10,218 | 3,185 | 7,033 | △ 1,177 | 2,106 | － | － | 928 |
| 所沢市 | 84,657 | 79,845 | 4,812 | 1,588 | 3,224 | 861 | 0 | － | 1,000 | △ 139 |
| 越谷市 | 77,723 | 75,361 | 2,362 | 398 | 1,964 | 69 | 541 | － | 540 | 70 |
| 平塚市 | 77,061 | 73,429 | 3,632 | 885 | 2,747 | 620 | 751 | － | － | 1,371 |
| 小田原市 | 63,765 | 61,053 | 2,712 | 271 | 2,441 | 58 | 0 | － | － | 58 |
| 茅ヶ崎市 | 56,829 | 54,323 | 2,506 | 332 | 2,174 | 286 | 1,211 | － | － | 1,497 |
| 厚木市 | 76,297 | 71,611 | 4,686 | 1,693 | 2,993 | 819 | 0 | － | 1,032 | △ 213 |
| 大和市 | 59,209 | 57,124 | 2,085 | 43 | 2,042 | △ 33 | 1 | － | 1,300 | △ 1,332 |
| 福井市 | 90,246 | 89,267 | 979 | 569 | 410 | 386 | 184 | － | － | 570 |
| 甲府市 | 62,397 | 61,615 | 782 | 319 | 463 | 51 | 1 | － | 900 | △ 848 |
| 松本市 | 79,692 | 78,809 | 883 | 328 | 555 | 132 | 201 | 280 | － | 613 |
| 沼津市 | 66,747 | 62,857 | 3,890 | 1,205 | 2,685 | △ 676 | 1,795 | 324 | 1,579 | △ 136 |
| 富士市 | 70,095 | 67,822 | 2,273 | 21 | 2,252 | △ 861 | 309 | － | 100 | △ 652 |
| 一宮市 | 69,909 | 67,403 | 2,506 | 284 | 2,222 | 1,314 | － | － | － | 1,314 |
| 春日井市 | 73,498 | 71,854 | 1,644 | 117 | 1,527 | △ 467 | 100 | － | － | △ 367 |
| 四日市市 | 92,650 | 91,229 | 1,421 | 378 | 1,043 | 362 | 896 | － | － | 1,258 |
| 大津市 | 87,450 | 86,873 | 577 | 430 | 147 | 89 | 271 | － | 252 | 108 |
| 岸和田市 | 61,808 | 61,342 | 466 | 8 | 458 | 265 | 1 | 92 | － | 358 |
| 豊中市 | 115,267 | 117,497 | △ 2,230 | 517 | △ 2,747 | △ 156 | 0 | － | － | △ 156 |
| 吹田市 | 102,461 | 101,913 | 548 | 279 | 269 | 186 | 21 | － | 700 | △ 494 |
| 枚方市 | 102,180 | 101,819 | 361 | 204 | 157 | 87 | 70 | 161 | － | 317 |
| 茨木市 | 74,390 | 73,324 | 1,066 | 839 | 227 | △ 185 | 1 | 0 | 400 | △ 584 |
| 八尾市 | 86,639 | 86,129 | 510 | 373 | 137 | △ 122 | 145 | － | － | 22 |
| 寝屋川市 | 70,812 | 71,971 | △ 1,159 | 63 | △ 1,222 | △ 260 | 0 | － | － | △ 260 |
| 尼崎市 | 190,754 | 190,334 | 420 | 268 | 152 | 83 | 94 | － | － | 177 |
| 明石市 | 90,784 | 89,253 | 1,531 | 842 | 689 | △ 35 | 23 | － | 600 | △ 612 |
| 加古川市 | 74,649 | 74,176 | 473 | 235 | 238 | 88 | 90 | － | 650 | △ 472 |
| 宝塚市 | 69,555 | 67,703 | 1,852 | 901 | 951 | 675 | 215 | － | 400 | 490 |
| 呉市 | 82,419 | 81,640 | 779 | 265 | 514 | △ 189 | 294 | － | － | 105 |
| 下関市 | 95,901 | 92,350 | 3,551 | 425 | 3,126 | 148 | 3 | － | － | 151 |
| 久留米市 | 79,773 | 78,683 | 1,090 | 560 | 530 | 40 | 1 | － | 300 | △ 259 |
| 佐世保市 | 87,015 | 84,290 | 2,725 | 512 | 2,213 | 334 | 482 | － | 470 | 346 |
| 都市 | | | | | | | | | | |
| 市川市（千葉県） | 113,176 | 109,768 | 3,408 | 1,451 | 1,957 | 687 | 30 | － | 615 | 103 |
| 松戸市（千葉県） | 111,402 | 107,474 | 3,928 | 147 | 3,781 | 195 | 197 | － | － | 392 |
| 柏市（千葉県） | 91,046 | 87,106 | 3,940 | 945 | 2,995 | 113 | 0 | － | － | 113 |
| 八王子市（東京都） | 149,413 | 148,055 | 1,358 | 86 | 1,272 | △ 564 | 10 | － | 1,102 | △ 1,655 |
| 町田市（東京都） | 113,749 | 111,364 | 2,385 | 306 | 2,079 | 790 | 2,525 | － | 2,063 | 1,252 |
| 藤沢市（神奈川県） | 108,901 | 106,029 | 2,872 | 217 | 2,655 | 808 | 0 | － | － | 808 |
| 東大阪市（大阪府） | 176,091 | 175,162 | 929 | 572 | 357 | △ 45 | 619 | 1 | 4,645 | △ 4,071 |
| 西宮市（兵庫県） | 149,549 | 148,971 | 578 | 173 | 405 | 205 | 367 | － | － | 572 |
| 那覇市（沖縄県） | 103,716 | 102,052 | 1,664 | 681 | 983 | △ 66 | 1,199 | － | 565 | 567 |

# 第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

## その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

（単位 百万円）

| 区分 | 平成14年度の赤字の団体（A） | | (A)のうち市町村合併等により消滅した団体 | | (A)のうち平成15年度も赤字である団体 | | | | | | | | (A)のうち黒字となった団体 | | 平成14年度が黒字で平成15年度が赤字の団体 | | 平成15年度の赤字の団体 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 赤字が増加した団体 | | | | 赤字が減少した団体 | | | | | | | | | |
| | 団体数 | 平成14年度実質収支 | 団体数 | 平成14年度実質収支 | 団体数 | 平成14年度実質収支(a) | 平成15年度実質収支(b) | (b)−(a) | 団体数 | 平成14年度実質収支(c) | 平成15年度実質収支(d) | (d)−(c) | 団体数 | 平成14年度実質収支 | 団体数 | 平成15年度実質収支 | 団体数 | 平成15年度実質収支 |
| 都道府県 | 2 | △ 44,138 | − | − | − | − | − | − | 2 | △ 44,138 | △ 33,265 | 10,873 | − | − | − | − | 2 | △ 33,265 |
| 市町村 | 31 | △ 20,274 | 8 | △ 1,123 | 10 | △ 10,362 | △ 13,755 | △ 3,393 | 9 | △ 7,793 | △ 5,110 | 2,683 | 4 | △ 996 | 21 | △ 4,944 | 40 | △ 23,810 |
| 市町村(一部事務組合を除く。) | 31 | △ 20,274 | 8 | △ 1,123 | 10 | △ 10,362 | △ 13,755 | △ 3,393 | 9 | △ 7,793 | △ 5,110 | 2,683 | 4 | △ 996 | 20 | △ 4,944 | 39 | △ 23,810 |
| 大都市 | 1 | △ 1,292 | − | − | 1 | △ 1,292 | △ 1,506 | △ 214 | − | − | − | − | − | − | − | − | 1 | △ 1,506 |
| 特別区 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 中核市 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 特例市 | 2 | △ 3,552 | − | − | 2 | △ 3,552 | △ 3,968 | △ 416 | − | − | − | − | − | − | − | − | 2 | △ 3,968 |
| 都市 | 15 | △ 13,876 | 1 | △ 691 | 5 | △ 5,270 | △ 7,820 | △ 2,550 | 6 | △ 7,164 | △ 4,835 | 2,329 | 3 | △ 750 | 5 | △ 1,833 | 16 | △ 14,488 |
| 中都市 | 3 | △ 1,909 | 1 | △ 691 | 1 | △ 130 | △ 817 | △ 687 | 1 | △ 1,087 | △ 933 | 154 | − | − | 1 | △ 880 | 3 | △ 2,630 |
| 小都市 | 12 | △ 11,967 | − | − | 4 | △ 5,140 | △ 7,002 | △ 1,862 | 5 | △ 6,077 | △ 3,902 | 2,175 | 3 | △ 750 | 4 | △ 953 | 13 | △ 11,858 |
| 町村 | 13 | △ 1,553 | 7 | △ 431 | 2 | △ 247 | △ 462 | △ 215 | 3 | △ 629 | △ 275 | 354 | 1 | △ 246 | 15 | △ 3,111 | 20 | △ 3,848 |
| 一部事務組合 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | 1 | △ 0 | 1 | △ 0 |
| 合計 | **33** | **△ 64,412** | **8** | **△ 1,123** | **10** | **△ 10,362** | **△ 13,755** | **△ 3,393** | **11** | **△ 51,931** | **△ 38,375** | **13,556** | **4** | **△ 996** | **21** | **△ 4,944** | **42** | **△ 57,075** |

（注） 平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれており、平成14年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった8市町村が含まれている。

## その5 実質収支の推移

（単位 百万円・%）

| 区分 | 全団体 | | | | | | 黒字の団体 | | | | | | | 赤字の団体 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総数 | | 都道府県 | | 市町村 | | 総数 | | | 都道府県 | | 市町村 | | 総数 | | | 都道府県 | | 市町村 | |
| | 団体数(A) | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数(B) | (B)/(A) | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数(C) | (C)/(A) | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 |
| 平成5年度 | 5,602 | 1,064,434 | 47 | 118,196 | 5,555 | 946,238 | 5,591 | 99.8 | 1,071,101 | 47 | 118,196 | 5,544 | 952,905 | 11 | 0.2 | △ 6,667 | − | − | 11 | △ 6,667 |
| 6 | 5,582 | 1,052,669 | 47 | 113,279 | 5,535 | 939,391 | 5,567 | 99.7 | 1,063,600 | 47 | 113,279 | 5,520 | 950,322 | 15 | 0.3 | △ 10,931 | − | − | 15 | △ 10,931 |
| 7 | 5,582 | 1,052,270 | 47 | 104,375 | 5,535 | 947,894 | 5,569 | 99.8 | 1,067,592 | 47 | 104,375 | 5,522 | 963,217 | 13 | 0.2 | △ 15,322 | − | − | 13 | △ 15,322 |
| 8 | 5,586 | 1,053,377 | 47 | 102,140 | 5,539 | 951,237 | 5,572 | 99.7 | 1,064,921 | 47 | 102,140 | 5,525 | 962,781 | 14 | 0.3 | △ 11,544 | − | − | 14 | △ 11,544 |
| 9 | 5,578 | 1,082,886 | 47 | 145,049 | 5,531 | 937,837 | 5,565 | 99.8 | 1,091,981 | 47 | 145,049 | 5,518 | 946,932 | 13 | 0.2 | △ 9,095 | − | − | 13 | △ 9,095 |
| 10 | 5,566 | 842,047 | 47 | △ 87,151 | 5,519 | 929,197 | 5,534 | 99.4 | 1,026,763 | 43 | 84,639 | 5,491 | 942,124 | 32 | 0.6 | △184,717 | 4 | △ 171,789 | 28 | △ 12,927 |
| 11 | 5,520 | 1,002,521 | 47 | △ 19,443 | 5,473 | 1,021,964 | 5,494 | 99.5 | 1,129,442 | 43 | 95,329 | 5,451 | 1,034,113 | 26 | 0.5 | △126,921 | 4 | △ 114,772 | 22 | △ 12,149 |
| 12 | 5,455 | 1,125,941 | 47 | 744 | 5,408 | 1,125,197 | 5,431 | 99.6 | 1,245,926 | 45 | 106,910 | 5,386 | 1,139,016 | 24 | 0.4 | △119,985 | 2 | △ 106,166 | 22 | △ 13,819 |
| 13 | 5,429 | 1,131,937 | 47 | 75,146 | 5,382 | 1,056,791 | 5,399 | 99.4 | 1,189,746 | 46 | 112,441 | 5,353 | 1,077,305 | 30 | 0.6 | △ 57,809 | 1 | △ 37,295 | 29 | △ 20,514 |
| 14 | 5,396 | 1,078,270 | 47 | 134,353 | 5,349 | 943,917 | 5,363 | 99.4 | 1,142,681 | 45 | 178,491 | 5,318 | 964,190 | 33 | 0.6 | △ 64,412 | 2 | △ 44,138 | 31 | △ 20,274 |
| 15 | 5,259 | 1,204,647 | 47 | 147,695 | 5,212 | 1,056,953 | 5,217 | 99.2 | 1,261,723 | 45 | 180,960 | 5,172 | 1,080,763 | 42 | 0.8 | △ 57,075 | 2 | △ 33,265 | 40 | △ 23,810 |

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

# 第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

## その6 実質収支の対前年度増減額の状況

（単位 百万円）

| 区分 | 全団体 | | | | | | 黒字の団体 | | | | | | 赤字の団体 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総数 | | 都道府県 | | 市町村 | | 総数 | | 都道府県 | | 市町村 | | 総数 | | 都道府県 | | 市町村 | |
| | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 | 団体数 | 収支額 |
| 平成5年度 | △ 1 | △ 4,449 | − | △ 1,299 | △ 1 | △ 3,150 | △ 2 | △ 4,294 | − | △ 1,299 | △ 2 | △ 2,995 | 1 | △ 155 | − | − | 1 | △ 155 |
| 6 | △ 20 | △ 11,765 | − | △ 4,917 | △ 20 | △ 6,847 | △ 24 | △ 7,501 | − | △ 4,917 | △ 24 | △ 2,583 | 4 | △ 4,264 | − | − | 4 | △ 4,264 |
| 7 | − | △ 399 | − | △ 8,904 | − | 8,503 | 2 | 3,992 | − | △ 8,904 | 2 | 12,895 | △ 2 | △ 4,391 | − | − | △ 2 | △ 4,391 |
| 8 | 4 | 1,107 | − | △ 2,235 | 4 | 3,343 | 3 | △ 2,671 | − | △ 2,235 | 3 | △ 436 | 1 | 3,778 | − | − | 1 | 3,778 |
| 9 | △ 8 | 29,509 | − | 42,909 | △ 8 | △ 13,400 | △ 7 | 27,060 | − | 42,909 | △ 7 | △ 15,849 | △ 1 | 2,449 | − | − | △ 1 | 2,449 |
| 10 | △ 12 | △240,839 | − | △232,200 | △ 12 | △ 8,640 | △ 31 | △ 65,218 | △ 4 | △ 60,410 | △ 27 | △ 4,808 | 19 | △175,622 | 4 | △171,789 | 15 | △ 3,832 |
| 11 | △ 46 | 160,474 | − | 67,708 | △ 46 | 92,767 | △ 40 | 102,679 | − | 10,690 | △ 40 | 91,989 | △ 6 | 57,796 | − | 57,017 | △ 6 | 778 |
| 12 | △ 65 | 123,420 | − | 20,187 | △ 65 | 103,233 | △ 63 | 116,484 | 2 | 11,581 | △ 65 | 104,903 | △ 2 | 6,936 | △ 2 | 8,606 | − | △ 1,670 |
| 13 | △ 26 | 5,996 | − | 74,402 | △ 26 | △ 68,406 | △ 32 | △ 56,180 | 1 | 5,531 | △ 33 | △ 61,711 | 6 | 62,176 | △ 1 | 68,871 | 7 | △ 6,695 |
| 14 | △ 33 | △ 53,667 | − | 59,207 | △ 33 | △112,874 | △ 36 | △ 47,065 | △ 1 | 66,050 | △ 35 | △113,115 | 3 | △ 6,603 | 1 | △ 6,843 | 2 | 240 |
| 15 | △137 | 126,377 | − | 13,342 | △137 | 113,036 | △146 | 119,042 | − | 2,469 | △146 | 116,573 | 9 | 7,337 | − | 10,873 | 9 | △ 3,536 |

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

## その7 単年度収支等の状況

（単位 百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 |
| 単年度収支 (A) | (2,356)<br>139,672 | (20)<br>13,342 | (2,336)<br>126,331 | (2,845)<br>△ 55,357 | (27)<br>59,207 | (2,818)<br>△114,564 | (△ 489)<br>195,029 | (△ 7)<br>△ 45,865 | (△ 482)<br>240,895 |
| 調整額 (C)+(D)−(E) (B) | △ 47,844 | △ 59,166 | 11,321 | △ 42,403 | 42,534 | △ 84,937 | △ 5,441 | △101,700 | 96,258 |
| 財政調整基金積立額 (C) | 546,117 | 106,193 | 439,924 | 418,013 | 62,298 | 355,715 | 128,104 | 43,895 | 84,209 |
| 繰上償還額 (D) | 114,756 | 56,500 | 58,255 | 142,495 | 54,979 | 87,515 | △ 27,739 | 1,521 | △ 29,260 |
| 財政調整基金取崩し額 (E) | 708,717 | 221,859 | 486,858 | 602,911 | 74,744 | 528,168 | 105,806 | 147,115 | △ 41,310 |
| 実質単年度収支 (A)+(B) | (2,435)<br>91,828 | (15)<br>△ 45,824 | (2,420)<br>137,652 | (2,932)<br>△ 97,761 | (25)<br>101,741 | (2,907)<br>△199,502 | (△ 497)<br>189,589 | (△ 10)<br>△147,565 | (△ 487)<br>337,154 |

（注） （ ）内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

# 第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

（単位 %）

| 区分 | | 昭和40年代後半の水準 | 平成6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 経常収支比率 | 70.2 | 87.4 | 88.1 | 86.7 | 91.7 | 94.2 | 91.7 | 89.3 | 90.5 | 93.5 | 90.8 |
| | 実質収支比率 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | △ 0.3 | △ 0.1 | 0.0 | 0.3 | 0.5 | 0.6 |
| | 公債費負担比率 | 4.2 | 11.7 | 12.3 | 13.2 | 14.6 | 15.6 | 16.9 | 17.6 | 18.4 | 19.8 | 19.8 |
| | 起債制限比率 | … | 9.3 | 9.7 | 10.0 | 10.3 | 10.6 | 11.2 | 11.8 | 12.3 | 12.4 | 12.3 |
| | 財政力指数 | 0.52 | 0.49 | 0.49 | 0.48 | 0.48 | 0.48 | 0.46 | 0.43 | 0.41 | 0.41 | 0.41 |
| 市町村 | 経常収支比率 | 73.1 | 81.2 | 81.5 | 83.0 | 83.5 | 85.3 | 83.9 | 83.6 | 84.6 | 87.4 | 87.4 |
| | 実質収支比率 | 4.2 | 3.2 | 3.1 | 3.0 | 2.9 | 2.8 | 3.1 | 3.4 | 3.1 | 2.9 | 3.5 |
| | 公債費負担比率 | 6.6 | 12.8 | 13.5 | 14.2 | 15.1 | 15.8 | 16.3 | 16.3 | 16.7 | 17.3 | 17.5 |
| | 起債制限比率 | … | 9.8 | 10.1 | 10.4 | 10.5 | 10.7 | 10.9 | 10.9 | 10.9 | 10.9 | 11.0 |
| | 財政力指数 | 0.33 | 0.41 | 0.42 | 0.42 | 0.42 | 0.42 | 0.41 | 0.40 | 0.40 | 0.41 | 0.43 |
| 大都市 | 経常収支比率 | 71.0 | 86.7 | 87.4 | 87.0 | 88.2 | 91.4 | 90.7 | 89.4 | 90.3 | 93.1 | 93.1 |
| | 実質収支比率 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.5 |
| | 公債費負担比率 | 7.2 | 13.4 | 14.4 | 15.1 | 15.9 | 17.1 | 18.1 | 18.2 | 19.4 | 21.0 | 21.4 |
| | | | (13.7) | (15.0) | (15.6) | (16.2) | (17.4) | (18.2) | (18.3) | (19.6) | (20.8) | (21.0) |
| | 起債制限比率 | … | 11.9 | 12.4 | 12.8 | 13.0 | 13.3 | 13.8 | 14.2 | 14.6 | 14.9 | 15.3 |
| | | | (12.2) | (12.6) | (13.0) | (13.2) | (13.6) | (14.0) | (14.3) | (14.6) | (14.9) | (15.1) |
| | 財政力指数 | 0.78 | 0.87 | 0.87 | 0.86 | 0.85 | 0.84 | 0.82 | 0.80 | 0.78 | 0.79 | 0.81 |
| 中核市 | 経常収支比率 | − | − | − | 81.0 | 82.2 | 82.8 | 79.9 | 79.5 | 80.5 | 82.8 | 82.9 |
| | 実質収支比率 | − | − | − | 2.6 | 2.3 | 2.3 | 2.7 | 3.0 | 2.7 | 2.5 | 3.4 |
| | 公債費負担比率 | − | − | − | 14.3 | 15.5 | 16.4 | 16.7 | 16.3 | 16.9 | 17.0 | 16.7 |
| | | | | | (14.2) | (15.3) | (16.3) | (16.6) | (16.2) | (16.9) | (16.9) | (16.4) |
| | 起債制限比率 | − | − | − | 11.5 | 11.5 | 11.4 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.2 | 10.9 |
| | | | | | (11.4) | (11.4) | (11.3) | (11.2) | (11.2) | (11.2) | (11.1) | (10.7) |
| | 財政力指数 | − | − | − | 0.90 | 0.85 | 0.86 | 0.83 | 0.78 | 0.77 | 0.78 | 0.81 |
| 特例市 | 経常収支比率 | − | − | − | − | − | − | − | 82.5 | 86.2 | 87.7 | 87.5 |
| | 実質収支比率 | − | − | − | − | − | − | − | 3.1 | 2.3 | 2.3 | 2.7 |
| | 公債費負担比率 | − | − | − | − | − | − | − | 15.9 | 14.9 | 15.4 | 15.7 |
| | | | | | | | | | (15.7) | (15.1) | (15.5) | (15.7) |
| | 起債制限比率 | − | − | − | − | − | − | − | 11.6 | 11.0 | 10.8 | 10.8 |
| | | | | | | | | | (11.6) | (11.2) | (10.9) | (10.9) |
| | 財政力指数 | − | − | − | − | − | − | − | 0.83 | 0.84 | 0.84 | 0.85 |
| 都市 | 経常収支比率 | 74.9 | 82.4 | 82.8 | 85.0 | 85.1 | 86.7 | 84.7 | 84.5 | 85.0 | 87.7 | 87.5 |
| | 実質収支比率 | 4.1 | 3.3 | 3.1 | 3.1 | 3.0 | 2.8 | 3.3 | 3.6 | 3.4 | 3.0 | 3.8 |
| | 公債費負担比率 | 6.8 | 12.1 | 12.7 | 13.2 | 14.0 | 14.5 | 14.7 | 14.6 | 14.9 | 15.2 | 15.5 |
| | | | (12.7) | (13.3) | (14.0) | (14.7) | (15.0) | (15.2) | (15.1) | (15.4) | (15.7) | (16.0) |
| | 起債制限比率 | … | 10.0 | 10.3 | 10.4 | 10.6 | 10.7 | 10.8 | 10.6 | 10.5 | 10.4 | 10.4 |
| | | | (10.4) | (10.6) | (10.8) | (10.9) | (11.0) | (10.9) | (10.7) | (10.6) | (10.5) | (10.6) |
| | 財政力指数 | 0.57 | 0.72 | 0.72 | 0.71 | 0.71 | 0.70 | 0.68 | 0.66 | 0.64 | 0.65 | 0.65 |
| 町村 | 経常収支比率 | 71.1 | 75.7 | 75.9 | 77.7 | 78.6 | 80.1 | 79.5 | 80.1 | 81.7 | 84.8 | 85.3 |
| | 実質収支比率 | 6.6 | 4.7 | 4.7 | 4.6 | 4.5 | 4.4 | 4.8 | 5.1 | 5.0 | 4.9 | 5.5 |
| | 公債費負担比率 | 6.4 | 13.8 | 14.4 | 15.0 | 15.7 | 16.2 | 16.5 | 16.6 | 16.9 | 17.4 | 17.3 |
| | | | (14.5) | (15.1) | (15.8) | (16.5) | (17.0) | (17.3) | (17.5) | (17.9) | (18.4) | (18.4) |
| | 起債制限比率 | … | 9.2 | 9.3 | 9.4 | 9.3 | 9.3 | 9.2 | 9.1 | 9.0 | 9.1 | 9.2 |
| | | | (9.3) | (9.4) | (9.5) | (9.5) | (9.5) | (9.4) | (9.3) | (9.3) | (9.4) | (9.7) |
| | 財政力指数 | 0.27 | 0.33 | 0.34 | 0.34 | 0.34 | 0.34 | 0.34 | 0.33 | 0.33 | 0.34 | 0.36 |
| **合計** | 経常収支比率 | **71.4** | **84.1** | **84.7** | **84.8** | **87.4** | **89.4** | **87.5** | **86.4** | **87.5** | **90.3** | **89.0** |
| | 実質収支比率 | **2.2** | **1.9** | **1.8** | **1.8** | **1.8** | **1.3** | **1.6** | **1.8** | **1.8** | **1.8** | **2.1** |
| | 公債費負担比率 | **5.3** | **12.6** | **13.3** | **14.0** | **15.2** | **16.4** | **17.2** | **17.7** | **18.4** | **19.2** | **19.4** |
| | 起債制限比率 | … | **9.6** | **9.9** | **10.2** | **10.4** | **10.7** | **11.0** | **11.3** | **11.6** | **11.6** | **11.6** |

（注） 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、起債制限比率には一部事務組合を含まない。その2、その3において同じ。

2 経常収支比率、実質収支比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成6年度以降の公債費負担比率及び起債制限比率の（ ）書きは単純平均である。

# 第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2　経常収支比率の内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 増減率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 総額 | | 都道府県 | | 市町村 | | 総額 | | 都道府県 | 市町村 | 総額 |
| 経常一般財源（A） | **22,966,329** | | **25,304,996** | | **48,271,324** | | **23,890,597** | | **26,306,047** | | **50,196,644** | | **△ 3.9** | **△ 3.8** | **△ 3.8** |
| 地方税 | 12,623,092 | | 15,378,939 | | 28,002,031 | | 12,875,014 | | 15,901,285 | | 28,776,299 | | △ 2.0 | △ 3.3 | △ 2.7 |
| 地方譲与税 | 174,153 | | 502,027 | | 676,179 | | 138,498 | | 478,629 | | 617,128 | | 25.7 | 4.9 | 9.6 |
| 地方特例交付金 | 351,289 | | 587,106 | | 938,394 | | 237,633 | | 600,194 | | 837,828 | | 47.8 | △ 2.2 | 12.0 |
| 地方交付税 | 9,817,795 | | 7,167,663 | | 16,985,458 | | 10,639,451 | | 7,732,720 | | 18,372,171 | | △ 7.7 | △ 7.3 | △ 7.5 |
| その他 | − | | 1,669,261 | | 1,669,261 | | − | | 1,593,219 | | 1,593,219 | | − | 4.8 | 4.8 |
| 減税補てん債（B） | 408,318 | | 263,118 | | 671,435 | | 236,122 | | 218,753 | | 454,875 | | 72.9 | 20.3 | 47.6 |
| 臨時財政対策債（C） | 2,736,943 | | 2,527,716 | | 5,264,660 | | 1,281,129 | | 1,335,337 | | 2,616,466 | | 113.6 | 89.3 | 101.2 |
| 経常経費充当一般財源（D） | **23,697,402** | | **24,562,419** | | **48,260,469** | | **23,766,392** | | **24,339,225** | | **48,107,669** | | **△ 0.3** | **0.9** | **0.3** |
| 人件費 | 11,524,906 | 44.1 | 7,976,640 | 28.4 | 19,504,610 | 36.0 | 11,558,559 | 45.5 | 8,168,128 | 29.3 | 19,732,059 | 37.0 | △ 0.3 | △ 2.3 | △ 1.2 |
| 物件費 | 1,080,588 | 4.1 | 3,581,847 | 12.7 | 4,660,759 | 8.6 | 1,102,301 | 4.3 | 3,597,971 | 12.9 | 4,697,424 | 8.8 | △ 2.0 | △ 0.4 | △ 0.8 |
| 扶助費 | 470,669 | 1.8 | 1,883,295 | 6.7 | 2,353,010 | 4.3 | 580,389 | 2.3 | 1,685,011 | 6.0 | 2,264,150 | 4.3 | △ 18.9 | 11.8 | 3.9 |
| 補助費等 | 4,139,877 | 15.9 | 3,015,544 | 10.7 | 7,156,418 | 13.2 | 4,135,102 | 16.3 | 3,016,069 | 10.8 | 7,152,981 | 13.4 | 0.1 | △ 0.0 | 0.0 |
| 公債費 | 6,150,578 | 23.6 | 5,529,722 | 19.7 | 11,681,053 | 21.5 | 6,060,641 | 23.9 | 5,443,876 | 19.5 | 11,505,949 | 21.6 | 1.5 | 1.6 | 1.5 |
| その他 | 330,784 | 1.3 | 2,575,371 | 9.2 | 2,904,619 | 5.4 | 329,400 | 1.2 | 2,428,170 | 8.9 | 2,755,106 | 5.2 | 0.4 | 6.1 | 5.4 |
| 経常収支比率 (D)/((A)+(B)+(C))×100 | | 90.8 | | 87.4 | | 89.0 | | 93.5 | | 87.4 | | 90.3 | | | |

# 第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その3　公債費負担比率の地方債等区分別内訳

（1）　都道府県

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 公債費負担比率 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 公債費負担比率 | 比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般財源（A） | **25,929,932** | | **26,750,181** | | |
| 公債費充当一般財源（B） | **5,128,594** | **19.78** | **5,305,847** | **19.83** | △ **0.05** |
| 一般公共事業債 | 1,358,566 | 5.24 | 1,304,396 | 4.88 | 0.36 |
| 一般単独事業債 | 2,172,064 | 8.38 | 2,290,229 | 8.56 | △ 0.18 |
| 公営住宅建設事業債 | 24,562 | 0.09 | 24,859 | 0.09 | − |
| 義務教育施設整備事業債 | 10,089 | 0.04 | 10,587 | 0.04 | − |
| 公共用地先行取得等事業債 | 121,929 | 0.47 | 155,402 | 0.58 | △ 0.11 |
| 災害復旧事業債 | 104,373 | 0.40 | 115,291 | 0.43 | △ 0.03 |
| 首都圏等建設事業債 | 88,529 | 0.34 | 95,266 | 0.36 | △ 0.02 |
| 一般廃棄物処理事業債 | 43,528 | 0.17 | 37,242 | 0.14 | 0.03 |
| 厚生福祉施設整備事業債 | 26,764 | 0.10 | 30,273 | 0.11 | △ 0.01 |
| 社会福祉施設整備事業債 | 1,136 | 0.00 | 1,155 | 0.00 | − |
| 地域財政特例対策債 | 5,590 | 0.02 | 6,145 | 0.02 | − |
| 退職手当債 | 8,161 | 0.03 | 7,109 | 0.03 | − |
| 転貸債 | 78 | 0.00 | 75 | 0.00 | − |
| 国の予算貸付　政府関係機関貸付債 | 16,091 | 0.06 | 19,811 | 0.07 | △ 0.01 |
| 地域改善対策特定事業債 | 57 | 0.00 | 59 | 0.00 | − |
| 減収補てん債（昭和50年度分） | 3,780 | 0.01 | 4,807 | 0.02 | △ 0.01 |
| 財政対策債 | 1,118 | 0.00 | 1,230 | 0.00 | − |
| 財源対策債 | 129,836 | 0.50 | 126,786 | 0.47 | 0.03 |
| 減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15年度分） | 330,673 | 1.28 | 392,750 | 1.47 | △ 0.19 |
| 臨時財政特例債 | 288,668 | 1.11 | 315,442 | 1.18 | △ 0.07 |
| 公共事業等臨時特例債 | 69,754 | 0.27 | 72,979 | 0.27 | − |
| 減税補てん債 | 128,490 | 0.50 | 110,010 | 0.41 | 0.09 |
| 臨時税収補てん債 | 30,902 | 0.12 | 32,629 | 0.12 | − |
| 臨時財政対策債 | 20,105 | 0.08 | 8,363 | 0.03 | 0.05 |
| 調整債（昭和60・61・62・63年度分） | 56,094 | 0.22 | 60,665 | 0.23 | △ 0.01 |
| 減収補てん債（平成14年度分） | 4,698 | 0.02 | 546 | 0.00 | 0.02 |
| その他 | 78,426 | 0.31 | 73,816 | 0.30 | 0.01 |
| 小計 | 5,124,061 | 19.76 | 5,297,922 | 19.81 | △ 0.05 |
| うち減収補てん債 | 538,006 | 2.07 | 538,364 | 2.01 | 0.06 |
| 特定資金公共投資事業債 | 28 | 0.00 | − | − | 0.00 |
| 合計 | 5,124,089 | 19.76 | 5,297,922 | 19.81 | △ 0.05 |
| 一時借入金利子 | 4,505 | 0.02 | 7,925 | 0.03 | △ 0.01 |
| 公債費負担比率　(B)/(A)×100 | | 19.8 | | 19.8 | − |

# 第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その3 公債費負担比率の地方債等区分別内訳（つづき）

（2） 市町村

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 公債費負担比率 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 公債費負担比率 | 比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般財源 (A) | **28,333,778** | | **29,450,753** | | |
| 公債費充当一般財源 (B) | **4,965,877** | **17.53** | **5,107,862** | **17.34** | **0.19** |
| 一般公共事業債 | 356,790 | 1.26 | 333,089 | 1.13 | 0.13 |
| 一般単独事業債 | 1,956,480 | 6.91 | 2,034,980 | 6.91 | − |
| 公営住宅建設事業債 | 60,950 | 0.22 | 58,805 | 0.20 | 0.02 |
| 義務教育施設整備事業債 | 508,288 | 1.79 | 545,697 | 1.85 | △ 0.06 |
| 辺地対策事業債 | 67,249 | 0.24 | 71,495 | 0.24 | − |
| 公共用地先行取得等事業債 | 156,226 | 0.55 | 175,008 | 0.59 | △ 0.04 |
| 災害復旧事業債 | 73,672 | 0.26 | 77,507 | 0.26 | − |
| 一般廃棄物処理事業債 | 392,952 | 1.39 | 384,501 | 1.31 | 0.08 |
| 厚生福祉施設整備事業債 | 160,604 | 0.57 | 174,071 | 0.59 | △ 0.02 |
| 社会福祉施設整備事業債 | 785 | 0.00 | 418 | 0.00 | − |
| 地域財政特例対策債 | 374 | 0.00 | 340 | 0.00 | − |
| 退職手当債 | 544 | 0.00 | 530 | 0.00 | − |
| 転貸債 | 1,052 | 0.00 | 1,102 | 0.00 | − |
| 過疎対策事業債 | 269,829 | 0.95 | 278,361 | 0.95 | − |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 | 34,306 | 0.12 | 36,467 | 0.12 | − |
| 地域改善対策特定事業債 | 30,011 | 0.11 | 35,824 | 0.12 | △ 0.01 |
| 減収補てん債（昭和50年度分） | 379 | 0.00 | 381 | 0.00 | − |
| 財政対策債 | 246 | 0.00 | 228 | 0.00 | − |
| 財源対策債 | 130,653 | 0.46 | 125,566 | 0.43 | 0.03 |
| 減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15年度分） | 71,472 | 0.25 | 71,370 | 0.24 | 0.01 |
| 臨時財政特例債 | 66,956 | 0.24 | 72,053 | 0.24 | − |
| 公共事業等臨時特例債 | 24,430 | 0.09 | 24,841 | 0.08 | 0.01 |
| 減税補てん債 | 271,415 | 0.96 | 270,976 | 0.92 | 0.04 |
| 臨時税収補てん債 | 42,771 | 0.15 | 44,374 | 0.15 | − |
| 臨時財政対策債 | 19,868 | 0.07 | 7,744 | 0.03 | 0.04 |
| 調整債（昭和60・61・62・63年度分） | 20,726 | 0.07 | 22,546 | 0.08 | △ 0.01 |
| 減収補てん債（平成14年度分） | 422 | 0.00 | 55 | 0.00 | − |
| 都道府県貸付金 | 120,315 | 0.42 | 127,782 | 0.43 | △ 0.01 |
| その他 | 122,274 | 0.43 | 127,584 | 0.46 | △ 0.03 |
| 小計 | 4,962,039 | 17.51 | 5,103,695 | 17.33 | 0.18 |
| うち減収補てん債 | 86,574 | 0.31 | 86,246 | 0.29 | 0.02 |
| 特定資金公共投資事業債 | 31 | 0.00 | − | − | 0.00 |
| 合計 | 4,962,069 | 17.51 | 5,103,695 | 17.33 | 0.18 |
| 一時借入金利子 | 3,838 | 0.01 | 4,167 | 0.01 | − |
| 公債費負担比率 (B)/(A)×100 | | 17.5 | | 17.3 | 0.2 |

# 第9表 繰 越 額 等 の 状 況

その1 総 括

（単位 百万円）

| 区分 | 継続費逓次繰越額 | 繰越明許費繰越額 | 事故繰越繰越額 | 事業繰越額 | 支払繰延額 | 合計 | 未収入特定財源 | 未収入特定財源内訳 | | | 翌年度に繰り越すべき財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 人件費 | 0 | 9 | 0 | 192 | 1,000 | 1,201 | 2 | − | − | 2 | 1,199 |
| 普通建設事業費 | 118,160 | 2,309,621 | 41,274 | 14,366 | − | 2,483,421 | 1,696,644 | 777,090 | 832,495 | 87,059 | 786,777 |
| 補助事業費 | 65,506 | 1,437,911 | 19,171 | 61 | − | 1,522,648 | 1,293,135 | 776,735 | 465,603 | 50,797 | 229,513 |
| 単独事業費 | 52,654 | 871,710 | 22,104 | 14,305 | − | 960,773 | 403,509 | 355 | 366,893 | 36,261 | 557,264 |
| 災害復旧事業費 | − | 115,897 | 690 | 7 | − | 116,594 | 110,572 | 78,710 | 24,220 | 7,642 | 6,022 |
| その他 | 188 | 69,569 | 4,530 | 231,124 | 49,615 | 355,026 | 48,487 | 1,276 | 46,137 | 1,074 | 306,539 |
| **合計** | **118,348** | **2,495,096** | **46,494** | **245,689** | **50,615** | **2,956,242** | **1,855,705** | **857,076** | **902,852** | **95,777** | **1,100,537** |

（注） 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

（単位 百万円）

| 区分 | 継続費逓次繰越額 | 繰越明許費繰越額 | 事故繰越繰越額 | 事業繰越額 | 支払繰延額 | 合計 | 未収入特定財源 | 未収入特定財源内訳 | | | 翌年度に繰り越すべき財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 人件費 | − | − | − | − | 920 | 920 | − | − | − | − | 920 |
| 普通建設事業費 | 37,575 | 1,486,020 | 19,033 | 13,513 | − | 1,556,141 | 1,098,362 | 564,445 | 507,661 | 26,256 | 457,780 |
| 補助事業費 | 16,887 | 1,020,743 | 11,153 | 60 | − | 1,048,843 | 895,637 | 564,445 | 318,925 | 12,267 | 153,205 |
| 単独事業費 | 20,688 | 465,277 | 7,881 | 13,453 | − | 507,299 | 202,724 | − | 188,736 | 13,988 | 304,574 |
| 災害復旧事業費 | − | 69,876 | 655 | 7 | − | 70,539 | 68,355 | 50,698 | 17,627 | 30 | 2,184 |
| その他 | 5 | 37,740 | 3,080 | 223,377 | 48,469 | 312,671 | 27,240 | 818 | 26,191 | 231 | 285,429 |
| **合計** | **37,580** | **1,593,636** | **22,768** | **236,897** | **49,389** | **1,940,271** | **1,193,957** | **615,961** | **551,479** | **26,517** | **746,313** |

# 第9表 繰 越 額 等 の 状 況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

| 区分 | 継続費逓次繰越額 | 繰越明許費繰越額 | 事故繰越繰越額 | 事業繰越額 | 支払繰延額 | 合計 | 未収入特定財源 | 未収入特定財源内訳 | | | 翌年度に繰り越すべき財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 人件費 | 0 | 9 | 0 | 192 | 80 | 281 | 2 | − | − | 2 | 279 |
| 普通建設事業費 | 80,584 | 823,601 | 22,241 | 854 | − | 927,280 | 598,282 | 212,645 | 324,834 | 60,803 | 328,998 |
| 補助事業費 | 48,619 | 417,168 | 8,018 | 1 | − | 473,806 | 397,498 | 212,291 | 146,677 | 38,530 | 76,308 |
| 単独事業費 | 31,966 | 406,433 | 14,223 | 852 | − | 453,474 | 200,784 | 355 | 178,156 | 22,273 | 252,690 |
| 災害復旧事業費 | − | 46,020 | 35 | − | − | 46,056 | 42,218 | 28,012 | 6,593 | 7,613 | 3,838 |
| その他 | 184 | 31,830 | 1,450 | 7,746 | 1,146 | 42,354 | 21,246 | 458 | 19,947 | 841 | 21,108 |
| **合計** | **80,768** | **901,460** | **23,726** | **8,792** | **1,226** | **1,015,971** | **661,748** | **241,115** | **351,374** | **69,259** | **354,223** |

# 第10表 財 政 再 建 の 状 況

| 区分 | 昭和30年度末実質収支赤字団体数 | 当初（昭和31年度末まで）承認団体数 | 平成15年度末までの増減 | | 平成16年4月1日現在団体数 | 平成16年度中の増減 | | 平成17年度当初における団体数（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認団体数 | 完了等団体数 | | 承認団体数 | 完了予定団体数 | |
| 全部適用団体 | … | (17)<br>553 | − | (17)<br>553 | − | − | − | − |
| 一部適用団体 | … | (1)<br>35 | − | (1)<br>35 | − | − | − | − |
| 準用団体 | … | 8 | (2)<br>288 | (2)<br>296 | − | − | − | − |
| 計 | (36)<br>1,558 | (18)<br>596 | (2)<br>288 | (20)<br>884 | − | − | − | − |

（注） （ ）書きは、府県の数であって、内書きである。

# 第11表 歳 入 決 算 額 の 状 況

その1 総 括

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 都道府県 | 比較 増減率 市町村 | 比較 増減率 純計額 | 前年度増減率 都道府県 | 前年度増減率 市町村 | 前年度増減率 純計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方税 | 15,425,989 | 31.0 | 17,239,738 | 33.7 | 32,665,727 | 34.4 | 33,378,518 | 34.4 | △ 712,791 | △ 0.8 | △ 3.3 | △ 2.1 | △10.6 | △ 1.8 | △ 6.1 |
| 地方譲与税 | 174,153 | 0.3 | 519,893 | 1.0 | 694,045 | 0.7 | 634,222 | 0.7 | 59,823 | 25.7 | 4.9 | 9.4 | 4.1 | 1.0 | 1.6 |
| 地方特例交付金 | 351,289 | 0.7 | 654,879 | 1.3 | 1,006,168 | 1.1 | 903,588 | 0.9 | 102,580 | 47.8 | △ 1.7 | 11.4 | 1.1 | △ 0.1 | 0.2 |
| 地方交付税 | 9,978,502 | 20.0 | 8,090,793 | 15.8 | 18,069,295 | 19.0 | 19,544,863 | 20.1 | △1,475,568 | △ 7.8 | △ 7.3 | △ 7.5 | △ 2.3 | △ 5.9 | △ 4.0 |
| 利子割交付金 | − | − | 148,888 | 0.3 | − | − | − | − | − | − | △29.3 | − | − | △69.4 | − |
| 地方消費税交付金 | − | − | 1,212,844 | 2.4 | − | − | − | − | − | − | 11.9 | − | − | △12.2 | − |
| ゴルフ場利用税交付金 | − | − | 48,404 | 0.1 | − | − | − | − | − | − | △ 7.4 | − | − | △ 5.3 | − |
| 特別地方消費税交付金 | − | − | 77 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | △59.0 | − | − | △61.0 | − |
| 自動車取得税交付金 | − | − | 309,987 | 0.6 | − | − | − | − | − | − | 8.7 | − | − | △10.3 | − |
| 軽油引取税交付金 | − | − | 108,274 | 0.2 | − | − | − | − | − | − | 0.5 | − | − | △ 3.8 | − |
| 小計（一般財源） | **25,929,932** | **52.1** | **28,333,778** | **55.3** | **52,435,236** | **55.3** | **54,461,192** | **56.0** | **△2,025,956** | **△ 3.1** | **△ 3.8** | **△ 3.7** | **△ 7.3** | **△ 4.9** | **△ 5.2** |
| 分担金、負担金 | 527,846 | 1.1 | 604,833 | 1.2 | 564,705 | 0.6 | 593,041 | 0.6 | △ 28,336 | △13.7 | △ 0.6 | △ 4.8 | △ 5.9 | 1.8 | 0.8 |
| 使用料、手数料 | 1,023,470 | 2.1 | 1,468,643 | 2.9 | 2,492,113 | 2.6 | 2,485,265 | 2.6 | 6,848 | △ 0.8 | 1.1 | 0.3 | △ 2.0 | 0.6 | △ 0.5 |
| 国庫支出金 | 7,842,430 | 15.7 | 5,218,075 | 10.2 | 13,060,506 | 13.8 | 13,099,145 | 13.5 | △ 38,639 | △ 5.5 | 8.8 | △ 0.3 | △13.2 | △ 2.3 | △ 9.5 |
| 交通安全対策特別交付金 | 49,055 | 0.1 | 32,556 | 0.1 | 81,611 | 0.1 | 75,700 | 0.1 | 5,911 | 7.2 | 8.7 | 7.8 | △ 1.2 | △ 1.5 | △ 1.3 |
| 都道府県支出金 | − | − | 2,255,441 | 4.4 | − | − | − | − | − | − | △ 0.6 | − | − | △ 2.6 | − |
| 財産収入 | 222,576 | 0.4 | 377,655 | 0.7 | 600,232 | 0.6 | 673,769 | 0.7 | △ 73,537 | △24.9 | 0.1 | △10.9 | △ 8.8 | △ 3.6 | △ 6.0 |
| 寄附金 | 9,827 | 0.0 | 79,757 | 0.2 | 89,152 | 0.1 | 103,029 | 0.1 | △ 13,877 | △10.5 | △13.8 | △13.5 | △41.0 | △ 8.7 | △13.4 |
| 繰入金 | 1,058,267 | 2.1 | 1,881,448 | 3.7 | 2,939,715 | 3.1 | 3,050,909 | 3.1 | △ 111,194 | △ 9.3 | △ 0.1 | △ 3.6 | 51.5 | 25.0 | 34.0 |
| 繰越金 | 960,987 | 1.9 | 1,264,753 | 2.5 | 2,225,740 | 2.3 | 2,457,978 | 2.5 | △ 232,238 | △ 7.8 | △10.7 | △ 9.4 | 1.9 | △ 6.4 | △ 3.0 |
| 諸収入 | 4,534,506 | 9.1 | 2,697,619 | 5.3 | 6,608,583 | 7.0 | 6,851,624 | 7.1 | △ 243,041 | △ 3.0 | △ 3.6 | △ 3.5 | △ 9.1 | △ 5.0 | △ 8.4 |
| 地方債 | 7,652,137 | 15.4 | 6,205,561 | 12.1 | 13,789,433 | 14.5 | 13,318,571 | 13.7 | 470,862 | 1.6 | 6.1 | 3.5 | 15.6 | 9.2 | 12.7 |
| 特別区財政調整交付金 | − | − | 775,632 | 1.5 | − | − | − | − | − | − | 0.8 | − | − | △ 7.4 | − |
| 歳入合計 | **49,811,034** | **100.0** | **51,195,752** | **100.0** | **94,887,025** | **100.0** | **97,170,222** | **100.0** | **△2,283,197** | **△ 3.2** | **△ 1.2** | **△ 2.3** | **△ 4.6** | **△ 2.2** | **△ 2.8** |

（注） 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

# 第11表 歳 入 決 算 額 の 状 況（つづき）

その2 推 移

（単位 百万円）

| 区分 | 歳入決算額 | | | | | | 指数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 地方税 | 35,922,183 | 35,026,119 | 35,546,434 | 35,548,783 | 33,378,518 | 32,665,727 | 100 | 98 | 99 | 99 | 93 | 91 |
| 地方譲与税 | 595,210 | 608,905 | 620,177 | 623,971 | 634,222 | 694,045 | 100 | 102 | 104 | 105 | 107 | 117 |
| 地方特例交付金 | － | 639,860 | 914,014 | 901,818 | 903,588 | 1,006,168 | － | 100 | 143 | 141 | 141 | 157 |
| 地方交付税 | 18,048,865 | 20,864,236 | 21,776,420 | 20,349,760 | 19,544,863 | 18,069,295 | 100 | 116 | 121 | 113 | 108 | 100 |
| 小計（一般財源） | **54,566,259** | **57,139,120** | **58,857,045** | **57,424,333** | **54,461,192** | **52,435,236** | **100** | **105** | **108** | **105** | **100** | **96** |
| 分担金、負担金 | 828,234 | 835,500 | 593,665 | 588,488 | 593,041 | 564,705 | 100 | 101 | 72 | 71 | 72 | 68 |
| 使用料、手数料 | 2,380,475 | 2,449,546 | 2,477,045 | 2,498,125 | 2,485,265 | 2,492,113 | 100 | 103 | 104 | 105 | 104 | 105 |
| 国庫支出金 | 15,745,070 | 16,599,026 | 14,454,291 | 14,550,146 | 13,174,845 | 13,142,117 | 100 | 105 | 92 | 92 | 84 | 83 |
| 繰入金 | 3,233,554 | 2,694,247 | 2,136,094 | 2,277,231 | 3,050,909 | 2,939,715 | 100 | 83 | 66 | 70 | 94 | 91 |
| 繰越金 | 2,099,626 | 2,589,011 | 2,253,102 | 2,534,961 | 2,457,978 | 2,225,740 | 100 | 123 | 107 | 121 | 117 | 106 |
| 地方債 | 15,135,612 | 13,073,311 | 11,116,145 | 11,815,624 | 13,318,571 | 13,789,433 | 100 | 86 | 73 | 78 | 88 | 91 |
| その他 | 8,880,072 | 8,626,744 | 8,387,713 | 8,315,175 | 7,628,422 | 7,297,966 | 100 | 97 | 94 | 94 | 86 | 82 |
| 歳入合計 | **102,868,902** | **104,006,504** | **100,275,101** | **100,004,082** | **97,170,222** | **94,887,025** | **100** | **101** | **97** | **97** | **94** | **92** |

（注） 1 「地方特例交付金」については、平成11年度を100として指数を算出している。
2 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

（単位 %）

| 区分 | 決算額構成比 | | | | | | 増減率 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 地方税 | 34.9 | 33.7 | 35.4 | 35.5 | 34.4 | 34.4 | △ 0.6 | △ 2.5 | 1.5 | 0.0 | △ 6.1 | △ 2.1 |
| 地方譲与税 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | △ 44.9 | 2.3 | 1.9 | 0.6 | 1.6 | 9.4 |
| 地方特例交付金 | － | 0.6 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | － | 皆増 | 42.8 | △ 1.3 | 0.2 | 11.4 |
| 地方交付税 | 17.5 | 20.1 | 21.7 | 20.3 | 20.1 | 19.0 | 5.4 | 15.6 | 4.4 | △ 6.6 | △ 4.0 | △ 7.5 |
| 小計（一般財源） | **53.0** | **54.9** | **58.7** | **57.4** | **56.0** | **55.3** | **0.4** | **4.7** | **3.0** | **△ 2.4** | **△ 5.2** | **△ 3.7** |
| 分担金、負担金 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 3.1 | 0.9 | △ 28.9 | △ 0.9 | 0.8 | △ 4.8 |
| 使用料、手数料 | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 2.5 | 2.6 | 2.6 | △ 1.4 | 2.9 | 1.1 | 0.9 | △ 0.5 | 0.3 |
| 国庫支出金 | 15.3 | 16.0 | 14.4 | 14.5 | 13.6 | 13.9 | 9.6 | 5.4 | △ 12.9 | 0.7 | △ 9.5 | △ 0.2 |
| 繰入金 | 3.1 | 2.6 | 2.1 | 2.3 | 3.1 | 3.1 | △ 5.0 | △ 16.7 | △ 20.7 | 6.6 | 34.0 | △ 3.6 |
| 繰越金 | 2.0 | 2.5 | 2.2 | 2.5 | 2.5 | 2.3 | △ 4.9 | 23.3 | △ 13.0 | 12.5 | △ 3.0 | △ 9.4 |
| 地方債 | 14.7 | 12.6 | 11.1 | 11.8 | 13.7 | 14.5 | 7.5 | △ 13.6 | △ 15.0 | 6.3 | 12.7 | 3.5 |
| その他 | 8.8 | 8.2 | 8.4 | 8.4 | 7.9 | 7.7 | 7.7 | △ 2.9 | △ 2.8 | △ 0.9 | △ 8.3 | △ 4.3 |
| 歳入合計 | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **3.0** | **1.1** | **△ 3.6** | **△ 0.3** | **△ 2.8** | **△ 2.3** |

# 第12表　地　方　税　の　状　況

その１　総　括

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | 増減率 | | | 前年度増減率 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | 都道府県 | 市町村 | 合計額 |
| 道府県税 | 13,693,144 | 88.8 | − | − | 13,693,144 | 41.9 | 13,803,473 | 88.7 | − | − | 13,803,473 | 41.4 | △ 0.8 | − | △ 0.8 | △11.1 | − | △11.1 |
| 市町村税 | 1,732,846 | 11.2 | 17,239,738 | 100.0 | 18,972,584 | 58.1 | 1,752,758 | 11.3 | 17,822,288 | 100.0 | 19,575,046 | 58.6 | △ 1.1 | △ 3.3 | △ 3.1 | △ 6.6 | △ 1.8 | △ 2.2 |
| 計 | **15,425,989** | **100.0** | **17,239,738** | **100.0** | **32,665,727** | **100.0** | **15,556,230** | **100.0** | **17,822,288** | **100.0** | **33,378,518** | **100.0** | **△ 0.8** | **△ 3.3** | **△ 2.1** | **△10.6** | **△ 1.8** | **△ 6.1** |

（注）　都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その２　道府県税の収入状況（総括）

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 調定額 (A) | 収入額 (B) | 徴収率 (B)／(A) ×100 | (B)の構成比 | 調定額 (C) | 収入額 (D) | 徴収率 (D)／(C) ×100 | (D)の構成比 | 増減額 (B)－(D) (E) | 増減率 (E)／(D) ×100 | 前年度増減率 |
| 1 普通税 | 12,625,160 | 12,139,069 | 95.2 | 88.7 | 12,746,541 | 12,229,766 | 95.0 | 88.6 | △ 90,697 | △ 0.7 | △ 11.9 |
| (1) 法定普通税 | 12,590,085 | 12,103,993 | 95.2 | 88.4 | 12,723,384 | 12,206,609 | 95.0 | 88.4 | △ 102,616 | △ 0.8 | △ 11.9 |
| ア 道府県民税 | 3,512,430 | 3,273,427 | 93.2 | 23.9 | 3,702,463 | 3,452,836 | 93.3 | 25.0 | △ 179,409 | △ 5.2 | △ 21.2 |
| (ア) 個人分 | 2,458,040 | 2,231,106 | 90.8 | 16.3 | 2,559,275 | 2,323,655 | 90.8 | 16.8 | △ 92,549 | △ 4.0 | △ 1.9 |
| (イ) 法人分 | 791,060 | 778,985 | 98.5 | 5.7 | 740,565 | 726,558 | 98.1 | 5.3 | 52,427 | 7.2 | △ 13.2 |
| (ウ) 利子割 | 263,329 | 263,336 | 100.0 | 1.9 | 402,624 | 402,624 | 100.0 | 2.9 | △ 139,288 | △ 34.6 | △ 65.8 |
| イ 事業税 | 3,917,682 | 3,845,825 | 98.2 | 28.1 | 3,758,028 | 3,675,109 | 97.8 | 26.6 | 170,716 | 4.6 | △ 15.1 |
| (ア) 個人分 | 242,021 | 216,531 | 89.5 | 1.6 | 249,577 | 222,363 | 89.1 | 1.6 | △ 5,832 | △ 2.6 | △ 1.8 |
| (イ) 法人分 | 3,675,660 | 3,629,295 | 98.7 | 26.5 | 3,508,451 | 3,452,746 | 98.4 | 25.0 | 176,549 | 5.1 | △ 15.8 |
| ウ 地方消費税 | 2,393,582 | 2,393,582 | − | 17.5 | 2,424,524 | 2,424,524 | − | 17.6 | △ 30,942 | △ 1.3 | △ 2.0 |
| (ア) 譲渡割 | 1,993,244 | 1,993,244 | − | 14.6 | 2,030,174 | 2,030,174 | − | 14.7 | △ 36,930 | △ 1.8 | △ 2.4 |
| (イ) 貨物割 | 400,338 | 400,338 | − | 2.9 | 394,350 | 394,350 | − | 2.9 | 5,988 | 1.5 | 0.2 |
| エ 不動産取得税 | 562,805 | 480,500 | 85.4 | 3.5 | 617,160 | 523,991 | 84.9 | 3.8 | △ 43,491 | △ 8.3 | △ 2.5 |
| オ 道府県たばこ税 | 277,949 | 277,815 | 100.0 | 2.0 | 270,669 | 270,530 | 99.9 | 2.0 | 7,285 | 2.7 | △ 2.3 |
| カ ゴルフ場利用税 | 71,524 | 69,076 | 96.6 | 0.5 | 76,810 | 74,385 | 96.8 | 0.5 | △ 5,309 | △ 7.1 | △ 5.7 |
| キ 自動車税 | 1,836,556 | 1,746,275 | 95.1 | 12.8 | 1,862,141 | 1,773,706 | 95.3 | 12.8 | △ 27,431 | △ 1.5 | 0.1 |
| ク 鉱区税 | 459 | 418 | 91.1 | 0.0 | 480 | 441 | 91.9 | 0.0 | △ 23 | △ 5.2 | △ 5.6 |
| ケ 狩猟者登録税 | 1,587 | 1,587 | 100.0 | 0.0 | 1,626 | 1,626 | 100.0 | 0.0 | △ 39 | △ 2.4 | △ 2.8 |
| コ 固定資産税 | 15,510 | 15,488 | 99.9 | 0.1 | 9,482 | 9,459 | 99.8 | 0.1 | 6,029 | 63.7 | 20.4 |
| (2) 法定外普通税 | 35,076 | 35,076 | 100.0 | 0.3 | 23,157 | 23,157 | 100.0 | 0.2 | 11,919 | 51.5 | △ 17.8 |
| 2 目的税 | 1,619,539 | 1,553,801 | 95.9 | 11.3 | 1,644,589 | 1,573,222 | 95.7 | 11.4 | △ 19,421 | △ 1.2 | △ 4.1 |
| (1) 法定目的税 | 1,616,635 | 1,550,910 | 95.9 | 11.3 | 1,644,092 | 1,572,726 | 95.7 | 11.4 | △ 21,816 | △ 1.4 | △ 4.2 |
| ア 自動車取得税 | 447,777 | 447,269 | 99.9 | 3.3 | 419,894 | 419,094 | 99.8 | 3.0 | 28,175 | 6.7 | △ 6.8 |
| イ 軽油引取税 | 1,167,703 | 1,102,487 | 94.4 | 8.1 | 1,223,024 | 1,152,458 | 94.2 | 8.3 | △ 49,971 | △ 4.3 | △ 3.2 |
| ウ 入猟税 | 1,154 | 1,154 | 100.0 | 0.0 | 1,174 | 1,174 | 100.0 | 0.0 | △ 20 | △ 1.7 | △ 2.0 |
| (2) 法定外目的税 | 2,904 | 2,891 | 99.6 | 0.0 | 496 | 496 | 100.0 | 0.0 | 2,395 | 482.9 | 皆増 |
| 3 旧法による税 | 4,446 | 274 | 6.2 | 0.0 | 6,048 | 485 | 8.0 | 0.0 | △ 211 | △ 43.5 | △ 58.7 |
| 合計 | **14,249,146** | **13,693,144** | **95.3** | **100.0** | **14,397,178** | **13,803,473** | **95.0** | **100.0** | **△ 110,329** | **△ 0.8** | △ 11.1 |

（注）　1　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額（平成15年度1,732,846百万円、平成14年度1,752,758百万円）を控除した額である。その３において同じ。

2　徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

# 第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）　　（単位　百万円・％）

| 区分 | 都道府県 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | | | （参考）地方税の歳入に占める割合（平成15年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | |
| | | 収入額(A) | 構成比 | 収入額(B) | 構成比 | 収入額(C) | 構成比 | 収入額(D) | 構成比 | 増減額(A)－(C) | 増減率 | 増減額(B)－(D) | 増減率 | |
| 財政力指数が1.0以上の団体 | 東京都 | 2,203,179 | 16.1 | 1,072,594 | 24.3 | 2,322,573 | 16.8 | 1,076,101 | 25.7 | △ 119,394 | △ 5.1 | △ 3,507 | △ 0.3 | 62.5 |
| （1団体） | （小計） | **2,203,179** | **16.1** | **1,072,594** | **24.3** | **2,322,573** | **16.8** | **1,076,101** | **25.7** | **△ 119,394** | **△ 5.1** | **△ 3,507** | **△ 0.3** | **62.5** |
| 0.7以上1.0未満の団体 | 愛知県 | 1,008,531 | 7.4 | 420,530 | 9.5 | 999,457 | 7.2 | 389,841 | 9.3 | 9,074 | 0.9 | 30,689 | 7.9 | 47.1 |
| | 神奈川県 | 880,703 | 6.4 | 262,812 | 6.0 | 884,406 | 6.4 | 241,022 | 5.8 | △ 3,703 | △ 0.4 | 21,790 | 9.0 | 51.5 |
| （2団体） | （小計） | **1,889,234** | **13.8** | **683,342** | **15.5** | **1,883,863** | **13.6** | **630,863** | **15.1** | **5,371** | **0.3** | **52,479** | **8.3** | **49.0** |
| 0.5以上0.7未満の団体 | 大阪府 | 990,905 | 7.2 | 380,209 | 8.6 | 1,006,954 | 7.3 | 355,386 | 8.5 | △ 16,049 | △ 1.6 | 24,823 | 7.0 | 38.1 |
| | 静岡県 | 452,095 | 3.3 | 153,367 | 3.5 | 439,359 | 3.2 | 134,253 | 3.2 | 12,736 | 2.9 | 19,114 | 14.2 | 38.6 |
| | 千葉県 | 555,876 | 4.1 | 129,017 | 2.9 | 559,273 | 4.1 | 121,429 | 2.9 | △ 3,397 | △ 0.6 | 7,588 | 6.2 | 37.9 |
| | 埼玉県 | 633,293 | 4.6 | 153,001 | 3.5 | 618,667 | 4.5 | 137,198 | 3.3 | 14,626 | 2.4 | 15,803 | 11.5 | 40.3 |
| | 福岡県 | 469,018 | 3.4 | 133,419 | 3.0 | 472,519 | 3.4 | 129,943 | 3.1 | △ 3,501 | △ 0.7 | 3,476 | 2.7 | 31.7 |
| | 茨城県 | 320,761 | 2.3 | 89,746 | 2.0 | 306,873 | 2.2 | 72,039 | 1.7 | 13,888 | 4.5 | 17,707 | 24.6 | 30.2 |
| （6団体） | （小計） | **3,421,949** | **25.0** | **1,038,758** | **23.6** | **3,403,644** | **24.7** | **950,249** | **22.7** | **18,305** | **0.5** | **88,509** | **9.3** | **36.6** |
| 0.4以上0.5未満の団体 | 群馬県 | 209,336 | 1.5 | 54,447 | 1.2 | 212,344 | 1.5 | 55,429 | 1.3 | △ 3,008 | △ 1.4 | △ 982 | △ 1.8 | 27.2 |
| | 京都府 | 249,199 | 1.8 | 71,255 | 1.6 | 254,207 | 1.8 | 70,144 | 1.7 | △ 5,008 | △ 2.0 | 1,111 | 1.6 | 31.3 |
| | 栃木県 | 225,878 | 1.6 | 65,866 | 1.5 | 218,669 | 1.6 | 57,274 | 1.4 | 7,209 | 3.3 | 8,592 | 15.0 | 27.5 |
| | 兵庫県 | 501,143 | 3.7 | 123,697 | 2.8 | 516,070 | 3.7 | 122,255 | 2.9 | △ 14,927 | △ 2.9 | 1,442 | 1.2 | 23.7 |
| | 宮城県 | 245,372 | 1.8 | 75,006 | 1.7 | 243,473 | 1.8 | 70,467 | 1.7 | 1,899 | 0.8 | 4,539 | 6.4 | 30.2 |
| | 三重県 | 208,908 | 1.5 | 65,360 | 1.5 | 204,252 | 1.5 | 56,576 | 1.4 | 4,656 | 2.3 | 8,784 | 15.5 | 29.1 |
| | 広島県 | 281,009 | 2.1 | 81,520 | 1.8 | 278,302 | 2.0 | 71,903 | 1.7 | 2,707 | 1.0 | 9,617 | 13.4 | 27.0 |
| | 滋賀県 | 141,459 | 1.0 | 45,176 | 1.0 | 136,836 | 1.0 | 38,767 | 0.9 | 4,623 | 3.4 | 6,409 | 16.5 | 25.7 |
| | 岐阜県 | 209,845 | 1.5 | 52,998 | 1.2 | 210,925 | 1.5 | 49,416 | 1.2 | △ 1,080 | △ 0.5 | 3,582 | 7.2 | 25.3 |
| | 長野県 | 224,361 | 1.6 | 57,004 | 1.3 | 225,351 | 1.6 | 54,049 | 1.3 | △ 990 | △ 0.4 | 2,955 | 5.5 | 25.2 |
| （10団体） | （小計） | **2,496,511** | **18.2** | **692,329** | **15.7** | **2,500,427** | **18.1** | **646,280** | **15.5** | **△ 3,916** | **△ 0.2** | **46,049** | **7.1** | **26.7** |
| | 岡山県 | 186,210 | 1.4 | 50,340 | 1.1 | 181,615 | 1.3 | 42,191 | 1.0 | 4,595 | 2.5 | 8,149 | 19.3 | 24.4 |
| | 福島県 | 210,846 | 1.5 | 60,723 | 1.4 | 210,857 | 1.5 | 57,109 | 1.4 | △ 11 | △ 0.0 | 3,614 | 6.3 | 22.5 |
| | 石川県 | 125,988 | 0.9 | 35,639 | 0.8 | 126,733 | 0.9 | 33,730 | 0.8 | △ 745 | △ 0.6 | 1,909 | 5.7 | 21.6 |

# 第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）（つづき）　　（単位　百万円・％）

| 区分 | 都道府県 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | | | （参考）地方税の歳入に占める割合（平成15年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | 道府県税 | | うち法人住民税及び法人事業税 | | |
| | | 収入額(A) | 構成比 | 収入額(B) | 構成比 | 収入額(C) | 構成比 | 収入額(D) | 構成比 | 増減額(A)－(C) | 増減率 | 増減額(B)－(D) | 増減率 | |
| 0.3以上0.4未満の団体 | 香川県 | 102,315 | 0.7 | 30,456 | 0.7 | 103,120 | 0.7 | 28,564 | 0.7 | △ 805 | △ 0.8 | 1,892 | 6.6 | 21.2 |
| | 新潟県 | 242,825 | 1.8 | 68,221 | 1.5 | 244,262 | 1.8 | 65,196 | 1.6 | △ 1,437 | △ 0.6 | 3,025 | 4.6 | 19.9 |
| | 北海道 | 546,638 | 4.0 | 117,294 | 2.7 | 558,335 | 4.0 | 120,078 | 2.9 | △ 11,697 | △ 2.1 | △ 2,784 | △ 2.3 | 19.3 |
| | 山口県 | 140,933 | 1.0 | 37,890 | 0.9 | 145,330 | 1.1 | 38,258 | 0.9 | △ 4,397 | △ 3.0 | △ 368 | △ 1.0 | 18.3 |
| | 富山県 | 116,521 | 0.9 | 31,903 | 0.7 | 114,212 | 0.8 | 27,594 | 0.7 | 2,309 | 2.0 | 4,309 | 15.6 | 20.8 |
| | 福井県 | 98,482 | 0.7 | 29,446 | 0.7 | 101,044 | 0.7 | 29,376 | 0.7 | △ 2,562 | △ 2.5 | 70 | 0.2 | 19.1 |
| | 奈良県 | 113,016 | 0.8 | 25,221 | 0.6 | 108,647 | 0.8 | 18,035 | 0.4 | 4,369 | 4.0 | 7,186 | 39.8 | 21.5 |
| | 山梨県 | 93,218 | 0.7 | 26,554 | 0.6 | 91,498 | 0.7 | 23,791 | 0.6 | 1,720 | 1.9 | 2,763 | 11.6 | 18.1 |
| | 愛媛県 | 125,857 | 0.9 | 34,384 | 0.8 | 127,647 | 0.9 | 34,628 | 0.8 | △ 1,790 | △ 1.4 | △ 244 | △ 0.7 | 19.0 |
| | 熊本県 | 151,102 | 1.1 | 35,165 | 0.8 | 150,951 | 1.1 | 33,320 | 0.8 | 151 | 0.1 | 1,845 | 5.5 | 19.0 |
| （13団体） | （小計） | **2,253,952** | **16.5** | **583,235** | **13.2** | **2,264,253** | **16.4** | **551,870** | **13.2** | **△ 10,301** | **△ 0.5** | **31,365** | **5.7** | **20.2** |
| 0.3未満の団体 | 徳島県 | 83,583 | 0.6 | 29,217 | 0.7 | 82,054 | 0.6 | 26,276 | 0.6 | 1,529 | 1.9 | 2,941 | 11.2 | 14.9 |
| | 佐賀県 | 81,241 | 0.6 | 20,522 | 0.5 | 81,599 | 0.6 | 19,893 | 0.5 | △ 358 | △ 0.4 | 629 | 3.2 | 18.1 |
| | 山形県 | 107,894 | 0.8 | 24,668 | 0.6 | 106,477 | 0.8 | 20,884 | 0.5 | 1,417 | 1.3 | 3,784 | 18.1 | 16.9 |
| | 大分県 | 102,805 | 0.8 | 26,231 | 0.6 | 102,562 | 0.7 | 24,258 | 0.6 | 243 | 0.2 | 1,973 | 8.1 | 15.8 |
| | 鹿児島県 | 138,525 | 1.0 | 32,456 | 0.7 | 139,056 | 1.0 | 31,567 | 0.8 | △ 531 | △ 0.4 | 889 | 2.8 | 14.9 |
| | 青森県 | 131,442 | 1.0 | 23,400 | 0.5 | 127,264 | 0.9 | 23,518 | 0.6 | 4,178 | 3.3 | △ 118 | △ 0.5 | 16.1 |
| | 岩手県 | 123,476 | 0.9 | 27,469 | 0.6 | 121,876 | 0.9 | 24,447 | 0.6 | 1,600 | 1.3 | 3,022 | 12.4 | 15.0 |
| | 和歌山県 | 87,101 | 0.6 | 24,043 | 0.5 | 87,708 | 0.6 | 21,583 | 0.5 | △ 607 | △ 0.7 | 2,460 | 11.4 | 15.3 |
| | 宮崎県 | 91,709 | 0.7 | 19,750 | 0.4 | 92,685 | 0.7 | 20,246 | 0.5 | △ 976 | △ 1.1 | △ 496 | △ 2.4 | 14.4 |
| | 沖縄県 | 92,298 | 0.7 | 22,033 | 0.5 | 92,669 | 0.7 | 21,416 | 0.5 | △ 371 | △ 0.4 | 617 | 2.9 | 14.3 |
| | 秋田県 | 97,512 | 0.7 | 21,315 | 0.5 | 97,267 | 0.7 | 19,343 | 0.5 | 245 | 0.3 | 1,972 | 10.2 | 13.4 |
| | 長崎県 | 107,182 | 0.8 | 23,876 | 0.5 | 110,002 | 0.8 | 26,197 | 0.6 | △ 2,820 | △ 2.6 | △ 2,321 | △ 8.9 | 14.0 |
| | 鳥取県 | 53,957 | 0.4 | 12,419 | 0.3 | 55,022 | 0.4 | 12,431 | 0.3 | △ 1,065 | △ 1.9 | △ 12 | △ 0.1 | 12.5 |
| | 島根県 | 65,928 | 0.5 | 17,703 | 0.4 | 67,213 | 0.5 | 18,132 | 0.4 | △ 1,285 | △ 1.9 | △ 429 | △ 2.4 | 10.6 |
| | 高知県 | 63,664 | 0.5 | 12,920 | 0.3 | 65,260 | 0.5 | 13,751 | 0.3 | △ 1,596 | △ 2.4 | △ 831 | △ 6.0 | 11.9 |
| （15団体） | （小計） | **1,428,319** | **10.4** | **338,021** | **7.7** | **1,428,713** | **10.4** | **323,942** | **7.8** | **△ 394** | **△ 0.0** | **14,079** | **4.3** | **14.6** |
| 全国計 | | **13,693,144** | **100.0** | **4,408,280** | **100.0** | **13,803,473** | **100.0** | **4,179,304** | **100.0** | **△ 110,329** | **△ 0.8** | **228,976** | **5.5** | **31.0** |

（注）　道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

# 第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その４　市町村税

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 調定額 (A) | 収入額 (B) | 徴収率 (B)／(A) ×100 | (B)の構成比 | 調定額 (C) | 収入額 (D) | 徴収率 (D)／(C) ×100 | (D)の構成比 | 増減額 (B)－(D) (E) | 増減率 (E)／(D) ×100 | 前年度増減率 |
| 1 普通税 | 18,971,388 | 17,408,910 | 91.8 | 91.8 | 19,534,174 | 17,920,854 | 91.7 | 91.5 | △ 511,944 | △ 2.9 | △ 2.4 |
| (1) 法定普通税 | 18,970,685 | 17,408,300 | 91.8 | 91.8 | 19,533,486 | 17,920,268 | 91.7 | 91.5 | △ 511,968 | △ 2.9 | △ 2.4 |
| ア 市町村民税 | 8,237,446 | 7,636,615 | 92.7 | 40.3 | 8,400,276 | 7,770,867 | 92.5 | 39.7 | △ 134,252 | △ 1.7 | △ 5.1 |
| (ア) 個人均等割 | 128,377 | 116,627 | 90.8 | 0.6 | 128,707 | 117,130 | 91.0 | 0.6 | △ 503 | △ 0.4 | △ 0.0 |
| (イ) 所得割 | 6,055,801 | 5,519,171 | 91.1 | 29.1 | 6,332,957 | 5,772,458 | 91.1 | 29.5 | △ 253,287 | △ 4.4 | △ 1.8 |
| (ウ) 法人均等割 | 405,983 | 390,927 | 96.3 | 2.1 | 402,861 | 386,702 | 96.0 | 2.0 | 4,225 | 1.1 | △ 1.9 |
| (エ) 法人税割 | 1,647,284 | 1,609,890 | 97.7 | 8.5 | 1,535,752 | 1,494,577 | 97.3 | 7.6 | 115,313 | 7.7 | △ 16.7 |
| イ 固定資産税 | 9,656,126 | 8,766,857 | 90.8 | 46.2 | 10,053,648 | 9,155,086 | 91.1 | 46.8 | △ 388,229 | △ 4.2 | 0.0 |
| (ア) 純固定資産税 | 9,567,904 | 8,678,635 | 90.7 | 45.7 | 9,967,046 | 9,068,484 | 91.0 | 46.3 | △ 389,849 | △ 4.3 | 0.0 |
| 土地 | 3,935,816 | 3,553,872 | 90.3 | 18.7 | 4,000,167 | 3,615,708 | 90.4 | 18.5 | △ 61,836 | △ 1.7 | △ 3.0 |
| 家屋 | 3,868,541 | 3,475,829 | 89.8 | 18.3 | 4,162,004 | 3,758,692 | 90.3 | 19.2 | △ 282,863 | △ 7.5 | 3.8 |
| 償却資産 | 1,763,546 | 1,648,933 | 93.5 | 8.7 | 1,804,875 | 1,694,083 | 93.9 | 8.7 | △ 45,150 | △ 2.7 | △ 1.4 |
| (イ) 交付金 | 88,222 | 88,222 | 100.0 | 0.5 | 86,602 | 86,602 | 100.0 | 0.4 | 1,620 | 1.9 | △ 1.7 |
| ウ 軽自動車税 | 156,731 | 140,523 | 89.7 | 0.7 | 150,255 | 135,229 | 90.0 | 0.7 | 5,294 | 3.9 | 3.9 |
| エ 市町村たばこ税 | 854,221 | 853,752 | 99.9 | 4.5 | 831,916 | 831,369 | 99.9 | 4.2 | 22,383 | 2.7 | △ 2.3 |
| オ 鉱産税 | 1,431 | 1,430 | 99.9 | 0.0 | 1,377 | 1,377 | 100.0 | 0.0 | 53 | 3.8 | △ 8.9 |
| カ 特別土地保有税 | 64,730 | 9,123 | 14.1 | 0.0 | 96,013 | 26,341 | 27.4 | 0.1 | △ 17,218 | △ 65.4 | △ 24.9 |
| (2) 法定外普通税 | 703 | 610 | 86.8 | 0.0 | 687 | 585 | 85.2 | 0.0 | 25 | 4.3 | 0.2 |
| 2 目的税 | 1,695,913 | 1,563,674 | 92.2 | 8.2 | 1,794,000 | 1,654,192 | 92.2 | 8.5 | △ 90,518 | △ 5.5 | △ 0.5 |
| (1) 法定目的税 | 1,695,362 | 1,563,122 | 92.2 | 8.2 | 1,793,936 | 1,654,128 | 92.2 | 8.5 | △ 91,006 | △ 5.5 | △ 0.5 |
| ア 入湯税 | 26,723 | 25,209 | 94.3 | 0.1 | 26,347 | 24,797 | 94.1 | 0.1 | 412 | 1.7 | 3.0 |
| イ 事業所税 | 303,886 | 298,607 | 98.3 | 1.6 | 331,385 | 324,260 | 97.8 | 1.7 | △ 25,653 | △ 7.9 | 1.9 |
| ウ 都市計画税 | 1,364,656 | 1,239,211 | 90.8 | 6.5 | 1,436,106 | 1,304,975 | 90.9 | 6.7 | △ 65,764 | △ 5.0 | △ 1.1 |
| エ 水利地益税 | 97 | 95 | 97.9 | 0.0 | 98 | 96 | 98.0 | 0.0 | △ 1 | △ 1.0 | △ 29.4 |
| (2) 法定外目的税 | 551 | 551 | 100.0 | 0.0 | 64 | 64 | 100.0 | 0.0 | 487 | 760.9 | 106.5 |
| 3 旧法による税 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | **20,667,302** | **18,972,584** | **91.8** | **100.0** | **21,328,174** | **19,575,046** | **91.8** | **100.0** | **△ 602,462** | **△ 3.1** | **△ 2.2** |

（注）　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成15年度1,732,846百万円、平成14年度1,752,758百万円）を加算した額である。

# 第13表 法定外普通税の状況

その１　道府県税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 石油価格調整税 | 1 | 968 | 1 | 940 | － | 28 |
| 核燃料税 | 11 | 16,286 | 11 | 14,709 | － | 1,577 |
| 核燃料物質等取扱税 | 1 | 11,223 | 1 | 5,947 | － | 5,276 |
| 核燃料等取扱税 | 1 | 1,567 | 1 | 1,409 | － | 158 |
| 臨時特例企業税 | 1 | 5,031 | 1 | 152 | － | 4,879 |
| **合計** | **15** | **35,076** | **15** | **23,157** | － | **11,919** |

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 砂利採取税 | 2 | 25 | 2 | 24 | － | 1 |
| 山砂利採取税 | 1 | 22 | 1 | 25 | － | △ 3 |
| 別荘等所有税 | 1 | 552 | 1 | 537 | － | 15 |
| 歴史と文化の環境税 | 1 | 11 | － | － | 1 | 11 |
| **合計** | **5** | **610** | **4** | **585** | **1** | **25** |

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

# 第14表 法定外目的税の状況

その１　道府県税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 産業廃棄物税 | 4 | 205 | － | － | 4 | 205 |
| 宿泊税 | 1 | 1,154 | 1 | 496 | － | 658 |
| 産業廃棄物処理税 | 1 | 856 | － | － | 1 | 856 |
| 産業廃棄物埋立税 | 1 | 638 | － | － | 1 | 638 |
| 産業廃棄物処理場税 | 1 | 8 | － | － | 1 | 8 |
| 乗鞍環境保全税 | 1 | 30 | － | － | 1 | 30 |
| **合計** | **9** | **2,891** | **1** | **496** | **8** | **2,395** |

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 遊漁税 | 1 | 33 | 3 | 40 | △ 2 | △ 7 |
| 一般廃棄物埋立税 | 1 | 45 | 1 | 24 | － | 21 |
| 使用済核燃料税 | 1 | 225 | － | － | 1 | 225 |
| 環境未来税 | 1 | 248 | － | － | 1 | 248 |
| **合計** | **4** | **551** | **4** | **64** | － | **487** |

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

# 第15表 超 過 課 税 の 状 況

その１　道府県税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 道府県民税個人均等割 | 1 | 115 | － | － | 1 | 115 |
| 道府県民税法人均等割 | 2 | 5,154 | 1 | 4,776 | 1 | 378 |
| 道府県民税法人税割 | 46 | 83,385 | 46 | 76,537 | － | 6,848 |
| 事業税法人分 | 7 | 84,338 | 7 | 77,492 | － | 6,846 |
| 合計 | － | **172,993** | － | **158,805** | － | **14,188** |

その２　市町村税

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 収入額 (B) | 団体数 (C) | 収入額 (D) | 団体数 (A)－(C) | 増減額 (B)－(D) |
| 市町村民税 | 1,420 | 214,346 | 1,446 | 199,842 | △ 26 | 14,504 |
| 個人均等割 | 19 | 20 | 18 | 20 | 1 | － |
| 所得割 | － | － | － | － | － | － |
| 法人均等割 | 550 | 13,848 | 554 | 13,576 | △ 4 | 272 |
| 法人税割 | 1,403 | 200,478 | 1,430 | 186,247 | △ 27 | 14,231 |
| 固定資産税 | 260 | 39,063 | 275 | 41,710 | △ 15 | △ 2,647 |
| 土地 | 260 | 12,582 | 275 | 12,809 | △ 15 | △ 227 |
| 家屋 | 260 | 16,380 | 275 | 18,238 | △ 15 | △ 1,858 |
| 償却資産 | 260 | 10,101 | 274 | 10,663 | △ 14 | △ 562 |
| 軽自動車税 | 29 | 483 | 30 | 468 | △ 1 | 15 |
| 鉱産税 | 12 | 9 | 12 | 5 | － | 4 |
| 入湯税 | 2 | 25 | 2 | 26 | － | △ 1 |
| 旧法による税 | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | － | **253,926** | － | **242,051** | － | **11,875** |

（注）　「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額（59,421百万円）を含む。

# 第16表 地 方 税 徴 収 率 の 推 移

その１　道府県税

（単位　%）

| 区分 | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成10年度 | 98.5 | 28.1 | 95.4 |
| 11 | 98.4 | 24.0 | 95.2 |
| 12 | 98.6 | 22.5 | 95.5 |
| 13 | 98.6 | 21.8 | 95.6 |
| 14 | 98.4 | 21.4 | 95.0 |
| 15 | 98.6 | 22.3 | 95.3 |

（注）　地方消費税を控除して算出した。

その２　市町村税

（単位　%）

| 区分 | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成10年度 | 97.8 | 18.1 | 92.5 |
| 11 | 97.8 | 17.7 | 92.3 |
| 12 | 97.9 | 17.2 | 92.0 |
| 13 | 97.9 | 16.9 | 92.0 |
| 14 | 97.8 | 16.5 | 91.8 |
| 15 | 98.0 | 17.5 | 91.8 |

# 第17表　国税と地方税の収入状況

（単位　億円・%）

| 区分 | 租税総額 | | | | | | 国税 | | | | | | 地方税 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | | 直接税 | | 間接税等 | | 計 | | 直接税 | | 間接税等 | | 計 | | 直接税 | | 間接税等 | |
| 昭和10年度 | **18** | 100.0 | 10 | 55.0 | 8 | 45.0 | **12** | 100.0 | 4 | 35.0 | 8 | 65.0 | **6** | 100.0 | 6 | 92.9 | 0 | 7.1 |
| 15 | **50** | 100.0 | 34 | 68.3 | 16 | 31.7 | **42** | 100.0 | 27 | 63.9 | 15 | 36.1 | **8** | 100.0 | 7 | 92.0 | 1 | 8.0 |
| 平成元年度 | **889,312** | 100.0 | 708,060 | 79.6 | 181,252 | 20.4 | **571,361** | 100.0 | 423,926 | 74.2 | 147,435 | 25.8 | **317,951** | 100.0 | 284,134 | 89.4 | 33,817 | 10.6 |
| 2 | **962,302** | 100.0 | 763,578 | 79.3 | 198,724 | 20.7 | **627,798** | 100.0 | 462,971 | 73.7 | 164,827 | 26.3 | **334,504** | 100.0 | 300,607 | 89.9 | 33,897 | 10.1 |
| 3 | **982,837** | 100.0 | 779,385 | 79.3 | 203,452 | 20.7 | **632,110** | 100.0 | 463,073 | 73.3 | 169,037 | 26.7 | **350,727** | 100.0 | 316,312 | 90.2 | 34,415 | 9.8 |
| 4 | **919,647** | 100.0 | 716,420 | 77.9 | 203,227 | 22.1 | **573,964** | 100.0 | 405,520 | 70.7 | 168,444 | 29.3 | **345,683** | 100.0 | 310,900 | 89.9 | 34,783 | 10.1 |
| 5 | **907,055** | 100.0 | 697,936 | 76.9 | 209,119 | 23.1 | **571,142** | 100.0 | 396,582 | 69.4 | 174,560 | 30.6 | **335,913** | 100.0 | 301,354 | 89.7 | 34,559 | 10.3 |
| 6 | **865,398** | 100.0 | 646,375 | 74.7 | 219,023 | 25.3 | **540,007** | 100.0 | 359,567 | 66.6 | 180,440 | 33.4 | **325,391** | 100.0 | 286,808 | 88.1 | 38,583 | 11.9 |
| 7 | **886,380** | 100.0 | 659,746 | 74.4 | 226,634 | 25.6 | **549,630** | 100.0 | 363,519 | 66.1 | 186,111 | 33.9 | **336,750** | 100.0 | 296,227 | 88.0 | 40,523 | 12.0 |
| 8 | **903,198** | 100.0 | 669,958 | 74.2 | 233,240 | 25.8 | **552,261** | 100.0 | 360,476 | 65.3 | 191,785 | 34.7 | **350,937** | 100.0 | 309,482 | 88.2 | 41,455 | 11.8 |
| 9 | **917,562** | 100.0 | 666,444 | 72.6 | 251,118 | 27.4 | **556,007** | 100.0 | 352,325 | 63.4 | 203,682 | 36.6 | **361,555** | 100.0 | 314,119 | 86.9 | 47,436 | 13.1 |
| 10 | **871,199** | 100.0 | 600,022 | 68.9 | 271,177 | 31.1 | **511,977** | 100.0 | 303,397 | 59.3 | 208,580 | 40.7 | **359,222** | 100.0 | 296,625 | 82.6 | 62,597 | 17.4 |
| 11 | **842,400** | 100.0 | 569,906 | 67.7 | 272,494 | 32.3 | **492,139** | 100.0 | 281,293 | 57.2 | 210,846 | 42.8 | **350,261** | 100.0 | 288,613 | 82.4 | 61,648 | 17.6 |
| 12 | **882,673** | 100.0 | 618,121 | 70.0 | 264,552 | 30.0 | **527,209** | 100.0 | 323,193 | 61.3 | 204,016 | 38.7 | **355,464** | 100.0 | 294,928 | 83.0 | 60,536 | 17.0 |
| 13 | **855,172** | 100.0 | 593,753 | 69.4 | 261,419 | 30.6 | **499,684** | 100.0 | 297,393 | 59.5 | 202,291 | 40.5 | **355,488** | 100.0 | 296,360 | 83.4 | 59,128 | 16.6 |
| 14 | **792,227** | 100.0 | 534,216 | 67.4 | 258,011 | 32.6 | **458,442** | 100.0 | 257,891 | 56.3 | 200,551 | 43.7 | **333,785** | 100.0 | 276,325 | 82.8 | 57,460 | 17.2 |
| 15 | **780,351** | 100.0 | 524,493 | 67.2 | 255,858 | 32.8 | **453,694** | 100.0 | 254,727 | 56.1 | 198,967 | 43.9 | **326,657** | 100.0 | 269,766 | 82.6 | 56,891 | 17.4 |

（注）　1　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等…直接税以外の諸税

3　地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

# 第18表　国民所得に対する租税負担率

（単位　億円・％）

| 区分 | 国民所得 | | 租税負担額 | | | | | | | | 租税負担率 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名目額 | 指数 | 国税(A) | 指数 | 地方税(B) | 指数 | 地方税の内訳 | | 計(A)＋(B) | 指数 | 国税 | 地方税 | 地方税の内訳 | | 計 |
| | | | | | | | 道府県税 | 市町村税 | | | | | 道府県税 | 市町村税 | |
| 昭和9～11年度 | 144 | － | 12 | － | 6 | － | 2 | 4 | 18 | － | 8.5 | 4.4 | 1.8 | 2.6 | 12.9 |
| 16 | 358 | － | 49 | － | 9 | － | 2 | 7 | 58 | － | 13.8 | 2.5 | 0.6 | 2.0 | 16.2 |
| 36 | 160,819 | 100 | 22,269 | 100 | 9,065 | 100 | 4,442 | 4,623 | 31,334 | 100 | 13.8 | 5.6 | 2.8 | 2.9 | 19.5 |
| 平成5年度 | 3,690,327 | 2,295 | 571,142 | 2,565 | 335,913 | 3,706 | 138,779 | 197,134 | 907,055 | 2,895 | 15.5 | 9.1 | 3.8 | 5.3 | 24.6 |
| 6 | 3,740,683 | 2,326 | 540,007 | 2,425 | 325,391 | 3,590 | 136,079 | 189,311 | 865,398 | 2,762 | 14.4 | 8.7 | 3.6 | 5.1 | 23.1 |
| 7 | 3,742,477 | 2,327 | 549,630 | 2,468 | 336,750 | 3,715 | 139,090 | 197,660 | 886,380 | 2,829 | 14.7 | 9.0 | 3.7 | 5.3 | 23.7 |
| 8 | 3,867,623 | 2,405 | 552,261 | 2,480 | 350,937 | 3,871 | 145,915 | 205,022 | 903,198 | 2,882 | 14.3 | 9.1 | 3.8 | 5.3 | 23.4 |
| 9 | 3,904,060 | 2,428 | 556,007 | 2,497 | 361,555 | 3,988 | 149,478 | 212,077 | 917,562 | 2,928 | 14.2 | 9.3 | 3.8 | 5.4 | 23.5 |
| 10 | 3,785,535 | 2,354 | 511,977 | 2,299 | 359,222 | 3,963 | 153,195 | 206,027 | 871,199 | 2,780 | 13.5 | 9.5 | 4.0 | 5.4 | 23.0 |
| 11 | 3,726,934 | 2,317 | 492,139 | 2,210 | 350,261 | 3,864 | 145,863 | 204,399 | 842,400 | 2,688 | 13.2 | 9.4 | 3.9 | 5.5 | 22.6 |
| 12 | 3,783,922 | 2,353 | 527,209 | 2,367 | 355,464 | 3,921 | 155,850 | 199,614 | 882,673 | 2,817 | 13.9 | 9.4 | 4.1 | 5.3 | 23.3 |
| 13 | 3,675,604 | 2,286 | 499,684 | 2,244 | 355,488 | 3,922 | 155,303 | 200,185 | 855,172 | 2,729 | 13.6 | 9.7 | 4.2 | 5.4 | 23.3 |
| 14 | 3,613,927 | 2,247 | 458,442 | 2,059 | 333,785 | 3,682 | 138,035 | 195,750 | 792,228 | 2,528 | 12.7 | 9.2 | 3.8 | 5.4 | 21.9 |
| 15 | 3,678,298 | 2,287 | 453,694 | 2,037 | 326,657 | 3,603 | 136,931 | 189,726 | 780,351 | 2,490 | 12.3 | 8.9 | 3.7 | 5.2 | 21.2 |

（注）　1　国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成5年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成7年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成2年基準）」、昭和16年度以前は「国民所得統計（旧SNA）」による数値である。

2　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

## 第19表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較

（単位　%）

| 区分 | 日本 | | | アメリカ | | | イギリス | | | ドイツ | | | フランス | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国税 | 地方税 | 合計 | 連邦税 | 州税 | 合計 | 国税 | 地方税 | 合計 | 連邦税 | 州税 | 合計 | 国税 | 地方税 | 合計 |
| 昭和9～11年度 | 8.5 | 4.4 | **12.9** | 6.0 | | **17.3** | 18.1 | 4.5 | **22.6** | 15.8 | | **22.1** | 18.5 | … | … |
| 16 | 13.8 | 2.5 | **16.2** | 12.0 | | **20.1** | 28.5 | 3.3 | **31.8** | 33.1 | | … | … | … | … |
| 19 | 22.3 | 1.5 | **23.8** | 19.2 | | **24.0** | 38.6 | 2.9 | **41.5** | 42.2 | | … | … | … | … |
| 25 | 16.9 | 5.6 | **22.4** | 18.0 | | **24.8** | 34.3 | 3.1 | **37.4** | 22.2 | | **25.4** | 22.4 | 3.6 | **26.0** |
| 30 | 13.4 | 5.5 | **18.9** | 18.3 | | **25.5** | 30.0 | 3.1 | **33.0** | 25.8 | | **29.8** | 21.4 | 3.6 | **25.0** |
| 35 | 13.3 | 5.5 | **18.9** | 18.0 | | **26.6** | 26.4 | 3.7 | **30.0** | 24.5 | | **28.5** | 24.9 | 3.8 | **28.7** |
| 40 | 12.2 | 5.8 | **18.0** | 15.8 | | **24.6** | 27.6 | 4.2 | **31.8** | 25.8 | | **29.4** | 25.4 | 4.1 | **29.5** |
| 45 | 12.7 | 6.1 | **18.9** | 17.2 | | **27.5** | 36.0 | 4.6 | **40.6** | … | | **26.3** | 25.7 | 2.7 | **28.4** |
| 50 | 11.7 | 6.6 | **18.3** | 14.3 | | **25.1** | 31.5 | 4.9 | **36.3** | 14.4 | 9.3 | **27.4** | 24.8 | 3.6 | **28.4** |
| 55 | 14.0 | 7.8 | **21.8** | 15.4 | 6.1 | **25.4** | 34.8 | 5.1 | **39.9** | 15.1 | 10.1 | **29.2** | 27.4 | 3.9 | **31.3** |
| 60 | 15.0 | 8.9 | **23.9** | 13.1 | 6.3 | **23.3** | 36.7 | 5.2 | **41.9** | 14.5 | 9.7 | **28.1** | 28.9 | 5.2 | **34.1** |
| 平成2年度 | 18.0 | 9.6 | **27.6** | 14.0 | 6.6 | **25.1** | 37.4 | 3.6 | **41.0** | 13.8 | 9.1 | **26.5** | 27.5 | 5.5 | **33.0** |
| 7 | 14.7 | 9.0 | **23.7** | 14.5 | 6.9 | **25.9** | 36.7 | 1.8 | **38.4** | 16.4 | 11.0 | **31.2** | 28.8 | 6.7 | **35.5** |
| 11 | 13.2 | 9.4 | **22.6** | 16.1 | 6.8 | **27.2** | 38.5 | 1.9 | **40.4** | 15.7 | 11.3 | **31.0** | 33.7 | 6.7 | **40.4** |
| 12 | 13.9 | 9.4 | **23.3** | 16.5 | 6.7 | **27.6** | 38.8 | 1.9 | **40.8** | 15.9 | 11.5 | **31.2** | 33.7 | 6.3 | **40.0** |
| 13 | 13.6 | 9.7 | **23.3** | 15.4 | 6.7 | **26.6** | 38.0 | 2.0 | **40.0** | 15.4 | 10.9 | **29.9** | 33.4 | 6.1 | **39.5** |
| 14 | 12.7 | 9.2 | **21.9** | 12.9 | 6.3 | **23.8** | 36.1 | 2.1 | **38.2** | 15.0 | 10.5 | **28.9** | 32.4 | 6.1 | **38.5** |
| 15 | 12.3 | 8.9 | **21.2** | … | … | … | … | … | … | … | … | … | … | … | … |

（注）　1　日本の国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　財務省調べによる。

3　日本以外は、暦年計数である。

## 第20表　地　方　譲　与　税　の　状　況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 計（A） | 都道府県 | 市町村 | 計（B） | 増減額 (A)−(B) (C) | 増減率 (C)/(B)×100 | 前年度増減率 |
| 地方道路譲与税 | 158,433 | 135,657 | 294,090 | 122,253 | 188,485 | 310,738 | △ 16,648 | △ 5.4 | 4.6 |
| 石油ガス譲与税 | 12,312 | 1,445 | 13,758 | 12,605 | 1,476 | 14,081 | △ 323 | △ 2.3 | 0.5 |
| 特別とん譲与税 | 343 | 10,622 | 10,965 | 377 | 10,577 | 10,954 | 11 | 0.1 | 2.1 |
| 自動車重量譲与税 | − | 359,912 | 359,912 | − | 282,136 | 282,136 | 77,776 | 27.6 | △ 1.3 |
| 航空機燃料譲与税 | 3,064 | 12,256 | 15,320 | 3,263 | 13,050 | 16,313 | △ 993 | △ 6.1 | 1.4 |
| 合計 | **174,153** | **519,893** | **694,045** | **138,498** | **495,724** | **634,222** | **59,823** | **9.4** | **1.6** |

# 第21表　地　方　交　付　税　の　状　況

## その１　収入状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 普通交付税 交付額 | 構成比 | 平成15年度 特別交付税 交付額 | 構成比 | 平成15年度 計 交付額(A) | 構成比 | 平成14年度地方交付税 交付額(B) | 構成比 | 比較 増減額 (A)−(B) (C) | 増減率 (C)／(B) ×100 | 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 9,817,795 | 57.8 | 160,706 | 14.8 | 9,978,502 | 55.2 | 10,817,819 | 55.3 | △ 839,317 | △ 7.8 | △ 2.3 |
| 市町村 | 7,167,663 | 42.2 | 923,130 | 85.2 | 8,090,793 | 44.8 | 8,727,044 | 44.7 | △ 636,251 | △ 7.3 | △ 5.9 |
| 大都市 | 699,619 | 4.1 | 24,350 | 2.2 | 723,969 | 4.0 | 786,119 | 4.0 | △ 62,150 | △ 7.9 | △ 6.0 |
| 中核市 | 539,619 | 3.2 | 34,123 | 3.1 | 573,742 | 3.2 | 544,347 | 2.8 | 29,395 | 5.4 | 3.4 |
| 特例市 | 249,939 | 1.5 | 25,536 | 2.4 | 275,475 | 1.5 | 287,947 | 1.5 | △ 12,472 | △ 4.3 | 25.3 |
| 都市 | (2,110,621) 2,023,306 | (12.4) 11.9 | 383,404 | 35.4 | (2,494,025) 2,406,711 | (13.8) 13.3 | 2,583,015 | 13.2 | (△ 88,990) △ 176,304 | (△ 3.4) △ 6.8 | △ 7.1 |
| 町村 | (3,567,866) 3,655,180 | (21.0) 21.5 | 455,717 | 42.0 | (4,023,583) 4,110,898 | (22.3) 22.8 | 4,525,616 | 23.2 | (△ 502,033) △ 414,718 | (△ 11.1) △ 9.2 | △ 7.7 |
| 合計 | **16,985,458** | **100.0** | **1,083,837** | **100.0** | **18,069,295** | **100.0** | **19,544,863** | **100.0** | **△1,475,568** | **△ 7.5** | **△ 4.0** |

（注）　1　市町村分の区分は、平成15年４月１日現在である。
　　2　市町村分の区分中（　）書きの数値は、平成15年４月２日以降の市町村合併及び市制施行による異動後の数値である。

## その２　普通交付税算定状況（平成15年度）

（単位　百万円）

| 区分 | 基準財政需要額 財源不足団体 | 財源超過団体 | 計 | 基準財政収入額 財源不足団体 | 財源超過団体 | 計 | 財源超過額 | 財源不足額 | 普通交付税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 17,667,911 | 1,480,903 | 19,148,814 | 7,816,536 | 1,530,464 | 9,346,999 | 49,560 | 9,851,375 | 9,817,795 |
| 市町村 | 19,475,860 | 2,593,450 | 22,069,310 | 12,271,511 | 3,433,563 | 15,705,074 | 840,113 | 7,204,349 | 7,167,663 |
| 大都市 | 3,799,003 | 1,369,077 | 5,168,080 | 3,092,414 | 1,943,080 | 5,035,493 | 574,003 | 706,589 | 699,619 |
| 中核市 | 2,297,965 | 87,189 | 2,385,154 | 1,753,979 | 125,381 | 1,879,360 | 38,192 | 543,986 | 539,619 |
| 特例市 | 1,278,343 | 183,209 | 1,461,552 | 1,026,051 | 201,033 | 1,227,084 | 17,824 | 252,292 | 249,939 |
| 都市 | 6,131,974 | 782,847 | 6,914,821 | 4,097,014 | 927,273 | 5,024,286 | 144,426 | 2,034,961 | 2,023,306 |
| 町村 | 5,968,575 | 171,127 | 6,139,702 | 2,302,054 | 236,796 | 2,538,850 | 65,669 | 3,666,520 | 3,655,180 |
| 合計 | **37,143,771** | **4,074,353** | **41,218,124** | **20,088,047** | **4,964,026** | **25,052,073** | **889,673** | **17,055,724** | **16,985,458** |

（注）　1　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
　　2　特別区は、財源超過団体として大都市に含めた。その３において同じ。

## その３　基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 基準財政需要額 (A) | 基準財政収入額 (B) | 比率 (B)／(A) ×100 | 平成14年度 基準財政需要額 (C) | 基準財政収入額 (D) | 比率 (D)／(C) ×100 | 比較 基準財政需要額 増減額 (A)−(C) (E) | 増減率 (E)／(C) ×100 | 基準財政収入額 増減額 (B)−(D) (F) | 増減率 (F)／(D) ×100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 19,148,814 | 9,346,999 | 48.8 | 21,106,965 | 10,527,566 | 49.9 | △1,958,151 | △ 9.3 | △1,180,567 | △ 11.2 |
| 市町村 | 22,069,310 | 15,705,074 | 71.2 | 23,431,459 | 16,393,802 | 70.0 | △1,362,149 | △ 5.8 | △ 688,728 | △ 4.2 |
| 大都市 | 5,168,080 | 5,035,493 | 97.4 | 5,443,496 | 5,150,555 | 94.6 | △ 275,416 | △ 5.1 | △ 115,062 | △ 2.2 |
| 中核市 | 2,385,154 | 1,879,360 | 78.8 | 2,463,791 | 1,971,417 | 80.0 | △ 78,637 | △ 3.2 | △ 92,057 | △ 4.7 |
| 特例市 | 1,461,552 | 1,227,084 | 84.0 | 1,548,398 | 1,298,688 | 83.9 | △ 86,846 | △ 5.6 | △ 71,604 | △ 5.5 |
| 都市 | 6,914,821 | 5,024,286 | 72.7 | 7,348,362 | 5,296,349 | 72.1 | △ 433,541 | △ 5.9 | △ 272,063 | △ 5.1 |
| 町村 | 6,139,702 | 2,538,850 | 41.4 | 6,627,412 | 2,676,793 | 40.4 | △ 487,710 | △ 7.4 | △ 137,943 | △ 5.2 |
| 合計 | **41,218,124** | **25,052,073** | **60.8** | **44,538,424** | **26,921,368** | **60.4** | **△3,320,300** | **△ 7.5** | **△1,869,295** | **△ 6.9** |

# 第21表　地　方　交　付　税　の　状　況（つづき）

その４　普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位　%）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 交付 | | 不交付 | | 計 | | 交付 | | 不交付 | | 計 | | 交付 | | 不交付 | |
| | | | | | | | | | | | | | 増減数 | 増減率 | 増減数 | 増減率 |
| 都道府県 | 46 | 97.9 | 1 | 2.1 | 47 | 100.0 | 46 | 97.9 | 1 | 2.1 | 47 | 100.0 | － | － | － | － |
| 市町村 | 3,076 | 96.4 | 114 | 3.6 | 3,190 | 100.0 | 3,114 | 96.8 | 104 | 3.2 | 3,218 | 100.0 | △ 38 | △ 1.2 | 10 | 9.6 |
| 大都市 | 12 | 92.3 | 1<br>(1) | 7.7 | 13<br>(1) | 100.0 | 12 | 100.0 | －<br>(1) | － | 12<br>(1) | 100.0 | － | － | 1 | 皆増 |
| 中核市 | 33 | 94.3 | 2 | 5.7 | 35 | 100.0 | 29 | 96.7 | 1 | 3.3 | 30 | 100.0 | 4 | 13.8 | 1 | 100.0 |
| 特例市 | 31 | 79.5 | 8 | 20.5 | 39 | 100.0 | 31 | 83.8 | 6 | 16.2 | 37 | 100.0 | － | － | 2 | 33.3 |
| 都市 | 544 | 92.2 | 46 | 7.8 | 590 | 100.0 | 551 | 92.4 | 45 | 7.6 | 596 | 100.0 | △ 7 | △ 1.3 | 1 | 2.2 |
| 町村 | 2,456 | 97.7 | 57 | 2.3 | 2,513 | 100.0 | 2,491 | 98.0 | 52 | 2.0 | 2,543 | 100.0 | △ 35 | △ 1.4 | 5 | 9.6 |
| **合計** | **3,122** | **96.4** | **115** | **3.6** | **3,237** | **100.0** | **3,160** | **96.8** | **105** | **3.2** | **3,265** | **100.0** | **△ 38** | **△ 1.2** | **10** | **9.5** |

（注）　1　平成14年度及び平成15年度の都道府県の不交付団体は、東京都である。

2　特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、大都市の下段に（　）外書きとしている。

# 第22表　一　般　財　源　の　状　況

その１　総　括

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | 都道府県 | 市町村 | 純計額 |
| 地方税 | 15,425,989 | 17,239,738 | 32,665,727 | 15,556,230 | 17,822,288 | 33,378,518 | △ 130,241 | △ 582,550 | △ 712,791 |
| 地方譲与税 | 174,153 | 519,893 | 694,045 | 138,498 | 495,724 | 634,222 | 35,655 | 24,169 | 59,823 |
| 地方特例交付金 | 351,289 | 654,879 | 1,006,168 | 237,633 | 665,955 | 903,588 | 113,656 | △ 11,076 | 102,580 |
| 地方交付税 | 9,978,502 | 8,090,793 | 18,069,295 | 10,817,819 | 8,727,044 | 19,544,863 | △ 839,317 | △ 636,251 | △1,475,568 |
| 利子割交付金 | － | 148,888 | － | － | 210,551 | － | － | △ 61,663 | － |
| 地方消費税交付金 | － | 1,212,844 | － | － | 1,083,730 | － | － | 129,114 | － |
| ゴルフ場利用税交付金 | － | 48,404 | － | － | 52,288 | － | － | △ 3,884 | － |
| 特別地方消費税交付金 | － | 77 | － | － | 188 | － | － | △ 111 | － |
| 自動車取得税交付金 | － | 309,987 | － | － | 285,223 | － | － | 24,764 | － |
| 軽油引取税交付金 | － | 108,274 | － | － | 107,762 | － | － | 512 | － |
| 小計（一般財源） | **25,929,932** | **28,333,778** | **52,435,236** | **26,750,181** | **29,450,753** | **54,461,192** | **△ 820,249** | **△1,116,975** | **△2,025,956** |
| その他の財源 | 23,881,102 | 22,861,974 | 42,451,789 | 24,714,022 | 22,345,808 | 42,709,030 | △ 832,920 | 516,166 | △ 257,241 |
| 歳入合計 | **49,811,034** | **51,195,752** | **94,887,025** | **51,464,203** | **51,796,561** | **97,170,222** | **△1,653,169** | **△ 600,809** | **△2,283,197** |

# 第22表　一　般　財　源　の　状　況（つづき）

その２　市町村

（単位　百万円・％）

| 区分 | 大都市 | | | 中核市 | | | 特例市 | | | 都市 | | | 町村 | | | 特別区 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 構成比 | 増減率 | 決算額 | 構成比 | 増減率 | 決算額 | 構成比 | 増減率 | 決算額 | 構成比 | 増減率 | 決算額 | 構成比 | 増減率 | 決算額 | 構成比 | 増減率 |
| 地方税 | 3,815,900 | 38.0 | 1.3 | 2,318,093 | 43.2 | 14.5 | 1,526,557 | 45.2 | 1.1 | 6,134,405 | 37.9 | △10.8 | 2,649,155 | 20.7 | △ 6.9 | 795,628 | 29.1 | △ 0.5 |
| 地方譲与税 | 71,000 | 0.7 | 7.4 | 49,943 | 0.9 | 19.6 | 32,467 | 1.0 | 7.5 | 173,523 | 1.1 | 2.4 | 175,093 | 1.4 | 2.3 | 17,866 | 0.7 | 4.5 |
| 地方特例交付金 | 137,940 | 1.4 | 5.5 | 84,578 | 1.6 | 19.6 | 57,078 | 1.7 | 2.7 | 221,738 | 1.4 | △11.5 | 85,771 | 0.7 | △ 7.4 | 67,774 | 2.5 | 3.1 |
| 地方交付税 | 723,969 | 7.2 | △ 7.9 | 573,742 | 10.7 | 4.9 | 275,475 | 8.1 | △ 4.3 | 2,501,853 | 15.5 | △ 3.3 | 4,015,755 | 31.4 | △11.1 | − | − | − |
| 利子割交付金 | 25,662 | 0.3 | △25.5 | 18,860 | 0.4 | △19.6 | 13,523 | 0.4 | △25.8 | 51,930 | 0.3 | △34.7 | 22,267 | 0.2 | △33.6 | 16,646 | 0.6 | △21.9 |
| 地方消費税交付金 | 210,308 | 2.1 | 15.5 | 146,685 | 2.7 | 29.6 | 96,195 | 2.8 | 14.8 | 419,572 | 2.6 | 6.0 | 218,489 | 1.7 | 8.9 | 121,595 | 4.4 | 12.4 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 1,934 | 0.0 | △ 3.0 | 2,421 | 0.0 | 7.9 | 1,883 | 0.1 | 8.1 | 17,837 | 0.1 | △ 7.6 | 24,253 | 0.2 | △ 9.9 | 76 | 0.0 | △7.3 |
| 特別地方消費税交付金 | 35 | 0.0 | △53.1 | 18 | 0.0 | △32.3 | 5 | 0.0 | △67.4 | 11 | 0.0 | △80.5 | 8 | 0.0 | △49.1 | − | − | − |
| 自動車取得税交付金 | 53,450 | 0.5 | 12.8 | 27,092 | 0.5 | 31.2 | 20,666 | 0.6 | 14.6 | 102,440 | 0.6 | 3.3 | 85,443 | 0.7 | 3.0 | 20,896 | 0.8 | 22.9 |
| 軽油引取税交付金 | 108,274 | 1.1 | 0.5 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 小計（一般財源） | **5,148,473** | **51.2** | **0.5** | **3,221,432** | **60.1** | **13.3** | **2,023,848** | **59.9** | **0.9** | **9,623,308** | **59.5** | **△ 8.1** | **7,276,235** | **57.0** | **△ 8.7** | **1,040,481** | **38.1** | **1.1** |
| その他の財源 | 4,903,058 | 48.8 | 5.8 | 2,139,292 | 39.9 | 14.8 | 1,357,071 | 40.1 | 5.4 | 6,551,780 | 40.5 | △ 0.8 | 5,498,140 | 43.0 | 3.3 | 1,693,653 | 61.9 | 0.3 |
| 歳入合計 | **10,051,531** | **100.0** | **3.0** | **5,360,724** | **100.0** | **13.9** | **3,380,919** | **100.0** | **2.7** | **16,175,088** | **100.0** | **△ 5.3** | **12,774,375** | **100.0** | **△ 3.9** | **2,734,134** | **100.0** | **0.6** |

# 第23表　一　般　財　源　の　推　移

その１　純　計

（単位　百万円・％）

| 区分 | 地方税 | | | 地方譲与税 | | | 地方特例交付金 | | | 地方交付税 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 |
| 昭和36年度 | 906,475 | 100 | 21.8 | 45,449 | 100 | 25.7 | − | − | − | 401,704 | 100 | 29.2 | **1,353,628** | **100** | **24.0** |
| 平成９年度 | 36,155,510 | 3,989 | 3.0 | 1,080,532 | 2,377 | △ 45.9 | − | − | − | 17,127,557 | 4,264 | 1.4 | **54,363,598** | **4,016** | **0.7** |
| 10 | 35,922,183 | 3,963 | △ 0.6 | 595,210 | 1,310 | △ 44.9 | − | − | − | 18,048,865 | 4,493 | 5.4 | **54,566,259** | **4,031** | **0.4** |
| 11 | 35,026,119 | 3,864 | △ 2.5 | 608,905 | 1,340 | 2.3 | 639,860 | 100 | 皆増 | 20,864,236 | 5,194 | 15.6 | **57,139,120** | **4,221** | **4.7** |
| 12 | 35,546,434 | 3,921 | 1.5 | 620,177 | 1,365 | 1.9 | 914,014 | 143 | 42.8 | 21,776,420 | 5,421 | 4.4 | **58,857,045** | **4,348** | **3.0** |
| 13 | 35,548,783 | 3,922 | 0.0 | 623,971 | 1,373 | 0.6 | 901,818 | 141 | △ 1.3 | 20,349,760 | 5,066 | △ 6.6 | **57,424,333** | **4,242** | **△ 2.4** |
| 14 | 33,378,518 | 3,682 | △ 6.1 | 634,222 | 1,395 | 1.6 | 903,588 | 141 | 0.2 | 19,544,863 | 4,865 | △ 4.0 | **54,461,192** | **4,023** | **△ 5.2** |
| 15 | 32,665,727 | 3,604 | △ 2.1 | 694,045 | 1,527 | 9.4 | 1,006,168 | 157 | 11.4 | 18,069,295 | 4,498 | △ 7.5 | **52,435,236** | **3,874** | **△ 3.7** |

（注）　地方特例交付金については、平成11年度を100として指数を算出している。その２、その３において同じ。

# 第23表　一　般　財　源　の　推　移（つづき）

その２　都道府県

（単位　百万円・％）

| 区分 | 地方税 | | | 地方譲与税 | | | 地方特例交付金 | | | 地方交付税 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 |
| 昭和36年度 | 497,725 | 100 | 26.1 | 43,939 | 100 | 25.7 | － | － | － | 267,744 | 100 | 26.8 | **809,408** | **100** | **26.3** |
| 平成９年度 | 16,872,602 | 3,390 | 1.6 | 394,501 | 898 | △ 56.0 | － | － | － | 8,777,054 | 3,278 | △ 1.0 | **26,044,157** | **3,218** | **△ 1.2** |
| 10 | 17,237,391 | 3,463 | 2.2 | 128,611 | 293 | △ 67.4 | － | － | － | 9,272,814 | 3,463 | 5.6 | **26,638,816** | **3,291** | **2.3** |
| 11 | 16,432,987 | 3,302 | △ 4.7 | 130,661 | 297 | 1.6 | 142,188 | 100 | 皆増 | 11,132,308 | 4,158 | 20.1 | **27,838,145** | **3,439** | **4.5** |
| 12 | 17,456,122 | 3,507 | 6.2 | 132,292 | 301 | 1.2 | 251,731 | 177 | 77.0 | 11,782,870 | 4,401 | 5.8 | **29,623,015** | **3,660** | **6.4** |
| 13 | 17,406,306 | 3,497 | △ 0.3 | 133,002 | 303 | 0.5 | 235,019 | 165 | △ 6.6 | 11,075,261 | 4,137 | △ 6.0 | **28,849,588** | **3,564** | **△ 2.6** |
| 14 | 15,556,230 | 3,125 | △ 10.6 | 138,498 | 315 | 4.1 | 237,633 | 167 | 1.1 | 10,817,819 | 4,040 | △ 2.3 | **26,750,181** | **3,305** | **△ 7.3** |
| 15 | 15,425,989 | 3,099 | △ 0.8 | 174,153 | 396 | 25.7 | 351,289 | 247 | 47.8 | 9,978,502 | 3,727 | △ 7.8 | **25,929,932** | **3,204** | **△ 3.1** |

その３　市町村

（単位　百万円・％）

| 区分 | 地方税 | | | 地方譲与税 | | | 地方特例交付金 | | | 地方交付税 | | | その他 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 | 決算額 | 指数 | 対前年度増減率 |
| 昭和36年度 | 408,750 | 100 | 16.9 | 1,510 | 100 | 23.8 | － | － | － | 133,960 | 100 | 34.2 | 1,501 | 100 | 58.0 | **545,721** | **100** | **20.8** |
| 平成９年度 | 19,282,908 | 4,718 | 4.3 | 686,030 | 45,432 | △ 37.7 | － | － | － | 8,350,504 | 6,234 | 4.0 | 1,140,124 | 75,958 | 23.1 | **29,459,566** | **5,398** | **3.2** |
| 10 | 18,684,792 | 4,571 | △ 3.1 | 466,599 | 30,901 | △ 32.0 | － | － | － | 8,776,051 | 6,551 | 5.1 | 2,044,206 | 136,190 | 79.3 | **29,971,648** | **5,492** | **1.7** |
| 11 | 18,593,132 | 4,549 | △ 0.5 | 478,244 | 31,672 | 2.5 | 497,672 | 100 | 皆増 | 9,731,928 | 7,265 | 10.9 | 1,933,642 | 128,824 | △ 5.4 | **31,234,617** | **5,724** | **4.2** |
| 12 | 18,090,312 | 4,426 | △ 2.7 | 487,884 | 32,310 | 2.0 | 662,283 | 133 | 33.1 | 9,993,551 | 7,460 | 2.7 | 2,419,814 | 161,213 | 25.1 | **31,653,845** | **5,800** | **1.3** |
| 13 | 18,142,477 | 4,439 | 0.3 | 490,969 | 32,515 | 0.6 | 666,799 | 134 | 0.7 | 9,274,500 | 6,923 | △ 7.2 | 2,408,431 | 160,455 | △ 0.5 | **30,983,176** | **5,677** | **△ 2.1** |
| 14 | 17,822,288 | 4,360 | △ 1.8 | 495,724 | 32,829 | 1.0 | 665,955 | 134 | △ 0.1 | 8,727,044 | 6,515 | △ 5.9 | 1,739,742 | 115,906 | △ 27.8 | **29,450,753** | **5,397** | **△ 4.9** |
| 15 | 17,239,738 | 4,218 | △ 3.3 | 519,893 | 34,430 | 4.9 | 654,879 | 132 | △ 1.7 | 8,090,793 | 6,040 | △ 7.3 | 1,828,474 | 121,817 | 5.1 | **28,333,778** | **5,192** | **△ 3.8** |

（注）　「その他」は、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

# 第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況

その１　都道府県

（単位　円・％）

| グループ | 区分 | 地方税 | | 地方交付税 | | 一般財源 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 |
| B1 | 愛知県 | 125,869 | 43.8 | 14,575 | 5.1 | 142,976 | 49.8 |
| | 神奈川県 | 87,609 | 47.6 | 18,893 | 10.3 | 108,813 | 59.1 |
| | （平均） | 104,814 | 45.5 | 16,952 | 7.4 | 124,175 | 53.9 |
| B2 | 大阪府 | 98,722 | 34.7 | 35,463 | 12.4 | 136,378 | 47.9 |
| | 静岡県 | 105,775 | 35.7 | 50,827 | 17.2 | 159,709 | 53.9 |
| | 千葉県 | 79,031 | 34.2 | 38,174 | 16.5 | 119,848 | 51.9 |
| | 埼玉県 | 77,930 | 36.7 | 37,582 | 17.7 | 118,172 | 55.6 |
| | 福岡県 | 78,160 | 28.0 | 58,474 | 20.9 | 139,186 | 49.8 |
| | 茨城県 | 93,957 | 27.5 | 73,436 | 21.5 | 170,668 | 50.0 |
| | （平均） | 88,127 | 33.2 | 44,980 | 16.9 | 135,732 | 51.1 |
| C | 群馬県 | 89,534 | 24.4 | 80,459 | 21.9 | 173,401 | 47.3 |
| | 京都府 | 81,078 | 27.5 | 76,330 | 25.9 | 160,064 | 54.3 |
| | 栃木県 | 97,802 | 24.8 | 85,673 | 21.7 | 187,003 | 47.4 |
| | 兵庫県 | 75,734 | 20.7 | 71,601 | 19.6 | 150,067 | 41.1 |
| | 宮城県 | 88,585 | 26.8 | 84,269 | 25.5 | 175,696 | 53.2 |
| | 三重県 | 98,223 | 26.4 | 96,574 | 26.0 | 198,376 | 53.3 |
| | 広島県 | 82,594 | 23.8 | 81,409 | 23.5 | 167,257 | 48.2 |
| | 滋賀県 | 91,830 | 23.3 | 104,728 | 26.6 | 199,908 | 50.7 |
| | 岐阜県 | 85,704 | 22.6 | 98,265 | 25.9 | 187,874 | 49.5 |
| | 長野県 | 87,174 | 22.4 | 116,727 | 29.9 | 207,982 | 53.4 |
| | （平均） | 85,595 | 23.7 | 86,177 | 23.9 | 175,001 | 48.6 |
| D | 岡山県 | 82,501 | 21.8 | 106,170 | 28.1 | 192,524 | 50.9 |
| | 福島県 | 86,862 | 20.2 | 120,295 | 28.0 | 211,056 | 49.1 |
| | 石川県 | 92,942 | 19.3 | 128,171 | 26.6 | 225,005 | 46.8 |
| | 香川県 | 85,772 | 18.9 | 121,269 | 26.7 | 210,678 | 46.4 |
| | 新潟県 | 86,076 | 17.8 | 128,468 | 26.5 | 218,670 | 45.2 |
| | 北海道 | 81,485 | 16.8 | 129,278 | 26.6 | 215,219 | 44.3 |
| | 山口県 | 80,409 | 16.2 | 133,680 | 26.9 | 218,148 | 43.9 |
| | 富山県 | 90,684 | 18.6 | 139,991 | 28.7 | 235,021 | 48.2 |
| | 福井県 | 105,457 | 17.2 | 168,707 | 27.6 | 278,349 | 45.5 |
| | 奈良県 | 67,416 | 19.0 | 112,507 | 31.7 | 183,187 | 51.7 |
| | 山梨県 | 90,986 | 16.0 | 160,712 | 28.2 | 255,312 | 44.8 |
| | 愛媛県 | 72,440 | 16.8 | 130,432 | 30.3 | 206,753 | 48.1 |
| | 熊本県 | 69,311 | 16.7 | 130,813 | 31.5 | 203,736 | 49.0 |
| | （平均） | 82,458 | 17.9 | 128,580 | 27.9 | 215,047 | 46.6 |
| E | 徳島県 | 89,191 | 13.3 | 178,083 | 26.6 | 271,328 | 40.5 |
| | 佐賀県 | 80,228 | 16.0 | 168,359 | 33.7 | 251,933 | 50.4 |
| | 山形県 | 75,191 | 14.8 | 166,023 | 32.7 | 245,835 | 48.5 |
| | 大分県 | 71,723 | 13.9 | 163,324 | 31.6 | 239,273 | 46.3 |
| | 鹿児島県 | 66,844 | 13.0 | 169,058 | 32.8 | 239,885 | 46.6 |
| | 青森県 | 77,322 | 14.3 | 163,348 | 30.2 | 244,469 | 45.2 |
| | 岩手県 | 75,607 | 13.2 | 179,920 | 31.4 | 260,231 | 45.5 |
| | 和歌山県 | 69,308 | 13.4 | 166,008 | 32.0 | 239,040 | 46.1 |
| | 宮崎県 | 66,335 | 12.5 | 171,569 | 32.3 | 242,010 | 45.6 |
| | 沖縄県 | 58,908 | 12.7 | 142,741 | 30.7 | 203,495 | 43.8 |
| | 秋田県 | 70,873 | 11.6 | 192,509 | 31.6 | 267,837 | 44.0 |
| | 長崎県 | 59,641 | 12.0 | 161,247 | 32.6 | 223,978 | 45.2 |
| | 鳥取県 | 74,796 | 10.8 | 218,353 | 31.7 | 298,295 | 43.3 |
| | 島根県 | 75,304 | 9.2 | 253,508 | 31.1 | 334,413 | 41.0 |
| | 高知県 | 66,255 | 10.2 | 221,603 | 34.1 | 292,838 | 45.0 |
| | （平均） | 70,896 | 12.8 | 175,933 | 31.7 | 250,825 | 45.1 |
| F | 東京都 | 243,620 | 55.5 | － | － | 256,556 | 58.5 |
| | | (164,394) | (45.7) | | | (177,331) | (49.3) |
| 総平均 | 東京を含む | 101,100 | 27.2 | 78,680 | 21.1 | 183,923 | 49.4 |
| | | (93,552) | (25.7) | | | (176,375) | (48.4) |
| | 東京を含まず | 86,093 | 23.6 | 86,965 | 23.8 | 176,274 | 48.3 |

（注）　1　グループの分類は次による。

| グループ | B1 | B2 | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| 財政力指数 | 0.7～1.0の団体 | 0.5～0.7の団体 | 0.4～0.5の団体 | 0.3～0.4の団体 | 0.3未満の団体 |

2（1）地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「６交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。

（2）東京都の地方税については、上記６交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。

なお、（ ）内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記６交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

3　人口１人当たり額は、平成16年３月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。その２において同じ。

# 第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村

（１）　類型区分の状況

ア　都　　市

| 産業構造 ＼ 類型 ／ 人口 | | Ⅱ次、Ⅲ次 95% 以上 | Ⅱ次、Ⅲ次85% 以上95%未満 | | Ⅱ次、Ⅲ次 85% 未満 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | Ⅲ次 65% 以上 | Ⅲ次 65% 未満 | Ⅲ次 55% 以上 | Ⅲ次 55% 未満 | Ⅲ次 50% 以上 | Ⅲ次 50% 未満 |
| | | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 35,000人未満 | 0 | 0－5 | 0－4 | 0－3 | 0－2 | 0－1 | 0－0 |
| 35,000人以上 ～ 55,000人未満 | Ⅰ | Ⅰ－5 | Ⅰ－4 | Ⅰ－3 | Ⅰ－2 | Ⅰ－1 | Ⅰ－0 |
| 55,000 ～ 80,000 | Ⅱ | Ⅱ－5 | Ⅱ－4 | Ⅱ－3 | Ⅱ－2 | Ⅱ－1 | ※ |
| 80,000 ～ 130,000 | Ⅲ | Ⅲ－5 | Ⅲ－4 | Ⅲ－3 | Ⅲ－2 | ※ | ※ |
| 130,000 ～ 230,000 | Ⅳ | Ⅳ－5 | Ⅳ－4 | Ⅳ－3 | ※ | Ⅳ－1 | ※ |
| 230,000 ～ 430,000 | Ⅴ | Ⅴ－5 | Ⅴ－4 | Ⅴ－3 | Ⅴ－2 | ※ | ※ |
| 430,000人以上 | Ⅵ | Ⅵ－5 | Ⅵ－4 | Ⅵ－3 | ※ | ※ | ※ |

（注）　人口及び産業構造は、平成12年国勢調査による。

イ　町　　村

| 産業構造 ＼ 類型 ／ 人口 | | Ⅱ次、Ⅲ次85%以上 | | Ⅱ次、Ⅲ次 | Ⅱ次、Ⅲ次 | Ⅱ次、Ⅲ次 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | Ⅲ次 55% 以上 | Ⅲ次 55% 未満 | 75%以上 85%未満 | 65%以上 75%未満 | 65%未満 |
| | | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 3,500人未満 | 0 | 0－4 | 0－3 | 0－2 | 0－1 | 0－0 |
| 3,500人以上 ～ 5,500人未満 | Ⅰ | Ⅰ－4 | Ⅰ－3 | Ⅰ－2 | Ⅰ－1 | Ⅰ－0 |
| 5,500 ～ 8,000 | Ⅱ | Ⅱ－4 | Ⅱ－3 | Ⅱ－2 | Ⅱ－1 | Ⅱ－0 |
| 8,000 ～ 13,000 | Ⅲ | Ⅲ－4 | Ⅲ－3 | Ⅲ－2 | Ⅲ－1 | Ⅲ－0 |
| 13,000 ～ 18,000 | Ⅳ | Ⅳ－4 | Ⅳ－3 | Ⅳ－2 | Ⅳ－1 | Ⅳ－0 |
| 18,000 ～ 23,000 | Ⅴ | Ⅴ－4 | Ⅴ－3 | Ⅴ－2 | Ⅴ－1 | Ⅴ－0 |
| 23,000 ～ 28,000 | Ⅵ | Ⅵ－4 | Ⅵ－3 | Ⅵ－2 | ※ | ※ |
| 28,000 ～ 35,000 | Ⅶ | Ⅶ－4 | Ⅶ－3 | Ⅶ－2 | Ⅶ－1 | ※ |
| 35,000人以上 | Ⅷ | Ⅷ－4 | Ⅷ－3 | Ⅷ－2 | ※ | ※ |

# 第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村（つづき）
（２）　都　　市

（単位　円・％）

| 類型 | 地方税 | | 地方交付税 | | 一般財源 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 |
| ０－０ | 82,700 | 15.4 | 190,646 | 35.5 | 295,693 | 55.1 |
| ０－１ | 85,765 | 16.9 | 187,697 | 36.9 | 295,471 | 58.1 |
| ０－２ | 107,382 | 23.2 | 138,013 | 29.8 | 267,926 | 57.8 |
| ０－３ | 104,751 | 21.8 | 152,545 | 31.7 | 279,135 | 58.0 |
| ０－４ | 128,500 | 29.4 | 104,560 | 23.9 | 254,632 | 58.3 |
| ０－５ | 97,195 | 18.5 | 185,797 | 35.4 | 303,773 | 57.9 |
| Ⅰ－０ | 152,455 | 33.9 | 96,461 | 21.4 | 276,059 | 61.3 |
| Ⅰ－１ | 88,408 | 17.6 | 158,750 | 31.5 | 267,927 | 53.2 |
| Ⅰ－２ | 116,432 | 30.1 | 93,790 | 24.2 | 232,894 | 60.2 |
| Ⅰ－３ | 107,999 | 27.3 | 97,718 | 24.7 | 226,329 | 57.1 |
| Ⅰ－４ | 141,916 | 38.2 | 56,907 | 15.3 | 221,317 | 59.6 |
| Ⅰ－５ | 120,088 | 27.8 | 90,734 | 21.0 | 229,199 | 53.0 |
| Ⅱ－１ | 83,856 | 10.5 | 293,326 | 36.7 | 403,700 | 50.5 |
| Ⅱ－２ | 138,258 | 37.8 | 61,669 | 16.9 | 222,557 | 60.9 |
| Ⅱ－３ | 114,836 | 31.9 | 75,428 | 21.0 | 210,655 | 58.6 |
| Ⅱ－４ | 127,281 | 39.0 | 51,778 | 15.8 | 200,115 | 61.2 |
| Ⅱ－５ | 140,072 | 45.4 | 30,118 | 9.8 | 190,380 | 61.7 |
| Ⅲ－２ | 138,802 | 40.5 | 39,542 | 11.5 | 202,363 | 59.0 |
| Ⅲ－３ | 125,666 | 35.0 | 60,339 | 16.8 | 207,649 | 57.8 |
| Ⅲ－４ | 136,022 | 42.1 | 37,978 | 11.8 | 194,992 | 60.4 |
| Ⅲ－５ | 133,559 | 41.9 | 33,332 | 10.5 | 186,745 | 58.6 |
| Ⅳ－１ | 102,801 | 28.2 | 86,178 | 23.6 | 207,328 | 56.8 |
| Ⅳ－３ | 140,746 | 37.5 | 47,973 | 12.8 | 211,902 | 56.5 |
| Ⅳ－４ | 146,400 | 46.4 | 23,442 | 7.4 | 191,842 | 60.7 |
| Ⅳ－５ | 150,744 | 47.1 | 22,713 | 7.1 | 194,977 | 60.9 |
| Ⅴ－２ | 163,021 | 52.2 | 15,473 | 5.0 | 203,915 | 65.3 |
| Ⅴ－３ | 147,054 | 43.8 | 35,935 | 10.7 | 205,597 | 61.3 |
| Ⅴ－４ | 157,976 | 51.2 | 19,138 | 6.2 | 200,036 | 64.9 |
| Ⅴ－５ | 138,695 | 41.7 | 36,941 | 11.1 | 196,185 | 59.0 |
| Ⅵ－３ | 124,710 | 36.4 | 56,826 | 16.6 | 200,825 | 58.5 |
| Ⅵ－４ | 159,383 | 44.8 | 25,031 | 7.0 | 204,977 | 57.6 |
| Ⅵ－５ | 151,730 | 46.5 | 26,838 | 8.2 | 199,294 | 61.1 |

# 第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村（つづき）
（３）　町　　村

（単位　円・％）

| 類型 | 地方税 | | 地方交付税 | | 一般財源 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 | 人口１人当たり額 | 歳入構成比 |
| 0－0 | 71,019 | 5.6 | 556,041 | 44.0 | 664,749 | 52.6 |
| 0－1 | 82,975 | 6.3 | 563,985 | 42.6 | 682,960 | 51.5 |
| 0－2 | 82,813 | 6.6 | 536,268 | 43.0 | 650,790 | 52.2 |
| 0－3 | 116,649 | 9.1 | 486,001 | 37.8 | 633,005 | 49.3 |
| 0－4 | 170,245 | 11.6 | 518,679 | 35.4 | 722,439 | 49.3 |
| Ⅰ－0 | 74,794 | 8.1 | 412,266 | 44.4 | 516,820 | 55.7 |
| Ⅰ－1 | 71,937 | 8.4 | 365,890 | 42.8 | 466,471 | 54.6 |
| Ⅰ－2 | 78,849 | 9.5 | 345,014 | 41.6 | 451,471 | 54.5 |
| Ⅰ－3 | 112,831 | 15.0 | 278,232 | 36.9 | 417,552 | 55.4 |
| Ⅰ－4 | 128,510 | 14.9 | 298,153 | 34.7 | 451,857 | 52.5 |
| Ⅱ－0 | 70,747 | 9.2 | 335,017 | 43.5 | 433,757 | 56.3 |
| Ⅱ－1 | 79,666 | 11.2 | 291,496 | 41.2 | 397,913 | 56.2 |
| Ⅱ－2 | 81,962 | 12.6 | 259,260 | 39.7 | 365,919 | 56.1 |
| Ⅱ－3 | 91,624 | 14.8 | 215,632 | 34.8 | 332,520 | 53.7 |
| Ⅱ－4 | 133,524 | 20.6 | 199,810 | 30.8 | 357,671 | 55.1 |
| Ⅲ－0 | 72,651 | 14.3 | 189,623 | 37.3 | 285,301 | 56.1 |
| Ⅲ－1 | 75,096 | 12.3 | 231,315 | 37.9 | 331,651 | 54.4 |
| Ⅲ－2 | 86,072 | 16.0 | 193,872 | 36.1 | 303,904 | 56.5 |
| Ⅲ－3 | 107,766 | 22.6 | 141,177 | 29.5 | 272,734 | 57.1 |
| Ⅲ－4 | 113,087 | 23.0 | 137,682 | 28.1 | 273,696 | 55.8 |
| Ⅳ－0 | 65,913 | 11.1 | 242,393 | 40.9 | 334,323 | 56.4 |
| Ⅳ－1 | 78,868 | 16.3 | 177,924 | 36.8 | 280,727 | 58.0 |
| Ⅳ－2 | 87,727 | 20.2 | 149,820 | 34.4 | 260,600 | 59.9 |
| Ⅳ－3 | 107,490 | 26.2 | 107,729 | 26.2 | 238,310 | 58.0 |
| Ⅳ－4 | 112,388 | 26.8 | 99,791 | 23.8 | 234,167 | 55.8 |
| Ⅴ－0 | 86,247 | 23.8 | 126,756 | 35.0 | 237,292 | 65.6 |
| Ⅴ－1 | 70,417 | 15.7 | 150,747 | 33.7 | 243,068 | 54.3 |
| Ⅴ－2 | 83,798 | 20.9 | 136,393 | 34.0 | 242,760 | 60.5 |
| Ⅴ－3 | 105,129 | 29.5 | 88,988 | 25.0 | 217,535 | 61.1 |
| Ⅴ－4 | 106,817 | 30.4 | 85,339 | 24.3 | 213,736 | 60.9 |
| Ⅵ－2 | 107,519 | 27.3 | 107,020 | 27.2 | 238,688 | 60.6 |
| Ⅵ－3 | 120,639 | 33.9 | 69,324 | 19.5 | 214,334 | 60.2 |
| Ⅵ－4 | 103,478 | 29.9 | 78,627 | 22.7 | 202,786 | 58.6 |
| Ⅶ－1 | 75,233 | 23.5 | 104,522 | 32.6 | 201,211 | 62.8 |
| Ⅶ－2 | 91,055 | 22.4 | 119,064 | 29.3 | 233,829 | 57.6 |
| Ⅶ－3 | 127,889 | 40.6 | 47,768 | 15.2 | 198,932 | 63.1 |
| Ⅶ－4 | 115,645 | 37.0 | 52,394 | 16.8 | 187,694 | 60.0 |
| Ⅷ－2 | 88,263 | 25.1 | 116,207 | 33.1 | 228,656 | 65.1 |
| Ⅷ－3 | 159,894 | 50.1 | 19,183 | 6.0 | 203,772 | 63.9 |
| Ⅷ－4 | 114,402 | 40.6 | 40,439 | 14.4 | 174,790 | 62.1 |

# 第25表　国・県支出金の状況

## その1　国庫支出金の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 義務教育費 | 2,738,637 | 34.7 | − | − | 2,738,637 | 20.8 | 2,988,008 | 22.7 | △ 249,371 | △ 8.3 | △ 0.8 |
| 生活保護費 | 201,006 | 2.5 | 1,602,421 | 30.5 | 1,803,426 | 13.7 | 1,669,225 | 12.7 | 134,201 | 8.0 | 6.0 |
| 児童保護費 | 144,234 | 1.8 | 557,319 | 10.6 | 701,553 | 5.3 | 708,871 | 5.4 | △ 7,318 | △ 1.0 | 2.5 |
| 結核医療費 | 3,367 | 0.0 | 4,073 | 0.1 | 7,440 | 0.1 | 8,289 | 0.1 | △ 849 | △ 10.2 | △ 8.8 |
| 精神衛生費 | 47,822 | 0.6 | − | − | 47,822 | 0.4 | 40,331 | 0.3 | 7,491 | 18.6 | 3.6 |
| 老人保護費 | 11,349 | 0.1 | 59,151 | 1.1 | 70,500 | 0.5 | 71,474 | 0.5 | △ 974 | △ 1.4 | △ 1.1 |
| 普通建設事業費 | 3,028,602 | 38.4 | 1,164,079 | 22.2 | 4,192,682 | 31.9 | 4,109,965 | 31.2 | 82,717 | 2.0 | △ 20.3 |
| 災害復旧事業費 | 135,846 | 1.7 | 48,270 | 0.9 | 184,115 | 1.4 | 212,112 | 1.6 | △ 27,997 | △ 13.2 | △ 11.2 |
| 失業対策事業費 | − | − | 6,175 | 0.1 | 6,175 | 0.0 | 6,524 | 0.0 | △ 349 | △ 5.3 | △ 62.9 |
| 委託金 | 153,262 | 1.9 | 123,209 | 2.3 | 276,471 | 2.1 | 229,478 | 1.7 | 46,993 | 20.5 | △ 29.1 |
| 普通建設事業 | 12,127 | 0.2 | 6,602 | 0.1 | 18,728 | 0.1 | 23,898 | 0.2 | △ 5,170 | △ 21.6 | △ 2.0 |
| その他 | 141,135 | 1.7 | 116,607 | 2.2 | 257,743 | 2.0 | 205,580 | 1.5 | 52,163 | 25.4 | △ 31.3 |
| 財政補給金 | 7,577 | 0.1 | 7,212 | 0.1 | 14,788 | 0.1 | 15,159 | 0.1 | △ 371 | △ 2.4 | 5.4 |
| その他 | 1,419,784 | 18.2 | 1,678,722 | 32.1 | 3,098,508 | 23.7 | 3,115,409 | 23.7 | △ 16,901 | △ 0.5 | △ 8.3 |
| 合計 | **7,891,486** | **100.0** | **5,250,631** | **100.0** | **13,142,117** | **100.0** | **13,174,845** | **100.0** | △ **32,728** | △ **0.2** | △ **9.5** |

（注）　交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

## その2　都道府県支出金の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 決算額 平成15年度 | | 決算額 平成14年度 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫財源を伴うもの | 1,270,820 | 56.3 | 1,267,412 | 55.9 | 3,408 | 0.3 | △ 3.2 |
| 児童保護費負担金 | 185,419 | 8.2 | 191,426 | 8.4 | △ 6,007 | △ 3.1 | 2.7 |
| 老人保護費負担金 | 18,299 | 0.8 | 19,465 | 0.9 | △ 1,166 | △ 6.0 | △ 0.6 |
| 普通建設事業費支出金 | 346,288 | 15.4 | 420,178 | 18.5 | △ 73,890 | △ 17.6 | △ 5.0 |
| 災害復旧事業費支出金 | 29,419 | 1.3 | 26,483 | 1.2 | 2,936 | 11.1 | △ 5.9 |
| 委託金 | 85,457 | 3.8 | 53,682 | 2.4 | 31,775 | 59.2 | △ 44.3 |
| 普通建設事業 | 19,111 | 0.8 | 26,168 | 1.2 | △ 7,057 | △ 27.0 | △ 21.3 |
| 災害復旧事業 | 248 | 0.0 | 285 | 0.0 | △ 37 | △ 13.0 | △ 30.1 |
| その他 | 66,098 | 3.0 | 27,229 | 1.2 | 38,869 | 142.7 | △ 56.6 |
| その他 | 605,938 | 26.8 | 556,178 | 24.5 | 49,760 | 8.9 | 3.7 |
| 都道府県費のみのもの | 984,621 | 43.7 | 1,001,047 | 44.1 | △ 16,426 | △ 1.6 | △ 1.9 |
| 普通建設事業費支出金 | 228,765 | 10.1 | 250,738 | 11.1 | △ 21,973 | △ 8.8 | △ 5.2 |
| 災害復旧事業費支出金 | 10,031 | 0.4 | 1,922 | 0.1 | 8,109 | 421.9 | △ 61.1 |
| その他 | 745,825 | 33.2 | 748,387 | 32.9 | △ 2,562 | △ 0.3 | △ 0.3 |
| 合計 | **2,255,441** | **100.0** | **2,268,460** | **100.0** | △ **13,019** | △ **0.6** | △ **2.6** |

（注）　「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

# 第26表　地　方　債　発　行　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （発行目的別） | | | | | | | | | | | |
| 一般公共事業債 | 1,989,236 | 26.0 | 394,485 | 6.4 | 2,383,721 | 17.3 | 2,784,740 | 20.9 | △ 401,019 | △ 14.4 | △ 5.0 |
| うち財源対策債等 | 1,246,413 | 16.3 | 223,823 | 3.6 | 1,470,236 | 10.7 | 1,571,431 | 11.8 | △ 101,195 | △ 6.4 | △ 16.5 |
| 一般単独事業債 | 1,879,584 | 24.6 | 1,460,588 | 23.5 | 3,340,172 | 24.2 | 3,744,309 | 28.1 | △ 404,137 | △ 10.8 | △ 15.3 |
| 公営住宅建設事業債 | 80,468 | 1.1 | 138,410 | 2.2 | 218,878 | 1.6 | 249,053 | 1.9 | △ 30,175 | △ 12.1 | △ 5.3 |
| 義務教育施設整備事業債 | 10,965 | 0.1 | 249,227 | 4.0 | 260,192 | 1.9 | 272,737 | 2.0 | △ 12,545 | △ 4.6 | 7.7 |
| 辺地対策事業債 | － | － | 57,176 | 0.9 | 57,176 | 0.4 | 61,638 | 0.5 | △ 4,462 | △ 7.2 | △ 10.2 |
| 公共用地先行取得等事業債 | 77,649 | 1.0 | 84,238 | 1.4 | 161,887 | 1.2 | 101,607 | 0.8 | 60,280 | 59.3 | △ 1.3 |
| 災害復旧事業債 | 51,446 | 0.7 | 21,197 | 0.3 | 72,644 | 0.5 | 86,403 | 0.6 | △ 13,759 | △ 15.9 | △ 12.2 |
| 首都圏等建設事業債 | 27,421 | 0.4 | － | － | 27,421 | 0.2 | 37,807 | 0.3 | △ 10,386 | △ 27.5 | △ 22.0 |
| 一般廃棄物処理事業債 | 995 | 0.0 | 206,830 | 3.3 | 207,825 | 1.5 | 486,302 | 3.7 | △ 278,477 | △ 57.3 | △ 13.8 |
| 厚生福祉施設整備事業債 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 皆減 |
| 社会福祉施設整備事業債 | 27,700 | 0.4 | 41,239 | 0.7 | 68,939 | 0.5 | 65,423 | 0.5 | 3,516 | 5.4 | 36.7 |
| 退職手当債 | 20,250 | 0.3 | 751 | 0.0 | 21,001 | 0.2 | 14,188 | 0.1 | 6,813 | 48.0 | △ 17.8 |
| 転貸債 | 19,556 | 0.3 | 19,271 | 0.3 | 38,826 | 0.3 | 41,872 | 0.3 | △ 3,046 | △ 7.3 | △ 23.2 |
| 過疎対策事業債 | － | － | 270,093 | 4.4 | 270,093 | 2.0 | 291,140 | 2.2 | △ 21,047 | △ 7.2 | 5.3 |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 | 15,593 | 0.2 | 13,838 | 0.2 | 29,431 | 0.2 | 27,226 | 0.2 | 2,205 | 8.1 | △ 49.6 |
| 地域改善対策特定事業債 | － | － | － | － | － | － | 432 | 0.0 | △ 432 | 皆減 | △ 54.0 |
| 財源対策債 | 93,930 | 1.2 | 134,374 | 2.2 | 228,303 | 1.7 | 289,408 | 2.2 | △ 61,105 | △ 21.1 | △ 22.7 |
| 減収補てん債（平成13・14年度） | 27,429 | 0.4 | 988 | 0.0 | 28,417 | 0.2 | 624,239 | 4.7 | △ 595,822 | △ 95.4 | 347.5 |
| 減税補てん債 | 408,318 | 5.3 | 283,667 | 4.6 | 691,984 | 5.0 | 472,551 | 3.5 | 219,433 | 46.4 | △ 1.7 |
| 臨時財政対策債 | 2,736,943 | 35.8 | 2,527,716 | 40.7 | 5,264,660 | 38.2 | 2,616,466 | 19.6 | 2,648,194 | 101.2 | 113.3 |
| 減収補てん債（平成15年度） | 42,783 | 0.6 | 12,337 | 0.2 | 55,120 | 0.4 | － | － | 55,120 | 皆増 | － |
| 都道府県貸付金 | － | － | 119,610 | 1.9 | 51,345 | 0.4 | 50,838 | 0.4 | 507 | 1.0 | 12.4 |
| その他 | 118,187 | 1.3 | 166,677 | 2.8 | 284,866 | 1.9 | 253,963 | 1.9 | 30,903 | 12.2 | △ 1.1 |
| **小計** | **7,628,453** | **99.7** | **6,202,712** | **100.0** | **13,762,901** | **99.8** | **12,572,342** | **94.4** | **1,190,559** | **9.5** | **7.1** |
| うち減収補てん債 | 70,212 | 0.9 | 13,324 | 0.2 | 83,536 | 0.6 | 624,239 | 4.7 | △ 540,703 | △ 86.6 | 347.5 |
| 特定資金公共投資事業債 | 23,684 | 0.3 | 2,848 | 0.0 | 26,532 | 0.2 | 746,941 | 5.6 | △ 720,409 | △ 96.4 | 890.0 |
| **合計** | **7,652,137** | **100.0** | **6,205,561** | **100.0** | **13,789,433** | **100.0** | **13,319,283** | **100.0** | **470,150** | **3.5** | **12.7** |
| （借入先別） | | | | | | | | | | | |
| 政府資金 | 2,541,335 | 33.2 | 3,487,136 | 56.2 | 6,028,471 | 43.7 | 6,132,665 | 46.0 | △ 104,194 | △ 1.7 | 5.2 |
| 財政融資資金 | 1,155,045 | 15.1 | 2,712,620 | 43.7 | 3,867,665 | 28.0 | 3,939,984 | 29.6 | △ 72,319 | △ 1.8 | △ 3.4 |
| 郵政公社資金 | 1,386,289 | 18.1 | 774,516 | 12.5 | 2,160,806 | 15.7 | 2,192,682 | 16.5 | △ 31,876 | △ 1.5 | 25.3 |
| 郵便貯金資金 | 670,065 | 8.8 | 253,534 | 4.1 | 923,599 | 6.7 | 1,022,126 | 7.7 | △ 98,527 | △ 9.6 | 43.5 |
| 簡易生命保険資金 | 716,224 | 9.4 | 520,982 | 8.4 | 1,237,206 | 9.0 | 1,170,556 | 8.8 | 66,650 | 5.7 | 12.8 |
| 公営企業金融公庫 | 250,968 | 3.3 | 211,796 | 3.4 | 462,764 | 3.4 | 505,244 | 3.8 | △ 42,480 | △ 8.4 | △ 1.0 |
| 市中銀行 | 2,466,435 | 32.2 | 983,421 | 15.8 | 3,449,857 | 25.0 | 3,015,875 | 22.6 | 433,982 | 14.4 | 4.9 |
| その他の金融機関 | 323,978 | 4.2 | 549,933 | 8.9 | 873,911 | 6.3 | 706,021 | 5.3 | 167,890 | 23.8 | △ 8.3 |
| 保険会社等 | 12,884 | 0.2 | 21,253 | 0.3 | 34,137 | 0.2 | 23,989 | 0.2 | 10,148 | 42.3 | △ 13.5 |
| 交付公債 | － | － | － | － | － | － | 747 | 0.0 | △ 747 | 皆減 | 皆増 |
| 共済等 | 17,658 | 0.2 | 137,469 | 2.2 | 155,127 | 1.1 | 170,518 | 1.3 | △ 15,391 | △ 9.0 | △ 2.8 |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。） | 15,068 | 0.2 | 13,838 | 0.2 | 28,906 | 0.2 | 27,153 | 0.2 | 1,753 | 6.5 | △ 49.7 |
| 市場公募債 | 1,986,236 | 26.0 | 676,651 | 10.9 | 2,662,887 | 19.3 | 1,919,064 | 14.4 | 743,823 | 38.8 | 36.0 |
| 個別発行債10年債 | 860,368 | 11.2 | 78,299 | 1.3 | 938,667 | 6.8 | … | … | … | … | … |
| 個別発行債5年債 | 428,194 | 5.6 | 252,490 | 4.1 | 680,684 | 4.9 | … | … | … | … | … |
| 個別発行債20年債 | 14,200 | 0.2 | － | － | 14,200 | 0.1 | … | … | … | … | … |
| 個別発行債30年債 | 20,000 | 0.3 | － | － | 20,000 | 0.1 | … | … | … | … | … |
| 共同発行債10年債 | 460,884 | 6.0 | 293,494 | 4.7 | 754,378 | 5.5 | … | … | … | … | … |
| ミニ公募債 | 202,590 | 2.6 | 52,368 | 0.8 | 254,958 | 1.8 | … | … | … | … | … |
| その他 | 13,891 | 0.2 | 121,215 | 2.1 | 66,841 | 0.6 | 71,066 | 0.6 | △ 4,225 | △ 5.9 | △ 18.8 |
| **小計** | **7,628,453** | **99.7** | **6,202,712** | **100.0** | **13,762,901** | **99.8** | **12,572,342** | **94.4** | **1,190,559** | **9.5** | **7.1** |
| 特定資金 | 23,684 | 0.3 | 2,848 | 0.0 | 26,532 | 0.2 | 746,941 | 5.6 | △ 720,409 | △ 96.4 | 890.0 |
| **合計** | **7,652,137** | **100.0** | **6,205,561** | **100.0** | **13,789,433** | **100.0** | **13,319,283** | **100.0** | **470,150** | **3.5** | **12.7** |

（注）　1　「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。

2　「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。

3　「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。

4　「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

5　平成14年度以前の「郵政公社資金」には郵便貯金資金と簡易生命保険資金の合算額を計上している。

# 第27表　平成15年度地方債許可状況

（単位　百万円）

| 区分 | 計画額 | | | 許可額 | | | 都道府県 | | | 大都市 | | | 中核市・特例市・都市・町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 |
| 一 一般会計債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 一般公共事業 | 1,780,600 | 319,800 | 2,100,400 | 1,711,677 | 324,786 | 2,036,463 | 1,397,867 | 276,512 | 1,674,379 | 65,956 | 43,037 | 108,993 | 247,854 | 5,237 | 253,091 |
| 2 公営住宅建設事業 | 142,900 | 108,000 | 250,900 | 107,942 | 81,982 | 189,923 | 22,827 | 44,146 | 66,973 | 10,653 | 24,642 | 35,295 | 74,462 | 13,194 | 87,655 |
| 3 災害復旧事業 | 30,300 | − | 30,300 | 70,597 | 6 | 70,603 | 45,752 | − | 45,752 | 115 | − | 115 | 24,730 | 6 | 24,736 |
| 4 義務教育施設整備事業 | 152,700 | 71,000 | 223,700 | 136,753 | 83,142 | 219,895 | 5,794 | 2,494 | 8,288 | 15,814 | 22,306 | 38,120 | 115,145 | 58,342 | 173,487 |
| 5 社会福祉施設整備事業 | 51,700 | 4,800 | 56,500 | 46,420 | 9,903 | 56,323 | 13,079 | 8,071 | 21,150 | 4,935 | 1,388 | 6,323 | 28,406 | 444 | 28,850 |
| 6 一般廃棄物処理事業 | 436,000 | 14,500 | 450,500 | 199,768 | 16,786 | 216,554 | 995 | − | 995 | 14,429 | 12,558 | 26,987 | 184,344 | 4,228 | 188,572 |
| 7 一般単独事業 | 528,300 | 4,179,900 | 4,708,200 | 465,991 | 2,723,401 | 3,189,391 | 71,515 | 1,682,568 | 1,754,083 | 13,632 | 329,605 | 343,237 | 380,844 | 711,228 | 1,092,071 |
| 8 辺地及び過疎対策事業 | 375,000 | − | 375,000 | 374,630 | 336 | 374,966 | − | − | − | − | − | − | 374,630 | 336 | 374,966 |
| 9 首都圏等建設事業 | 25,700 | − | 25,700 | 22,829 | 7,127 | 29,956 | 22,829 | 4,590 | 27,419 | − | 1,286 | 1,286 | − | 1,251 | 1,251 |
| 10 公共用地先行取得等事業 | − | 70,000 | 70,000 | − | 164,898 | 164,898 | − | 79,893 | 79,893 | − | 28,447 | 28,447 | − | 56,558 | 56,558 |
| 11 調整 | − | 3,500 | 3,500 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 12 退職手当 | − | − | − | − | 21,001 | 21,001 | − | 20,250 | 20,250 | − | − | − | − | 751 | 751 |
| 13 減収補てん | − | − | − | − | 55,494 | 55,494 | − | 42,692 | 42,692 | − | 4,751 | 4,751 | − | 8,051 | 8,051 |
| 14 財政健全化 | − | − | − | − | 444,071 | 444,071 | − | 395,827 | 395,827 | − | 42,936 | 42,936 | − | 5,308 | 5,308 |
| 計 | **3,523,200** | **4,771,500** | **8,294,700** | **3,136,607** | **3,932,932** | **7,069,538** | **1,580,658** | **2,557,043** | **4,137,701** | **125,534** | **510,956** | **636,490** | **1,430,415** | **864,933** | **2,295,347** |
| 二 公営企業債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 上水道事業 | 246,700 | 289,700 | 536,400 | 219,083 | 253,848 | 472,930 | 58,966 | 74,504 | 133,470 | 25,717 | 45,154 | 70,871 | 134,400 | 134,190 | 268,589 |
| 2 工業用水道事業 | 9,000 | 16,900 | 25,900 | 7,794 | 15,321 | 23,114 | 5,883 | 11,434 | 17,317 | 729 | 1,208 | 1,937 | 1,182 | 2,679 | 3,860 |
| 3 都市高速鉄道事業 | 68,500 | 290,700 | 359,200 | 68,579 | 278,052 | 346,631 | 10,348 | 63,408 | 73,756 | 58,143 | 207,499 | 265,642 | 88 | 7,145 | 7,233 |
| 4 一般交通事業 | 7,800 | 11,300 | 19,100 | 7,230 | 16,439 | 23,668 | 1,728 | 2,478 | 4,206 | 4,397 | 11,792 | 16,189 | 1,105 | 2,169 | 3,273 |
| 5 電気事業・ガス事業 | 6,200 | 6,700 | 12,900 | 5,460 | 4,209 | 9,668 | 767 | 1,230 | 1,997 | 2,667 | 324 | 2,991 | 2,026 | 2,655 | 4,680 |
| 6 簡易水道事業 | 41,000 | 23,900 | 64,900 | 41,626 | 24,143 | 65,769 | − | − | − | 451 | 267 | 718 | 41,175 | 23,876 | 65,051 |
| 7 港湾整備事業 | 50,600 | 22,800 | 73,400 | 38,956 | 18,817 | 57,773 | 29,389 | 10,005 | 39,394 | 6,076 | 7,568 | 13,644 | 3,491 | 1,244 | 4,735 |
| 8 病院事業 | 195,600 | 177,500 | 373,100 | 175,023 | 150,618 | 325,641 | 61,836 | 50,021 | 111,857 | 20,373 | 34,177 | 54,550 | 92,814 | 66,420 | 159,234 |
| 9 介護サービス施設整備事業 | 9,800 | 9,200 | 19,000 | 7,636 | 5,617 | 13,253 | 92 | 67 | 159 | 1,454 | 1,137 | 2,591 | 6,090 | 4,413 | 10,503 |
| 10 市場事業・と畜場事業 | 14,100 | 10,300 | 24,400 | 10,671 | 7,552 | 18,222 | 2,191 | 1,410 | 3,601 | 4,895 | 3,778 | 8,673 | 3,585 | 2,364 | 5,948 |
| 11 地域開発事業 | − | 371,600 | 371,600 | − | 283,144 | 283,144 | − | 134,546 | 134,546 | − | 116,649 | 116,649 | − | 31,949 | 31,949 |
| 12 下水道事業 | 848,500 | 756,100 | 1,604,600 | 724,913 | 662,729 | 1,387,642 | 47,296 | 91,172 | 138,468 | 82,442 | 116,347 | 198,789 | 595,175 | 455,210 | 1,050,385 |
| 13 有料道路事業・駐車場整備事業 | 2,200 | 3,900 | 6,100 | 1,235 | 2,190 | 3,425 | 495 | 944 | 1,439 | − | − | − | 740 | 1,246 | 1,986 |
| 14 観光その他事業 | − | 24,000 | 24,000 | − | 36,043 | 36,043 | − | 13,826 | 13,826 | − | 8,652 | 8,652 | − | 13,565 | 13,565 |
| 15 公有林整備事業・草地開発事業 | − | (22,900) | (22,900) | − | (30,683) | (30,683) | − | (11,281) | (11,281) | − | (190) | (190) | − | (19,212) | (19,212) |
| 16 公営企業退職手当 | − | − | − | − | 3,173 | 3,173 | − | − | − | − | 2,700 | 2,700 | − | 473 | 473 |
| 計 | 1,500,000 | (22,900) 2,014,600 | (22,900) 3,514,600 | 1,308,205 | (30,683) 1,761,891 | (30,683) 3,070,096 | 218,991 | (11,281) 455,045 | (11,281) 674,036 | 207,344 | (190) 557,252 | (190) 764,596 | 881,870 | (19,212) 749,594 | (19,212) 1,631,464 |
| 合計 | 5,023,200 | (22,900) 6,786,100 | (22,900) 11,809,300 | 4,444,812 | (30,683) 5,694,823 | (30,683) 10,139,634 | 1,799,649 | (11,281) 3,012,088 | (11,281) 4,811,737 | 332,878 | (190) 1,068,208 | (190) 1,401,086 | 2,312,285 | (19,212) 1,614,527 | (19,212) 3,926,812 |

# 第27表　平成15年度地方債許可状況（つづき）

（単位　百万円）

| 区分 | 計画額 | | | 許可額 | | | 都道府県 | | | 大都市 | | | 中核市・特例市・都市・町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 | 政府資金 | 民間等資金 | 計 |
| 三　公営企業借換債 | － | 70,000 | 70,000 | － | 70,000 | 70,000 | － | 18,546 | 18,546 | － | 24,490 | 24,490 | － | 26,964 | 26,964 |
| 四　特別転貸債 | 41,200 | － | 41,200 | 40,649 | － | 40,649 | 20,669 | － | 20,669 | 19,980 | － | 19,980 | － | － | － |
| 五　減税補てん債 | 277,800 | 416,600 | 694,400 | 211,272 | 483,002 | 694,274 | － | 410,605 | 410,605 | － | 72,397 | 72,397 | 211,272 | － | 211,272 |
| 六　臨時財政対策債 | 2,347,800 | 3,521,800 | 5,869,600 | 2,290,678 | 2,979,922 | 5,270,600 | 697,623 | 2,044,722 | 2,742,345 | 74,902 | 394,140 | 469,042 | 1,518,154 | 541,060 | 2,059,214 |
| 計 | 7,690,000 | (22,900)<br>10,794,500 | (22,900)<br>18,484,500 | 6,987,410 | (30,683)<br>9,227,746 | (30,683)<br>16,215,157 | 2,517,941 | (11,281)<br>5,485,961 | (11,281)<br>8,003,902 | 427,759 | (190)<br>1,559,235 | (190)<br>1,986,994 | 4,041,710 | (19,212)<br>2,182,551 | (19,212)<br>6,224,261 |
| 七　国の予算貸付・政府関係機関貸付債 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1　中小企業高度化資金貸付金 | － | － | － | － | 9,553 | 9,553 | － | 9,553 | 9,553 | － | － | － | － | － | － |
| 2　小規模企業者等設備導入資金貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 3　土地区画整理組合等貸付金 | － | － | － | － | 2,462 | 2,462 | － | 1,519 | 1,519 | － | 255 | 255 | － | 688 | 688 |
| 4　母子寡婦福祉資金貸付金 | － | － | － | － | 5,994 | 5,994 | － | 3,443 | 3,443 | － | 1,363 | 1,363 | － | 1,188 | 1,188 |
| 5　消費生活協同組合貸付金 | － | － | － | － | 13 | 13 | － | 13 | 13 | － | － | － | － | － | － |
| 6　災害援護資金貸付金 | － | － | － | － | 397 | 397 | － | 294 | 294 | － | 103 | 103 | － | － | － |
| 7　住宅金融公庫資金貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 8　都市開発資金貸付金 | － | － | － | － | 10,977 | 10,977 | － | － | － | － | 7,942 | 7,942 | － | 3,035 | 3,035 |
| 9　市街地再開発組合等貸付金 | － | － | － | － | 1,296 | 1,296 | － | － | － | － | 25 | 25 | － | 1,271 | 1,271 |
| 10　有料道路整備資金貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 11　港湾整備特別会計貸付金 | － | － | － | － | 469 | 469 | － | 19 | 19 | － | 450 | 450 | － | － | － |
| 12　公害防止資金貸付金 | － | － | － | － | 527 | 527 | － | 527 | 527 | － | － | － | － | － | － |
| 13　農業災害補償資金貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 14　木材産業等高度化推進資金貸付金 | － | － | － | － | 723 | 723 | － | 723 | 723 | － | － | － | － | － | － |
| 15　沿道整備資金貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 16　沖縄振興開発金融公庫資金貸付金 | － | － | － | － | 123 | 123 | － | － | － | － | － | － | － | 123 | 123 |
| 17　農業改良資金貸付金 | － | － | － | － | 525 | 525 | － | 525 | 525 | － | － | － | － | － | － |
| 18　農地保有合理化促進対策資金貸付金 | － | － | － | － | 120 | 120 | － | 120 | 120 | － | － | － | － | － | － |
| 19　就農支援資金貸付金 | － | － | － | － | 1,835 | 1,835 | － | 1,835 | 1,835 | － | － | － | － | － | － |
| 計 | － | － | － | － | 35,014 | 35,014 | － | 18,571 | 18,571 | － | 10,138 | 10,138 | － | 6,305 | 6,305 |
| 総計 | 7,690,000 | (22,900)<br>10,794,500 | (22,900)<br>18,484,500 | 6,987,410 | (30,683)<br>9,262,760 | (30,683)<br>16,250,170 | 2,517,941 | (11,281)<br>5,504,532 | (11,281)<br>8,022,473 | 427,759 | (190)<br>1,569,372 | (190)<br>1,997,132 | 4,041,710 | (19,212)<br>2,188,856 | (19,212)<br>6,230,566 |

（注）　1　特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、大都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあっては大都市分として、その他のものにあっては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。

2　公庫資金は、民間等資金に含めている。

3　交付公債は、民間等資金に含めている。

4　公有林整備、草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託を受けて融資するものであって、外書きである。

5　地方債計画額は、最終計画額である。

## 第28表 使用料及び手数料の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用料 | 799,174 | 78.1 | 1,107,559 | 75.4 | 1,906,733 | 76.5 | 1,897,784 | 76.4 | 8,949 | 0.5 | △ 0.5 |
| 授業料 | 301,791 | 29.5 | 70,946 | 4.8 | 372,737 | 15.0 | 378,860 | 15.2 | △ 6,123 | △ 1.6 | △ 0.7 |
| 高等学校 | 257,238 | 25.1 | 16,457 | 1.1 | 273,695 | 11.0 | 282,643 | 11.4 | △ 8,948 | △ 3.2 | △ 2.3 |
| 幼稚園 | − | − | 26,592 | 1.8 | 26,592 | 1.1 | 26,428 | 1.1 | 164 | 0.6 | 1.7 |
| その他 | 44,553 | 4.4 | 27,897 | 1.9 | 72,450 | 2.9 | 69,789 | 2.7 | 2,661 | 3.8 | 5.6 |
| 保育所使用料 | − | − | 223,172 | 15.2 | 223,172 | 9.0 | 225,834 | 9.1 | △ 2,662 | △ 1.2 | 0.2 |
| 公営住宅使用料 | 252,696 | 24.7 | 305,659 | 20.8 | 558,355 | 22.4 | 566,332 | 22.8 | △ 7,977 | △ 1.4 | △ 0.6 |
| 発電水利使用料 | 32,819 | 3.2 | − | − | 32,819 | 1.3 | 32,622 | 1.3 | 197 | 0.6 | 1.0 |
| その他 | 211,868 | 20.7 | 507,782 | 34.6 | 719,650 | 28.8 | 694,136 | 28.0 | 25,514 | 3.7 | △ 0.6 |
| 手数料 | 224,297 | 21.9 | 361,084 | 24.6 | 585,381 | 23.5 | 587,481 | 23.6 | △ 2,100 | △ 0.4 | △ 0.6 |
| 法定受託事務に係るもの | 52,159 | 5.1 | 30,941 | 2.1 | 83,100 | 3.3 | 85,907 | 3.5 | △ 2,807 | △ 3.3 | △ 13.9 |
| 自治事務に係るもの | 172,138 | 16.8 | 330,143 | 22.5 | 502,281 | 20.2 | 501,573 | 20.2 | 708 | 0.1 | 2.1 |
| 合計 | **1,023,470** | **100.0** | **1,468,643** | **100.0** | **2,492,113** | **100.0** | **2,485,265** | **100.0** | **6,848** | **0.3** | **△ 0.5** |

## 第29表 繰入金の状況

（単位　百万円　%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 他会計からの繰入金 | 31,096 | 2.9 | 148,297 | 7.9 | 179,394 | 6.1 | 166,142 | 5.4 | 13,252 | 8.0 | △ 1.0 |
| 法適用の公営企業会計 | 15,205 | 1.4 | 56,933 | 3.0 | 72,138 | 2.5 | 58,566 | 1.9 | 13,572 | 23.2 | 48.1 |
| 法非適用の公営企業会計 | 13,227 | 1.2 | 33,034 | 1.8 | 46,260 | 1.6 | 49,348 | 1.6 | △ 3,088 | △ 6.3 | △ 21.6 |
| その他 | 2,664 | 0.3 | 58,330 | 3.1 | 60,996 | 2.0 | 58,228 | 1.9 | 2,768 | 4.8 | △ 10.9 |
| 基金からの繰入金 | 1,027,171 | 97.1 | 1,726,233 | 91.8 | 2,753,404 | 93.7 | 2,879,017 | 94.4 | △ 125,613 | △ 4.4 | 36.9 |
| 積立金取崩し額 | 825,364 | 78.0 | 1,552,124 | 82.5 | 2,377,488 | 80.9 | 2,515,056 | 82.4 | △ 137,568 | △ 5.5 | 32.4 |
| その他 | 201,807 | 19.1 | 174,109 | 9.3 | 375,916 | 12.8 | 363,961 | 12.0 | 11,955 | 3.3 | 78.6 |
| 財産区からの繰入金 | − | − | 6,917 | 0.4 | 6,917 | 0.2 | 5,750 | 0.2 | 1,167 | 20.3 | △ 8.6 |
| 合計 | **1,058,267** | **100.0** | **1,881,448** | **100.0** | **2,939,715** | **100.0** | **3,050,909** | **100.0** | **△ 111,194** | **△ 3.6** | **34.0** |

# 第30表　その他の収入の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 財産収入 | 222,576 | 4.7 | 377,655 | 12.0 | 600,232 | 8.2 | 673,769 | 8.8 | △ 73,537 | △ 10.9 | △ 6.0 |
| 財産運用収入 | 68,830 | 1.4 | 120,419 | 3.8 | 189,248 | 2.6 | 192,173 | 2.5 | △ 2,925 | △ 1.5 | △ 10.2 |
| 財産売払収入 | 153,747 | 3.2 | 257,237 | 8.2 | 410,983 | 5.6 | 481,596 | 6.3 | △ 70,613 | △ 14.7 | △ 4.2 |
| 寄附金 | 9,827 | 0.2 | 79,757 | 2.5 | 89,152 | 1.2 | 103,029 | 1.4 | △ 13,877 | △ 13.5 | △ 13.4 |
| 諸収入 | 4,534,506 | 95.1 | 2,697,619 | 85.5 | 6,608,583 | 90.6 | 6,851,624 | 89.8 | △ 243,041 | △ 3.5 | △ 8.4 |
| 延滞金、加算金及び過料 | 39,960 | 0.8 | 20,099 | 0.6 | 60,059 | 0.8 | 59,438 | 0.8 | 621 | 1.0 | △ 0.7 |
| 預金利子 | 563 | 0.0 | 879 | 0.0 | 1,441 | 0.0 | 2,017 | 0.0 | △ 576 | △ 28.6 | △ 60.6 |
| 貸付金元利収入 | 3,778,978 | 79.3 | 1,837,881 | 58.3 | 5,508,449 | 75.5 | 5,663,496 | 74.2 | △ 155,047 | △ 2.7 | △ 9.5 |
| 受託事業収入 | 83,559 | 1.8 | 69,727 | 2.2 | 75,937 | 1.0 | 88,729 | 1.2 | △ 12,792 | △ 14.4 | △ 9.8 |
| 収益事業収入 | 362,670 | 7.6 | 109,952 | 3.5 | 472,621 | 6.5 | 486,837 | 6.4 | △ 14,216 | △ 2.9 | 0.9 |
| 利子割精算金収入 | 4,012 | 0.1 | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 雑入 | 264,764 | 5.6 | 659,083 | 20.9 | 490,075 | 6.7 | 551,108 | 7.2 | △ 61,033 | △ 11.1 | △ 4.7 |
| 合計 | **4,766,909** | **100.0** | **3,155,031** | **100.0** | **7,297,966** | **100.0** | **7,628,422** | **100.0** | **△ 330,456** | **△ 4.3** | **△ 8.3** |

（注）　本表は、「第11表　歳入決算額の状況　その２　推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

# 第31表　地方財政と国の財政との累年比較

（単位　億円・%）

| 区分 | 国内総支出 実額(A) | 国内総支出 指数 | 歳出総額 国(B) | 歳出総額 地方(C) | 国から地方に対する支出(D) | 地方から国に対する支出(E) | 歳出純計額 国 (B)−(D)(F) | 指数 | 歳出純計額 地方 (C)−(E)(G) | 指数 | 歳出純計額 合計 (F)+(G)(H) | 指数 | 純計構成比 (F)/(H) | (G)/(H) | 国内総支出に対する割合 (F)/(A) | (G)/(A) | (H)/(A) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和10年度 | 167 | − | 22 | 21 | 3 | 0 | 19 | − | 21 | − | 40 | − | 47.5 | 52.5 | 11.4 | 12.6 | 24.0 |
| 16 | 449 | − | 81 | 31 | 11 | 0 | 70 | − | 31 | − | 101 | − | 69.3 | 30.7 | 15.6 | 6.9 | 22.5 |
| 36 | 201,708 | 100 | 21,645 | 23,911 | 10,279 | 381 | 11,366 | 100 | 23,530 | 100 | 34,896 | 100 | 32.6 | 67.4 | 5.6 | 11.7 | 17.3 |
| 平成６年度 | 4,912,675 | 2,436 | 799,849 | 938,178 | 312,538 | 11,079 | 487,311 | 4,287 | 927,099 | 3,940 | 1,414,410 | 4,053 | 34.5 | 65.5 | 9.9 | 18.9 | 28.8 |
| 7 | 4,999,842 | 2,479 | 864,795 | 989,445 | 331,680 | 14,952 | 533,115 | 4,690 | 974,493 | 4,141 | 1,507,608 | 4,320 | 35.4 | 64.6 | 10.7 | 19.5 | 30.2 |
| 8 | 5,142,272 | 2,549 | 873,154 | 990,261 | 336,669 | 12,694 | 536,485 | 4,720 | 977,567 | 4,155 | 1,514,052 | 4,339 | 35.4 | 64.6 | 10.4 | 19.0 | 29.4 |
| 9 | 5,205,353 | 2,581 | 849,085 | 976,738 | 325,805 | 12,543 | 523,280 | 4,604 | 964,195 | 4,098 | 1,487,475 | 4,263 | 35.2 | 64.8 | 10.1 | 18.5 | 28.6 |
| 10 | 5,125,025 | 2,541 | 923,131 | 1,001,975 | 343,891 | 17,384 | 579,240 | 5,096 | 984,591 | 4,184 | 1,563,831 | 4,481 | 37.0 | 63.0 | 11.3 | 19.2 | 30.5 |
| 11 | 5,080,052 | 2,519 | 1,019,345 | 1,016,291 | 387,120 | 16,106 | 632,225 | 5,562 | 1,000,185 | 4,251 | 1,632,410 | 4,678 | 38.7 | 61.3 | 12.4 | 19.7 | 32.1 |
| 12 | 5,131,702 | 2,544 | 1,007,263 | 976,164 | 377,649 | 15,467 | 629,614 | 5,539 | 960,697 | 4,083 | 1,590,311 | 4,557 | 39.6 | 60.4 | 12.3 | 18.7 | 31.0 |
| 13 | 5,009,676 | 2,484 | 939,081 | 974,317 | 365,011 | 15,347 | 574,070 | 5,051 | 958,970 | 4,076 | 1,533,040 | 4,393 | 37.4 | 62.6 | 11.5 | 19.1 | 30.6 |
| 14 | 4,972,031 | 2,465 | 924,941 | 948,394 | 350,045 | 14,770 | 574,896 | 5,058 | 933,624 | 3,968 | 1,508,520 | 4,323 | 38.1 | 61.9 | 11.6 | 18.8 | 30.3 |
| 15 | 5,012,535 | 2,485 | 887,920 | 925,818 | 329,410 | 12,812 | 558,510 | 4,914 | 913,006 | 3,880 | 1,471,516 | 4,217 | 38.0 | 62.0 | 11.1 | 18.2 | 29.4 |

（注）　1　国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成６年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成７年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成２年基準）」、昭和10年度及び16年度は「国民所得統計（旧SNA）」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。

2　国の歳出額は、平成６年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額であり、昭和36年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3　「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。）、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額）である。

5　決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

# 第32表　平成15年度国・地方の目的別歳出の状況

（単位　億円・％）

| 区分 | 歳出合計 | | | | | | 国から地方に対する支出 | 地方から国に対する支出 | 国・地方を通じる歳出純計額 | | | | | | 総額中地方の占める割合 | 国の純計に占める地方に対する支出の割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国 | | | | | 地方 | | | 国 | | 地方 | | 総額 | | | |
| | 一般会計 | 特別会計 | 合計 | うち重複額 | 差引純計(A) | (B) | (C) | (D) | (A)－(C)(E) | 構成比 | (B)－(D)(F) | 構成比 | (E)＋(F)(G) | 構成比 | (F)／(G) | (C)／(A) |
| 機関費 | 43,825 | － | 43,825 | － | 43,825 | 150,472 | 2,773 | － | 41,052 | 7.4 | 150,472 | 16.5 | 191,524 | 13.0 | 78.6 | 6.3 |
| 一般行政費 | 13,396 | － | 13,396 | － | 13,396 | 88,616 | 1,868 | － | 11,528 | 2.1 | 88,616 | 9.7 | 100,144 | 6.8 | 88.5 | 13.9 |
| 司法警察消防費 | 13,906 | － | 13,906 | － | 13,906 | 51,708 | 905 | － | 13,001 | 2.3 | 51,708 | 5.7 | 64,709 | 4.4 | 79.9 | 6.5 |
| 外交費 | 8,442 | － | 8,442 | － | 8,442 | － | － | － | 8,442 | 1.5 | － | － | 8,442 | 0.6 | － | － |
| 徴税費 | 7,864 | － | 7,864 | － | 7,864 | 10,148 | 0 | － | 7,864 | 1.4 | 10,148 | 1.1 | 18,012 | 1.2 | 56.3 | － |
| 貨幣製造費 | 217 | － | 217 | － | 217 | － | － | － | 217 | 0.0 | － | － | 217 | 0.0 | － | － |
| 地方財政費 | 174,272 | 665,909 | 840,181 | 639,750 | 200,431 | － | 197,843 | － | 2,588 | 0.5 | － | － | 2,588 | 0.2 | － | 98.7 |
| 防衛費 | 49,515 | － | 49,515 | － | 49,515 | － | 302 | － | 49,213 | 8.8 | － | － | 49,213 | 3.3 | － | 0.6 |
| 国土保全及び開発費 | 82,481 | 79,133 | 161,614 | 50,157 | 111,457 | 184,672 | 38,412 | 12,812 | 73,045 | 13.1 | 171,860 | 18.8 | 244,905 | 16.6 | 70.2 | 34.5 |
| 国土保全費 | 15,321 | 18,241 | 33,562 | 13,436 | 20,126 | 24,436 | 7,242 | 2,633 | 12,884 | 2.3 | 21,803 | 2.4 | 34,687 | 2.4 | 62.9 | 36.0 |
| 国土開発費 | 62,798 | 60,892 | 123,690 | 36,721 | 86,969 | 157,206 | 29,327 | 10,058 | 57,642 | 10.3 | 147,148 | 16.1 | 204,790 | 13.9 | 71.9 | 33.7 |
| 災害復旧費 | 2,802 | － | 2,802 | － | 2,802 | 3,030 | 1,843 | 121 | 959 | 0.2 | 2,909 | 0.3 | 3,868 | 0.3 | 75.2 | 65.8 |
| その他 | 1,560 | － | 1,560 | － | 1,560 | － | － | － | 1,560 | 0.3 | － | － | 1,560 | 0.0 | － | － |
| 産業経済費 | 32,133 | 11,561 | 43,694 | 4,410 | 39,284 | 63,929 | 5,699 | － | 33,585 | 6.0 | 63,929 | 7.0 | 97,514 | 6.6 | 65.6 | 14.5 |
| 農林水産業費 | 19,438 | － | 19,438 | － | 19,438 | 15,698 | 5,149 | － | 14,289 | 2.6 | 15,698 | 1.7 | 29,987 | 2.0 | 52.3 | 26.5 |
| 商工費 | 12,695 | 11,561 | 24,256 | 4,410 | 19,846 | 48,231 | 550 | － | 19,296 | 3.5 | 48,231 | 5.3 | 67,527 | 4.6 | 71.4 | 2.8 |
| 教育費 | 61,947 | － | 61,947 | － | 61,947 | 171,614 | 32,591 | － | 29,356 | 5.3 | 171,614 | 18.8 | 200,970 | 13.7 | 85.4 | 52.6 |
| 学校教育費 | 51,144 | － | 51,144 | － | 51,144 | 134,670 | 29,745 | － | 21,399 | 3.8 | 134,670 | 14.8 | 156,069 | 10.6 | 86.3 | 58.2 |
| 社会教育費 | 1,591 | － | 1,591 | － | 1,591 | 14,843 | 414 | － | 1,177 | 0.2 | 14,843 | 1.6 | 16,020 | 1.1 | 92.7 | 26.0 |
| その他 | 9,212 | － | 9,212 | － | 9,212 | 22,101 | 2,432 | － | 6,780 | 1.3 | 22,101 | 2.4 | 28,881 | 2.0 | 76.5 | 26.4 |
| 社会保障関係費 | 211,171 | 3,385 | 214,556 | 1,911 | 212,645 | 222,274 | 51,791 | － | 160,854 | 28.8 | 222,274 | 24.3 | 383,128 | 26.0 | 58.0 | 24.4 |
| 民生費 | 189,338 | 3,385 | 192,723 | 1,911 | 190,812 | 148,831 | 43,112 | － | 147,700 | 26.4 | 148,831 | 16.3 | 296,531 | 20.2 | 50.2 | 22.6 |
| 衛生費 | 8,485 | － | 8,485 | － | 8,485 | 58,963 | 4,667 | － | 3,818 | 0.7 | 58,963 | 6.5 | 62,781 | 4.3 | 93.9 | 55.0 |
| 住宅費 | 9,673 | － | 9,673 | － | 9,673 | 14,171 | 3,945 | － | 5,728 | 1.0 | 14,171 | 1.6 | 19,899 | 1.4 | 71.2 | 40.8 |
| その他 | 3,675 | － | 3,675 | － | 3,675 | 309 | 67 | － | 3,608 | 0.7 | 309 | 0.0 | 3,917 | 0.1 | 7.9 | 1.8 |
| 恩給費 | 12,064 | － | 12,064 | － | 12,064 | 675 | － | － | 12,064 | 2.2 | 675 | 0.1 | 12,739 | 0.9 | 5.3 | － |
| 公債費 | 155,440 | － | 155,440 | － | 155,440 | 131,915 | － | － | 155,440 | 27.8 | 131,915 | 14.4 | 287,355 | 19.5 | 45.9 | － |
| 前年度繰上充用金 | － | － | － | － | － | 268 | － | － | － | － | 268 | 0.0 | 268 | 0.0 | 100.0 | － |
| その他 | 1,312 | － | 1,312 | － | 1,312 | － | － | － | 1,312 | 0.1 | － | － | 1,312 | 0.2 | － | － |
| 合計 | **824,160** | **759,988** | **1,584,148** | **696,228** | **887,920** | **925,818** | **329,410** | **12,812** | **558,510** | **100.0** | **913,006** | **100.0** | **1,471,516** | **100.0** | **62.0** | **37.1** |

（注）　1　国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額である。

2　「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

3　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

# 第33表　国民経済計算における公的支出の推移

## その１　総　　括

（単位　億円・％）

| 区　　分 | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 対前年度増減率 | | | | | | 構成比 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 公的支出 | 1,177,112 | 1,191,027 | 1,193,928 | 1,189,864 | 1,175,390 | 1,151,640 | 1.1 | 1.2 | 0.2 | △ 0.3 | △ 1.2 | △ 2.0 | 23.0 | 23.4 | 23.3 | 23.8 | 23.6 | 23.0 |
| 中央 | 217,009 | 227,460 | 227,076 | 220,320 | 221,245 | 216,205 | 2.0 | 4.8 | △ 0.2 | △ 3.0 | 0.4 | △ 2.3 | 4.2 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.3 |
| 最終消費支出 | 125,079 | 127,974 | 133,697 | 134,371 | 136,578 | 136,355 | 6.1 | 2.3 | 4.5 | 0.5 | 1.6 | △ 0.2 | 2.4 | 2.5 | 2.6 | 2.7 | 2.7 | 2.7 |
| 総資本形成 | 91,930 | 99,486 | 93,379 | 85,949 | 84,667 | 79,850 | △ 3.1 | 8.2 | △ 6.1 | △ 8.0 | △ 1.5 | △ 5.7 | 1.8 | 2.0 | 1.8 | 1.7 | 1.7 | 1.6 |
| 地方 | 708,428 | 702,773 | 673,749 | 660,778 | 645,435 | 620,862 | 0.8 | △ 0.8 | △ 4.1 | △ 1.9 | △ 2.3 | △ 3.8 | 13.8 | 13.8 | 13.1 | 13.2 | 13.0 | 12.4 |
| 最終消費支出 | 416,912 | 426,975 | 423,408 | 428,035 | 431,142 | 429,973 | 1.6 | 2.4 | △ 0.8 | 1.1 | 0.7 | △ 0.3 | 8.1 | 8.4 | 8.3 | 8.5 | 8.7 | 8.6 |
| 総資本形成 | 291,516 | 275,798 | 250,341 | 232,743 | 214,293 | 190,889 | △ 0.3 | △ 5.4 | △ 9.2 | △ 7.0 | △ 7.9 | △10.9 | 5.7 | 5.4 | 4.9 | 4.6 | 4.3 | 3.8 |
| 社会保障基金 | 251,676 | 260,796 | 293,103 | 308,766 | 308,709 | 314,574 | 1.3 | 3.6 | 12.4 | 5.3 | △ 0.0 | 1.9 | 4.9 | 5.1 | 5.7 | 6.2 | 6.2 | 6.3 |
| 最終消費支出 | 250,164 | 259,552 | 291,928 | 307,453 | 307,642 | 313,692 | 1.5 | 3.8 | 12.5 | 5.3 | 0.1 | 2.0 | 4.9 | 5.1 | 5.7 | 6.1 | 6.2 | 6.3 |
| 総資本形成 | 1,512 | 1,244 | 1,175 | 1,313 | 1,067 | 882 | △24.2 | △17.7 | △ 5.5 | 11.7 | △18.7 | △17.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 国内総支出 | **5,125,025** | **5,080,052** | **5,131,702** | **5,009,676** | **4,972,031** | **5,012,535** | △ 1.5 | △ 0.9 | 1.0 | △ 2.4 | △ 0.8 | 0.8 | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** |

（注）　公的支出は、「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値である。その２において同じ。

## その２　地方財政分

（単位　億円・％）

| 区　　分 | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 対前年度増減率 | | | | | | 構成比 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 普通会計 | 599,177 | 594,704 | 572,098 | 565,491 | 555,591 | 534,951 | 0.6 | △ 0.7 | △ 3.8 | △ 1.2 | △ 1.8 | △ 3.7 | 84.6 | 84.6 | 84.9 | 85.6 | 86.1 | 86.2 |
| （歳出） | 1,001,975 | 1,016,291 | 976,164 | 974,317 | 948,394 | 925,818 | 2.6 | 1.4 | △ 3.9 | △ 0.2 | △ 2.7 | △ 2.4 | 141.4 | 144.6 | 144.9 | 147.4 | 146.9 | 149.1 |
| （控除） | 402,798 | 421,587 | 404,066 | 408,826 | 392,803 | 390,867 | 5.6 | 4.7 | △ 4.2 | 1.2 | △ 3.9 | △ 0.5 | 56.9 | 60.0 | 60.0 | 61.9 | 60.9 | 63.0 |
| 最終消費支出 | 393,239 | 402,054 | 397,656 | 401,316 | 403,915 | 402,345 | 1.6 | 2.2 | △ 1.1 | 0.9 | 0.6 | △ 0.4 | 55.5 | 57.2 | 59.0 | 60.7 | 62.6 | 64.8 |
| 総資本形成 | 205,938 | 192,650 | 174,442 | 164,175 | 151,676 | 132,606 | △ 1.1 | △ 6.5 | △ 9.5 | △ 5.9 | △ 7.6 | △12.6 | 29.1 | 27.4 | 25.9 | 24.8 | 23.5 | 21.4 |
| 非企業会計 | 68,546 | 69,404 | 65,182 | 62,397 | 59,544 | 56,952 | 4.8 | 1.3 | △ 6.1 | △ 4.3 | △ 4.6 | △ 4.4 | 9.7 | 9.9 | 9.7 | 9.4 | 9.2 | 9.2 |
| 最終消費支出 | 23,673 | 24,921 | 25,752 | 26,719 | 27,227 | 27,628 | 3.2 | 5.3 | 3.3 | 3.8 | 1.9 | 1.5 | 3.3 | 3.5 | 3.8 | 4.0 | 4.2 | 4.4 |
| 総資本形成 | 44,873 | 44,483 | 39,430 | 35,678 | 32,317 | 29,324 | 5.7 | △ 0.9 | △11.4 | △ 9.5 | △ 9.4 | △ 9.3 | 6.3 | 6.3 | 5.9 | 5.4 | 5.0 | 4.7 |
| 公的企業 | 40,705 | 38,665 | 36,468 | 32,890 | 30,301 | 28,959 | △ 2.7 | △ 5.0 | △ 5.7 | △ 9.8 | △ 7.9 | △ 4.4 | 5.7 | 5.5 | 5.4 | 5.0 | 4.7 | 4.7 |
| 総資本形成 | 40,705 | 38,665 | 36,468 | 32,890 | 30,301 | 28,959 | △ 2.7 | △ 5.0 | △ 5.7 | △ 9.8 | △ 7.9 | △ 4.4 | 5.7 | 5.5 | 5.4 | 5.0 | 4.7 | 4.7 |
| 地方の公的支出 | 708,428 | 702,773 | 673,749 | 660,778 | 645,435 | 620,862 | 0.8 | △ 0.8 | △ 4.1 | △ 1.9 | △ 2.3 | △ 3.8 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 最終消費支出 | 416,912 | 426,975 | 423,408 | 428,035 | 431,142 | 429,973 | 1.6 | 2.4 | △ 0.8 | 1.1 | 0.7 | △ 0.3 | 58.9 | 60.8 | 62.8 | 64.8 | 66.8 | 69.3 |
| 総資本形成 | 291,516 | 275,798 | 250,341 | 232,743 | 214,293 | 190,889 | △ 0.3 | △ 5.4 | △ 9.2 | △ 7.0 | △ 7.9 | △10.9 | 41.1 | 39.2 | 37.2 | 35.2 | 33.2 | 30.7 |

# 第34表　目的別歳出決算額の状況

その1　総　括

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度純計額 | | 比較 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | | | 増減額 | 増減率 | | | 前年度増減率 | | |
| | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | 都道府県 | 市町村 | 純計額 |
| 議会費 | 84,873 | 0.2 | 456,549 | 0.9 | 541,384 | 0.6 | 562,517 | 0.6 | △ 21,133 | △ 2.0 | △ 4.1 | △ 3.8 | △ 3.0 | △ 1.7 | △ 1.9 |
| 総務費 | 3,214,352 | 6.6 | 6,436,111 | 12.9 | 9,039,332 | 9.8 | 8,555,941 | 9.0 | 483,391 | 12.9 | 2.7 | 5.6 | △ 4.8 | △ 4.4 | △ 4.3 |
| 民生費 | 3,966,668 | 8.1 | 11,930,556 | 24.0 | 14,540,192 | 15.7 | 14,303,211 | 15.1 | 236,981 | △ 9.3 | 5.9 | 1.7 | △ 0.9 | 3.3 | 1.8 |
| 衛生費 | 1,550,603 | 3.2 | 4,506,702 | 9.1 | 5,896,341 | 6.4 | 6,454,941 | 6.8 | △ 558,600 | △ 2.3 | △10.4 | △ 8.7 | △ 1.7 | △ 3.7 | △ 3.3 |
| 労働費 | 256,247 | 0.5 | 181,602 | 0.4 | 373,770 | 0.4 | 487,473 | 0.5 | △ 113,703 | △28.1 | △ 5.3 | △23.3 | △43.7 | △ 4.7 | △38.9 |
| 農林水産業費 | 3,581,848 | 7.3 | 1,817,627 | 3.7 | 4,693,939 | 5.1 | 5,155,220 | 5.4 | △ 461,281 | △10.3 | △ 7.2 | △ 8.9 | △ 7.2 | △ 7.0 | △ 6.9 |
| 商工費 | 3,182,111 | 6.5 | 1,707,005 | 3.4 | 4,841,148 | 5.2 | 4,983,219 | 5.3 | △ 142,071 | △ 1.7 | △ 5.1 | △ 2.9 | △ 7.8 | △ 5.8 | △ 7.2 |
| 土木費 | 8,289,255 | 16.9 | 8,438,194 | 16.9 | 16,439,127 | 17.8 | 17,671,998 | 18.6 | △1,232,871 | △ 9.1 | △ 4.8 | △ 7.0 | △ 4.9 | △ 4.8 | △ 4.8 |
| 消防費 | 216,276 | 0.4 | 1,677,528 | 3.4 | 1,820,044 | 2.0 | 1,859,289 | 2.0 | △ 39,245 | △ 2.6 | △ 2.1 | △ 2.1 | 1.3 | △ 0.2 | △ 0.2 |
| 警察費 | 3,362,165 | 6.9 | − | − | 3,361,971 | 3.6 | 3,407,340 | 3.6 | △ 45,369 | △ 1.3 | − | △ 1.3 | 0.4 | − | 0.4 |
| 教育費 | 11,644,542 | 23.8 | 5,634,434 | 11.3 | 17,201,373 | 18.6 | 17,654,384 | 18.6 | △ 453,011 | △ 1.6 | △ 4.5 | △ 2.6 | △ 1.8 | △ 2.4 | △ 1.9 |
| 災害復旧費 | 203,298 | 0.4 | 130,584 | 0.3 | 302,998 | 0.3 | 345,808 | 0.4 | △ 42,810 | △12.7 | △ 8.1 | △12.4 | △13.6 | △15.1 | △14.2 |
| 公債費 | 6,687,955 | 13.7 | 6,601,667 | 13.3 | 13,191,479 | 14.2 | 13,063,534 | 13.8 | 127,945 | 1.2 | 0.7 | 1.0 | 1.5 | 1.6 | 1.7 |
| 諸支出金 | 63,093 | 0.1 | 248,886 | 0.5 | 311,979 | 0.3 | 308,232 | 0.3 | 3,747 | △ 3.6 | 2.5 | 1.2 | △ 4.2 | △20.4 | △17.5 |
| 前年度繰上充用金 | 9,634 | 0.0 | 17,132 | 0.0 | 26,766 | 0.0 | 26,312 | 0.0 | 454 | △23.1 | 24.3 | 1.7 | △26.3 | 8.5 | △11.4 |
| 利子割交付金 | 148,888 | 0.3 | − | − | − | − | − | − | − | △29.3 | − | − | △69.4 | − | − |
| 地方消費税交付金 | 1,212,844 | 2.5 | − | − | − | − | − | − | − | 11.9 | − | − | △12.2 | − | − |
| ゴルフ場利用税交付金 | 48,404 | 0.1 | − | − | − | − | − | − | − | △ 7.4 | − | − | △ 5.3 | − | − |
| 特別地方消費税交付金 | 77 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − | △59.0 | − | − | △61.0 | − | − |
| 自動車取得税交付金 | 309,987 | 0.6 | − | − | − | − | − | − | − | 8.7 | − | − | △10.3 | − | − |
| 軽油引取税交付金 | 108,274 | 0.2 | − | − | − | − | − | − | − | 0.5 | − | − | △ 3.8 | − | − |
| 特別区財政調整交付金 | 775,632 | 1.6 | − | − | − | − | − | − | − | 0.8 | − | − | △ 7.4 | − | − |
| 歳出合計 | 48,917,026 | 100.0 | 49,784,576 | 100.0 | 92,581,841 | 100.0 | 94,839,418 | 100.0 | △2,257,577 | △ 3.1 | △ 1.3 | △ 2.4 | △ 4.6 | △ 1.9 | △ 2.7 |

# 第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

（単位 百万円）

| 区分 | 決算額 | | | | | | 指数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 議会費 | 602,257 | 581,319 | 575,997 | 573,473 | 562,517 | 541,384 | 100 | 97 | 96 | 95 | 93 | 90 |
| 総務費 | 8,655,252 | 9,177,997 | 9,156,455 | 8,938,593 | 8,555,941 | 9,039,332 | 100 | 106 | 106 | 103 | 99 | 104 |
| 民生費 | 13,445,439 | 15,063,969 | 13,392,030 | 14,054,411 | 14,303,211 | 14,540,192 | 100 | 112 | 100 | 105 | 106 | 108 |
| 衛生費 | 6,654,337 | 6,584,461 | 6,519,660 | 6,675,965 | 6,454,941 | 5,896,341 | 100 | 99 | 98 | 100 | 97 | 89 |
| 労働費 | 457,577 | 655,309 | 475,780 | 798,218 | 487,473 | 373,770 | 100 | 143 | 104 | 174 | 107 | 82 |
| 農林水産業費 | 6,382,433 | 6,209,105 | 5,869,961 | 5,535,215 | 5,155,220 | 4,693,939 | 100 | 97 | 92 | 87 | 81 | 74 |
| 商工費 | 6,260,533 | 6,002,002 | 5,427,712 | 5,368,931 | 4,983,219 | 4,841,148 | 100 | 96 | 87 | 86 | 80 | 77 |
| 土木費 | 21,972,878 | 20,978,072 | 19,560,287 | 18,572,313 | 17,671,998 | 16,439,127 | 100 | 95 | 89 | 85 | 80 | 75 |
| 消防費 | 1,901,224 | 1,873,596 | 1,875,829 | 1,862,478 | 1,859,289 | 1,820,044 | 100 | 99 | 99 | 98 | 98 | 96 |
| 警察費 | 3,456,610 | 3,417,910 | 3,428,812 | 3,393,702 | 3,407,340 | 3,361,971 | 100 | 99 | 99 | 98 | 99 | 97 |
| 教育費 | 18,608,320 | 18,192,738 | 18,078,717 | 18,001,012 | 17,654,384 | 17,201,373 | 100 | 98 | 97 | 97 | 95 | 92 |
| その他 | 11,800,685 | 12,892,632 | 13,255,120 | 13,657,377 | 13,743,885 | 13,833,220 | 100 | 109 | 112 | 116 | 116 | 117 |
| **歳出合計** | **100,197,545** | **101,629,110** | **97,616,360** | **97,431,688** | **94,839,418** | **92,581,841** | **100** | **101** | **97** | **97** | **95** | **92** |

（単位 %）

| 区分 | 決算額構成比 | | | | | | 増減率 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 議会費 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | △ 0.4 | △ 3.5 | △ 0.9 | △ 0.4 | △ 1.9 | △ 3.8 |
| 総務費 | 8.6 | 9.0 | 9.4 | 9.2 | 9.0 | 9.8 | △ 0.4 | 6.0 | △ 0.2 | △ 2.4 | △ 4.3 | 5.6 |
| 民生費 | 13.4 | 14.8 | 13.7 | 14.4 | 15.1 | 15.7 | 5.7 | 12.0 | △ 11.1 | 4.9 | 1.8 | 1.7 |
| 衛生費 | 6.6 | 6.5 | 6.7 | 6.9 | 6.8 | 6.4 | △ 1.0 | △ 1.1 | △ 1.0 | 2.4 | △ 3.3 | △ 8.7 |
| 労働費 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.8 | 0.5 | 0.4 | △ 5.6 | 43.2 | △ 27.4 | 67.8 | △ 38.9 | △ 23.3 |
| 農林水産業費 | 6.4 | 6.1 | 6.0 | 5.7 | 5.4 | 5.1 | △ 1.4 | △ 2.7 | △ 5.5 | △ 5.7 | △ 6.9 | △ 8.9 |
| 商工費 | 6.2 | 5.9 | 5.6 | 5.5 | 5.3 | 5.2 | 16.5 | △ 4.1 | △ 9.6 | △ 1.1 | △ 7.2 | △ 2.9 |
| 土木費 | 21.9 | 20.6 | 20.0 | 19.1 | 18.6 | 17.8 | 3.0 | △ 4.5 | △ 6.8 | △ 5.1 | △ 4.8 | △ 7.0 |
| 消防費 | 1.9 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 1.2 | △ 1.5 | 0.1 | △ 0.7 | △ 0.2 | △ 2.1 |
| 警察費 | 3.4 | 3.4 | 3.5 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 1.0 | △ 1.1 | 0.3 | △ 1.0 | 0.4 | △ 1.3 |
| 教育費 | 18.6 | 17.9 | 18.5 | 18.5 | 18.6 | 18.6 | △ 1.0 | △ 2.2 | △ 0.6 | △ 0.4 | △ 1.9 | △ 2.6 |
| その他 | 11.9 | 12.8 | 13.6 | 13.9 | 14.5 | 14.8 | 5.6 | 9.3 | 2.8 | 3.0 | 0.6 | 0.6 |
| **歳出合計** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **2.6** | **1.4** | **△ 3.9** | **△ 0.2** | **△ 2.7** | **△ 2.4** |

# 第35表　民　生　費　の　状　況

## その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社会福祉費 | 893,676 | 22.5 | 3,252,676 | 27.3 | 3,778,564 | 26.0 | 3,732,739 | 26.1 | 45,825 | 1.2 | △ 1.7 |
| 老人福祉費 | 1,760,855 | 44.4 | 2,549,765 | 21.4 | 3,779,856 | 26.0 | 3,793,219 | 26.5 | △ 13,363 | △ 0.4 | 2.9 |
| 児童福祉費 | 958,032 | 24.2 | 3,828,728 | 32.1 | 4,369,930 | 30.1 | 4,337,136 | 30.3 | 32,794 | 0.8 | 1.9 |
| 生活保護費 | 349,688 | 8.8 | 2,295,663 | 19.2 | 2,604,322 | 17.9 | 2,435,162 | 17.0 | 169,160 | 6.9 | 5.5 |
| 災害救助費 | 4,418 | 0.1 | 3,724 | 0.0 | 7,520 | 0.1 | 4,954 | 0.0 | 2,566 | 51.8 | △ 23.8 |
| **合計** | **3,966,668** | **100.0** | **11,930,556** | **100.0** | **14,540,192** | **100.0** | **14,303,211** | **100.0** | **236,981** | **1.7** | **1.8** |

## その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 270,558 | 6.8 | 1,744,925 | 14.6 | 2,015,484 | 13.9 | 2,076,502 | 14.5 | △ 61,018 | △ 2.9 | △ 3.1 |
| 物件費 | 108,448 | 2.7 | 718,248 | 6.0 | 826,697 | 5.7 | 874,484 | 6.1 | △ 47,787 | △ 5.5 | 3.0 |
| 扶助費 | 773,327 | 19.5 | 5,731,147 | 48.0 | 6,504,474 | 44.7 | 6,229,411 | 43.6 | 275,063 | 4.4 | 4.2 |
| 補助費等 | 2,402,973 | 60.6 | 523,147 | 4.4 | 1,608,402 | 11.1 | 1,573,116 | 11.0 | 35,286 | 2.2 | △ 1.9 |
| 普通建設事業費 | 307,930 | 7.8 | 451,853 | 3.8 | 721,773 | 5.0 | 823,789 | 5.8 | △ 102,016 | △ 12.4 | △ 7.2 |
| 補助事業費 | 241,607 | 6.1 | 160,902 | 1.3 | 374,202 | 2.6 | 422,554 | 3.0 | △ 48,352 | △ 11.4 | △ 1.3 |
| 単独事業費 | 66,323 | 1.7 | 290,886 | 2.4 | 347,570 | 2.4 | 401,235 | 2.8 | △ 53,665 | △ 13.4 | △ 12.6 |
| 県営事業負担金 | － | － | 66 | 0.0 | － | － | － | － | － | － | － |
| 貸付金 | 54,736 | 1.4 | 40,181 | 0.3 | 93,613 | 0.6 | 124,500 | 0.9 | △ 30,887 | △ 24.8 | 5.3 |
| 繰出金 | 2,615 | 0.1 | 2,689,898 | 22.5 | 2,692,513 | 18.5 | 2,486,014 | 17.4 | 206,499 | 8.3 | 5.3 |
| その他 | 46,081 | 1.1 | 31,157 | 0.4 | 77,236 | 0.5 | 115,395 | 0.7 | △ 38,159 | △ 33.1 | 0.7 |
| **合計** | **3,966,668** | **100.0** | **11,930,556** | **100.0** | **14,540,192** | **100.0** | **14,303,211** | **100.0** | **236,981** | **1.7** | **1.8** |

## その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 694,709 | 17.5 | 3,461,133 | 29.0 | 4,155,842 | 28.6 | 3,871,212 | 27.1 | 284,630 | 7.4 | △ 1.2 |
| 都道府県支出金 | － | － | 964,450 | 8.1 | － | － | － | － | － | － | － |
| 使用料、手数料 | 68,537 | 1.7 | 256,508 | 2.2 | 325,045 | 2.2 | 306,071 | 2.1 | 18,974 | 6.2 | 0.1 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 48,095 | 1.2 | 310,024 | 2.6 | 299,169 | 2.1 | 339,342 | 2.4 | △ 40,173 | △ 11.8 | △ 1.7 |
| 地方債 | 48,245 | 1.2 | 114,604 | 1.0 | 159,489 | 1.1 | 337,352 | 2.4 | △ 177,863 | △ 52.7 | 66.5 |
| その他特定財源 | 157,590 | 4.0 | 207,387 | 1.6 | 361,494 | 2.5 | 391,493 | 2.7 | △ 29,999 | △ 7.7 | △ 1.4 |
| 一般財源等 | 2,949,492 | 74.4 | 6,616,450 | 55.5 | 9,239,153 | 63.5 | 9,057,741 | 63.3 | 181,412 | 2.0 | 2.0 |
| **合計** | **3,966,668** | **100.0** | **11,930,556** | **100.0** | **14,540,192** | **100.0** | **14,303,211** | **100.0** | **236,981** | **1.7** | **1.8** |

## 第36表 社 会 福 祉 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 112,793 | 12.6 | 373,477 | 11.5 | 486,270 | 12.9 | 502,731 | 13.5 | △ 16,461 | △ 3.3 | △ 6.6 |
| 物件費 | 47,642 | 5.3 | 170,899 | 5.3 | 218,540 | 5.8 | 280,035 | 7.5 | △ 61,495 | △ 22.0 | △ 0.6 |
| 扶助費 | 125,772 | 14.1 | 1,184,389 | 36.4 | 1,310,161 | 34.7 | 1,235,473 | 33.1 | 74,688 | 6.0 | 3.3 |
| 補助費等 | 483,289 | 54.1 | 237,741 | 7.3 | 361,663 | 9.6 | 388,355 | 10.4 | △ 26,692 | △ 6.9 | △ 16.9 |
| 普通建設事業費 | 74,055 | 8.3 | 111,940 | 3.4 | 178,128 | 4.7 | 214,605 | 5.7 | △ 36,477 | △ 17.0 | △ 11.5 |
| うち 補助事業費 | 36,729 | 4.1 | 22,931 | 0.7 | 56,736 | 1.5 | 68,494 | 1.8 | △ 11,758 | △ 17.2 | 1.0 |
| うち 単独事業費 | 37,326 | 4.2 | 88,948 | 2.7 | 121,392 | 3.2 | 146,110 | 3.9 | △ 24,718 | △ 16.9 | △ 16.3 |
| うち 県営事業負担金 | − | − | 61 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 貸付金 | 32,560 | 3.6 | 16,702 | 0.5 | 48,709 | 1.3 | 54,628 | 1.5 | △ 5,919 | △ 10.8 | △ 15.6 |
| 繰出金 | 179 | 0.0 | 1,142,647 | 35.1 | 1,142,826 | 30.2 | 1,027,757 | 27.5 | 115,069 | 11.2 | 4.7 |
| その他 | 17,386 | 2.0 | 14,881 | 0.5 | 32,267 | 0.8 | 29,155 | 0.8 | 3,112 | 10.7 | 20.1 |
| **合計** | **893,676** | **100.0** | **3,252,676** | **100.0** | **3,778,564** | **100.0** | **3,732,739** | **100.0** | **45,825** | **1.2** | △ **1.7** |

## 第37表 老 人 福 祉 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 26,792 | 1.5 | 130,292 | 5.1 | 157,084 | 4.2 | 165,279 | 4.4 | △ 8,195 | △ 5.0 | △ 4.6 |
| 物件費 | 24,351 | 1.4 | 229,762 | 9.0 | 254,113 | 6.7 | 258,727 | 6.8 | △ 4,614 | △ 1.8 | 3.9 |
| 扶助費 | 35,959 | 2.0 | 301,352 | 11.8 | 337,311 | 8.9 | 353,657 | 9.3 | △ 16,346 | △ 4.6 | △ 5.1 |
| 補助費等 | 1,460,616 | 82.9 | 136,747 | 5.4 | 1,086,152 | 28.7 | 1,023,361 | 27.0 | 62,791 | 6.1 | 5.6 |
| 普通建設事業費 | 178,099 | 10.1 | 185,704 | 7.3 | 344,500 | 9.1 | 414,066 | 10.9 | △ 69,566 | △ 16.8 | △ 5.5 |
| うち 補助事業費 | 158,226 | 9.0 | 79,504 | 3.1 | 221,179 | 5.9 | 263,796 | 7.0 | △ 42,617 | △ 16.2 | △ 0.2 |
| うち 単独事業費 | 19,873 | 1.1 | 106,199 | 4.2 | 123,322 | 3.3 | 150,270 | 4.0 | △ 26,948 | △ 17.9 | △ 13.6 |
| うち 県営事業負担金 | − | − | 0 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 貸付金 | 6,736 | 0.4 | 12,168 | 0.5 | 18,654 | 0.5 | 45,813 | 1.2 | △ 27,159 | △ 59.3 | 59.8 |
| 繰出金 | 2,436 | 0.1 | 1,547,251 | 60.7 | 1,549,687 | 41.0 | 1,458,256 | 38.4 | 91,431 | 6.3 | 5.7 |
| その他 | 25,866 | 1.6 | 6,489 | 0.2 | 32,355 | 0.9 | 74,060 | 2.0 | △ 41,705 | △ 56.3 | △ 4.1 |
| **合計** | **1,760,855** | **100.0** | **2,549,765** | **100.0** | **3,779,856** | **100.0** | **3,793,219** | **100.0** | △ **13,363** | △ **0.4** | **2.9** |

## 第38表 児 童 福 祉 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 104,953 | 11.0 | 1,125,383 | 29.4 | 1,230,337 | 28.2 | 1,267,007 | 29.2 | △ 36,670 | △ 2.9 | △ 1.7 |
| 物件費 | 31,800 | 3.3 | 301,758 | 7.9 | 333,558 | 7.6 | 315,727 | 7.3 | 17,831 | 5.6 | 5.9 |
| 扶助費 | 334,524 | 34.9 | 2,086,160 | 54.5 | 2,420,685 | 55.4 | 2,375,343 | 54.8 | 45,342 | 1.9 | 4.0 |
| 普通建設事業費 | 54,961 | 5.7 | 151,646 | 4.0 | 195,766 | 4.5 | 190,878 | 4.4 | 4,888 | 2.6 | △ 5.3 |
| うち 補助事業費 | 45,986 | 4.8 | 57,561 | 1.5 | 94,716 | 2.2 | 87,520 | 2.0 | 7,196 | 8.2 | △ 5.6 |
| うち 単独事業費 | 8,975 | 0.9 | 94,080 | 2.5 | 101,050 | 2.3 | 103,359 | 2.4 | △ 2,309 | △ 2.2 | △ 5.1 |
| うち 県営事業負担金 | − | − | 5 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 貸付金 | 15,000 | 1.6 | 10,191 | 0.3 | 25,131 | 0.6 | 23,720 | 0.5 | 1,411 | 5.9 | 3.2 |
| その他 | 416,794 | 43.5 | 153,590 | 3.9 | 164,453 | 3.7 | 164,461 | 3.8 | △ 8 | △ 0.0 | 2.8 |
| **合計** | **958,032** | **100.0** | **3,828,728** | **100.0** | **4,369,930** | **100.0** | **4,337,136** | **100.0** | **32,794** | **0.8** | **1.9** |

## 第39表 生 活 保 護 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 25,992 | 7.4 | 115,182 | 5.0 | 141,174 | 5.4 | 140,954 | 5.8 | 220 | 0.2 | △ 0.5 |
| 扶助費 | 276,430 | 79.1 | 2,158,155 | 94.0 | 2,434,584 | 93.5 | 2,264,330 | 93.0 | 170,254 | 7.5 | 6.6 |
| その他 | 47,266 | 13.5 | 22,326 | 1.0 | 28,564 | 1.1 | 29,878 | 1.2 | △ 1,314 | △ 4.4 | △ 29.5 |
| **合計** | **349,688** | **100.0** | **2,295,663** | **100.0** | **2,604,322** | **100.0** | **2,435,162** | **100.0** | **169,160** | **6.9** | **5.5** |

## 第40表 被 保 護 者 数 の 推 移

（1か月平均　単位　千人）

| 区分 | 被保護者実人員 実数 | 被保護者実人員 指数 | 被保護者実人員 保護率(対人口千人) | 生活扶助 人員 | 生活扶助 指数 | 住宅扶助 人員 | 住宅扶助 指数 | 教育扶助 人員 | 教育扶助 指数 | 介護扶助 人員 | 介護扶助 指数 | 医療扶助 人員 | 医療扶助 指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和36年度 | 1,643 | 100 | 17.4 | 1,471 | 100 | 677 | 100 | 513 | 100 | − | − | 477 | 100 |
| 平成9年度 | 906 | 55 | 7.2 | 784 | 53 | 669 | 99 | 84 | 16 | − | − | 716 | 150 |
| 10 | 947 | 58 | 7.5 | 822 | 56 | 707 | 104 | 87 | 17 | − | − | 753 | 158 |
| 11 | 1,004 | 61 | 7.9 | 877 | 60 | 763 | 113 | 91 | 18 | − | − | 804 | 169 |
| 12 | 1,072 | 65 | 8.4 | 943 | 64 | 824 | 122 | 97 | 19 | 67 | 100 | 864 | 181 |
| 13 | 1,148 | 70 | 9.0 | 1,015 | 69 | 891 | 132 | 105 | 20 | 84 | 125 | 929 | 195 |
| 14 | 1,243 | 76 | 9.8 | 1,105 | 75 | 975 | 144 | 114 | 22 | 106 | 158 | 1,003 | 210 |
| 15 | 1,344 | 82 | 10.5 | 1,202 | 82 | 1,069 | 158 | 124 | 24 | 127 | 190 | 1,083 | 227 |

（注）　1　厚生労働省調べによる。
　　2　昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
　　3　介護扶助については、平成12年度を100として指数を算出している。

## 第41表 災 害 救 助 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 物件費 | 642 | 14.5 | 810 | 21.7 | 1,452 | 19.3 | 825 | 16.7 | 627 | 76.0 | △ 22.5 |
| 扶助費 | 641 | 14.5 | 1,091 | 29.3 | 1,732 | 23.0 | 609 | 12.3 | 1,123 | 184.4 | △ 17.5 |
| 補助費等 | 281 | 6.4 | 187 | 5.0 | 286 | 3.8 | 1,351 | 27.3 | △ 1,065 | △ 78.8 | △ 8.7 |
| 普通建設事業費 | 44 | 1.0 | 69 | 1.8 | 113 | 1.5 | 40 | 0.8 | 73 | 182.5 | 110.5 |
| 補助事業費 | − | − | 27 | 0.7 | 27 | 0.4 | − | − | 27 | 皆増 | − |
| 単独事業費 | 44 | 1.0 | 42 | 1.1 | 86 | 1.1 | 40 | 0.8 | 46 | 115.0 | 110.5 |
| 積立金 | 2,340 | 53.0 | 22 | 0.6 | 2,362 | 31.4 | 1,433 | 28.9 | 929 | 64.8 | 44.5 |
| 貸付金 | 441 | 10.0 | 955 | 25.7 | 955 | 12.7 | 163 | 3.3 | 792 | 485.9 | △ 90.0 |
| その他 | 29 | 0.6 | 590 | 15.9 | 620 | 8.3 | 533 | 10.7 | 87 | 16.3 | △ 7.8 |
| **合計** | **4,418** | **100.0** | **3,724** | **100.0** | **7,520** | **100.0** | **4,954** | **100.0** | **2,566** | **51.8** | **△ 23.8** |

# 第42表　衛　生　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公衆衛生費 | 1,345,180 | 86.8 | 2,040,819 | 45.3 | 3,260,796 | 55.3 | 3,316,792 | 51.4 | △ 55,996 | △ 1.7 | △ 0.9 |
| 結核対策費 | 8,783 | 0.6 | 24,444 | 0.5 | 32,998 | 0.6 | 36,359 | 0.6 | △ 3,361 | △ 9.2 | △ 4.5 |
| 保健所費 | 144,645 | 9.3 | 111,856 | 2.5 | 254,680 | 4.3 | 265,373 | 4.1 | △ 10,693 | △ 4.0 | △ 1.4 |
| 清掃費 | 51,995 | 3.4 | 2,329,583 | 51.7 | 2,347,867 | 39.8 | 2,836,418 | 43.9 | △ 488,551 | △ 17.2 | △ 6.2 |
| **合計** | **1,550,603** | **100.0** | **4,506,702** | **100.0** | **5,896,341** | **100.0** | **6,454,941** | **100.0** | **△ 558,600** | **△ 8.7** | **△ 3.3** |

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 310,472 | 20.0 | 1,073,580 | 23.8 | 1,384,052 | 23.5 | 1,439,217 | 22.3 | △ 55,165 | △ 3.8 | △ 2.6 |
| 物件費 | 120,852 | 7.8 | 1,588,431 | 35.2 | 1,709,283 | 29.0 | 1,668,134 | 25.8 | 41,149 | 2.5 | 2.4 |
| 扶助費 | 256,320 | 16.5 | 166,074 | 3.7 | 422,394 | 7.2 | 411,300 | 6.4 | 11,094 | 2.7 | 2.3 |
| 補助費等 | 531,789 | 34.3 | 611,135 | 13.6 | 1,021,601 | 17.3 | 1,018,262 | 15.8 | 3,339 | 0.3 | 1.7 |
| 普通建設事業費 | 144,810 | 9.3 | 686,352 | 15.2 | 792,307 | 13.4 | 1,325,448 | 20.5 | △ 533,141 | △ 40.2 | △ 14.2 |
| 補助事業費 | 66,410 | 4.3 | 291,001 | 6.5 | 350,257 | 5.9 | 749,927 | 11.6 | △ 399,670 | △ 53.3 | △ 17.7 |
| 単独事業費 | 78,401 | 5.1 | 395,213 | 8.8 | 442,050 | 7.5 | 575,521 | 8.9 | △ 133,471 | △ 23.2 | △ 9.2 |
| 県営事業負担金 | － | － | 138 | 0.0 | － | － | － | － | － | － | － |
| 繰出金 | 24,914 | 1.6 | 106,978 | 2.4 | 131,892 | 2.2 | 138,896 | 2.2 | △ 7,004 | △ 5.0 | △ 2.7 |
| その他 | 161,446 | 10.5 | 274,152 | 6.1 | 434,812 | 7.4 | 453,684 | 7.0 | △ 18,872 | △ 4.2 | △ 4.7 |
| **合計** | **1,550,603** | **100.0** | **4,506,702** | **100.0** | **5,896,341** | **100.0** | **6,454,941** | **100.0** | **△ 558,600** | **△ 8.7** | **△ 3.3** |

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 251,868 | 16.2 | 201,411 | 4.5 | 453,279 | 7.7 | 481,107 | 7.5 | △ 27,828 | △ 5.8 | △ 23.1 |
| 都道府県支出金 | － | － | 106,189 | 2.4 | － | － | － | － | － | － | － |
| 使用料、手数料 | 37,544 | 2.4 | 323,905 | 7.2 | 361,449 | 6.1 | 351,642 | 5.4 | 9,807 | 2.8 | 2.6 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 4,065 | 0.3 | 62,112 | 1.4 | 24,467 | 0.4 | 27,078 | 0.4 | △ 2,611 | △ 9.6 | △ 6.4 |
| 地方債 | 53,473 | 3.4 | 326,107 | 7.2 | 372,878 | 6.3 | 801,514 | 12.4 | △ 428,636 | △ 53.5 | △ 5.2 |
| その他特定財源 | 130,219 | 8.5 | 194,335 | 4.2 | 322,981 | 5.5 | 363,633 | 5.7 | △ 40,652 | △ 11.2 | 5.9 |
| 一般財源等 | 1,073,434 | 69.2 | 3,292,643 | 73.1 | 4,361,287 | 74.0 | 4,429,967 | 68.6 | △ 68,680 | △ 1.6 | △ 1.3 |
| **合計** | **1,550,603** | **100.0** | **4,506,702** | **100.0** | **5,896,341** | **100.0** | **6,454,941** | **100.0** | **△ 558,600** | **△ 8.7** | **△ 3.3** |

## 第43表 公衆衛生費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 170,092 | 12.6 | 353,880 | 17.3 | 523,973 | 16.1 | 539,429 | 16.3 | △ 15,456 | △ 2.9 | △ 1.9 |
| 物件費 | 102,509 | 7.6 | 576,585 | 28.3 | 679,093 | 20.8 | 663,877 | 20.0 | 15,216 | 2.3 | 3.3 |
| 扶助費 | 251,865 | 18.7 | 160,831 | 7.9 | 412,696 | 12.7 | 400,961 | 12.1 | 11,735 | 2.9 | 2.5 |
| 補助費等 | 526,200 | 39.1 | 533,160 | 26.1 | 961,916 | 29.5 | 957,589 | 28.9 | 4,327 | 0.5 | 1.6 |
| 普通建設事業費 | 114,042 | 8.5 | 159,042 | 7.8 | 246,049 | 7.5 | 290,908 | 8.8 | △ 44,859 | △ 15.4 | △ 10.9 |
| 補助事業費 | 54,740 | 4.1 | 26,366 | 1.3 | 73,997 | 2.3 | 89,765 | 2.7 | △ 15,768 | △ 17.6 | △ 7.2 |
| 単独事業費 | 59,303 | 4.4 | 132,537 | 6.5 | 172,051 | 5.3 | 201,143 | 6.1 | △ 29,092 | △ 14.5 | △ 12.4 |
| 県営事業負担金 | − | − | 138 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 貸付金 | 94,074 | 7.0 | 30,816 | 1.5 | 124,166 | 3.8 | 134,838 | 4.1 | △ 10,672 | △ 7.9 | △ 17.0 |
| 繰出金 | 24,914 | 1.9 | 106,978 | 5.2 | 131,892 | 4.0 | 138,896 | 4.2 | △ 7,004 | △ 5.0 | △ 2.7 |
| その他 | 61,484 | 4.6 | 119,527 | 5.9 | 181,011 | 5.6 | 190,294 | 5.6 | △ 9,283 | △ 4.9 | 1.2 |
| **合計** | **1,345,180** | **100.0** | **2,040,819** | **100.0** | **3,260,796** | **100.0** | **3,316,792** | **100.0** | **△ 55,996** | **△ 1.7** | **△ 0.9** |

## 第44表 結核対策費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,112 | 24.0 | 5,729 | 23.4 | 7,841 | 23.8 | 8,235 | 22.6 | △ 394 | △ 4.8 | △ 2.4 |
| 物件費 | 832 | 9.5 | 11,802 | 48.3 | 12,634 | 38.3 | 14,742 | 40.5 | △ 2,108 | △ 14.3 | △ 3.3 |
| 扶助費 | 4,455 | 50.7 | 5,243 | 21.5 | 9,698 | 29.4 | 10,340 | 28.4 | △ 642 | △ 6.2 | △ 7.3 |
| 補助費等 | 1,166 | 13.3 | 1,620 | 6.6 | 2,585 | 7.8 | 2,739 | 7.5 | △ 154 | △ 5.6 | 1.2 |
| その他 | 218 | 2.5 | 50 | 0.2 | 240 | 0.7 | 303 | 1.0 | △ 63 | △ 20.8 | △ 44.3 |
| **合計** | **8,783** | **100.0** | **24,444** | **100.0** | **32,998** | **100.0** | **36,359** | **100.0** | **△ 3,361** | **△ 9.2** | **△ 4.5** |

## 第45表 保健所費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 131,367 | 90.8 | 93,190 | 83.3 | 224,557 | 88.2 | 232,407 | 87.6 | △ 7,850 | △ 3.4 | △ 2.0 |
| 物件費 | 7,665 | 5.3 | 9,917 | 8.9 | 17,582 | 6.9 | 17,921 | 6.8 | △ 339 | △ 1.9 | △ 5.2 |
| 普通建設事業費 | 3,449 | 2.4 | 6,676 | 6.0 | 10,037 | 3.9 | 11,786 | 4.4 | △ 1,749 | △ 14.8 | 10.3 |
| その他 | 2,164 | 1.5 | 2,073 | 1.8 | 2,504 | 1.0 | 3,259 | 1.2 | △ 755 | △ 23.2 | 34.4 |
| **合計** | **144,645** | **100.0** | **111,856** | **100.0** | **254,680** | **100.0** | **265,373** | **100.0** | **△ 10,693** | **△ 4.0** | **△ 1.4** |

# 第46表 清　掃　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 6,900 | 13.3 | 620,781 | 26.6 | 627,681 | 26.7 | 659,145 | 23.2 | △ 31,464 | △ 4.8 | △ 3.5 |
| 物件費 | 9,845 | 18.9 | 990,127 | 42.5 | 999,973 | 42.6 | 971,594 | 34.3 | 28,379 | 2.9 | 1.9 |
| 補助費等 | 2,829 | 5.4 | 74,617 | 3.2 | 55,438 | 2.4 | 56,270 | 2.0 | △ 832 | △ 1.5 | 3.1 |
| 普通建設事業費 | 27,104 | 52.1 | 520,585 | 22.3 | 535,986 | 22.8 | 1,022,459 | 36.0 | △ 486,473 | △ 47.6 | △ 15.3 |
| うち 補助事業費 | 9,947 | 19.1 | 263,087 | 11.3 | 273,034 | 11.6 | 656,017 | 23.1 | △ 382,983 | △ 58.4 | △ 19.3 |
| うち 単独事業費 | 17,157 | 33.0 | 257,498 | 11.1 | 262,952 | 11.2 | 366,441 | 12.9 | △ 103,489 | △ 28.2 | △ 7.3 |
| その他 | 5,317 | 10.3 | 123,473 | 5.4 | 128,789 | 5.5 | 126,950 | 4.5 | 1,839 | 1.4 | 1.6 |
| **合計** | **51,995** | **100.0** | **2,329,583** | **100.0** | **2,347,867** | **100.0** | **2,836,418** | **100.0** | **△ 488,551** | **△ 17.2** | **△ 6.2** |

# 第47表 労　働　費　の　状　況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 失業対策費 | 37,120 | 14.5 | 15,895 | 8.8 | 30,907 | 8.3 | 54,724 | 11.2 | △ 23,817 | △ 43.5 | △ 67.4 |
| その他 | 219,127 | 85.5 | 165,707 | 91.2 | 342,863 | 91.7 | 432,749 | 88.8 | △ 89,886 | △ 20.8 | △ 31.4 |
| **合計** | **256,247** | **100.0** | **181,602** | **100.0** | **373,770** | **100.0** | **487,473** | **100.0** | **△ 113,703** | **△ 23.3** | **△ 38.9** |

その2　性質別内訳

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 75,084 | 29.3 | 12,873 | 7.1 | 87,957 | 23.5 | 91,941 | 18.9 | △ 3,984 | △ 4.3 | △ 4.7 |
| 物件費 | 43,059 | 16.8 | 41,830 | 23.0 | 84,889 | 22.7 | 82,581 | 16.9 | 2,308 | 2.8 | 12.0 |
| 補助費等 | 84,526 | 33.0 | 29,931 | 16.5 | 51,551 | 13.8 | 66,181 | 13.6 | △ 14,630 | △ 22.1 | △ 11.1 |
| 普通建設事業費 | 12,143 | 4.7 | 7,601 | 4.2 | 18,570 | 5.0 | 27,467 | 5.6 | △ 8,897 | △ 32.4 | 38.4 |
| 失業対策事業費 | 2,218 | 0.9 | 15,300 | 8.4 | 17,519 | 4.7 | 18,284 | 3.8 | △ 765 | △ 4.2 | △ 52.4 |
| 補助事業費 | 1,969 | 0.8 | 13,429 | 7.4 | 15,399 | 4.1 | 15,561 | 3.2 | △ 162 | △ 1.0 | △ 54.6 |
| 単独事業費 | 249 | 0.1 | 1,871 | 1.0 | 2,120 | 0.6 | 2,722 | 0.6 | △ 602 | △ 22.1 | △ 33.5 |
| 積立金 | 3,133 | 1.2 | 519 | 0.3 | 3,652 | 1.0 | 82,490 | 16.9 | △ 78,838 | △ 95.6 | △ 77.2 |
| 貸付金 | 34,811 | 13.6 | 72,710 | 40.0 | 107,521 | 28.8 | 115,753 | 23.7 | △ 8,232 | △ 7.1 | △ 11.9 |
| その他 | 1,273 | 0.5 | 838 | 0.5 | 2,111 | 0.5 | 2,776 | 0.6 | △ 665 | △ 24.0 | 0.4 |
| **合計** | **256,247** | **100.0** | **181,602** | **100.0** | **373,770** | **100.0** | **487,473** | **100.0** | **△ 113,703** | **△ 23.3** | **△ 38.9** |

## 第47表 労　働　費　の　状　況（つづき）

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 30,106 | 11.7 | 7,764 | 4.3 | 37,871 | 10.1 | 132,329 | 27.1 | △ 94,458 | △ 71.4 | △ 69.0 |
| 都道府県支出金 | － | － | 15,968 | 8.8 | － | － | － | － | － | － | － |
| その他特定財源 | 124,623 | 48.7 | 83,922 | 46.2 | 206,957 | 55.4 | 211,525 | 43.4 | △ 4,568 | △ 2.2 | 9.5 |
| 一般財源等 | 101,518 | 39.6 | 73,948 | 40.7 | 128,942 | 34.5 | 143,619 | 29.5 | △ 14,677 | △ 10.2 | △ 19.1 |
| **合計** | **256,247** | **100.0** | **181,602** | **100.0** | **373,770** | **100.0** | **487,473** | **100.0** | **△ 113,703** | **△ 23.3** | **△ 38.9** |

## 第48表 失　業　対　策　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,573 | 6.9 | 191 | 1.2 | 2,763 | 8.9 | 3,047 | 5.6 | △ 284 | △ 9.3 | 51.0 |
| 失業対策事業費 | 2,218 | 6.0 | 15,300 | 96.3 | 17,519 | 56.7 | 18,284 | 33.4 | △ 765 | △ 4.2 | △ 52.4 |
| 補助事業費 | 1,969 | 5.3 | 13,429 | 84.5 | 15,399 | 49.8 | 15,561 | 28.4 | △ 162 | △ 1.0 | △ 54.6 |
| 単独事業費 | 249 | 0.7 | 1,871 | 11.8 | 2,120 | 6.9 | 2,722 | 5.0 | △ 602 | △ 22.1 | △ 33.5 |
| その他 | 32,329 | 87.1 | 404 | 2.5 | 10,625 | 34.4 | 33,393 | 61.0 | △ 22,768 | △ 68.2 | △ 73.7 |
| **合計** | **37,120** | **100.0** | **15,895** | **100.0** | **30,907** | **100.0** | **54,724** | **100.0** | **△ 23,817** | **△ 43.5** | **△ 67.4** |

## 第49表 農　林　水　産　業　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業費 | 709,616 | 19.8 | 639,695 | 35.2 | 1,176,680 | 25.1 | 1,279,404 | 24.8 | △ 102,724 | △ 8.0 | △ 3.8 |
| 畜産業費 | 138,656 | 3.9 | 72,887 | 4.0 | 188,762 | 4.0 | 197,515 | 3.8 | △ 8,753 | △ 4.4 | △ 10.0 |
| 農地費 | 1,540,679 | 43.0 | 667,495 | 36.7 | 1,889,648 | 40.3 | 2,086,485 | 40.5 | △ 196,837 | △ 9.4 | △ 7.9 |
| 林業費 | 758,264 | 21.2 | 251,024 | 13.8 | 903,473 | 19.2 | 1,010,213 | 19.6 | △ 106,740 | △ 10.6 | △ 8.4 |
| 水産業費 | 434,633 | 12.1 | 186,525 | 10.3 | 535,376 | 11.4 | 581,604 | 11.3 | △ 46,228 | △ 7.9 | △ 5.7 |
| **合計** | **3,581,848** | **100.0** | **1,817,627** | **100.0** | **4,693,939** | **100.0** | **5,155,220** | **100.0** | **△ 461,281** | **△ 8.9** | **△ 6.9** |

# 第49表 農林水産業費の状況（つづき）

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 476,572 | 13.3 | 312,320 | 17.2 | 788,892 | 16.8 | 817,799 | 15.9 | △ 28,907 | △ 3.5 | △ 2.7 |
| 物件費 | 108,139 | 3.0 | 125,352 | 6.9 | 233,491 | 5.0 | 238,440 | 4.6 | △ 4,949 | △ 2.1 | △ 1.7 |
| 補助費等 | 312,227 | 8.7 | 269,156 | 14.8 | 431,201 | 9.2 | 454,032 | 8.8 | △ 22,831 | △ 5.0 | 0.1 |
| 普通建設事業費 | 2,417,074 | 67.5 | 928,025 | 51.1 | 2,789,976 | 59.4 | 3,174,183 | 61.6 | △ 384,207 | △ 12.1 | △ 9.8 |
| 補助事業費 | 1,830,467 | 51.1 | 412,039 | 22.7 | 1,924,735 | 41.0 | 2,227,440 | 43.2 | △ 302,705 | △ 13.6 | △ 10.8 |
| 単独事業費 | 332,389 | 9.3 | 356,072 | 19.6 | 585,435 | 12.5 | 675,151 | 13.1 | △ 89,716 | △ 13.3 | △ 13.5 |
| 国直轄事業負担金 | 254,218 | 7.1 | 25,588 | 1.4 | 279,807 | 6.0 | 271,593 | 5.3 | 8,214 | 3.0 | 11.8 |
| 県営事業負担金 | － | － | 134,326 | 7.4 | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 267,836 | 7.5 | 182,774 | 10.0 | 450,379 | 9.6 | 470,766 | 9.1 | △ 20,387 | △ 4.3 | △ 1.6 |
| **合計** | **3,581,848** | **100.0** | **1,817,627** | **100.0** | **4,693,939** | **100.0** | **5,155,220** | **100.0** | **△ 461,281** | **△ 8.9** | **△ 6.9** |

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 1,320,754 | 36.9 | 25,030 | 1.4 | 1,345,784 | 28.7 | 1,378,448 | 26.7 | △ 32,664 | △ 2.4 | △ 19.2 |
| 都道府県支出金 | － | － | 446,981 | 24.6 | － | － | － | － | － | － | － |
| 分担金、負担金、寄附金 | 233,414 | 6.5 | 33,387 | 1.8 | 119,502 | 2.5 | 118,545 | 2.3 | 957 | 0.8 | △ 4.6 |
| 地方債 | 577,779 | 16.1 | 235,516 | 13.0 | 808,783 | 17.2 | 1,126,784 | 21.9 | △ 318,001 | △ 28.2 | 2.7 |
| その他特定財源 | 399,683 | 11.2 | 145,010 | 7.9 | 533,725 | 11.4 | 583,204 | 11.3 | △ 49,479 | △ 8.5 | △ 0.4 |
| 一般財源等 | 1,050,218 | 29.3 | 931,703 | 51.3 | 1,886,145 | 40.2 | 1,948,239 | 37.8 | △ 62,094 | △ 3.2 | △ 3.7 |
| **合計** | **3,581,848** | **100.0** | **1,817,627** | **100.0** | **4,693,939** | **100.0** | **5,155,220** | **100.0** | **△ 461,281** | **△ 8.9** | **△ 6.9** |

# 第50表 農業費の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 248,424 | 35.0 | 235,694 | 36.8 | 484,117 | 41.1 | 503,585 | 39.4 | △ 19,468 | △ 3.9 | △ 2.8 |
| 物件費 | 45,012 | 6.3 | 57,101 | 8.9 | 102,113 | 8.7 | 105,249 | 8.2 | △ 3,136 | △ 3.0 | △ 5.2 |
| 補助費等 | 167,118 | 23.6 | 137,913 | 21.6 | 220,260 | 18.7 | 233,361 | 18.2 | △ 13,101 | △ 5.6 | 0.3 |
| 普通建設事業費 | 136,421 | 19.2 | 171,863 | 26.9 | 220,559 | 18.7 | 264,198 | 20.7 | △ 43,639 | △ 16.5 | △ 11.6 |
| うち 補助事業費 | 82,286 | 11.6 | 89,788 | 14.0 | 114,768 | 9.8 | 149,836 | 11.7 | △ 35,068 | △ 23.4 | △ 13.9 |
| うち 単独事業費 | 54,135 | 7.6 | 77,674 | 12.1 | 105,791 | 9.0 | 114,363 | 8.9 | △ 8,572 | △ 7.5 | △ 8.5 |
| うち 県営事業負担金 | － | － | 4,401 | 0.7 | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 112,641 | 15.9 | 37,124 | 5.8 | 149,631 | 12.8 | 173,011 | 13.5 | △ 23,380 | △ 13.5 | 1.9 |
| **合計** | **709,616** | **100.0** | **639,695** | **100.0** | **1,176,680** | **100.0** | **1,279,404** | **100.0** | **△ 102,724** | **△ 8.0** | **△ 3.8** |

## 第51表 畜 産 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 51,247 | 37.0 | 7,626 | 10.5 | 58,873 | 31.2 | 61,068 | 30.9 | △ 2,195 | △ 3.6 | △ 3.4 |
| 物件費 | 15,660 | 11.3 | 9,543 | 13.1 | 25,203 | 13.4 | 24,792 | 12.6 | 411 | 1.7 | △ 2.5 |
| 補助費等 | 12,287 | 8.9 | 11,810 | 16.2 | 20,580 | 10.9 | 27,020 | 13.7 | △ 6,440 | △ 23.8 | △ 9.9 |
| 普通建設事業費 | 51,307 | 37.0 | 38,740 | 53.2 | 70,784 | 37.5 | 70,116 | 35.5 | 668 | 1.0 | △ 16.7 |
| 補助事業費 | 29,194 | 21.1 | 21,075 | 28.9 | 37,482 | 19.9 | 38,334 | 19.4 | △ 852 | △ 2.2 | △ 14.2 |
| 単独事業費 | 20,556 | 14.8 | 14,379 | 19.7 | 30,538 | 16.2 | 27,463 | 13.9 | 3,075 | 11.2 | △ 24.6 |
| 国直轄事業負担金 | 1,557 | 1.1 | 1,206 | 1.7 | 2,764 | 1.5 | 4,319 | 2.2 | △ 1,555 | △ 36.0 | 40.2 |
| 県営事業負担金 | − | − | 2,078 | 2.9 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 8,155 | 5.8 | 5,168 | 7.0 | 13,322 | 7.0 | 14,519 | 7.3 | △ 1,197 | △ 8.2 | △ 12.1 |
| 合計 | **138,656** | **100.0** | **72,887** | **100.0** | **188,762** | **100.0** | **197,515** | **100.0** | △ **8,753** | △ **4.4** | △ **10.0** |

## 第52表 農 地 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 48,295 | 3.1 | 37,087 | 5.6 | 85,382 | 4.5 | 87,891 | 4.2 | △ 2,509 | △ 2.9 | △ 3.2 |
| 普通建設事業費 | 1,387,415 | 90.1 | 412,232 | 61.8 | 1,518,186 | 80.3 | 1,711,896 | 82.0 | △ 193,710 | △ 11.3 | △ 8.9 |
| 補助事業費 | 1,029,729 | 66.8 | 100,633 | 15.1 | 997,511 | 52.8 | 1,151,365 | 55.2 | △ 153,854 | △ 13.4 | △ 12.0 |
| 単独事業費 | 114,550 | 7.4 | 174,212 | 26.1 | 253,158 | 13.4 | 303,879 | 14.6 | △ 50,721 | △ 16.7 | △ 11.3 |
| 国直轄事業負担金 | 243,136 | 15.8 | 24,382 | 3.7 | 267,518 | 14.2 | 256,651 | 12.3 | 10,867 | 4.2 | 12.3 |
| 県営事業負担金 | − | − | 113,005 | 16.9 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 104,969 | 6.8 | 218,176 | 32.6 | 286,080 | 15.2 | 286,698 | 13.8 | △ 618 | △ 0.2 | △ 2.9 |
| 合計 | **1,540,679** | **100.0** | **667,495** | **100.0** | **1,889,648** | **100.0** | **2,086,485** | **100.0** | △ **196,837** | △ **9.4** | △ **7.9** |

## 第53表 林 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 75,999 | 10.0 | 19,820 | 7.9 | 95,819 | 10.6 | 98,372 | 9.7 | △ 2,553 | △ 2.6 | △ 3.3 |
| 普通建設事業費 | 529,012 | 69.8 | 169,616 | 67.6 | 615,084 | 68.1 | 721,231 | 71.4 | △ 106,147 | △ 14.7 | △ 12.5 |
| 補助事業費 | 419,114 | 55.3 | 93,856 | 37.4 | 455,440 | 50.4 | 529,170 | 52.4 | △ 73,730 | △ 13.9 | △ 9.7 |
| 単独事業費 | 104,654 | 13.8 | 70,082 | 27.9 | 154,400 | 17.1 | 186,728 | 18.5 | △ 32,328 | △ 17.3 | △ 19.6 |
| 国直轄事業負担金 | 5,244 | 0.7 | − | − | 5,244 | 0.6 | 5,334 | 0.5 | △ 90 | △ 1.7 | △ 13.5 |
| 県営事業負担金 | − | − | 5,679 | 2.3 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 153,253 | 20.2 | 61,588 | 24.5 | 192,570 | 21.3 | 190,610 | 18.9 | 1,960 | 1.0 | 7.7 |
| 合計 | **758,264** | **100.0** | **251,024** | **100.0** | **903,473** | **100.0** | **1,010,213** | **100.0** | △ **106,740** | △ **10.6** | △ **8.4** |

# 第54表　水　産　業　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 52,608 | 12.1 | 12,093 | 6.5 | 64,702 | 12.1 | 66,884 | 11.5 | △ 2,182 | △ 3.3 | 0.7 |
| 物件費 | 19,363 | 4.5 | 7,184 | 3.9 | 26,547 | 5.0 | 26,774 | 4.6 | △ 227 | △ 0.8 | △ 0.3 |
| 補助費等 | 15,113 | 3.5 | 10,210 | 5.5 | 22,682 | 4.2 | 23,765 | 4.1 | △ 1,083 | △ 4.6 | △ 4.5 |
| 普通建設事業費 | 312,919 | 72.0 | 135,574 | 72.7 | 365,364 | 68.2 | 406,742 | 69.9 | △ 41,378 | △ 10.2 | △ 6.2 |
| 補助事業費 | 270,144 | 62.2 | 106,687 | 57.2 | 319,535 | 59.7 | 358,735 | 61.7 | △ 39,200 | △ 10.9 | △ 6.6 |
| 単独事業費 | 38,494 | 8.9 | 19,724 | 10.6 | 41,548 | 7.8 | 42,718 | 7.3 | △ 1,170 | △ 2.7 | △ 4.3 |
| 国直轄事業負担金 | 4,281 | 1.0 | − | − | 4,281 | 0.8 | 5,288 | 0.9 | △ 1,007 | △ 19.0 | 0.7 |
| 県営事業負担金 | − | − | 9,164 | 4.9 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 34,630 | 7.9 | 21,464 | 11.4 | 56,081 | 10.5 | 57,439 | 9.9 | △ 1,358 | △ 2.4 | △ 11.5 |
| 合計 | **434,633** | **100.0** | **186,525** | **100.0** | **535,376** | **100.0** | **581,604** | **100.0** | **△ 46,228** | **△ 7.9** | **△ 5.7** |

# 第55表　商　工　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 112,878 | 3.5 | 128,183 | 7.5 | 241,062 | 5.0 | 248,135 | 5.0 | △ 7,073 | △ 2.9 | △ 4.6 |
| 物件費 | 67,431 | 2.1 | 132,059 | 7.7 | 199,490 | 4.1 | 202,831 | 4.1 | △ 3,341 | △ 1.6 | 0.5 |
| 補助費等 | 294,782 | 9.3 | 220,566 | 12.9 | 485,579 | 10.0 | 473,361 | 9.5 | 12,218 | 2.6 | 3.4 |
| 普通建設事業費 | 95,688 | 3.0 | 141,930 | 8.3 | 222,368 | 4.6 | 293,738 | 5.9 | △ 71,370 | △ 24.3 | 6.3 |
| 補助事業費 | 24,730 | 0.8 | 23,859 | 1.4 | 47,184 | 1.0 | 63,355 | 1.3 | △ 16,171 | △ 25.5 | 17.2 |
| 単独事業費 | 70,958 | 2.2 | 117,888 | 6.9 | 175,183 | 3.6 | 230,383 | 4.6 | △ 55,200 | △ 24.0 | 3.6 |
| 県営事業負担金 | − | − | 183 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 貸付金 | 2,563,576 | 80.6 | 1,012,697 | 59.3 | 3,573,323 | 73.8 | 3,642,264 | 73.1 | △ 68,941 | △ 1.9 | △ 9.9 |
| その他 | 47,756 | 1.5 | 71,570 | 4.3 | 119,326 | 2.5 | 122,890 | 2.4 | △ 3,564 | △ 2.9 | △ 6.8 |
| 合計 | **3,182,111** | **100.0** | **1,707,005** | **100.0** | **4,841,148** | **100.0** | **4,983,219** | **100.0** | **△ 142,071** | **△ 2.9** | **△ 7.2** |

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用料、手数料 | 16,239 | 0.5 | 36,535 | 2.1 | 52,774 | 1.1 | 54,320 | 1.1 | △ 1,546 | △ 2.8 | △ 3.8 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 1,139 | 0.0 | 1,747 | 0.1 | 382 | 0.0 | − | − | 382 | 皆増 | − |
| 地方債 | 42,402 | 1.3 | 46,246 | 2.7 | 85,712 | 1.8 | 133,240 | 2.7 | △ 47,528 | △ 35.7 | △ 17.0 |
| 諸収入 | 2,500,265 | 78.6 | 1,030,466 | 60.4 | 3,526,633 | 72.8 | 3,584,983 | 71.9 | △ 58,350 | △ 1.6 | △ 8.6 |
| その他特定財源 | 122,225 | 3.9 | 83,174 | 4.9 | 182,313 | 3.8 | 152,866 | 3.1 | 29,447 | 19.3 | △ 10.3 |
| 一般財源等 | 499,841 | 15.7 | 508,837 | 29.8 | 993,334 | 20.5 | 1,057,810 | 21.2 | △ 64,476 | △ 6.1 | △ 0.3 |
| 合計 | **3,182,111** | **100.0** | **1,707,005** | **100.0** | **4,841,148** | **100.0** | **4,983,219** | **100.0** | **△ 142,071** | **△ 2.9** | **△ 7.2** |

# 第56表　土　木　費　の　状　況

## その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土木管理費 | 505,938 | 6.1 | 531,204 | 6.3 | 1,024,608 | 6.2 | 959,535 | 5.4 | 65,073 | 6.8 | 2.6 |
| 道路橋りょう費 | 3,378,104 | 40.8 | 2,081,461 | 24.7 | 5,398,785 | 32.8 | 5,973,475 | 33.8 | △ 574,690 | △ 9.6 | △ 6.1 |
| 河川海岸費 | 1,642,258 | 19.8 | 251,707 | 3.0 | 1,866,712 | 11.4 | 2,155,756 | 12.2 | △ 289,044 | △ 13.4 | △ 9.9 |
| 港湾費 | 363,181 | 4.4 | 230,019 | 2.7 | 557,870 | 3.4 | 630,390 | 3.6 | △ 72,520 | △ 11.5 | △ 7.6 |
| 都市計画費 | 1,630,729 | 19.7 | 4,529,053 | 53.7 | 6,045,699 | 36.8 | 6,283,675 | 35.6 | △ 237,976 | △ 3.8 | △ 1.8 |
| 住宅費 | 658,751 | 7.9 | 791,802 | 9.4 | 1,417,133 | 8.6 | 1,528,170 | 8.6 | △ 111,037 | △ 7.3 | △ 9.2 |
| 空港費 | 110,294 | 1.3 | 22,948 | 0.3 | 128,321 | 0.8 | 140,997 | 0.8 | △ 12,676 | △ 9.0 | 19.9 |
| **合計** | **8,289,255** | **100.0** | **8,438,194** | **100.0** | **16,439,127** | **100.0** | **17,671,998** | **100.0** | **△ 1,232,871** | **△ 7.0** | **△ 4.8** |

## その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 327,017 | 3.9 | 726,223 | 8.6 | 1,053,240 | 6.4 | 1,082,821 | 6.1 | △ 29,581 | △ 2.7 | △ 2.6 |
| 物件費 | 118,779 | 1.4 | 439,057 | 5.2 | 557,837 | 3.4 | 569,515 | 3.2 | △ 11,678 | △ 2.1 | 1.8 |
| 維持補修費 | 322,494 | 3.9 | 370,891 | 4.4 | 693,384 | 4.2 | 700,024 | 4.0 | △ 6,640 | △ 0.9 | △ 1.6 |
| 普通建設事業費 | 6,386,093 | 77.0 | 4,413,183 | 52.3 | 10,570,241 | 64.3 | 11,779,647 | 66.7 | △ 1,209,406 | △ 10.3 | △ 6.8 |
| 補助事業費 | 2,969,844 | 35.8 | 1,386,514 | 16.4 | 4,347,760 | 26.4 | 4,888,523 | 27.7 | △ 540,763 | △ 11.1 | △ 6.5 |
| 単独事業費 | 2,544,733 | 30.7 | 2,766,422 | 32.8 | 5,233,142 | 31.8 | 5,699,452 | 32.3 | △ 466,310 | △ 8.2 | △ 7.2 |
| 国直轄事業負担金 | 871,515 | 10.5 | 117,823 | 1.4 | 989,338 | 6.0 | 1,191,673 | 6.7 | △ 202,335 | △ 17.0 | △ 6.5 |
| 県営事業負担金 | － | － | 142,423 | 1.7 | － | － | － | － | － | － | － |
| 貸付金 | 496,784 | 6.0 | 482,585 | 5.7 | 976,575 | 5.9 | 993,889 | 5.6 | △ 17,314 | △ 1.7 | △ 5.8 |
| 繰出金 | 182,971 | 2.2 | 1,247,804 | 14.8 | 1,430,775 | 8.7 | 1,405,982 | 8.0 | 24,793 | 1.8 | 2.5 |
| その他 | 455,117 | 5.6 | 758,451 | 9.0 | 1,157,075 | 7.1 | 1,140,120 | 6.4 | 16,955 | 1.5 | 1.5 |
| **合計** | **8,289,255** | **100.0** | **8,438,194** | **100.0** | **16,439,127** | **100.0** | **17,671,998** | **100.0** | **△ 1,232,871** | **△ 7.0** | **△ 4.8** |

## その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 1,585,577 | 19.1 | 729,727 | 8.6 | 2,315,304 | 14.1 | 2,334,865 | 13.2 | △ 19,561 | △ 0.8 | △ 13.2 |
| 都道府県支出金 | － | － | 170,598 | 2.0 | － | － | － | － | － | － | － |
| 使用料、手数料 | 93,209 | 1.1 | 173,724 | 2.1 | 266,933 | 1.6 | 271,327 | 1.5 | △ 4,394 | △ 1.6 | △ 5.1 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 140,074 | 1.7 | 43,613 | 0.5 | 50,221 | 0.3 | 57,110 | 0.3 | △ 6,889 | △ 12.1 | △ 9.5 |
| 地方債 | 3,179,117 | 38.4 | 1,680,419 | 19.9 | 4,826,222 | 29.4 | 5,879,976 | 33.3 | △ 1,053,754 | △ 17.9 | 0.5 |
| その他特定財源 | 918,489 | 11.1 | 917,665 | 10.9 | 1,789,976 | 10.9 | 1,906,789 | 10.8 | △ 116,813 | △ 6.1 | △ 3.5 |
| 一般財源等 | 2,372,789 | 28.6 | 4,722,448 | 56.0 | 7,190,471 | 43.7 | 7,221,931 | 40.9 | △ 31,460 | △ 0.4 | △ 6.3 |
| **合計** | **8,289,255** | **100.0** | **8,438,194** | **100.0** | **16,439,127** | **100.0** | **17,671,998** | **100.0** | **△ 1,232,871** | **△ 7.0** | **△ 4.8** |

## 第57表 道路橋りょう費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 61,212 | 1.8 | 153,365 | 7.4 | 214,577 | 4.0 | 219,629 | 3.7 | △ 5,052 | △ 2.3 | △ 1.7 |
| 維持補修費 | 171,191 | 5.1 | 232,389 | 11.2 | 403,581 | 7.5 | 408,569 | 6.8 | △ 4,988 | △ 1.2 | 0.1 |
| 普通建設事業費 | 3,058,011 | 90.5 | 1,557,959 | 74.8 | 4,560,924 | 84.5 | 5,104,996 | 85.5 | △ 544,072 | △ 10.7 | △ 7.2 |
| 補助事業費 | 1,059,261 | 31.4 | 209,848 | 10.1 | 1,268,864 | 23.5 | 1,432,030 | 24.0 | △ 163,166 | △ 11.4 | △ 5.7 |
| 単独事業費 | 1,443,045 | 42.7 | 1,237,664 | 59.5 | 2,664,924 | 49.4 | 2,935,022 | 49.1 | △ 270,098 | △ 9.2 | △ 8.8 |
| 国直轄事業負担金 | 555,705 | 16.5 | 71,431 | 3.4 | 627,137 | 11.6 | 737,945 | 12.4 | △ 110,808 | △ 15.0 | △ 3.6 |
| 県営事業負担金 | − | − | 39,015 | 1.9 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 87,690 | 2.6 | 137,748 | 6.6 | 219,703 | 4.0 | 240,281 | 4.0 | △ 20,578 | △ 8.6 | 4.6 |
| **合計** | **3,378,104** | **100.0** | **2,081,461** | **100.0** | **5,398,785** | **100.0** | **5,973,475** | **100.0** | **△ 574,690** | **△ 9.6** | **△ 6.1** |

## 第58表 河川海岸費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 35,319 | 2.2 | 18,996 | 7.5 | 54,314 | 2.9 | 55,930 | 2.6 | △ 1,616 | △ 2.9 | △ 0.6 |
| 維持補修費 | 37,820 | 2.3 | 13,121 | 5.2 | 50,941 | 2.7 | 51,353 | 2.4 | △ 412 | △ 0.8 | 0.9 |
| 普通建設事業費 | 1,546,027 | 94.1 | 201,369 | 80.0 | 1,721,097 | 92.2 | 2,007,807 | 93.1 | △ 286,710 | △ 14.3 | △ 10.6 |
| 補助事業費 | 1,051,024 | 64.0 | 74,388 | 29.6 | 1,118,996 | 59.9 | 1,271,777 | 59.0 | △ 152,781 | △ 12.0 | △ 10.2 |
| 単独事業費 | 240,570 | 14.6 | 117,395 | 46.6 | 347,581 | 18.6 | 396,287 | 18.4 | △ 48,706 | △ 12.3 | △ 10.8 |
| 国直轄事業負担金 | 254,433 | 15.5 | 87 | 0.0 | 254,520 | 13.6 | 339,743 | 15.8 | △ 85,223 | △ 25.1 | △ 11.8 |
| 県営事業負担金 | − | − | 9,499 | 3.8 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 23,092 | 1.4 | 18,221 | 7.3 | 40,360 | 2.2 | 40,666 | 1.9 | △ 306 | △ 0.8 | 0.9 |
| **合計** | **1,642,258** | **100.0** | **251,707** | **100.0** | **1,866,712** | **100.0** | **2,155,756** | **100.0** | **△ 289,044** | **△ 13.4** | **△ 9.9** |

## 第59表 港湾費の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 13,782 | 3.8 | 21,213 | 9.2 | 34,996 | 6.3 | 35,725 | 5.7 | △ 729 | △ 2.0 | △ 4.1 |
| 維持補修費 | 7,444 | 2.0 | 4,318 | 1.9 | 11,761 | 2.1 | 12,032 | 1.9 | △ 271 | △ 2.3 | △ 6.7 |
| 普通建設事業費 | 280,137 | 77.1 | 166,246 | 72.3 | 420,353 | 75.3 | 499,727 | 79.3 | △ 79,374 | △ 15.9 | △ 9.1 |
| 補助事業費 | 218,327 | 60.1 | 54,152 | 23.5 | 272,479 | 48.8 | 293,147 | 46.5 | △ 20,668 | △ 7.1 | △ 13.3 |
| 単独事業費 | 27,008 | 7.4 | 47,703 | 20.7 | 69,669 | 12.5 | 110,350 | 17.5 | △ 40,681 | △ 36.9 | 2.0 |
| 国直轄事業負担金 | 34,802 | 9.6 | 43,403 | 18.9 | 78,205 | 14.0 | 96,230 | 15.3 | △ 18,025 | △ 18.7 | △ 7.2 |
| 県営事業負担金 | − | − | 20,988 | 9.1 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 61,818 | 17.1 | 38,242 | 16.6 | 90,760 | 16.3 | 82,906 | 13.1 | 7,854 | 9.5 | 0.6 |
| **合計** | **363,181** | **100.0** | **230,019** | **100.0** | **557,870** | **100.0** | **630,390** | **100.0** | **△ 72,520** | **△ 11.5** | **△ 7.6** |

# 第60表 都 市 計 画 費 の 状 況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 街路費 | 789,863 | 48.4 | 840,322 | 18.6 | 1,581,321 | 26.2 | 1,672,806 | 26.6 | △ 91,485 | △ 5.5 | △ 1.5 |
| 公園費 | 210,570 | 12.9 | 715,170 | 15.8 | 918,899 | 15.2 | 1,044,258 | 16.6 | △ 125,359 | △ 12.0 | △ 4.3 |
| 下水道費 | 351,951 | 21.6 | 1,749,788 | 38.6 | 2,086,101 | 34.5 | 2,053,787 | 32.7 | 32,314 | 1.6 | 2.2 |
| 区画整理費等 | 278,346 | 17.1 | 1,223,773 | 27.0 | 1,459,377 | 24.1 | 1,512,824 | 24.1 | △ 53,447 | △ 3.5 | △ 5.2 |
| **合計** | **1,630,729** | **100.0** | **4,529,053** | **100.0** | **6,045,699** | **100.0** | **6,283,675** | **100.0** | **△ 237,976** | **△ 3.8** | **△ 1.8** |

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 23,801 | 1.5 | 240,979 | 5.3 | 264,779 | 4.4 | 275,110 | 4.4 | △ 10,331 | △ 3.8 | △ 3.3 |
| 維持補修費 | 34,437 | 2.1 | 55,143 | 1.2 | 89,580 | 1.5 | 89,112 | 1.4 | 468 | 0.5 | △ 2.0 |
| 補助費等 | 186,747 | 11.5 | 550,353 | 12.2 | 723,283 | 12.0 | 724,298 | 11.5 | △ 1,015 | △ 0.1 | △ 0.3 |
| 普通建設事業費 | 1,072,821 | 65.8 | 2,036,788 | 45.0 | 3,011,674 | 49.8 | 3,272,156 | 52.1 | △ 260,482 | △ 8.0 | △ 3.7 |
| 補助事業費 | 434,357 | 26.6 | 735,234 | 16.2 | 1,168,482 | 19.3 | 1,270,370 | 20.2 | △ 101,888 | △ 8.0 | △ 0.5 |
| 単独事業費 | 618,770 | 37.9 | 1,232,421 | 27.2 | 1,822,707 | 30.1 | 1,989,835 | 31.7 | △ 167,128 | △ 8.4 | △ 5.6 |
| 国直轄事業負担金 | 19,694 | 1.2 | 792 | 0.0 | 20,486 | 0.3 | 11,950 | 0.2 | 8,536 | 71.4 | △ 5.1 |
| 県営事業負担金 | － | － | 68,341 | 1.5 | － | － | － | － | － | － | － |
| 繰出金 | 129,306 | 7.9 | 1,211,575 | 26.8 | 1,340,880 | 22.2 | 1,307,663 | 20.8 | 33,217 | 2.5 | 1.8 |
| その他 | 183,617 | 11.2 | 434,215 | 9.5 | 615,503 | 10.1 | 615,336 | 9.8 | 167 | 0.0 | 0.2 |
| **合計** | **1,630,729** | **100.0** | **4,529,053** | **100.0** | **6,045,699** | **100.0** | **6,283,675** | **100.0** | **△ 237,976** | **△ 3.8** | **△ 1.8** |

# 第61表 住　宅　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 17,912 | 2.7 | 64,504 | 8.1 | 82,417 | 5.8 | 84,616 | 5.5 | △ 2,199 | △ 2.6 | △ 1.7 |
| 維持補修費 | 68,582 | 10.4 | 63,888 | 8.1 | 132,470 | 9.3 | 133,595 | 8.7 | △ 1,125 | △ 0.8 | △ 6.6 |
| 普通建設事業費 | 233,288 | 35.4 | 399,403 | 50.4 | 619,569 | 43.7 | 727,636 | 47.6 | △ 108,067 | △ 14.9 | △ 10.3 |
| 補助事業費 | 183,016 | 27.8 | 301,264 | 38.0 | 483,479 | 34.1 | 580,358 | 38.0 | △ 96,879 | △ 16.7 | △ 9.6 |
| 単独事業費 | 50,272 | 7.6 | 97,876 | 12.4 | 136,090 | 9.6 | 147,278 | 9.6 | △ 11,188 | △ 7.6 | △ 12.8 |
| 県営事業負担金 | － | － | 262 | 0.0 | － | － | － | － | － | － | － |
| 貸付金 | 208,608 | 31.7 | 153,696 | 19.4 | 362,238 | 25.6 | 372,426 | 24.4 | △ 10,188 | △ 2.7 | △ 13.5 |
| その他 | 130,361 | 19.8 | 110,311 | 14.0 | 220,439 | 15.6 | 209,897 | 13.8 | 10,542 | 5.0 | △ 1.6 |
| **合計** | **658,751** | **100.0** | **791,802** | **100.0** | **1,417,133** | **100.0** | **1,528,170** | **100.0** | **△ 111,037** | **△ 7.3** | **△ 9.2** |

# 第62表　消　防　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 184,027 | 85.1 | 1,197,513 | 71.4 | 1,381,540 | 75.9 | 1,401,112 | 75.4 | △ 19,572 | △ 1.4 | △ 0.7 |
| 物件費 | 13,890 | 6.4 | 147,204 | 8.8 | 161,094 | 8.9 | 163,766 | 8.8 | △ 2,672 | △ 1.6 | 2.1 |
| 普通建設事業費 | 12,841 | 5.9 | 188,745 | 11.3 | 200,965 | 11.0 | 219,826 | 11.8 | △ 18,861 | △ 8.6 | 0.0 |
| 補助事業費 | 360 | 0.2 | 59,435 | 3.5 | 59,795 | 3.3 | 56,028 | 3.0 | 3,767 | 6.7 | △ 5.2 |
| 単独事業費 | 12,481 | 5.8 | 129,055 | 7.7 | 141,170 | 7.8 | 163,798 | 8.8 | △ 22,628 | △ 13.8 | 1.9 |
| 県営事業負担金 | − | − | 256 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 5,518 | 2.6 | 144,066 | 8.5 | 76,445 | 4.2 | 74,585 | 4.0 | 1,860 | 2.5 | 3.5 |
| **合計** | **216,276** | **100.0** | **1,677,528** | **100.0** | **1,820,044** | **100.0** | **1,859,289** | **100.0** | **△ 39,245** | **△ 2.1** | **△ 0.2** |

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 733 | 0.3 | 22,400 | 1.3 | 23,133 | 1.3 | 22,930 | 1.2 | 203 | 0.9 | 2.5 |
| 地方債 | 4,574 | 2.1 | 85,317 | 5.1 | 88,338 | 4.9 | 103,382 | 5.6 | △ 15,044 | △ 14.6 | 4.5 |
| その他特定財源 | 45,295 | 21.0 | 82,402 | 4.9 | 45,432 | 2.4 | 41,918 | 2.2 | 3,514 | 8.4 | 2.1 |
| 一般財源等 | 165,674 | 76.6 | 1,487,409 | 88.7 | 1,663,141 | 91.4 | 1,691,059 | 91.0 | △ 27,918 | △ 1.7 | △ 0.5 |
| **合計** | **216,276** | **100.0** | **1,677,528** | **100.0** | **1,820,044** | **100.0** | **1,859,289** | **100.0** | **△ 39,245** | **△ 2.1** | **△ 0.2** |

# 第63表　警　察　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,770,990 | 82.4 | 2,793,039 | 82.0 | △ 22,049 | △ 0.8 | 0.6 |
| 物件費 | 323,577 | 9.6 | 325,244 | 9.5 | △ 1,667 | △ 0.5 | 3.3 |
| 補助費等 | 22,478 | 0.7 | 23,168 | 0.7 | △ 690 | △ 3.0 | △ 2.5 |
| 普通建設事業費 | 222,000 | 6.6 | 242,899 | 7.1 | △ 20,899 | △ 8.6 | △ 4.4 |
| その他 | 22,926 | 0.7 | 22,990 | 0.7 | △ 64 | △ 0.3 | △ 1.7 |
| **合計** | **3,361,971** | **100.0** | **3,407,340** | **100.0** | **△ 45,369** | **△ 1.3** | **0.4** |

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 64,756 | 1.9 | 64,313 | 1.9 | 443 | 0.7 | △ 2.2 |
| 使用料、手数料 | 145,708 | 4.3 | 150,462 | 4.4 | △ 4,754 | △ 3.2 | △ 3.4 |
| 諸収入 | 3,650 | 0.1 | 3,751 | 0.1 | △ 101 | △ 2.7 | 23.7 |
| その他特定財源 | 76,166 | 2.3 | 98,085 | 2.9 | △ 21,919 | △ 22.3 | 8.6 |
| 一般財源等 | 3,071,691 | 91.4 | 3,090,729 | 90.7 | △ 19,038 | △ 0.6 | 0.4 |
| **合計** | **3,361,971** | **100.0** | **3,407,340** | **100.0** | **△ 45,369** | **△ 1.3** | **0.4** |

# 第64表　警　察　職　員　数　の　推　移

（単位　人）

| 区　　分 | 地方警務官 | 地方警察職員 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 警察官 | 事務職員 | 計 |
| 昭和36年 | 280 | 129,482 | 19,833 | 149,315 |
| 平成7年 | 566 | 223,990 | 29,670 | 253,660 |
| 8 | 566 | 225,743 | 29,552 | 255,295 |
| 9 | 570 | 228,806 | 29,362 | 258,168 |
| 10 | 570 | 229,848 | 29,302 | 259,150 |
| 11 | 570 | 230,236 | 29,165 | 259,401 |
| 12 | 570 | 230,602 | 29,013 | 259,615 |
| 13 | 582 | 229,871 | 28,939 | 258,810 |
| 14 | 590 | 233,583 | 28,870 | 262,453 |
| 15 | 599 | 237,963 | 28,766 | 266,729 |
| 16 | 604 | 241,913 | 28,857 | 270,770 |

（注）　1　地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員、その他は総務省調べによる。
　　2　昭和36年は5月31日現在、平成7～16年は4月1日現在の職員数である。
　　ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員である。

# 第65表　教　育　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校費 | 3,866,466 | 33.2 | 1,262,493 | 22.4 | 5,123,714 | 29.8 | 5,268,143 | 29.8 | △ 144,429 | △ 2.7 | △ 0.3 |
| 中学校費 | 2,213,518 | 19.0 | 705,988 | 12.5 | 2,915,682 | 17.0 | 3,027,322 | 17.1 | △ 111,640 | △ 3.7 | △ 1.1 |
| 高等学校費 | 2,408,364 | 20.7 | 183,640 | 3.3 | 2,591,443 | 15.1 | 2,678,244 | 15.2 | △ 86,801 | △ 3.2 | △ 2.9 |
| 社会教育費 | 249,458 | 2.1 | 1,258,230 | 22.3 | 1,484,308 | 8.6 | 1,503,519 | 8.5 | △ 19,211 | △ 1.3 | △ 7.2 |
| 保健体育費 | 138,913 | 1.2 | 1,174,389 | 20.8 | 1,298,535 | 7.5 | 1,396,711 | 7.9 | △ 98,176 | △ 7.0 | △ 4.6 |
| 大学費 | 196,559 | 1.7 | 100,239 | 1.8 | 295,988 | 1.7 | 303,486 | 1.7 | △ 7,498 | △ 2.5 | △ 0.0 |
| 特殊学校費 | 723,176 | 6.2 | 24,282 | 0.4 | 747,102 | 4.3 | 738,514 | 4.2 | 8,588 | 1.2 | 0.2 |
| 幼稚園費 | 2,558 | 0.0 | 249,560 | 4.4 | 250,024 | 1.5 | 256,381 | 1.5 | △ 6,357 | △ 2.5 | △ 1.5 |
| 教育総務費 | 1,845,530 | 15.8 | 675,615 | 12.0 | 2,494,577 | 14.5 | 2,482,063 | 14.1 | 12,514 | 0.5 | △ 1.1 |
| 合計 | **11,644,542** | **100.0** | **5,634,434** | **100.0** | **17,201,373** | **100.0** | **17,654,384** | **100.0** | **△ 453,011** | **△ 2.6** | **△ 1.9** |

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 9,825,782 | 84.4 | 1,880,576 | 33.4 | 11,706,358 | 68.1 | 11,973,623 | 67.8 | △ 267,265 | △ 2.2 | △ 1.5 |
| 物件費 | 422,176 | 3.6 | 1,699,017 | 30.2 | 2,121,193 | 12.3 | 2,192,943 | 12.4 | △ 71,750 | △ 3.3 | 0.3 |
| 維持補修費 | 29,056 | 0.2 | 96,994 | 1.7 | 126,049 | 0.7 | 127,280 | 0.7 | △ 1,231 | △ 1.0 | △ 6.0 |
| 扶助費、補助費等 | 829,989 | 7.1 | 434,503 | 7.7 | 1,198,269 | 7.0 | 1,199,525 | 6.8 | △ 1,256 | △ 0.1 | 0.0 |
| 普通建設事業費 | 464,735 | 4.0 | 1,413,193 | 25.1 | 1,867,407 | 10.9 | 1,973,057 | 11.2 | △ 105,650 | △ 5.4 | △ 7.9 |
| 補助事業費 | 77,762 | 0.7 | 521,302 | 9.3 | 598,603 | 3.5 | 604,496 | 3.4 | △ 5,893 | △ 1.0 | 2.7 |
| 単独事業費 | 386,973 | 3.3 | 891,643 | 15.8 | 1,268,804 | 7.4 | 1,368,561 | 7.8 | △ 99,757 | △ 7.3 | △ 11.9 |
| 県営事業負担金 | － | － | 248 | 0.0 | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 72,804 | 0.7 | 110,151 | 1.9 | 182,097 | 1.0 | 187,956 | 1.1 | △ 5,859 | △ 3.1 | 5.2 |
| 合計 | **11,644,542** | **100.0** | **5,634,434** | **100.0** | **17,201,373** | **100.0** | **17,654,384** | **100.0** | **△ 453,011** | **△ 2.6** | **△ 1.9** |

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 2,905,431 | 25.0 | 259,968 | 4.6 | 3,165,399 | 18.4 | 3,385,119 | 19.2 | △ 219,720 | △ 6.5 | △ 1.3 |
| 都道府県支出金 | － | － | 74,732 | 1.3 | － | － | － | － | － | － | － |
| 使用料、手数料 | 322,058 | 2.8 | 141,867 | 2.5 | 463,924 | 2.7 | 467,841 | 2.7 | △ 3,917 | △ 0.8 | △ 1.0 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 4,379 | 0.0 | 26,368 | 0.5 | 18,488 | 0.1 | 25,240 | 0.1 | △ 6,752 | △ 26.8 | △ 1.0 |
| 地方債 | 245,427 | 2.1 | 545,808 | 9.7 | 780,461 | 4.5 | 857,733 | 4.9 | △ 77,272 | △ 9.0 | △ 6.1 |
| その他特定財源 | 144,721 | 1.2 | 353,651 | 6.3 | 484,533 | 2.9 | 495,733 | 2.7 | △ 11,200 | △ 2.3 | 7.6 |
| 一般財源等 | 8,022,526 | 68.9 | 4,232,040 | 75.1 | 12,288,568 | 71.4 | 12,422,718 | 70.4 | △ 134,150 | △ 1.1 | △ 2.2 |
| 合計 | **11,644,542** | **100.0** | **5,634,434** | **100.0** | **17,201,373** | **100.0** | **17,654,384** | **100.0** | **△ 453,011** | **△ 2.6** | **△ 1.9** |

## 第66表 小 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 3,843,200 | 99.4 | 187,049 | 14.8 | 4,030,249 | 78.7 | 4,117,728 | 78.2 | △ 87,479 | △ 2.1 | △ 0.6 |
| 物件費 | 20,547 | 0.5 | 415,817 | 32.9 | 436,364 | 8.5 | 465,157 | 8.8 | △ 28,793 | △ 6.2 | 4.4 |
| 維持補修費 | − | − | 42,541 | 3.4 | 42,541 | 0.8 | 43,455 | 0.8 | △ 914 | △ 2.1 | △ 7.6 |
| 普通建設事業費 | 457 | 0.0 | 551,230 | 43.7 | 551,212 | 10.8 | 574,176 | 10.9 | △ 22,964 | △ 4.0 | △ 3.5 |
| 補助事業費 | − | − | 275,169 | 21.8 | 275,169 | 5.4 | 280,583 | 5.3 | △ 5,414 | △ 1.9 | 5.4 |
| 単独事業費 | 457 | 0.0 | 276,060 | 21.9 | 276,043 | 5.4 | 293,593 | 5.6 | △ 17,550 | △ 6.0 | △ 10.7 |
| 県営事業負担金 | − | − | 1 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 2,262 | 0.1 | 65,856 | 5.2 | 63,348 | 1.2 | 67,627 | 1.3 | △ 4,279 | △ 6.3 | 19.0 |
| **合計** | **3,866,466** | **100.0** | **1,262,493** | **100.0** | **5,123,714** | **100.0** | **5,268,143** | **100.0** | **△ 144,429** | **△ 2.7** | **△ 0.3** |

## 第67表 中 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,190,405 | 99.0 | 100,188 | 14.2 | 2,290,593 | 78.6 | 2,361,949 | 78.0 | △ 71,356 | △ 3.0 | △ 1.3 |
| 物件費 | 16,713 | 0.8 | 244,131 | 34.6 | 260,844 | 8.9 | 279,157 | 9.2 | △ 18,313 | △ 6.6 | 1.4 |
| 維持補修費 | 1 | 0.0 | 23,403 | 3.3 | 23,404 | 0.8 | 24,301 | 0.8 | △ 897 | △ 3.7 | △ 6.0 |
| 普通建設事業費 | 5,384 | 0.2 | 282,722 | 40.0 | 287,836 | 9.9 | 305,443 | 10.1 | △ 17,607 | △ 5.8 | △ 1.4 |
| 補助事業費 | 2,516 | 0.1 | 147,743 | 20.9 | 150,259 | 5.2 | 146,450 | 4.8 | 3,809 | 2.6 | 3.6 |
| 単独事業費 | 2,868 | 0.1 | 134,979 | 19.1 | 137,577 | 4.7 | 158,993 | 5.3 | △ 21,416 | △ 13.5 | △ 5.7 |
| 県営事業負担金 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 1,015 | 0.0 | 55,544 | 7.9 | 53,005 | 1.8 | 56,472 | 1.9 | △ 3,467 | △ 6.1 | 1.7 |
| **合計** | **2,213,518** | **100.0** | **705,988** | **100.0** | **2,915,682** | **100.0** | **3,027,322** | **100.0** | **△ 111,640** | **△ 3.7** | **△ 1.1** |

## 第68表 高 等 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 1,968,191 | 81.7 | 133,669 | 72.8 | 2,101,860 | 81.1 | 2,181,306 | 81.4 | △ 79,446 | △ 3.6 | △ 2.9 |
| 物件費 | 154,360 | 6.4 | 17,659 | 9.6 | 172,019 | 6.6 | 177,651 | 6.6 | △ 5,632 | △ 3.2 | △ 2.3 |
| 維持補修費 | 19,280 | 0.8 | 1,564 | 0.9 | 20,844 | 0.8 | 19,960 | 0.7 | 884 | 4.4 | △ 4.8 |
| 普通建設事業費 | 257,095 | 10.7 | 10,533 | 5.7 | 267,425 | 10.3 | 279,616 | 10.4 | △ 12,191 | △ 4.4 | △ 6.3 |
| 補助事業費 | 42,328 | 1.8 | 1,156 | 0.6 | 43,484 | 1.7 | 50,097 | 1.9 | △ 6,613 | △ 13.2 | 13.3 |
| 単独事業費 | 214,767 | 8.9 | 9,377 | 5.1 | 223,942 | 8.6 | 229,518 | 8.6 | △ 5,576 | △ 2.4 | △ 9.7 |
| 県営事業負担金 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 9,438 | 0.4 | 20,215 | 11.0 | 29,295 | 1.2 | 19,711 | 0.9 | 9,584 | 48.6 | 56.8 |
| **合計** | **2,408,364** | **100.0** | **183,640** | **100.0** | **2,591,443** | **100.0** | **2,678,244** | **100.0** | **△ 86,801** | **△ 3.2** | **△ 2.9** |

## 第69表 社 会 教 育 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 63,717 | 25.5 | 433,930 | 34.5 | 497,647 | 33.5 | 511,146 | 34.0 | △ 13,499 | △ 2.6 | △ 3.3 |
| 物件費 | 69,288 | 27.8 | 397,747 | 31.6 | 467,036 | 31.5 | 478,843 | 31.8 | △ 11,807 | △ 2.5 | △ 5.5 |
| 普通建設事業費 | 78,517 | 31.5 | 313,484 | 24.9 | 385,772 | 26.0 | 376,321 | 25.0 | 9,451 | 2.5 | △ 15.4 |
| 補助事業費 | 6,183 | 2.5 | 44,238 | 3.5 | 50,315 | 3.4 | 48,449 | 3.2 | 1,866 | 3.9 | △ 14.9 |
| 単独事業費 | 72,333 | 29.0 | 269,132 | 21.4 | 335,457 | 22.6 | 327,872 | 21.8 | 7,585 | 2.3 | △ 15.4 |
| 県営事業負担金 | − | − | 114 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 37,936 | 15.2 | 113,069 | 9.0 | 133,853 | 9.0 | 137,209 | 9.2 | △ 3,356 | △ 2.4 | △ 1.9 |
| **合計** | **249,458** | **100.0** | **1,258,230** | **100.0** | **1,484,308** | **100.0** | **1,503,519** | **100.0** | **△ 19,211** | **△ 1.3** | **△ 7.2** |

## 第70表 保 健 体 育 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 34,965 | 25.2 | 406,018 | 34.6 | 440,983 | 34.0 | 466,056 | 33.4 | △ 25,073 | △ 5.4 | △ 5.1 |
| 物件費 | 30,551 | 22.0 | 469,861 | 40.0 | 500,411 | 38.5 | 504,245 | 36.1 | △ 3,834 | △ 0.8 | 1.0 |
| 維持補修費 | 1,547 | 1.1 | 13,512 | 1.2 | 15,059 | 1.2 | 15,465 | 1.1 | △ 406 | △ 2.6 | △ 3.2 |
| 普通建設事業費 | 30,141 | 21.7 | 183,996 | 15.7 | 211,918 | 16.3 | 277,264 | 19.9 | △ 65,346 | △ 23.6 | △ 14.6 |
| 補助事業費 | 3,586 | 2.6 | 33,960 | 2.9 | 37,191 | 2.9 | 41,135 | 2.9 | △ 3,944 | △ 9.6 | 6.8 |
| 単独事業費 | 26,555 | 19.1 | 149,991 | 12.8 | 174,727 | 13.5 | 236,129 | 16.9 | △ 61,402 | △ 26.0 | △ 17.5 |
| 県営事業負担金 | − | − | 45 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 41,709 | 30.0 | 101,002 | 8.5 | 130,164 | 10.0 | 133,681 | 9.5 | △ 3,517 | △ 2.6 | △ 0.0 |
| **合計** | **138,913** | **100.0** | **1,174,389** | **100.0** | **1,298,535** | **100.0** | **1,396,711** | **100.0** | **△ 98,176** | **△ 7.0** | **△ 4.6** |
| 上記の内訳 体育施設費等 | 115,073 | 82.8 | 465,466 | 39.6 | 567,636 | 43.7 | 635,810 | 45.5 | △ 68,174 | △ 10.7 | △ 6.8 |
| 上記の内訳 学校給食費 | 23,840 | 17.2 | 708,923 | 60.4 | 730,899 | 56.3 | 760,902 | 54.5 | △ 30,003 | △ 3.9 | △ 2.8 |

# 第71表　性質別歳出決算額の状況

その1　総　括

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 増減率 都道府県 | 増減率 市町村 | 増減率 純計額 | 前年度増減率 都道府県 | 前年度増減率 市町村 | 前年度増減率 純計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 15,344,347 | 31.4 | 10,587,929 | 21.3 | 25,932,276 | 28.0 | 26,394,220 | 27.8 | △ 461,944 | △ 1.8 | △ 1.6 | △ 1.8 | △ 1.1 | △ 2.5 | △ 1.7 |
| 物件費 | 1,701,490 | 3.5 | 6,192,206 | 12.4 | 7,893,696 | 8.5 | 7,951,029 | 8.4 | △ 57,333 | 0.1 | △ 0.9 | △ 0.7 | 0.1 | 1.0 | 0.8 |
| 維持補修費 | 411,165 | 0.8 | 645,188 | 1.3 | 1,056,352 | 1.1 | 1,059,327 | 1.1 | △ 2,975 | △ 0.6 | △ 0.1 | △ 0.3 | △ 0.6 | △ 2.7 | △ 1.9 |
| 扶助費 | 1,038,666 | 2.1 | 5,996,223 | 12.0 | 7,034,889 | 7.6 | 6,742,408 | 7.1 | 292,481 | △ 24.6 | 11.8 | 4.3 | △ 4.6 | 6.7 | 4.1 |
| 補助費等 | 8,537,854 | 17.5 | 3,449,737 | 6.9 | 7,051,415 | 7.6 | 6,860,085 | 7.2 | 191,330 | 4.8 | △ 0.6 | 2.8 | △ 6.9 | 0.9 | 1.7 |
| 普通建設事業費 | 10,398,069 | 21.3 | 8,837,387 | 17.8 | 18,250,343 | 19.7 | 20,824,161 | 22.0 | △ 2,573,818 | △ 11.5 | △ 13.4 | △ 12.4 | △ 7.7 | △ 7.6 | △ 7.6 |
| うち 補助事業費 | 5,294,907 | 10.8 | 2,958,616 | 5.9 | 7,873,505 | 8.5 | 9,233,913 | 9.7 | △ 1,360,408 | △ 12.2 | △ 19.1 | △ 14.7 | △ 7.6 | △ 6.7 | △ 7.3 |
| うち 単独事業費 | 3,977,429 | 8.1 | 5,456,664 | 11.0 | 9,107,693 | 9.8 | 10,126,982 | 10.7 | △ 1,019,289 | △ 9.5 | △ 10.4 | △ 10.1 | △ 8.8 | △ 7.9 | △ 8.4 |
| 災害復旧事業費 | 203,238 | 0.4 | 130,572 | 0.3 | 302,929 | 0.3 | 345,536 | 0.4 | △ 42,607 | △ 12.7 | △ 7.9 | △ 12.3 | △ 13.6 | △ 15.2 | △ 14.3 |
| 失業対策事業費 | 2,218 | 0.0 | 15,300 | 0.0 | 17,519 | 0.0 | 18,284 | 0.0 | △ 765 | 19.1 | △ 6.8 | △ 4.2 | △ 83.4 | △ 39.5 | △ 52.4 |
| 公債費 | 6,659,428 | 13.6 | 6,593,611 | 13.2 | 13,154,898 | 14.2 | 13,036,495 | 13.7 | 118,403 | 1.0 | 0.7 | 0.9 | 1.5 | 1.6 | 1.7 |
| 積立金 | 530,923 | 1.1 | 1,033,320 | 2.1 | 1,564,243 | 1.7 | 1,364,078 | 1.4 | 200,165 | 19.9 | 12.1 | 14.7 | △ 45.2 | △ 24.3 | △ 32.6 |
| 投資及び出資金 | 228,245 | 0.5 | 250,984 | 0.5 | 479,229 | 0.5 | 467,934 | 0.5 | 11,295 | △ 0.7 | 5.4 | 2.4 | 6.1 | △ 10.8 | △ 3.2 |
| 貸付金 | 3,616,630 | 7.4 | 1,805,618 | 3.6 | 5,352,798 | 5.8 | 5,499,007 | 5.8 | △ 146,209 | △ 2.9 | △ 1.9 | △ 2.7 | △ 8.2 | △ 7.4 | △ 8.1 |
| 繰出金 | 235,118 | 0.5 | 4,229,369 | 8.5 | 4,464,488 | 4.8 | 4,250,542 | 4.5 | 213,946 | △ 6.8 | 5.8 | 5.0 | 14.2 | 3.3 | 3.9 |
| 前年度繰上充用金 | 9,634 | 0.0 | 17,132 | 0.0 | 26,766 | 0.0 | 26,312 | 0.0 | 454 | △ 23.1 | 24.3 | 1.7 | △ 26.3 | 8.5 | △ 11.4 |
| **歳出合計** | **48,917,026** | **100.0** | **49,784,576** | **100.0** | **92,581,841** | **100.0** | **94,839,418** | **100.0** | **△ 2,257,577** | **△ 3.1** | **△ 1.3** | **△ 2.4** | **△4.6** | **△ 1.9** | **△ 2.7** |
| うち 義務的経費 | 23,042,441 | 47.1 | 23,177,763 | 46.6 | 46,122,062 | 49.8 | 46,173,123 | 48.7 | △ 51,061 | △ 2.4 | 2.2 | △ 0.1 | △ 0.6 | 0.7 | 0.1 |
| うち 投資的経費 | 10,603,526 | 21.7 | 8,983,260 | 18.0 | 18,570,791 | 20.1 | 21,187,981 | 22.3 | △ 2,617,190 | △ 11.5 | △ 13.4 | △ 12.4 | △ 7.8 | △ 7.8 | △ 7.8 |

（注）　普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

# 第71表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推移

（単位 百万円）

| 区分 | 決算額 | | | | | | 指数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 人件費 | 27,045,079 | 27,047,484 | 26,877,474 | 26,838,319 | 26,394,220 | 25,932,276 | 100 | 100 | 99 | 99 | 98 | 96 |
| 物件費 | 7,830,198 | 7,987,308 | 7,702,171 | 7,888,370 | 7,951,029 | 7,893,696 | 100 | 102 | 98 | 101 | 102 | 101 |
| 維持補修費 | 1,090,295 | 1,093,461 | 1,106,532 | 1,079,516 | 1,059,327 | 1,056,352 | 100 | 100 | 101 | 99 | 97 | 97 |
| 扶助費 | 6,544,525 | 6,912,720 | 6,096,361 | 6,474,615 | 6,742,408 | 7,034,889 | 100 | 106 | 93 | 99 | 103 | 107 |
| 普通建設事業費 | 28,287,444 | 26,111,902 | 23,901,749 | 22,531,237 | 20,824,161 | 18,250,343 | 100 | 92 | 84 | 80 | 74 | 65 |
| 災害復旧事業費 | 536,183 | 673,212 | 503,547 | 403,156 | 345,536 | 302,929 | 100 | 126 | 94 | 75 | 64 | 56 |
| 失業対策事業費 | 31,944 | 29,703 | 28,233 | 38,400 | 18,284 | 17,519 | 100 | 93 | 88 | 120 | 57 | 55 |
| 公債費 | 10,863,392 | 11,756,038 | 12,346,153 | 12,820,741 | 13,036,495 | 13,154,898 | 100 | 108 | 114 | 118 | 120 | 121 |
| 積立金 | 1,321,283 | 2,514,088 | 1,947,400 | 2,024,156 | 1,364,078 | 1,564,243 | 100 | 190 | 147 | 153 | 103 | 118 |
| その他 | 16,647,202 | 17,503,194 | 17,106,740 | 17,333,178 | 17,103,880 | 17,374,696 | 100 | 105 | 103 | 104 | 103 | 104 |
| **歳出合計** | **100,197,545** | **101,629,110** | **97,616,360** | **97,431,688** | **94,839,418** | **92,581,841** | **100** | **101** | **97** | **97** | **95** | **92** |
| うち 義務的経費 | 44,452,997 | 45,716,242 | 45,319,988 | 46,133,675 | 46,173,123 | 46,122,062 | 100 | 103 | 102 | 104 | 104 | 104 |
| うち 投資的経費 | 28,855,571 | 26,814,817 | 24,433,530 | 22,972,793 | 21,187,981 | 18,570,791 | 100 | 93 | 85 | 80 | 73 | 64 |

（単位 %）

| 区分 | 決算額構成比 | | | | | | 増減率 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 人件費 | 27.0 | 26.6 | 27.5 | 27.5 | 27.8 | 28.0 | 0.4 | 0.0 | △ 0.6 | △ 0.1 | △ 1.7 | △ 1.8 |
| 物件費 | 7.8 | 7.9 | 7.9 | 8.1 | 8.4 | 8.5 | 3.2 | 2.0 | △ 3.6 | 2.4 | 0.8 | △ 0.7 |
| 維持補修費 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | △ 1.5 | 0.3 | 1.2 | △ 2.4 | △ 1.9 | △ 0.3 |
| 扶助費 | 6.5 | 6.8 | 6.2 | 6.6 | 7.1 | 7.6 | 6.2 | 5.6 | △ 11.8 | 6.2 | 4.1 | 4.3 |
| 普通建設事業費 | 28.2 | 25.7 | 24.5 | 23.1 | 22.0 | 19.7 | 1.9 | △ 7.7 | △ 8.5 | △ 5.7 | △ 7.6 | △ 12.4 |
| 災害復旧事業費 | 0.5 | 0.7 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 13.8 | 25.6 | △ 25.2 | △ 19.9 | △ 14.3 | △ 12.3 |
| 失業対策事業費 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 3.3 | △ 7.0 | △ 4.9 | 36.0 | △ 52.4 | △ 4.2 |
| 公債費 | 10.8 | 11.6 | 12.6 | 13.2 | 13.7 | 14.2 | 5.8 | 8.2 | 5.0 | 3.8 | 1.7 | 0.9 |
| 積立金 | 1.3 | 2.5 | 2.0 | 2.1 | 1.4 | 1.7 | △ 14.9 | 90.3 | △ 22.5 | 3.9 | △ 32.6 | 14.7 |
| その他 | 16.8 | 17.1 | 17.7 | 17.9 | 18.1 | 18.9 | 5.3 | 5.1 | △ 2.3 | 1.3 | △ 1.3 | 1.6 |
| **歳出合計** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **2.6** | **1.4** | **△ 3.9** | **△ 0.2** | **△ 2.7** | **△ 2.4** |
| うち 義務的経費 | 44.4 | 45.0 | 46.4 | 47.3 | 48.7 | 49.8 | 2.5 | 2.8 | △ 0.9 | 1.8 | 0.1 | △ 0.1 |
| うち 投資的経費 | 28.8 | 26.4 | 25.0 | 23.6 | 22.3 | 20.1 | 2.1 | △ 7.1 | △ 8.9 | △ 6.0 | △ 7.8 | △ 12.4 |

# 第72表　一　般　財　源　の　充　当　状　況

## その1　総　　括

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| 一般財源 | **25,929,932** | **100.0** | **28,333,778** | **100.0** | **52,435,236** | **100.0** | **26,750,181** | **100.0** | **29,450,753** | **100.0** | **54,461,192** | **100.0** | **△2,025,956** | **△ 3.7** | **△ 5.2** |
| 義務的経費 | 15,325,423 | 59.1 | 14,317,872 | 50.5 | 30,632,025 | 58.4 | 16,103,911 | 60.2 | 14,817,540 | 50.3 | 31,963,555 | 58.7 | △1,331,530 | △ 4.2 | △ 3.5 |
| 人件費 | 9,808,473 | 37.8 | 7,675,406 | 27.1 | 17,909,015 | 34.2 | 10,295,916 | 38.5 | 8,131,274 | 27.6 | 18,878,095 | 34.7 | △ 969,080 | △ 5.1 | △ 5.4 |
| 扶助費 | 388,356 | 1.5 | 1,676,589 | 5.9 | 2,570,440 | 4.9 | 502,147 | 1.9 | 1,578,404 | 5.4 | 2,605,535 | 4.8 | △ 35,095 | △ 1.3 | 0.3 |
| 公債費 | 5,128,594 | 19.8 | 4,965,877 | 17.5 | 10,152,569 | 19.4 | 5,305,847 | 19.8 | 5,107,862 | 17.3 | 10,479,926 | 19.2 | △ 327,357 | △ 3.1 | △ 0.7 |
| 投資的経費 | 1,935,785 | 7.5 | 2,479,293 | 8.8 | 4,373,437 | 8.3 | 1,993,626 | 7.5 | 2,804,107 | 9.5 | 4,764,577 | 8.7 | △ 391,140 | △ 8.2 | △15.4 |
| 普通建設事業費 | 1,923,912 | 7.4 | 2,457,664 | 8.7 | 4,339,837 | 8.3 | 1,978,048 | 7.4 | 2,779,885 | 9.4 | 4,724,573 | 8.7 | △ 384,736 | △ 8.1 | △15.4 |
| 災害復旧事業費 | 11,494 | 0.0 | 18,874 | 0.1 | 29,592 | 0.1 | 15,401 | 0.1 | 20,608 | 0.1 | 35,417 | 0.1 | △ 5,825 | △16.4 | △ 3.8 |
| 失業対策事業費 | 380 | 0.0 | 2,755 | 0.0 | 4,008 | 0.0 | 176 | 0.0 | 3,614 | 0.0 | 4,588 | 0.0 | △ 580 | △12.6 | △60.6 |
| その他の経費 | 8,154,391 | 31.4 | 10,434,732 | 36.8 | 15,740,265 | 30.1 | 8,081,563 | 30.2 | 10,725,759 | 36.5 | 15,964,810 | 29.4 | △ 224,545 | △ 1.4 | △ 4.2 |
| 歳出合計 | **25,415,599** | **98.0** | **27,231,897** | **96.1** | **50,745,727** | **96.8** | **26,179,100** | **97.9** | **28,347,406** | **96.3** | **52,692,942** | **96.8** | **△1,947,215** | **△ 3.7** | **△ 4.9** |
| 翌年度への繰越額 | 514,333 | 2.0 | 1,101,881 | 3.9 | 1,689,509 | 3.2 | 571,081 | 2.1 | 1,103,347 | 3.7 | 1,768,249 | 3.2 | △ 78,740 | △ 4.5 | △12.4 |

（注）　「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

## その2　推　　移

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 平成10年度充当額 | 平成11年度充当額 | 平成12年度充当額 | 平成13年度充当額 | 平成14年度充当額 | 平成15年度充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般財源 | **54,566,259** | **57,139,120** | **58,857,045** | **57,424,333** | **54,461,192** | **52,435,236** |
| 義務的経費 | 31,646,788 | 33,219,008 | 33,503,992 | 33,109,707 | 31,963,555 | 30,632,025 |
| 人件費 | 20,007,794 | 20,463,679 | 20,548,960 | 19,957,675 | 18,878,095 | 17,909,015 |
| 扶助費 | 2,716,801 | 2,923,018 | 2,526,205 | 2,598,089 | 2,605,535 | 2,570,440 |
| 公債費 | 8,922,193 | 9,832,311 | 10,428,827 | 10,553,944 | 10,479,926 | 10,152,569 |
| 投資的経費 | 6,225,660 | 6,020,598 | 6,187,618 | 5,634,493 | 4,764,577 | 4,373,437 |
| 普通建設事業費 | 6,168,170 | 5,957,349 | 6,142,109 | 5,586,052 | 4,724,573 | 4,339,837 |
| 災害復旧事業費 | 51,527 | 58,479 | 37,492 | 36,799 | 35,417 | 29,592 |
| 失業対策事業費 | 5,962 | 4,769 | 8,018 | 11,642 | 4,588 | 4,008 |
| その他の経費 | 14,918,161 | 16,011,063 | 17,010,205 | 16,661,990 | 15,964,810 | 15,740,265 |
| 歳出合計 | **52,790,609** | **55,250,669** | **56,701,815** | **55,406,190** | **52,692,942** | **50,745,727** |
| 翌年度への繰越額 | 1,775,649 | 1,888,451 | 2,155,231 | 2,018,143 | 1,768,249 | 1,689,509 |

| 区　　分 | 指数 | | | | | | 構成比 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 一般財源 | **100** | **105** | **108** | **105** | **100** | **96** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** |
| 義務的経費 | 100 | 105 | 106 | 105 | 101 | 97 | 58.0 | 58.1 | 56.9 | 57.7 | 58.7 | 58.4 |
| 人件費 | 100 | 102 | 103 | 100 | 94 | 90 | 36.7 | 35.8 | 34.9 | 34.8 | 34.7 | 34.2 |
| 扶助費 | 100 | 108 | 93 | 96 | 96 | 95 | 5.0 | 5.1 | 4.3 | 4.5 | 4.8 | 4.9 |
| 公債費 | 100 | 110 | 117 | 118 | 117 | 114 | 16.4 | 17.2 | 17.7 | 18.4 | 19.2 | 19.4 |
| 投資的経費 | 100 | 97 | 99 | 91 | 77 | 70 | 11.4 | 10.5 | 10.5 | 9.8 | 8.7 | 8.3 |
| 普通建設事業費 | 100 | 97 | 100 | 91 | 77 | 70 | 11.3 | 10.4 | 10.4 | 9.7 | 8.7 | 8.3 |
| 災害復旧事業費 | 100 | 113 | 73 | 71 | 69 | 57 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 失業対策事業費 | 100 | 80 | 134 | 195 | 77 | 67 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他の経費 | 100 | 107 | 114 | 112 | 107 | 106 | 27.3 | 28.1 | 28.9 | 29.0 | 29.4 | 30.1 |
| 歳出合計 | **100** | **105** | **107** | **105** | **100** | **96** | **96.7** | **96.7** | **96.3** | **96.5** | **96.8** | **96.8** |
| 翌年度への繰越額 | 100 | 106 | 121 | 114 | 100 | 95 | 3.3 | 3.3 | 3.7 | 3.5 | 3.2 | 3.2 |

# 第73表　人　件　費　の　状　況

## その１　人件費の内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議員報酬手当 | 41,734 | 0.3 | 290,799 | 2.7 | 332,533 | 1.3 | 349,129 | 1.3 | △ 16,596 | △ 4.8 | △ 1.3 |
| 委員等報酬 | 193,145 | 1.3 | 392,492 | 3.7 | 585,636 | 2.3 | 557,914 | 2.1 | 27,722 | 5.0 | 1.5 |
| 特別職給与 | 4,113 | 0.0 | 133,715 | 1.3 | 137,827 | 0.5 | 146,636 | 0.6 | △ 8,809 | △ 6.0 | △ 2.5 |
| 職員給 | 11,480,641 | 74.8 | 7,426,239 | 70.1 | 18,906,880 | 72.9 | 19,437,023 | 73.6 | △ 530,143 | △ 2.7 | △ 2.0 |
| 基本給 | 7,497,856 | 48.9 | 4,865,325 | 46.0 | 12,363,181 | 47.7 | 12,625,094 | 47.8 | △ 261,913 | △ 2.1 | △ 0.5 |
| その他の手当 | 3,981,663 | 25.9 | 2,544,021 | 24.0 | 6,525,684 | 25.2 | 6,793,269 | 25.7 | △ 267,585 | △ 3.9 | △ 4.8 |
| 臨時職員給与 | 1,123 | 0.0 | 16,893 | 0.2 | 18,015 | 0.1 | 18,660 | 0.1 | △ 645 | △ 3.5 | △ 3.2 |
| 地方公務員共済組合等負担金 | 2,167,429 | 14.1 | 1,272,592 | 12.0 | 3,440,021 | 13.3 | 3,499,996 | 13.3 | △ 59,975 | △ 1.7 | △ 1.0 |
| 退職金 | 1,304,346 | 8.5 | 974,652 | 9.2 | 2,278,998 | 8.8 | 2,138,494 | 8.1 | 140,504 | 6.6 | △ 0.1 |
| 恩給及び退職年金 | 60,008 | 0.4 | 7,537 | 0.1 | 67,544 | 0.3 | 75,256 | 0.3 | △ 7,712 | △ 10.2 | △ 9.2 |
| 災害補償費 | 14,613 | 0.1 | 11,926 | 0.1 | 26,539 | 0.1 | 27,615 | 0.1 | △ 1,076 | △ 3.9 | 0.0 |
| その他 | 78,318 | 0.5 | 77,977 | 0.8 | 156,298 | 0.5 | 162,157 | 0.6 | △ 5,859 | △ 3.6 | 3.9 |
| **合計** | **15,344,347** | **100.0** | **10,587,929** | **100.0** | **25,932,276** | **100.0** | **26,394,220** | **100.0** | **△ 461,944** | **△ 1.8** | **△ 1.7** |

## その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 2,838,555 | 18.5 | 200,894 | 1.9 | 3,086,166 | 11.9 | 3,344,024 | 12.7 | △ 257,858 | △ 7.7 | △ 1.7 |
| 使用料、手数料 | 383,341 | 2.5 | 357,164 | 3.4 | 745,832 | 2.9 | 758,162 | 2.9 | △ 12,330 | △ 1.6 | △ 1.7 |
| 地方債 | 20,250 | 0.1 | 751 | 0.0 | 21,001 | 0.1 | 14,188 | 0.1 | 6,813 | 48.0 | △ 17.8 |
| その他特定財源 | 93,813 | 0.6 | 439,193 | 4.1 | 210,834 | 0.8 | 204,712 | 0.7 | 6,122 | 3.0 | △ 9.7 |
| 一般財源等 | 12,008,388 | 78.3 | 9,589,927 | 90.6 | 21,868,443 | 84.3 | 22,073,134 | 83.6 | △ 204,691 | △ 0.9 | △ 1.6 |
| **合計** | **15,344,347** | **100.0** | **10,587,929** | **100.0** | **25,932,276** | **100.0** | **26,394,220** | **100.0** | **△ 461,944** | **△ 1.8** | **△ 1.7** |

## その３　団体区分別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 構成比 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 構成比 | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 15,344,347 | 31.4 | 15,629,637 | 30.9 | △ 285,290 | △ 1.8 | △ 1.1 |
| 市町村 | 10,587,929 | 21.3 | 10,764,582 | 21.3 | △ 176,653 | △ 1.6 | △ 2.5 |
| 大都市 | 1,676,456 | 16.9 | 1,639,076 | 17.0 | 37,380 | 2.3 | △ 3.1 |
| 中核市 | 901,278 | 19.4 | 894,904 | 19.5 | 6,374 | 0.7 | 4.7 |
| 特例市 | 675,588 | 21.7 | 703,877 | 21.8 | △ 28,289 | △ 4.0 | 16.5 |
| 中都市 | 1,709,483 | 22.0 | 1,795,681 | 22.1 | △ 86,198 | △ 4.8 | △ 11.4 |
| 小都市 | 1,808,926 | 20.7 | 1,771,399 | 20.8 | 37,527 | 2.1 | △ 1.6 |
| 町村 | 2,418,096 | 19.6 | 2,542,700 | 19.8 | △ 124,604 | △ 4.9 | △ 2.6 |
| 一部事務組合 | 1,016,990 | 42.5 | 1,007,678 | 38.4 | 9,312 | 0.9 | 0.4 |
| 特別区 | 715,458 | 27.1 | 733,362 | 27.7 | △ 17,904 | △ 2.4 | △ 3.1 |
| **合計** | **25,932,276** | **28.0** | **26,394,220** | **27.8** | **△ 461,944** | **△ 1.8** | **△ 1.7** |

（注）　平成14年度及び平成15年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

# 第74表　人件費中の職員給の状況

## その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | 増減額 | 増減率 | | | 前年度増減率 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | 都道府県 | 市町村 | 純計額 |
| 議会関係 | 14,843 | 0.1 | 81,747 | 1.1 | 96,590 | 0.5 | 15,969 | 0.1 | 84,719 | 1.1 | 100,688 | 0.5 | △ 4,098 | △7.1 | △3.5 | △4.1 | △3.0 | △2.9 | △2.9 |
| 総務関係 | 469,111 | 4.1 | 1,688,694 | 22.7 | 2,157,805 | 11.4 | 482,129 | 4.1 | 1,692,327 | 22.1 | 2,174,457 | 11.2 | △ 16,652 | △2.7 | △0.2 | △0.8 | △3.4 | △2.4 | △2.6 |
| 民生関係 | 220,385 | 1.9 | 1,424,386 | 19.2 | 1,644,771 | 8.7 | 230,095 | 2.0 | 1,474,612 | 19.3 | 1,704,707 | 8.8 | △ 59,936 | △4.2 | △3.4 | △3.5 | △2.6 | △3.6 | △3.5 |
| 衛生関係 | 257,795 | 2.2 | 897,875 | 12.1 | 1,155,670 | 6.1 | 269,205 | 2.3 | 936,156 | 12.2 | 1,205,361 | 6.2 | △ 49,691 | △4.2 | △4.1 | △4.1 | △2.5 | △2.9 | △2.8 |
| 労働関係 | 54,290 | 0.5 | 9,364 | 0.1 | 63,655 | 0.3 | 56,463 | 0.5 | 10,377 | 0.1 | 66,840 | 0.3 | △ 3,185 | △3.8 | △9.8 | △4.8 | △6.7 | △9.8 | △7.2 |
| 農林水産関係 | 399,891 | 3.5 | 249,958 | 3.4 | 649,849 | 3.4 | 410,911 | 3.5 | 262,859 | 3.4 | 673,770 | 3.5 | △ 23,921 | △2.7 | △4.9 | △3.6 | △1.5 | △4.4 | △2.7 |
| 商工関係 | 93,652 | 0.8 | 107,107 | 1.4 | 200,759 | 1.1 | 97,057 | 0.8 | 110,291 | 1.4 | 207,348 | 1.1 | △ 6,589 | △3.5 | △2.9 | △3.2 | △5.9 | △3.5 | △4.6 |
| 土木関係 | 270,022 | 2.4 | 613,700 | 8.3 | 883,723 | 4.7 | 273,506 | 2.3 | 636,732 | 8.3 | 910,238 | 4.7 | △ 26,515 | △1.3 | △3.6 | △2.9 | △2.0 | △2.9 | △2.6 |
| 警察関係 | 2,154,407 | 18.8 | − | − | 2,154,407 | 11.4 | 2,192,172 | 18.6 | − | − | 2,192,172 | 11.3 | △ 37,765 | △1.7 | − | △1.7 | △0.3 | − | △0.3 |
| 消防関係 | 158,746 | 1.4 | 975,730 | 13.1 | 1,134,475 | 6.0 | 163,868 | 1.4 | 994,998 | 13.0 | 1,158,867 | 6.0 | △ 24,392 | △3.1 | △1.9 | △2.1 | 0.9 | △1.2 | △0.9 |
| 教育関係 | 7,387,499 | 64.3 | 1,377,677 | 18.6 | 8,765,176 | 46.4 | 7,594,814 | 64.4 | 1,447,760 | 18.9 | 9,042,574 | 46.5 | △277,398 | △2.7 | △4.8 | △3.1 | △1.4 | △4.2 | △1.8 |
| 合計 | **11,480,641** | **100.0** | **7,426,239** | **100.0** | **18,906,880** | **100.0** | **11,786,191** | **100.0** | **7,650,832** | **100.0** | **19,437,023** | **100.0** | **△530,143** | **△2.6** | **△2.9** | **△2.7** | **△1.4** | **△3.0** | **△2.0** |

## その２　平均給料月額の状況（普通会計分）

（単位　円・％）

| 区分 | 平成16年4月1日現在 | | | | | 平成15年4月1日現在 | | | | | 増減率 | | | | | 前年度増減率 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全団体 | 都道府県 | 大都市 | 都市 | 町村 | 全団体 | 都道府県 | 大都市 | 都市 | 町村 | 全団体 | 都道府県 | 大都市 | 都市 | 町村 | 全団体 | 都道府県 | 大都市 | 都市 | 町村 |
| 一般行政職 | 351,932 | 356,646 | 361,933 | 356,793 | 329,733 | 354,365 | 358,815 | 364,639 | 361,291 | 330,757 | △0.7 | △0.6 | △0.7 | △1.2 | △0.3 | △1.6 | △1.5 | △2.5 | △1.7 | △1.3 |
| 高等学校教育職 | 403,225 | 403,205 | 411,179 | 399,123 | 338,001 | 405,203 | 405,249 | 410,624 | 402,041 | 334,861 | △0.5 | △0.5 | 0.1 | △0.7 | 0.9 | △1.5 | △1.5 | △1.6 | △1.5 | △0.4 |
| 小・中学校教育職 | 395,036 | 396,712 | 372,275 | 355,404 | 322,496 | 398,135 | 399,842 | 373,009 | 360,192 | 323,756 | △0.8 | △0.8 | △0.2 | △1.3 | △0.4 | △1.6 | △1.6 | △3.0 | △1.9 | △1.2 |
| 消防職 | 340,737 | 367,500 | 351,860 | 342,539 | 322,212 | 342,607 | 365,900 | 353,790 | 346,989 | 322,586 | △0.5 | 0.4 | △0.5 | △1.3 | △0.1 | △1.9 | △3.9 | △2.4 | △1.5 | △0.7 |
| 警察職 | 360,284 | 360,284 | − | − | − | 366,567 | 366,567 | − | − | − | △1.7 | △1.7 | − | − | − | △3.1 | △3.1 | − | − | − |

（注）　1　「都市」には、中核市、特例市を含む。
　　2　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

# 第75表 地方公務員数の状況

その1 総括

（単位 人・%）

| 区分 | 平成16年4月1日現在 | | | | | | 平成15年4月1日現在 | | | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 総計 | | 都道府県 | | 市町村 | | 総計 | | 増減 | 増減率 | 前年度増減率 |
| 一般行政関係職員 | 279,517 | 18.4 | 786,785 | 69.5 | 1,066,302 | 40.2 | 283,942 | 18.6 | 798,249 | 69.4 | 1,082,191 | 40.4 | △ 15,889 | △ 1.5 | △ 1.3 |
| 議会・総務 | 48,527 | 3.2 | 206,592 | 18.3 | 255,119 | 9.6 | 48,891 | 3.2 | 206,824 | 18.0 | 255,715 | 9.6 | △ 596 | △ 0.2 | 0.5 |
| 税務 | 19,320 | 1.3 | 57,660 | 5.1 | 76,980 | 2.9 | 19,502 | 1.3 | 58,147 | 5.1 | 77,649 | 2.9 | △ 669 | △ 0.9 | △ 1.1 |
| 民生 | 30,946 | 2.0 | 227,281 | 20.1 | 258,227 | 9.7 | 31,799 | 2.1 | 230,254 | 20.0 | 262,053 | 9.8 | △ 3,826 | △ 1.5 | △ 1.2 |
| 衛生 | 36,316 | 2.4 | 128,238 | 11.3 | 164,554 | 6.2 | 36,066 | 2.4 | 131,364 | 11.4 | 167,430 | 6.3 | △ 2,876 | △ 1.7 | △ 2.0 |
| 労働 | 5,754 | 0.4 | 1,538 | 0.1 | 7,292 | 0.3 | 5,858 | 0.4 | 1,613 | 0.1 | 7,471 | 0.3 | △ 179 | △ 2.4 | △ 4.5 |
| 農林水産 | 64,888 | 4.3 | 41,366 | 3.7 | 106,254 | 4.0 | 66,244 | 4.3 | 42,983 | 3.7 | 109,227 | 4.1 | △ 2,973 | △ 2.7 | △ 2.6 |
| 商工 | 12,693 | 0.8 | 16,394 | 1.4 | 29,087 | 1.1 | 12,857 | 0.8 | 16,337 | 1.4 | 29,194 | 1.1 | △ 107 | △ 0.4 | △ 0.3 |
| 土木 | 61,073 | 4.0 | 107,716 | 9.5 | 168,789 | 6.4 | 62,725 | 4.1 | 110,727 | 9.6 | 173,452 | 6.5 | △ 4,663 | △ 2.7 | △ 2.6 |
| 教育関係職員 | 951,610 | 62.6 | 207,779 | 18.4 | 1,159,389 | 43.7 | 958,788 | 62.8 | 214,799 | 18.7 | 1,173,587 | 43.8 | △ 14,198 | △ 1.2 | △ 1.1 |
| 教員 | 854,540 | 56.2 | 43,735 | 3.9 | 898,275 | 33.9 | 860,412 | 56.3 | 44,477 | 3.9 | 904,889 | 33.8 | △ 6,614 | △ 0.7 | △ 0.6 |
| 高等学校 | 181,754 | 12.0 | 12,042 | 1.1 | 193,796 | 7.3 | 185,163 | 12.1 | 12,262 | 1.1 | 197,425 | 7.4 | △ 3,629 | △ 1.8 | △ 2.1 |
| 義務教育 | 600,097 | 39.5 | 152 | 0.0 | 600,249 | 22.6 | 603,124 | 39.5 | 145 | 0.0 | 603,269 | 22.5 | △ 3,020 | △ 0.5 | △ 0.3 |
| その他 | 72,689 | 4.7 | 31,541 | 2.8 | 104,230 | 4.0 | 72,125 | 4.7 | 32,070 | 2.8 | 104,195 | 3.9 | 35 | 0.0 | 0.4 |
| その他 | 97,070 | 6.4 | 164,044 | 14.5 | 261,114 | 9.8 | 98,376 | 6.5 | 170,322 | 14.8 | 268,698 | 10.0 | △ 7,584 | △ 2.8 | △ 2.6 |
| 警察関係職員 | 270,770 | 17.8 | − | − | 270,770 | 10.2 | 266,729 | 17.5 | − | − | 266,729 | 10.0 | 4,041 | 1.5 | 1.6 |
| 警察官 | 241,913 | 15.9 | − | − | 241,913 | 9.1 | 237,963 | 15.6 | − | − | 237,963 | 8.9 | 3,950 | 1.7 | 1.9 |
| その他 | 28,857 | 1.9 | − | − | 28,857 | 1.1 | 28,766 | 1.9 | − | − | 28,766 | 1.1 | 91 | 0.3 | △ 0.4 |
| 消防関係職員 | 18,340 | 1.2 | 136,977 | 12.1 | 155,317 | 5.9 | 18,194 | 1.2 | 136,657 | 11.9 | 154,851 | 5.8 | 466 | 0.3 | 0.3 |
| 合計 | **1,520,237** | **100.0** | **1,131,541** | **100.0** | **2,651,778** | **100.0** | **1,527,653** | **100.0** | **1,149,705** | **100.0** | **2,677,358** | **100.0** | **△ 25,580** | **△ 1.0** | **△ 0.8** |

（注） 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

（単位 千人・%）

| 区分 | 昭和36年5月31日 | | 平成14年4月1日 | | 平成15年4月1日 | | 平成16年4月1日 | | 指数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 | 36.5.31 | 14.4.1 | 15.4.1 | 16.4.1 |
| 一般行政関係職員 | 676 | 39.6 | 1,097 | 40.6 | 1,082 | 40.4 | 1,066 | 40.2 | 100 | 162 | 160 | 158 |
| 民生 | 85 | 5.0 | 265 | 9.8 | 262 | 9.8 | 258 | 9.7 | 100 | 312 | 308 | 304 |
| 衛生 | 74 | 4.3 | 171 | 6.3 | 167 | 6.2 | 165 | 6.2 | 100 | 231 | 226 | 223 |
| 労働 | 18 | 1.1 | 8 | 0.3 | 7 | 0.3 | 7 | 0.3 | 100 | 44 | 39 | 39 |
| 土木 | 107 | 6.3 | 178 | 6.6 | 173 | 6.5 | 169 | 6.4 | 100 | 166 | 162 | 158 |
| その他 | 392 | 22.9 | 475 | 17.6 | 473 | 17.7 | 467 | 17.6 | 100 | 121 | 121 | 119 |
| 教育関係職員 | 842 | 49.4 | 1,186 | 43.9 | 1,174 | 43.9 | 1,159 | 43.7 | 100 | 141 | 139 | 138 |
| 義務教育職員 | 572 | 33.5 | 605 | 22.4 | 603 | 22.5 | 600 | 22.6 | 100 | 106 | 105 | 105 |
| 高等学校職員 | 104 | 6.1 | 202 | 7.5 | 197 | 7.4 | 194 | 7.3 | 100 | 194 | 189 | 187 |
| 学校給食職員 | 29 | 1.7 | 19 | 0.7 | 18 | 0.7 | 17 | 0.6 | 100 | 66 | 62 | 59 |
| その他 | 137 | 8.1 | 360 | 13.3 | 356 | 13.3 | 348 | 13.2 | 100 | 263 | 260 | 254 |
| 警察関係職員 | 149 | 8.7 | 262 | 9.7 | 267 | 10.0 | 271 | 10.2 | 100 | 176 | 179 | 182 |
| 警察官 | 129 | 7.6 | 234 | 8.7 | 238 | 8.9 | 242 | 9.1 | 100 | 181 | 184 | 188 |
| その他 | 20 | 1.1 | 28 | 1.0 | 29 | 1.1 | 29 | 1.1 | 100 | 140 | 145 | 145 |
| 消防関係職員 | 39 | 2.3 | 154 | 5.7 | 155 | 5.8 | 155 | 5.8 | 100 | 395 | 397 | 397 |
| 合計 | **1,706** | **100.0** | **2,700** | **100.0** | **2,677** | **100.0** | **2,652** | **100.0** | **100** | **158** | **157** | **155** |

（注） 教育関係職員のうち、平成14年、15年及び16年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

## 第76表 物　件　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃金 | 42,682 | 2.5 | 400,599 | 6.5 | 443,281 | 5.6 | 431,574 | 5.4 | 11,707 | 2.7 | 4.3 |
| 旅費 | 127,989 | 7.5 | 82,959 | 1.3 | 210,948 | 2.7 | 224,066 | 2.8 | △ 13,118 | △ 5.9 | △ 7.4 |
| 交際費 | 433 | 0.0 | 7,619 | 0.1 | 8,052 | 0.1 | 9,205 | 0.1 | △ 1,153 | △ 12.5 | △ 10.0 |
| 備品購入費 | 34,477 | 2.0 | 164,961 | 2.7 | 199,438 | 2.5 | 216,142 | 2.7 | △ 16,704 | △ 7.7 | △ 5.9 |
| 需用費 | 401,650 | 23.6 | 1,390,228 | 22.5 | 1,791,879 | 22.7 | 1,849,002 | 23.3 | △ 57,123 | △ 3.1 | △ 0.7 |
| 役務費 | 156,085 | 9.2 | 302,158 | 4.9 | 458,243 | 5.8 | 445,521 | 5.6 | 12,722 | 2.9 | △ 1.8 |
| 委託料 | 734,166 | 43.1 | 3,202,382 | 51.7 | 3,936,548 | 49.9 | 3,927,899 | 49.4 | 8,649 | 0.2 | 2.2 |
| その他 | 204,008 | 12.1 | 641,300 | 10.3 | 845,307 | 10.7 | 847,620 | 10.7 | △ 2,313 | △ 0.3 | 1.8 |
| **合計** | **1,701,490** | **100.0** | **6,192,206** | **100.0** | **7,893,696** | **100.0** | **7,951,029** | **100.0** | **△ 57,333** | **△ 0.7** | **0.8** |

## 第77表 維　持　補　修　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | 16,532 | 4.0 | 24,617 | 3.8 | 41,149 | 3.9 | 41,367 | 3.9 | △ 218 | △ 0.5 | △ 2.0 |
| 衛生費 | 1,920 | 0.5 | 111,567 | 17.3 | 113,487 | 10.7 | 108,691 | 10.3 | 4,796 | 4.4 | 1.5 |
| 保健所費 | 506 | 0.1 | 334 | 0.1 | 840 | 0.1 | 769 | 0.1 | 71 | 9.2 | 10.8 |
| 清掃費 | 110 | 0.0 | 105,525 | 16.4 | 105,635 | 10.0 | 100,565 | 9.5 | 5,070 | 5.0 | 1.9 |
| その他 | 1,304 | 0.4 | 5,708 | 0.8 | 7,012 | 0.6 | 7,357 | 0.7 | △ 345 | △ 4.7 | △ 3.9 |
| 農林水産業費 | 8,834 | 2.1 | 13,492 | 2.1 | 22,326 | 2.1 | 23,176 | 2.2 | △ 850 | △ 3.7 | △ 2.5 |
| 農業費 | 1,083 | 0.3 | 1,567 | 0.2 | 2,649 | 0.3 | 2,973 | 0.3 | △ 324 | △ 10.9 | △ 6.2 |
| 畜産業費 | 321 | 0.1 | 330 | 0.1 | 652 | 0.1 | 633 | 0.1 | 19 | 3.0 | − |
| 農地費 | 1,985 | 0.5 | 7,870 | 1.2 | 9,854 | 0.9 | 10,149 | 1.0 | △ 295 | △ 2.9 | △ 2.5 |
| 林業費 | 1,519 | 0.4 | 3,151 | 0.5 | 4,670 | 0.4 | 4,873 | 0.5 | △ 203 | △ 4.2 | △ 8.5 |
| 水産業費 | 3,927 | 1.0 | 574 | 0.1 | 4,501 | 0.4 | 4,548 | 0.4 | △ 47 | △ 1.0 | 7.2 |
| 土木費 | 322,494 | 78.4 | 370,891 | 57.5 | 693,384 | 65.6 | 700,024 | 66.1 | △ 6,640 | △ 0.9 | △ 1.6 |
| 道路橋りょう費 | 171,191 | 41.6 | 232,389 | 36.0 | 403,581 | 38.2 | 408,569 | 38.6 | △ 4,988 | △ 1.2 | 0.1 |
| 河川海岸費 | 37,820 | 9.2 | 13,121 | 2.0 | 50,941 | 4.8 | 51,353 | 4.8 | △ 412 | △ 0.8 | 0.9 |
| 都市計画費 | 34,437 | 8.4 | 55,143 | 8.5 | 89,580 | 8.5 | 89,112 | 8.4 | 468 | 0.5 | △ 2.0 |
| 住宅費 | 68,582 | 16.7 | 63,888 | 9.9 | 132,470 | 12.5 | 133,595 | 12.6 | △ 1,125 | △ 0.8 | △ 6.6 |
| その他 | 10,464 | 2.5 | 6,350 | 1.1 | 16,812 | 1.6 | 17,395 | 1.7 | △ 583 | △ 3.4 | △ 4.7 |
| 警察費 | 21,667 | 5.3 | − | − | 21,667 | 2.1 | 20,916 | 2.0 | 751 | 3.6 | 2.0 |
| 消防費 | 4,254 | 1.0 | 7,803 | 1.2 | 12,057 | 1.1 | 12,020 | 1.1 | 37 | 0.3 | △ 1.6 |
| 教育費 | 29,056 | 7.1 | 96,994 | 15.0 | 126,049 | 11.9 | 127,280 | 12.0 | △ 1,231 | △ 1.0 | △ 6.0 |
| 小学校費 | − | − | 42,541 | 6.6 | 42,541 | 4.0 | 43,455 | 4.1 | △ 914 | △ 2.1 | △ 7.6 |
| 中学校費 | 1 | 0.0 | 23,403 | 3.6 | 23,404 | 2.2 | 24,301 | 2.3 | △ 897 | △ 3.7 | △ 6.0 |
| 高等学校費 | 19,280 | 4.7 | 1,564 | 0.2 | 20,844 | 2.0 | 19,960 | 1.9 | 884 | 4.4 | △ 4.8 |
| その他 | 9,775 | 2.4 | 29,486 | 4.6 | 39,260 | 3.7 | 39,564 | 3.7 | △ 304 | △ 0.8 | △ 4.7 |
| その他 | 6,408 | 1.6 | 19,824 | 3.1 | 26,233 | 2.6 | 25,853 | 2.4 | 380 | 1.5 | △ 4.6 |
| **合計** | **411,165** | **100.0** | **645,188** | **100.0** | **1,056,352** | **100.0** | **1,059,327** | **100.0** | **△ 2,975** | **△ 0.3** | **△ 1.9** |

# 第78表　扶　助　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 民生費 | 773,327 | 74.5 | 5,731,147 | 95.6 | 6,504,474 | 92.5 | 6,229,411 | 92.4 | 275,063 | 4.4 | 4.2 |
| 社会福祉費 | 125,772 | 12.1 | 1,184,389 | 19.8 | 1,310,161 | 18.6 | 1,235,473 | 18.3 | 74,688 | 6.0 | 3.3 |
| 老人福祉費 | 35,959 | 3.5 | 301,352 | 5.0 | 337,311 | 4.8 | 353,657 | 5.2 | △ 16,346 | △ 4.6 | △ 5.1 |
| 児童福祉費 | 334,524 | 32.2 | 2,086,160 | 34.8 | 2,420,685 | 34.4 | 2,375,343 | 35.2 | 45,342 | 1.9 | 4.0 |
| 生活保護費 | 276,430 | 26.6 | 2,158,155 | 36.0 | 2,434,584 | 34.6 | 2,264,330 | 33.6 | 170,254 | 7.5 | 6.6 |
| 災害救助費 | 641 | 0.1 | 1,091 | 0.0 | 1,732 | 0.0 | 609 | 0.0 | 1,123 | 184.4 | △ 17.5 |
| 衛生費 | 256,320 | 24.7 | 166,074 | 2.8 | 422,394 | 6.0 | 411,300 | 6.1 | 11,094 | 2.7 | 2.3 |
| 結核対策費 | 4,455 | 0.4 | 5,243 | 0.1 | 9,698 | 0.1 | 10,340 | 0.2 | △ 642 | △ 6.2 | △ 7.3 |
| その他 | 251,865 | 24.3 | 160,831 | 2.7 | 412,696 | 5.9 | 400,960 | 5.9 | 11,736 | 2.9 | 2.5 |
| 教育費 | 9,017 | 0.9 | 99,002 | 1.7 | 108,019 | 1.5 | 101,694 | 1.5 | 6,325 | 6.2 | 5.4 |
| 小学校費 | − | − | 25,899 | 0.4 | 25,899 | 0.4 | 23,834 | 0.4 | 2,065 | 8.7 | 8.7 |
| 中学校費 | 0 | 0.0 | 24,543 | 0.4 | 24,543 | 0.3 | 23,016 | 0.3 | 1,527 | 6.6 | 5.4 |
| 保健体育費 | 83 | 0.0 | 30,503 | 0.5 | 30,586 | 0.4 | 27,617 | 0.4 | 2,969 | 10.8 | 7.2 |
| その他 | 8,934 | 0.9 | 18,057 | 0.4 | 26,991 | 0.4 | 27,227 | 0.4 | △ 236 | △ 0.9 | 1.1 |
| その他 | 2 | 0.0 | − | − | 2 | 0.0 | 3 | 0.0 | △ 1 | △ 33.3 | − |
| **合計** | **1,038,666** | **100.0** | **5,996,223** | **100.0** | **7,034,889** | **100.0** | **6,742,408** | **100.0** | **292,481** | **4.3** | **4.1** |

# 第79表　補　助　費　等　の　状　況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | 平成15年度 市町村 | 平成15年度 合計 単純 | 平成15年度 合計 純計 | 平成14年度 都道府県 | 平成14年度 市町村 | 平成14年度 合計 単純 | 平成14年度 合計 純計 | 増減額 単純 | 増減額 純計 | 増減率 単純 | 増減率 純計 | 前年度増減率 単純 | 前年度増減率 純計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負担金、寄附金 | 868,564 | 455,330 | 1,323,894 | … | 799,968 | 459,251 | 1,259,219 | … | 64,675 | … | 5.1 | … | 2.9 | … |
| 補助交付金 | 6,586,966 | 1,315,455 | 7,902,421 | … | 6,290,916 | 1,325,151 | 7,616,068 | … | 286,353 | … | 3.8 | … | △ 8.1 | … |
| その他 | 1,082,324 | 1,678,952 | 2,761,276 | … | 1,056,111 | 1,685,124 | 2,741,233 | … | 20,043 | … | 0.7 | … | 2.3 | … |
| **合計** | **8,537,854** | **3,449,737** | **11,987,591** | **7,051,415** | **8,146,995** | **3,469,526** | **11,616,520** | **6,860,085** | **371,071** | **191,330** | **3.2** | **2.8** | **△ 4.7** | **1.7** |
| うち公営企業（法適用）に対するもの | 558,093 | 1,105,016 | 1,663,109 | | 573,144 | 1,116,076 | 1,689,220 | | △ 26,111 | | △ 1.5 | | △ 1.2 | |

# 第80表　普通建設事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助事業費 | 5,294,907 | 50.9 | 2,958,616 | 33.5 | 7,873,505 | 43.1 | 9,233,913 | 44.3 | △ 1,360,408 | △ 14.7 | △ 7.3 |
| 単独事業費 | 3,977,429 | 38.3 | 5,456,664 | 61.7 | 9,107,693 | 49.9 | 10,126,982 | 48.6 | △ 1,019,289 | △ 10.1 | △ 8.4 |
| 国直轄事業負担金 | 1,125,733 | 10.8 | 143,411 | 1.6 | 1,269,145 | 7.0 | 1,463,266 | 7.0 | △ 194,121 | △ 13.3 | △ 3.6 |
| 県営事業負担金 | － | － | 278,696 | 3.2 | － | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **10,398,069** | **100.0** | **8,837,387** | **100.0** | **18,250,343** | **100.0** | **20,824,161** | **100.0** | **△ 2,573,818** | **△ 12.4** | **△ 7.6** |

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 2,891,897 | 27.8 | 1,142,847 | 12.9 | 4,034,884 | 22.1 | 3,946,965 | 19.0 | 87,919 | 2.2 | △ 20.8 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 368,940 | 3.5 | 80,892 | 0.9 | 231,537 | 1.3 | 222,828 | 1.1 | 8,709 | 3.9 | △ 0.9 |
| 財産収入 | 19,331 | 0.2 | 33,425 | 0.4 | 52,763 | 0.3 | 58,181 | 0.3 | △ 5,418 | △ 9.3 | △ 18.8 |
| 地方債 | 4,013,456 | 38.6 | 3,035,916 | 34.4 | 7,007,553 | 38.4 | 9,281,025 | 44.6 | △ 2,273,472 | △ 24.5 | 1.2 |
| その他特定財源 | 749,024 | 7.2 | 1,473,614 | 16.7 | 1,624,293 | 8.9 | 1,790,975 | 8.5 | △ 166,682 | △ 9.3 | △ 0.6 |
| 一般財源等 | 2,355,421 | 22.7 | 3,070,693 | 34.7 | 5,299,313 | 29.0 | 5,524,187 | 26.5 | △ 224,874 | △ 4.1 | △ 12.0 |
| **合計** | **10,398,069** | **100.0** | **8,837,387** | **100.0** | **18,250,343** | **100.0** | **20,824,161** | **100.0** | **△ 2,573,818** | **△ 12.4** | **△ 7.6** |

# 第80表　普通建設事業費の状況（つづき）

その3　目的別内訳

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度純計額 | | 比較 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | | | 増減額 | 増減率 | | | 前年度増減率 | | | |
| | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | 都道府県 | 市町村 | 純計額 | |
| 総務費 | 334,336 | 3.2 | 563,230 | 6.4 | 801,047 | 4.4 | 921,905 | 4.4 | △ 120,858 | △ 16.7 | △ 10.5 | △ 13.1 | △ 14.1 | 3.7 | △ 5.9 | |
| 民生費 | 307,930 | 3.0 | 451,853 | 5.1 | 721,773 | 4.0 | 823,789 | 4.0 | △ 102,016 | △ 16.3 | △ 11.3 | △ 12.4 | △ 2.9 | △ 9.9 | △ 7.2 | |
| 社会福祉費 | 74,055 | 0.7 | 111,940 | 1.3 | 178,128 | 1.0 | 214,605 | 1.0 | △ 36,477 | △ 12.7 | △ 19.3 | △ 17.0 | △ 5.3 | △ 14.9 | △ 11.5 | |
| 老人福祉費 | 178,099 | 1.7 | 185,704 | 2.1 | 344,500 | 1.9 | 414,066 | 2.0 | △ 69,566 | △ 22.0 | △ 15.1 | △ 16.8 | △ 6.6 | △ 5.0 | △ 5.5 | |
| 児童福祉費 | 54,961 | 0.5 | 151,646 | 1.7 | 195,766 | 1.1 | 190,878 | 0.9 | 4,888 | 3.5 | 1.6 | 2.6 | 22.2 | △ 11.4 | △ 5.3 | |
| その他 | 815 | 0.1 | 2,563 | 0.0 | 3,379 | 0.0 | 4,240 | 0.1 | △ 861 | △ 51.9 | △ 11.9 | △ 20.3 | 5.3 | △ 25.3 | △ 21.8 | |
| 衛生費 | 144,810 | 1.4 | 686,352 | 7.8 | 792,307 | 4.3 | 1,325,448 | 6.4 | △ 533,141 | △ 12.7 | △ 43.0 | △ 40.2 | △ 10.8 | △ 14.3 | △ 14.2 | |
| 清掃費 | 27,104 | 0.3 | 520,585 | 5.9 | 535,986 | 2.9 | 1,022,459 | 4.9 | △ 486,473 | △ 10.9 | △ 48.5 | △ 47.6 | △ 19.7 | △ 15.1 | △ 15.3 | |
| その他 | 117,706 | 1.1 | 165,767 | 1.9 | 256,321 | 1.4 | 302,989 | 1.5 | △ 46,668 | △ 13.1 | △ 14.6 | △ 15.4 | △ 8.5 | △ 9.8 | △ 10.3 | |
| 労働費 | 12,143 | 0.1 | 7,601 | 0.1 | 18,570 | 0.1 | 27,467 | 0.1 | △ 8,897 | △ 32.8 | △ 22.2 | △ 32.4 | 34.9 | 28.1 | 38.4 | |
| 農林水産業費 | 2,417,074 | 23.2 | 928,025 | 10.5 | 2,789,976 | 15.3 | 3,174,183 | 15.2 | △ 384,207 | △ 12.5 | △ 11.7 | △ 12.1 | △ 10.1 | △ 10.4 | △ 9.8 | |
| 農業費 | 136,421 | 1.3 | 171,863 | 1.9 | 220,559 | 1.2 | 264,198 | 1.3 | △ 43,639 | △ 18.3 | △ 16.7 | △ 16.5 | △ 14.9 | △ 8.6 | △ 11.6 | |
| 畜産業費 | 51,307 | 0.5 | 38,740 | 0.4 | 70,784 | 0.4 | 70,116 | 0.3 | 668 | △ 0.4 | 3.4 | 1.0 | △ 20.1 | △ 15.4 | △ 16.7 | |
| 農地費 | 1,387,415 | 13.3 | 412,232 | 4.7 | 1,518,186 | 8.3 | 1,711,896 | 8.2 | △ 193,710 | △ 11.7 | △ 11.3 | △ 11.3 | △ 9.6 | △ 10.9 | △ 8.9 | |
| 林業費 | 529,012 | 5.1 | 169,616 | 1.9 | 615,084 | 3.4 | 721,231 | 3.5 | △ 106,147 | △ 14.7 | △ 14.3 | △ 14.7 | △ 12.6 | △ 13.1 | △ 12.5 | |
| 水産業費 | 312,919 | 3.0 | 135,574 | 1.5 | 365,364 | 2.0 | 406,742 | 2.0 | △ 41,378 | △ 11.0 | △ 6.5 | △ 10.2 | △ 3.7 | △ 6.2 | △ 6.2 | |
| 商工費 | 95,688 | 0.9 | 141,930 | 1.6 | 222,368 | 1.2 | 293,738 | 1.4 | △ 71,370 | △ 28.5 | △ 20.2 | △ 24.3 | 8.3 | 3.8 | 6.3 | |
| 土木費 | 6,386,093 | 61.4 | 4,413,183 | 49.9 | 10,570,241 | 57.9 | 11,779,647 | 56.6 | △ 1,209,406 | △ 11.2 | △ 8.9 | △ 10.3 | △ 6.4 | △ 7.5 | △ 6.8 | |
| 道路橋りょう費 | 3,058,011 | 29.4 | 1,557,959 | 17.6 | 4,560,924 | 25.0 | 5,104,996 | 24.5 | △ 544,072 | △ 11.6 | △ 9.1 | △ 10.7 | △ 6.7 | △ 8.5 | △ 7.2 | |
| 河川海岸費 | 1,546,027 | 14.9 | 201,369 | 2.3 | 1,721,097 | 9.4 | 2,007,807 | 9.6 | △ 286,710 | △ 14.9 | △ 8.2 | △ 14.3 | △ 10.7 | △ 9.2 | △ 10.6 | |
| 港湾費 | 280,137 | 2.7 | 166,246 | 1.9 | 420,353 | 2.3 | 499,727 | 2.4 | △ 79,374 | △ 15.7 | △ 16.5 | △ 15.9 | △ 9.0 | △ 9.2 | △ 9.1 | |
| 都市計画費 | 1,072,821 | 10.3 | 2,036,788 | 23.0 | 3,011,674 | 16.5 | 3,272,156 | 15.7 | △ 260,482 | △ 9.3 | △ 7.2 | △ 8.0 | 2.7 | △ 6.9 | △ 3.7 | |
| 街路費 | 710,619 | 6.8 | 800,798 | 9.1 | 1,463,420 | 8.0 | 1,554,731 | 7.5 | △ 91,311 | △ 5.3 | △ 6.6 | △ 5.9 | 8.0 | △ 7.7 | △ 0.7 | |
| 公園費 | 131,678 | 1.3 | 419,842 | 4.8 | 547,310 | 3.0 | 663,897 | 3.2 | △ 116,587 | △ 25.0 | △ 15.0 | △ 17.6 | △ 4.0 | △ 6.2 | △ 5.5 | |
| 下水道費 | 11,386 | 0.1 | 27,318 | 0.3 | 29,414 | 0.2 | 35,415 | 0.2 | △ 6,001 | △ 15.8 | △ 13.4 | △ 16.9 | △ 23.3 | △ 20.2 | △ 25.5 | |
| 区画整理費等 | 219,138 | 2.1 | 788,830 | 8.9 | 971,531 | 5.3 | 1,018,113 | 4.9 | △ 46,582 | △ 9.7 | △ 2.9 | △ 4.6 | △ 4.9 | △ 6.0 | △ 5.8 | |
| 住宅費 | 233,288 | 2.2 | 399,403 | 4.5 | 619,569 | 3.4 | 727,636 | 3.5 | △ 108,067 | △ 16.2 | △ 13.8 | △ 14.9 | △ 14.1 | △ 7.9 | △ 10.3 | |
| その他 | 195,809 | 1.9 | 51,418 | 0.6 | 236,624 | 1.3 | 167,325 | 0.9 | 69,299 | 56.5 | △ 2.8 | 41.4 | 20.2 | 26.8 | 24.0 | |
| 消防費 | 12,841 | 0.1 | 188,745 | 2.1 | 200,965 | 1.1 | 219,826 | 1.1 | △ 18,861 | 7.4 | △ 10.0 | △ 8.6 | △ 8.2 | 0.9 | 0.0 | |
| 教育費 | 464,735 | 4.5 | 1,413,193 | 16.0 | 1,867,407 | 10.2 | 1,973,057 | 9.5 | △ 105,650 | 2.6 | △ 7.8 | △ 5.4 | △ 14.1 | △ 5.9 | △ 7.9 | |
| 小学校費 | 457 | 0.0 | 551,230 | 6.2 | 551,212 | 3.0 | 574,176 | 2.8 | △ 22,964 | △ 6.9 | △ 4.0 | △ 4.0 | △ 0.8 | △ 3.5 | △ 3.5 | |
| 中学校費 | 5,384 | 0.1 | 282,722 | 3.2 | 287,836 | 1.6 | 305,443 | 1.5 | △ 17,607 | 60.0 | △ 6.5 | △ 5.8 | 473.4 | △ 2.3 | △ 1.4 | |
| 高等学校費 | 257,095 | 2.5 | 10,533 | 0.1 | 267,425 | 1.5 | 279,616 | 1.3 | △ 12,191 | △ 1.9 | △ 40.4 | △ 4.4 | △ 7.1 | 8.0 | △ 6.3 | |
| 社会教育費 | 78,517 | 0.8 | 313,484 | 3.5 | 385,772 | 2.1 | 376,321 | 1.8 | 9,451 | 39.7 | △ 3.7 | 2.5 | △ 29.4 | △ 12.4 | △ 15.4 | |
| 保健体育費 | 30,141 | 0.3 | 183,996 | 2.1 | 211,918 | 1.2 | 277,264 | 1.3 | △ 65,346 | △ 23.0 | △ 23.9 | △ 23.6 | △ 38.7 | △ 8.4 | △ 14.6 | |
| 大学費 | 17,548 | 0.2 | 8,620 | 0.1 | 25,767 | 0.1 | 30,143 | 0.1 | △ 4,376 | △ 27.9 | 13.5 | △ 14.5 | 29.3 | △ 32.3 | 0.4 | |
| その他 | 75,593 | 0.6 | 62,608 | 0.8 | 137,477 | 0.7 | 130,094 | 0.7 | 7,383 | 12.3 | △ 1.1 | 5.7 | △ 17.8 | 4.3 | △ 7.3 | |
| その他 | 222,419 | 2.2 | 43,275 | 0.5 | 265,689 | 1.5 | 285,101 | 1.3 | △ 19,412 | △ 8.6 | 3.5 | △ 6.8 | △ 4.4 | △ 6.9 | △ 4.8 | |
| 合計 | **10,398,069** | **100.0** | **8,837,387** | **100.0** | **18,250,343** | **100.0** | **20,824,161** | **100.0** | **△ 2,573,818** | **△ 11.5** | **△ 13.4** | **△ 12.4** | **△ 7.7** | **△ 7.6** | **△ 7.6** | |

# 第81表　普通建設事業費中の補助事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円　％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 都道府県 | 比較 増減率 市町村 | 比較 増減率 純計額 | 比較 前年度増減率 都道府県 | 比較 前年度増減率 市町村 | 比較 前年度増減率 純計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | 26,339 | 0.5 | 102,899 | 3.5 | 113,766 | 1.4 | 148,010 | 1.6 | △ 34,244 | △ 32.8 | △ 22.9 | △ 23.1 | △ 11.8 | 18.6 | 4.6 |
| 民生費 | 241,607 | 4.6 | 160,902 | 5.4 | 374,202 | 4.8 | 422,554 | 4.6 | △ 48,352 | △ 15.7 | △ 9.5 | △ 11.4 | 2.8 | △ 8.1 | △ 1.3 |
| 社会福祉費 | 36,729 | 0.7 | 22,931 | 0.8 | 56,736 | 0.7 | 68,494 | 0.7 | △ 11,758 | △ 15.9 | △ 17.9 | △ 17.2 | 2.5 | △ 3.0 | 1.0 |
| 老人福祉費 | 158,226 | 3.0 | 79,504 | 2.7 | 221,179 | 2.8 | 263,796 | 2.9 | △ 42,617 | △ 20.2 | △ 15.7 | △ 16.2 | △ 1.2 | △ 2.0 | △ 0.2 |
| 児童福祉費 | 45,986 | 0.9 | 57,561 | 1.9 | 94,716 | 1.2 | 87,520 | 0.9 | 7,196 | 6.9 | 6.6 | 8.2 | 25.9 | △ 18.7 | △ 5.6 |
| その他 | 666 | 0.0 | 906 | 0.0 | 1,571 | 0.1 | 2,744 | 0.1 | △ 1,173 | △ 56.7 | △ 41.1 | △ 42.7 | 11.0 | △ 25.8 | △ 20.7 |
| 衛生費 | 66,410 | 1.3 | 291,001 | 9.8 | 350,257 | 4.4 | 749,927 | 8.1 | △ 399,670 | △ 8.0 | △ 57.4 | △ 53.3 | △ 11.3 | △ 18.1 | △ 17.7 |
| 清掃費 | 9,947 | 0.2 | 263,087 | 8.9 | 273,034 | 3.5 | 656,017 | 7.1 | △ 382,983 | △ 4.6 | △ 59.2 | △ 58.4 | △ 32.7 | △ 19.0 | △ 19.3 |
| その他 | 56,463 | 1.1 | 27,914 | 0.9 | 77,223 | 0.9 | 93,910 | 1.0 | △ 16,687 | △ 8.5 | △ 26.1 | △ 17.8 | △ 6.2 | 0.8 | △ 5.1 |
| 労働費 | 5,968 | 0.1 | 666 | 0.0 | 5,781 | 0.1 | 12,459 | 0.1 | △ 6,678 | △ 44.9 | △ 61.3 | △ 53.6 | 90.8 | 355.6 | 105.7 |
| 農林水産業費 | 1,830,467 | 34.6 | 412,039 | 13.9 | 1,924,735 | 24.4 | 2,227,440 | 24.1 | △ 302,705 | △ 13.6 | △ 13.3 | △ 13.6 | △ 10.7 | △ 11.5 | △ 10.8 |
| 農業費 | 82,286 | 1.6 | 89,788 | 3.0 | 114,768 | 1.5 | 149,836 | 1.6 | △ 35,068 | △ 22.7 | △ 23.8 | △ 23.4 | △ 14.1 | △ 9.5 | △ 13.9 |
| 畜産業費 | 29,194 | 0.6 | 21,075 | 0.7 | 37,482 | 0.5 | 38,334 | 0.4 | △ 852 | △ 0.3 | △ 2.5 | △ 2.2 | △ 19.1 | △ 14.9 | △ 14.2 |
| 農地費 | 1,029,729 | 19.4 | 100,633 | 3.4 | 997,511 | 12.7 | 1,151,365 | 12.5 | △ 153,854 | △ 13.4 | △ 11.8 | △ 13.4 | △ 12.0 | △ 16.7 | △ 12.0 |
| 林業費 | 419,114 | 7.9 | 93,856 | 3.2 | 455,440 | 5.8 | 529,170 | 5.7 | △ 73,730 | △ 14.2 | △ 12.1 | △ 13.9 | △ 9.6 | △ 14.2 | △ 9.7 |
| 水産業費 | 270,144 | 5.1 | 106,687 | 3.6 | 319,535 | 4.1 | 358,735 | 3.9 | △ 39,200 | △ 11.5 | △ 7.4 | △ 10.9 | △ 4.7 | △ 4.4 | △ 6.6 |
| 商工費 | 24,730 | 0.5 | 23,859 | 0.8 | 47,184 | 0.6 | 63,355 | 0.7 | △ 16,171 | △ 31.8 | △ 22.1 | △ 25.5 | 10.7 | 31.1 | 17.2 |
| 土木費 | 2,969,844 | 56.1 | 1,386,514 | 46.9 | 4,347,760 | 55.2 | 4,888,523 | 52.9 | △ 540,763 | △ 10.7 | △ 11.9 | △ 11.1 | △ 7.3 | △ 4.7 | △ 6.5 |
| 道路橋りょう費 | 1,059,261 | 20.0 | 209,848 | 7.1 | 1,268,864 | 16.1 | 1,432,030 | 15.5 | △ 163,166 | △ 11.6 | △ 10.3 | △ 11.4 | △ 4.9 | △ 9.5 | △ 5.7 |
| 河川海岸費 | 1,051,024 | 19.8 | 74,388 | 2.5 | 1,118,996 | 14.2 | 1,271,777 | 13.8 | △ 152,781 | △ 12.4 | △ 6.2 | △ 12.0 | △ 10.2 | △ 10.2 | △ 10.2 |
| 港湾費 | 218,327 | 4.1 | 54,152 | 1.8 | 272,479 | 3.5 | 293,147 | 3.2 | △ 20,668 | △ 6.5 | △ 9.2 | △ 7.1 | △ 12.1 | △ 17.6 | △ 13.3 |
| 都市計画費 | 434,357 | 8.2 | 735,234 | 24.9 | 1,168,482 | 14.8 | 1,270,370 | 13.8 | △ 101,888 | △ 1.5 | △ 11.5 | △ 8.0 | 1.4 | △ 1.5 | △ 0.5 |
| 街路費 | 303,388 | 5.7 | 265,843 | 9.0 | 568,653 | 7.2 | 585,002 | 6.3 | △ 16,349 | 1.5 | △ 7.3 | △ 2.8 | 13.8 | △ 8.9 | 1.4 |
| 公園費 | 68,788 | 1.3 | 176,446 | 6.0 | 245,233 | 3.1 | 297,954 | 3.2 | △ 52,721 | △ 3.3 | △ 22.2 | △ 17.7 | △ 13.0 | 5.4 | 0.3 |
| 下水道費 | 2,164 | 0.0 | 9,368 | 0.3 | 11,334 | 0.1 | 16,483 | 0.2 | △ 5,149 | △ 39.4 | △ 27.5 | △ 31.2 | △ 52.7 | △ 28.9 | △ 35.9 |
| 区画整理費等 | 60,017 | 1.1 | 283,577 | 9.6 | 343,261 | 4.4 | 370,931 | 4.0 | △ 27,670 | △ 11.2 | △ 6.7 | △ 7.5 | △ 18.7 | 3.2 | △ 1.7 |
| 住宅費 | 183,016 | 3.5 | 301,264 | 10.2 | 483,479 | 6.1 | 580,358 | 6.3 | △ 96,879 | △ 19.3 | △ 15.0 | △ 16.7 | △ 13.8 | △ 6.7 | △ 9.6 |
| その他 | 23,859 | 0.5 | 11,628 | 0.4 | 35,460 | 0.5 | 40,841 | 0.3 | △ 5,381 | △ 4.2 | △ 27.0 | △ 13.2 | 0.8 | 78.3 | 21.4 |
| 消防費 | 360 | 0.0 | 59,435 | 2.0 | 59,795 | 0.8 | 56,028 | 0.6 | 3,767 | △ 35.5 | 7.1 | 6.7 | △ 45.2 | △ 4.5 | △ 5.2 |
| 教育費 | 77,762 | 1.5 | 521,302 | 17.6 | 598,603 | 7.6 | 604,496 | 6.5 | △ 5,893 | △ 2.5 | △ 0.7 | △ 1.0 | 1.8 | 2.8 | 2.7 |
| 小学校費 | − | − | 275,169 | 9.3 | 275,169 | 3.5 | 280,583 | 3.0 | △ 5,414 | − | △ 1.9 | △ 1.9 | − | 5.4 | 5.4 |
| 中学校費 | 2,516 | 0.0 | 147,743 | 5.0 | 150,259 | 1.9 | 146,450 | 1.6 | 3,809 | 24.2 | 2.3 | 2.6 | 808.5 | 2.4 | 3.6 |
| 高等学校費 | 42,328 | 0.8 | 1,156 | 0.0 | 43,484 | 0.6 | 50,097 | 0.5 | △ 6,613 | △ 13.6 | 6.4 | △ 13.2 | 13.3 | 10.5 | 13.3 |
| 社会教育費 | 6,183 | 0.1 | 44,238 | 1.5 | 50,315 | 0.6 | 48,449 | 0.5 | 1,866 | △ 14.0 | 7.1 | 3.9 | △ 18.4 | △ 15.0 | △ 14.9 |
| 保健体育費 | 3,586 | 0.1 | 33,960 | 1.1 | 37,191 | 0.5 | 41,135 | 0.4 | △ 3,944 | 12.1 | △ 11.1 | △ 9.6 | 34.8 | 5.7 | 6.8 |
| 大学費 | 649 | 0.0 | 413 | 0.0 | 1,062 | 0.0 | 1,266 | 0.0 | △ 204 | △ 9.2 | △ 25.2 | △ 16.1 | △ 44.4 | △ 45.9 | △ 45.1 |
| その他 | 22,500 | 0.5 | 18,623 | 0.7 | 41,123 | 0.5 | 36,516 | 0.5 | 4,607 | 27.9 | △ 1.6 | 12.6 | △ 21.4 | 14.3 | △ 6.2 |
| その他 | 51,420 | 0.8 | − | − | 51,422 | 0.7 | 61,121 | 0.8 | △ 9,699 | △ 15.9 | − | △ 15.9 | 28.9 | − | 28.9 |
| 合計 | **5,294,907** | **100.0** | **2,958,616** | **100.0** | **7,873,505** | **100.0** | **9,233,913** | **100.0** | **△ 1,360,408** | **△ 12.2** | **△ 19.1** | **△ 14.7** | **△ 7.6** | **△ 6.7** | **△ 7.3** |

## 第81表　普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 2,891,458 | 54.6 | 1,141,560 | 38.6 | 4,034,884 | 51.2 | 3,946,965 | 42.7 | 87,919 | 2.2 | △ 20.8 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 171,948 | 3.2 | 13,513 | 0.5 | 51,238 | 0.7 | 55,867 | 0.6 | △ 4,629 | △ 8.3 | △ 9.2 |
| 財産収入 | 408 | 0.0 | 847 | 0.0 | 1,260 | 0.0 | 2,136 | 0.0 | △ 876 | △ 41.0 | 37.3 |
| 地方債 | 1,665,977 | 31.5 | 980,935 | 33.2 | 2,739,434 | 34.8 | 4,090,642 | 44.3 | △ 1,351,208 | △ 33.0 | 15.5 |
| その他特定財源 | 200,879 | 3.8 | 534,493 | 18.0 | 357,716 | 4.5 | 431,729 | 4.7 | △ 74,013 | △ 17.1 | △ 16.4 |
| 一般財源等 | 364,237 | 6.9 | 287,268 | 9.7 | 688,973 | 8.8 | 706,574 | 7.7 | △ 17,601 | △ 2.5 | △ 17.6 |
| **合計** | **5,294,907** | **100.0** | **2,958,616** | **100.0** | **7,873,505** | **100.0** | **9,233,913** | **100.0** | **△ 1,360,408** | **△ 14.7** | **△ 7.3** |

## 第82表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農林水産業費 | 254,218 | 22.6 | 25,588 | 17.8 | 279,807 | 22.0 | 271,593 | 18.6 | 8,214 | 3.0 | 11.8 |
| 畜産業費 | 1,557 | 0.1 | 1,206 | 0.8 | 2,764 | 0.2 | 4,319 | 0.3 | △ 1,555 | △ 36.0 | 40.2 |
| 農地費 | 243,136 | 21.6 | 24,382 | 17.0 | 267,518 | 21.1 | 256,651 | 17.5 | 10,867 | 4.2 | 12.3 |
| 林業費 | 5,244 | 0.5 | − | − | 5,244 | 0.4 | 5,334 | 0.4 | △ 90 | △ 1.7 | △ 13.5 |
| 水産業費 | 4,281 | 0.4 | − | − | 4,281 | 0.3 | 5,288 | 0.4 | △ 1,007 | △ 19.0 | 0.7 |
| 土木費 | 871,515 | 77.4 | 117,823 | 82.2 | 989,338 | 78.0 | 1,191,673 | 81.4 | △ 202,335 | △ 17.0 | △ 6.5 |
| 道路橋りょう費 | 555,705 | 49.4 | 71,431 | 49.8 | 627,137 | 49.4 | 737,945 | 50.4 | △ 110,808 | △ 15.0 | △ 3.6 |
| 河川海岸費 | 254,433 | 22.6 | 87 | 0.1 | 254,520 | 20.1 | 339,743 | 23.2 | △ 85,223 | △ 25.1 | △ 11.8 |
| 港湾費 | 34,802 | 3.1 | 43,403 | 30.3 | 78,205 | 6.2 | 96,230 | 6.6 | △ 18,025 | △ 18.7 | △ 7.2 |
| 都市計画費 | 19,694 | 1.7 | 792 | 0.6 | 20,486 | 1.6 | 11,950 | 0.8 | 8,536 | 71.4 | △ 5.1 |
| 街路費 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 公園費 | 19,079 | 1.7 | 744 | 0.5 | 19,823 | 1.6 | 11,948 | 0.8 | 7,875 | 65.9 | △ 5.1 |
| 下水道費 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 区画整理費等 | 615 | 0.1 | 48 | 0.0 | 663 | 0.1 | 2 | 0.0 | 661 | 33,050.0 | △ 33.3 |
| 空港費 | 6,881 | 0.6 | 2,109 | 1.5 | 8,990 | 0.7 | 5,804 | 0.4 | 3,186 | 54.9 | △ 22.6 |
| その他 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| **合計** | **1,125,733** | **100.0** | **143,411** | **100.0** | **1,269,145** | **100.0** | **1,463,266** | **100.0** | **△ 194,121** | **△ 13.3** | **△ 3.6** |

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分担金、負担金、寄附金 | 96,362 | 8.6 | 3,816 | 2.7 | 100,178 | 7.9 | 93,310 | 6.4 | 6,868 | 7.4 | 18.6 |
| 地方債 | 712,613 | 63.3 | 93,691 | 65.3 | 806,304 | 63.5 | 1,053,799 | 72.0 | △ 247,495 | △ 23.5 | 3.2 |
| その他特定財源 | 9,687 | 0.8 | 3,460 | 2.4 | 12,451 | 1.0 | 6,977 | 0.5 | 5,474 | 78.5 | 8.8 |
| 一般財源等 | 307,071 | 27.3 | 42,444 | 29.6 | 350,212 | 27.6 | 309,180 | 21.1 | 41,032 | 13.3 | △ 24.9 |
| **合計** | **1,125,733** | **100.0** | **143,411** | **100.0** | **1,269,145** | **100.0** | **1,463,266** | **100.0** | **△ 194,121** | **△ 13.3** | **△ 3.6** |

# 第83表　普通建設事業費中の単独事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 増減率 都道府県 | 増減率 市町村 | 増減率 純計額 | 前年度増減率 都道府県 | 前年度増減率 市町村 | 前年度増減率 純計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | 307,997 | 7.7 | 459,275 | 8.4 | 687,281 | 7.5 | 773,894 | 7.6 | △ 86,613 | △ 15.0 | △ 7.1 | △ 11.2 | △ 14.3 | △ 0.3 | △ 7.6 |
| 民生費 | 66,323 | 1.7 | 290,886 | 5.3 | 347,570 | 3.8 | 401,235 | 4.0 | △ 53,665 | △ 18.6 | △ 12.3 | △ 13.4 | △ 18.7 | △ 10.8 | △ 12.6 |
| 社会福祉費 | 37,326 | 0.9 | 88,948 | 1.6 | 121,392 | 1.3 | 146,110 | 1.4 | △ 24,718 | △ 9.3 | △ 19.6 | △ 16.9 | △ 12.4 | △ 17.5 | △ 16.3 |
| 老人福祉費 | 19,873 | 0.5 | 106,199 | 1.9 | 123,322 | 1.4 | 150,270 | 1.5 | △ 26,948 | △ 33.9 | △ 14.6 | △ 17.9 | △ 31.4 | △ 7.2 | △ 13.6 |
| 児童福祉費 | 8,975 | 0.2 | 94,080 | 1.7 | 101,050 | 1.1 | 103,359 | 1.0 | △ 2,309 | △ 11.3 | △ 1.2 | △ 2.2 | 8.7 | △ 6.7 | △ 5.1 |
| その他 | 149 | 0.1 | 1,659 | 0.1 | 1,806 | 0.0 | 1,496 | 0.1 | 310 | △ 5.1 | 21.2 | 20.7 | △ 29.6 | △ 24.9 | △ 23.8 |
| 衛生費 | 78,401 | 2.0 | 395,213 | 7.2 | 442,050 | 4.9 | 575,521 | 5.7 | △ 133,471 | △ 16.3 | △ 23.6 | △ 23.2 | △ 10.4 | △ 8.7 | △ 9.2 |
| 清掃費 | 17,157 | 0.4 | 257,498 | 4.7 | 262,952 | 2.9 | 366,441 | 3.6 | △ 103,489 | △ 14.2 | △ 28.6 | △ 28.2 | △ 10.7 | △ 7.1 | △ 7.3 |
| その他 | 61,244 | 1.6 | 137,715 | 2.5 | 179,098 | 2.0 | 209,080 | 2.1 | △ 29,982 | △ 16.9 | △ 11.8 | △ 14.3 | △ 10.4 | △ 12.1 | △ 12.4 |
| 労働費 | 6,176 | 0.2 | 6,935 | 0.1 | 12,789 | 0.1 | 15,008 | 0.1 | △ 2,219 | △ 14.6 | △ 13.8 | △ 14.8 | △ 6.2 | 11.0 | 8.8 |
| 農林水産業費 | 332,389 | 8.4 | 356,072 | 6.5 | 585,435 | 6.4 | 675,151 | 6.7 | △ 89,716 | △ 16.0 | △ 10.0 | △ 13.3 | △ 17.0 | △ 9.1 | △ 13.5 |
| 農業費 | 54,135 | 1.4 | 77,674 | 1.4 | 105,791 | 1.2 | 114,363 | 1.1 | △ 8,572 | △ 10.6 | △ 6.6 | △ 7.5 | △ 16.2 | △ 5.8 | △ 8.5 |
| 畜産業費 | 20,556 | 0.5 | 14,379 | 0.3 | 30,538 | 0.3 | 27,463 | 0.3 | 3,075 | 10.4 | 10.1 | 11.2 | △ 27.9 | △ 17.5 | △ 24.6 |
| 農地費 | 114,550 | 2.9 | 174,212 | 3.2 | 253,158 | 2.8 | 303,879 | 3.0 | △ 50,721 | △ 23.4 | △ 11.1 | △ 16.7 | △ 15.0 | △ 8.1 | △ 11.3 |
| 林業費 | 104,654 | 2.6 | 70,082 | 1.3 | 154,400 | 1.7 | 186,728 | 1.8 | △ 32,328 | △ 17.0 | △ 16.4 | △ 17.3 | △ 22.8 | △ 11.6 | △ 19.6 |
| 水産業費 | 38,494 | 1.0 | 19,724 | 0.4 | 41,548 | 0.5 | 42,718 | 0.4 | △ 1,170 | △ 6.1 | 1.9 | △ 2.7 | 4.1 | △ 14.2 | △ 4.3 |
| 商工費 | 70,958 | 1.8 | 117,888 | 2.2 | 175,183 | 1.9 | 230,383 | 2.3 | △ 55,200 | △ 27.3 | △ 19.8 | △ 24.0 | 7.5 | △ 0.4 | 3.6 |
| 土木費 | 2,544,733 | 64.0 | 2,766,422 | 50.7 | 5,233,142 | 57.5 | 5,699,452 | 56.3 | △ 466,310 | △ 8.9 | △ 7.6 | △ 8.2 | △ 5.4 | △ 8.8 | △ 7.2 |
| 道路橋りょう費 | 1,443,045 | 36.3 | 1,237,664 | 22.7 | 2,664,924 | 29.3 | 2,935,022 | 29.0 | △ 270,098 | △ 9.2 | △ 9.3 | △ 9.2 | △ 9.7 | △ 7.9 | △ 8.8 |
| 河川海岸費 | 240,570 | 6.0 | 117,395 | 2.2 | 347,581 | 3.8 | 396,287 | 3.9 | △ 48,706 | △ 13.2 | △ 9.9 | △ 12.3 | △ 11.4 | △ 8.7 | △ 10.8 |
| 港湾費 | 27,008 | 0.7 | 47,703 | 0.9 | 69,669 | 0.8 | 110,350 | 1.1 | △ 40,681 | △ 44.1 | △ 29.6 | △ 36.9 | 15.8 | △ 6.0 | 2.0 |
| 都市計画費 | 618,770 | 15.6 | 1,232,421 | 22.6 | 1,822,707 | 20.0 | 1,989,835 | 19.6 | △ 167,128 | △ 15.2 | △ 4.4 | △ 8.4 | 3.7 | △ 10.1 | △ 5.6 |
| 街路費 | 407,231 | 10.2 | 490,875 | 9.0 | 894,767 | 9.8 | 969,729 | 9.6 | △ 74,962 | △ 9.8 | △ 6.0 | △ 7.7 | 4.5 | △ 6.9 | △ 1.9 |
| 公園費 | 43,811 | 1.1 | 239,587 | 4.4 | 282,254 | 3.1 | 353,995 | 3.5 | △ 71,741 | △ 53.0 | △ 8.6 | △ 20.3 | 4.0 | △ 14.1 | △ 9.9 |
| 下水道費 | 9,222 | 0.2 | 17,831 | 0.3 | 18,079 | 0.2 | 18,932 | 0.2 | △ 853 | △ 7.4 | △ 3.7 | △ 4.5 | △ 1.4 | △ 12.6 | △ 13.2 |
| 区画整理費等 | 158,506 | 4.0 | 484,128 | 8.9 | 627,607 | 6.9 | 647,179 | 6.4 | △ 19,572 | △ 9.5 | △ 0.6 | △ 3.0 | 1.8 | △ 11.1 | △ 8.0 |
| 住宅費 | 50,272 | 1.3 | 97,876 | 1.8 | 136,090 | 1.5 | 147,278 | 1.5 | △ 11,188 | △ 2.7 | △ 10.0 | △ 7.6 | △ 15.5 | △ 11.9 | △ 12.8 |
| その他 | 165,068 | 4.1 | 33,363 | 0.5 | 192,171 | 2.1 | 120,680 | 1.2 | 71,491 | 72.8 | 6.9 | 59.2 | 30.5 | 20.4 | 28.7 |
| 消防費 | 12,481 | 0.3 | 129,055 | 2.4 | 141,170 | 1.6 | 163,798 | 1.6 | △ 22,628 | 9.5 | △ 15.9 | △ 13.8 | △ 5.0 | 2.9 | 1.9 |
| 教育費 | 386,973 | 9.7 | 891,643 | 16.3 | 1,268,804 | 13.9 | 1,368,561 | 13.5 | △ 99,757 | 3.7 | △ 11.5 | △ 7.3 | △ 16.9 | △ 9.8 | △ 11.9 |
| 小学校費 | 457 | 0.0 | 276,060 | 5.1 | 276,043 | 3.0 | 293,593 | 2.9 | △ 17,550 | △ 6.9 | △ 6.0 | △ 6.0 | △ 0.8 | △ 10.7 | △ 10.7 |
| 中学校費 | 2,868 | 0.1 | 134,979 | 2.5 | 137,577 | 1.5 | 158,993 | 1.6 | △ 21,416 | 114.0 | △ 14.5 | △ 13.5 | 268.1 | △ 6.3 | △ 5.7 |
| 高等学校費 | 214,767 | 5.4 | 9,377 | 0.2 | 223,942 | 2.5 | 229,518 | 2.3 | △ 5,576 | 0.8 | △ 43.5 | △ 2.4 | △ 10.8 | 7.9 | △ 9.7 |
| 社会教育費 | 72,333 | 1.8 | 269,132 | 4.9 | 335,457 | 3.7 | 327,872 | 3.2 | 7,585 | 47.5 | △ 5.3 | 2.3 | △ 30.8 | △ 11.8 | △ 15.4 |
| 保健体育費 | 26,555 | 0.7 | 149,991 | 2.7 | 174,727 | 1.9 | 236,129 | 2.3 | △ 61,402 | △ 26.2 | △ 26.3 | △ 26.0 | △ 41.6 | △ 10.7 | △ 17.5 |
| 大学費 | 16,899 | 0.4 | 8,207 | 0.2 | 24,706 | 0.3 | 28,877 | 0.3 | △ 4,171 | △ 28.5 | 16.5 | △ 14.4 | 34.7 | △ 30.9 | 4.2 |
| その他 | 53,094 | 1.3 | 43,897 | 0.7 | 96,352 | 1.0 | 93,579 | 0.9 | 2,773 | 6.8 | △ 1.0 | 3.0 | △ 16.5 | 0.5 | △ 7.7 |
| その他 | 170,998 | 4.2 | 43,275 | 0.9 | 214,269 | 2.4 | 223,979 | 2.2 | △ 9,710 | △ 6.1 | 3.5 | △ 4.3 | △ 12.0 | △ 6.9 | △ 11.1 |
| 合計 | **3,977,429** | **100.0** | **5,456,664** | **100.0** | **9,107,693** | **100.0** | **10,126,982** | **100.0** | **△ 1,019,289** | **△ 9.5** | **△ 10.4** | **△ 10.1** | **△ 8.8** | **△ 7.9** | **△ 8.4** |

## 第83表　普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分担金、負担金、寄附金 | 100,631 | 2.5 | 54,420 | 1.0 | 80,122 | 0.9 | 73,651 | 0.7 | 6,471 | 8.8 | △ 13.0 |
| 財産収入 | 18,923 | 0.5 | 32,572 | 0.6 | 51,503 | 0.6 | 56,045 | 0.6 | △ 4,542 | △ 8.1 | △ 20.0 |
| 地方債 | 1,634,866 | 41.1 | 1,803,207 | 33.0 | 3,461,815 | 38.0 | 4,136,583 | 40.8 | △ 674,768 | △ 16.3 | △ 10.3 |
| その他特定財源 | 538,896 | 13.6 | 920,775 | 16.9 | 1,254,124 | 13.7 | 1,352,269 | 13.4 | △ 98,145 | △ 7.3 | 5.7 |
| 一般財源等 | 1,684,113 | 42.3 | 2,645,690 | 48.5 | 4,260,129 | 46.8 | 4,508,434 | 44.5 | △ 248,305 | △ 5.5 | △ 10.0 |
| **合計** | **3,977,429** | **100.0** | **5,456,664** | **100.0** | **9,107,693** | **100.0** | **10,126,982** | **100.0** | **△ 1,019,289** | **△ 10.1** | **△ 8.4** |

## 第84表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

（単位　％）

| 区分 | 都道府県 補助事業費 | 都道府県 国直轄事業負担金 | 都道府県 単独事業費 | 市町村 補助事業費 | 市町村 国直轄事業負担金 | 市町村 県営事業負担金 | 市町村 単独事業費 | 純計額 補助事業費 | 純計額 国直轄事業負担金 | 純計額 単独事業費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | 7.9 | − | 92.1 | 18.3 | − | 0.2 | 81.5 | 14.2 | − | 85.8 |
| 民生費 | 78.5 | − | 21.5 | 35.6 | − | 0.0 | 64.4 | 51.8 | − | 48.2 |
| 社会福祉費 | 49.6 | − | 50.4 | 20.5 | − | 0.1 | 79.5 | 31.9 | − | 68.1 |
| 老人福祉費 | 88.8 | − | 11.2 | 42.8 | − | 0.0 | 57.2 | 64.2 | − | 35.8 |
| 児童福祉費 | 83.7 | − | 16.3 | 38.0 | − | 0.0 | 62.0 | 48.4 | − | 51.6 |
| その他 | 81.7 | − | 18.3 | 35.3 | − | − | 64.7 | 46.5 | − | 53.5 |
| 衛生費 | 45.9 | − | 54.1 | 42.4 | − | 0.0 | 57.6 | 44.2 | − | 55.8 |
| 清掃費 | 36.7 | − | 63.3 | 50.5 | − | − | 49.5 | 50.9 | − | 49.1 |
| その他 | 48.0 | − | 52.0 | 16.8 | − | 0.1 | 83.1 | 30.1 | − | 69.9 |
| 労働費 | 49.1 | − | 50.9 | 8.8 | − | − | 91.2 | 31.1 | − | 68.9 |
| 農林水産業費 | 75.7 | 10.5 | 13.8 | 44.4 | 2.8 | 14.5 | 38.4 | 69.0 | 10.0 | 21.0 |
| 農業費 | 60.3 | − | 39.7 | 52.2 | − | 2.6 | 45.2 | 52.0 | − | 48.0 |
| 畜産業費 | 56.9 | 3.0 | 40.1 | 54.4 | 3.1 | 5.4 | 37.1 | 53.0 | 3.9 | 43.1 |
| 農地費 | 74.2 | 17.5 | 8.3 | 24.4 | 5.9 | 27.4 | 42.3 | 65.7 | 17.6 | 16.7 |
| 林業費 | 79.2 | 1.0 | 19.8 | 55.3 | − | 3.3 | 41.3 | 74.0 | 0.9 | 25.1 |
| 水産業費 | 86.3 | 1.4 | 12.3 | 78.7 | − | 6.8 | 14.5 | 87.5 | 1.2 | 11.4 |
| 商工費 | 25.8 | − | 74.2 | 16.8 | − | 0.1 | 83.1 | 21.2 | − | 78.8 |
| 土木費 | 46.5 | 13.6 | 39.8 | 31.4 | 2.7 | 3.2 | 62.7 | 41.1 | 9.4 | 49.5 |
| 道路橋りょう費 | 34.6 | 18.2 | 47.2 | 13.5 | 4.6 | 2.5 | 79.4 | 27.8 | 13.8 | 58.4 |
| 河川海岸費 | 68.0 | 16.5 | 15.6 | 36.9 | 0.0 | 4.7 | 58.3 | 65.0 | 14.8 | 20.2 |
| 港湾費 | 77.9 | 12.4 | 9.6 | 32.6 | 26.1 | 12.6 | 28.7 | 64.8 | 18.6 | 16.6 |
| 都市計画費 | 40.5 | 1.8 | 57.7 | 36.1 | 0.0 | 3.4 | 60.5 | 38.8 | 0.7 | 60.5 |
| 街路費 | 42.7 | − | 57.3 | 33.2 | − | 5.5 | 61.3 | 38.9 | − | 61.1 |
| 公園費 | 52.2 | 14.5 | 33.3 | 42.0 | 0.2 | 0.7 | 57.1 | 44.8 | 3.6 | 51.6 |
| 下水道費 | 19.0 | − | 81.0 | 34.3 | − | 0.4 | 65.3 | 38.5 | − | 61.5 |
| 区画整理費等 | 27.4 | 0.3 | 72.3 | 35.9 | 0.0 | 2.7 | 61.4 | 35.3 | 0.1 | 64.6 |
| 住宅費 | 78.5 | − | 21.5 | 75.4 | − | 0.1 | 24.5 | 78.0 | − | 22.0 |
| その他 | 12.2 | 3.5 | 84.3 | 22.6 | 4.1 | 8.4 | 64.9 | 15.0 | 3.8 | 81.2 |
| 消防費 | 2.8 | − | 97.2 | 31.5 | − | 0.1 | 68.4 | 29.8 | − | 70.2 |
| 教育費 | 16.7 | − | 83.3 | 36.9 | − | 0.0 | 63.1 | 32.1 | − | 67.9 |
| 小学校費 | − | − | 100.0 | 49.9 | − | 0.0 | 50.1 | 49.9 | − | 50.1 |
| 中学校費 | 46.7 | − | 53.3 | 52.3 | − | − | 47.7 | 52.2 | − | 47.8 |
| 高等学校費 | 16.5 | − | 83.5 | 11.0 | − | − | 89.0 | 16.3 | − | 83.7 |
| 社会教育費 | 7.9 | − | 92.1 | 14.1 | − | 0.0 | 85.9 | 13.0 | − | 87.0 |
| 保健体育費 | 11.9 | − | 88.1 | 18.5 | − | 0.0 | 81.5 | 17.5 | − | 82.5 |
| 大学費 | 3.7 | − | 96.3 | 4.8 | − | − | 95.2 | 4.1 | − | 95.9 |
| その他 | 29.8 | − | 70.2 | 29.7 | − | 0.1 | 70.1 | 29.9 | − | 70.1 |
| その他 | 23.1 | − | 76.9 | − | − | − | 100.0 | 19.4 | − | 80.6 |
| **合計** | **50.9** | **10.8** | **38.3** | **33.5** | **1.6** | **3.2** | **61.7** | **43.1** | **7.0** | **49.9** |

# 第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度合計額 | | 比較 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | | | 増減額 | 増減率 | | | 前年度増減率 | | |
| | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | 都道府県 | 市町村 | 合計額 |
| 総務関係 | 29,246 | 2.2 | 85,648 | 5.9 | 114,894 | 4.2 | 105,941 | 3.5 | 8,953 | 105.1 | △ 6.6 | 8.5 | △ 54.1 | 10.1 | △ 7.4 |
| うち庁舎 | 2,373 | 0.2 | 14,870 | 1.0 | 17,243 | 0.6 | 34,510 | 1.1 | △ 17,267 | △ 71.2 | △ 43.4 | △ 50.0 | 25.2 | 82.6 | 64.6 |
| 民生関係 | 9,541 | 0.7 | 46,069 | 3.2 | 55,609 | 2.0 | 45,933 | 1.5 | 9,676 | 369.3 | 4.9 | 21.1 | 41.3 | △ 36.2 | △ 34.6 |
| うち社会福祉施設 | 276 | 0.0 | 33,412 | 2.3 | 33,688 | 1.2 | 31,186 | 1.0 | 2,502 | △ 64.0 | 9.8 | 8.0 | △ 26.6 | △ 35.1 | △ 34.9 |
| 衛生関係 | 4,018 | 0.3 | 44,443 | 3.1 | 48,461 | 1.8 | 67,547 | 2.2 | △ 19,086 | △ 67.1 | △ 19.7 | △ 28.3 | △ 8.0 | △ 8.5 | △ 8.4 |
| うち清掃施設 | − | − | 21,317 | 1.5 | 21,317 | 0.8 | 24,079 | 0.8 | △ 2,762 | − | △ 11.5 | △ 11.5 | 皆減 | △ 7.9 | △ 8.8 |
| 農林水産業関係 | 39,846 | 3.0 | 30,381 | 2.1 | 70,227 | 2.5 | 72,378 | 2.4 | △ 2,151 | △ 9.7 | 7.5 | △ 3.0 | △ 41.0 | △ 29.9 | △ 37.1 |
| 農業関係 | 34,926 | 2.6 | 22,897 | 1.6 | 57,823 | 2.1 | 62,439 | 2.1 | △ 4,616 | △ 16.9 | 12.2 | △ 7.4 | △ 19.7 | △ 30.1 | △ 23.4 |
| 林業･水産業関係 | 4,920 | 0.4 | 7,484 | 0.5 | 12,404 | 0.4 | 9,939 | 0.3 | 2,465 | 136.4 | △ 4.8 | 24.8 | △ 90.7 | △ 29.3 | △ 70.3 |
| うち漁港 | 804 | 0.1 | 1,015 | 0.1 | 1,819 | 0.1 | 2,045 | 0.1 | △ 226 | △ 14.6 | △ 8.0 | △ 11.1 | △ 43.3 | △ 1.8 | △ 26.5 |
| 土木関係 | 1,182,273 | 89.6 | 1,038,517 | 71.7 | 2,220,790 | 80.2 | 2,411,566 | 80.1 | △190,776 | △ 5.7 | △ 10.3 | △ 7.9 | △ 6.4 | △ 11.4 | △ 8.9 |
| 道路橋りょう | 553,626 | 42.0 | 288,359 | 19.9 | 841,984 | 30.4 | 906,104 | 30.1 | △ 64,120 | △ 4.7 | △ 11.4 | △ 7.1 | △ 14.1 | △ 9.3 | △ 12.4 |
| 河川 | 130,076 | 9.9 | 22,069 | 1.5 | 152,145 | 5.5 | 185,232 | 6.2 | △ 33,087 | △ 18.9 | △ 11.2 | △ 17.9 | △ 17.2 | △ 14.5 | △ 16.8 |
| 港湾 | 4,872 | 0.4 | 2,901 | 0.2 | 7,773 | 0.3 | 15,248 | 0.5 | △ 7,475 | △ 62.1 | 20.8 | △ 49.0 | 66.5 | 1.5 | 51.2 |
| 都市計画 | 373,473 | 28.3 | 677,649 | 46.8 | 1,051,123 | 38.0 | 1,203,025 | 39.9 | △151,902 | △ 17.9 | △ 9.4 | △ 12.6 | 13.1 | △ 11.7 | △ 3.7 |
| うち 街路 | 304,241 | 23.1 | 362,195 | 25.0 | 666,436 | 24.1 | 776,922 | 25.8 | △110,486 | △ 18.2 | △ 10.6 | △ 14.2 | 14.4 | △ 15.2 | △ 3.2 |
| うち 都市下水路 | 17 | 0.0 | 815 | 0.1 | 832 | 0.0 | 849 | 0.0 | △ 17 | 皆増 | △ 4.0 | △ 2.0 | − | △ 28.4 | △ 28.4 |
| うち 区画整理 | 31,783 | 2.4 | 120,152 | 8.3 | 151,935 | 5.5 | 145,559 | 4.8 | 6,376 | △ 14.3 | 10.8 | 4.4 | 24.1 | △ 24.7 | △ 16.3 |
| うち 公園 | 37,433 | 2.8 | 177,808 | 12.3 | 215,241 | 7.8 | 265,135 | 8.8 | △ 49,894 | △ 18.5 | △ 18.9 | △ 18.8 | △ 1.5 | 3.0 | 2.2 |
| 公営住宅 | 5,043 | 0.4 | 28,444 | 2.0 | 33,487 | 1.2 | 46,121 | 1.5 | △ 12,634 | △ 55.4 | △ 18.3 | △ 27.4 | △ 24.4 | △ 37.4 | △ 34.6 |
| 空港 | 5,295 | 0.4 | 2,970 | 0.2 | 8,265 | 0.3 | 13,397 | 0.4 | △ 5,132 | 51.4 | △ 70.0 | △ 38.3 | △ 52.0 | 164,866.7 | 83.8 |
| その他 | 109,888 | 8.2 | 16,125 | 1.1 | 126,013 | 4.5 | 42,439 | 1.5 | 83,574 | 264.8 | 30.9 | 196.9 | △ 21.1 | △ 13.1 | △ 18.9 |
| 教育関係 | 32,752 | 2.5 | 123,895 | 8.6 | 156,647 | 5.7 | 188,492 | 6.3 | △ 31,845 | 172.3 | △ 29.8 | △ 16.9 | △ 26.6 | △ 3.3 | △ 5.2 |
| 高等学校 | 15,915 | 1.2 | 1,604 | 0.1 | 17,519 | 0.6 | 7,327 | 0.2 | 10,192 | 121.8 | 969.3 | 139.1 | △ 17.4 | △ 3.8 | △ 17.1 |
| 大学 | 0 | 0.0 | 2,956 | 0.2 | 2,956 | 0.1 | 974 | 0.0 | 1,982 | 皆増 | 203.5 | 203.5 | 皆減 | 159.0 | △ 52.2 |
| その他 | 16,837 | 1.3 | 119,335 | 8.3 | 136,172 | 5.0 | 180,191 | 6.1 | △ 44,019 | 247.2 | △ 31.9 | △ 24.4 | △ 19.6 | △ 3.6 | △ 4.1 |
| その他 | 21,739 | 1.7 | 80,018 | 5.4 | 101,758 | 3.6 | 119,840 | 4.0 | △ 18,082 | 10.1 | △ 20.1 | △ 15.1 | △ 34.1 | 1.6 | △ 6.7 |
| 合計 | 1,319,415 | 100.0 | 1,448,971 | 100.0 | 2,768,386 | 100.0 | 3,011,697 | 100.0 | △243,311 | △ 2.8 | △ 12.4 | △ 8.1 | △ 9.9 | △ 10.2 | △ 10.0 |

# 第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その２　財源内訳等

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度 合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 278,607 | 21.1 | 160,467 | 11.1 | 439,074 | 15.9 | 461,034 | 15.3 | △ 21,960 | △ 4.8 | △ 14.5 |
| 都道府県支出金 | － | － | 27,364 | 1.9 | 27,364 | 1.0 | 34,046 | 1.1 | △ 6,682 | △ 19.6 | △ 13.0 |
| 分担金、負担金、寄附金 | 29,749 | 2.3 | 3,525 | 0.2 | 33,274 | 1.2 | 40,759 | 1.4 | △ 7,485 | △ 18.4 | △ 13.7 |
| 地方債 | 589,971 | 44.7 | 538,861 | 37.2 | 1,128,832 | 40.8 | 1,330,641 | 44.2 | △ 201,809 | △ 15.2 | △ 8.6 |
| その他特定財源 | 138,916 | 10.5 | 162,720 | 11.2 | 301,636 | 10.8 | 248,245 | 8.2 | 53,391 | 21.5 | 2.5 |
| 一般財源等 | 282,172 | 21.4 | 556,034 | 38.4 | 838,206 | 30.3 | 896,972 | 29.8 | △ 58,766 | △ 6.6 | △ 12.5 |
| 合計（A） | **1,319,415** | **100.0** | **1,448,971** | **100.0** | **2,768,386** | **100.0** | **3,011,697** | **100.0** | △ **243,311** | △ **8.1** | △ **10.0** |
| うち補償費 | 540,687 | 41.0 | 300,210 | 20.7 | 840,898 | 30.4 | 934,134 | 31.0 | △ 93,236 | △ 10.0 | △ 5.9 |
| 取得用地面積（㎡） | 68,310,260 | | 107,520,827 | | 175,831,087 | | 179,232,366 | | △ 3,401,279 | △ 1.9 | △ 13.7 |
| （A）に係る取得用地面積（㎡） | 67,730,259 | | 106,413,082 | | 174,143,341 | | 176,831,636 | | △ 2,688,295 | △ 1.5 | △ 13.8 |

（注）　取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その３　団体区分別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 決算額 | 平成15年度 構成比 | 平成14年度 決算額 | 平成14年度 構成比 | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 1,319,415 | 12.7 | 1,358,097 | 11.6 | △ 38,682 | △ 2.8 | △ 9.9 |
| 市町村 | 1,448,971 | 16.4 | 1,653,600 | 16.2 | △ 204,629 | △ 12.4 | △ 10.2 |
| 大都市 | 383,507 | 24.0 | 382,010 | 22.0 | 1,497 | 0.4 | △ 9.9 |
| 特別区 | 65,379 | 23.0 | 76,938 | 25.4 | △ 11,559 | △ 15.0 | △ 3.5 |
| 中核市 | 183,749 | 19.4 | 167,645 | 17.6 | 16,104 | 9.6 | △ 0.5 |
| 特例市 | 101,864 | 20.6 | 132,144 | 22.7 | △ 30,280 | △ 22.9 | 5.6 |
| 都市 | 466,440 | 18.5 | 601,499 | 19.8 | △ 135,059 | △ 22.5 | △ 16.7 |
| 町村 | 232,558 | 8.7 | 276,318 | 9.2 | △ 43,760 | △ 15.8 | △ 8.1 |
| 一部事務組合 | 15,473 | 4.9 | 17,046 | 2.9 | △ 1,573 | △ 9.2 | △ 18.8 |

（注）　平成14年度及び平成15年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

# 第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4　推　移

（単位　百万円）

| 区分 | 決算額 | | | | | | 指数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成10年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 総務関係 | 129,764 | 123,544 | 112,389 | 114,369 | 105,941 | 114,894 | 100 | 95 | 87 | 88 | 82 | 89 |
| うち庁舎 | 23,334 | 24,215 | 24,189 | 20,972 | 34,510 | 17,243 | 100 | 104 | 104 | 90 | 148 | 74 |
| 民生関係 | 89,564 | 79,039 | 73,298 | 70,262 | 45,933 | 55,609 | 100 | 88 | 82 | 78 | 51 | 62 |
| うち社会福祉施設 | 62,320 | 52,920 | 51,960 | 47,896 | 31,186 | 33,688 | 100 | 85 | 83 | 77 | 50 | 54 |
| 衛生関係 | 104,089 | 113,825 | 73,050 | 73,756 | 67,547 | 48,461 | 100 | 109 | 70 | 71 | 65 | 47 |
| うち清掃施設 | 61,121 | 67,061 | 44,271 | 26,392 | 24,079 | 21,317 | 100 | 110 | 72 | 43 | 39 | 35 |
| 農林水産業関係 | 131,497 | 130,627 | 107,889 | 115,060 | 72,378 | 70,227 | 100 | 99 | 82 | 88 | 55 | 53 |
| 農業関係 | 110,946 | 105,556 | 91,254 | 81,539 | 62,439 | 57,823 | 100 | 95 | 82 | 73 | 56 | 52 |
| 林業・水産業関係 | 20,551 | 25,072 | 16,635 | 33,521 | 9,939 | 12,404 | 100 | 122 | 81 | 163 | 48 | 60 |
| うち漁港 | 3,080 | 4,707 | 2,590 | 2,783 | 2,045 | 1,819 | 100 | 153 | 84 | 90 | 66 | 59 |
| 土木関係 | 3,592,393 | 3,166,147 | 2,944,842 | 2,647,084 | 2,411,566 | 2,220,790 | 100 | 88 | 82 | 74 | 67 | 62 |
| 道路橋りょう | 1,271,227 | 1,143,871 | 1,076,056 | 1,034,722 | 906,104 | 841,984 | 100 | 90 | 85 | 81 | 71 | 66 |
| 河川 | 309,108 | 294,059 | 253,126 | 222,670 | 185,232 | 152,145 | 100 | 95 | 82 | 72 | 60 | 49 |
| 港湾 | 11,883 | 18,888 | 9,249 | 10,082 | 15,248 | 7,773 | 100 | 159 | 78 | 85 | 128 | 65 |
| 都市計画 | 1,784,398 | 1,508,379 | 1,449,664 | 1,249,420 | 1,203,025 | 1,051,123 | 100 | 85 | 81 | 70 | 67 | 59 |
| うち 街路 | 1,123,295 | 931,553 | 859,599 | 802,589 | 776,922 | 666,436 | 100 | 83 | 77 | 71 | 69 | 59 |
| うち 都市下水路 | 2,543 | 1,143 | 2,098 | 1,186 | 849 | 832 | 100 | 45 | 83 | 47 | 33 | 33 |
| うち 区画整理 | 206,551 | 206,485 | 200,365 | 174,004 | 145,559 | 151,935 | 100 | 100 | 97 | 84 | 70 | 74 |
| うち 公園 | 423,064 | 359,483 | 359,010 | 259,517 | 265,135 | 215,241 | 100 | 85 | 85 | 61 | 63 | 51 |
| 公営住宅 | 124,342 | 104,230 | 76,917 | 70,541 | 46,121 | 33,487 | 100 | 84 | 62 | 57 | 37 | 27 |
| 空港 | 18,476 | 12,517 | 12,323 | 7,289 | 13,397 | 8,265 | 100 | 68 | 67 | 39 | 73 | 45 |
| その他 | 72,959 | 84,203 | 67,507 | 52,360 | 42,439 | 126,013 | 100 | 115 | 93 | 72 | 58 | 173 |
| 教育関係 | 273,476 | 220,147 | 225,383 | 198,815 | 188,492 | 156,647 | 100 | 80 | 82 | 73 | 69 | 57 |
| 高等学校 | 13,740 | 10,489 | 26,152 | 8,841 | 7,327 | 17,519 | 100 | 76 | 190 | 64 | 53 | 128 |
| 大学 | 7,165 | 11,927 | 1,192 | 2,036 | 974 | 2,956 | 100 | 166 | 17 | 28 | 14 | 41 |
| その他 | 252,571 | 197,731 | 198,039 | 187,938 | 180,191 | 136,172 | 100 | 78 | 78 | 74 | 71 | 54 |
| その他 | 151,964 | 142,613 | 176,010 | 128,475 | 119,840 | 101,758 | 100 | 94 | 116 | 85 | 79 | 67 |
| **合計** | **4,472,747** | **3,975,942** | **3,712,861** | **3,347,821** | **3,011,697** | **2,768,386** | **100** | **89** | **83** | **75** | **67** | **62** |

# 第86表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度 合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 都道府県 | 比較 増減率 市町村 | 比較 増減率 合計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務関係 | − | − | 1,249 | 0.4 | 1,249 | 0.1 | 2,791 | 0.3 | △ 1,542 | 皆減 | △ 48.0 | △ 55.2 |
| うち庁舎 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 民生関係 | − | − | 488 | 0.1 | 488 | 0.1 | 480 | 0.0 | 8 | − | 1.7 | 1.7 |
| うち社会福祉施設 | − | − | 302 | 0.1 | 302 | 0.0 | 210 | 0.0 | 92 | − | 43.8 | 43.8 |
| 衛生関係 | − | − | 535 | 0.2 | 535 | 0.1 | 194 | 0.0 | 341 | − | 175.8 | 175.8 |
| うち清掃施設 | − | − | 393 | 0.1 | 393 | 0.0 | 58 | 0.0 | 335 | − | 577.6 | 577.6 |
| 農林水産業関係 | 32,174 | 5.8 | 7,336 | 2.2 | 39,510 | 4.4 | 45,886 | 4.3 | △ 6,376 | △ 14.3 | △ 12.1 | △ 13.9 |
| 農業関係 | 31,202 | 5.7 | 4,954 | 1.5 | 36,156 | 4.1 | 42,132 | 3.9 | △ 5,976 | △ 14.5 | △ 12.4 | △ 14.2 |
| 林業・水産業関係 | 972 | 0.2 | 2,382 | 0.7 | 3,354 | 0.4 | 3,754 | 0.3 | △ 400 | △ 8.4 | △ 11.5 | △ 10.7 |
| うち漁港 | 802 | 0.1 | 862 | 0.3 | 1,665 | 0.2 | 1,869 | 0.2 | △ 204 | △ 14.8 | △ 7.0 | △ 10.9 |
| 土木関係 | 517,370 | 94.0 | 313,147 | 91.9 | 830,517 | 93.2 | 1,001,925 | 93.1 | △ 171,408 | △ 14.8 | △ 20.6 | △ 17.1 |
| 道路橋りょう | 247,989 | 45.1 | 53,273 | 15.6 | 301,262 | 33.8 | 326,189 | 30.3 | △ 24,927 | △ 7.0 | △ 10.4 | △ 7.6 |
| 河川 | 109,700 | 19.9 | 14,259 | 4.2 | 123,959 | 13.9 | 152,094 | 14.1 | △ 28,135 | △ 19.3 | △ 11.5 | △ 18.5 |
| 港湾 | 4,586 | 0.8 | 1,953 | 0.6 | 6,539 | 0.7 | 8,855 | 0.8 | △ 2,316 | △ 39.5 | 53.5 | △ 26.2 |
| 都市計画 | 136,644 | 24.8 | 230,114 | 67.5 | 366,758 | 41.2 | 454,640 | 42.3 | △ 87,882 | △ 16.5 | △ 20.9 | △ 19.3 |
| うち 街路 | 105,277 | 19.1 | 120,278 | 35.3 | 225,555 | 25.3 | 276,195 | 25.7 | △ 50,640 | △ 21.1 | △ 15.7 | △ 18.3 |
| うち 都市下水路 | 17 | 0.0 | 306 | 0.1 | 323 | 0.0 | 211 | 0.0 | 112 | 皆増 | 45.0 | 53.1 |
| うち 区画整理 | 5,475 | 1.0 | 33,936 | 10.0 | 39,412 | 4.4 | 38,421 | 3.6 | 991 | 2.8 | 2.5 | 2.6 |
| うち 公園 | 25,875 | 4.7 | 71,933 | 21.1 | 97,808 | 11.0 | 135,973 | 12.6 | △ 38,165 | 3.8 | △ 35.2 | △ 28.1 |
| 公営住宅 | 1,225 | 0.2 | 11,308 | 3.3 | 12,533 | 1.4 | 29,070 | 2.7 | △ 16,537 | △ 86.6 | △ 43.2 | △ 56.9 |
| 空港 | 113 | 0.0 | − | − | 113 | 0.0 | 5,307 | 0.5 | △ 5,194 | △ 69.4 | 皆減 | △ 97.9 |
| その他 | 17,113 | 3.2 | 2,240 | 0.7 | 19,353 | 2.2 | 25,770 | 2.4 | △ 6,417 | △ 28.4 | 19.3 | △ 24.9 |
| 教育関係 | 462 | 0.1 | 14,343 | 4.2 | 14,805 | 1.7 | 19,043 | 1.8 | △ 4,238 | △ 48.2 | △ 21.0 | △ 22.3 |
| 高等学校 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 大学 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| その他 | 462 | 0.1 | 14,343 | 4.2 | 14,805 | 1.7 | 19,043 | 1.8 | △ 4,238 | △ 48.2 | △ 21.0 | △ 22.3 |
| その他 | 101 | 0.1 | 3,796 | 1.0 | 3,897 | 0.4 | 5,441 | 0.5 | △ 1,544 | △ 71.9 | △ 25.3 | △ 28.4 |
| 合計 | **550,107** | **100.0** | **340,894** | **100.0** | **891,001** | **100.0** | **1,075,760** | **100.0** | **△ 184,759** | **△ 14.9** | **△ 20.6** | **△ 17.2** |

（注）　上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

# 第87表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度合計額 | | 比較 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | | | 増減額 | 増減率 | | |
| | | | | | | | | | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 |
| 総務関係 | 29,246 | 3.8 | 84,399 | 7.6 | 113,644 | 6.1 | 103,150 | 5.3 | 10,494 | 110.9 | △ 5.5 | 10.2 |
| うち庁舎 | 2,373 | 0.3 | 14,870 | 1.3 | 17,243 | 0.9 | 34,510 | 1.8 | △ 17,267 | △ 71.2 | △ 43.4 | △ 50.0 |
| 民生関係 | 9,541 | 1.2 | 45,580 | 4.1 | 55,121 | 2.9 | 45,453 | 2.3 | 9,668 | 369.3 | 5.0 | 21.3 |
| うち社会福祉施設 | 276 | 0.0 | 33,110 | 3.0 | 33,386 | 1.8 | 30,976 | 1.6 | 2,410 | △ 64.0 | 9.6 | 7.8 |
| 衛生関係 | 4,018 | 0.5 | 43,908 | 4.0 | 47,926 | 2.6 | 67,353 | 3.5 | △ 19,427 | △ 67.1 | △ 20.4 | △ 28.8 |
| うち清掃施設 | − | − | 20,924 | 1.9 | 20,924 | 1.1 | 24,022 | 1.2 | △ 3,098 | − | △ 12.9 | △ 12.9 |
| 農林水産業関係 | 7,672 | 1.0 | 23,045 | 2.1 | 30,717 | 1.6 | 26,492 | 1.4 | 4,225 | 16.7 | 15.7 | 15.9 |
| 農業関係 | 3,724 | 0.5 | 17,943 | 1.6 | 21,667 | 1.2 | 20,308 | 1.0 | 1,359 | △ 33.0 | 21.6 | 6.7 |
| 林業・水産業関係 | 3,948 | 0.5 | 5,102 | 0.5 | 9,050 | 0.5 | 6,185 | 0.3 | 2,865 | 287.1 | △ 1.2 | 46.3 |
| うち漁港 | 2 | 0.0 | 153 | 0.0 | 154 | 0.0 | 176 | 0.0 | △ 22 | 100.0 | △ 12.6 | △ 12.5 |
| 土木関係 | 664,903 | 86.4 | 725,370 | 65.5 | 1,390,273 | 74.1 | 1,409,641 | 72.8 | △ 19,368 | 2.9 | △ 5.0 | △ 1.4 |
| 道路橋りょう | 305,637 | 39.7 | 235,086 | 21.2 | 540,723 | 28.8 | 579,915 | 30.0 | △ 39,192 | △ 2.7 | △ 11.6 | △ 6.8 |
| 河川 | 20,376 | 2.6 | 7,810 | 0.7 | 28,186 | 1.5 | 33,138 | 1.7 | △ 4,952 | △ 16.5 | △ 10.7 | △ 14.9 |
| 港湾 | 286 | 0.0 | 948 | 0.1 | 1,234 | 0.1 | 6,394 | 0.3 | △ 5,160 | △ 94.6 | △ 16.2 | △ 80.7 |
| 都市計画 | 236,830 | 30.8 | 447,536 | 40.4 | 684,365 | 36.5 | 748,385 | 38.7 | △ 64,020 | △ 18.6 | △ 2.1 | △ 8.6 |
| うち 街路 | 198,964 | 25.9 | 241,917 | 21.8 | 440,881 | 23.5 | 500,727 | 25.9 | △ 59,846 | △ 16.5 | △ 7.8 | △ 12.0 |
| うち 都市下水路 | − | − | 509 | 0.0 | 509 | 0.0 | 639 | 0.0 | △ 130 | − | △ 20.3 | △ 20.3 |
| うち 区画整理 | 26,308 | 3.4 | 86,215 | 7.8 | 112,523 | 6.0 | 107,138 | 5.5 | 5,385 | △ 17.2 | 14.4 | 5.0 |
| うち 公園 | 11,558 | 1.5 | 105,875 | 9.6 | 117,433 | 6.3 | 129,162 | 6.7 | △ 11,729 | △ 45.0 | △ 2.1 | △ 9.1 |
| 公営住宅 | 3,818 | 0.5 | 17,136 | 1.5 | 20,953 | 1.1 | 17,051 | 0.8 | 3,902 | 77.6 | 15.0 | 22.9 |
| 空港 | 5,182 | 0.7 | 2,970 | 0.3 | 8,152 | 0.4 | 8,090 | 0.4 | 62 | 65.6 | △ 40.1 | 0.8 |
| その他 | 92,774 | 12.1 | 13,884 | 1.3 | 106,660 | 5.7 | 16,668 | 0.8 | 89,992 | 1,390.3 | 33.0 | 539.9 |
| 教育関係 | 32,291 | 4.2 | 109,552 | 9.9 | 141,842 | 7.6 | 169,449 | 8.8 | △ 27,607 | 190.0 | △ 30.8 | △ 16.3 |
| 高等学校 | 15,915 | 2.1 | 1,604 | 0.1 | 17,519 | 0.9 | 7,327 | 0.4 | 10,192 | 121.8 | 969.3 | 139.1 |
| 大学 | 0 | 0.0 | 2,956 | 0.3 | 2,956 | 0.2 | 974 | 0.1 | 1,982 | 皆増 | 203.5 | 203.5 |
| その他 | 16,376 | 2.1 | 104,992 | 9.5 | 121,367 | 6.5 | 161,148 | 8.3 | △ 39,781 | 313.8 | △ 33.2 | △ 24.7 |
| その他 | 21,637 | 2.9 | 76,222 | 6.8 | 97,862 | 5.1 | 114,398 | 5.9 | △ 16,536 | 11.6 | △ 19.8 | △ 14.5 |
| 合計 | **769,308** | **100.0** | **1,108,076** | **100.0** | **1,877,385** | **100.0** | **1,935,936** | **100.0** | **△ 58,551** | **8.1** | **△ 9.5** | **△ 3.0** |

（注）　上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

# 第88表 災害復旧事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助事業費 | 183,388 | 90.2 | 99,212 | 76.0 | 251,850 | 83.1 | 294,075 | 85.1 | △ 42,225 | △ 14.4 | △ 12.0 |
| 単独事業費 | 7,791 | 3.8 | 31,330 | 24.0 | 39,020 | 12.9 | 37,739 | 10.9 | 1,281 | 3.4 | △ 27.7 |
| 国直轄事業負担金 | 12,059 | 5.9 | − | − | 12,059 | 4.0 | 13,722 | 4.0 | △ 1,663 | △ 12.1 | △ 18.2 |
| 県営事業負担金 | − | − | 31 | 0.0 | − | − | − | − | − | − | − |
| 合計 | **203,238** | **100.0** | **130,572** | **100.0** | **302,929** | **100.0** | **345,536** | **100.0** | △ **42,607** | △ **12.3** | △ **14.3** |

その２　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共土木施設 | 149,478 | 73.5 | 73,164 | 56.0 | 222,620 | 73.5 | 277,421 | 80.3 | △ 54,801 | △ 19.8 | △ 11.6 |
| 農林水産施設 | 51,588 | 25.4 | 44,978 | 34.4 | 65,714 | 21.7 | 54,890 | 15.9 | 10,824 | 19.7 | △ 10.7 |
| その他 | 2,172 | 1.1 | 12,430 | 9.6 | 14,595 | 4.8 | 13,225 | 3.8 | 1,370 | 10.4 | △ 52.7 |
| 合計 | **203,238** | **100.0** | **130,572** | **100.0** | **302,929** | **100.0** | **345,536** | **100.0** | △ **42,607** | △ **12.3** | △ **14.3** |

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 129,709 | 63.8 | 47,658 | 36.5 | 177,368 | 58.6 | 202,818 | 58.7 | △ 25,450 | △ 12.5 | △ 14.7 |
| 地方債 | 57,307 | 28.2 | 23,050 | 17.7 | 80,357 | 26.5 | 92,903 | 26.9 | △ 12,546 | △ 13.5 | △ 16.2 |
| その他特定財源 | 2,150 | 1.1 | 36,282 | 27.7 | 9,070 | 3.0 | 8,404 | 2.4 | 666 | 7.9 | △ 36.2 |
| 一般財源等 | 14,072 | 6.9 | 23,582 | 18.1 | 36,134 | 11.9 | 41,411 | 12.0 | △ 5,277 | △ 12.7 | 0.2 |
| 合計 | **203,238** | **100.0** | **130,572** | **100.0** | **302,929** | **100.0** | **345,536** | **100.0** | △ **42,607** | △ **12.3** | △ **14.3** |

# 第89表 失業対策事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助事業費 | 1,969 | 88.8 | 13,429 | 87.8 | 15,399 | 87.9 | 15,561 | 85.1 | △ 162 | △ 1.0 | △ 54.6 |
| 単独事業費 | 249 | 11.2 | 1,871 | 12.2 | 2,120 | 12.1 | 2,722 | 14.9 | △ 602 | △ 22.1 | △ 33.5 |
| 合計 | **2,218** | **100.0** | **15,300** | **100.0** | **17,519** | **100.0** | **18,284** | **100.0** | △ **765** | △ **4.2** | △ **52.4** |

## 第89表 失業対策事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | － | － | 6,154 | 40.2 | 6,154 | 35.1 | 6,511 | 35.6 | △ 357 | △ 5.5 | △ 63.0 |
| その他特定財源 | 1,753 | 79.1 | 5,704 | 37.3 | 6,471 | 37.0 | 6,409 | 35.1 | 62 | 1.0 | △ 17.0 |
| 一般財源等 | 465 | 20.9 | 3,442 | 22.5 | 4,894 | 27.9 | 5,364 | 29.3 | △ 470 | △ 8.8 | △ 59.0 |
| **合計** | **2,218** | **100.0** | **15,300** | **100.0** | **17,519** | **100.0** | **18,284** | **100.0** | **△ 765** | **△ 4.2** | **△ 52.4** |

## 第90表 繰出金の状況

その１　繰出先別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法非適用の公営企業会計 | 184,782 | 78.6 | 1,506,694 | 35.6 | 1,691,476 | 37.9 | 1,670,497 | 39.3 | 20,979 | 1.3 | 1.6 |
| 国民健康保険事業会計 | － | － | 1,150,517 | 27.2 | 1,150,517 | 25.8 | 1,035,727 | 24.4 | 114,790 | 11.1 | 4.7 |
| 老人保健医療事業会計 | － | － | 661,643 | 15.6 | 661,643 | 14.8 | 607,256 | 14.3 | 54,387 | 9.0 | 1.3 |
| 介護保険事業会計 | － | － | 861,186 | 20.4 | 861,186 | 19.3 | 818,686 | 19.3 | 42,500 | 5.2 | 10.4 |
| 農業共済事業会計 | － | － | 252 | 0.0 | 252 | 0.0 | 266 | 0.0 | △ 14 | △ 5.3 | △ 38.7 |
| 収益事業会計 | 650 | 0.3 | 4,758 | 0.1 | 5,408 | 0.1 | 4,993 | 0.1 | 415 | 8.3 | △ 26.7 |
| 交通災害共済事業会計 | － | － | 743 | 0.0 | 743 | 0.0 | 821 | 0.0 | △ 78 | △ 9.5 | △ 16.4 |
| 公立大学附属病院事業会計 | 20,124 | 8.6 | 24,813 | 0.6 | 44,937 | 1.0 | 48,451 | 1.1 | △ 3,514 | △ 7.3 | 2.7 |
| 基金 | 29,562 | 12.6 | 17,829 | 0.4 | 47,390 | 1.1 | 63,562 | 1.5 | △ 16,172 | △ 25.4 | 7.9 |
| 財産区 | － | － | 934 | 0.0 | 934 | 0.0 | 430 | 0.0 | 504 | 117.2 | △ 68.8 |
| **合計** | **235,118** | **100.0** | **4,229,369** | **100.0** | **4,464,488** | **100.0** | **4,250,688** | **100.0** | **213,800** | **5.0** | **3.9** |

その２　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運転資金 | 7,308 | 3.1 | 56,458 | 1.3 | 63,767 | 1.4 | 61,662 | 1.5 | 2,105 | 3.4 | 3.4 |
| 事務費財源 | 8,336 | 3.5 | 1,666,876 | 39.4 | 1,675,212 | 37.5 | 1,602,634 | 37.7 | 72,578 | 4.5 | 5.2 |
| 建設費財源 | 11,082 | 4.7 | 263,394 | 6.2 | 274,476 | 6.1 | 292,516 | 6.9 | △ 18,040 | △ 6.2 | △ 8.5 |
| 公債費財源 | 163,811 | 69.7 | 1,006,451 | 23.8 | 1,170,262 | 26.2 | 1,126,572 | 26.5 | 43,690 | 3.9 | 6.4 |
| 赤字補てん | 12,115 | 5.2 | 205,565 | 4.9 | 217,680 | 4.9 | 208,963 | 4.9 | 8,717 | 4.2 | △ 1.0 |
| その他 | 32,466 | 13.8 | 1,030,625 | 24.4 | 1,063,091 | 23.9 | 958,341 | 22.5 | 104,750 | 10.9 | 4.5 |
| **合計** | **235,118** | **100.0** | **4,229,369** | **100.0** | **4,464,488** | **100.0** | **4,250,688** | **100.0** | **213,800** | **5.0** | **3.9** |

## 第90表　繰　出　金　の　状　況（つづき）

その３　繰出先別、繰出目的別内訳

（単位　百万円）

| 区分 | 総額 | 法非適用の公営企業会計 | 国民健康保険事業会計 | 老人保健医療事業会計 | 介護保険事業会計 | 農業共済事業会計 | 収益事業会計 | 交通災害共済事業会計 | 公立大学附属病院事業会計 | 基金 | 財産区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運転資金 | 63,767 | 18,516 | 13,864 | 21,025 | 7,106 | － | 650 | 1 | 2,601 | － | 3 |
| 事務費財源 | 1,675,212 | 162,638 | 258,269 | 487,103 | 751,063 | 247 | 47 | 548 | 15,248 | － | 50 |
| 建設費財源 | 274,476 | 264,903 | 1,136 | 137 | 3,292 | － | 2,266 | － | 2,606 | － | 137 |
| 公債費財源 | 1,170,262 | 1,133,929 | 1,945 | 124 | 14,286 | － | － | － | 19,978 | － | － |
| 赤字補てん | 217,680 | 59,253 | 148,423 | 1,801 | 1,232 | － | 2,415 | 21 | 4,504 | － | 29 |
| その他 | 1,063,091 | 52,237 | 726,880 | 151,453 | 84,207 | 5 | 30 | 173 | － | 47,390 | 715 |
| **合計** | **4,464,488** | **1,691,476** | **1,150,517** | **661,643** | **861,186** | **252** | **5,408** | **743** | **44,937** | **47,390** | **934** |

## 第91表　積　立　金　の　状　況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | | 平成14年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 積立金 | | | 積立金取崩し額 | | | 純積立額 | 積立金 | 積立金取崩し額 | 純積立額 |
| | 都道府県 | 市町村 | 合計額(A) | 都道府県 | 市町村 | 合計額(B) | (A)－(B) | (C) | (D) | (C)－(D) |
| 歳出決算積立金 | 530,923 | 1,033,320 | 1,564,243 | 825,364 | 1,552,124 | 2,377,488 | △ 813,245 | 1,364,095 | 2,515,056 | △1,150,961 |
| 歳計剰余金処分積立金 | 8,928 | 122,072 | 131,000 | － | － | － | 131,000 | 140,842 | － | 140,842 |
| **合計** | **539,851** | **1,155,392** | **1,695,243** | **825,364** | **1,552,124** | **2,377,488** | **△ 682,245** | **1,504,937** | **2,515,056** | **△1,010,119** |
| 内訳 財政調整基金積立金 | 113,107 | 549,008 | 662,115 | 221,859 | 486,858 | 708,717 | △ 46,602 | 541,331 | 602,931 | △ 61,600 |
| 内訳 減債基金積立金 | 257,586 | 198,349 | 455,935 | 157,627 | 308,754 | 466,381 | △ 10,446 | 281,903 | 658,635 | △ 376,732 |
| 内訳 その他特定目的基金積立金 | 169,158 | 408,035 | 577,193 | 445,879 | 756,512 | 1,202,390 | △ 625,197 | 681,704 | 1,253,490 | △ 571,786 |

# 第92表 投資及び出資金の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度合計額 | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | | | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| 総務費 | 5,991 | 2.6 | 8,984 | 3.6 | 14,975 | 3.1 | 22,097 | 4.7 | △ 7,122 | △ 32.2 | △ 19.6 |
| 衛生費 | 58,288 | 25.5 | 98,868 | 39.4 | 157,156 | 32.8 | 166,266 | 35.5 | △ 9,110 | △ 5.5 | 0.4 |
| 公衆衛生費 | 57,850 | 25.3 | 98,100 | 39.1 | 155,950 | 32.5 | 163,471 | 34.9 | △ 7,521 | △ 4.6 | △ 0.3 |
| その他 | 438 | 0.2 | 768 | 0.3 | 1,206 | 0.3 | 2,795 | 0.6 | △ 1,589 | △ 56.9 | 72.0 |
| 農林水産業費 | 1,034 | 0.5 | 1,726 | 0.7 | 2,760 | 0.6 | 4,449 | 1.0 | △ 1,689 | △ 38.0 | △ 19.7 |
| 農業費 | 172 | 0.1 | 909 | 0.4 | 1,080 | 0.2 | 1,716 | 0.4 | △ 636 | △ 37.1 | △ 31.4 |
| 畜産業費 | 140 | 0.1 | 115 | 0.0 | 255 | 0.1 | 123 | 0.0 | 132 | 107.3 | △ 68.2 |
| 農地費 | 0 | 0.0 | 143 | 0.1 | 143 | 0.0 | 127 | 0.0 | 16 | 12.6 | △ 45.0 |
| 林業費 | 160 | 0.1 | 398 | 0.2 | 558 | 0.1 | 634 | 0.1 | △ 76 | △ 12.0 | △ 36.9 |
| 水産業費 | 563 | 0.2 | 161 | 0.1 | 724 | 0.2 | 1,849 | 0.4 | △ 1,125 | △ 60.8 | 30.5 |
| 商工費 | 25,643 | 11.2 | 7,081 | 2.8 | 32,724 | 6.8 | 21,120 | 4.5 | 11,604 | 54.9 | △ 43.3 |
| 土木費 | 124,112 | 54.4 | 91,190 | 36.3 | 215,302 | 44.9 | 206,481 | 44.1 | 8,821 | 4.3 | 13.3 |
| 土木管理費 | 18,593 | 8.1 | 4,021 | 1.6 | 22,614 | 4.7 | 19,757 | 4.2 | 2,857 | 14.5 | 158.1 |
| 都市計画費 | 62,739 | 27.5 | 75,417 | 30.0 | 138,156 | 28.8 | 128,695 | 27.5 | 9,461 | 7.4 | 10.6 |
| 住宅費 | − | − | 241 | 0.1 | 241 | 0.1 | 362 | 0.1 | △ 121 | △ 33.4 | △ 9.5 |
| その他 | 42,780 | 18.8 | 11,511 | 4.6 | 54,291 | 11.3 | 57,667 | 12.3 | △ 3,376 | △ 5.9 | △ 0.4 |
| 教育費 | 483 | 0.2 | 1,095 | 0.4 | 1,578 | 0.3 | 1,617 | 0.3 | △ 39 | △ 2.4 | 9.9 |
| その他 | 12,694 | 5.6 | 42,040 | 16.8 | 54,734 | 11.5 | 45,904 | 9.9 | 8,830 | 19.2 | △ 28.2 |
| **合計** | **228,245** | **100.0** | **250,984** | **100.0** | **479,229** | **100.0** | **467,934** | **100.0** | **11,295** | **2.4** | **△ 3.2** |
| うち公営企業（法適用）に対するもの | 103,215 | 45.2 | 178,896 | 71.3 | 282,111 | 58.9 | 266,943 | 57.0 | 15,168 | 5.7 | 0.6 |
| その他 | 125,030 | 54.8 | 72,088 | 28.7 | 197,118 | 41.1 | 200,991 | 43.0 | △ 3,873 | △ 1.9 | △ 7.9 |

# 第93表　貸　付　金　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度純計額 | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | | | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| 民生費 | 54,736 | 1.5 | 40,181 | 2.2 | 93,613 | 1.7 | 124,500 | 2.3 | △ 30,887 | △ 24.8 | 5.3 |
| 児童福祉費 | 15,000 | 0.4 | 10,191 | 0.6 | 25,131 | 0.5 | 23,720 | 0.4 | 1,411 | 5.9 | 3.2 |
| 社会福祉費 | 32,560 | 0.9 | 16,702 | 0.9 | 48,709 | 0.9 | 54,628 | 1.0 | △ 5,919 | △ 10.8 | △ 15.6 |
| その他 | 7,176 | 0.2 | 13,288 | 0.7 | 19,773 | 0.3 | 46,152 | 0.9 | △ 26,379 | △ 57.2 | 51.6 |
| 衛生費 | 97,327 | 2.7 | 36,021 | 2.0 | 132,562 | 2.5 | 143,558 | 2.6 | △ 10,996 | △ 7.7 | △ 16.4 |
| 労働費 | 34,811 | 1.0 | 72,710 | 4.0 | 107,521 | 2.0 | 115,753 | 2.1 | △ 8,232 | △ 7.1 | △ 11.9 |
| 農林水産業費 | 221,351 | 6.1 | 37,813 | 2.1 | 258,934 | 4.8 | 275,277 | 5.0 | △ 16,343 | △ 5.9 | △ 1.1 |
| 農業費 | 87,502 | 2.4 | 18,891 | 1.0 | 106,258 | 2.0 | 119,417 | 2.2 | △ 13,159 | △ 11.0 | 11.6 |
| 畜産業費 | 7,693 | 0.2 | 3,738 | 0.2 | 11,431 | 0.2 | 12,577 | 0.2 | △ 1,146 | △ 9.1 | △ 11.9 |
| 農地費 | 19,225 | 0.5 | 304 | 0.0 | 19,471 | 0.4 | 18,965 | 0.3 | 506 | 2.7 | 9.8 |
| 林業費 | 76,795 | 2.1 | 2,604 | 0.1 | 79,370 | 1.5 | 80,562 | 1.5 | △ 1,192 | △ 1.5 | △ 8.6 |
| 水産業費 | 30,138 | 0.8 | 12,277 | 0.7 | 42,404 | 0.8 | 43,755 | 0.8 | △ 1,351 | △ 3.1 | △ 15.3 |
| 商工費 | 2,563,576 | 70.9 | 1,012,697 | 56.1 | 3,573,323 | 66.8 | 3,642,264 | 66.2 | △ 68,941 | △ 1.9 | △ 9.9 |
| 土木費 | 496,784 | 13.7 | 482,585 | 26.7 | 976,575 | 18.2 | 993,889 | 18.1 | △ 17,314 | △ 1.7 | △ 5.8 |
| 土木管理費 | 136,797 | 3.8 | 181,388 | 10.0 | 318,185 | 5.9 | 316,265 | 5.8 | 1,920 | 0.6 | △ 1.5 |
| 港湾費 | 7,992 | 0.2 | 11,178 | 0.6 | 19,170 | 0.4 | 12,481 | 0.2 | 6,689 | 53.6 | △ 30.6 |
| 都市計画費 | 84,880 | 2.3 | 124,439 | 6.9 | 206,986 | 3.9 | 210,191 | 3.8 | △ 3,205 | △ 1.5 | 0.5 |
| 住宅費 | 208,608 | 5.8 | 153,696 | 8.5 | 362,238 | 6.8 | 372,426 | 6.8 | △ 10,188 | △ 2.7 | △ 13.5 |
| その他 | 58,507 | 1.6 | 11,884 | 0.7 | 69,996 | 1.2 | 82,526 | 1.5 | △ 12,530 | △ 15.2 | 7.6 |
| 教育費 | 66,726 | 1.8 | 64,384 | 3.6 | 130,249 | 2.4 | 125,034 | 2.3 | 5,215 | 4.2 | 15.1 |
| 教育総務費 | 59,619 | 1.6 | 14,720 | 0.8 | 74,338 | 1.4 | 72,038 | 1.3 | 2,300 | 3.2 | △ 0.4 |
| 高等学校費 | 1,448 | 0.0 | 17,600 | 1.0 | 19,049 | 0.4 | 12,741 | 0.2 | 6,308 | 49.5 | 273.2 |
| 保健体育費 | 1,208 | 0.0 | 3,965 | 0.2 | 5,106 | 0.1 | 5,354 | 0.1 | △ 248 | △ 4.6 | 0.1 |
| その他 | 4,451 | 0.2 | 28,099 | 1.6 | 31,756 | 0.5 | 34,901 | 0.7 | △ 3,145 | △ 9.0 | 26.7 |
| その他 | 81,319 | 2.3 | 59,227 | 3.3 | 80,021 | 1.6 | 78,732 | 1.4 | 1,289 | 1.6 | △ 0.6 |
| **合計** | **3,616,630** | **100.0** | **1,805,618** | **100.0** | **5,352,798** | **100.0** | **5,499,007** | **100.0** | **△ 146,209** | **△ 2.7** | **△ 8.1** |
| うち公営企業（法適用）に対するもの | 102,934 | 2.8 | 46,305 | 2.6 | 149,239 | 2.8 | 150,078 | 2.7 | △ 839 | △ 0.6 | △ 9.8 |
| その他 | 3,513,696 | 97.2 | 1,759,313 | 97.4 | 5,203,559 | 97.2 | 5,348,929 | 97.3 | △ 145,370 | △ 2.7 | △ 8.1 |

# 第93表　貸　付　金　の　状　況（つづき）

その２　現在高の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成14年度末現在高 (A) | | | | 平成15年度貸付額 (B) | | | | 平成15年度回収額 (C) | | | | 調整額 (D) | 平成15年度末現在高 (A)＋(B)－(C)＋(D)　(E) | | | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | | | 都道府県 | 市町村 | 合計額 | | 増減額 (E)－(A) | 増減率 |
| 転貸債に係るもの | 339,364 | 398,422 | 737,786 | 8.0 | 29,199 | 31,160 | 60,359 | 1.1 | 21,439 | 29,397 | 50,836 | 0.9 | 507 | 347,123 | 400,694 | 747,816 | 8.3 | 10,030 | 1.4 |
| その他 | 6,535,695 | 1,908,689 | 8,444,384 | 92.0 | 3,587,431 | 1,774,458 | 5,361,889 | 98.9 | 3,721,874 | 1,788,405 | 5,510,279 | 99.1 | △ 22,951 | 6,382,606 | 1,890,436 | 8,273,043 | 91.7 | △ 171,341 | △2.0 |
| 商工関係 | 2,064,544 | 148,592 | 2,213,136 | 24.1 | 2,548,696 | 999,699 | 3,548,395 | 65.4 | 2,662,244 | 1,011,555 | 3,673,798 | 66.1 | △ 1,848 | 1,950,346 | 135,538 | 2,085,885 | 23.1 | △ 127,251 | △5.7 |
| 農林水産業関係 | 554,921 | 19,669 | 574,590 | 6.3 | 221,134 | 34,814 | 255,947 | 4.7 | 212,084 | 34,698 | 246,781 | 4.4 | △ 4,119 | 559,878 | 19,759 | 579,637 | 6.4 | 5,047 | 0.9 |
| 民生・労働関係 | 247,412 | 194,436 | 441,848 | 4.8 | 87,978 | 111,286 | 199,264 | 3.7 | 93,016 | 119,627 | 212,643 | 3.8 | △ 936 | 241,610 | 185,922 | 427,533 | 4.7 | △ 14,315 | △3.2 |
| 住宅関係 | 451,592 | 217,533 | 669,125 | 7.3 | 197,148 | 153,480 | 350,628 | 6.5 | 232,369 | 168,793 | 401,162 | 7.2 | 277 | 416,371 | 202,497 | 618,868 | 6.9 | △ 50,257 | △7.5 |
| 観光・交通関係 | 1,126,363 | 221,619 | 1,347,982 | 14.7 | 119,250 | 57,609 | 176,859 | 3.3 | 76,022 | 46,192 | 122,213 | 2.2 | △ 796 | 1,169,437 | 232,395 | 1,401,832 | 15.5 | 53,850 | 4.0 |
| 開発関係 | 192,766 | 332,812 | 525,578 | 5.7 | 110,762 | 149,897 | 260,658 | 4.8 | 100,342 | 138,890 | 239,232 | 4.3 | △ 29 | 203,186 | 343,789 | 546,975 | 6.1 | 21,397 | 4.1 |
| 教育関係 | 151,912 | 84,169 | 236,081 | 2.6 | 66,016 | 63,165 | 129,181 | 2.4 | 60,624 | 58,553 | 119,177 | 2.1 | △ 6,778 | 152,028 | 87,279 | 239,307 | 2.7 | 3,226 | 1.4 |
| その他 | 1,746,185 | 689,859 | 2,436,044 | 26.5 | 236,447 | 204,508 | 440,957 | 8.1 | 285,173 | 210,097 | 495,273 | 9.0 | △ 8,722 | 1,689,750 | 683,257 | 2,373,006 | 26.3 | △ 63,038 | △2.6 |
| **合計** | **6,875,059** | **2,307,111** | **9,182,170** | **100.0** | **3,616,630** | **1,805,618** | **5,422,248** | **100.0** | **3,743,313** | **1,817,802** | **5,561,115** | **100.0** | **△ 22,444** | **6,729,729** | **2,291,130** | **9,020,859** | **100.0** | **△ 161,311** | **△1.8** |
| うち預託金に係るもの 決算額 | 526,816 | 36,113 | 562,929 | － | 2,211,206 | 1,024,411 | 3,235,617 | － | 2,214,654 | 1,022,769 | 3,237,423 | － | △ 2,587 | 523,359 | 35,177 | 558,536 | － | △ 4,393 | △0.8 |
| うち預託金に係るもの 当該金融機関の貸付額 | 11,487,479 | 4,837,006 | 16,324,485 | － | 5,429,033 | 2,285,338 | 7,714,371 | － | 6,104,102 | 2,188,688 | 8,292,790 | － | △118,951 | 10,812,957 | 4,814,158 | 15,627,115 | － | △ 697,370 | △4.3 |
| 基金の運用によるもの | 562,603 | 110,493 | 673,096 | － | 55,720 | 65,010 | 120,731 | － | 63,061 | 64,027 | 127,089 | － | △ 321 | 555,262 | 111,155 | 666,417 | － | △ 6,679 | △1.0 |
| **総計** | **7,437,661** | **2,417,604** | **9,855,266** | **－** | **3,672,350** | **1,870,628** | **5,542,978** | **－** | **3,806,375** | **1,881,829** | **5,688,204** | **－** | **△ 22,764** | **7,284,991** | **2,402,285** | **9,687,276** | **－** | **△ 167,990** | **△1.7** |

# 第94表　地方公営企業等に対する繰出しの状況

その１　推　移

（単位　億円）

| 区分 | 昭和36年度 | 平成９年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算額 | 415 | 51,894 | 51,932 | 53,948 | 60,194 | 61,745 | 62,937 | 65,113 |
| 指数 | 100 | 12,505 | 12,514 | 13,000 | 14,505 | 14,878 | 15,166 | 15,690 |

# 第94表　地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その２　事業別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度 合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法適用の公営企業会計 | 上水道事業 | 61,793 | 6.4 | 141,764 | 2.6 | 203,557 | 3.1 | 223,012 | 3.5 | △ 19,455 | △ 8.7 | △ 1.3 |
| | 工業用水道事業 | 27,686 | 2.9 | 4,467 | 0.1 | 32,153 | 0.5 | 36,023 | 0.6 | △ 3,870 | △ 10.7 | △ 24.7 |
| | 交通事業 | 60,957 | 6.3 | 199,681 | 3.6 | 260,637 | 4.0 | 255,400 | 4.1 | 5,237 | 2.1 | △ 18.8 |
| | 電気事業 | 60 | 0.0 | 0 | 0.0 | 61 | 0.0 | 90 | 0.0 | △ 29 | △ 32.2 | △ 32.8 |
| | ガス事業 | 53 | 0.0 | 206 | 0.0 | 260 | 0.0 | 515 | 0.0 | △ 255 | △ 49.5 | 95.1 |
| | 簡易水道事業 | 34 | 0.0 | 2,399 | 0.0 | 2,433 | 0.0 | 2,813 | 0.0 | △ 380 | △ 13.5 | △ 9.1 |
| | 港湾整備事業 | － | － | 234 | 0.0 | 234 | 0.0 | 264 | 0.0 | △ 30 | △ 11.4 | △ 16.7 |
| | 病院事業 | 370,464 | 38.2 | 395,122 | 7.1 | 765,586 | 11.8 | 766,369 | 12.2 | △ 783 | △ 0.1 | △ 0.8 |
| | 市場事業 | 2,794 | 0.3 | 6,293 | 0.1 | 9,087 | 0.1 | 9,488 | 0.2 | △ 401 | △ 4.2 | 11.2 |
| | と畜場事業 | － | － | 26 | 0.0 | 26 | 0.0 | 104 | 0.0 | △ 78 | △ 75.0 | △ 18.1 |
| | 観光施設事業 | 4,315 | 0.4 | 3,594 | 0.1 | 7,908 | 0.1 | 5,815 | 0.1 | 2,093 | 36.0 | △ 17.8 |
| | 住宅用地造成事業 | 2,155 | 0.2 | 2,017 | 0.0 | 4,172 | 0.1 | 6,338 | 0.1 | △ 2,166 | △ 34.2 | 148.1 |
| | 工業用地造成事業 | 31,116 | 3.2 | 3,240 | 0.1 | 34,356 | 0.5 | 35,358 | 0.6 | △ 1,002 | △ 2.8 | 17.0 |
| | 下水道事業 | 201,208 | 20.7 | 565,351 | 10.2 | 766,559 | 11.8 | 755,878 | 12.0 | 10,681 | 1.4 | 4.6 |
| | 駐車場整備事業 | 68 | 0.0 | 154 | 0.0 | 223 | 0.0 | 156 | 0.0 | 67 | 42.9 | 1.3 |
| | その他の企業会計 | 165 | 0.1 | 5,670 | 0.1 | 5,834 | 0.1 | 6,957 | 0.0 | △ 1,123 | △ 16.1 | 32.0 |
| | 小計 | 762,868 | 78.7 | 1,330,218 | 24.0 | 2,093,086 | 32.1 | 2,104,580 | 33.4 | △ 11,494 | △ 0.5 | △ 1.7 |
| 法非適用の公営企業会計 | 交通事業 | － | － | 2,359 | 0.0 | 2,359 | 0.0 | 2,749 | 0.0 | △ 390 | △ 14.2 | △ 0.1 |
| | 簡易水道事業 | － | － | 55,761 | 1.0 | 55,761 | 0.9 | 57,461 | 0.9 | △ 1,700 | △ 3.0 | △ 9.1 |
| | 港湾整備事業 | 35,518 | 3.7 | 2,872 | 0.1 | 38,390 | 0.6 | 33,997 | 0.5 | 4,393 | 12.9 | 9.3 |
| | 市場事業 | 1,818 | 0.2 | 26,501 | 0.5 | 28,319 | 0.4 | 29,095 | 0.5 | △ 776 | △ 2.7 | △ 2.0 |
| | と畜場事業 | 4,788 | 0.5 | 10,157 | 0.2 | 14,945 | 0.2 | 16,001 | 0.3 | △ 1,056 | △ 6.6 | △ 5.0 |
| | 観光施設事業 | 482 | 0.0 | 17,163 | 0.3 | 17,645 | 0.3 | 18,980 | 0.3 | △ 1,335 | △ 7.0 | △ 11.5 |
| | 住宅用地造成事業 | 2,672 | 0.3 | 48,586 | 0.9 | 51,258 | 0.8 | 51,177 | 0.8 | 81 | 0.2 | 0.5 |
| | 工業用地造成事業 | 6,030 | 0.6 | 7,357 | 0.1 | 13,387 | 0.2 | 17,085 | 0.3 | △ 3,698 | △ 21.6 | △ 10.8 |
| | 下水道事業 | 128,465 | 13.2 | 1,279,406 | 23.1 | 1,407,871 | 21.6 | 1,367,255 | 21.7 | 40,616 | 3.0 | 2.2 |
| | 駐車場整備事業 | 842 | 0.1 | 18,991 | 0.3 | 19,833 | 0.3 | 18,835 | 0.3 | 998 | 5.3 | 9.7 |
| | その他の企業会計 | 4,167 | 0.5 | 37,541 | 0.7 | 41,708 | 0.7 | 57,862 | 0.9 | △ 16,154 | △ 27.9 | 8.0 |
| | 小計 | 184,782 | 19.1 | 1,506,694 | 27.2 | 1,691,476 | 26.0 | 1,670,497 | 26.5 | 20,979 | 1.3 | 1.6 |
| 国民健康保険事業会計 | | － | － | 1,150,517 | 20.8 | 1,150,517 | 17.7 | 1,035,727 | 16.5 | 114,790 | 11.1 | 4.7 |
| その他の事業会計 | | 22,147 | 2.2 | 1,554,088 | 28.0 | 1,576,235 | 24.2 | 1,482,941 | 23.6 | 93,294 | 6.3 | 5.9 |
| 合計 | | **969,797** | **100.0** | **5,541,517** | **100.0** | **6,511,314** | **100.0** | **6,293,745** | **100.0** | **217,569** | **3.5** | **1.9** |

# 第95表 公　債　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方債元利償還金 | 6,653,913 | 99.9 | 6,588,816 | 99.9 | 13,144,587 | 99.9 | 13,022,362 | 99.9 | 122,225 | 0.9 | 1.6 |
| 元金 | 4,832,082 | 72.6 | 5,001,876 | 75.9 | 9,745,836 | 74.1 | 9,309,070 | 71.4 | 436,766 | 4.7 | 4.6 |
| 利子 | 1,821,831 | 27.4 | 1,586,940 | 24.1 | 3,398,751 | 25.8 | 3,713,293 | 28.5 | △314,542 | △ 8.5 | △ 5.0 |
| 一時借入金利子 | 5,515 | 0.1 | 4,795 | 0.1 | 10,311 | 0.1 | 14,133 | 0.1 | △ 3,822 | △ 27.0 | 45.0 |
| 合計 | **6,659,428** | **100.0** | **6,593,611** | **100.0** | **13,154,898** | **100.0** | **13,036,495** | **100.0** | **118,403** | **0.9** | **1.7** |

その２　財源内訳

（単位　百万円　％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 9,942 | 0.1 | 14,080 | 0.2 | 26,882 | 0.2 | 25,538 | 0.2 | 1,344 | 5.3 | 2.0 |
| 使用料、手数料 | 183,223 | 2.8 | 225,874 | 3.4 | 409,863 | 3.1 | 418,735 | 3.2 | △ 8,872 | △ 2.1 | △ 0.7 |
| その他特定財源 | 187,391 | 2.8 | 149,113 | 2.3 | 320,996 | 2.5 | 338,612 | 2.6 | △ 17,616 | △ 5.2 | △ 34.5 |
| 一般財源等 | 6,278,872 | 94.3 | 6,204,544 | 94.1 | 12,397,157 | 94.2 | 12,253,610 | 94.0 | 143,547 | 1.2 | 3.3 |
| 合計 | **6,659,428** | **100.0** | **6,593,611** | **100.0** | **13,154,898** | **100.0** | **13,036,495** | **100.0** | **118,403** | **0.9** | **1.7** |

# 第96表　地方債元金償還額の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 純計額 | | 平成14年度 純計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般公共事業債 | 1,211,739 | 25.1 | 335,026 | 6.7 | 1,546,764 | 15.9 | 1,324,207 | 14.2 | 222,557 | 16.8 | 14.9 |
| うち財源対策債等 | 603,072 | 12.5 | 140,080 | 2.8 | 743,153 | 7.6 | 619,103 | 6.7 | 124,050 | 20.0 | 28.9 |
| 一般単独事業債 | 1,949,794 | 40.4 | 1,907,689 | 38.1 | 3,857,483 | 39.6 | 3,729,674 | 40.1 | 127,809 | 3.4 | 0.5 |
| 公営住宅建設事業債 | 123,214 | 2.5 | 192,538 | 3.8 | 315,753 | 3.2 | 304,420 | 3.3 | 11,333 | 3.7 | 2.3 |
| 義務教育施設整備事業債 | 8,554 | 0.2 | 445,714 | 8.9 | 454,268 | 4.7 | 453,138 | 4.9 | 1,130 | 0.2 | 3.1 |
| 辺地対策事業債 | − | − | 76,255 | 1.5 | 76,255 | 0.8 | 76,241 | 0.8 | 14 | 0.0 | △ 0.6 |
| 公共用地先行取得等事業債 | 125,464 | 2.6 | 182,609 | 3.7 | 308,073 | 3.2 | 349,883 | 3.8 | △ 41,810 | △ 11.9 | 1.1 |
| 災害復旧事業債 | 114,370 | 2.4 | 82,980 | 1.7 | 197,350 | 2.0 | 199,224 | 2.1 | △ 1,874 | △ 0.9 | △ 2.3 |
| 首都圏等建設事業債 | 92,848 | 1.9 | − | − | 92,848 | 1.0 | 92,974 | 1.0 | △ 126 | △ 0.1 | △ 1.8 |
| 一般廃棄物処理事業債 | 43,036 | 0.9 | 391,084 | 7.8 | 434,120 | 4.5 | 383,498 | 4.1 | 50,622 | 13.2 | 10.5 |
| 厚生福祉施設整備事業債 | 23,330 | 0.5 | 149,932 | 3.0 | 173,262 | 1.8 | 177,016 | 1.9 | △ 3,754 | △ 2.1 | △ 1.1 |
| 社会福祉施設整備事業債 | 707 | 0.0 | 171 | 0.0 | 878 | 0.0 | 825 | 0.0 | 53 | 6.4 | 皆増 |
| 地域財政特例対策債 | 5,517 | 0.1 | 369 | 0.0 | 5,887 | 0.1 | 5,771 | 0.1 | 116 | 2.0 | 0.3 |
| 退職手当債 | 6,207 | 0.1 | 508 | 0.0 | 6,714 | 0.1 | 5,033 | 0.1 | 1,681 | 33.4 | △ 6.2 |
| 転貸債 | 19,570 | 0.4 | 25,408 | 0.5 | 44,978 | 0.5 | 42,025 | 0.5 | 2,953 | 7.0 | △ 13.7 |
| 過疎対策事業債 | − | − | 290,967 | 5.8 | 290,967 | 3.0 | 280,091 | 3.0 | 10,876 | 3.9 | 6.8 |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 | 106,511 | 2.2 | 44,630 | 0.9 | 151,141 | 1.6 | 159,423 | 1.7 | △ 8,282 | △ 5.2 | △ 29.4 |
| 地域改善対策特定事業債 | 47 | 0.0 | 32,233 | 0.6 | 32,280 | 0.3 | 36,185 | 0.4 | △ 3,905 | △ 10.8 | △ 10.1 |
| 減収補てん債（昭和50年度分） | 2,629 | 0.1 | 297 | 0.0 | 2,925 | 0.0 | 3,831 | 0.0 | △ 906 | △ 23.6 | △ 2.5 |
| 財政対策債 | 943 | 0.0 | 209 | 0.0 | 1,152 | 0.0 | 1,155 | 0.0 | △ 3 | △ 0.3 | 1.5 |
| 財源対策債 | 124,948 | 2.6 | 128,245 | 2.6 | 253,194 | 2.6 | 221,071 | 2.4 | 32,123 | 14.5 | △ 1.8 |
| 減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15年度分） | 287,380 | 5.9 | 72,062 | 1.4 | 359,442 | 3.7 | 392,908 | 4.2 | △ 33,466 | △ 8.5 | 62.0 |
| 臨時財政特例債 | 256,648 | 5.3 | 59,658 | 1.2 | 316,306 | 3.2 | 318,046 | 3.4 | △ 1,740 | △ 0.5 | 2.0 |
| 公共事業等臨時特例債 | 79,936 | 1.7 | 27,818 | 0.6 | 107,753 | 1.1 | 102,557 | 1.1 | 5,196 | 5.1 | 5.5 |
| 減税補てん債 | 106,657 | 2.2 | 226,088 | 4.5 | 332,745 | 3.4 | 286,607 | 3.1 | 46,138 | 16.1 | 21.0 |
| 臨時税収補てん債 | 27,028 | 0.6 | 39,354 | 0.8 | 66,382 | 0.7 | 65,381 | 0.7 | 1,001 | 1.5 | 1.2 |
| 臨時財政対策債 | 193 | 0.0 | 5,658 | 0.1 | 5,850 | 0.1 | 1,534 | 0.0 | 4,316 | 281.4 | 153,300.0 |
| 調整債（昭和60・61・62・63年度分） | 55,215 | 1.1 | 20,346 | 0.4 | 75,560 | 0.8 | 75,344 | 0.8 | 216 | 0.3 | 3.2 |
| 減収補てん債（平成14年度分） | 3,400 | 0.1 | 84 | 0.0 | 3,484 | 0.0 | − | − | 3,484 | 皆増 | − |
| 都道府県貸付金 | − | − | 145,149 | 2.9 | 57,026 | 0.6 | 54,667 | 0.6 | 2,359 | 4.3 | △ 2.9 |
| その他 | 56,155 | 1.1 | 118,794 | 2.5 | 174,953 | 1.5 | 166,341 | 1.7 | 8,612 | 5.2 | 9.0 |
| 小計 | **4,832,040** | **100.0** | **5,001,875** | **100.0** | **9,745,793** | **100.0** | **9,309,070** | **100.0** | **436,723** | **4.7** | **4.6** |
| うち減収補てん債 | 514,194 | 10.6 | 82,178 | 1.6 | 596,372 | 6.1 | 533,117 | 5.7 | 63,255 | 11.9 | 69.5 |
| 特定資金公共投資事業債 | 42 | 0.0 | 40 | 0.0 | 82 | 0.0 | − | − | 82 | 皆増 | − |
| 合計 | **4,832,082** | **100.0** | **5,001,915** | **100.0** | **9,745,875** | **100.0** | **9,309,070** | **100.0** | **436,805** | **4.7** | **4.6** |

（注）　1　「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。

2　「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。

# 第97表　地　方　債　現　在　高　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般公共事業債 | 22,761,962 | 29.4 | 5,040,630 | 8.2 | 27,802,592 | 20.0 | 26,965,635 | 20.0 | 836,957 | 3.1 | 5.7 |
| うち財源対策債等 | 13,063,458 | 16.9 | 2,528,181 | 4.1 | 15,591,639 | 11.2 | 14,864,555 | 11.0 | 727,084 | 4.9 | 7.2 |
| 一般単独事業債 | 29,883,314 | 38.6 | 22,079,788 | 35.9 | 51,963,101 | 37.4 | 52,480,412 | 38.9 | △ 517,311 | △ 1.0 | 0.0 |
| 公営住宅建設事業債 | 1,998,403 | 2.6 | 3,001,314 | 4.9 | 4,999,718 | 3.6 | 5,096,593 | 3.8 | △ 96,875 | △ 1.9 | △ 1.1 |
| 義務教育施設整備事業債 | 108,747 | 0.1 | 4,546,097 | 7.4 | 4,654,844 | 3.4 | 4,848,921 | 3.6 | △ 194,077 | △ 4.0 | △ 3.6 |
| 辺地対策事業債 | － | － | 459,167 | 0.7 | 459,167 | 0.3 | 478,246 | 0.4 | △ 19,079 | △ 4.0 | △ 3.0 |
| 公共用地先行取得等事業債 | 941,614 | 1.2 | 890,990 | 1.4 | 1,832,604 | 1.3 | 1,978,790 | 1.5 | △ 146,186 | △ 7.4 | △ 11.2 |
| 災害復旧事業債 | 660,123 | 0.9 | 408,331 | 0.7 | 1,068,455 | 0.8 | 1,193,160 | 0.9 | △ 124,705 | △ 10.5 | △ 8.6 |
| 首都圏等建設事業債 | 1,057,362 | 1.4 | － | － | 1,057,362 | 0.8 | 1,122,789 | 0.8 | △ 65,427 | △ 5.8 | △ 4.7 |
| 一般廃棄物処理事業債 | 297,808 | 0.4 | 4,269,189 | 6.9 | 4,566,998 | 3.3 | 4,793,292 | 3.6 | △ 226,294 | △ 4.7 | 2.1 |
| 厚生福祉施設整備事業債 | 289,049 | 0.4 | 1,346,003 | 2.2 | 1,635,052 | 1.2 | 1,808,314 | 1.3 | △ 173,262 | △ 9.6 | △ 8.7 |
| 社会福祉施設整備事業債 | 69,781 | 0.1 | 111,608 | 0.2 | 181,389 | 0.1 | 113,328 | 0.1 | 68,061 | 60.1 | 132.8 |
| 地域財政特例対策債 | 23,759 | 0.0 | 1,554 | 0.0 | 25,314 | 0.0 | 31,200 | 0.0 | △ 5,886 | △ 18.9 | △ 15.6 |
| 退職手当債 | 203,038 | 0.3 | 11,922 | 0.0 | 214,960 | 0.2 | 200,673 | 0.1 | 14,287 | 7.1 | 4.8 |
| 転貸債 | 294,986 | 0.4 | 330,170 | 0.5 | 625,156 | 0.4 | 631,308 | 0.5 | △ 6,152 | △ 1.0 | △ 0.0 |
| 過疎対策事業債 | － | － | 2,404,617 | 3.9 | 2,404,617 | 1.7 | 2,425,491 | 1.8 | △ 20,874 | △ 0.9 | 0.4 |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 | 760,892 | 1.0 | 186,824 | 0.3 | 947,717 | 0.7 | 1,069,426 | 0.8 | △ 121,709 | △ 11.4 | △ 11.0 |
| 地域改善対策特定事業債 | 545 | 0.0 | 143,596 | 0.2 | 144,141 | 0.1 | 176,421 | 0.1 | △ 32,280 | △ 18.3 | △ 16.8 |
| 減収補てん債（昭和50年度分） | 79,615 | 0.1 | 4,224 | 0.0 | 83,839 | 0.1 | 86,764 | 0.1 | △ 2,925 | △ 3.4 | △ 4.2 |
| 財政対策債 | 11,702 | 0.0 | 2,078 | 0.0 | 13,780 | 0.0 | 14,932 | 0.0 | △ 1,152 | △ 7.7 | △ 7.4 |
| 財源対策債 | 1,488,569 | 1.9 | 1,644,328 | 2.7 | 3,132,897 | 2.3 | 3,157,788 | 2.3 | △ 24,891 | △ 0.8 | 2.6 |
| 減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15年度分） | 4,078,802 | 5.3 | 533,781 | 0.9 | 4,612,583 | 3.3 | 4,916,905 | 3.6 | △ 304,322 | △ 6.2 | △ 7.3 |
| 臨時財政特例債 | 1,638,433 | 2.1 | 414,424 | 0.7 | 2,052,857 | 1.5 | 2,369,162 | 1.8 | △ 316,305 | △ 13.4 | △ 11.8 |
| 公共事業等臨時特例債 | 58,184 | 0.1 | 63,457 | 0.1 | 121,641 | 0.1 | 229,394 | 0.2 | △ 107,753 | △ 47.0 | △ 30.9 |
| 減税補てん債 | 2,391,054 | 3.1 | 4,381,106 | 7.1 | 6,772,160 | 4.9 | 6,412,921 | 4.8 | 359,239 | 5.6 | 3.0 |
| 臨時税収補てん債 | 490,174 | 0.6 | 643,460 | 1.0 | 1,133,634 | 0.8 | 1,200,016 | 0.9 | △ 66,382 | △ 5.5 | △ 5.2 |
| 臨時財政対策債 | 4,634,398 | 6.0 | 4,466,248 | 7.3 | 9,100,645 | 6.5 | 3,841,836 | 2.8 | 5,258,809 | 136.9 | 213.1 |
| 調整債（昭和60・61・62・63年度分） | 298,883 | 0.4 | 99,263 | 0.2 | 398,146 | 0.3 | 473,706 | 0.4 | △ 75,560 | △ 16.0 | △ 13.7 |
| 減収補てん債（平成14年度分） | 556,910 | 0.7 | 84,872 | 0.1 | 641,782 | 0.5 | 616,850 | 0.5 | 24,932 | 4.0 | 皆増 |
| 都道府県貸付金 | － | － | 1,102,545 | 1.8 | 1,102,545 | 0.8 | 1,128,084 | 0.8 | △ 25,539 | △ 2.3 | △ 2.7 |
| その他 | 1,712,279 | 2.1 | 2,636,015 | 4.3 | 4,348,291 | 3.0 | 4,238,380 | 3.0 | 109,911 | 2.6 | 2.2 |
| **小計** | **76,790,386** | **99.2** | **61,307,601** | **99.6** | **138,097,987** | **99.4** | **134,100,737** | **99.4** | **3,997,250** | **3.0** | **2.5** |
| うち減収補てん債 | 5,279,725 | 6.8 | 668,971 | 1.1 | 5,948,696 | 4.3 | 6,461,532 | 4.8 | △ 512,836 | △ 7.9 | 2.2 |
| 特定資金公共投資事業債 | 599,052 | 0.8 | 250,666 | 0.4 | 849,718 | 0.6 | 823,268 | 0.6 | 26,450 | 3.2 | 989.1 |
| **合計** | **77,389,438** | **100.0** | **61,558,267** | **100.0** | **138,947,705** | **100.0** | **134,924,005** | **100.0** | **4,023,700** | **3.0** | **3.0** |

# 第97表 地 方 債 現 在 高 の 状 況（つづき）

その２　借入先別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 都道府県 | | 平成15年度 市町村 | | 平成15年度 合計額 | | 平成14年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 政府資金 | 28,602,613 | 37.0 | 34,255,362 | 55.6 | 62,857,975 | 45.2 | 61,307,291 | 45.4 | 1,550,684 | 2.5 | 3.3 |
| 財政融資資金 | 22,039,021 | 28.5 | 25,399,230 | 41.3 | 47,438,251 | 34.1 | 47,140,537 | 34.9 | 297,714 | 0.6 | 1.4 |
| うち旧資金運用部資金 | 15,444,323 | 20.0 | 17,102,690 | 27.8 | 32,547,013 | 23.4 | 36,068,699 | 26.7 | △3,521,686 | △ 9.8 | … |
| うち旧還元融資資金 | 432,107 | 0.6 | 2,977,779 | 4.8 | 3,409,887 | 2.5 | 3,827,368 | 2.8 | △ 417,481 | △ 10.9 | … |
| 郵政公社資金 | 6,563,593 | 8.5 | 8,856,131 | 14.4 | 15,419,724 | 11.1 | 14,166,754 | 10.5 | 1,252,970 | 8.8 | 10.3 |
| 郵便貯金資金 | 1,549,071 | 2.0 | 1,109,618 | 1.8 | 2,658,690 | 1.9 | 1,737,221 | 1.3 | 921,469 | 53.0 | 136.3 |
| 簡易生命保険資金 | 5,014,521 | 6.5 | 7,746,513 | 12.6 | 12,761,034 | 9.2 | 12,429,533 | 9.2 | 331,501 | 2.7 | 2.6 |
| 公営企業金融公庫 | 3,173,582 | 4.1 | 5,259,223 | 8.5 | 8,432,805 | 6.1 | 8,435,218 | 6.3 | △ 2,413 | 0.0 | 0.8 |
| 国の予算貸付・政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。） | 760,294 | 1.0 | 186,824 | 0.3 | 947,119 | 0.7 | 1,069,353 | 0.8 | △ 122,234 | △ 11.4 | △ 11.0 |
| 市中銀行 | 28,000,358 | 36.2 | 10,944,114 | 17.8 | 38,944,472 | 28.0 | 38,721,960 | 28.7 | 222,512 | 0.6 | △ 2.9 |
| その他の金融機関 | 2,857,274 | 3.7 | 3,322,218 | 5.4 | 6,179,492 | 4.4 | 5,833,313 | 4.3 | 346,179 | 5.9 | 3.7 |
| 保険会社等 | 104,054 | 0.1 | 278,134 | 0.5 | 382,188 | 0.3 | 406,307 | 0.3 | △ 24,119 | △ 5.9 | △ 8.2 |
| 交付公債 | 1,320 | 0.0 | 47 | 0.0 | 1,367 | 0.0 | 1,691 | 0.0 | △ 324 | △ 19.2 | 22.2 |
| 市場公募債 | 12,870,998 | 16.6 | 4,768,833 | 7.7 | 17,639,831 | 12.7 | 15,532,256 | 11.5 | 2,107,575 | 13.6 | 18.0 |
| 内訳 個別発行債10年債 | 10,600,583 | 13.7 | 3,574,125 | 5.8 | 14,174,708 | 10.2 | 13,804,453 | 10.2 | 370,255 | 2.7 | … |
| 内訳 個別発行債5年債 | 1,427,814 | 1.8 | 771,211 | 1.3 | 2,199,025 | 1.6 | 1,526,749 | 1.1 | 672,276 | 44.0 | … |
| 内訳 個別発行債20年債 | 18,280 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 48,280 | 0.0 | 14,080 | 0.0 | 34,200 | 242.9 | … |
| 内訳 個別発行債30年債 | 20,000 | 0.0 | － | － | 20,000 | 0.0 | － | － | 20,000 | 皆増 | … |
| 内訳 共同発行債10年債 | 464,884 | 0.6 | 316,958 | 0.5 | 781,842 | 0.6 | 25,464 | 0.0 | 756,378 | 2,970.4 | … |
| 内訳 ミニ公募債 | 339,436 | 0.4 | 76,540 | 0.1 | 415,976 | 0.3 | 161,510 | 0.1 | 254,466 | 157.6 | … |
| 共済等 | 278,996 | 0.4 | 1,173,961 | 1.9 | 1,452,957 | 1.0 | 1,502,632 | 1.1 | △ 49,675 | △ 3.3 | △ 1.8 |
| その他 | 140,897 | 0.1 | 1,118,885 | 1.9 | 1,259,781 | 1.0 | 1,290,716 | 1.0 | △ 30,935 | △ 2.4 | △ 2.4 |
| 小計 | 76,790,386 | 99.2 | 61,307,601 | 99.6 | 138,097,987 | 99.4 | 134,100,737 | 99.4 | 3,997,250 | 3.0 | 2.5 |
| 特定資金 | 599,052 | 0.8 | 250,666 | 0.4 | 849,718 | 0.6 | 823,268 | 0.6 | 26,450 | 3.2 | 989.1 |
| 合計 | **77,389,438** | **100.0** | **61,558,267** | **100.0** | **138,947,705** | **100.0** | **134,924,005** | **100.0** | **4,023,700** | **3.0** | **3.0** |

（注）　郵政公社資金には、平成14年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その３　利率別内訳

（単位　百万円・％）

| 区分 | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．5％以下 | 24,917,809 | 32.2 | 18,002,492 | 29.2 | 42,920,301 | 30.9 |
| 2．0％以下 | 23,776,539 | 30.7 | 16,366,948 | 26.6 | 40,143,487 | 28.9 |
| 2．5％以下 | 7,775,000 | 10.0 | 5,379,734 | 8.7 | 13,154,733 | 9.5 |
| 3．0％以下 | 4,901,650 | 6.3 | 5,213,100 | 8.5 | 10,114,750 | 7.3 |
| 3．5％以下 | 5,059,879 | 6.5 | 4,881,187 | 7.9 | 9,941,067 | 7.2 |
| 4．0％以下 | 2,725,609 | 3.5 | 2,199,590 | 3.6 | 4,925,199 | 3.5 |
| 4．5％以下 | 3,395,296 | 4.4 | 3,487,775 | 5.7 | 6,883,071 | 5.0 |
| 5．0％以下 | 2,449,068 | 3.2 | 2,214,181 | 3.6 | 4,663,249 | 3.4 |
| 5．5％以下 | 791,276 | 1.0 | 997,358 | 1.6 | 1,788,635 | 1.3 |
| 6．0％以下 | 91,222 | 0.1 | 148,387 | 0.2 | 239,609 | 0.2 |
| 6．5％以下 | 415,715 | 0.5 | 783,848 | 1.3 | 1,199,563 | 0.9 |
| 7．0％以下 | 796,842 | 1.0 | 832,650 | 1.4 | 1,629,492 | 1.2 |
| 7．0％超 | 293,533 | 0.4 | 1,051,017 | 1.7 | 1,344,550 | 1.0 |
| 合計 | **77,389,438** | **100.0** | **61,558,267** | **100.0** | **138,947,705** | **100.0** |

## 第97表　地　方　債　現　在　高　の　状　況（つづき）

その4　推　　移

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 都　道　府　県 | | | 市　町　村 | | | 合　計　額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 現在高 | 指数 | 対前年度増減率 | 現在高 | 指数 | 対前年度増減率 | 現在高 | 指数 | 対前年度増減率 |
| 昭和49年度 | 3,688,067 | 100 | 23.3 | 4,851,720 | 100 | 26.4 | 8,539,787 | 100 | 25.0 |
| 平成8年度 | 52,353,567 | 1,420 | 12.6 | 50,977,752 | 1,051 | 10.0 | 103,331,319 | 1,210 | 11.3 |
| 9 | 57,405,918 | 1,557 | 9.7 | 54,091,225 | 1,115 | 6.1 | 111,497,143 | 1,306 | 7.9 |
| 10 | 63,141,507 | 1,712 | 10.0 | 56,921,904 | 1,173 | 5.2 | 120,063,411 | 1,406 | 7.7 |
| 11 | 67,330,090 | 1,826 | 6.6 | 58,268,475 | 1,201 | 2.4 | 125,598,565 | 1,471 | 4.6 |
| 12 | 69,544,758 | 1,886 | 3.3 | 58,540,214 | 1,207 | 0.5 | 128,084,971 | 1,500 | 2.0 |
| 13 | 71,578,559 | 1,941 | 2.9 | 59,282,912 | 1,222 | 1.3 | 130,861,470 | 1,532 | 2.2 |
| 14 | 73,993,973 | 2,006 | 3.4 | 60,106,764 | 1,239 | 1.4 | 134,100,737 | 1,570 | 2.5 |
| 15 | 76,790,386 | 2,082 | 3.8 | 61,307,601 | 1,264 | 2.0 | 138,097,987 | 1,617 | 3.0 |

（注）　平成13年度以降については、特定資金公共投資事業債を除いている。

## 第98表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1　目的別内訳

（単位　百万円　％）

| 区　　分 | 平　成　15　年　度 | | | | | | 平成14年度合計額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | | |
| 1　物件の購入等に係るもの | 3,755,538 | 62.9 | 3,915,871 | 58.2 | 7,671,410 | 60.4 | 8,077,033 | △ 5.0 |
| 土地の購入に係るもの | 887,673 | 14.9 | 1,974,637 | 29.4 | 2,862,309 | 22.5 | 3,011,887 | △ 5.0 |
| 建造物の購入に係るもの | 801,233 | 13.4 | 533,803 | 7.9 | 1,335,035 | 10.5 | 1,403,823 | △ 4.9 |
| その他の物件の購入に係るもの | 86,416 | 1.4 | 124,133 | 1.8 | 210,550 | 1.7 | 192,953 | 9.1 |
| 製造・工事の請負に係るもの | 1,980,217 | 33.2 | 1,283,298 | 19.1 | 3,263,515 | 25.7 | 3,468,369 | △ 5.9 |
| 2　債務保証又は損失補償に係るもの | 16,646 | 0.3 | 42,367 | 0.6 | 59,013 | 0.5 | 51,202 | 15.3 |
| 地方三公社に係るもの　(A) | − | − | 10,912 | 0.2 | 10,912 | 0.1 | 7,067 | 54.4 |
| 特別法の規定に基づく法人のうち(A)以外に係るもの　(B) | 16,640 | 0.3 | 690 | 0.0 | 17,330 | 0.1 | 18,220 | △ 4.9 |
| 地方公共団体が出資・出えんしている法人のうち(A)(B)以外に係るもの | 6 | 0.0 | 14,255 | 0.2 | 14,261 | 0.1 | 6,503 | 119.3 |
| その他 | − | − | 16,510 | 0.2 | 16,510 | 0.2 | 19,412 | △ 14.9 |
| 3　その他 | 2,196,975 | 36.8 | 2,767,480 | 41.2 | 4,964,455 | 39.1 | 4,787,930 | 3.7 |
| 利子補給等に係るもの | 747,834 | 12.5 | 625,308 | 9.3 | 1,373,143 | 10.8 | 1,434,002 | △ 4.2 |
| その他 | 1,449,141 | 24.3 | 2,142,172 | 31.9 | 3,591,312 | 28.3 | 3,353,928 | 7.1 |
| **合計** | **5,969,159** | **100.0** | **6,725,718** | **100.0** | **12,694,878** | **100.0** | **12,916,165** | **△ 1.7** |

（注）　1　「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。
　　2　「3その他」には、実質的な債務負担に係るものを含む。

## 第98表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（つづき）

その2　推　移

（単位　百万円・%）

| 区分 | 合計 | | | 1　物件の購入等に係るもの | | | 2　債務保証又は損失補償に係るもの | | | 3　その他 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 支出予定額 | 指数 | 対前年度増減率 | 支出予定額 | 指数 | 対前年度増減率 | 支出予定額 | 指数 | 対前年度増減率 | 支出予定額 | 指数 | 対前年度増減率 |
| 平成10年度 | 15,918,648 | 100 | △ 8.2 | 10,970,236 | 100 | △ 11.8 | 107,196 | 100 | 63.5 | 4,841,216 | 100 | 0.1 |
| 11 | 15,349,944 | 96 | △ 3.6 | 10,246,645 | 93 | △ 6.6 | 60,318 | 56 | △ 43.7 | 5,042,981 | 104 | 4.2 |
| 12 | 14,717,240 | 92 | △ 4.1 | 9,632,167 | 88 | △ 6.0 | 69,933 | 65 | 15.9 | 5,015,140 | 104 | △ 0.6 |
| 13 | 13,909,298 | 87 | △ 5.5 | 8,861,241 | 81 | △ 8.0 | 46,761 | 44 | △ 33.1 | 5,001,296 | 103 | △ 0.3 |
| 14 | 12,916,165 | 81 | △ 7.1 | 8,077,033 | 74 | △ 8.8 | 51,202 | 48 | 9.5 | 4,787,930 | 99 | △ 4.3 |
| 15 | 12,694,878 | 80 | △ 1.7 | 7,671,410 | 70 | △ 5.0 | 59,013 | 55 | 15.3 | 4,964,455 | 103 | 3.7 |

## 第99表　積　立　金　現　在　高　の　状　況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 合計額 | | 合計額 | | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
| 財政調整基金 | 426,063 | 10.6 | 3,315,576 | 33.3 | 3,741,639 | 26.8 | 3,788,240 | 25.8 | △ 46,601 | △ 1.2 | △ 1.5 |
| 減債基金 | 1,476,856 | 36.7 | 1,283,520 | 12.9 | 2,760,376 | 19.7 | 2,770,822 | 18.9 | △ 10,446 | △ 0.4 | △ 12.0 |
| その他特定目的基金 | 2,116,051 | 52.7 | 5,368,436 | 53.9 | 7,484,487 | 53.5 | 8,109,684 | 55.3 | △ 625,197 | △ 7.7 | △ 6.7 |
| **合計** | **4,018,969** | **100.0** | **9,967,532** | **100.0** | **13,986,502** | **100.0** | **14,668,746** | **100.0** | **△ 682,244** | **△ 4.7** | **△ 6.5** |

その2　推　移

（単位　百万円・%）

| 区分 | 総額 | | 財政調整基金 | | 減債基金 | | その他特定目的基金 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 積立金 | 対前年度増減率 | 積立金 | 対前年度増減率 | 積立金 | 対前年度増減率 | 積立金 | 対前年度増減率 |
| 平成6年度 | 19,399,235 | △ 4.3 | 3,653,922 | △ 0.9 | 5,479,537 | △ 10.2 | 10,265,776 | △ 2.1 |
| 7 | 18,328,249 | △ 5.5 | 3,551,637 | △ 2.8 | 4,960,088 | △ 9.5 | 9,816,524 | △ 4.4 |
| 8 | 17,758,090 | △ 3.1 | 3,611,156 | 1.7 | 4,557,902 | △ 8.1 | 9,589,033 | △ 2.3 |
| 9 | 16,467,569 | △ 7.3 | 3,304,397 | △ 8.5 | 4,038,939 | △ 11.4 | 9,124,233 | △ 4.8 |
| 10 | 15,252,232 | △ 7.4 | 3,183,000 | △ 3.7 | 3,488,244 | △ 13.6 | 8,580,988 | △ 6.0 |
| 11 | 15,789,002 | 3.5 | 3,195,436 | 0.4 | 3,262,312 | △ 6.5 | 9,331,253 | 8.7 |
| 12 | 15,400,028 | △ 2.5 | 3,577,743 | 12.0 | 3,321,126 | 1.8 | 8,501,159 | △ 8.9 |
| 13 | 15,684,180 | 1.8 | 3,847,176 | 7.5 | 3,147,877 | △ 5.2 | 8,689,126 | 2.2 |
| 14 | 14,668,746 | △ 6.5 | 3,788,240 | △ 1.5 | 2,770,822 | △ 12.0 | 8,109,684 | △ 6.7 |
| 15 | 13,986,502 | △ 4.7 | 3,741,639 | △ 1.2 | 2,760,376 | △ 0.4 | 7,484,487 | △ 7.7 |

# 第100表　平成15年度資金収支の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | | | 第1四半期（15年4月～6月） | | 第2・四半期（15年7月～9月） | | 第3・四半期（15年10月～12月） | | 第4四半期（16年1月～3月） | | 出納整理期（16年4月～5月） | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 収入 | 歳入 | 24,984,163 | 65.0 | 18,164,390 | 81.6 | 19,251,247 | 61.2 | 25,604,671 | 57.6 | 13,325,269 | 77.8 | 101,329,740 | 65.9 |
| | | 地方税 | 10,998,951 | 28.6 | 7,327,568 | 32.9 | 7,044,548 | 22.4 | 6,261,541 | 14.1 | 1,033,119 | 6.0 | 32,665,727 | 21.3 |
| | | 地方消費税清算金 | 287,408 | 0.7 | 237,653 | 1.1 | 56,724 | 0.2 | 171,889 | 0.4 | − | − | 753,674 | 0.5 |
| | | 地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税 | 9,141,371 | 23.8 | 4,744,562 | 21.3 | 4,848,341 | 15.4 | 1,012,789 | 2.3 | 22,445 | 0.1 | 19,769,509 | 12.9 |
| | | 国庫支出金等 | 1,520,753 | 4.0 | 1,679,312 | 7.5 | 2,509,954 | 8.0 | 5,666,474 | 12.8 | 1,765,624 | 10.3 | 13,142,117 | 8.6 |
| | | 都道府県支出金等 | 671,697 | 1.7 | 1,024,711 | 4.6 | 908,462 | 2.9 | 1,379,029 | 3.1 | 875,649 | 5.1 | 4,859,548 | 3.2 |
| | | 地方債（起債前借を含む。） | 582,815 | 1.5 | 769,371 | 3.5 | 1,276,259 | 4.1 | 3,658,626 | 8.2 | 7,570,625 | 44.2 | 13,857,697 | 9.0 |
| | | 公営事業会計からの繰入れ | 6,007 | 0.0 | 9,643 | 0.0 | 12,566 | 0.0 | 42,608 | 0.1 | 57,839 | 0.3 | 128,664 | 0.1 |
| | | その他 | 1,775,161 | 4.7 | 2,371,570 | 10.7 | 2,594,393 | 8.2 | 7,411,715 | 16.6 | 1,999,968 | 11.8 | 16,152,804 | 10.3 |
| | | 歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金 | 5,469,934 | 14.2 | 1,743,237 | 7.8 | 7,153,188 | 22.7 | 10,546,872 | 23.7 | 3,809,856 | 22.2 | 28,723,088 | 18.7 |
| | | 一時借入金借入額 | 7,976,900 | 20.8 | 2,343,561 | 10.5 | 5,052,300 | 16.1 | 8,275,266 | 18.6 | − | − | 23,648,027 | 15.4 |
| | | 合計 | **38,430,997** | **100.0** | **22,251,189** | **100.0** | **31,456,734** | **100.0** | **44,426,808** | **100.0** | **17,135,126** | **100.0** | **153,700,854** | **100.0** |
| | 支出 | 歳出 | 20,589,319 | 62.4 | 21,257,440 | 86.9 | 20,644,871 | 66.0 | 26,047,598 | 58.8 | 12,671,632 | 61.4 | 101,210,860 | 65.8 |
| | | うち地方消費税清算金 | 287,408 | 0.9 | 237,653 | 1.0 | 56,724 | 0.2 | 171,889 | 0.4 | − | − | 753,674 | 0.5 |
| | | 歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等 | 4,991,353 | 15.1 | 1,778,154 | 7.3 | 6,585,218 | 21.0 | 11,279,615 | 25.5 | 4,219,748 | 20.4 | 28,854,088 | 18.8 |
| | | 一時借入金返済額 | 7,402,243 | 22.4 | 1,431,985 | 5.9 | 4,056,711 | 13.0 | 6,988,831 | 15.8 | 3,760,079 | 18.2 | 23,639,850 | 15.4 |
| | | 合計 | **32,982,915** | **100.0** | **24,467,579** | **100.0** | **31,286,801** | **100.0** | **44,316,044** | **100.0** | **20,651,459** | **100.0** | **153,704,797** | **100.0** |
| 都道府県 | 収入 | 歳入 | 12,117,090 | 60.8 | 8,668,917 | 78.1 | 9,867,795 | 74.3 | 12,767,387 | 73.6 | 6,182,532 | 99.4 | 49,603,721 | 73.1 |
| | | 地方税 | 5,052,622 | 25.3 | 3,399,184 | 30.6 | 3,718,436 | 28.0 | 2,748,100 | 15.8 | 507,648 | 8.2 | 15,425,989 | 22.7 |
| | | 地方消費税清算金 | 287,408 | 1.4 | 237,653 | 2.1 | 56,724 | 0.4 | 171,889 | 1.0 | − | − | 753,674 | 1.1 |
| | | 地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税 | 5,139,436 | 25.8 | 2,605,228 | 23.5 | 2,606,368 | 19.6 | 152,911 | 0.9 | − | − | 10,503,943 | 15.5 |
| | | 国庫支出金等 | 915,938 | 4.6 | 946,616 | 8.5 | 1,632,809 | 12.3 | 3,692,218 | 21.3 | 703,903 | 11.3 | 7,891,486 | 11.6 |
| | | 地方債（起債前借を含む。） | 389,180 | 2.0 | 563,331 | 5.1 | 985,733 | 7.4 | 1,825,837 | 10.5 | 3,888,056 | 62.5 | 7,652,137 | 11.3 |
| | | 公営事業会計からの繰入れ | 1,955 | 0.0 | 1,703 | 0.0 | 2,590 | 0.0 | 5,655 | 0.0 | 19,194 | 0.3 | 31,096 | 0.0 |
| | | その他 | 330,551 | 1.7 | 915,202 | 8.3 | 865,135 | 6.6 | 4,170,777 | 24.1 | 1,063,731 | 17.1 | 7,345,396 | 10.9 |
| | | 歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金 | 2,111,231 | 10.6 | 995,942 | 9.0 | 896,538 | 6.7 | 732,861 | 4.2 | 36,306 | 0.6 | 4,772,879 | 7.0 |
| | | 一時借入金借入額 | 5,707,917 | 28.6 | 1,429,902 | 12.9 | 2,523,725 | 19.0 | 3,857,756 | 22.2 | − | − | 13,519,299 | 19.9 |
| | | 合計 | **19,936,238** | **100.0** | **11,094,761** | **100.0** | **13,288,058** | **100.0** | **17,358,003** | **100.0** | **6,218,838** | **100.0** | **67,895,899** | **100.0** |
| | 支出 | 歳出 | 10,795,174 | 60.8 | 10,332,005 | 84.6 | 10,305,838 | 77.5 | 12,707,124 | 72.9 | 5,520,925 | 76.1 | 49,661,066 | 73.1 |
| | | うち地方消費税清算金 | 287,408 | 1.6 | 237,653 | 1.9 | 56,724 | 0.4 | 171,889 | 1.0 | − | − | 753,674 | 1.1 |
| | | 歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等 | 1,589,580 | 9.0 | 921,187 | 7.5 | 654,025 | 4.9 | 1,170,415 | 6.7 | 446,600 | 6.2 | 4,781,807 | 7.0 |
| | | 一時借入金返済額 | 5,370,918 | 30.2 | 957,291 | 7.8 | 2,342,533 | 17.6 | 3,557,081 | 20.4 | 1,291,476 | 17.8 | 13,519,299 | 19.9 |
| | | 合計 | **17,755,672** | **100.0** | **12,210,483** | **100.0** | **13,302,396** | **100.0** | **17,434,620** | **100.0** | **7,259,000** | **100.0** | **67,962,172** | **100.0** |
| 市町村 | 収入 | 歳入 | 12,867,073 | 69.6 | 9,495,474 | 85.1 | 9,383,451 | 51.6 | 12,837,284 | 47.4 | 7,142,737 | 65.4 | 51,726,019 | 60.3 |
| | | 地方税 | 5,946,329 | 32.2 | 3,928,384 | 35.2 | 3,326,113 | 18.3 | 3,513,442 | 13.0 | 525,471 | 4.8 | 17,239,738 | 20.1 |
| | | 地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税 | 4,001,935 | 21.6 | 2,139,334 | 19.2 | 2,241,974 | 12.3 | 859,878 | 3.2 | 22,445 | 0.2 | 9,265,566 | 10.8 |
| | | 国庫支出金等 | 604,814 | 3.3 | 732,696 | 6.6 | 877,145 | 4.8 | 1,974,255 | 7.3 | 1,061,721 | 9.7 | 5,250,631 | 6.1 |
| | | 都道府県支出金等 | 671,697 | 3.6 | 1,024,711 | 9.2 | 908,462 | 5.0 | 1,379,029 | 5.1 | 875,649 | 8.0 | 4,859,548 | 5.7 |
| | | 地方債（起債前借を含む。） | 193,635 | 1.0 | 206,041 | 1.8 | 290,527 | 1.6 | 1,832,789 | 6.8 | 3,682,569 | 33.7 | 6,205,561 | 7.2 |
| | | 公営事業会計からの繰入れ | 4,053 | 0.0 | 7,941 | 0.1 | 9,977 | 0.1 | 36,953 | 0.1 | 38,644 | 0.4 | 97,567 | 0.1 |
| | | その他 | 1,444,610 | 7.9 | 1,456,367 | 13.0 | 1,729,253 | 9.5 | 3,240,938 | 11.9 | 936,238 | 8.6 | 8,807,408 | 10.3 |
| | | 歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金 | 3,358,703 | 18.2 | 747,295 | 6.7 | 6,256,649 | 34.4 | 9,814,011 | 36.3 | 3,773,550 | 34.6 | 23,950,209 | 27.9 |
| | | 一時借入金借入額 | 2,268,983 | 12.3 | 913,659 | 8.2 | 2,528,575 | 13.9 | 4,417,510 | 16.3 | − | − | 10,128,728 | 11.8 |
| | | 合計 | **18,494,760** | **100.0** | **11,156,428** | **100.0** | **18,168,676** | **100.0** | **27,068,805** | **100.0** | **10,916,287** | **100.0** | **85,804,955** | **100.0** |
| | 支出 | 歳出 | 9,794,145 | 64.3 | 10,925,435 | 89.1 | 10,339,033 | 57.5 | 13,340,474 | 49.6 | 7,150,707 | 53.4 | 51,549,794 | 60.1 |
| | | 歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等 | 3,401,773 | 22.3 | 856,967 | 7.0 | 5,931,193 | 33.0 | 10,109,199 | 37.6 | 3,773,149 | 28.2 | 24,072,281 | 28.1 |
| | | 一時借入金返済額 | 2,031,325 | 13.3 | 474,694 | 3.9 | 1,714,178 | 9.5 | 3,431,750 | 12.8 | 2,468,603 | 18.4 | 10,120,551 | 11.8 |
| | | 合計 | **15,227,243** | **100.0** | **12,257,096** | **100.0** | **17,984,404** | **100.0** | **26,881,423** | **100.0** | **13,392,459** | **100.0** | **85,742,626** | **100.0** |

（注）　地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

## 第101表　道　路（地　方　道）の　状　況

| 区分 | | | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実延長（km） | 都道府県道 | 主要地方道 | 56,859 | 56,683 | 176 |
| | | 一般都道府県道 | 70,441 | 70,205 | 236 |
| | 市町村道 | | 997,729 | 992,958 | 4,771 |
| | 合計 | | 1,125,029 | 1,119,846 | 5,183 |
| 面積（km²） | 都道府県道 | 主要地方道 | 823.4 | 815.0 | 8.4 |
| | | 一般都道府県道 | 870.9 | 862.8 | 8.1 |
| | 市町村道 | | 6,314.0 | 6,255.4 | 58.6 |
| | 合計 | | 8,008.3 | 7,933.3 | 75.0 |

（注）　平成15年度の数値は平成16年４月１日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年４月１日現在のものである。

## 第102表　公営住宅等の管理状況

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 |
| 公営住宅等（戸） | 960,517 | 1,451,857 | 2,412,374 | 968,319 | 1,447,161 | 2,415,480 | △ 7,802 | 4,696 | △ 3,106 |
| うち公営住宅（戸） | 934,620 | 1,248,046 | 2,182,666 | 931,385 | 1,246,703 | 2,178,088 | 3,235 | 1,343 | 4,578 |

（注）　1　各年度の数値は各年度末のものである。
　　2　公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

## 第103表　公　園　の　状　況

| 区分 | | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村立 | 市町村立以外 | 合計 | 市町村立 | 市町村立以外 | 合計 | 市町村立 | 市町村立以外 | 合計 |
| 都市公園等（都市計画区域内） | 箇所数 | 103,540 | 794 | 104,334 | 101,000 | 747 | 101,747 | 2,540 | 47 | 2,587 |
| | 面積（km²） | 921.2 | 224.6 | 1,145.8 | 897.0 | 216.2 | 1,113.3 | 24.2 | 8.4 | 32.5 |
| その他公園（都市計画区域外） | 箇所数 | 4,581 | 265 | 4,846 | 4,387 | 243 | 4,630 | 194 | 22 | 216 |
| | 面積（km²） | 128.3 | 42.7 | 171.0 | 114.3 | 42.4 | 156.7 | 14.0 | 0.3 | 14.3 |
| 合計 | 箇所数 | 108,121 | 1,059 | 109,180 | 105,387 | 990 | 106,377 | 2,734 | 69 | 2,803 |
| | 面積（km²） | 1,049.5 | 267.3 | 1,316.8 | 1,011.3 | 258.6 | 1,270.0 | 38.2 | 8.7 | 46.8 |

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

# 第104表　下　水　道　等　の　状　況

| 区分 | | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| 公共下水道 | 現在排水人口（人） | 85,805,663 | 83,737,784 | 2,067,879 |
| | 計画排水区域面積（km²） | 21,079.1 | 20,716.6 | 362.5 |
| | 現在排水区域面積（km²） | 13,705.4 | 13,185.1 | 520.3 |
| | 計画終末処理場数（箇所） | 2,005 | 1,979 | 26 |
| | 現在終末処理場数（箇所） | 1,759 | 1,690 | 69 |
| | 計画処理区域面積（km²） | 20,888.7 | 20,523.8 | 364.9 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 13,603.7 | 13,080.3 | 523.4 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 85,524,465 | 83,455,659 | 2,068,806 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 78,280,120 | 76,167,315 | 2,112,805 |
| 都市下水路 | 計画排水区域面積（km²） | 2,029.3 | 2,094.9 | △ 65.6 |
| | 現在排水区域面積（km²） | 1,685.3 | 1,725.7 | △ 40.4 |
| 農業集落排水施設 | 現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人） | 3,135,995 | 2,995,271 | 140,724 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 3,128,760 | 2,987,714 | 141,046 |
| | 現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²） | 1,930.6 | 1,834.1 | 96.5 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 1,906.7 | 1,812.2 | 94.5 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 2,366,005 | 2,205,729 | 160,276 |
| 漁業集落排水施設 | 現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人） | 138,238 | 125,735 | 12,503 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 137,377 | 125,168 | 12,209 |
| | 現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²） | 54.0 | 48.8 | 5.2 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 53.7 | 48.7 | 5.0 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 99,023 | 88,288 | 10,735 |
| 林業集落排水施設 | 現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人） | 2,760 | 2,508 | 252 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 2,760 | 2,505 | 255 |
| | 現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²） | 2.0 | 1.7 | 0.3 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 2.0 | 1.7 | 0.3 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 2,155 | 1,798 | 357 |
| 簡易排水施設 | 現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人） | 2,047 | 2,096 | △ 49 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 2,036 | 2,094 | △ 58 |
| | 現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²） | 1.9 | 1.8 | 0.1 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 1.9 | 1.8 | 0.1 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 1,859 | 1,872 | △ 13 |
| 小規模集合排水処理施設 | 現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人） | 5,618 | 4,891 | 727 |
| | 現在処理区域内人口（人） | 5,592 | 4,777 | 815 |
| | 現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²） | 3.0 | 2.7 | 0.3 |
| | 現在処理区域面積（km²） | 3.0 | 2.7 | 0.3 |
| | 現在水洗便所設置済人口（人） | 4,069 | 3,384 | 685 |
| コミュニティ・プラント処理人口（人） | | 365,478 | 404,564 | △ 39,086 |
| 合併浄化槽 | 処理人口（人） | 10,518,612 | 10,141,152 | 377,460 |
| | うち特定地域生活排水処理施設に係るもの（人） | 102,436 | 72,574 | 29,862 |
| | うち個別排水処理施設に係るもの（人） | 60,304 | 60,569 | △ 265 |

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

## 第105表　し尿及びごみ処理施設の状況

| 区分 | | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| し尿処理施設 | 処理人口（千人） | 17,021 | 18,084 | △ 1,063 |
| | 年間総収集量（千kl） | 14,043 | 14,651 | △ 608 |
| ごみ処理施設 | 処理人口（千人） | 128,818 | 128,482 | 336 |
| | 年間総収集量（千t） | 50,550 | 50,795 | △ 245 |

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

## 第106表　公立保育所の状況

| 区分 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県立 | 市町村立 | 一部事務組合立 | 合計 | 都道府県立 | 市町村立 | 一部事務組合立 | 合計 | |
| 箇所数 | 3 | 13,787 | 3 | 13,793 | 3 | 13,992 | 3 | 13,998 | △ 205 |
| 延面積（㎡） | 2,740 | 8,913,073 | 2,355 | 8,918,168 | 2,738 | 8,899,749 | 2,421 | 8,904,908 | 13,260 |

（注）　1　平成15年度の数値は平成15年10月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成14年10月1日現在のものである。
　　2　季節保育所を含まない。

## 第107表　公立老人ホームの状況

| 区分 | | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 都道府県立 | 市町村立 | 一部事務組合立 | 合計 | 都道府県立 | 市町村立 | 一部事務組合立 | 合計 | |
| 65歳以上の要保護者数（人） | | － | － | － | 371,440 | － | － | － | 380,636 | △ 9,196 |
| 箇所数 | 養護老人ホーム | 35 | 417 | 123 | 575 | 38 | 417 | 129 | 584 | △ 9 |
| | 特別養護老人ホーム | 57 | 322 | 169 | 548 | 66 | 323 | 170 | 559 | △ 11 |
| | 軽費老人ホーム | 17 | 83 | 16 | 116 | 18 | 84 | 17 | 119 | △ 3 |
| | 合計 | 109 | 822 | 308 | 1,239 | 122 | 824 | 316 | 1,262 | △ 23 |

（注）　1　特別養護老人ホームの箇所数は、厚生労働省調べ「介護サービス施設・事業所調査」によるものである。
　　2　平成15年度の数値は平成15年10月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成14年10月1日現在のものである。

## 第108表　公立高等学校の状況

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県立 | 市町村立 | 合計 | 都道府県立 | 市町村立 | 合計 | |
| 学校数 | 3,834 | 259 | 4,093 | 3,859 | 259 | 4,118 | △ 25 |
| 寄宿舎設置学校数 | 310 | 28 | 338 | 306 | 28 | 334 | 4 |

（注）　平成15年度の数値は平成16年5月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年5月1日現在のものである。

# 第109表　文化及び体育施設の状況（公立分）

| 区分 | | | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増 | | | 減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 都道府県立 | 市町村立 | 合計 | 都道府県立 | 市町村立 | 合計 | 都道府県立 | 市町村立 | 合計 | |
| 文化施設 | 県民会館<br>市民会館<br>公会堂 | 箇所数 | 189 | 3,006 | 3,195 | 184 | 2,955 | 3,139 | 5 | 51 | 56 | |
| | | 延面積(千㎡) | 2,492 | 10,612 | 13,104 | 2,430 | 10,381 | 12,811 | 62 | 231 | 293 | |
| | | 専任職員数（人） | 2,493 | 9,775 | 12,268 | 2,521 | 9,673 | 12,194 | △ 28 | 102 | 74 | |
| | 図書館 | 箇所数 | 64 | 2,685 | 2,749 | 65 | 2,633 | 2,698 | △ 1 | 52 | 51 | |
| | | 専任職員数（人） | 1,916 | 14,651 | 16,567 | 1,969 | 14,724 | 16,693 | △ 53 | △ 73 | △ 126 | |
| | 博物館 総合博物館 | 箇所数 | 24 | 77 | 101 | 24 | 78 | 102 | − | △ 1 | △ 1 | |
| | | 専任職員数（人） | 436 | 572 | 1,008 | 444 | 540 | 984 | △ 8 | 32 | 24 | |
| | 博物館 科学博物館 | 箇所数 | 13 | 52 | 65 | 12 | 48 | 60 | 1 | 4 | 5 | |
| | | 専任職員数（人） | 347 | 494 | 841 | 324 | 456 | 780 | 23 | 38 | 61 | |
| | 博物館 歴史博物館 | 箇所数 | 48 | 225 | 273 | 48 | 214 | 262 | − | 11 | 11 | |
| | | 専任職員数（人） | 637 | 1,106 | 1,743 | 657 | 1,116 | 1,773 | △ 20 | △ 10 | △ 30 | |
| | 博物館 美術博物館 | 箇所数 | 51 | 142 | 193 | 51 | 134 | 185 | − | 8 | 8 | |
| | | 専任職員数（人） | 763 | 860 | 1,623 | 766 | 864 | 1,630 | △ 3 | △ 4 | △ 7 | |
| | 博物館 その他 | 箇所数 | 13 | 98 | 111 | 12 | 63 | 75 | 1 | 35 | 36 | |
| | | 専任職員数（人） | 436 | 1,172 | 1,608 | 444 | 1,005 | 1,449 | △ 8 | 167 | 159 | |
| | 博物館 合計 | 箇所数 | 150 | 594 | 744 | 147 | 537 | 684 | 3 | 57 | 60 | |
| | | 専任職員数（人） | 2,639 | 4,204 | 6,843 | 2,635 | 3,981 | 6,616 | 4 | 223 | 227 | |
| | 青年の家<br>自然の家 | 箇所数 | 186 | 374 | 560 | 188 | 368 | 556 | △ 2 | 6 | 4 | |
| | | 専任職員数（人） | 1,378 | 1,396 | 2,774 | 1,431 | 1,416 | 2,847 | △ 53 | △ 20 | △ 73 | |
| 体育施設 | 体育館 | 箇所数 | 198 | 6,010 | 6,208 | 197 | 5,887 | 6,084 | 1 | 123 | 124 | |
| | | 専任職員数（人） | 775 | 7,380 | 8,155 | 746 | 7,365 | 8,111 | 29 | 15 | 44 | |
| | 陸上競技場 | 箇所数 | 98 | 1,039 | 1,137 | 97 | 1,038 | 1,135 | 1 | 1 | 2 | |
| | | 専任職員数（人） | 192 | 563 | 755 | 189 | 537 | 726 | 3 | 26 | 29 | |
| | 野球場 | 箇所数 | 157 | 3,983 | 4,140 | 157 | 3,955 | 4,112 | − | 28 | 28 | |
| | | 専任職員数（人） | 113 | 1,025 | 1,138 | 113 | 1,036 | 1,149 | − | △ 11 | △ 11 | |
| | プール | 箇所数 | 245 | 4,345 | 4,590 | 247 | 4,406 | 4,653 | △ 2 | △ 61 | △ 63 | |
| | | 専任職員数（人） | 317 | 2,339 | 2,656 | 336 | 2,399 | 2,735 | △ 19 | △ 60 | △ 79 | |

（注）　1　平成15年度における箇所数及び延面積は平成16年３月31日現在のもの、専任職員数は平成16年４月１日現在のものである。
　　2　平成14年度における箇所数及び延面積は平成15年３月31日現在のもの、専任職員数は平成15年４月１日現在のものである。

# 第110表　地方公共団体の職員公舎の状況

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増 | | | 減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 都道府県 | 市町村 | 合計 | |
| 戸数 | 75,828 | 24,683 | 100,511 | 76,556 | 25,058 | 101,614 | △ 728 | △ 375 | △ 1,103 | |
| 延面積（千㎡） | 4,238 | 1,584 | 5,822 | 4,277 | 1,605 | 5,882 | △ 39 | △ 21 | △ 60 | |

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

# 第111表　地方公営企業の事業数の状況

その１　事業数調

（各年度末日現在）

| 区分 | 平成15年度 | | | 平成14年度 | | | 増減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合計 | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合計 | 法適用企業 | 法非適用企業 |
| 上水道事業 | 1,955 | － | 1,955 | 1,985 | － | 1,985 | △ 30 | － |
| 簡易水道事業 | 32 | 1,555 | 1,587 | 33 | 1,611 | 1,644 | △ 1 | △ 56 |
| 工業用水道事業 | 152 | － | 152 | 151 | － | 151 | 1 | － |
| 交通事業 | 73 | 47 | 120 | 74 | 49 | 123 | △ 1 | △ 2 |
| 電気事業 | 33 | 97 | 130 | 34 | 90 | 124 | △ 1 | 7 |
| ガス事業 | 58 | － | 58 | 61 | － | 61 | △ 3 | － |
| 病院事業 | 754 | － | 754 | 758 | － | 758 | △ 4 | － |
| 下水道事業 | 185 | 4,771 | 4,956 | 167 | 4,735 | 4,902 | 18 | 36 |
| 介護サービス事業 | 47 | 798 | 845 | 42 | 853 | 895 | 5 | △ 55 |
| その他事業 | 243 | 1,676 | 1,919 | 255 | 1,715 | 1,970 | △ 12 | △ 39 |
| **合計** | **3,532** | **8,944** | **12,476** | **3,560** | **9,053** | **12,613** | **△ 28** | **△ 109** |

その２　事業数の推移

（各年度末日現在）

| 年度 | 平成７年度 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法適用事業数 | 3,491 | 3,507 | 3,522 | 3,526 | 3,537 | 3,539 | 3,556 | 3,560 | 3,532 |
| 法非適用事業数 | 7,238 | 7,541 | 7,824 | 8,055 | 8,175 | 9,035 | 9,055 | 9,053 | 8,944 |

## 第112表　地方公営企業の職員数の状況

（単位　人）

| 区分 | 全事業の内訳 | | | | 合計 | 前年度末職員 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適用区分別 | | 勘定区分別 | | | | |
| | 法適用企業職員 | 法非適用企業職員 | 損益勘定所属職員 | 資本勘定所属職員 | | | |
| 上水道事業 | 59,351 | － | 52,677 | 6,674 | 59,351 | 60,909 | △ 1,558 |
| 簡易水道事業 | 88 | 2,696 | 2,572 | 212 | 2,784 | 2,900 | △ 116 |
| 工業用水道事業 | 2,311 | － | 2,222 | 89 | 2,311 | 2,409 | △ 98 |
| 交通事業 | 35,066 | 543 | 34,391 | 1,218 | 35,609 | 36,915 | △ 1,306 |
| 電気事業 | 2,317 | 178 | 2,475 | 20 | 2,495 | 2,548 | △ 53 |
| ガス事業 | 1,853 | － | 1,378 | 475 | 1,853 | 1,991 | △ 138 |
| 病院事業 | 236,254 | － | 236,032 | 222 | 236,254 | 236,392 | △ 138 |
| 下水道事業 | 15,733 | 24,350 | 23,135 | 16,948 | 40,083 | 41,197 | △ 1,114 |
| 介護サービス事業 | 1,259 | 14,289 | 15,541 | 7 | 15,548 | 15,686 | △ 138 |
| その他事業 | 4,380 | 5,828 | 7,498 | 2,710 | 10,208 | 10,636 | △ 428 |
| **合計** | **358,612** | **47,884** | **377,921** | **28,575** | **406,496** | **411,583** | **△ 5,087** |

（注）　平成16年３月31日現在の職員数である。

## 第113表　地方公営事業決算の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度（A） | | | 平成14年度（B） | | | 増減（A）－（B） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収入 | 支出 | 差引 | 収入 | 支出 | 差引 | 収入 | 支出 | 差引 |
| 地方公営企業 | 20,288,046 | 20,307,040 | △ 18,994 | 20,270,965 | 20,665,408 | △ 394,444 | 17,081 | △ 358,368 | 375,450 |
| 法適用企業 | 14,263,498 | 14,350,319 | △ 86,821 | 14,011,907 | 14,510,762 | △ 498,855 | 251,591 | △ 160,443 | 412,034 |
| 法非適用企業 | 6,024,548 | 5,956,721 | 67,827 | 6,259,058 | 6,154,646 | 104,412 | △ 234,510 | △ 197,925 | △ 36,585 |
| 収益事業 | 3,620,337 | 3,633,307 | △ 12,970 | 3,887,952 | 3,887,070 | 882 | △ 267,615 | △ 253,763 | △ 13,852 |
| 国民健康保険事業 | 10,587,962 | 10,440,862 | 147,100 | 9,684,634 | 9,483,831 | 200,803 | 903,328 | 957,031 | △ 53,703 |
| 老人保健医療事業 | 10,840,012 | 10,794,764 | 45,248 | 10,927,991 | 10,873,339 | 54,652 | △ 87,979 | △ 78,575 | △ 9,404 |
| 介護保険事業 | 5,562,054 | 5,481,643 | 80,411 | 5,118,386 | 5,049,593 | 68,793 | 443,668 | 432,050 | 11,618 |
| 農業共済事業 | 24,995 | 23,647 | 1,348 | 26,299 | 23,573 | 2,726 | △ 1,304 | 74 | △ 1,378 |
| 交通災害共済事業 | 15,554 | 13,014 | 2,540 | 18,378 | 15,548 | 2,830 | △ 2,824 | △ 2,534 | △ 290 |
| 公立大学附属病院事業 | 234,901 | 236,699 | △ 1,798 | 223,284 | 224,182 | △ 898 | 11,617 | 12,517 | △ 900 |
| **合計** | **51,173,861** | **50,930,976** | **242,885** | **50,157,889** | **50,222,544** | **△ 64,656** | **1,015,972** | **708,432** | **307,541** |

（注）　地方公営企業の額の算出については、次による。

1　収入額　法適用：総収益(消費税込み)＋資本的収入
　　法非適用：総収益＋資本的収入＋前年度繰越金

2　支出額　法適用：総費用(消費税込み)－減価償却費＋資本的支出
　　法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

# 第114表　法適用企業決算の状況

## その１　損益収支の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 水道事業 | 工業用水道事業 | 交通事業 | 電気事業 | ガス事業 | 病院事業 | 下水道事業 | その他事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総収益 | 3,192,197 | 165,633 | 814,974 | 93,026 | 96,668 | 4,197,827 | 1,346,734 | 617,056 | 10,524,115 |
| 経常収益 | 3,181,339 | 161,826 | 809,967 | 92,945 | 95,780 | 4,184,269 | 1,342,546 | 596,430 | 10,465,103 |
| うち料金収入 | 2,858,035 | 141,201 | 669,605 | 86,475 | 87,981 | 3,453,417 | 659,501 | 432,104 | 8,388,318 |
| 総費用 | 3,015,649 | 149,238 | 890,531 | 84,128 | 96,496 | 4,299,112 | 1,313,360 | 563,690 | 10,412,203 |
| 経常費用 | 3,007,460 | 148,297 | 885,754 | 82,721 | 95,645 | 4,277,475 | 1,312,140 | 549,634 | 10,359,127 |
| うち 職員給与費 | 494,191 | 22,061 | 352,911 | 22,041 | 11,770 | 2,015,509 | 123,199 | 30,225 | 3,071,907 |
| うち 減価償却費 | 778,679 | 47,199 | 188,842 | 19,923 | 20,495 | 274,103 | 441,213 | 28,679 | 1,799,133 |
| うち 支払利息 | 477,654 | 29,603 | 165,412 | 10,376 | 6,103 | 126,945 | 449,745 | 41,970 | 1,307,808 |
| 経常損益 | **173,879** | **13,529** | **△ 75,787** | **10,224** | **135** | **△ 93,206** | **30,406** | **46,796** | **105,976** |
| 経常利益 | 206,635 | 19,556 | 11,769 | 10,567 | 3,731 | 35,478 | 41,627 | 70,363 | 399,727 |
| 経常損失 | 32,756 | 6,028 | 87,556 | 343 | 3,595 | 128,685 | 11,221 | 23,567 | 293,750 |
| 純損益 | 176,548 | 16,395 | △ 75,557 | 8,898 | 172 | △ 101,285 | 33,374 | 53,365 | 111,911 |
| 累積欠損金 | 133,470 | 21,617 | 2,324,499 | 335 | 29,534 | 1,619,023 | 207,115 | 162,512 | 4,498,106 |
| 不良債務 | 1,605 | 9 | 211,631 | － | 1,957 | 74,222 | 28,344 | 30,363 | 348,130 |
| 累積欠損金比率 | 4.5 | 14.6 | 332.2 | 0.4 | 32.7 | 44.2 | 17.8 | 29.7 | 47.9 |
| 不良債務比率 | 0.1 | 0.0 | 30.2 | － | 2.2 | 2.0 | 2.4 | 5.5 | 3.7 |
| 経常収支比率 | 105.8 | 109.1 | 91.4 | 112.4 | 100.1 | 97.8 | 102.3 | 108.5 | 101.0 |
| 総事業数 | 1,988 | 152 | 73 | 33 | 58 | 754 | 185 | 293 | 3,536 |
| うち建設中 | 17 | 8 | 1 | － | － | 2 | 7 | 6 | 41 |
| 赤字事業数の割合 | 22.3 | 16.0 | 47.2 | 3.0 | 19.0 | 60.8 | 40.4 | 41.8 | 33.1 |
| 累積欠損金を有する事業数の割合 | 22.7 | 23.6 | 62.5 | 3.0 | 19.0 | 75.7 | 55.6 | 48.8 | 38.5 |

（注）　1　水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第115表までにおいて同じ。
　　2　不良債務は、再建債を加算しないものである。
　　3　赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失を生じた事業数の割合である。

## その２　経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 水道事業 | | | 工業用水道事業 | | | 交通事業 | | | 電気事業 | | | ガス事業 | | | 病院事業 | | | 下水道事業 | | | その他事業 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 | 金額 | 構成比 | 対営業収益比 |
| 職員給与費 | 494,191 | 16.7 | 16.6 | 22,061 | 15.0 | 14.9 | 352,911 | 39.9 | 50.4 | 22,041 | 27.5 | 24.7 | 11,770 | 13.0 | 13.0 | 2,015,509 | 47.1 | 55.0 | 123,199 | 9.4 | 10.6 | 30,225 | 5.6 | 5.5 | 3,071,907 | 29.9 | 32.7 |
| 減価償却費 | 778,679 | 26.3 | 26.1 | 47,199 | 32.0 | 31.9 | 188,842 | 21.4 | 27.0 | 19,923 | 24.9 | 22.3 | 20,495 | 22.7 | 22.7 | 274,103 | 6.4 | 7.5 | 441,213 | 33.7 | 37.9 | 28,679 | 5.3 | 5.2 | 1,799,133 | 17.5 | 19.2 |
| 支払利息 | 477,654 | 16.2 | 16.0 | 29,603 | 20.1 | 20.0 | 165,412 | 18.7 | 23.6 | 10,376 | 13.0 | 11.6 | 6,103 | 6.7 | 6.8 | 126,945 | 3.0 | 3.5 | 449,745 | 34.4 | 38.7 | 41,970 | 7.8 | 7.7 | 1,307,808 | 12.7 | 13.9 |
| その他 | 1,206,585 | 40.8 | 40.5 | 48,578 | 32.9 | 32.9 | 176,329 | 20.0 | 25.2 | 27,736 | 34.6 | 31.1 | 52,086 | 57.6 | 57.7 | 1,860,918 | 43.5 | 50.7 | 294,932 | 22.5 | 25.3 | 436,870 | 81.3 | 79.8 | 4,104,035 | 39.9 | 43.8 |
| 計 | **2,957,109** | **100.0** | **99.2** | **147,441** | **100.0** | **99.7** | **883,494** | **100.0** | **126.2** | **80,076** | **100.0** | **89.7** | **90,454** | **100.0** | **100.2** | **4,277,475** | **100.0** | **116.7** | **1,309,089** | **100.0** | **112.5** | **537,744** | **100.0** | **98.2** | **10,282,883** | **100.0** | **109.6** |

（注）　1　費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
　　2　対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

# 第114表　法適用企業決算の状況（つづき）

その３　資本収支の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | 水道事業 | 工業用水道事業 | 交通事業 | 電気事業 | ガス事業 | 病院事業 | 下水道事業 | その他事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本的収入額　A | 879,841 | 80,066 | 399,840 | 7,853 | 9,934 | 485,904 | 997,059 | 429,462 | 3,289,958 |
| 企業債 | 482,429 | 25,641 | 216,489 | 1,891 | 6,313 | 283,490 | 579,881 | 204,745 | 1,800,879 |
| （うち建設改良のための企業債） | 434,899 | 20,621 | 134,304 | 1,891 | 2,774 | 282,255 | 415,314 | 152,776 | 1,444,835 |
| 他会計出資金 | 103,923 | 5,742 | 49,771 | 5 | － | 69,036 | 56,923 | 2,637 | 288,036 |
| 他会計借入金 | 4,149 | 22,935 | 10,285 | － | 30 | 22,085 | 7,218 | 36,935 | 103,638 |
| 他会計補助金 | 9,630 | 2,174 | 53,483 | － | 77 | 15,390 | 47,139 | 1,731 | 129,624 |
| その他 | 279,710 | 23,574 | 69,812 | 5,957 | 3,514 | 95,903 | 305,898 | 183,414 | 967,781 |
| 翌年度に繰り越される支出の財源充当額　B | 17,006 | 1,637 | 13,697 | － | － | 4,375 | 17,869 | 1,502 | 56,086 |
| 前年度許可債で当年度収入分　C | 5,742 | 247 | 592 | － | － | 2,874 | 45,336 | 24,141 | 78,932 |
| 純計　A－(B＋C)　D | 857,093 | 78,182 | 385,551 | 7,853 | 9,934 | 478,654 | 933,853 | 403,819 | 3,154,940 |
| 資本的支出額　E | 1,916,484 | 146,205 | 582,967 | 46,221 | 36,751 | 656,888 | 1,525,392 | 503,188 | 5,414,097 |
| 建設改良費 | 1,164,098 | 59,827 | 273,506 | 14,598 | 17,264 | 379,348 | 788,442 | 267,863 | 2,964,946 |
| （うち職員給与費） | 56,294 | 678 | 13,002 | 114 | 1,017 | 1,969 | 36,374 | 14,450 | 123,897 |
| 企業債償還金 | 668,603 | 43,168 | 273,568 | 14,097 | 12,198 | 219,667 | 719,917 | 175,740 | 2,126,958 |
| （うち建設改良のための企業債償還金） | 623,613 | 38,790 | 199,556 | 14,097 | 11,866 | 218,956 | 559,664 | 161,550 | 1,828,092 |
| その他 | 83,783 | 43,210 | 35,893 | 17,526 | 7,289 | 57,873 | 17,033 | 59,585 | 322,193 |
| 資本的収入が資本的支出に不足する額　F | 1,059,692 | 68,979 | 199,615 | 38,536 | 26,817 | 178,771 | 591,891 | 141,932 | 2,306,233 |
| 補てん財源　G | 1,053,871 | 68,459 | 139,512 | 37,535 | 26,817 | 162,222 | 549,643 | 127,058 | 2,165,118 |
| 補てん財源不足額（F－G）　H | 5,821 | 520 | 60,103 | 1,000 | － | 16,549 | 42,248 | 14,874 | 141,115 |
| 財源不足率　H／E×100 | 0 | 0 | 10 | 2 | － | 3 | 3 | 3 | 3 |

（注）　「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D－E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

# 第114表　法適用企業決算の状況（つづき）

その４　資産、負債及び資本に関する調　　（単位　百万円・％）

| 区分 | 水道事業 | 工業用水道事業 | 交通事業 | 電気事業 | ガス事業 | 病院事業 | 下水道事業 | その他事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産 | 29,817,450 | 2,617,832 | 7,107,091 | 738,420 | 393,809 | 6,935,434 | 25,143,845 | 9,899,498 | 82,653,380 |
| 固定資産 | 27,350,478 | 2,413,320 | 6,800,742 | 573,769 | 298,673 | 5,388,725 | 24,501,669 | 2,383,290 | 69,710,665 |
| 土地造成 | － | － | － | － | － | － | － | 6,834,026 | 6,834,026 |
| 流動資産 | 2,451,982 | 204,086 | 294,285 | 164,570 | 72,469 | 1,440,287 | 637,142 | 678,353 | 5,943,173 |
| 繰延勘定 | 14,991 | 426 | 12,064 | 82 | 22,667 | 106,422 | 5,034 | 3,829 | 165,516 |
| 負債 | 1,363,519 | 318,298 | 2,156,807 | 37,737 | 24,605 | 717,617 | 450,217 | 4,156,856 | 9,225,656 |
| 固定負債 | 769,617 | 287,423 | 1,751,021 | 22,899 | 11,786 | 146,231 | 84,523 | 2,755,207 | 5,828,706 |
| 流動負債 | 593,903 | 30,876 | 405,786 | 14,838 | 12,819 | 571,386 | 365,694 | 1,401,649 | 3,396,950 |
| 資本 | 28,453,931 | 2,299,534 | 4,950,284 | 700,683 | 369,204 | 6,217,817 | 24,693,628 | 5,742,642 | 73,427,724 |
| 自己資本金 | 6,297,029 | 449,292 | 1,582,985 | 359,195 | 77,938 | 2,291,803 | 2,773,467 | 2,096,140 | 15,927,849 |
| 借入資本金 | 11,463,790 | 907,635 | 3,625,028 | 224,079 | 207,333 | 4,059,191 | 11,854,259 | 2,748,430 | 35,089,744 |
| 資本剰余金 | 10,110,353 | 911,832 | 1,963,386 | 45,791 | 95,878 | 1,329,053 | 10,214,057 | 394,995 | 25,065,344 |
| 利益剰余金 | 582,760 | 30,774 | △2,221,114 | 71,618 | △ 11,944 | △1,462,230 | △ 148,155 | 503,078 | △2,655,214 |
| 自己資本構成比率 | 57.0 | 53.2 | 18.6 | 64.5 | 41.1 | 31.1 | 51.1 | 30.2 | 46.4 |
| 固定資産対長期資本比率 | 93.6 | 93.3 | 101.5 | 79.3 | 78.4 | 84.7 | 98.9 | 28.0 | 88.0 |
| 流動比率 | 412.9 | 661.0 | 72.5 | 1,109.1 | 565.3 | 252.1 | 174.2 | 48.4 | 175.0 |
| 企業債償還額対減価償却額比率 | 80.1 | 82.2 | 105.6 | 70.8 | 57.9 | 79.9 | 126.8 | 563.3 | 101.6 |
| 料金収入に対する企業債元利償還金比率 | 38.5 | 48.3 | 53.3 | 28.3 | 20.4 | 10.0 | 153.0 | 44.8 | 37.2 |
| 不良債務 | 1,605 | 9 | 211,631 | － | 1,957 | 74,222 | 28,344 | 30,363 | 348,130 |
| 不良債務比率 | 0.1 | － | 30.2 | － | 2.2 | 2.0 | 2.4 | 5.5 | 3.7 |

（注）　不良債務は、再建債を加算しないものである。

# 第115表　法適用企業の事業別決算の推移

（単位　百万円・％）

| 区分 | | 平成9年度 | | 10 | | 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道事業 | 経常利益 | (1,527) | 173,746 | (1,533) | 177,673 | (1,535) | 174,487 | (1,545) | 184,701 | (1,494) | 160,463 | (1,556) | 180,367 | (1,531) | 206,635 |
| | 経常損失 | ( 471) | 28,432 | ( 464) | 25,593 | ( 467) | 33,611 | ( 457) | 29,624 | ( 508) | 44,776 | ( 440) | 30,686 | ( 440) | 32,756 |
| | 累積欠損金 | | 101,809 | | 99,651 | | 101,782 | | 110,096 | | 122,985 | | 127,192 | | 133,470 |
| | 赤字事業数の割合 | | 23.6 | | 23.2 | | 23.3 | | 22.8 | | 25.4 | | 22.0 | | 22.3 |
| | 累積欠損金比率 | | 3.5 | | 3.4 | | 3.5 | | 3.7 | | 4.1 | | 4.2 | | 4.5 |
| 工業用水道事業 | 経常利益 | ( 108) | 10,052 | ( 109) | 12,662 | ( 110) | 12,867 | ( 112) | 14,588 | ( 114) | 16,229 | ( 112) | 17,454 | ( 121) | 19,556 |
| | 経常損失 | ( 28) | 4,593 | ( 28) | 1,421 | ( 27) | 2,631 | ( 29) | 2,423 | ( 27) | 2,684 | ( 31) | 3,843 | ( 23) | 6,028 |
| | 累積欠損金 | | 27,168 | | 25,157 | | 22,922 | | 21,980 | | 21,132 | | 21,529 | | 21,617 |
| | 赤字事業数の割合 | | 20.6 | | 20.4 | | 19.7 | | 20.6 | | 19.1 | | 21.7 | | 16.0 |
| | 累積欠損金比率 | | 18.4 | | 16.9 | | 15.5 | | 14.8 | | 14.0 | | 14.4 | | 14.6 |
| 交通事業 | 経常利益 | ( 24) | 1,133 | ( 29) | 1,252 | ( 28) | 978 | ( 28) | 2,504 | ( 29) | 2,253 | ( 34) | 3,058 | ( 38) | 11,769 |
| | 経常損失 | ( 52) | 188,291 | ( 47) | 187,193 | ( 47) | 187,381 | ( 46) | 191,631 | ( 44) | 178,316 | ( 39) | 156,352 | ( 34) | 87,556 |
| | 累積欠損金 | | 2,007,416 | | 2,176,095 | | 2,342,895 | | 2,574,834 | | 2,556,552 | | 2,691,855 | | 2,324,499 |
| | 赤字事業数の割合 | | 68.4 | | 61.8 | | 62.7 | | 62.2 | | 60.3 | | 53.4 | | 47.2 |
| | 累積欠損金比率 | | 273.9 | | 297.8 | | 326.0 | | 359.9 | | 356.3 | | 380.4 | | 332.2 |
| 電気事業 | 経常利益 | ( 34) | 16,541 | ( 34) | 17,182 | ( 34) | 13,386 | ( 34) | 13,030 | ( 34) | 10,218 | ( 34) | 10,611 | ( 32) | 10,567 |
| | 経常損失 | ( −) | − | ( −) | − | ( −) | − | ( −) | − | ( −) | − | ( −) | − | ( 1) | 343 |
| | 累積欠損金 | | − | | − | | − | | 260 | | − | | − | | 335 |
| | 赤字事業数の割合 | | − | | − | | − | | − | | − | | − | | 3.0 |
| | 累積欠損金比率 | | − | | − | | − | | 0.3 | | − | | − | | 0.4 |
| ガス事業 | 経常利益 | ( 60) | 2,480 | ( 60) | 2,948 | ( 56) | 3,124 | ( 59) | 3,977 | ( 52) | 3,929 | ( 50) | 4,276 | ( 47) | 3,731 |
| | 経常損失 | ( 11) | 4,184 | ( 10) | 5,103 | ( 13) | 5,893 | ( 10) | 5,535 | ( 12) | 4,458 | ( 11) | 4,896 | ( 11) | 3,595 |
| | 累積欠損金 | | 4,845 | | 8,023 | | 13,618 | | 19,502 | | 22,225 | | 27,561 | | 29,534 |
| | 赤字事業数の割合 | | 15.5 | | 14.3 | | 18.8 | | 14.5 | | 18.8 | | 18.0 | | 19.0 |
| | 累積欠損金比率 | | 5.3 | | 8.9 | | 15.1 | | 20.7 | | 24.1 | | 30.0 | | 32.7 |
| 病院事業 | 経常利益 | ( 354) | 31,644 | ( 308) | 23,663 | ( 332) | 29,965 | ( 397) | 39,609 | ( 389) | 40,585 | ( 278) | 25,855 | ( 295) | 35,478 |
| | 経常損失 | ( 392) | 100,603 | ( 439) | 131,922 | ( 419) | 131,595 | ( 359) | 110,382 | ( 365) | 103,708 | ( 483) | 147,893 | ( 457) | 128,685 |
| | 累積欠損金 | | 1,041,033 | | 1,142,933 | | 1,243,513 | | 1,320,093 | | 1,388,212 | | 1,512,317 | | 1,619,023 |
| | 赤字事業数の割合 | | 52.5 | | 58.8 | | 55.8 | | 47.5 | | 48.4 | | 63.5 | | 60.8 |
| | 累積欠損金比率 | | 30.1 | | 32.6 | | 34.7 | | 36.1 | | 37.5 | | 41.5 | | 44.2 |
| 下水道事業 | 経常利益 | ( 54) | 12,751 | ( 60) | 31,199 | ( 64) | 27,168 | ( 70) | 30,284 | ( 83) | 33,653 | ( 90) | 36,275 | ( 106) | 41,627 |
| | 経常損失 | ( 47) | 31,530 | ( 49) | 35,765 | ( 50) | 19,623 | ( 51) | 16,941 | ( 58) | 13,039 | ( 70) | 11,809 | ( 72) | 11,221 |
| | 累積欠損金 | | 141,413 | | 173,938 | | 188,858 | | 201,165 | | 205,994 | | 210,087 | | 207,115 |
| | 赤字事業数の割合 | | 46.5 | | 45.0 | | 43.9 | | 42.1 | | 41.1 | | 43.8 | | 40.4 |
| | 累積欠損金比率 | | 13.1 | | 15.8 | | 16.9 | | 17.8 | | 17.9 | | 18.1 | | 17.8 |
| その他事業 | 経常利益 | ( 169) | 31,385 | ( 160) | 3,059 | ( 145) | 26,950 | ( 149) | 20,550 | ( 157) | 77,349 | ( 172) | 46,063 | ( 167) | 70,363 |
| | 経常損失 | ( 137) | 46,145 | ( 146) | 35,713 | ( 153) | 42,894 | ( 146) | 33,121 | ( 142) | 18,384 | ( 121) | 21,070 | ( 120) | 23,567 |
| | 累積欠損金 | | 530,360 | | 563,153 | | 595,830 | | 626,579 | | 116,062 | | 151,472 | | 162,512 |
| | 赤字事業数の割合 | | 44.8 | | 47.7 | | 51.3 | | 49.5 | | 47.5 | | 41.3 | | 41.8 |
| | 累積欠損金比率 | | 139.9 | | 193.0 | | 214.8 | | 273.6 | | 24.8 | | 49.2 | | 29.7 |
| 合計 | 経常利益 | (2,330) | 279,731 | (2,293) | 296,638 | (2,304) | 288,925 | (2,394) | 309,242 | (2,352) | 344,680 | (2,326) | 323,961 | (2,337) | 399,727 |
| | 経常損失 | (1,138) | 403,778 | (1,183) | 422,709 | (1,176) | 423,628 | (1,098) | 389,657 | (1,156) | 365,367 | (1,195) | 376,550 | (1,158) | 293,750 |
| | 累積欠損金 | | 3,854,044 | | 4,188,950 | | 4,509,418 | | 4,874,510 | | 4,433,163 | | 4,742,014 | | 4,498,106 |
| | 赤字事業数の割合 | | 32.8 | | 34.0 | | 33.8 | | 31.4 | | 33.0 | | 33.9 | | 33.1 |
| | 累積欠損金比率 | | 43.5 | | 47.1 | | 50.3 | | 53.9 | | 47.2 | | 51.7 | | 47.9 |

（注）　1　（ ）書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

2　赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

# 第116表　法非適用企業決算の状況

（単位　百万円・％）

| 区分 | | 簡易水道事業 | 交通事業 | 電気事業 | 下水道事業 | 港湾整備事業 | 市場事業 | と畜場事業 | 観光施設事業 | 宅地造成事業 | 有料道路事業 | 駐車場整備事業 | 介護サービス事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 総収益A | 111,410 | 8,563 | 22,396 | 1,513,976 | 66,858 | 58,784 | 19,450 | 57,978 | 116,456 | 1,017 | 39,585 | 184,185 | 2,200,658 |
| | （営業収益） | 81,482 | 4,495 | 21,867 | 1,018,455 | 47,666 | 38,159 | 7,034 | 43,089 | 99,053 | 995 | 30,854 | 160,298 | 1,553,446 |
| | 総収益のうち 料金収入 | 79,914 | 4,371 | 21,822 | 645,361 | 46,506 | 32,418 | 6,756 | 37,693 | 89,646 | 976 | 30,759 | 157,646 | 1,153,868 |
| | 総収益のうち 他会計繰入金 | 24,236 | 1,776 | 371 | 438,634 | 13,552 | 13,887 | 11,314 | 10,699 | 11,961 | 13 | 8,362 | 21,420 | 556,223 |
| | 総費用B | 89,370 | 7,933 | 6,753 | 1,374,522 | 45,031 | 52,556 | 18,601 | 53,290 | 27,355 | 624 | 26,588 | 175,484 | 1,878,107 |
| | うち 職員給与費 | 17,152 | 4,099 | 1,005 | 94,199 | 2,837 | 12,990 | 4,587 | 8,594 | 2,520 | 20 | 592 | 74,603 | 223,200 |
| | うち 支払利息 | 30,412 | 222 | 527 | 679,061 | 21,399 | 8,701 | 1,926 | 1,917 | 13,287 | 252 | 7,314 | 4,914 | 769,928 |
| | 収支差引（A－B）C | 22,040 | 630 | 15,643 | 139,454 | 21,827 | 6,228 | 849 | 4,688 | 89,101 | 392 | 12,997 | 8,701 | 322,550 |
| 資本的収支 | 資本的収入D | 157,756 | 840 | 3,418 | 2,967,853 | 101,740 | 29,679 | 10,437 | 20,154 | 255,274 | 147 | 16,655 | 28,700 | 3,592,653 |
| | うち 地方債 | 71,746 | 185 | 1,940 | 1,101,747 | 54,765 | 10,180 | 4,306 | 9,678 | 150,949 | － | 3,999 | 9,797 | 1,419,291 |
| | うち 他会計繰入金 | 31,948 | 552 | 202 | 770,609 | 22,815 | 14,373 | 3,579 | 7,913 | 68,420 | － | 10,979 | 10,839 | 942,229 |
| | うち 国庫補助金 | 35,739 | 28 | 487 | 836,387 | 542 | 2,569 | 1,367 | 206 | 9,056 | － | 1,122 | 2,508 | 890,011 |
| | うち 都道府県補助金 | 3,802 | 5 | 21 | 28,962 | － | 129 | 87 | 203 | 1,669 | － | 107 | 2,156 | 37,141 |
| | 資本的支出E | 175,453 | 1,365 | 17,957 | 3,137,347 | 121,021 | 34,524 | 11,133 | 24,484 | 352,240 | 1,548 | 30,319 | 32,136 | 3,939,526 |
| | うち 建設改良費 | 140,847 | 239 | 3,480 | 2,297,482 | 63,524 | 16,205 | 6,568 | 14,179 | 191,595 | 12 | 9,285 | 20,064 | 2,763,480 |
| | うち 地方債償還金 | 32,972 | 1,001 | 1,472 | 824,251 | 55,784 | 18,040 | 3,588 | 8,844 | 135,506 | 1,278 | 18,445 | 10,349 | 1,111,529 |
| | うち 他会計繰出金 | 611 | 33 | 12,920 | 6,030 | 1,644 | 266 | 85 | 816 | 14,050 | 258 | 2,176 | 1,407 | 40,296 |
| | 収支差引（D－E）F | △ 17,697 | △ 525 | △ 14,539 | △169,494 | △ 19,281 | △ 4,845 | △ 695 | △ 4,342 | △ 96,966 | △ 1,401 | △ 13,664 | △ 3,436 | △346,884 |
| 収支再差引（C＋F）G | | 4,343 | 105 | 1,104 | △ 30,041 | 2,546 | 1,383 | 154 | 346 | △ 7,865 | △ 1,009 | △ 667 | 5,266 | △ 24,334 |
| 形式収支H | | 12,247 | 198 | 1,875 | 84,972 | 5,398 | △ 2,739 | △ 358 | △ 2,340 | △ 41 | 13 | △ 1,499 | 12,858 | 110,585 |
| 翌年度に繰り越すべき財源I | | 1,731 | 59 | 133 | 41,852 | 3,010 | 483 | 23 | 443 | 24,501 | － | 525 | 1,557 | 74,317 |
| 実質収支（H－I） | | **10,516** | **139** | **1,741** | **43,120** | **2,388** | **△ 3,221** | **△ 381** | **△ 2,783** | **△ 24,543** | **13** | **△ 2,024** | **11,301** | **36,268** |
| 黒字 | | 11,483 | 428 | 1,741 | 84,956 | 5,454 | 1,958 | 576 | 4,063 | 24,785 | 13 | 2,853 | 11,676 | 149,987 |
| 赤字 | | 967 | 289 | － | 41,836 | 3,066 | 5,180 | 957 | 6,846 | 49,327 | － | 4,877 | 375 | 113,719 |
| 赤字事業数割合 | | 2.2 | 10.6 | － | 2.4 | 9.0 | 6.3 | 4.9 | 10.1 | 9.1 | － | 8.7 | 2.9 | 3.7 |
| 赤字比率 | | 1.2 | 6.4 | － | 4.1 | 6.4 | 13.6 | 13.6 | 15.9 | 49.8 | － | 15.8 | 0.2 | 7.3 |

（注）　1　営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
　　2　赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
　　3　赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

# 第117表　国民健康保険事業決算の状況

## その１　収支の状況

### （１）　事業勘定

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | 実質収支(A) | 財政措置額 | | | 再差引収支(A)−(B)−(C)+(D) | 団体数 | 実質収支(E) | 財政措置額 | | | 再差引収支(E)−(F)−(G)+(H) | 団体数 | 実質収支 | 再差引収支 |
| | | | 財政援助額(B) | 繰入金(C) | 繰出金(D) | | | | 財政援助額(F) | 繰入金(G) | 繰出金(H) | | | | |
| **全市町村** | **3,150** | **143,448** | **54,225** | **361,241** | **11,634** | **△260,384** | **3,230** | **196,562** | **14,706** | **358,492** | **8,416** | **△168,219** | **△ 80** | **△ 53,114** | **△ 92,165** |
| 黒字の団体 | 2,201 | 218,974 | 18,595 | 44,149 | 2,274 | 158,504 | 2,446 | 250,412 | 3,130 | 56,243 | 1,441 | 192,480 | △245 | △ 31,438 | △ 33,976 |
| 赤字の団体 | 949 | △ 75,526 | 35,630 | 317,092 | 9,359 | △418,888 | 784 | △ 53,850 | 11,576 | 302,249 | 6,976 | △360,699 | 165 | △ 21,676 | △ 58,189 |
| 大都市 | 13 | △ 49,282 | 7,328 | 141,351 | 8,381 | △189,580 | 12 | △ 46,871 | 2,024 | 137,222 | 6,692 | △179,425 | 1 | △ 2,411 | △ 10,155 |
| 黒字の団体 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 赤字の団体 | 13 | △ 49,282 | 7,328 | 141,351 | 8,381 | △189,580 | 12 | △ 46,871 | 2,024 | 137,222 | 6,692 | △179,425 | 1 | △ 2,411 | △ 10,155 |
| 中核市 | 35 | △ 7,106 | 5,637 | 29,761 | 3 | △ 42,500 | 30 | △ 7,079 | 783 | 23,902 | 3 | △ 31,762 | 5 | △ 27 | △ 10,738 |
| 黒字の団体 | 10 | 11,631 | 1,710 | 5,355 | 3 | 4,569 | 9 | 10,286 | 230 | 4,746 | 3 | 5,313 | 1 | 1,345 | △ 744 |
| 赤字の団体 | 25 | △ 18,737 | 3,927 | 24,406 | − | △ 47,069 | 21 | △ 17,365 | 554 | 19,156 | − | △ 37,075 | 4 | △ 1,372 | △ 9,994 |
| 特例市 | 39 | △ 96 | 4,418 | 27,045 | 16 | △ 31,544 | 37 | 6,963 | 1,302 | 24,501 | 21 | △ 18,820 | 2 | △ 7,059 | △ 12,724 |
| 黒字の団体 | 5 | 2,909 | 338 | 1,460 | 10 | 1,120 | 6 | 3,880 | 117 | 2,058 | 11 | 1,716 | △ 1 | △ 971 | △ 596 |
| 赤字の団体 | 34 | △ 3,005 | 4,080 | 25,585 | 6 | △ 32,664 | 31 | 3,083 | 1,185 | 22,443 | 10 | △ 20,536 | 3 | △ 6,088 | △ 12,128 |
| 都市 | 601 | 63,027 | 22,343 | 120,438 | 1,037 | △ 78,717 | 595 | 86,799 | 8,351 | 128,963 | 379 | △ 50,136 | 6 | △ 23,772 | △ 28,581 |
| 黒字の団体 | 297 | 70,561 | 6,778 | 15,209 | 175 | 48,749 | 333 | 82,113 | 1,263 | 21,616 | 210 | 59,444 | △ 36 | △ 11,552 | △ 10,695 |
| 赤字の団体 | 304 | △ 7,534 | 15,565 | 105,229 | 862 | △127,466 | 262 | 4,686 | 7,088 | 107,346 | 170 | △109,579 | 42 | △ 12,220 | △ 17,887 |
| 町村 | 2,436 | 128,512 | 10,672 | 42,353 | 2,197 | 77,683 | 2,530 | 146,382 | 2,225 | 43,623 | 1,321 | 101,855 | △ 94 | △ 17,870 | △ 24,172 |
| 黒字の団体 | 1,873 | 126,038 | 7,537 | 21,958 | 2,086 | 98,628 | 2,072 | 143,764 | 1,501 | 27,542 | 1,217 | 115,939 | △199 | △ 17,726 | △ 17,311 |
| 赤字の団体 | 563 | 2,474 | 3,135 | 20,395 | 111 | △ 20,945 | 458 | 2,617 | 724 | 16,081 | 104 | △ 14,084 | 105 | △ 143 | △ 6,861 |
| 一部事務組合 | 3 | 605 | 51 | 293 | − | 261 | 3 | 707 | 20 | 281 | − | 407 | − | △ 102 | △ 146 |
| 黒字の団体 | 2 | 484 | 46 | 166 | − | 272 | 3 | 707 | 20 | 281 | − | 407 | △ 1 | △ 223 | △ 135 |
| 赤字の団体 | 1 | 122 | 6 | 127 | − | △ 11 | − | − | − | − | − | − | 1 | 122 | △ 11 |
| 特別区 | 23 | 7,787 | 3,775 | − | − | 4,012 | 23 | 9,662 | − | − | − | 9,662 | − | △ 1,875 | △ 5,650 |
| 黒字の団体 | 14 | 7,351 | 2,186 | − | − | 5,165 | 23 | 9,662 | − | − | − | 9,662 | △ 9 | △ 2,311 | △ 4,497 |
| 赤字の団体 | 9 | 436 | 1,589 | − | − | △ 1,153 | − | − | − | − | − | − | 1 | 436 | △ 1,153 |

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

### （２）　直診勘定

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | 実質収支(A) | 財政措置額(B) | 再差引収支(A)−(B) | 団体数 | 実質収支(C) | 財政措置額(D) | 再差引収支(C)−(D) | 団体数 | 実質収支 | 再差引収支 |
| **全市町村** | **570** | **1,456** | **12,963** | **△ 11,507** | **576** | **1,247** | **11,156** | **△ 9,909** | **△ 6** | **209** | **△ 1,598** |
| 黒字の団体 | 528 | 5,149 | 11,490 | △ 6,341 | 539 | 4,996 | 10,294 | △ 5,298 | △ 11 | 153 | △ 1,043 |
| 赤字の団体 | 42 | △ 3,693 | 1,473 | △ 5,166 | 37 | △ 3,749 | 862 | △ 4,611 | 5 | 56 | △ 555 |
| 中核市 | 5 | 121 | 242 | △ 121 | 4 | 1 | 118 | △ 117 | 1 | 120 | △ 4 |
| 黒字の団体 | 5 | 121 | 242 | △ 121 | 4 | 1 | 118 | △ 117 | 1 | 120 | △ 4 |
| 赤字の団体 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 特例市 | 5 | 12 | 60 | △ 48 | 4 | 16 | 26 | △ 10 | 1 | △ 4 | △ 38 |
| 黒字の団体 | 5 | 12 | 60 | △ 48 | 4 | 16 | 26 | △ 10 | 1 | △ 4 | △ 38 |
| 赤字の団体 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 都市 | 65 | △ 178 | 1,507 | △ 1,685 | 59 | △ 208 | 1,004 | △ 1,212 | 6 | 30 | △ 473 |
| 黒字の団体 | 60 | 393 | 1,173 | △ 779 | 54 | 355 | 883 | △ 528 | 6 | 38 | △ 251 |
| 赤字の団体 | 5 | △ 571 | 335 | △ 906 | 5 | △ 563 | 120 | △ 684 | − | △ 8 | △ 222 |
| 町村 | 492 | 1,438 | 11,154 | △ 9,716 | 506 | 1,382 | 10,008 | △ 8,626 | △ 14 | 56 | △ 1,090 |
| 黒字の団体 | 455 | 4,560 | 10,015 | △ 5,455 | 474 | 4,569 | 9,267 | △ 4,698 | △ 19 | △ 9 | △ 757 |
| 赤字の団体 | 37 | △ 3,122 | 1,139 | △ 4,260 | 32 | △ 3,186 | 741 | △ 3,928 | 5 | 64 | △ 332 |
| 一部事務組合 | 3 | 63 | − | 63 | 3 | 55 | − | 55 | − | 8 | 8 |
| 黒字の団体 | 3 | 63 | − | 63 | 3 | 55 | − | 55 | − | 8 | 8 |
| 赤字の団体 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

# 第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳
（１）　事業勘定
ア　歳　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 保険税（料） | 3,427,812 | 3,388,144 | 39,668 | 32.6 | 35.3 | 1.2 | 2.5 |
| うち退職被保険者分 | 583,967 | 526,184 | 57,783 | 5.6 | 5.5 | 11.0 | 4.9 |
| 一部負担金 | 5 | 412 | △ 407 | 0.0 | 0.0 | △ 98.8 | 2,323.5 |
| うち退職被保険者分 | 1 | 1 | － | 0.0 | 0.0 | － | － |
| 国庫支出金 | 3,658,524 | 3,395,456 | 263,068 | 34.8 | 35.4 | 7.7 | △ 2.0 |
| 療養給付費等負担金 | 2,838,789 | 2,682,119 | 156,670 | 27.0 | 27.9 | 5.8 | △ 1.4 |
| 財政調整交付金等 | 819,734 | 713,338 | 106,396 | 7.8 | 7.4 | 14.9 | △ 4.4 |
| 療養給付費交付金 | 1,610,073 | 1,233,569 | 376,504 | 15.3 | 12.9 | 30.5 | △ 7.0 |
| 都道府県支出金 | 65,410 | 20,292 | 45,118 | 0.6 | 0.2 | 222.3 | △ 10.9 |
| 財源補てん的なもの | 54,225 | 14,706 | 39,519 | 0.5 | 0.2 | 268.7 | △ 8.7 |
| その他のもの | 11,185 | 5,586 | 5,599 | 0.1 | 0.0 | 100.2 | △ 16.2 |
| 共同事業交付金 | 193,223 | 111,727 | 81,496 | 1.8 | 1.2 | 72.9 | △ 6.5 |
| 他会計繰入金 | 1,146,118 | 1,030,969 | 115,149 | 10.9 | 10.7 | 11.2 | 4.7 |
| 財源補てん的なもの | 361,241 | 358,492 | 2,749 | 3.4 | 3.7 | 0.8 | 1.1 |
| 保険基盤安定制度に係るもの | 402,554 | 294,126 | 108,428 | 3.8 | 3.1 | 36.9 | 8.3 |
| 高医療費基準超過額に係るもの | 1,932 | 1,841 | 91 | 0.0 | 0.0 | 4.9 | △ 43.5 |
| その他のもの | 380,391 | 376,510 | 3,881 | 3.7 | 3.9 | 1.0 | 5.9 |
| 基金繰入金 | 96,017 | 65,227 | 30,790 | 0.9 | 0.7 | 47.2 | 9.8 |
| 繰越金 | 278,355 | 325,167 | △ 46,812 | 2.6 | 3.4 | △ 14.4 | △ 1.4 |
| その他の収入 | 29,031 | 28,655 | 376 | 0.5 | 0.2 | 1.3 | △ 48.4 |
| **歳入合計** | **10,504,568** | **9,599,618** | **904,950** | **100.0** | **100.0** | **9.4** | **△ 0.7** |

# 第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（１）　事業勘定（つづき）

イ　歳　　出

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増　減　額 | 決算額構成比 | | 増　減　率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 総　　務　　費 | 230,224 | 238,094 | △　7,870 | 2.2 | 2.5 | △　3.3 | 1.3 |
| 一　般　管　理　費 | 145,871 | 150,248 | △　4,377 | 1.4 | 1.6 | △　2.9 | 2.8 |
| 賦　課　徴　収　費 | 59,939 | 61,145 | △　1,206 | 0.6 | 0.7 | △　2.0 | △　1.5 |
| 連　合　会　負　担　金 | 5,945 | 5,966 | △　21 | 0.1 | 0.1 | △　0.4 | 3.1 |
| その他の総務費 | 18,469 | 20,735 | △　2,266 | 0.1 | 0.1 | △ 10.9 | △　1.7 |
| 保　険　給　付　費 | 6,314,855 | 5,364,876 | 949,979 | 61.0 | 57.1 | 17.7 | △　7.0 |
| 療　養　諸　費　等 | 6,128,301 | 5,189,053 | 939,248 | 59.2 | 55.2 | 18.1 | △　7.2 |
| その他の給付費 | 163,874 | 153,786 | 10,088 | 1.6 | 1.7 | 6.6 | 0.2 |
| 診療報酬審査支払手数料 | 22,680 | 22,037 | 643 | 0.2 | 0.2 | 2.9 | 2.3 |
| 老　人　保　健　拠　出　金 | 2,892,035 | 3,047,236 | △ 155,201 | 27.9 | 32.4 | △　5.1 | 14.2 |
| 老人保健医療費拠出金 | 2,855,689 | 3,011,507 | △ 155,818 | 27.6 | 32.0 | △　5.2 | 14.3 |
| 老人保健事務費拠出金 | 36,345 | 35,729 | 616 | 0.4 | 0.4 | 1.7 | 4.3 |
| 介護給付費納付金 | 515,993 | 441,131 | 74,862 | 5.0 | 4.7 | 17.0 | △　0.5 |
| 共　同　事　業　拠　出　金 | 191,169 | 71,906 | 119,263 | 1.8 | 0.8 | 165.9 | △　5.0 |
| 共同事業医療費拠出金 | 190,829 | 71,722 | 119,107 | 1.8 | 0.8 | 166.1 | △　5.0 |
| 共同事業事務費拠出金 | 218 | 136 | 82 | 0.0 | 0.0 | 60.3 | 36.0 |
| その他の共同事業拠出金 | 122 | 48 | 74 | 0.0 | 0.0 | 154.2 | △ 51.0 |
| 保　健　事　業　費 | 43,701 | 42,561 | 1,140 | 0.4 | 0.5 | 2.7 | △　6.1 |
| 繰　　出　　金 | 18,558 | 14,482 | 4,076 | 0.2 | 0.2 | 28.1 | △ 18.7 |
| 財源補てん的なもの | 11,634 | 8,416 | 3,218 | 0.1 | 0.1 | 38.2 | △　7.1 |
| その他のもの | 6,924 | 6,066 | 858 | 0.1 | 0.1 | 14.1 | △ 30.7 |
| 基　金　積　立　金 | 25,143 | 33,387 | △　8,244 | 0.2 | 0.4 | △ 24.7 | 10.8 |
| 公　　債　　費 | 551 | 530 | 21 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 2.7 |
| 元　利　償　還　金 | 186 | 185 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.5 | 1.6 |
| 一　時　借　入　金　利　子 | 365 | 345 | 20 | 0.0 | 0.0 | 5.8 | 3.3 |
| 前　年　度　繰　上　充　用　金 | 97,408 | 82,194 | 15,214 | 0.9 | 0.9 | 18.5 | 17.0 |
| そ　の　他　の　支　出 | 29,550 | 64,125 | △　34,575 | 0.4 | 0.5 | △ 53.9 | 32.1 |
| **歳　出　合　計** | **10,359,187** | **9,400,522** | **958,665** | **100.0** | **100.0** | **10.2** | △　**0.0** |

# 第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（２）　直診勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 診療収入 | 55,266 | 57,001 | △ 1,735 | 66.3 | 67.0 | △ 3.0 | △ 5.8 |
| 国庫支出金 | 1,854 | 1,847 | 7 | 2.2 | 2.2 | 0.4 | △ 2.1 |
| 財政調整交付金 | 1,805 | 1,686 | 119 | 2.2 | 2.0 | 7.1 | 1.6 |
| その他 | 49 | 161 | △ 112 | 0.0 | 0.2 | △ 69.6 | △ 29.1 |
| 都道府県支出金 | 599 | 563 | 36 | 0.7 | 0.7 | 6.4 | 10.8 |
| 他会計繰入金 | 13,434 | 12,878 | 556 | 16.1 | 15.1 | 4.3 | 4.0 |
| 普通会計からのもの | 11,341 | 11,519 | △ 178 | 13.6 | 13.5 | △ 1.5 | 1.8 |
| 事業勘定からのもの | 1,953 | 1,182 | 771 | 2.3 | 1.4 | 65.2 | 24.8 |
| その他の会計からのもの | 140 | 177 | △ 37 | 0.2 | 0.2 | △ 20.9 | 46.3 |
| 基金繰入金 | 1,527 | 2,532 | △ 1,005 | 1.8 | 3.0 | △ 39.7 | 150.9 |
| 繰越金 | 5,239 | 5,873 | △ 634 | 6.3 | 6.9 | △ 10.8 | 10.2 |
| 地方債 | 3,650 | 2,339 | 1,311 | 4.4 | 2.8 | 56.0 | △ 2.0 |
| その他の収入 | 1,825 | 1,982 | △ 157 | 2.2 | 2.3 | △ 7.9 | 1.9 |
| **歳入合計** | **83,394** | **85,015** | **△ 1,621** | **100.0** | **100.0** | **△ 1.9** | **△ 1.1** |

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 総務費 | 40,115 | 41,181 | △ 1,066 | 49.1 | 49.4 | △ 2.6 | △ 2.4 |
| 医業費 | 27,350 | 28,257 | △ 907 | 33.5 | 33.9 | △ 3.2 | △ 3.1 |
| 施設整備費 | 5,631 | 4,417 | 1,214 | 6.9 | 5.3 | 27.5 | 9.4 |
| 繰出金 | 471 | 1,722 | △ 1,251 | 0.6 | 2.1 | △ 72.6 | 425.0 |
| 普通会計に対するもの | 360 | 186 | 174 | 0.4 | 0.2 | 93.5 | △ 23.8 |
| 事業勘定に対するもの | 40 | 18 | 22 | 0.0 | 0.0 | 122.2 | △ 5.3 |
| その他の会計に対するもの | 71 | 1,518 | △ 1,447 | 0.2 | 1.9 | △ 95.3 | 2,235.4 |
| 基金積立金 | 627 | 627 | － | 0.8 | 0.8 | － | △ 15.2 |
| 公債費 | 3,496 | 3,323 | 173 | 4.3 | 4.0 | 5.2 | 1.3 |
| 元利償還金 | 3,480 | 3,307 | 173 | 4.3 | 4.0 | 5.2 | 1.5 |
| 一時借入金利子 | 16 | 17 | △ 1 | 0.0 | 0.0 | △ 5.9 | △ 22.7 |
| 前年度繰上充用金 | 3,739 | 3,583 | 156 | 4.6 | 4.3 | 4.4 | 0.3 |
| その他の支出 | 245 | 199 | 46 | 0.2 | 0.2 | 23.1 | △ 1.0 |
| **歳出合計** | **81,674** | **83,309** | **△ 1,635** | **100.0** | **100.0** | **△ 2.0** | **△ 0.3** |

# 第118表　老人保健医療事業決算の状況

その１　収支の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 (A) | 歳入合計 (B) | 歳出合計 (C) | 歳入歳出差引 (B)－(C) (D) | 繰越等 (E) | 実質収支 (D)－(E) (F) | 団体数 (G) | 実質収支 (H) | 団体数 (A)－(G) | 実質収支 (F)－(H) |
| 市町村 | **3,151** | **10,840,012** | **10,794,764** | **45,248** | **1,105** | **44,143** | **3,230** | **50,532** | **△ 79** | **△ 6,389** |
| 黒字の団体 | 2,648 | 7,852,354 | 7,790,284 | 62,070 | 562 | 61,507 | 2,663 | 68,670 | △ 15 | △ 7,163 |
| 赤字の団体 | 503 | 2,987,658 | 3,004,480 | △ 16,821 | 542 | △ 17,364 | 567 | △ 18,138 | △ 64 | 774 |

その２　歳入歳出内訳

（１）　歳　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 増減額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払基金交付金 | 7,123,199 | 65.7 | 7,471,742 | 68.4 | △ 348,543 | △ 4.7 |
| 医療費交付金 | 7,078,971 | 65.3 | 7,416,841 | 67.9 | △ 337,870 | △ 4.6 |
| 審査支払手数料交付金 | 44,229 | 0.4 | 54,901 | 0.5 | △ 10,672 | △ 19.4 |
| 国庫支出金 | 2,375,028 | 21.9 | 2,200,459 | 20.1 | 174,569 | 7.9 |
| 都道府県支出金 | 590,750 | 5.4 | 564,021 | 5.2 | 26,729 | 4.7 |
| 他会計繰入金 | 662,028 | 6.1 | 607,706 | 5.6 | 54,322 | 8.9 |
| 医療費に係るもの | 622,828 | 5.7 | 568,339 | 5.2 | 54,489 | 9.6 |
| その他のもの | 39,200 | 0.4 | 39,367 | 0.4 | △ 167 | △ 0.4 |
| 繰越金 | 69,543 | 0.6 | 64,434 | 0.6 | 5,109 | 7.9 |
| その他の収入 | 19,464 | 0.3 | 19,629 | 0.1 | △ 165 | △ 0.8 |
| 歳入合計 | **10,840,012** | **100.0** | **10,927,991** | **100.0** | △ **87,979** | △ **0.8** |

（２）　歳　出

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 増減額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | 32,270 | 0.3 | 34,586 | 0.3 | △ 2,316 | △ 6.7 |
| 人件費 | 20,033 | 0.2 | 19,691 | 0.2 | 342 | 1.7 |
| その他 | 12,237 | 0.1 | 14,895 | 0.1 | △ 2,658 | △ 17.8 |
| 医療諸費 | 10,674,700 | 98.9 | 10,765,581 | 99.0 | △ 90,881 | △ 0.8 |
| 医療給付費等 | 10,396,469 | 96.3 | 10,523,123 | 96.8 | △ 126,654 | △ 1.2 |
| 医療費 | 219,527 | 2.0 | 181,456 | 1.7 | 38,071 | 21.0 |
| 老人保健施設療養費 | 1,615 | 0.0 | 727 | 0.0 | 888 | 122.1 |
| 老人訪問看護療養費 | 14,192 | 0.1 | 15,840 | 0.1 | △ 1,648 | △ 10.4 |
| 審査支払手数料 | 42,897 | 0.4 | 44,436 | 0.4 | △ 1,539 | △ 3.5 |
| 繰出金 | 30,374 | 0.3 | 31,978 | 0.3 | △ 1,604 | △ 5.0 |
| 前年度繰上充用金 | 16,571 | 0.2 | 10,971 | 0.1 | 5,600 | 51.0 |
| その他の支出 | 40,849 | 0.3 | 30,223 | 0.3 | 10,626 | 35.2 |
| 歳出合計 | **10,794,764** | **100.0** | **10,873,339** | **100.0** | △ **78,575** | △ **0.7** |

（注）　特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

# 第119表　介護保険事業決算の状況

## その１　収支の状況

### （１）　保険事業勘定

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | | | 平成14年度 | | | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | 実質収支(A) | 財政措置額 | | | 再差引収支(A)−(B)−(C)+(D) | 団体数 | 実質収支(E) | 財政措置額 | | | 再差引収支(E)−(F)−(G)+(H) | 団体数 | 実質収支 | 再差引収支 |
| | | | 財政援助額(B) | 繰入金(C) | 繰出金(D) | | | | 財政援助額(F) | 繰入金(G) | 繰出金(H) | | | | |
| 全市町村 | **2,734** | **77,720** | **5,624** | **7,489** | **2,568** | **67,175** | **2,869** | **64,113** | **8,918** | **9,124** | **1,995** | **48,066** | **△135** | **13,607** | **19,109** |
| 黒字の団体 | 2,526 | 76,925 | 87 | 2,274 | 2,481 | 77,045 | 2,416 | 68,250 | 473 | 2,022 | 1,868 | 67,624 | 110 | 8,675 | 9,421 |
| 赤字の団体 | 208 | 794 | 5,536 | 5,215 | 87 | △ 9,870 | 453 | △ 4,137 | 8,445 | 7,102 | 127 | △ 19,558 | △245 | 4,931 | 9,688 |

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

### （２）　介護サービス事業勘定

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 | | | | 平成14年度 | | | | 比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | 実質収支(A) | 財政措置額(B) | 再差引収支(A)−(B) | 団体数 | 実質収支(C) | 財政措置額(D) | 再差引収支(C)−(D) | 団体数 | 実質収支 | 再差引収支 |
| 全市町村 | **535** | **375** | **24,182** | **△ 23,807** | **553** | **1,205** | **21,751** | **△ 20,546** | **△ 18** | **△ 830** | **△ 3,261** |
| 黒字の団体 | 520 | 955 | 24,164 | △ 23,209 | 539 | 1,255 | 21,703 | △ 20,447 | △ 19 | △ 300 | △ 2,762 |
| 赤字の団体 | 15 | △ 581 | 17 | △ 598 | 14 | △ 50 | 48 | △ 99 | 1 | △ 531 | △ 499 |

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

## その２　歳入歳出内訳

### （１）　保険事業勘定

#### ア　歳　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 保険料 | 939,330 | 806,174 | 133,156 | 17.0 | 15.9 | 16.5 | 36.7 |
| 国庫支出金 | 1,346,668 | 1,163,544 | 183,124 | 24.4 | 22.9 | 15.7 | 8.3 |
| 介護給付費負担金 | 1,048,859 | 905,191 | 143,668 | 19.0 | 17.8 | 15.9 | 7.7 |
| 調整交付金 | 261,627 | 225,924 | 35,703 | 4.7 | 4.4 | 15.8 | 11.6 |
| 事務費交付金 | 30,415 | 29,070 | 1,345 | 0.6 | 0.6 | 4.6 | 2.1 |
| その他の補助金 | 5,767 | 3,359 | 2,408 | 0.1 | 0.1 | 71.7 | 1.9 |
| 支払基金交付金 | 1,646,693 | 1,537,642 | 109,051 | 29.8 | 30.3 | 7.1 | 14.7 |
| 都道府県支出金 | 644,925 | 593,899 | 51,026 | 11.7 | 11.7 | 8.6 | 13.5 |
| 財源補てん的なもの | 5,624 | 8,918 | △ 3,294 | 0.1 | 0.2 | △ 36.9 | 50.5 |
| うち財政安定化基金支出金 | 31 | 1,224 | △ 1,193 | 0.0 | 0.0 | △ 97.5 | 皆増 |
| その他のもの | 639,301 | 584,981 | 54,320 | 11.6 | 11.5 | 9.3 | 13.1 |
| 相互財政安定化事業交付金 | 179 | 454 | △ 275 | 0.0 | 0.0 | △ 60.6 | 83.8 |
| 他会計繰入金 | 836,829 | 796,804 | 40,025 | 15.2 | 15.7 | 5.0 | 10.2 |
| 財源補てん的なもの | 7,489 | 9,124 | △ 1,635 | 0.1 | 0.2 | △ 17.9 | 42.8 |
| 一般会計からのもの12.5% | 637,767 | 584,238 | 53,529 | 11.6 | 11.5 | 9.2 | 12.7 |
| その他のもの | 191,573 | 203,442 | △ 11,869 | 3.5 | 4.0 | △ 5.8 | 2.6 |
| 基金繰入金 | 27,349 | 44,499 | △ 17,150 | 0.5 | 0.9 | △ 38.5 | △ 80.0 |
| 繰越金 | 63,791 | 99,158 | △ 35,367 | 1.2 | 2.0 | △ 35.7 | △ 50.2 |
| 地方債 | 5,127 | 29,184 | △ 24,057 | 0.1 | 0.6 | △ 82.4 | 164.2 |
| うち財政安定化基金貸付金 | 4,321 | 28,588 | △ 24,267 | 0.1 | 0.6 | △ 84.9 | 160.6 |
| その他の収入 | 8,672 | 6,340 | 2,332 | 0.1 | 0.0 | 36.8 | 38.9 |
| 歳入合計 | **5,519,563** | **5,077,698** | **441,865** | **100.0** | **100.0** | **8.7** | **8.3** |

# 第119表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（１）　保険事業勘定（つづき）

イ　歳　　出

（単位　百万円・％）

| 区　　分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増　減　額 | 決算額構成比 | | 増　減　率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 総　　務　　費 | 221,031 | 236,391 | △ 15,360 | 4.1 | 4.7 | △ 6.5 | △ 1.1 |
| 保　険　給　付　費 | 5,110,862 | 4,661,451 | 449,411 | 94.0 | 93.0 | 9.6 | 13.1 |
| 介　護　諸　費　等 | 5,087,723 | 4,644,904 | 442,819 | 93.5 | 92.7 | 9.5 | 13.0 |
| その他の給付費 | 14,312 | 8,173 | 6,139 | 0.3 | 0.2 | 75.1 | 114.7 |
| 審査支払手数料 | 8,827 | 8,374 | 453 | 0.2 | 0.2 | 5.4 | 17.6 |
| 財政安定化基金拠出金 | 5,400 | 22,540 | △ 17,140 | 0.1 | 0.4 | △ 76.0 | △ 2.3 |
| 相互財政安定化事業負担金 | 184 | 348 | △ 164 | 0.0 | 0.0 | △ 47.1 | 20.8 |
| 保　健　福　祉　事　業　費 | 350 | 381 | △ 31 | 0.0 | 0.0 | △ 8.1 | 40.6 |
| 繰　　出　　金 | 12,521 | 11,693 | 828 | 0.2 | 0.2 | 7.1 | △ 8.5 |
| 財源補てん的なもの | 2,568 | 1,995 | 573 | 0.0 | 0.0 | 28.7 | 12.3 |
| その他のもの | 9,953 | 9,698 | 255 | 0.2 | 0.2 | 2.6 | △ 11.9 |
| 基　金　積　立　金 | 53,663 | 44,818 | 8,845 | 1.0 | 0.9 | 19.7 | △ 48.4 |
| 公　　債　　費 | 10,618 | 303 | 10,315 | 0.2 | 0.0 | 3,404.3 | 14.8 |
| 元　利　償　還　金 | 10,598 | 279 | 10,319 | 0.2 | 0.0 | 3,698.6 | 31.6 |
| 一　時　借　入　金　利　子 | 19 | 24 | △ 5 | 0.0 | 0.0 | △ 20.8 | △ 52.9 |
| 前　年　度　繰　上　充　用　金 | 5,786 | 459 | 5,327 | 0.1 | 0.0 | 1,160.6 | △ 6.3 |
| そ　の　他　の　支　出 | 19,157 | 31,772 | △ 12,615 | 0.3 | 0.8 | △ 39.7 | △ 67.0 |
| **歳　出　合　計** | **5,439,572** | **5,010,156** | **429,416** | **100.0** | **100.0** | **8.6** | **9.4** |

# 第119表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（２）　介護サービス事業勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| サービス収入 | 11,593 | 11,679 | △ 86 | 27.3 | 28.7 | △ 0.7 | 1.1 |
| 分担金及び負担金 | 152 | 158 | △ 6 | 0.4 | 0.4 | △ 3.8 | 11.3 |
| 使用料及び手数料 | 164 | 177 | △ 13 | 0.4 | 0.4 | △ 7.3 | 6.0 |
| 国庫支出金 | 1,082 | 682 | 400 | 2.5 | 1.7 | 58.7 | △ 41.2 |
| 都道府県支出金 | 436 | 758 | △ 322 | 1.0 | 1.9 | △ 42.5 | △ 38.2 |
| 財産収入 | 0 | 1 | △ 1 | 0.0 | 0.0 | △ 100.0 | △ 85.7 |
| 寄附金 | 2 | 4 | △ 2 | 0.0 | 0.0 | △ 50.0 | △ 50.0 |
| 他会計繰入金 | 24,869 | 22,114 | 2,755 | 58.5 | 54.3 | 12.5 | 9.6 |
| 普通会計からのもの | 24,744 | 21,981 | 2,763 | 58.2 | 54.0 | 12.6 | 9.5 |
| 保険事業勘定からのもの | 87 | 101 | △ 14 | 0.2 | 0.2 | △ 13.9 | 38.4 |
| その他の会計からのもの | 38 | 32 | 6 | 0.1 | 0.1 | 18.8 | 88.2 |
| 基金繰入金 | 26 | 32 | △ 6 | 0.1 | 0.1 | △ 18.8 | △ 50.8 |
| 繰越金 | 755 | 814 | △ 59 | 1.8 | 2.0 | △ 7.2 | 33.9 |
| 地方債 | 3,119 | 3,679 | △ 560 | 7.3 | 9.0 | △ 15.2 | △ 57.1 |
| その他の収入 | 293 | 590 | △ 297 | 0.7 | 1.5 | △ 50.3 | 55.7 |
| **歳入合計** | **42,491** | **40,688** | **1,803** | **100.0** | **100.0** | **4.4** | **△ 7.6** |

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成15年度 | 平成14年度 | 増減額 | 決算額構成比 | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 |
| 総務費 | 6,115 | 5,894 | 221 | 14.5 | 14.9 | 3.7 | △ 7.7 |
| サービス事業費 | 12,626 | 12,334 | 292 | 30.0 | 31.3 | 2.4 | △ 5.5 |
| 施設整備費 | 7,651 | 8,444 | △ 793 | 18.2 | 21.4 | △ 9.4 | △ 31.6 |
| 基金積立金 | 116 | 235 | △ 119 | 0.3 | 0.6 | △ 50.6 | 49.7 |
| 公債費 | 14,438 | 11,920 | 2,518 | 34.3 | 30.2 | 21.1 | 23.9 |
| 元利償還金 | 14,438 | 11,919 | 2,519 | 34.3 | 30.2 | 21.1 | 24.0 |
| 一時借入金利子 | 1 | 1 | − | 0.0 | 0.0 | − | △ 50.0 |
| 他会計繰出金 | 688 | 363 | 325 | 1.6 | 0.9 | 89.5 | △ 73.6 |
| 普通会計に対するもの | 587 | 264 | 323 | 1.4 | 0.7 | 122.3 | △ 79.8 |
| 保険事業勘定に対するもの | 41 | 46 | △ 5 | 0.1 | 0.1 | △ 10.9 | 31.4 |
| その他の会計に対するもの | 60 | 53 | 7 | 0.1 | 0.1 | 13.2 | 43.2 |
| 前年度繰上充用金 | 0 | 2 | △ 2 | 0.0 | 0.0 | △ 100.0 | △ 94.7 |
| その他の支出 | 438 | 246 | 192 | 1.1 | 0.7 | 78.0 | △ 15.5 |
| **歳出合計** | **42,072** | **39,438** | **2,634** | **100.0** | **100.0** | **6.7** | **△ 8.8** |

# 第120表 収 益 事 業 決 算 の 状 況

## その１ 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

| 区分 | 平成15年度 団体数 (A) | 歳入合計 (B) | 歳出合計 (C) | 歳入歳出差引 (B)－(C) (D) | 翌年度に繰り越すべき財源 (E) | 繰入金 (F) | 繰出金 (G) | 未収金 (H) | 未払金 (I) | 再差引 (D)-(E)-(F)+(G)+(H)-(I) (J) | 平成14年度 団体数 (K) | 再差引 (L) | 比較 団体数 (A)-(K) | 再差引 (J)－(L) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 47 | 608,598 | 597,048 | 11,551 | － | 4,593 | 362,977 | 2 | － | 369,936 | 47 | 375,555 | － | △ 5,619 |
| 黒字の団体 | 47 | 608,598 | 597,048 | 11,551 | － | 4,593 | 362,977 | 2 | － | 369,936 | 47 | 375,555 | － | △ 5,619 |
| 赤字の団体 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 市町村 | 138 | 3,011,739 | 3,036,259 | △ 24,520 | 4,616 | 26,472 | 113,410 | 3,045 | 7,664 | 53,183 | 138 | 88,435 | － | △ 35,252 |
| 黒字の団体 | 91 | 1,803,427 | 1,775,460 | 27,967 | 806 | 9,496 | 111,918 | 412 | 770 | 129,225 | 89 | 146,794 | 2 | △ 17,569 |
| 赤字の団体 | 47 | 1,208,312 | 1,260,799 | △ 52,488 | 3,810 | 16,976 | 1,492 | 2,633 | 6,894 | △ 76,042 | 49 | △ 58,359 | △ 2 | △ 17,683 |
| **合計** | **185** | **3,620,337** | **3,633,307** | **△ 12,970** | **4,616** | **31,065** | **476,387** | **3,047** | **7,664** | **423,119** | **185** | **463,990** | － | **△ 40,871** |
| 黒字の団体 | 138 | 2,412,026 | 2,372,508 | 39,518 | 806 | 14,090 | 474,895 | 414 | 770 | 499,161 | 136 | 522,349 | 2 | △ 23,188 |
| 赤字の団体 | 47 | 1,208,312 | 1,260,799 | △ 52,488 | 3,810 | 16,976 | 1,492 | 2,633 | 6,894 | △ 76,042 | 49 | △ 58,359 | △ 2 | △ 17,683 |

（注） 平成14年度の再差引収支は、未収金及び未払金を差し引く前の額である。

## その２ 収支の状況（事業別）

（単位 百万円 %）

| 区分 | 競馬事業 | 自転車競走事業 | 小型自動車競走事業 | モーターボート競走事業 | 宝くじ事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入合計 (A) | **496,983** | **1,058,181** | **134,196** | **1,475,051** | **455,926** | **3,620,337** |
| 歳出合計 (B) | **537,241** | **1,046,238** | **136,661** | **1,460,900** | **452,267** | **3,633,307** |
| 歳入歳出差引 (A)－(B) (C) | △ 40,258 | 11,943 | △ 2,465 | 14,151 | 3,660 | △ 12,970 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 (D) | － | 3,557 | － | 1,059 | － | 4,616 |
| 繰入金 (E) | 8,920 | 7,668 | 570 | 13,908 | － | 31,065 |
| 繰出金 (F) | 466 | 9,652 | 601 | 15,611 | 450,057 | 476,387 |
| 未収金 (G) | 1,684 | 175 | － | 1,189 | － | 3,047 |
| 未払金 (H) | 2,621 | 173 | － | 4,870 | － | 7,664 |
| 再差引 (C)－(D)－(E)＋(F)＋(G)－(H) (I) | **△ 49,649** | **10,373** | **△ 2,435** | **11,114** | **453,716** | **423,119** |
| 車馬券等売上額 (J) | 446,050 | 983,098 | 127,495 | 1,125,877 | 1,053,889 | 3,736,409 |
| 収益率 (I)/(J)×100 | △ 11.1 | 1.1 | △ 1.9 | 1.0 | 43.1 | 11.3 |
| 前年度収益率 | △ 8.2 | 1.5 | 0.1 | 2.3 | 52.7 | 12.2 |
| 施行団体数 | 60 | 87 | 8 | 173 | 60 | 388 |
| 都道府県 | 14 | 9 | 2 | 1 | 47 | 73 |
| 市町村 | 46 | 78 | 6 | 172 | 13 | 315 |

（注） 1 施行団体数は、平成15年４月１日現在の団体数である。
2 施行団体数は、１団体が２以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに１団体としている。
3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。
4 前年度収益率は、未収金及び未払金を差し引く前の再差引収支を使用して算出したものである。

# 第120表 収 益 事 業 決 算 の 状 況（つづき）

その３　収益金繰入金の使途状況　　（単位　百万円）

| 区分 | 収益金繰入額 | 左の内訳 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 民生費 | 衛生費 | 土木費 | 農林水産業費 | 商工費 | 教育費 | 災害復旧費 | その他 | 公営事業会計へ繰出し |
| 競馬事業 | 1,520 | 54 | 19 | 502 | − | − | 436 | − | 509 | − |
| 都道府県 | 307 | − | − | − | − | − | − | − | 307 | − |
| 市町村 | 1,213 | 54 | 19 | 502 | − | − | 436 | − | 202 | − |
| 自転車競走事業 | 7,151 | 531 | 475 | 2,104 | 110 | 5 | 2,725 | 68 | 563 | 570 |
| 都道府県 | 733 | 52 | 79 | 83 | − | − | 100 | 68 | 351 | − |
| 市町村 | 6,418 | 479 | 396 | 2,021 | 110 | 5 | 2,625 | − | 212 | 570 |
| 小型自動車競走事業 | 601 | 500 | − | 1 | − | − | 61 | − | 39 | − |
| 都道府県 | 1 | − | − | 1 | − | − | − | − | − | − |
| 市町村 | 600 | 500 | − | − | − | − | 61 | − | 39 | − |
| モーターボート競走事業 | 13,312 | 801 | 471 | 5,823 | 783 | 62 | 2,903 | 2 | 1,940 | 527 |
| 都道府県 | 800 | 100 | 100 | 100 | 100 | 50 | 250 | − | 100 | − |
| 市町村 | 12,512 | 701 | 371 | 5,723 | 683 | 12 | 2,653 | 2 | 1,840 | 527 |
| 宝くじ事業 | 450,038 | 33,901 | 18,797 | 179,082 | 8,879 | 7,864 | 62,796 | 84 | 138,635 | − |
| 都道府県 | 360,829 | 27,215 | 7,079 | 154,394 | 8,616 | 6,500 | 26,111 | 84 | 130,830 | − |
| 市町村 | 89,209 | 6,686 | 11,718 | 24,688 | 263 | 1,364 | 36,685 | − | 7,805 | − |
| **合計** | **(100.0) 472,621** | **(7.6) 35,787** | **(4.2) 19,762** | **(39.7) 187,512** | **(2.1) 9,772** | **(1.7) 7,932** | **(14.6) 68,921** | **(0.0) 154** | **(29.9) 141,684** | **(0.2) 1,097** |
| 都道府県 | 362,670 | 27,367 | 7,258 | 154,577 | 8,716 | 6,550 | 26,461 | 152 | 131,589 | − |
| 市町村 | 109,952 | 8,420 | 12,504 | 32,935 | 1,056 | 1,382 | 42,460 | 2 | 10,096 | 1,097 |

（注）　合計の（　）書きは、構成比（%）である。

# 第121表　公立大学附属病院事業決算の状況

（単位　百万円・%）

| 区分 | | 平成15年度 | | | 平成14年度合計額 | 比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 都道府県 | 大都市 | 合計額 | | 増減額 | 増減率 |
| 収益的収支 | 総収益 (A) | 101,702 | 80,441 | 182,143 | 179,007 | 3,136 | 1.8 |
| | 総費用 (B) | 99,916 | 81,494 | 181,410 | 178,708 | 2,702 | 1.5 |
| 資本的収支 | 資本的収入 (C) | 20,121 | 32,638 | 52,758 | 44,276 | 8,482 | 19.2 |
| | 資本的支出 (D) | 22,138 | 33,151 | 55,289 | 45,475 | 9,814 | 21.6 |
| 収支差引(A)−(B)+(C)−(D) (E) | | △ 231 | △ 1,567 | △ 1,797 | △ 899 | △ 898 | 99.9 |
| 積立金 (F) | | 88 | 0 | 88 | 57 | 31 | 54.4 |
| 繰越金 (G) | | 2,547 | 643 | 3,191 | 3,196 | △ 5 | △ 0.2 |
| 前年度繰上充用金 (H) | | − | 951 | 951 | − | 951 | 皆増 |
| 形式収支(E)−(F)+(G)−(H) (I) | | 2,229 | △ 1,875 | 354 | 2,240 | △ 1,886 | △ 84.2 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 (J) | | 146 | − | 146 | 618 | △ 472 | △ 76.4 |
| 実質収支 (I)−(J) | | **2,083** | **△ 1,875** | **208** | **1,622** | **△ 1,414** | **△ 87.2** |

## 第122表　農業共済事業決算の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 団体数 (A) | 歳入合計 (B) | 歳出合計 (C) | 歳入歳出差引 (B)−(C) (D) | 支払準備金積立額 (E) | 責任準備金積立額 (F) | 繰入金 (G) | 繰出金 (H) | 未収金 (I) | 未払金 (J) | 再差引 (D)−(E)−(F)−(G)+(H)+(I)−(J) (K) | 平成14年度 団体数 (L) | 再差引 (M) | 比較 団体数 (A)−(L) | 再差引 (K)−(M) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村 | **87** | **24,995** | **23,647** | **1,348** | **151** | **692** | **728** | **220** | **802** | **1,449** | **△ 650** | **100** | **512** | **△ 13** | **△1,162** |
| 黒字の団体 | 39 | 12,718 | 11,417 | 1,301 | 10 | 366 | 194 | 167 | 352 | 335 | 916 | 59 | 1,628 | △ 20 | △ 712 |
| 赤字の団体 | 48 | 12,277 | 12,230 | 47 | 141 | 326 | 535 | 54 | 449 | 1,114 | △1,567 | 41 | △1,116 | 7 | △ 451 |

## 第123表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度 団体数 (A) | 歳入合計 (B) | 歳出合計 (C) | 歳入歳出差引 (B)−(C) (D) | 未経過共済掛金 (E) | 繰入金 (F) | 繰出金 (G) | 未収金 (H) | 未払金 (I) | 再差引 (D)−(E)−(F)+(G)+(H)−(I) (J) | 平成14年度 団体数 (K) | 再差引 (L) | 比較 団体数 (A)−(K) | 再差引 (J)−(L) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 2 | 866 | 865 | 1 | 518 | − | − | − | − | △ 518 | 2 | △ 584 | − | 66 |
| 黒字の団体 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 赤字の団体 | 2 | 866 | 865 | 1 | 518 | − | − | − | − | △ 518 | 2 | △ 584 | − | 66 |
| 市町村 | 187 | 14,687 | 12,148 | 2,539 | 870 | 395 | 237 | − | 0 | 1,511 | 195 | 1,486 | △ 8 | 25 |
| 黒字の団体 | 140 | 11,784 | 9,440 | 2,344 | 205 | 49 | 237 | − | 0 | 2,327 | 146 | 2,372 | △ 6 | △ 45 |
| 赤字の団体 | 47 | 2,903 | 2,709 | 194 | 665 | 346 | − | − | − | △ 817 | 49 | △ 885 | △ 2 | 68 |
| **合計** | **189** | **15,554** | **13,014** | **2,540** | **1,389** | **395** | **237** | − | **0** | **993** | **197** | **903** | **△ 8** | **90** |
| 黒字の団体 | 140 | 11,784 | 9,440 | 2,344 | 205 | 49 | 237 | − | 0 | 2,327 | 146 | 2,372 | △ 6 | △ 45 |
| 赤字の団体 | 49 | 3,769 | 3,574 | 195 | 1,183 | 346 | − | − | − | △ 1,334 | 51 | △1,469 | △ 2 | 135 |

# 第124表 企 業 債 等 の 状 況

（単位 百万円）

| 区分 | 平成15年度償還額 | | | 平成15年度末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| | 元金 | 利子 | 計 | |
| 地方公営企業 | 3,238,487 | 2,054,803 | 5,293,290 | 61,486,137 |
| 法適用企業 | 2,126,958 | 1,285,909 | 3,412,867 | 35,682,916 |
| 水道事業 | 668,603 | 476,354 | 1,144,957 | 11,393,018 |
| 工業用水道事業 | 43,168 | 29,405 | 72,573 | 688,035 |
| 交通事業 | 273,568 | 157,018 | 430,586 | 4,470,799 |
| 電気事業 | 14,097 | 10,371 | 24,468 | 223,936 |
| ガス事業 | 12,198 | 6,094 | 18,292 | 205,501 |
| 病院事業 | 219,667 | 125,246 | 344,913 | 4,005,458 |
| 下水道事業 | 719,917 | 449,469 | 1,169,386 | 11,864,088 |
| その他事業 | 175,740 | 31,952 | 207,692 | 2,832,082 |
| 法非適用企業 | 1,111,529 | 768,894 | 1,880,423 | 25,803,221 |
| 簡易水道事業 | 32,972 | 30,373 | 63,345 | 1,012,153 |
| 交通事業 | 1,001 | 219 | 1,220 | 8,972 |
| 下水道事業 | 824,251 | 678,424 | 1,502,675 | 21,277,603 |
| その他事業 | 253,305 | 59,878 | 313,183 | 3,504,493 |
| 国民健康保険事業 | 2,792 | 873 | 3,666 | 34,407 |
| 老人医療事業 | － | － | － | － |
| 介護保険事業 | 19,946 | 5,090 | 25,036 | 216,361 |
| 公益質屋事業 | － | － | － | － |
| 農業共済事業 | 2 | 1 | 3 | 13 |
| 公立大学附属病院事業 | 15,834 | 7,703 | 23,538 | 296,607 |
| 収益事業 | 7,629 | 1,386 | 9,015 | 65,651 |
| 合計 | **3,284,690** | **2,069,856** | **5,354,548** | **62,099,176** |

# 第125表　公営企業金融公庫の貸付状況

（単位　百万円）

| 区分 | 平成15年度貸付額 | 内訳 都道府県 | 市 | 町村 | 一部事務組合等 | 貸付累計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 上水道事業 | 239,966 | 55,094 | 125,235 | 37,569 | 22,068 | 8,296,152 |
| 簡易水道事業 | 21,573 | − | 5,822 | 15,304 | 447 | 50,804 |
| 工業用水道事業 | 17,809 | 13,596 | 3,313 | 229 | 671 | 963,182 |
| 交通事業 一般交通 | 5,223 | 211 | 4,962 | 50 | − | 213,460 |
| 交通事業 都市高速鉄道 | 157,415 | 3,278 | 154,137 | − | − | 2,643,124 |
| 電気事業 | 2,720 | 1,228 | 866 | 305 | 321 | 286,971 |
| ガス事業 | 2,551 | − | 2,227 | 214 | 110 | 224,859 |
| 港湾整備事業 | 13,134 | 7,024 | 5,185 | 97 | 827 | 283,799 |
| 病院事業 | 108,180 | 35,650 | 50,390 | 9,543 | 12,597 | 345,377 |
| 介護サービス事業 | 6,459 | 324 | 1,384 | 2,148 | 2,603 | 10,268 |
| 市場事業 | 3,705 | 451 | 3,254 | − | − | 389,605 |
| と畜場事業 | 1,086 | 60 | 1,009 | 17 | − | 10,065 |
| 観光施設事業 | 1,419 | − | 1,265 | 154 | − | 107,030 |
| 有料道路事業 | − | − | − | − | − | 85,561 |
| 駐車場整備事業 | 1,960 | 1,107 | 853 | − | − | 268,006 |
| 地域開発事業 臨海 | 8,536 | 6,139 | 2,397 | − | − | 442,213 |
| 地域開発事業 内陸 | 1,125 | 686 | 227 | − | 212 | 160,918 |
| 地域開発事業 流通 | − | − | − | − | − | 5,705 |
| 地域開発事業 市街地再開発 | − | − | − | − | − | 39,211 |
| 地域開発事業 区画整理 | 1,642 | 1,642 | − | − | − | 65,139 |
| 地域開発事業 住宅用地 | − | − | − | − | − | 210 |
| 下水道事業 | 649,803 | 45,913 | 419,815 | 174,915 | 9,160 | 12,684,863 |
| 産業廃棄物処理事業 | 1,051 | 1,051 | − | − | − | 2,199 |
| 公営住宅事業 | 46,076 | 19,367 | 19,442 | 7,266 | − | 2,112,409 |
| 臨時地方道整備事業 | 375,855 | 118,748 | 195,666 | 61,441 | − | 8,650,578 |
| 臨時河川等整備事業 | 20,404 | 18,004 | 1,824 | 576 | − | 802,627 |
| 臨時高等学校整備事業 | 7,158 | 7,158 | − | − | − | 351,302 |
| 小計 (A) | 1,694,849 | 336,731 | 999,274 | 309,829 | 49,015 | 39,495,635 |
| 貸付累計額 (B) | − | 9,498,236 | 23,588,903 | 4,797,956 | 1,610,540 | 39,495,635 |
| 受託貸付 公有林整備事業 | 27,059 | 10,466 | 5,815 | 10,778 | − | 558,137 |
| 受託貸付 草地開発事業 | 829 | 33 | 153 | 593 | 50 | 60,352 |
| 受託貸付 小計 (C) | 27,888 | 10,499 | 5,968 | 11,371 | 50 | 618,490 |
| 受託貸付 貸付累計額 (D) | − | 292,495 | 94,595 | 226,465 | 4,935 | 618,490 |
| 合計 (A)+(C) (E) | **1,722,736** | **347,230** | **1,005,242** | **321,200** | **49,065** | **40,114,125** |
| 貸付累計額 (B)+(D) | − | 9,790,731 | 23,683,498 | 5,024,421 | 1,615,475 | 40,114,125 |
| 地方道路公社 (F) | 16,286 | 10,286 | 6,000 | − | − | 446,478 |
| 土地開発公社 (G) | − | − | − | − | − | 48,190 |
| 総合計 (E)+(F)+(G) | **1,739,022** | **357,516** | **1,011,242** | **321,200** | **49,065** | **40,608,793** |

（注）　貸付累計額は、平成16年３月31日現在のものである。

# 第126表　予　　算　　の　　状　　況

その１　歳　　入

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成16年度 都道府県 | | 平成16年度 市町村 | | 平成16年度 合計 | | 平成15年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方税 | 15,576,266 | 31.2 | 16,827,214 | 31.2 | 32,403,480 | 31.2 | 32,068,195 | 30.5 | 335,285 | 1.0 | △ 4.1 |
| 地方譲与税 | 387,154 | 0.8 | 712,807 | 1.3 | 1,099,961 | 1.1 | 668,956 | 0.6 | 431,005 | 64.4 | 10.2 |
| 地方特例交付金 | 457,547 | 0.9 | 628,479 | 1.2 | 1,086,026 | 1.0 | 970,862 | 0.9 | 115,164 | 11.9 | 9.2 |
| 地方交付税 | 9,123,656 | 18.3 | 7,300,067 | 13.5 | 16,423,723 | 15.8 | 17,572,229 | 16.7 | △ 1,148,506 | △ 6.5 | △ 7.2 |
| 利子割交付金 | − | − | 138,800 | 0.3 | 138,800 | 0.1 | 140,935 | 0.1 | △ 2,135 | △ 1.5 | △ 47.0 |
| 地方消費税交付金 | − | − | 1,239,578 | 2.3 | 1,239,578 | 1.2 | 1,140,054 | 1.1 | 99,524 | 8.7 | △ 3.0 |
| ゴルフ場利用税交付金 | − | − | 45,981 | 0.1 | 45,981 | 0.0 | 48,776 | 0.0 | △ 2,795 | △ 5.7 | △ 6.0 |
| 特別地方消費税交付金 | − | − | 16 | 0.0 | 16 | 0.0 | 207 | 0.0 | △ 191 | △ 92.3 | △ 75.0 |
| 自動車取得税交付金 | − | − | 290,634 | 0.5 | 290,634 | 0.3 | 286,701 | 0.3 | 3,933 | 1.4 | △ 7.4 |
| 軽油引取税交付金 | − | − | 105,536 | 0.2 | 105,536 | 0.1 | 110,909 | 0.1 | △ 5,373 | △ 4.8 | 0.7 |
| 配当割交付金 | − | − | 25,516 | 0.0 | 25,516 | 0.0 | − | − | 25,516 | 皆増 | − |
| 株式等譲渡所得割交付金 | − | − | 13,505 | 0.0 | 13,505 | 0.0 | − | − | 13,505 | 皆増 | − |
| 小計（一般財源） | 25,544,623 | 51.2 | 27,328,133 | 50.7 | 52,872,756 | 50.9 | 53,007,824 | 50.4 | △ 135,068 | △ 0.3 | △ 5.0 |
| 国庫支出金 | 8,003,952 | 16.0 | 5,470,827 | 10.1 | 13,474,779 | 13.0 | 14,050,725 | 13.4 | △ 575,946 | △ 4.1 | △ 1.1 |
| 地方債 | 7,156,245 | 14.3 | 5,724,145 | 10.6 | 12,880,390 | 12.4 | 14,391,676 | 13.7 | △ 1,511,286 | △ 10.5 | 4.5 |
| その他 | 9,231,193 | 18.5 | 15,390,698 | 28.6 | 24,621,891 | 23.7 | 23,677,337 | 22.5 | 944,554 | 4.0 | △ 0.7 |
| **合計** | **49,936,013** | **100.0** | **53,913,803** | **100.0** | **103,849,816** | **100.0** | **105,127,562** | **100.0** | **△ 1,277,746** | **△ 1.2** | **△ 2.3** |

（注）　1　この数値は、各年度の９月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その２において同じ。
2　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
3　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その２　歳　　出（性質別）

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成16年度 都道府県 | | 平成16年度 市町村 | | 平成16年度 合計 | | 平成15年度合計額 | | 比較 増減額 | 比較 増減率 | 比較 前年度増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 15,339,568 | 30.7 | 11,983,697 | 22.2 | 27,323,265 | 26.3 | 27,180,296 | 25.9 | 142,969 | 0.5 | △ 1.0 |
| 物件費 | 1,802,527 | 3.6 | 6,987,584 | 13.0 | 8,790,111 | 8.5 | 8,610,025 | 8.2 | 180,086 | 2.1 | △ 0.4 |
| 維持補修費 | 397,894 | 0.8 | 681,693 | 1.3 | 1,079,587 | 1.0 | 1,083,214 | 1.0 | △ 3,627 | △ 0.3 | △ 0.1 |
| 扶助費 | 1,120,606 | 2.2 | 6,450,144 | 12.0 | 7,570,750 | 7.3 | 7,205,074 | 6.9 | 365,676 | 5.1 | 5.8 |
| 補助費等 | 8,486,398 | 17.0 | 4,961,416 | 9.2 | 13,447,814 | 12.9 | 13,623,243 | 13.0 | △ 175,429 | △ 1.3 | 1.1 |
| 普通建設事業費 | 10,706,328 | 21.4 | 8,740,024 | 16.2 | 19,446,352 | 18.7 | 21,549,976 | 20.5 | △ 2,103,624 | △ 9.8 | △ 12.0 |
| うち 補助事業費 | 5,459,415 | 10.9 | 3,006,223 | 5.6 | 8,465,638 | 8.2 | 9,696,578 | 9.2 | △ 1,230,940 | △ 12.7 | △ 13.8 |
| うち 単独事業費 | 4,205,852 | 8.4 | 5,585,822 | 10.4 | 9,791,674 | 9.4 | 10,611,493 | 10.1 | △ 819,819 | △ 7.7 | △ 11.1 |
| 災害復旧事業費 | 416,985 | 0.8 | 183,397 | 0.3 | 600,382 | 0.6 | 543,072 | 0.5 | 57,310 | 10.6 | △ 12.4 |
| 失業対策事業費 | 2,976 | 0.0 | 16,338 | 0.0 | 19,314 | 0.0 | 23,236 | 0.0 | △ 3,922 | △ 16.9 | △ 86.9 |
| 公債費 | 6,694,398 | 13.4 | 6,867,921 | 12.7 | 13,562,319 | 13.1 | 13,402,117 | 12.7 | 160,202 | 1.2 | 3.1 |
| その他 | 4,968,333 | 10.1 | 7,048,028 | 13.1 | 12,016,361 | 11.6 | 11,907,309 | 11.3 | 109,052 | 0.9 | 0.4 |
| **合計** | **49,936,013** | **100.0** | **53,920,242** | **100.0** | **103,856,255** | **100.0** | **105,127,562** | **100.0** | **△ 1,271,307** | **△ 1.2** | **△ 2.3** |

（注）　平成16年度予算額は、合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

# 第127表　地　方　財　政　計　画

その1　歳　入

（単位　億円　%）

| 区分 | 計画額 | | | 構成比 | | | 増減率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 |
| 地方税 | 333,189 | 323,231 | 321,725 | 39.8 | 38.2 | 37.3 | 3.1 | 0.5 | △ 6.1 |
| 普通税 | 302,490 | 292,417 | 290,231 | 36.1 | 34.5 | 33.7 | 3.4 | 0.8 | △ 6.4 |
| 目的税 | 30,699 | 30,814 | 31,494 | 3.7 | 3.6 | 3.7 | △ 0.4 | △ 2.2 | △ 3.4 |
| 地方譲与税 | 18,419 | 11,452 | 6,939 | 2.2 | 1.4 | 0.8 | 60.8 | 65.0 | 11.2 |
| 所得譲与税 | 11,159 | 4,249 | − | 1.3 | 0.5 | − | 162.6 | 皆増 | − |
| 地方道路譲与税 | 3,072 | 3,041 | 3,013 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 1.0 | 0.9 | △ 0.3 |
| 石油ガス譲与税 | 147 | 140 | 140 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5.0 | 0.0 | 0.0 |
| 航空機燃料譲与税 | 161 | 164 | 161 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 1.8 | 1.9 | △ 3.0 |
| 自動車重量譲与税 | 3,767 | 3,746 | 3,523 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.6 | 6.3 | 25.9 |
| 特別とん譲与税 | 113 | 112 | 102 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.9 | 9.8 | △ 8.9 |
| 地方特例交付金 | 15,180 | 11,048 | 10,062 | 1.8 | 1.3 | 1.2 | 37.4 | 9.8 | 11.4 |
| 地方交付税 | 168,979 | 168,861 | 180,693 | 20.2 | 19.9 | 21.0 | 0.1 | △ 6.5 | △ 7.5 |
| 国庫支出金 | 111,967 | 121,238 | 122,600 | 13.4 | 14.3 | 14.2 | △ 7.6 | △ 1.1 | △ 3.6 |
| 義務教育職員給与費負担金 | 21,150 | 25,128 | 27,853 | 2.5 | 3.0 | 3.2 | △ 15.8 | △ 9.8 | △ 8.8 |
| その他普通補助負担金等 | 47,371 | 48,279 | 46,345 | 5.7 | 5.7 | 5.4 | △ 1.9 | 4.2 | 1.0 |
| 生活保護費負担金 | 19,207 | 17,466 | 15,193 | 2.3 | 2.1 | 1.8 | 10.0 | 15.0 | 10.0 |
| 児童保護費等負担金 | 7,155 | 7,014 | 8,312 | 0.9 | 0.8 | 1.0 | 2.0 | △ 15.6 | 1.8 |
| 老人保護費負担金 | − | 567 | 730 | − | 0.1 | 0.1 | 皆減 | △ 22.3 | 0.0 |
| 児童扶養手当給付費負担金 | 3,249 | 3,013 | 2,558 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 7.8 | 17.8 | △ 0.9 |
| 在宅福祉事業費補助金 | 1,069 | 1,143 | 1,118 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | △ 6.5 | 2.2 | △ 2.1 |
| その他の補助負担金等 | 16,691 | 19,076 | 18,434 | 2.0 | 2.3 | 2.1 | △ 12.5 | 3.5 | △ 5.3 |
| 公共事業費補助負担金 | 33,294 | 37,992 | 38,403 | 4.0 | 4.5 | 4.5 | △ 12.4 | △ 1.1 | △ 4.9 |
| 普通建設事業費補助負担金 | 32,957 | 37,578 | 37,981 | 3.9 | 4.4 | 4.4 | △ 12.3 | △ 1.1 | △ 5.1 |
| 災害復旧事業費補助負担金 | 337 | 414 | 422 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 18.6 | △ 1.9 | 16.1 |
| 失業対策事業費負担金 | 54 | 59 | 62 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 8.5 | △ 4.8 | △ 5.4 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 251 | 248 | 240 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.2 | 3.3 | 0.0 |
| 施設等所在市町村調整交付金 | 64 | 64 | 62 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.2 | 0.0 |
| 交通安全対策特別交付金 | 792 | 790 | 822 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | △ 3.9 | 0.7 |
| 電源立地地域対策等交付金 | 1,348 | 1,370 | 1,549 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | △ 1.6 | △ 11.6 | △ 15.4 |
| 特定防衛施設周辺整備調整交付金 | 135 | 135 | 130 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.8 | 0.0 |
| 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金 | 35 | 36 | 36 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 2.8 | 0.0 | △ 8.7 |
| 石油貯蔵施設立地対策等交付金 | 65 | 65 | 65 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 5.8 |
| 地方道路整備臨時交付金 | 7,408 | 7,072 | 7,033 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 4.8 | 0.6 | △ 1.0 |
| 地方債 | 122,619 | 141,448 | 150,718 | 14.6 | 16.7 | 17.5 | △ 13.3 | △ 6.2 | 19.2 |
| 使用料及び手数料 | 16,438 | 16,420 | 16,386 | 2.0 | 1.9 | 1.9 | 0.1 | 0.2 | 1.3 |
| 雑収入 | 50,896 | 52,971 | 52,984 | 6.1 | 6.3 | 6.1 | △ 3.9 | △ 0.0 | 0.9 |
| 歳入合計 | **837,687** | **846,669** | **862,107** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **△ 1.1** | **△ 1.8** | **△ 1.5** |

# 第127表　地　方　財　政　計　画（つづき）

その2　歳　出

（単位　億円・％）

| 区分 | 計画額 | | | 構成比 | | | 増減率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成16年度 | 平成15年度 |
| 給与関係経費 | 227,240 | 229,990 | 234,383 | 27.1 | 27.2 | 27.2 | △ 1.2 | △ 1.9 | △ 1.1 |
| 給与費 | 226,684 | 229,382 | 233,696 | 27.1 | 27.1 | 27.1 | △ 1.2 | △ 1.8 | △ 1.1 |
| 義務教育教職員 | 66,298 | 66,607 | 67,311 | 7.9 | 7.9 | 7.8 | △ 0.5 | △ 1.0 | △ 1.9 |
| 警察関係職員 | 26,346 | 27,149 | 27,254 | 3.1 | 3.2 | 3.2 | △ 3.0 | △ 0.4 | 0.9 |
| 消防職員 | 13,087 | 13,094 | 13,152 | 1.6 | 1.5 | 1.5 | △ 0.1 | △ 0.4 | △ 0.1 |
| 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等 | 120,953 | 122,532 | 125,979 | 14.4 | 14.5 | 14.6 | △ 1.3 | △ 2.7 | △ 1.2 |
| 恩給費 | 556 | 608 | 687 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | △ 8.6 | △ 11.5 | △ 7.7 |
| 一般行政経費 | 231,307 | 218,833 | 210,263 | 27.6 | 25.8 | 24.4 | 5.7 | 4.1 | 1.1 |
| 国庫補助負担金等を伴うもの | 100,538 | 101,183<br>(97,637) | 98,414 | 12.0 | 11.9 | 11.4 | 3.0 | 2.8 | 2.7 |
| 生活保護費 | 25,610 | 23,283 | 20,239 | 3.1 | 2.7 | 2.3 | 10.0 | 15.0 | 10.0 |
| 児童保護費 | 14,313 | 14,061 | 16,656 | 1.7 | 1.7 | 1.9 | 1.8 | △ 15.6 | 1.5 |
| 老人保護費 | － | 1,135 | 1,627 | － | 0.1 | 0.2 | 皆減 | △ 30.2 | 0.5 |
| 老人医療給付費 | 13,985 | 12,813 | 11,407 | 1.7 | 1.5 | 1.3 | 9.1 | 12.3 | 7.7 |
| 介護給付費 | 14,992 | 13,629 | 12,011 | 1.8 | 1.6 | 1.4 | 10.0 | 13.5 | 6.3 |
| 児童扶養手当給付費 | 4,332 | 4,018 | 3,411 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 7.8 | 17.8 | △ 0.9 |
| 在宅福祉事業費 | 2,181 | 2,342 | 2,276 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | △ 6.9 | 2.9 | △ 2.1 |
| その他の一般行政経費 | 25,125 | 29,902<br>(26,356) | 30,787 | 3.0 | 3.5 | 3.6 | △ 4.7 | △ 2.9 | △ 3.1 |
| 国庫補助負担金を伴わないもの（通常分） | 119,737 | 111,475<br>(116,650) | 111,849 | 14.3 | 13.9 | 13.0 | 2.6 | △ 0.3 | △ 0.3 |
| 国庫補助負担金を伴わないもの（平成17年度一般財源化分） | 2,666 | 6,175<br>(－) | － | 0.3 | － | － | 皆増 | 皆増 | － |
| 国民健康保険関係事業費 | 8,366 | －<br>(4,546) | － | 1.0 | － | － | 84.0 | － | － |
| 公債費 | 133,803 | 136,779 | 137,673 | 16.0 | 16.2 | 16.0 | △ 2.2 | △ 0.6 | 2.5 |
| 維持補修費 | 9,817 | 9,987 | 10,068 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | △ 1.7 | △ 0.8 | △ 0.6 |
| 投資的経費 | 196,761 | 213,283 | 232,868 | 23.5 | 25.2 | 27.0 | △ 7.7 | △ 8.4 | △ 5.3 |
| 直轄事業負担金 | 11,351 | 11,473 | 11,808 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | △ 1.1 | △ 2.8 | 3.7 |
| 公共事業費 | 61,605 | 66,995 | 72,138 | 7.4 | 7.9 | 8.3 | △ 8.0 | △ 7.1 | △ 6.3 |
| 普通建設事業費 | 61,153 | 66,419 | 71,552 | 7.3 | 7.8 | 8.2 | △ 7.9 | △ 7.2 | △ 6.4 |
| 災害復旧事業費 | 452 | 576 | 586 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | △ 21.5 | △ 1.7 | 16.2 |
| 失業対策事業費 | 105 | 115 | 122 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | △ 8.7 | △ 5.7 | △ 5.4 |
| 一般事業費 | 70,292 | 80,061 | 96,171 | 8.4 | 9.5 | 11.1 | △ 12.2 | △ 16.8 | △ 5.5 |
| 普通建設事業費 | 69,233 | 79,082 | 95,138 | 8.3 | 9.4 | 11.0 | △ 12.5 | △ 16.9 | △ 5.6 |
| 災害復旧事業費 | 1,059 | 979 | 1,033 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 8.2 | △ 5.2 | 10.6 |
| 特別事業費 | 53,408 | 54,639 | 52,629 | 6.4 | 6.4 | 6.2 | △ 2.3 | 3.8 | △ 5.6 |
| 過疎対策事業費 | 8,450 | 8,605 | 14,607<br>(9,193) | 1.0 | 1.0 | 1.7 | △ 1.8 | △ 6.4 | △ 6.2 |
| 広域市町村圏等振興整備事業費 | － | － | 2,405 | － | － | 0.3 | － | 皆減 | △ 5.5 |
| 地域活性化事業費 | 6,300 | 6,900 | 5,600 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | △ 8.7 | 23.2 | 0.0 |
| 合併特例事業費 | 11,700 | 6,000 | 2,200 | 1.4 | 0.7 | 0.3 | 95.0 | 172.7 | 10.0 |
| 防災対策事業費 | 1,900 | 1,900 | 1,300 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 46.2 | 0.0 |
| 旧地域総合整備事業費（継続事業分） | 2,400 | 7,000 | 8,500 | 0.3 | 0.8 | 1.0 | △ 65.7 | △ 17.6 | △ 10.5 |
| 特別単独事業費 | 14,022 | 15,598 | 17,347 | 1.7 | 1.9 | 2.0 | △ 10.1 | △ 10.1 | △ 6.3 |
| 地域再生事業費 | 8,000 | 8,000 | － | 1.0 | 0.9 | － | 0.0 | 皆増 | － |
| 自然災害防止事業費 | 636 | 636 | 670 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | △ 5.1 | △ 5.6 |
| 公営企業繰出金 | 28,659 | 30,797 | 32,052 | 3.4 | 3.6 | 3.7 | △ 6.9 | △ 3.9 | △ 0.4 |
| 収益勘定繰出金 | 14,585 | 15,974 | 16,826 | 1.7 | 1.9 | 2.0 | △ 8.7 | △ 5.1 | △ 3.6 |
| 資本勘定繰出金 | 14,074 | 14,823 | 15,226 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | △ 5.1 | △ 2.6 | 3.5 |
| 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費 | 10,100 | 7,000 | 4,800 | 1.2 | 0.8 | 0.5 | 44.3 | 45.8 | △ 40.0 |
| **歳出合計** | **837,687** | **846,669** | **862,107** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **△ 1.1** | **△ 1.8** | **△ 1.5** |

（注）　1　平成15年度の過疎対策事業費は、過密過疎対策事業費の額である。なお、平成15年度の（　）書きは、平成16年度との比較対照のため過密過疎対策事業費のうち過疎対策事業費の額のみを掲げたものであり、平成16年度の対前年度増減率は、平成15年度の（　）書きと比較している。

2　平成16年度の「国庫補助負担金を伴わないもの（平成17年度一般財源化分）」には、「国庫補助負担金を伴わないもの（平成16年度一般財源化分）」の額を記載している。

また、平成16年度の「国庫補助負担金等を伴うもの」、「国庫補助負担金を伴わないもの（通常分）」、「国庫補助負担金を伴わないもの（平成17年度一般財源化分）」及び「国民健康保険関係事業費」の（　）書きは、平成17年度との比較対照のため組替えを行った額であり、平成17年度の対前年度増減率は、平成16年度の（　）書きと比較している。

# 第128表　地　方　交　付　税　の　状　況

## その１　算定基礎

（単位　百万円）

| 区分 | | 平成17年度 | 平成16年度 当初 | 平成16年度 補正 | 平成16年度 補正後 | 平成15年度 当初 | 平成15年度 補正 | 平成15年度 補正後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国税 | 所得税 (a) | 13,164,000 | 13,778,000 | 315,000 | 14,093,000 | 13,810,000 | － | 13,810,000 |
| | 法人税 (b) | 11,513,000 | 9,407,000 | 1,589,000 | 10,996,000 | 9,114,000 | － | 9,114,000 |
| | 酒税 (c) | 1,625,000 | 1,588,000 | 69,000 | 1,657,000 | 1,733,000 | － | 1,733,000 |
| | 消費税 (d) | 10,164,000 | 9,563,000 | 129,000 | 9,692,000 | 9,489,000 | － | 9,489,000 |
| | たばこ税 (e) | 862,000 | 898,000 | － | 898,000 | 917,000 | － | 917,000 |
| 地方交付税 | ((a)+(c)) × 32% (A) | 4,732,480 | 4,917,120 | 122,880 | 5,040,000 | 4,973,760 | － | 4,973,760 |
| | (b) × 35.8% (B) | 4,121,654 | 3,367,706 | 568,862 | 3,936,568 | 3,262,812 | － | 3,262,812 |
| | (d) × 29.5% (C) | 2,998,380 | 2,821,085 | 38,055 | 2,859,140 | 2,799,255 | － | 2,799,255 |
| | (e) × 25% (D) | 215,500 | 224,500 | － | 224,500 | 229,250 | － | 229,250 |
| | 小計(A)+(B)+(C)+(D) (E) | 12,068,014 | 11,330,411 | 729,797 | 12,060,208 | 11,265,077 | 0 | 11,265,077 |
| | 当該年度国税決算に伴う精算分 (F) | － | △ 87,361 | － | △ 87,361 | △ 563,945 | － | △ 563,945 |
| | 過年度精算分 (G) | △ 87,000 | △ 87,000 | 438,846 | 351,846 | △ 87,000 | － | △ 87,000 |
| | 地方交付税法附則第４条の２第２項、第３項及び第４項に基づく加算額 (H) | 229,500 | 220,400 | － | 220,400 | 210,800 | － | 210,800 |
| | 地方交付税法附則第４条の２第５項、第６項及び第７項に基づく加算額 (I) | － | － | － | － | － | － | － |
| | 地方交付税法附則第４条の２第８項に基づく加算額 (J) | 196,300 | 124,600 | － | 124,600 | 3,700 | － | 3,700 |
| | 臨時財政対策特例加算額 (K) | 2,164,100 | 3,887,600 | － | 3,887,600 | 5,541,600 | － | 5,541,600 |
| | 配当所得課税関係特例加算額 (L) | － | － | － | － | 22,400 | － | 22,400 |
| | 計 (E)+(F)+(G)+(H)+(I)+(J)+(K)+(L) (M) | 14,570,914 | 15,388,650 | 1,168,643 | 16,557,293 | 16,392,632 | 0 | 16,392,632 |
| | 返還金 (N) | 188 | 61 | － | 61 | 10 | － | 10 |
| | 特別会計借入金 (O) | 1,591,071 | 1,775,497 | － | 1,775,497 | 1,951,528 | － | 1,951,528 |
| | 借入金償還額 (P) | △ 79,875 | △ 79,875 | － | △ 79,875 | △ 79,875 | － | △ 79,875 |
| | 借入金等利子充当分 (Q) | △ 659,100 | △ 638,200 | － | △ 638,200 | △ 615,000 | － | △ 615,000 |
| | 剰余金の活用 (R) | 440,000 | 440,000 | － | 440,000 | 420,000 | － | 420,000 |
| | 前年度からの繰越分 (S) | 1,034,667 | － | － | － | － | － | － |
| | 翌年度への繰越分 | － | － | △ 1,034,667 | △ 1,034,667 | － | － | － |
| | 合計 (M)+(N)+(O)+(P)+(Q)+(R)+(S) (T) | 16,897,865 | 16,886,133 | 133,976 | 17,020,109 | 18,069,295 | 0 | 18,069,295 |

## その２　普通交付税算定状況（平成16年度）

（単位　百万円・％）

| 区分 | 基準財政需要額 財源不足団体 | 基準財政需要額 財源超過団体 | 基準財政需要額 計 | 基準財政収入額 財源不足団体 | 基準財政収入額 財源超過団体 | 基準財政収入額 計 | 財源超過額 | 財源不足額 | 普通交付税 交付額 | 普通交付税 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 17,251,331 | 1,471,898 | 18,723,228 | 8,104,029 | 1,621,357 | 9,725,386 | 149,460 | 9,147,302 | 9,116,574 | 57.4 |
| 市町村 | 18,600,505 | 3,196,714 | 21,797,218 | 11,811,041 | 4,143,133 | 15,954,173 | 946,419 | 6,789,464 | 6,756,334 | 42.6 |
| 大都市 | 3,565,061 | 1,562,666 | 5,127,727 | 2,922,349 | 2,205,504 | 5,127,853 | 642,838 | 642,711 | 636,361 | 4.0 |
| 中核市 | 2,117,173 | 221,676 | 2,338,849 | 1,641,751 | 264,640 | 1,906,391 | 42,965 | 475,422 | 471,651 | 3.0 |
| 特例市 | 1,199,613 | 280,428 | 1,480,041 | 959,594 | 307,736 | 1,267,330 | 27,308 | 240,019 | 237,883 | 1.5 |
| 都市 | 6,112,717 | 947,319 | 7,060,036 | 4,038,265 | 1,117,934 | 5,156,199 | 170,615 | 2,074,452 | 2,063,564 | 13.0 |
| 町村 | 5,605,940 | 184,626 | 5,790,566 | 2,249,081 | 247,319 | 2,496,400 | 62,693 | 3,356,859 | 3,346,875 | 21.1 |
| **合計** | **35,851,835** | **4,668,611** | **40,520,447** | **19,915,069** | **5,764,490** | **25,679,559** | **1,095,878** | **15,936,766** | **15,872,908** | **100.0** |

（注）　1　本表の額は、当初算定の数値である。
　　2　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

# 第129表　地　　方　　債　　計　　画

（単位　億円）

| 区　　分 | 平成17年度当初計画 | 平成16年度当初計画 | 区　　分 | 平成15年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 当初計画 | 改定計画 | 改定後計画 |
| 一般会計債 | 83,108 | 89,397 | 一般会計債 | 82,947 | － | 82,947 |
| 一般公共事業 | 20,594 | 21,066 | 一般公共事業 | 22,346 | － | 22,346 |
| 公営住宅建設事業 | 1,832 | 2,286 | 公営住宅建設事業 | 2,509 | － | 2,509 |
| 災害復旧事業 | 536 | 285 | 災害復旧事業 | 303 | － | 303 |
| 義務教育施設整備事業 | 2,125 | 2,112 | 義務教育施設整備事業 | 2,237 | － | 2,237 |
| 社会福祉施設整備事業 | 436 | 520 | 社会福祉施設整備事業 | 565 | － | 565 |
| 一般廃棄物処理事業 | 2,469 | 3,667 | 一般廃棄物処理事業 | 4,505 | － | 4,505 |
| 一般単独事業 | 50,457 | 54,987 | 一般単独事業 | 45,775 | － | 45,775 |
| 辺地及び過疎対策事業 | 3,456 | 3,525 | 辺地及び過疎対策事業 | 3,750 | － | 3,750 |
| 首都圏等整備事業 | 233 | 249 | 首都圏等整備事業 | 257 | － | 257 |
| 公共用地先行取得等事業 | 970 | 700 | 公共用地先行取得等事業 | 700 | － | 700 |
| 調整 | － | － | 調整 | － | － | － |
| 公営企業債 | 32,170 | 34,044 | 公営企業債 | 35,146 | － | 35,146 |
| 水道事業 | 5,476 | 5,733 | 水道事業 | 6,013 | － | 6,013 |
| 工業用水道事業 | 263 | 296 | 工業用水道事業 | 259 | － | 259 |
| 都市高速鉄道事業 | 3,534 | 3,738 | 都市高速鉄道事業 | 3,592 | － | 3,592 |
| 一般交通事業 | 224 | 283 | 一般交通事業 | 191 | － | 191 |
| 電気事業・ガス事業 | 77 | 103 | 電気事業・ガス事業 | 129 | － | 129 |
| 港湾整備事業 | 418 | 604 | 港湾整備事業 | 734 | － | 734 |
| 病院事業 | 3,115 | 3,656 | 病院事業 | 3,731 | － | 3,731 |
| 介護サービス施設整備事業 | 129 | 213 | 介護サービス施設整備事業 | 190 | － | 190 |
| 市場事業・と畜場事業 | 323 | 198 | 市場事業　と畜場事業 | 244 | － | 244 |
| 地域開発事業 | 2,444 | 3,667 | 地域開発事業 | 3,716 | － | 3,716 |
| 下水道事業 | 15,961 | 15,298 | 下水道事業 | 16,046 | － | 16,046 |
| 有料道路事業・駐車場整備事業 | 31 | 29 | 有料道路事業・駐車場整備事業 | 61 | － | 61 |
| 観光その他事業 | 175 | 226 | 観光その他事業 | 240 | － | 240 |
| 公有林整備事業　草地開発事業 | (213) | (219) | 公有林整備事業・草地開発事業 | (229) | － | (229) |
| | **(213)** | **(219)** | | **(229)** | － | **(229)** |
| 合計 | **115,278** | **123,441** | 合計 | **118,093** | － | **118,093** |
| 公営企業借換債 | 2,000 | 1,100 | 公営企業借換債 | 700 | － | 700 |
| 特別転貸債 | 274 | 378 | 特別転貸債 | 412 | － | 412 |
| 減税補てん債 | 5,583 | 8,019 | 減税補てん債 | 6,944 | － | 6,944 |
| 臨時財政対策債 | 32,231 | 41,905 | 臨時財政対策債 | 58,696 | － | 58,696 |
| | **(213)** | **(219)** | | **(229)** | － | **(229)** |
| 総計 | **155,366** | **174,843** | 総計 | **184,845** | － | **184,845** |
| 政府資金 | 47,200 | 56,000 | 政府資金 | 76,900 | － | 76,900 |
| | (213) | (219) | | (229) | － | (229) |
| 民間等資金 | 108,166 | 118,843 | 民間等資金 | 107,945 | － | 107,945 |

（注）　1　上水道事業及び簡易水道事業は、水道事業に統合している。

2　公有林整備事業・草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫からの委託を受けて融資するものであって外書きである。

# 第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その１　国内総生産等

（単位　億円・％）

| 区　　分 | 平　成<br>6年度 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国内総生産（名目） | 4,912,675 | 4,999,842 | 5,142,272 | 5,205,353 | 5,125,025 | 5,080,052 | 5,131,702 | 5,009,676 | 4,972,031 | 5,012,535 |
| 国民所得(要素費用表示) | 3,740,683 | 3,742,477 | 3,867,623 | 3,904,060 | 3,785,535 | 3,726,934 | 3,783,922 | 3,675,604 | 3,613,927 | 3,678,298 |
| 公　的　支　出 | 1,099,619 | 1,158,232 | 1,171,034 | 1,163,889 | 1,177,112 | 1,191,027 | 1,193,928 | 1,189,864 | 1,175,390 | 1,151,640 |
| うち地方の公的支出 | 677,041 | 706,412 | 709,785 | 702,651 | 708,428 | 702,773 | 673,749 | 660,778 | 645,435 | 620,862 |
| 総固定資本形成のうち民間分 | 984,749 | 977,558 | 1,063,692 | 1,064,953 | 978,706 | 960,223 | 1,009,783 | 944,466 | 892,998 | 930,098 |
| うち企業設備 | 726,870 | 735,704 | 786,318 | 837,275 | 780,425 | 755,912 | 806,683 | 759,503 | 714,123 | 752,006 |
| 鉱工業生産指数<br>(平12＝100、暦年) | 92.6 | 95.6 | 97.8 | 101.3 | 94.4 | 94.6 | 100.0 | 93.2 | 92.0 | 95.0 |
| 消費者物価指数<br>(平12＝100、暦年、全国分) | 98.6 | 98.5 | 98.6 | 100.4 | 101.0 | 100.7 | 100.0 | 99.3 | 98.4 | 98.1 |

| 区　　分 | 増減率 | | | | | | | | | 指数 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 国内総生産（名目） | 1.8 | 2.8 | 1.2 | △ 1.5 | △ 0.9 | 1.0 | △ 2.4 | △ 0.8 | 0.8 | 100 | 102 | 105 | 106 | 104 | 103 | 104 | 102 | 101 | 102 |
| 国民所得(要素費用表示) | 0.0 | 3.3 | 0.9 | △ 3.0 | △ 1.5 | 1.5 | △ 2.9 | △ 1.7 | 1.8 | 100 | 100 | 103 | 104 | 101 | 100 | 101 | 98 | 97 | 98 |
| 公　的　支　出 | 5.3 | 1.1 | △ 0.6 | 1.1 | 1.2 | 0.2 | △ 0.3 | △ 1.2 | △ 2.0 | 100 | 105 | 106 | 106 | 107 | 108 | 109 | 108 | 107 | 105 |
| うち地方の公的支出 | 4.3 | 0.5 | △ 1.0 | 0.8 | △ 0.8 | △ 4.1 | △ 1.9 | △ 2.3 | △ 3.8 | 100 | 104 | 105 | 104 | 105 | 104 | 100 | 98 | 95 | 92 |
| 総固定資本形成のうち民間分 | △ 0.7 | 8.8 | 0.1 | △ 8.1 | △ 1.9 | 5.2 | △ 6.5 | △ 5.4 | 4.2 | 100 | 99 | 108 | 108 | 99 | 98 | 103 | 96 | 91 | 94 |
| うち企業設備 | 1.2 | 6.9 | 6.5 | △ 6.8 | △ 3.1 | 6.7 | △ 5.8 | △ 6.0 | 5.3 | 100 | 101 | 108 | 115 | 107 | 104 | 111 | 104 | 98 | 103 |

（注）　1　鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（93SNA、平成12年基準）による。

2　公的支出＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的企業在庫品増加

# 第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その２　予算及び地方財政計画等（当初）　　（単位　百万円・％）

| 区　分 | 平成5年度 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国の一般会計 | 72,354,824 | 73,081,669 | 70,987,120 | 75,104,924 | 77,390,004 | 77,669,179 | 81,860,122 | 84,987,053 | 82,652,379 | 81,229,993 | 81,789,078 |
| 財政投融資計画 | 45,770,600 | 47,858,200 | 48,190,100 | 49,124,700 | 51,357,100 | 49,959,200 | 52,899,200 | 44,495,500 | 32,547,200 | 26,792,000 | 23,411,500 |
| 地方財政計画 | 76,415,200 | 80,928,100 | 82,509,300 | 85,284,800 | 87,059,600 | 87,096,400 | 88,531,600 | 88,930,000 | 89,307,100 | 87,566,600 | 86,210,700 |
| うち 給与費 | 21,755,500 | 22,191,100 | 22,567,600 | 22,763,200 | 23,103,900 | 23,313,700 | 23,597,200 | 23,578,300 | 23,571,400 | 23,625,400 | 23,369,600 |
| うち 投資的経費 | 26,791,800 | 29,072,300 | 30,362,000 | 31,065,200 | 31,069,200 | 29,218,300 | 29,478,800 | 28,418,700 | 27,170,500 | 24,598,500 | 23,286,800 |
| うち うち普通建設事業費 | 26,644,200 | 28,884,100 | 30,174,600 | 30,862,500 | 30,890,700 | 29,048,800 | 29,315,900 | 28,243,200 | 26,984,000 | 24,436,500 | 23,107,700 |
| 地方債計画 | (18,400)<br>10,358,500 | (18,800)<br>14,734,000 | (17,500)<br>16,033,200 | (17,400)<br>18,110,300 | (17,700)<br>17,365,900 | (17,400)<br>16,094,000 | (17,400)<br>16,397,000 | (40,400)<br>16,310,600 | (40,400)<br>16,499,800 | (26,800)<br>16,523,900 | (22,900)<br>18,484,500 |

（注）　（ ）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書きである。

| 区　分 | 増減率 | | | | | | | | | | | 指数 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 国の一般会計 | 0.2 | 1.0 | △ 2.9 | 5.8 | 3.0 | 0.4 | 5.4 | 3.8 | △ 2.7 | △ 1.7 | 0.7 | 100 | 101 | 98 | 104 | 107 | 107 | 113 | 117 | 114 | 112 | 113 |
| 財政投融資計画 | 12.2 | 4.6 | 0.7 | 1.9 | 4.5 | △ 2.7 | 5.9 | △15.9 | △26.9 | △17.7 | △12.6 | 100 | 105 | 105 | 107 | 112 | 109 | 116 | 97 | 71 | 59 | 51 |
| 地方財政計画 | 2.8 | 5.9 | 2.0 | 3.4 | 2.1 | 0.0 | 1.6 | 0.5 | 0.4 | △ 1.9 | △ 1.5 | 100 | 106 | 108 | 112 | 114 | 114 | 116 | 116 | 117 | 115 | 113 |
| うち 給与費 | 4.6 | 2.0 | 1.7 | 0.9 | 1.5 | 0.9 | 1.2 | △ 0.1 | △ 0.0 | 0.2 | △ 1.1 | 100 | 102 | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 | 108 | 108 | 109 | 107 |
| うち 投資的経費 | 9.5 | 8.5 | 4.4 | 2.3 | 0.0 | △ 6.0 | 0.9 | △ 3.6 | △ 4.4 | △ 9.5 | △ 5.3 | 100 | 109 | 113 | 116 | 116 | 109 | 110 | 106 | 101 | 92 | 87 |
| うち うち普通建設事業費 | 9.6 | 8.4 | 4.5 | 2.3 | 0.1 | △ 6.0 | 0.9 | △ 3.7 | △ 4.5 | △ 9.4 | △ 5.4 | 100 | 108 | 113 | 116 | 116 | 109 | 110 | 106 | 101 | 92 | 87 |
| 地方債計画 | 18.4 | 42.2 | 8.8 | 13.0 | △ 4.1 | △ 7.3 | 1.9 | △ 0.5 | 1.2 | 0.1 | 11.9 | 100 | 142 | 155 | 175 | 168 | 155 | 158 | 157 | 159 | 160 | 178 |

# 第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3　決算額（総括）

（単位　百万円・％）

| 区分 | 平成5年度 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国の一般会計歳入 | 75,169,012 | 74,074,943 | 80,557,216 | 81,809,039 | 80,170,473 | 89,782,694 | 94,376,336 | 93,361,027 | 86,903,039 | 87,289,022 | 85,622,807 |
| 国税 | 57,114,195 | 54,000,691 | 54,962,991 | 55,226,063 | 55,600,734 | 51,197,738 | 49,213,861 | 52,720,869 | 49,968,445 | 45,844,234 | 45,369,370 |
| うち法人税 | 12,137,889 | 12,363,141 | 13,735,405 | 14,483,327 | 13,475,426 | 11,423,194 | 10,795,085 | 11,747,194 | 10,257,791 | 9,523,438 | 10,115,194 |
| 国の一般会計歳出 | 72,540,326 | 71,349,541 | 75,938,516 | 78,847,867 | 78,470,310 | 84,391,798 | 89,037,431 | 89,321,050 | 84,811,129 | 83,674,290 | 82,415,971 |
| 普通会計歳入 | 95,314,172 | 95,994,493 | 101,315,603 | 101,350,538 | 99,887,786 | 102,868,902 | 104,006,504 | 100,275,101 | 100,004,082 | 97,170,222 | 94,887,025 |
| 一般財源 | 51,048,812 | 49,976,026 | 51,767,191 | 53,979,792 | 54,363,598 | 54,566,259 | 57,139,120 | 58,857,045 | 57,424,333 | 54,461,192 | 52,435,236 |
| 地方税 | 33,591,323 | 32,539,076 | 33,674,977 | 35,093,735 | 36,155,510 | 35,922,183 | 35,026,119 | 35,546,434 | 35,548,783 | 33,378,518 | 32,665,727 |
| 普通会計歳出 | 93,076,359 | 93,817,836 | 98,944,511 | 99,026,140 | 97,673,772 | 100,197,545 | 101,629,110 | 97,616,360 | 97,431,688 | 94,839,418 | 92,581,841 |
| 義務的経費 | 37,060,903 | 38,569,892 | 39,966,035 | 41,644,584 | 43,356,860 | 44,452,997 | 45,716,242 | 45,319,988 | 46,133,675 | 46,173,123 | 46,122,062 |
| 人件費 | 24,643,075 | 25,273,117 | 25,828,256 | 26,420,752 | 26,928,685 | 27,045,079 | 27,047,484 | 26,877,474 | 26,838,319 | 26,394,220 | 25,932,276 |
| 投資的経費 | 31,431,677 | 30,002,655 | 32,127,479 | 30,713,369 | 28,253,612 | 28,855,571 | 26,814,817 | 24,433,530 | 22,972,793 | 21,187,981 | 18,570,791 |
| 普通建設事業費 | 30,706,139 | 29,317,050 | 31,113,140 | 29,906,660 | 27,749,225 | 28,287,444 | 26,111,902 | 23,901,749 | 22,531,237 | 20,824,161 | 18,250,343 |
| 国と地方の歳出純計 | 139,856,161 | 141,441,060 | 150,760,763 | 151,405,300 | 148,747,481 | 156,383,071 | 163,241,056 | 159,031,054 | 153,304,002 | 150,852,091 | 147,151,585 |
| 租税総額 | 90,705,518 | 86,539,767 | 88,637,967 | 90,319,798 | 91,756,243 | 87,119,922 | 84,239,980 | 88,267,303 | 85,517,229 | 79,222,752 | 78,035,098 |

| 区分 | 増減率 | | | | | | | | | | | 指数 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 国の一般会計歳入 | 5.2 | △ 1.5 | 8.8 | 1.6 | △ 2.0 | 12.0 | 5.1 | △ 1.1 | △ 6.9 | 0.4 | △ 1.9 | 100 | 99 | 107 | 109 | 107 | 119 | 126 | 124 | 116 | 116 | 114 |
| 国税 | △ 0.5 | △ 5.5 | 1.8 | 0.5 | 0.7 | △ 7.9 | △ 3.9 | 7.1 | △ 5.2 | △ 8.3 | △ 1.0 | 100 | 95 | 96 | 97 | 97 | 90 | 86 | 92 | 87 | 80 | 79 |
| うち法人税 | △11.5 | 1.9 | 11.1 | 5.4 | △ 7.0 | △15.2 | △ 5.5 | 8.8 | △12.7 | △ 7.2 | 6.2 | 100 | 102 | 113 | 119 | 111 | 94 | 89 | 97 | 85 | 78 | 83 |
| 国の一般会計歳出 | 2.9 | △ 1.6 | 6.4 | 3.8 | △ 0.5 | 7.5 | 5.5 | 0.3 | △ 5.0 | △ 1.3 | △ 1.5 | 100 | 98 | 105 | 109 | 108 | 116 | 123 | 123 | 117 | 115 | 114 |
| 普通会計歳入 | 4.3 | 0.7 | 5.5 | 0.0 | △ 1.4 | 3.0 | 1.1 | △ 3.6 | △ 0.3 | △ 2.8 | △ 2.3 | 100 | 101 | 106 | 106 | 105 | 108 | 109 | 105 | 105 | 102 | 100 |
| 一般財源 | △ 2.1 | △ 2.1 | 3.6 | 4.3 | 0.7 | 0.4 | 4.7 | 3.0 | △ 2.4 | △ 5.2 | △ 3.7 | 100 | 98 | 101 | 106 | 106 | 107 | 112 | 115 | 112 | 107 | 103 |
| 地方税 | △ 2.8 | △ 3.1 | 3.5 | 4.2 | 3.0 | △ 0.6 | △ 2.5 | 1.5 | 0.0 | △ 6.1 | △ 2.1 | 100 | 97 | 100 | 104 | 108 | 107 | 104 | 106 | 106 | 99 | 97 |
| 普通会計歳出 | 3.9 | 0.8 | 5.5 | 0.1 | △ 1.4 | 2.6 | 1.4 | △ 3.9 | △ 0.2 | △ 2.7 | △ 2.4 | 100 | 101 | 106 | 106 | 105 | 108 | 109 | 105 | 105 | 102 | 99 |
| 義務的経費 | 3.2 | 4.1 | 3.6 | 4.2 | 4.1 | 2.5 | 2.8 | △ 0.9 | 1.8 | 0.1 | △ 0.1 | 100 | 104 | 108 | 112 | 117 | 120 | 123 | 122 | 124 | 125 | 124 |
| 人件費 | 2.2 | 2.6 | 2.2 | 2.3 | 1.9 | 0.4 | 0.0 | △ 0.6 | △ 0.1 | △ 1.7 | △ 1.8 | 100 | 103 | 105 | 107 | 109 | 110 | 110 | 109 | 109 | 107 | 105 |
| 投資的経費 | 7.7 | △ 4.5 | 7.1 | △ 4.4 | △ 8.0 | 2.1 | △ 7.1 | △ 8.9 | △ 6.0 | △ 7.8 | △12.4 | 100 | 95 | 102 | 98 | 90 | 92 | 85 | 78 | 73 | 67 | 59 |
| 普通建設事業費 | 7.5 | △ 4.5 | 6.1 | △ 3.9 | △ 7.2 | 1.9 | △ 7.7 | △ 8.5 | △ 5.7 | △ 7.6 | △12.4 | 100 | 95 | 101 | 97 | 90 | 92 | 85 | 78 | 73 | 68 | 59 |
| 国と地方の歳出純計 | 3.7 | 1.1 | 6.6 | 0.4 | △ 1.8 | 5.1 | 4.4 | △ 2.6 | △ 3.6 | △ 1.6 | △ 2.5 | 100 | 101 | 108 | 108 | 106 | 112 | 117 | 114 | 110 | 108 | 105 |
| 租税総額 | △ 1.4 | △ 4.6 | 2.4 | 1.9 | 1.6 | △ 5.1 | △ 3.3 | 4.8 | △ 3.1 | △ 7.4 | △ 1.5 | 100 | 95 | 98 | 100 | 101 | 96 | 93 | 97 | 94 | 87 | 86 |

（注）　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入である。

# 第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その４　決 算 額（都道府県、市町村）　　（単位　百万円・％）

| 区分 | | 平成5年度 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 歳入 | 50,098,365 | 50,933,708 | 53,730,220 | 53,656,094 | 52,887,509 | 55,503,347 | 55,079,188 | 54,414,878 | 53,962,473 | 51,464,203 | 49,811,034 |
| | 一般財源 | 24,684,673 | 24,368,581 | 25,035,722 | 26,367,037 | 26,044,157 | 26,638,816 | 27,838,145 | 29,623,015 | 28,849,588 | 26,750,181 | 25,929,932 |
| | 地方税 | 15,615,902 | 15,352,496 | 15,728,741 | 16,608,265 | 16,872,602 | 17,237,391 | 16,432,987 | 17,456,122 | 17,406,306 | 15,556,230 | 15,425,989 |
| | うち法人事業税 | 4,567,957 | 4,202,890 | 4,235,170 | 5,084,013 | 4,829,477 | 4,211,333 | 3,703,668 | 3,918,008 | 4,101,813 | 3,452,746 | 3,629,295 |
| | 歳出 | 49,258,036 | 50,144,684 | 52,823,467 | 52,767,578 | 52,050,707 | 54,627,111 | 54,191,185 | 53,399,328 | 52,922,242 | 50,503,923 | 48,917,026 |
| | 義務的経費 | 19,134,677 | 19,823,873 | 20,329,050 | 21,217,007 | 22,011,572 | 22,386,796 | 22,905,747 | 23,394,753 | 23,731,988 | 23,597,187 | 23,042,441 |
| | 人件費 | 14,650,502 | 14,969,662 | 15,265,378 | 15,639,483 | 15,920,833 | 15,934,432 | 15,895,545 | 15,791,464 | 15,797,848 | 15,629,637 | 15,344,347 |
| | 投資的経費 | 16,819,455 | 16,378,358 | 18,024,293 | 17,211,300 | 16,045,218 | 16,833,434 | 15,687,533 | 14,082,904 | 13,004,846 | 11,985,291 | 10,603,526 |
| | 普通建設事業費 | 16,364,674 | 15,940,519 | 17,524,475 | 16,804,335 | 15,732,167 | 16,463,065 | 15,226,366 | 13,736,243 | 12,724,095 | 11,750,675 | 10,398,069 |
| 市町村 | 歳入 | 50,468,639 | 50,575,245 | 53,365,389 | 53,334,479 | 52,785,429 | 54,175,770 | 55,507,450 | 52,804,183 | 52,938,099 | 51,796,561 | 51,195,752 |
| | 一般財源 | 27,399,384 | 26,813,528 | 27,849,167 | 28,538,802 | 29,459,566 | 29,971,648 | 31,234,617 | 31,653,845 | 30,983,176 | 29,450,753 | 28,333,778 |
| | 地方税 | 17,975,421 | 17,186,580 | 17,946,236 | 18,485,470 | 19,282,908 | 18,684,792 | 18,593,132 | 18,090,312 | 18,142,477 | 17,822,288 | 17,239,738 |
| | 歳出 | 49,071,154 | 49,187,612 | 51,901,049 | 51,898,597 | 51,408,217 | 52,380,648 | 54,018,059 | 51,160,992 | 51,405,936 | 50,426,038 | 49,784,576 |
| | 義務的経費 | 18,019,841 | 18,846,250 | 19,742,452 | 20,536,233 | 21,461,358 | 22,194,428 | 22,930,210 | 22,054,002 | 22,517,989 | 22,680,070 | 23,177,763 |
| | 人件費 | 9,992,573 | 10,303,455 | 10,562,878 | 10,781,268 | 11,007,852 | 11,110,647 | 11,151,939 | 11,086,010 | 11,040,471 | 10,764,582 | 10,587,929 |
| | 投資的経費 | 16,362,392 | 15,430,168 | 15,972,945 | 15,371,938 | 13,945,699 | 13,792,006 | 12,811,833 | 11,753,585 | 11,242,859 | 10,367,383 | 8,983,260 |
| | 普通建設事業費 | 16,010,265 | 15,074,192 | 15,380,470 | 14,914,744 | 13,689,969 | 13,509,750 | 12,455,628 | 11,505,621 | 11,048,447 | 10,209,150 | 8,837,387 |

| 区分 | | 増減率 | | | | | | | | | | | 指数 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 都道府県 | 歳入 | 4.4 | 1.7 | 5.5 | △ 0.1 | △ 1.4 | 4.9 | △ 0.8 | △ 1.2 | △ 0.8 | △ 4.6 | △ 3.2 | 100 | 102 | 107 | 107 | 106 | 111 | 110 | 109 | 108 | 103 | 99 |
| | 一般財源 | △ 4.1 | △ 1.3 | 2.7 | 5.3 | △ 1.2 | 2.3 | 4.5 | 6.4 | △ 2.6 | △ 7.3 | △ 3.1 | 100 | 99 | 101 | 107 | 106 | 108 | 113 | 120 | 117 | 108 | 105 |
| | 地方税 | △ 6.1 | △ 1.7 | 2.5 | 5.6 | 1.6 | 2.2 | △ 4.7 | 6.2 | △ 0.3 | △10.6 | △ 0.8 | 100 | 98 | 101 | 106 | 108 | 110 | 105 | 112 | 111 | 100 | 99 |
| | うち法人事業税 | △15.5 | △ 8.0 | 0.8 | 20.0 | △ 5.0 | △12.8 | △12.1 | 5.8 | 4.7 | △15.8 | 5.1 | 100 | 92 | 93 | 111 | 106 | 92 | 81 | 86 | 90 | 76 | 79 |
| | 歳出 | 3.8 | 1.8 | 5.3 | △ 0.1 | △ 1.4 | 4.9 | △ 0.8 | △ 1.5 | △ 0.9 | △ 4.6 | △ 3.1 | 100 | 102 | 107 | 107 | 106 | 111 | 110 | 108 | 107 | 103 | 99 |
| | 義務的経費 | 0.8 | 3.6 | 2.5 | 4.4 | 3.7 | 1.7 | 2.3 | 2.1 | 1.4 | △ 0.6 | △ 2.4 | 100 | 104 | 106 | 111 | 115 | 117 | 120 | 122 | 124 | 123 | 120 |
| | 人件費 | 1.1 | 2.2 | 2.0 | 2.5 | 1.8 | 0.1 | △ 0.2 | △ 0.7 | 0.0 | △ 1.1 | △ 1.8 | 100 | 102 | 104 | 107 | 109 | 109 | 108 | 108 | 108 | 107 | 105 |
| | 投資的経費 | 10.8 | △ 2.6 | 10.0 | △ 4.5 | △ 6.8 | 4.9 | △ 6.8 | △10.2 | △ 7.7 | △ 7.8 | △11.5 | 100 | 97 | 107 | 102 | 95 | 100 | 93 | 84 | 77 | 71 | 63 |
| | 普通建設事業費 | 10.7 | △ 2.6 | 9.9 | △ 4.1 | △ 6.4 | 4.6 | △ 7.5 | △ 9.8 | △ 7.4 | △ 7.7 | △11.5 | 100 | 97 | 107 | 103 | 96 | 101 | 93 | 84 | 78 | 72 | 64 |
| 市町村 | 歳入 | 4.7 | 0.2 | 5.5 | △ 0.1 | △ 1.0 | 2.6 | 2.5 | △ 4.9 | 0.3 | △ 2.2 | △ 1.2 | 100 | 100 | 106 | 106 | 105 | 107 | 110 | 105 | 105 | 103 | 101 |
| | 一般財源 | 0.2 | △ 2.1 | 3.9 | 2.5 | 3.2 | 1.7 | 4.2 | 1.3 | △ 2.1 | △ 4.9 | △ 3.8 | 100 | 98 | 102 | 104 | 108 | 109 | 114 | 116 | 113 | 107 | 103 |
| | 地方税 | 0.2 | △ 4.4 | 4.4 | 3.0 | 4.3 | △ 3.1 | △ 0.5 | △ 2.7 | 0.3 | △ 1.8 | △ 3.3 | 100 | 96 | 100 | 103 | 107 | 104 | 103 | 101 | 101 | 99 | 96 |
| | 歳出 | 4.7 | 0.2 | 5.5 | △ 0.0 | △ 0.9 | 1.9 | 3.1 | △ 5.3 | 0.5 | △ 1.9 | △ 1.3 | 100 | 100 | 106 | 106 | 105 | 107 | 110 | 104 | 105 | 103 | 101 |
| | 義務的経費 | 6.0 | 4.6 | 4.8 | 4.0 | 4.5 | 3.4 | 3.3 | △ 3.8 | 2.1 | 0.7 | 2.2 | 100 | 105 | 110 | 114 | 119 | 123 | 127 | 122 | 125 | 126 | 129 |
| | 人件費 | 3.9 | 3.1 | 2.5 | 2.1 | 2.1 | 0.9 | 0.4 | △ 0.6 | △ 0.4 | △ 2.5 | △ 1.6 | 100 | 103 | 106 | 108 | 110 | 111 | 112 | 111 | 110 | 108 | 106 |
| | 投資的経費 | 5.8 | △ 5.7 | 3.5 | △ 3.8 | △ 9.3 | △ 1.1 | △ 7.1 | △ 8.3 | △ 4.3 | △ 7.8 | △13.4 | 100 | 94 | 98 | 94 | 85 | 84 | 78 | 72 | 69 | 63 | 55 |
| | 普通建設事業費 | 5.3 | △ 5.8 | 2.0 | △ 3.0 | △ 8.2 | △ 1.3 | △ 7.8 | △ 7.6 | △ 4.0 | △ 7.6 | △13.4 | 100 | 94 | 96 | 93 | 86 | 84 | 78 | 72 | 69 | 64 | 55 |

# 市町村合併の進捗状況

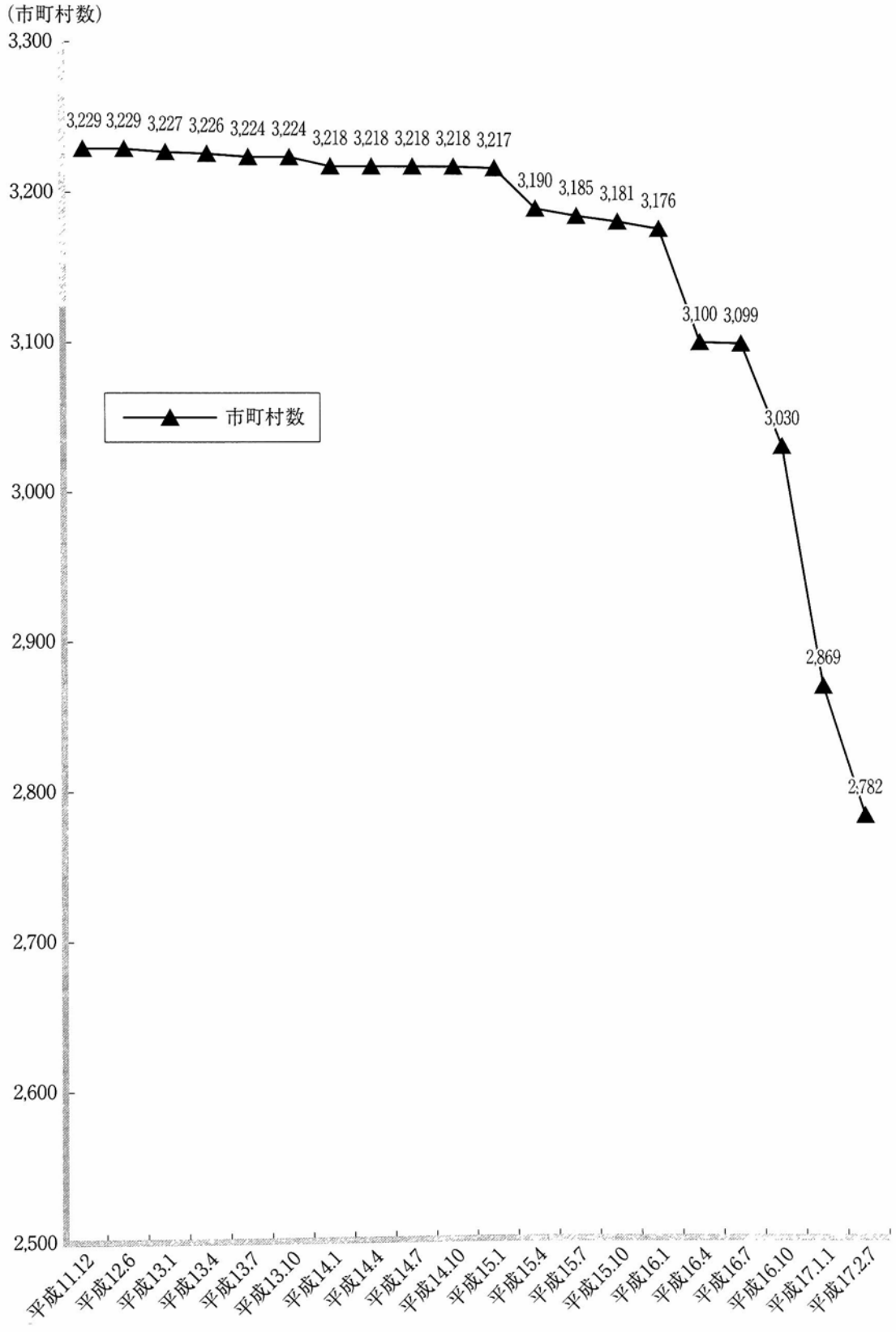
(市町村数)
3,300
3,200
3,100
3,000
2,900
2,800
2,700
2,600
2,500
3,229 3,229 3,227 3,226 3,224 3,224 3,218 3,218 3,218 3,218 3,217
3,190 3,185 3,181 3,176
3,100 3,099
3,030
2,869
2,782
市町村数
平成11.12
平成12.6
平成13.1
平成13.4
平成13.7
平成13.10
平成14.1
平成14.4
平成14.7
平成14.10
平成15.1
平成15.4
平成15.7
平成15.10
平成16.1
平成16.4
平成16.7
平成16.10
平成17.1.1
平成17.2.7

# 昭和60年度以降の合併の状況

| 合併年月日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併形態 |
|---|---|---|---|
| 昭和62年４月１日 | 藤橋村(岐阜県) | 藤橋村、徳山村 | 編入 |
| 昭和62年11月１日 | 仙台市(宮城県) | 仙台市、宮城町 | 編入 |
| 昭和62年11月30日 | つくば市(茨城県) | 桜村、谷田部町、豊里町、大穂町 | 新設 |
| 昭和63年１月31日 | つくば市(茨城県) | つくば市、筑波町 | 編入 |
| 昭和63年３月１日 | 仙台市(宮城県) | 仙台市、泉市 | 編入 |
| 昭和63年３月１日 | 仙台市(宮城県) | 仙台市、秋保町 | 編入 |
| 平成３年２月１日 | 熊本市(熊本県) | 熊本市、北部町 | 編入 |
| 平成３年２月１日 | 熊本市(熊本県) | 熊本市、河内町 | 編入 |
| 平成３年２月１日 | 熊本市(熊本県) | 熊本市、飽田町 | 編入 |
| 平成３年２月１日 | 熊本市(熊本県) | 熊本市、天明町 | 編入 |
| 平成３年４月１日 | 北上市(岩手県) | 北上市、和賀町、江釣子村 | 新設 |
| 平成３年５月１日 | 浜松市(静岡県) | 浜松市、可美村 | 編入 |
| 平成４年３月３日 | 水戸市(茨城県) | 水戸市、常澄村 | 編入 |
| 平成４年４月１日 | 盛岡市(岩手県) | 盛岡市、都南村 | 編入 |
| 平成５年７月１日 | 飯田市(長野県) | 飯田市、上郷町 | 編入 |
| 平成６年11月１日 | ひたちなか市(茨城県) | 勝田市、那珂湊市 | 新設 |
| 平成７年９月１日 | 鹿嶋市(茨城県) | 鹿島町、大野村 | 編入 |
| 平成７年９月１日 | あきる野市(東京都) | 秋川市、五日市町 | 新設 |
| 平成11年４月１日 | 篠山市(兵庫県) | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 | 新設 |
| 平成13年１月１日 | 新潟市(新潟県) | 新潟市、黒埼町 | 編入 |
| 平成13年１月21日 | 西東京市(東京都) | 田無市、保谷市 | 新設 |
| 平成13年４月１日 | 潮来市(茨城県) | 潮来町、牛堀町 | 編入 |
| 平成13年５月１日 | さいたま市(埼玉県) | 浦和市、大宮市、与野市 | 新設 |
| 平成13年11月15日 | 大船渡市(岩手県) | 大船渡市、三陸町 | 編入 |
| 平成14年４月１日 | さぬき市(香川県) | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 | 新設 |
| | 久米島町(沖縄県) | 仲里村、具志川村 | 新設 |
| 平成14年11月１日 | つくば市(茨城県) | つくば市、茎崎町 | 編入 |
| 平成15年２月３日 | 福山市(広島県) | 福山市、内海町、新市町 | 編入 |
| 平成15年３月１日 | 南部町(山梨県) | 南部町、富沢町 | 新設 |
| | 廿日市市(広島県) | 廿日市市、佐伯町、吉和村 | 編入 |
| 平成15年４月１日 | 加美町(宮城県) | 中新田町、小野田町、宮崎町 | 新設 |
| | 神流町(群馬県) | 万場町、中里村 | 新設 |
| | 南アルプス市(山梨県) | 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 | 新設 |
| | 山県市(岐阜県) | 高富町、伊自良村、美山町 | 新設 |
| | 静岡市(静岡県) | 静岡市、清水市 | 新設 |
| | 呉市(広島県) | 呉市、下蒲刈町 | 編入 |
| | 大崎上島町(広島県) | 大崎町、東野町、木江町 | 新設 |
| | 東かがわ市(香川県) | 引田町、白鳥町、大内町 | 新設 |
| | 新居浜市(愛媛県) | 新居浜市、別子山村 | 編入 |
| | 宗像市(福岡県) | 宗像市、玄海町 | 新設 |
| | あさぎり町(熊本県) | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 | 新設 |
| 平成15年４月21日 | 周南市(山口県) | 徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町 | 新設 |
| 平成15年５月１日 | 瑞穂市(岐阜県) | 穂積町、巣南町 | 新設 |
| 平成15年６月６日 | 野田市(千葉県) | 野田市、関宿町 | 編入 |
| 平成15年７月７日 | 新発田市(新潟県) | 新発田市、豊浦町 | 編入 |
| 平成15年８月20日 | 田原市(愛知県) | 田原町、赤羽根町 | 編入 |
| 平成15年９月１日 | 千曲市(長野県) | 更埴市、上山田町、戸倉町 | 新設 |
| 平成15年11月15日 | 富士河口湖町(山梨県) | 河口湖町、勝山村、足和田村 | 新設 |
| 平成15年12月１日 | いなべ市(三重県) | 北勢町、員弁町、大安町、藤原町 | 新設 |
| 平成16年２月１日 | 飛騨市(岐阜県) | 古川町、河合村、宮川村、神岡町 | 新設 |

| 合併年月日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併形態 |
|---|---|---|---|
| | 本巣市(岐阜県) | 本巣町、真正町、糸貫町、根尾村 | 新設 |
| 平成16年３月１日 | 佐渡市(新潟県) | 両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村 | 新設 |
| | かほく市(石川県) | 高松町、七塚町、宇ノ気町 | 新設 |
| | あわら市(福井県) | 芦原町、金津町 | 新設 |
| | 郡上市(岐阜県) | 八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村 | 新設 |
| | 下呂市(岐阜県) | 萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村 | 新設 |
| | 安芸高田市(広島県) | 吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町 | 新設 |
| | 対馬市(長崎県) | 厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町 | 新設 |
| | 壱岐市(長崎県) | 郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町 | 新設 |
| 平成16年３月31日 | 上天草市(熊本県) | 大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町 | 新設 |
| 平成16年４月１日 | 阿賀野市(新潟県) | 安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村 | 新設 |
| | 東御市(長野県) | 北御牧村、東部町 | 新設 |
| | 伊豆市(静岡県) | 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町 | 新設 |
| | 御前崎市(静岡県) | 御前崎町、浜岡町 | 新設 |
| | 京丹後市(京都府) | 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町 | 新設 |
| | 養父市(兵庫県) | 八鹿町、養父町、大屋町、関宮町 | 新設 |
| | 三次市(広島県) | 三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町 | 新設 |
| | 府中市(広島県) | 府中市、上下町 | 編入 |
| | 呉市(広島県) | 呉市、川尻町 | 編入 |
| | 四国中央市(愛媛県) | 川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町 | 新設 |
| | 西予市(愛媛県) | 明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町 | 新設 |
| 平成16年７月１日 | 五戸町(青森県) | 五戸町、倉石村 | 編入 |
| 平成16年８月１日 | 五島市(長崎県) | 福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町 | 新設 |
| | 新上五島町(長崎県) | 若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町 | 新設 |
| | 久万高原町(愛媛県) | 久万町、面河村、美川村、柳谷村 | 新設 |
| 平成16年９月１日 | 甲斐市(山梨県) | 竜王町、敷島町、双葉町 | 新設 |
| | 琴浦町(鳥取県) | 東伯町、赤碕町 | 新設 |
| 平成16年９月13日 | 身延町(山梨県) | 下部町、中富町、身延町 | 新設 |
| 平成16年９月21日 | 東温市(愛媛県) | 重信町、川内町 | 新設 |
| 平成16年10月１日 | 愛南町(愛媛県) | 内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町 | 新設 |
| | 甲賀市(滋賀県) | 水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 | 新設 |
| | 吉野川市(徳島県) | 鴨島町、川島町、山川町、美郷村 | 新設 |
| | 葛城市(奈良県) | 新庄町、當麻町 | 新設 |
| | 七尾市(石川県) | 七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町 | 新設 |
| | 世羅町(広島県) | 甲山町、世羅町、世羅西町 | 新設 |
| | みなべ町(和歌山県) | 南部町、南部川村 | 新設 |
| | 周防大島町(山口県) | 久賀町、大島町、東和町、橘町 | 新設 |
| | 安来市(島根県) | 安来市、広瀬町、伯太町 | 新設 |
| | 野洲市(滋賀県) | 中主町、野洲町 | 新設 |
| | 湯梨浜町(鳥取県) | 羽合町、泊村、東郷町 | 新設 |
| | 志摩市(三重県) | 浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町 | 新設 |
| | 南部町(鳥取県) | 西伯町、会見町 | 新設 |
| | 上島町(愛媛県) | 魚島村、弓削町、生名村、岩城村 | 新設 |
| | 江津市(島根県) | 江津市、桜江町 | 編入 |
| | 美郷町(島根県) | 邑智町、大和村 | 新設 |
| | 邑南町(島根県) | 羽須美村、瑞穂町、石見町 | 新設 |
| | 隠岐の島町(島根県) | 西郷町、布施村、五箇村、都万村 | 新設 |
| | 高梁市(岡山県) | 高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町 | 新設 |

| 合併年月日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併形態 |
|---|---|---|---|
| | 吉備中央町(岡山県) | 加茂川町、賀陽町 | 新設 |
| | 安芸太田町(広島県) | 加計町、筒賀村、戸河内町 | 新設 |
| | いの町(高知県) | 伊野町、吾北村、本川村 | 新設 |
| | 湖南市(滋賀県) | 石部町、甲西町 | 新設 |
| 平成16年10月４日 | 光市(山口県) | 光市、大和町 | 新設 |
| 平成16年10月12日 | 笛吹市(山梨県) | 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町 | 新設 |
| | 薩摩川内市(鹿児島県) | 川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村 | 新設 |
| 平成16年10月16日 | 常陸大宮市(茨城県) | 大宮町、御前山村、山方町、美和村、緒川村 | 編入 |
| 平成16年10月25日 | 恵那市(岐阜県) | 恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町 | 新設 |
| 平成16年11月１日 | 魚沼市(新潟県) | 堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村 | 新設 |
| | 北杜市(山梨県) | 明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村 | 新設 |
| | 美郷町(秋田県) | 六郷町、千畑町、仙南村 | 新設 |
| | 丹波市(兵庫県) | 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町 | 新設 |
| | 西条市(愛媛県) | 西条市、東予市、小松町、丹原町 | 新設 |
| | 砺波市(富山県) | 砺波市、庄川町 | 新設 |
| | 南砺市(富山県) | 城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町 | 新設 |
| | 美里町(熊本県) | 中央町、砥用町 | 新設 |
| | 日立市(茨城県) | 日立市、十王町 | 編入 |
| | 益田市(島根県) | 益田市、美都町、匹見町 | 編入 |
| | 雲南市(島根県) | 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町 | 新設 |
| | 瀬戸内市(岡山県) | 牛窓町、邑久町、長船町 | 新設 |
| | 鹿児島市(鹿児島県) | 鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町 | 編入 |
| | 伊賀市(三重県) | 上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町 | 新設 |
| | 南魚沼市(新潟県) | 六日町、大和町 | 新設 |
| | 会津若松市(福島県) | 会津若松市、北会津村 | 編入 |
| | 宇部市(山口県) | 宇部市、楠町 | 編入 |
| | 江田島市(広島県) | 江田島町、能美町、沖美町、大柿町 | 新設 |
| | 各務原市(岐阜県) | 各務原市、川島町 | 編入 |
| | 鳥取市(鳥取県) | 鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町 | 編入 |
| 平成16年11月５日 | 神石高原町(広島県) | 油木町、神石町、豊松村、三和町 | 新設 |
| 平成16年12月１日 | 常陸太田市(茨城県) | 常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村 | 編入 |
| | 函館市(北海道) | 函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町 | 編入 |
| 平成16年12月５日 | 前橋市(群馬県) | 前橋市、大胡町、宮城村、粕川村 | 編入 |
| 平成16年12月６日 | 桑名市(三重県) | 桑名市、多度町、長島町 | 新設 |
| 平成17年１月１日 | 芦北町(熊本県) | 田浦町、芦北町 | 新設 |
| | 飯南町(島根県) | 頓原町、赤来町 | 新設 |
| | 松阪市(三重県) | 松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町 | 新設 |
| | 南越前町(福井県) | 南条町、今庄町、河野村 | 新設 |
| | 白石町(佐賀県) | 白石町、福富町、有明町 | 新設 |
| | 臼杵市(大分県) | 臼杵市、野津町 | 新設 |
| | 高知市(高知県) | 高知市、鏡村、土佐山村 | 編入 |
| | 飯能市(埼玉県) | 飯能市、名栗村 | 編入 |
| | 大分市(大分県) | 大分市、佐賀関町、野津原町 | 編入 |
| | 伯耆町(鳥取県) | 岸本町、溝口町 | 新設 |

| 合併年月日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併形態 |
|---|---|---|---|
| | 上越市(新潟県) | 上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町 | 編入 |
| | 十和田市(青森県) | 十和田市、十和田湖町 | 新設 |
| | 那須塩原市(栃木県) | 黒磯市、西那須野町、塩原町 | 新設 |
| | 唐津市(佐賀県) | 唐津市、浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町、呼子町 | 新設 |
| | 松山市(愛媛県) | 松山市、北条市、中島町 | 編入 |
| | 砥部町(愛媛県) | 砥部町、広田村 | 新設 |
| | 内子町(愛媛県) | 内子町、五十崎町、小田町 | 新設 |
| | 鬼北町(愛媛県) | 広見町、日吉村 | 新設 |
| | 伊勢崎市(群馬県) | 伊勢崎市、赤堀町、(佐波郡) 東村、境町 | 新設 |
| | 長野市(長野県) | 長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村 | 編入 |
| | 高島市(滋賀県) | マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町 | 新設 |
| 平成17年1月4日 | 長崎市(長崎県) | 長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町 | 編入 |
| 平成17年1月11日 | 南あわじ市(兵庫県) | 緑町、西淡町、三原町、南淡町 | 新設 |
| | 亀山市(三重県) | 亀山市、関町 | 新設 |
| | 秋田市(秋田県) | 秋田市、河辺町、雄和町 | 編入 |
| | 大洲市(愛媛県) | 大洲市、長浜町、肱川町、河辺村 | 新設 |
| 平成17年1月15日 | 山鹿市(熊本県) | 山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町 | 新設 |
| | 宇城市(熊本県) | 三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町 | 新設 |
| 平成17年1月16日 | 今治市(愛媛県) | 今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、関前村、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町 | 新設 |
| 平成17年1月17日 | 菊川市(静岡県) | 小笠町、菊川町 | 新設 |
| 平成17年1月21日 | 那珂市(茨城県) | 那珂町、瓜連町 | 編入 |
| 平成17年1月24日 | 福津市(福岡県) | 福間町、津屋崎町 | 新設 |
| 平成17年1月31日 | 揖斐川町(岐阜県) | 揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村 | 新設 |
| 平成17年2月1日 | 水戸市(茨城県) | 水戸市、内原町 | 編入 |
| | 堺市(大阪府) | 堺市、美原町 | 編入 |
| | 津野町(高知県) | 葉山村、東津野村 | 新設 |
| | 高山市(岐阜県) | 高山市、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村 | 編入 |
| | 白山市(石川県) | 松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村 | 新設 |
| | 能美市(石川県) | 根上町、寺井町、辰口町 | 新設 |
| | 城里町(茨城県) | 常北町、桂村、七会村 | 新設 |
| | 北広島町(広島県) | 芸北町、大朝町、千代田町、豊平町 | 新設 |
| | 越前町(福井県) | 朝日町、宮崎村、越前町、織田町 | 新設 |
| | 福山市(広島県) | 福山市、沼隈町 | 編入 |
| 平成17年2月5日 | 久留米市(福岡県) | 久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町 | 編入 |
| 平成17年2月7日 | 関市(岐阜県) | 関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村 | 編入 |
| | 東広島市(広島県) | 東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町 | 編入 |
| | 四日市市(三重県) | 四日市市、楠町 | 編入 |
| 計 | | 641 | 編入57<br>新設122 |

# 三位一体の改革について

平成16年11月26日
政 府 ・ 与 党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

# 記

## 1. 国庫補助負担金の改革について

### (1) 総　　額

平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

### (2) 各 分 野

文教

① 義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

② 中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

① 国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

① 国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。

② 公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。

③ 歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

### (3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

## 2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

## 3. 地方交付税の改革について

(1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど

「基本方針 2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010 年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成 17 年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。

(2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に 100% 算入（現行 75%）する。

(3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成 17 年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。

(4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。

(5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

## 4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙 3 のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙 4 の措置を講ずる。

## 5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| ・義務教育費国庫負担金（暫定） | 8,500億円程度 |
| （平成17年度分（暫定） | 4,250億円） |
| ・国民健康保険 | 7,000億円程度 |
| ・文教（義務教育費国庫負担金を除く） | 170億円程度 |
| ・社会保障（国民健康保険を除く） | 850億円程度 |
| ・農水省 | 250億円程度 |
| ・経産省 | 100億円程度 |
| ・公営住宅家賃収入補助 | 640億円程度 |
| ・総務省、環境省 | 90億円程度 |
| ・平成16年度分 | 6,560億円程度 |
| 税源移譲額　合計 | 24,160億円程度 |

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

(1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革

(2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い

(3) その他

（注）

① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

別紙2

# 平成17年度及び平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

| | 取組み状況 | 概要 |
|---|---|---|
| 内閣本府 | 10億円程度 | 生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金　等 |
| 総務省 | 90億円程度 | 消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金　等 |
| 文部科学省 | 義務教育費国庫負担金<br>8,500億円程度の減額（暫定）<br>（うち17年度分（暫定）4,250億円） | 減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置 |
| | その他の国庫補助負担金等<br>230億円程度 | 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金　等 |
| 厚生労働省 | 9,340億円程度 | 国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金　等 |
| 農林水産省 | 3,040億円程度 | 経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金　等 |
| 経済産業省 | 180億円程度 | 小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金　等 |
| 国土交通省 | 6,460億円程度 | 公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助　等 |
| 環境省 | 530億円程度 | 環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助　等 |
| 合計 | 28,380億円程度 | |

（注）　28,380億円のうち　17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

別紙3

# 国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

| NO. | 省庁名 | 事例 | 各府省の対応 |
|---|---|---|---|
| 1 | 厚生労働省 | 木造による社会福祉施設の整備が困難。 | 構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。 |
| 2 | 厚生労働省 | 幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。 | 構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。 |
| 3 | 農林水産省 | 中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。 | 地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。 |
| 4 | 財務省 | 国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。 | 合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。 |
| 5 | 経済産業省<br>環境省 | 廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。 | 現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。 |
| 6 | 国土交通省 | 福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。 | 基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。 |
| 7 | 厚生労働省 | 個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。 | 複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。 |
| 8 | 農林水産省 | 持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。 | 持続性の高い農業生産方式の範囲（同方式を構成する技術）について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。 |
| 9 | 国土交通省<br>農林水産省 | 海岸保全施設の整備が一体的にできない。 | 平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。 |
| 10 | 経済産業省 | 商工会議所の定款（役員及び部会部分）変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。 | 地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。 |

# 国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

| NO. | 省庁名 | 事例 | 各府省の対応 |
|---|---|---|---|
| 11 | 農林水産省 | 大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。 | 農地制度改革の中で検討していく。 |
| 12 | 環境省 | 国定公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。 | すでに規制は廃止されている。 |
| 13 | 国土交通省 | 新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。 | 協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。 |
| 14 | 国土交通省 | 新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更に時間を要し、迅速な処分が困難。 | 土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。 |
| 15 | 国土交通省 | 新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。 | 民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。 |
| 16 | 農林水産省 | 松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。 | 平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。 |
| 17 | 厚生労働省 | 認可保育所の入所要件が障害となっている。 | 条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。 |
| 18 | 国土交通省<br>農林水産省<br>環境省 | 地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。 | 必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省) |
| 19 | 厚生労働省 | 職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。 | 職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。 |
| 20 | 各府省 | 国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。 | 各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省) |

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

別紙4

# 地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等（以下「補助金等」という。）の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

○　補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第１四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。

○　地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続も含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。

○　なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004

## はじめに　日本経済の現状と構造改革が目指すところ

### 1. 日本経済の現状と課題

**（民間需要主導で景気回復しつつある日本）**

我が国は今、長期停滞を脱し、新たな飛躍の段階を迎えつつある。集中調整期間は、マイナス成長と巨額な不良債権の存在という厳しい経済環境から出発したが、構造改革を進める中で、財政に依存することなく民間需要主導により、景気回復の裾野をこれまで着実に広げてきた。

不良債権処理の着実な進展、規制改革や企業再生・活性化への幅広い取組、歳出改革・税制改革の推進等これまでの構造改革が、バブル崩壊後日本経済を下押ししてきた重しの除去に総合的な成果をあげている。不良債権処理については、主要行の不良債権残高はこの2年で13兆円以上減少し、銀行や不動産業等の株価が着実に上昇している。また、企業の設備投資・研究開発減税が回復を下支えしたほか、最低資本金特例による過去1年での起業社数が1万社を超える急増ぶりを示すなど、企業の再生・再編が活発である。

一方、失業率は平成14年1月に5.5%まで上昇したものの、その後徐々に低下し、平成15年を通してみれば13年ぶりに低下に転じた。失業率が上昇もしくは高止まりを続けたバブル崩壊後の過去2回の景気回復とは顕著な違いであり、今回の回復が構造改革の成果を伴うものであることを示している。

このように企業部門の好調が雇用の回復を通じて家計に波及する兆しも現れ、金融システムの安定化や株価上昇とあいまって、消費マインドが改善している。この結果、平成14年初からの景気回復局面における平均成長率は年率3.0%、うち民間需要の寄与度が2.2%を占め、民間需要主導の成長が実現しつつある。しかしながら、地域の回復動向にはばらつきがあり、大企業に比べ中小企業の状況は厳しいことを認識することが重要である。また、平成16年前半においても緩やかなデフレ状況が続いており、デフレ克服への取組は依然重要な政策課題である。

**（改革成果の拡大と集中調整期間の仕上げ）**

平成16年度は、集中調整期間の仕上げの年であり、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつける。「金融再生プログラム」を着実に推進し、不良債権問題を終結させること等により、金融システムを強化するとともに、中小・地域金融機関の機能強化を図る。同時に、早期のデフレ克服を目指し、政府・日本銀行が一体となって政策努力を行う。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。）など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行し、これに加えて地域再生や雇用政策に一段の努力を行うことにより、改革成果を日本の隅々にまで浸透させる。

### 2.「集中調整期間」から「重点強化期間」へ

平成17年度以降の課題は、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革についてより本格的な取組を行うとともに、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することである。平成17年度及び平成18年度の2年間を「重点強化期間」と位置づけ、日本銀行と一体となった政策努力によりデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。このような取組

の結果、平成18年度以降は名目成長率で概ね２％程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。

「重点強化期間」における主な課題は次のとおりである。

第一に、「官から民へ」、「国から地方へ」を徹底させ、民間や地域の知恵が主導する経済社会システムをつくりあげる。そのために、行政の事後チェック機能を強化しつつ、官でなければできない業務を明確化する作業に取り組むとともに、国による地方公共団体への規制の見直しなど地方の裁量権拡大に取り組む。また、郵政民営化の準備を完了させる。

第二に、政府部門の本格的な改革（「官の改革」）を行い、国民に説明責任を果たす効率的でスリムな政府をつくる。そのために、予算ごとの成果目標の明示・厳格な事後評価等の予算制度改革や、一段の行政改革に取り組む。

第三に、民間の成長力を強化するための改革（「民の改革」）を行う。人口減少という我が国経済社会の大変化に向けて、経済社会の更なる発展のための戦略をとりまとまる。また、「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、不良債権問題への対応から脱却して、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指す。

第四に、「人間力」の抜本的強化に取り組む。その際、雇用のミスマッチ縮小に力点を置く。このため、約10％の高い失業率を示す若年層に対する能力開発施策等の拡充、地域の実情に応じた雇用政策の展開、利用者の立場に立った雇用関連事業の再編・ワンストップ化に取り組む。

第五に、「持続的な安全・安心」の確立に取り組む。具体的には、社会保障制度について、年金・医療・介護・生活保護等を一体としてとらえた総合的な改革を進める。また、少子化対策、健康・介護予防の推進、治安・安全の確保、循環型社会の構築・地球環境の保全にも注力する。

このように、集中調整期間後の我が国経済社会は、新たな課題に挑戦しつつ、持続的な成長軌道の確立を目指すことになる。しかし、これまで取り組んできた構造改革そのものの目標が変わるわけではない。構造改革とは、我が国が持てる資源（人材、資金、技術力等）を最大限に活かすための改革にほかならないからである。集中調整期間から重点強化期間へと移行する時期にあたって、構造改革の意義を確認することは重要なことであり、次項において目指すべき経済社会の姿を改めて示すこととする。

## 3. 構造改革とその目指すところ

21世紀の我が国経済社会は、単なる過去の延長戦上にはない。

グローバリゼーションが加速度に進み、ＩＴ化が産業、生活、そして労働の在り方を革命的に変えている。かつて発展途上国と呼ばれた国々が次々と目覚しい成長を遂げる中で、日本が今後も競争力を保持し、より豊かで住み良い社会を構築するためには、高齢化や環境問題等の課題を新たな社会的ニーズに転換しつつ個々の企業、地域、個人レベルでそれぞれイノベーション（革新）を生み出し、日本経済を新たな成長軌道に乗せていくことが必要である。

例えば、人口減少社会が到来するなかで、質の高い生活を維持すべく、医療や介護、子育て等の分野で新商品・新サービスの開発が進めば、高齢化は逆に経済活力に結びつく。省資源・省エネルギー・新エネルギーのための技術開発も、企業にとっては、新たな成長の糸口になり得る。

このような企業、個人の挑戦を支えるためにも、政府は、簡素で効率的であらねばならない。また、基礎的財政収支を黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50％程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。

他方、政府は、時代の変化が生み出す新たな要請にも応えていかねばならない。例えば、国際環境の厳しさが増すなかで、安全と安心がこれまで以上に重要な課題となっている。治安・安全の確保、大規模災害等への対策のみならず、情報セキュリティや衛生上の安全確保等への政府の取組が急務である。また、国民の価値観の多様化、高度化は、画一的な行政サービスに飽き足らず、公の分野においても選択の自由を求める傾向を強めている。政府は、企業や個人が時代の変化に柔軟に対応し得る環境整備を行うにとどまらず、自らもまた、新たな時代のニーズに即応し、機動的に変化していかねばならないのである。

構造改革とは、このように新たな経済社会の環境に、企業、地域、個人が柔軟に対応し、その持てる能力が最大限に発揮されるよう、制度や政策、更に政府の在り方そのものを変革する不断の取組である。

# 第１部　「重点強化期間」の主な改革

## 1.「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

### (1)　郵政民営化の着実な実施

・平成16年４月に経済財政諮問会議で取りまとめた「郵政民営化に関する論点整理」を踏まえ、平成16年秋頃に民営化の基本方針を取りまとめ、平成17年には民営化法案を提出する。

### (2)　規制改革・民間開放の積極的推進

・官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を早期に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。
・国及び地方公共団体の事務事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）を推進するとともに、公共施設の民間による管理運営、利活用の促進を図る。
・重点17分野などのうち、国民生活に密着し、需要と雇用の拡大にもつながる分野（医療、福祉・保育、教育等）を選定し、なるべく早期に改革案を取りまとめる。
・このため、規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議との密接な連携の下に、重点的に検討を行い、改革を進める。また、経済財政諮問会議等関係会議、関係推進本部等との連携を進める。
・構造改革特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討し、特区制度を今後とも拡充する。また、提案の実現度を高めるために、個別の提案について不採用の理由等を具体的に公表し、提案者に不採用の理由に対する意見提出の機会を十分に与えるものとする。
・特区での規制の特例措置について、評価委員会の評価を踏まえた本部決定を本年９月に行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進する。また、規制の特例措置の活用を別の制度が阻害していないかを調査し、関連する規制等に問題がある場合には、評価委員会の意見も踏まえつつ、新たな規制改革等を実施する。
・ＰＦＩの一層の活用を進めるため、補助金等に係る官民の衡平性を確保する。

### (3)　地域の真の自立

**（地方の裁量権の拡大と地方行革の推進）**

・地方分権改革推進会議等の成果を踏まえ、「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主体的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、必置規制や義務付け等、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて、地方の裁量権を拡大する。
・同時に、民間との効率性比較による事務事業のアウトソーシング、公の施設を民間事業者が管理することができる制度（指定管理者制度）の積極的活用、地方公営企業の民営化・民間譲渡・民間委託といった地方行政改革の推進が必要である。また、地方公務員の給与等について、その適正化を強力に推進す

るとともに、地域の民間給与の状況をより的確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとしてその在り方を見直す。国はそのための参考となる指標を整備する。

・地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる。

・地方分権推進のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。

**（三位一体の改革）**

・「基本方針 2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成 15 年 12 月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。

・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像を平成 16 年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配意する。

・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。

そのため、税源移譲は概ね 3 兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

・国庫補助負担金の改革については、財源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。

・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。

・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。

・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。

・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配意する。

**（市町村合併の推進）**

・地方分権の推進、地域の再生・活性化を図るためには、住民に身近な自治体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、市町村合併を引き続き強力に推進する。

## 2.「官の改革」の強化

### (1) 予算制度改革の本格化

**（国民に理解される予算の構築）**

・成果目標の明示や事後評価の徹底等を通じて、予算の質を高めるとともに、国民に理解される分かりやすい予算への転換を図り、説明責任を果たす。

① 平成17年度予算から重点化する予算全て（第3部 2.(3)参照）に成果目標を明示する。各府省は目標の達成状況を公表するとともに事後評価を行う。

② 公会計の整備に取り組み、一般会計・特別会計に独立行政法人・特殊法人等の関係法人を連結し、発生主義を基本とする省庁別の連結財務書類について、平成17年度までにその試行段階を終了する。各府省は平成18年度から、連結財務書類を「年次報告書（仮称）」として公表する。

③ 政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。

**（モデル事業）**

・平成16年度予算から「基本方針2003」に基づき試行的に取り組んでいる「モデル事業」について、平成17年度予算においては、導入効果が高いと見込まれる電子政府に関する予算等について広く導入するほか、各府省における自主的な取組を通じて事業の追加を図る。各府省は、原則として定量的なアウトカム指標（電子政府に関する予算については業務の効率化に関する指標等）を用いた政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、モデル事業として概算要求を行う。

**（政策群）**

・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象の拡充に積極的に取り組む（ＩＴを活用した医療の利便性向上、建設業の新分野進出の円滑化等）。

① 各府省は相互に連携して検討を行い、内閣府とも意見交換の上、ふさわしいものについて政策群として概算要求を行う。その際、できる限り定量的な政策目標（民間活力の誘発に関するものを含む）を定め、その政策目標の達成に向けて個々の府省が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、個別の政策手段毎の評価指標を定めることにより、目標を明確化・体系化する。予算査定は、引き続き府省横断的に行う。

② 政策群の執行に当たっては、各府省が連携して取り組む。その状況や、目標の達成状況等について、執行段階及び事後において厳格な検証を府省横断的に行い、国民への説明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際、政策評価や予算執行調査を活用する。

**（特別会計改革）**

・関係府省は、各特別会計について、それぞれの性格に応じ、必要性について厳しく検証しつつ徹底した見直しを行い、年内に改革案を策定する。改革案には、成果目標及び中期的な抑制の目標を設定するとともに、今後の取組工程を明示する。とりわけ、「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」（平成15年11月26日財政制度等審議会）で提起されている保険事業についてはその存廃も含めて検討する。改革案及びそれに基づく各年度における取組を経済財政諮問会議に報告する。

・また、特別会計を含めた公会計の整備に取り組むとともに、その内容や会計間、勘定間の繰入の実態等を分かりやすく国民に説明する。

## (2) 公的債務管理の充実を通じた市場の安定

・国債・地方債に関する説明責任の充実、民間有識者による助言のための会議の創設、民間専門家の任用を通じた体制の強化等により適切な債務管理を推進する。

・国債市場の厚みを増すため、中期的視点に立ち、物価連動債、個人向け国債等、新たな商品の発行拡大に努め、国債の商品性・保有者層の多様化を図る。

・地方債について、三位一体の改革と整合性を取り、地方の自立と責任を拡大する観点を踏まえつつ、平成18年度に予定されている地方債発行の協議制移行までに、地方公共団体における公的債務管理の充

実を図るため、一層の情報開示を進めるとともに、適切な管理の在り方を検討する。

### (3) 行政改革

・新たな時代ニーズに応じた行政の再構築に向け、公務員制度や特殊法人等の改革、地方支分部局の効率化・合理化に向けた改革を中期的観点から抜本的に進める。このため、平成17年末を期限とする行政改革大綱のその後の取扱いの検討に着手するとともに、平成17年夏に、定員削減計画を改定する。併せて、行政の基盤である公務員制度について、重点強化期間中に新たな制度に移行できるよう、改革を進める。さらに、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進し、特に、地方支分部局については、業務の必要性と業務量の根本的見直しや統廃合の検討により、抜本的に定員を合理化するなど、その在り方を見直す。
・政省令等の行政立法について国民参加の充実に資するため、法制を整備することとし、そのため行政手続法を改正する。
・中央省庁等改革で設立された独立行政法人について、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般の整理縮小、民営化等の検討に平成16年夏から着手する。その際、特殊法人等改革推進本部参与会議の協力も得て、平成16年中に相当数について結論を得る。また、独立行政法人の運営費交付金について、透明性を向上させ、説明責任を確保する。
・地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における国家公務員給与の在り方を早急に見直す。
・縦割り行政を打破し、幅広い視野からの政策課題に取り組むことができるよう、今後3年間で各府省の幹部の1割を目途に、府省間の人事交流を積極的に行う。また、府省の若手職員について、広い視野に立った人材の養成の観点から、官民の人事交流を強化する。また、幹部クラスの官民交流について、各府省の業務内容に応じ、数値目標を掲げて推進することを目指し、そのための環境整備に取り組む。
・国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

### (4) 包括的かつ抜本的な税制改革

・経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成16年度与党税制改正大綱」（平成15年12月17日）も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。
・産業の競争力強化のための研究開発、設備投資減税の集中・重点化の効果を検証し、引き続き、今後の法人課税の在り方を税制改革の中で検討する。
・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指し、平成16年度中に検討を行う。併せて、納税者番号制度をはじめ納税環境整備を進める。

## 3.「民の改革」の推進

### (1) 将来の人口減少下での成長戦略の確立

・将来の人口減少や少子高齢化の下で、制約条件とみなされる変化を新たな成長に結びつけ、経済社会の更なる発展のための戦略（「日本経済21世紀ビジョン」（仮称））を官民の英知を結集して経済財政諮問

会議において平成16年度中に取りまとめる。

### (2) 起業等の促進と新しい企業法制

・起業や迅速な組織再編を促進するため、商法等の改正において、最低資本金制度の下限額の大幅な引下げ又は撤廃の恒常措置化、意欲ある事業家の起業等を促進する新しい法人制度（いわゆるＬＬＣ）の創設等の検討を行い、平成17年目途に法案を国会に提出する。また、同改正に伴う組織再編税制の見直しを検討する。さらに、再挑戦しやすい環境整備のため、包括根保証制度等の見直しを行い、平成16年目途に法案を提出する。

・中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法、中小創造法を抜本的に見直し、国民に使いやすく分かりやすい一体的な体系を構築するため、平成16年度中に法案を提出する。

### (3) 金融システムの一層の改革の推進

・集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」（仮称）を平成16年末を目途に策定する。

・「金融重点強化プログラム」（仮称）により、バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却して、以下の５つを柱とする金融行政への積極的転換を図る。

① 強固で活力ある金融システムの構築

② 金融機関の自主的・持続的な取組による経営強化

③ 地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築

④ 利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供

⑤ 金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

こうした金融行政の下、民間金融機関等の創意工夫により、経済社会の新たな成長に向けて、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

## 4.「人間力」の抜本的強化

### (1) 「人間力」強化のための戦略の検討

・関係４大臣による若者自立・挑戦戦略会議等の場で、平成16年中に雇用や教育面での課題を含む「人間力」強化のための戦略を検討する。その一環として、雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。

・フリーター・無業者を重点に若年者の雇用・就業対策を強力に推進するとともに、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充、専門高校・国立高専の教育内容見直しと地域との連携強化等を行う。

・少子高齢化社会の急速な到来等に対応するとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、性別や年齢にかかわらず、仕事と生活のバランスをとりつつ、能力と意欲に応じて多様な働き方ができる環境を整備していく。

・障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る。

### (2) 利用者の立場に立った雇用関連事業の再編

・国、都道府県、市町村、独立行政法人、公益法人が実施している雇用関連事業について、利用者の立場に立ったワンストップ化を進め、複数の機関で実施している事業がある場合には、機関の間で調整を図り、効果的な運用を行う。
・ハローワークをはじめとする雇用関連事業において、より効率的・効果的な実施に努めるとともに、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、民間への開放を促進する。
・雇用保険3事業の29助成金をはじめ、雇用関連各種事業の一層の整理統合を推進し、雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消支援への重点化を進める。

### (3) 教育現場の活性化等

**(教育現場の活性化)**

・「確かな学力」の向上を図り、学習指導要領の不断の見直しを進めるとともに、高校等学校現場における体験学習や実習について、単位の認定など各学校の取組を促進する。また、幼児期からの「人間力」向上のための教育を重視する。
・寄宿学校など寄宿を伴った教育活動を行う学校や宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する。
・教員の給与や人数・配置に関する現行法の規定について、時代のニーズに応じた教育の質を確保するという本来の役割を果たしているかという観点を含め、その在り方を平成18年度までに検討し、結論を得る。
・地域の創意工夫を活かし、学校の自由度を高めるため、平成16年度内を目途に、教育委員会の改革と合わせ、教育内容等に関する校長の権限強化と学校の外部評価の拡充に向けた方針を示す。
・法人化等を契機とした各大学の時代のニーズに応えた多様な組織見直しや新たな改革の取組を促進すべく、政策目標の明確化、事後評価の確立、競争原理を機能させた支援等、高等教育・研究の活性化を図る。
・大学の学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、平成16年度以降検討し、できる限り速やかに結論を得る。
・各大学の自主的な検討に基づき、専門職大学院の拡充を図り、高度専門職業人材の養成を強力に推進する。

**(文化芸術・スポーツの振興)**

・文化芸術・スポーツについて、国民の豊かな感性や体力を育むとともに、国内外の人々を魅了する我が国の文化力の向上を図り、経済・社会の活性化にも資するよう、効果的かつ効率的な振興策を重点的に実施する。

**(食育の推進)**

・「食育」を推進するため、関係行政機関等が連携し、指導の充実、国民的な運動の展開等に取り組む。

## 5.「持続的な安全・安心」の確立

### (1) 社会保障制度の総合的改革

**(社会保障の一体的見直し)**

・社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成16年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。

・国民の利便性向上、事業効率化に向けて、保険料の徴収体制及び社会保険庁の在り方を見直す。

・社会保障制度を国民にとって分かりやすいものとするとともに、個々人に対する給付と負担についての情報開示・情報提供を徹底する。

**(年金制度改革)**

・制度に対する信頼を確保できるよう、国民一人一人の立場に立った運営を目指し、その見直しを進める。また、前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。

**(医療制度改革)**

・給付費の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の総合的改革の観点に立って、医療制度改革を平成16年度以降も引き続き着実に進める。

・「基本方針2003」で閣議決定されたように、昨年3月の「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」(平成15年3月28日閣議決定。以下「医療に関する基本方針」という。)の具体化について実施可能なものから極力早期に実施するとともに、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「医療に関する基本方針」以外の課題について早期に検討し、実施する。

・「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)における「医療サービス効率化プログラム」(診療報酬体系の見直し、公的医療保険の守備範囲の見直し等を含む。)を早期に完全実施する。

・診療報酬体系の見直しに当たっては、利用者の立場が反映され、また審議の透明化が図られるよう、中央社会保険医療協議会等の在り方を見直す。

**(介護保険制度改革)**

・給付費の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の総合的改革の観点に立って、平成17年度に改革を行う。給付の実態を精査し、給付の重点化と効率化を図りつつ、制度創設以来の議論を踏まえ、以下の内容を中心とする改革を行う。これによって、保険料負担の上昇を極力抑制する。

① 軽度要介護者に対するサービスを効果ある介護予防に重点化

② 在宅における痴呆ケア、施設における個室・ユニット化等の推進

③ 第三者評価の義務付け等のサービスの質の向上

④ 在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整等を図る観点から「ホテルコスト」、食費等の利用者負担の見直し

（生活保護の見直し）

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

## (2) 少子化対策の充実

・人口減少の時代を目前に控え、家庭の役割を大切にし、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築する。「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。平成16年中に大綱の重点施策についての具体的実施計画を策定するとともに、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直す。また、保育については、児童の視点に立って、利用者の選択を機能させ、サービスの向上について施設間の競争を促す方向で情報公開、第三者評価等の施策を推進する。

## (3) 健康・介護予防の推進

・国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築する。このため、健康で自立して暮らすことのできる「健康寿命」の延伸を目指し、「働き盛り層」「女性層」「高齢者層」など国民各層を対象とした生活習慣病対策及び介護予防について、平成17年度からの10か年戦略（「健康フロンティア戦略」）として、施策の推進による成果について数値目標を設定し、その達成を図るため、地域における介護予防の拠点の整備など、関係府省が連携して重点的に政策を展開する。

・ゲノム科学・ナノテクノロジーの推進など健康寿命を伸ばす科学技術の振興を図るとともに、医薬品・医療機器について、治験環境の充実、承認審査の迅速化、後発医薬品市場の育成など関連産業の国際競争力の強化を図る。

## (4) 治安・安全の確保

・国民に治安と安全を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。そのために、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」について、例えば、「不法滞在者を今後5年間で半減」するなど成果目標を可能な限り数値化しつつ、毎年の進捗状況のフォローアップを行うことを通じ、その着実な実施を図る。そのため、治安対策に取り組む国・地方の要員・施設等の充実や法制の整備に取り組むとともに、業務の効率化の徹底、ＰＦＩ、民間委託の拡充、地域住民による防犯活動の促進等を図る。

・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びＮＰＯ等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。大規模地震対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化等を推進する。

・情報セキュリティについては、高い信頼性が確保されたＩＴ社会の実現に向けて、プライバシー侵害や個人情報の大量流出等に的確に対応できるようにするとともに、官民連携して、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するための総合的かつ統一のとれた対策を強力に推進する。

・ＳＡＲＳをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を確保する。

・ＢＳＥ、鳥インフルエンザへの対策や食品表示基準の見直し等、引き続き、食の安全・安心の確保に努める。

### (5) 循環型社会の構築・地球環境の保全

・環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ごみの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組むとともに、環境教育を推進する。また、京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要な追加的対策・施策を講ずる。

・森林の環境保全機能を重視し、「緑の雇用」による担い手の育成と地域への定住促進、木材利用の促進を図りつつ、健全な森林の整備・保全を進める。

### (6) 持続的な発展基盤の確保

**(司法制度改革)**

・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の導入、裁判外の紛争解決手段(ＡＤＲ)の拡充・活性化、犯罪被害者支援を含む司法ネットの整備等の司法制度改革を推進する。

**(大陸棚の調査等)**

・大陸棚の調査等領土・領海に関して引き続き迅速かつ的確に対処する。

**(エネルギー等)**

・エネルギーの安定供給の確保及び環境への適合等の観点から、「エネルギー基本計画」を着実に実施する。また、原料資源の中長期的な安定供給確保策の強化を推進する。

# 第２部　経済活性化に向けた重点施策

## 1. 地域再生

### (1)　地域再生の積極的展開

やる気のある地方公共団体、住民や地域の民間企業等との協力の下に自主性と創意工夫を活かしながら、それぞれの地元の特性を踏まえた地域間競争を通じて地方経済の活性化を図ることにより、地域の再生を実現する。

・地域の政策的ニーズにより積極的に対応した施策を実現し、地域が再生に向けた取組を自主裁量で戦略的に実施できるようにするため、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略（平成16年5月27日本部決定）」等に基づき、地域再生本部において更なる施策の展開を積極的に図る。

・「国から地方へ」「官から民へ」との考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、「三位一体の改革」にも資する方向で、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。推進するにあたっては、下記について、府省横断的なものも含め、補助金改革等を行い、持続可能な地域の再生につなげる。

①　知恵と工夫の競争のサポート・促進

・地域再生に必要なひとづくり、人材ネットワークづくりに資する活動（企画立案・推進）への支援

・既存の諸施策において、地域再生を重視する方針を明確化するとともに、地域再生推進のための手段を具体化

②　自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

・地域再生のモデルとなる主要政策テーマとして、地域観光の活性化、産学連携、環境共生、地域福祉・介護、ＩＴ化、バリアフリー化等を位置づけ、テーマごとに連携すべき施策をパッケージ化等

・地域再生の推進に資するよう、地域の視点からの補助金改革を推進し、既存の補助金を見直し、地域が自主裁量性の高い資金を未来への投資として、透明な選定プロセス、複数年度執行、成果の評価なども念頭に、国民に説明できるような形で戦略的に活用できるような仕組みを構築

③　民間のノウハウ、資金等の活用促進

・地域再生に資する外部経済効果等の高い民間プロジェクトに対する、民間資金の誘導促進

・アウトソーシングを促進するための環境整備

### (2)　都市再生の総合的な推進

・都市の国際競争力を高めるとともに、地域経済の活性化、質の高い生活環境の創出を図るため、都市再生プロジェクトの推進、民間都市開発投資の促進、商業等の機能が集積する市街地の中心部の再生をはじめとする全国都市再生の推進に取り組む。その一環として、都市部における地籍整備を推進する。

### (3)　地域の基幹産業等の再生・強化

**（農業の競争力強化・食料産業の活性化）**

・農業の競争力強化、食料産業の活性化を図るため、「農政改革基本構想」に示された攻めの農政の方向性を踏まえ、本年夏までに新たな「食料・農業・農村基本計画」の中間論点整理を行い、可能な施策か

ら平成17年度概算要求等に反映し速やかに実施する。

その際、市場原理に基づく価格形成による競争の一層の促進、担い手を対象とした品目横断的な政策への移行、農業環境・資源の保全政策、農業生産法人の要件や構造改革特区における株式会社等の農業への参入の全国展開等参入規制の在り方について検討を行い、規模拡大や多様な担い手の育成に重点をおく。

また、農林水産物、食品の輸出拡大に向けた取組の強化、食品産業と農業との連携強化、水産資源の増大と持続的利用を図るとともに、「立ち上がる農山漁村」を推進する。

さらに、改正された関係法律等に沿って、地方の裁量権の拡大と地方組織のスリム化を図る。

・産業クラスター、知的クラスター等の手法を活用し、食料産業分野においても産学官連携を推進する。

**（建設業の新分野進出支援策の取りまとめ）**

・地域の中小・中堅建設業の新分野進出への取組が円滑になされるよう、情報提供、中小企業対策や雇用対策の活用、農業、福祉、環境等の分野への進出に係る規制・制度の見直しや構造改革特区の活用、施設の管理運営を行うＰＦＩ事業への参入支援等の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する。

**（観光戦略の強化）**

・観光立国による地域再生のための地域自らの取組を促進するとともに、観光産業の進展を図る。このため、新たに設けられた観光立国推進戦略会議を活用しつつ平成16年度から観光戦略を強化する。

・具体的には、観光分野の人材育成、良好な景観形成、長期休暇の取得促進、外国人観光客に配慮した諸環境の整備、都市と農山漁村の共生・対流の促進、世界遺産をはじめとする自然・文化等の活用等の施策を強力に推進する。

## 2. 雇用政策・人材育成施策の新たな展開

### (1) 職業教育の強化と「若者自立・挑戦プラン」の強化

**（職業教育の強化）**

・小・中学校段階から職業に関する教育を地域の協力も得て充実するとともに、高校段階においては、より具体的な職業観の確立を目指した教育を強化する。こうした考え方に立って、社会ニーズに応じた高度な専門的人材を育成するため、専門高校及び全国に展開する国立高専等の学校運営の弾力化、地域の特性を活かした教育内容の構築、地域産業との連携等の強化を促進する。

**（「若者自立・挑戦プラン」の強化）**

・「若者自立・挑戦プラン」については、民間委託等を活用する範囲を大幅に拡充することや、国から地域への支援を競争的・選択的に行うこと及び成果評価に基づき適切に見直しを行うこと等により実効性・効率性を高めていく。そのため、平成16年中に若者自立・挑戦戦略会議でアクションプランを取りまとめる。

・また、地域の産業界の協力を得つつ、地域の産業界、教育機関、行政機関、住民が連携して、地域における経験豊かな人材や施設（工場、サービス施設、職業能力開発校等）を活用した職業教育及び体験活動等の積極的推進を図るなど、同プランを効果的に推進していく枠組みを強化する。

**（フリーター・無業者に対する働く意欲の向上等）**

・若年者雇用への関心を喚起する国民運動の推進、働く意欲の涵養、向上を図る取組、労働体験や職場定着の推進のための施策など、若年者に働く意義を実感させ、その意欲や能力を高める総合的な対策を講

じる。

### (2) 地域主導の雇用政策

・労働移動円滑化や能力開発等の雇用政策において地域の実情に応じた対応策を取るため、地域からの提案を受けた競争的・選択的支援の仕組みの創設について検討する。
・「新産業創造戦略」を踏まえ、国際競争力に優れた先端産業、市場ニーズに対応したサービス等新産業とともに、観光や食品産業、ものづくり産業など地域再生の核となる産業を育成し、新たな雇用機会の創出を図る。同時に、地域のニーズ等を踏まえつつ、これら新産業の発展を支える中核人材を育成するための人材育成プログラムを推進する。

### (3) 労働移動の円滑化等

・平成16年度より長期失業者を対象に導入されたハローワーク事業の包括的な民間委託について、評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。
・有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲（現行　年収700万円超）について、施行状況を踏まえ、更なる拡大に関し検討する。
・ハローワーク及び雇用保険3事業について、平成16年度より開始された数値目標の明示を今後も進めるとともに、保険料負担者への説明責任の徹底、外部評価の活用による厳正な評価を行い、その結果を踏まえて重点化・効率化を一層推進する。

## 3.「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化

### (1) 「新産業創造戦略」の推進

**（7つの戦略産業分野と地域再生の産業群の育成）**

・「新産業創造戦略」に示されたアクション・プログラムを踏まえ、我が国の将来の発展を支える燃料電池等7つの戦略産業分野を育成するため、研究開発、人材育成、規制改革、環境整備等を重点的に推進する。
・地域の資源を活かしつつ産業クラスター計画や知的クラスター創成事業を推進し、創造的な地域産業の再生を図る。その際、両者の統合的かつ円滑な運用や各クラスター間のネットワーク化を進める。また、コーディネーター制度について地域の実態とニーズに即した運用を行うなど顔の見える信頼ネットワークの充実、人材・技術のデータベース化支援など地域における産学官連携強化、地域ブランドの形成・発信等の重点施策を実施する。

**（産業人材の育成）**

・製造現場の中核人材やサービス産業人材、ＩＴ人材等の産業人材の育成を図るため、産学連携による人材育成プログラムの開発やベテラン人材の活用等を促進する。また、企業内人材投資の促進、優秀な産業人材のスキル標準の策定を含む顕彰制度の充実・普及、草の根ｅラーニング・システムの整備等を推進する。

**（新技術の創造・保護等と最適な事業環境整備）**

・研究開発については、「科学技術創造立国」の実現に向けた政策との連携を緊密にしつつ、戦略産業分野への重点化を図る。また、研究開発と規制改革・標準化等の一体的推進、特許審査迅速化と特許情報の提供拡大等、企業における営業秘密管理や技術流出防止の強化、国際標準の戦略的獲得、デザインの

保護強化と地域ブランドの確立支援等により、新技術の創造・保護等を強化する。
・電子タグの活用による商物流の効率化、ＩＴに関する信頼性・安全性の一層の強化等を推進する。

### (2) 公正取引のためのルールの強化

・21世紀にふさわしい競争政策を確立するため、幅広く議論を尽くした上、独占禁止法改正法案を本年中に国会に提出するとともに、引き続き、公正取引委員会の機能強化に取り組む。
・公共調達について、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進するため入札・契約の一層の改革・適正化を進めるとともに、発注者側に談合への関与があった場合の制裁の厳格化を検討する。

### (3) 経済連携の推進、対日直接投資の促進

・ＷＴＯ新ラウンド交渉を推進しつつ、経済連携を推進する。アジア各国等との経済連携交渉について、アジアの先進国にふさわしいリーダーシップを発揮しつつ、政府全体として緊密な連携・調整の下に、国内構造改革と一体的に加速・強化する。このため、看護、介護等の分野における外国人労働者の受入れに関して総合的な観点から検討する。また、農業生産の効率化を促す方向で、農政改革を早期に進める。相手側に技術・人材育成、国内法制度（政府調達、知的財産権保護、競争政策等）、通信・物流インフラなどの面で自由化のボトルネックがある場合にはＯＤＡなどによる協力も活用しつつ、その改善を支援していく。
・新たな経営ノウハウや技術の導入等を通じて新市場や雇用の創出をもたらす対日直接投資を促進するため、「対日投資促進プログラム」の着実な実施により、平成18年末までの５年間で対日直接投資残高の倍増を目指す。

### (4) ＩＴ戦略の推進

2005年までに世界の最先端のＩＴ国家となるとともに、2006年以降も世界最先端のＩＴ国家であり続けるため、内閣一体となってｅ－Japan戦略を進めていくことが必要であり、このため「ｅ－Japan重点計画2004」に基づき、加速化５分野、先導的７分野、インフラ等ＩＴ政策の重点化・加速化を推進する。
・利活用の分野のうち医療のＩＴ化については、より良質で安全かつ効率的な医療を実現するため、政策群の手法も活用し、財政規律を保ちつつ関係機関にＩＴ化のインセンティブを与える制度改革等により強力に推進し、社会保障関係のＩＴ化につなげていく。また、同様に効率性を確保しつつ、教育など知のＩＴ化を推進する。
・電子政府の構築に当たっては、ＩＴ化に対応した行政の減量効率化を進める。
・ネットワーク分野については、ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が元気に参加できるＩＴ社会を実現するため、「ｕ－Japan構想」を具体化する。
・ｅ－Japan重点計画2004においては、過去の重点計画の評価を踏まえ、成果目標を導入し、ＩＴ戦略における成果主義を確立する。

### (5) 科学技術創造立国

・「科学技術基本計画」に基づき、関係府省の協力の下、総合科学技術会議が司令塔として先導して、一般会計・特別会計の科学技術予算（人文社会科学を含む。）を、各府省の枠を超え、優先的な分野に大胆に重点化・効率化する。その際、これまでの同会議による優先順位付けの成果を評価する。また、政

策群の手法について、一層の活用を図る。「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。

・競争的研究資金については、交付の審査基準を明確化するとともに、研究者に関するデータベースの活用や研究の実績より計画を重視するなど評価方法を改革し、将来ある若手研究者や質の高い研究に重点配分する。

### (6) 知的財産の創造・保護・活用

・知的財産戦略については、「知的財産推進計画 2004」に基づき、官民一体となった模倣品・海賊版対策の強化等、引き続き、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、業界の一層の近代化・合理化に向けた取組の強化等を通じて、コンテンツビジネスの振興を推進する。

### (7) 中小企業の革新と再生

・大学発ベンチャー 1000 社計画等の研究開発型ベンチャー支援、異業種間やＮＰＯ等との新連携による中小企業の高付加価値化支援、中小企業再生支援協議会等を活用した事業・産業再生の一層の促進、創業からその後の事業展開に応じた資金供給の円滑化や債権・動産の活用促進等による産業金融機能強化等を通じ、活力ある中小企業の革新と再生を図る。

# 第3部　経済財政運営と平成17年度予算の在り方

## 1. 経済財政運営の考え方

### (1)　今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

**（平成16・17年度の日本経済）**

・景気の現状は、企業部門の改善に広がりがみられ、個人消費も持ち直すなど、着実な回復を続けている。但し、景気回復の状況にはばらつきがみられる。

・今後の経済動向については、世界経済の回復が続く中で、景気の自律的な動きが強まっていくことから、景気回復が続き、「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成16年1月19日閣議決定）及び「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定」（同日閣議決定。以下「改革と展望－2003年度改定」という。）で示した経済の姿に概ね沿ったものとなると見込まれる。

・平成16年度については、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の増加が続き、こうした企業部門の動きにより、雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待される。こうしたことから、我が国経済は民間需要中心の回復過程を辿るものと見込まれる。また、デフレ傾向は継続するおそれがあるものの、需要の回復等に加え、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。

・平成17年度については、改革の成果が各部門に浸透していき、企業部門の改善の広がりに加え、家計部門も回復していくことが期待されることから、民間需要を中心とした景気の緩やかな拡大期間が続くものと考えられる。また、デフレからの確実な脱却に向けた進展が見込まれる。

・但し、世界経済の動向等に伴うリスクの存在には十分留意する必要がある。

**（当面の経済財政運営の考え方）**

・集中調整期間の仕上げの年となる平成16年度においては、景気の回復には地域間にばらつきがあり、また、大企業に比べ、中小企業を巡る環境は厳しいことに鑑み、改革の成果を地域や中小企業にも浸透させるとともに、デフレ克服を目指しながら、「基本方針2003」に盛り込まれた施策を着実に実施するなど、構造改革の取組を加速・拡大する。重点強化期間と位置づける平成17年度及び18年度においては、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。

　なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

・デフレについては、景気の着実な回復により需給ギャップが縮小する一方で、銀行貸出の低迷等からマネーサプライの伸びが低い中で、素材価格の上昇により国内企業物価はわずかな上昇を示しているが、物価動向を総合的に勘案すれば、デフレ克服は「道半ば」の状況にあり、その取組は依然重要な政策課題である。こうした中、政府として「改革と展望－2003年度改定」で名目成長率は徐々に上昇し平成18年度（2006年度）以降は概ね2％程度あるいはそれ以上と見込んだことにも鑑み、集中調整期間終了後におけるデフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化する。

・政府は、需給ギャップの更なる縮小を進めるためにも、以下の4分野の構造改革を引き続き推進する。

・金融分野においては、平成16年度末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させるとともに、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進するため、リレーションシップ・

バンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図る。また、産業・金融の一体的再生を図るため、産業再生機構等の積極的活用を促し、整理回収機構（ＲＣＣ）についても中小企業等の集中的再生に向けた一層の活用を図る。さらに、投資商品の多様化・投資家保護の拡充や市場を通じた企業のガバナンス向上など、金融・証券市場の構造改革と活性化に取り組むとともに、平成16年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

・規制分野においては、平成16年5月発足の規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議等が密接な連携を図りつつ、3か年計画を着実に実施するなど、国民生活に直結した分野やビジネスニーズの高い分野等での規制改革・民間開放を進める。また、今後とも構造改革特区を拡充するとともに、これまでの特区での規制の特例措置について、評価委員会の評価を踏まえつつ、速やかな全国展開を行う。

・歳出分野においては、引き続き、民間需要創出に力点を置いた重点化・効率化を行うとともに、社会保障制度改革、三位一体の改革、予算制度改革の本格化等と併せ、持続可能な財政構造を構築する。また、公的債務管理の充実に努める。

財政投融資については、構造改革に資する分野に対象事業の重点化を図りつつ、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確かつ弾力的に対応する。

・税制分野においては、持続的な経済社会の活性化のための税制改革、租税負担と社会保障負担の総合的な検討、三位一体の改革を中心として、引き続き、包括的かつ抜本的な税制改革に取り組む。その際、経済や財政の状況等を十分に見極めつつ、歳出の徹底した見直しと併せ、幅広く検討を行う。

・また、これらの取組に加え、経済活性化に向けた重点施策として、地域再生、雇用政策・人材育成施策の新たな展開、「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化に取り組む。

・日本銀行には、効果的な資金供給につながるような措置を含め、更に実効性ある金融政策運営に努めるよう期待する。また、「改革と展望－2003年度改定」及び「基本方針2004」において政府が示した、「重点強化期間」を含む経済の見通し、デフレからの脱却を確実なものとするための取組等の基本方針と整合的なものとなるよう、金融・資本市場の期待の安定化にも配慮しつつ、デフレ克服までの道筋を含め、金融政策運営に関する透明性の一段の向上に努めることを期待する。

### (2)　中期的な経済財政運営の在り方

・本基本方針の施策を着実に実行し、重点強化期間において、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤の重点強化を図る。

・歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成18年度（2006年度）までの政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）が平成14年度（2002年度）の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、平成18年度（2006年度）までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

・さらに、平成19年度（2007年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

## 2. 平成17年度予算における基本的な考え方

### (1) 平成17年度予算のねらい

・平成17年度予算は、集中調整期間後の「構造改革の仕上げ」と「新たな成長」に向けた重要な予算である。義務的経費を含めて歳出を厳しく見直し、重点課題に対してメリハリのある配分を行うなど、持続可能な財政の構築と予算の質の向上を目指す。平成17年度予算の概算要求基準についても、これらの考え方を踏まえ、策定する。その際、これまでの概算要求基準の下での予算のメリハリを検証する。

・同時に、成果目標の明示や事後の政策評価等の徹底など、予算制度に踏み込んだ改革を行い、国民にとって分かりやすい予算を目指す。

### (2) 歳出改革路線の堅持

・「改革と展望」に示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、平成16年度予算は、一般会計歳出及び一般歳出ともに実質的に前年度の水準を下回るものとなった。平成17年度予算においても、引き続き歳出改革路線を堅持する。国債発行額についても極力抑制する。また、引き続き、特別会計や地方を含め、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）を極力抑制することを目指す。特別会計については、平成17年度予算では、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、一般会計からの繰入を抑制する。

### (3) 予算配分の重点化・効率化

**（重点化の考え方）**

・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点４分野」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年６月25日閣議決定））の考え方に沿い施策を集中し、「第１部　「重点強化期間」の主な改革」及び「第２部　経済活性化に向けた重点施策」を推進する。その際、「(4) 主要予算の改革」も踏まえ、施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。また、各府省は、重点課題における全ての事業予算について、成果目標を提示し、事後評価を十分行い得る基盤を整える。

・また、新規施策の計上に当たり、既存施策の廃止・縮減を行う（予算見合いの原則）。各省庁は要求に当たって徹底した自助努力を行う。あわせて、民間需要を誘発する政策、より少ない財政負担で民間主体の投資を喚起する政策等、民間の潜在力を最大限引き出す政策や費用対効果の高い施策に絞り込む。また、継続する既存施策については、事後評価を要求・査定に反映する。

・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象を拡充する。

**（抑制の考え方）**

・納税者の立場に立って、公共調達の効率化、公用車の効率化をはじめとする行政効率化関係省庁連絡会議の取りまとめ内容について、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する。

・また、予算全体について、民間委託・ＰＦＩなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向に加えて、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、予算執行調査等も活用しつつ、単価の見直しとコストの縮減を図る。義務的な経費であっても、制度改革の取組と併せ、事務事業の合理化や単価の見直しを進めることにより、経費の大胆な節減に取り組む。

・さらに、総人件費の抑制に努める。また、人事院においては、地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における国家公務員給与の在り方についての検討を行い早急に具体的措置を取りまとめるよう、要

請する。地方公共団体においても、地方公務員給与の在り方の見直しを行うよう、要請する。

### (4) 主要予算の改革

① 社会保障については、一般歳出の約4割、地方向け国庫補助負担金の約6割を占めている。少子高齢化が進展する中、年々増加する社会保障関係費の伸びの抑制に取り組むことが、我が国の財政運営上の最大の課題である。このため、概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、「第1部　5.「持続的な安全・安心」の確立」を踏まえ、介護、生活保護、医療その他の制度改革等に取り組み、公的給付の見直し等を行うことにより、その抑制を図る。

② 雇用については、政策効果や実績を検証し、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチ解消等に重点化するなど、メリハリのある見直しを行う。

③ 公共投資については、「改革と展望」に基づき、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、選択と集中の観点から、更なる重点化・効率化を推進するとともにコストの縮減等を図る。その中で、国の役割は国家的な政策課題への対応の観点から戦略的・広域的かつ質の高い社会資本の整備に重点化するとともに、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で取り組む。「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）において厳しく見直すこととした分野については、引き続き厳しく抑制する。機能類似の事業については、府省間の一層の連携・調整を図る。

④ 教育については、義務教育に関する地方の自由度を拡大し、地方公共団体や地域住民の知恵・工夫が一層活かされるような仕組みとするため、これまでの改革に加え、現行法の見直しを含めた検討を進めるなど、義務教育費国庫負担制度の改革を推進する。また、高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間、国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを促進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。文化については、施策の有効性や費用対効果の検証等を通じ、説明責任を果たしつつ、その振興及び支援の重点化を図る。

⑤ 科学技術については、総合科学技術会議による施策の優先順位付けの予算への反映を徹底するとともに、同会議が一層の主導性を発揮し、重点4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）への更なる重点化と、その他分野（エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア）における一層の効率化・合理化を図る。また、プロジェクトの中間評価・事後評価の結果を将来の資源配分に反映する具体的制度作りを進めるとともに、評価結果に基づくプロジェクトの見直しや中止を積極的に行う。

⑥ 農林水産については、農業者全体を対象とした一律的な施策について見直しを行い、施策を意欲と能力ある経営体に集中させることにより、競争力の強化を図る方向での改革を更に推進する。

⑦ 地方財政については、三位一体の改革を推進し、国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法の簡素化等に取り組む。

⑧ 治安については、現下の犯罪情勢等を踏まえ、既存施策の精査の徹底、民間活力の活用等を通じ、効率的かつ機動的な体制の整備を図ることにより、国民の安全・安心を確保する。

⑨ 防衛については、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（平成15年12月19日閣議決定）に沿って、新たな脅威等に実効的に対応し得る体制を整備するとともに、自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し・効率化を図る。

⑩ ＯＤＡについては、我が国にふさわしい姿を目指し、諸外国の動向や外交を戦略的に展開するための

適切な水準を見極めつつ、その内容を精査し、効率化を進める。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

## 第１部　日本経済の課題

### 1. 日本経済の体質強化

構造改革の基本理念は、「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に」、「地方でできることは地方に」という方針に集約される。この基本理念の下、これまでの２年間、政府は構造改革に着実に取り組んできた。日本経済再生のタネは、その結果、構造改革特区の導入、「金融再生プログラム」に基づく不良債権処理の促進等、徐々に蒔かれつつある。

しかし、本格的に取り組むべき課題が依然多く残っており、改革は途半ばである。タネが確実に花開く努力を重ねると同時に、日本の将来を生みだす新たなタネを蒔かなければならない。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」は、構造改革を更に本格的に推進するため、これまでの進展を点検・評価した上で、構造改革の基本方針を「3 つの宣言」と「7 つの改革」という形で新たに打ち出す。その枠組みに沿って政府が今後特に推進する施策を明らかにする。

構造改革よりは、短期的な景気対策を優先させるべきとの主張がある。構造改革の目的は、国民に我慢を強いることではない。これまでの古い制度や政策手法が限界に近づいていることは明らかであり、我が国は先進国中最悪の危機的財政状況の中で「持続可能」な形での政策運営を迫られている。一時的ではなく持続する経済成長、長持ちする景気拡大を実現するには、構造改革を推進して、日本経済の体質を改善して「元気な日本経済」を実現するしかない。

「元気な日本経済」は個性と魅力ある「元気な地方」に支えられて実現する。そのためには、地方が持つ潜在的な力を十分に開花させていく必要がある。

### 2. デフレの克服

日本経済は、輸出の増加を背景に持ち直し、平成 14 年度の実質経済成長率は 1.5% のプラス成長となった。しかし、14 年後半以降、輸出の増勢が弱まったことなどから、このところ景気は横這いで推移している。日本経済の体質を強化して、内需主導の自律的回復を実現するという依然大きな課題を残している。

また、平成 14 年度の名目経済成長率は 0.7% のマイナスとなっており、依然としてデフレ（一般物価水準の継続的下落）が続いている。加えて、資産価格の下落も続いている。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、不良債権問題の解決を妨げている。想定以上に厳しい内外経済環境の下で、デフレ傾向は根強く、これを早期に克服することが依然大きな課題として残されている。

デフレ克服と同時に、構造改革によりプラスの実質経済成長率を達成することが重要であり、それに応じたプラスの名目経済成長率が実現される。

デフレ克服に向け、今後とも、政府は、日本銀行と一体となって強力かつ総合的に取り組む。日本銀行には、実効性ある金融政策運営の展開を期待する。また、デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、より強固な金融システムの構築が必要である。政府は、「金融再生プログラム」に基づき、平成 16 年度に不良債権比率を半減させるという目標の実現に取り組んでいる。本年６月には、金融危機を未然に防ぐため、りそな銀行に対する資本増強を決定した。また、証券市場の構造改革、不動産市場の活性化、住宅・土地、

金融・証券税制の軽減措置などを実施している。こうした取組を通じ、「改革と展望—2002年度改定」（平成15年1月24日閣議決定）で示したように、集中調整期間の後にはデフレは克服できると見られる。

## 3.「3つの宣言」と「7つの改革」

構造改革が目指す目標は、「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」の3つを実現することである。大胆な規制改革などにより民間の持てる力を最大限引き出さなければ、元気な日本経済は実現しない。国民が老後や医療に不安を抱えていては、元気な日本経済は実現できない。財政が破綻するおそれがあっては、元気な日本経済は実現できない。

構造改革の勢いを維持するには、これまで以上に国民の生活に密着した分野での構造改革を行い、「日本が変わった」と国民が実感できるようにすることが必要である。このためには、「官から民へ」を明確に制度・規制改革として実現し、「国から地方へ」を、地域の視点・現場重視の発想により積極的に推進し、財政構造改革を進める中で予算配分を抜本的に見直しながら新しい予算編成プロセスの導入を実現しなければならない。

政府は、以下の「3つの宣言」・「7つの改革」に基づき、今まで以上に強力に構造改革を推進する。あわせて、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策対応を行うこととする。

### (1) 経済活性化

宣言：民間の活力を阻む規制・制度や政府の関与を取り除き、民間需要を創造する。

日本経済の体質を強化して、内需主導の元気ある経済を創造するために、環境と経済の両立を図りつつ、未来への投資を通じて民間経済がもつ創意工夫を十分に発揮できる環境を整備する。具体的には以下の4つの改革に取り組む。

改革1：規制改革・構造改革特区

改革2：資金の流れと金融・産業再生

改革3：税制改革

改革4：雇用・人間力の強化

これらの施策のほか、起業支援を強化するとともに、戦略的な研究開発の実施、コンテンツ（情報内容）やＩＴ産業等の持つ潜在力の顕在化等を通じて日本ブランドの確立を図る。「科学技術基本計画」に基づく施策を進め、生活支援技術を含む日本の明るい未来の創造に役立つ技術開発を推進するとともに、「e－Japan戦略Ⅱ」に基づき第2期ＩＴ革命を推進する。また、ＷＴＯ新ラウンドを推進しつつ、ＦＴＡ（自由貿易協定）を推進する。さらに、日本の市場をグローバリゼーションに対応した構造とし、対日直接投資を促進することを通じて、消費者の利益と安全を重視しつつ我が国の国際競争力を強化する。環境産業の振興やエネルギー技術との連携を深め、循環型社会の進展を図る。

### (2) 国民の「安心」の確保

宣言：持続可能な社会保障制度を構築し、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会をつくる。

社会保障制度について、現状の制度を将来にわたって維持すれば、高齢化に伴い若年世代の負担が増加し、若年層の負担の重圧により経済の活力が阻害される懸念がある。また、少子高齢化の進行を背景として度重なる年金制度の改正が行われたことや世代間の不公平があることによって、国民の年金不信が強

まっている。

21世紀型経済社会は、個人が健康に暮らし、自由な選択と自己責任の下で何度でも挑戦できる元気な社会でなければならない。老後の不安、病気の心配、倒産や失業へのおそれ、災害や治安への心配や食の安全への懸念が強いと、元気ある日本経済は実現できない。持続可能で効率的な制度を確立することなどにより国民の「安心」を構築することは、政府の責務である。

このため、世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる「社会保障制度」に改革する。年金・医療・介護・生活保護を一体的にとらえ、制度設計を相互に関連づけて行う。

改革5：社会保障制度改革

また、雇用や中小企業のセーフティネットを確保する。様々な側面での生活の「安全」「安心」は国民生活の基礎であり、緊急事態対応体制の整備を含め、これを十分に確保する。

### (3) 将来世代に責任が持てる財政の確立

宣言：財政の信認を確保し、成果を重視する。

我が国は、大幅な財政赤字が続き、政府は巨額の債務残高を抱えている。近年の財政構造改革への取組を反映して、歳出規模は抑制されているものの、国・地方ともに財政赤字が拡大し、債務残高は高水準に達している。現在の制度・政策を続ければ、今後、債務が一層拡大し、財政破綻に至るおそれがある。

現行制度を維持する場合、公債残高の増加に伴う利払い費の増加、高齢化の進展による社会保障給付費の増加等により、今後、政府の規模は、趨勢的に増大していくこととなる。プライマリーバランスを黒字化する（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない）など財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。

このため、歳出全体の改革を引き続き強力に推進するとともに、地方自治の本来の姿を実現する観点や国民への説明責任を果たす観点を踏まえつつ、以下の改革に取り組む。

改革6：「国と地方」の改革

改革7：予算編成プロセスの改革

# 第２部　構造改革への具体的な取組

第１部の３つの宣言を実現するため、以下の７つの分野で構造改革に取り組む。

## 1. 規制改革・構造改革特区

―――医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

**【改革のポイント】**

(1)　医療・福祉・教育・農業など、官の関与の強いサービス分野の民間開放を促進することにより、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とするとともに、新規需要と雇用の創出を加速化する。

(2)　地方や民間から定期的に全国規模の要望及び構造改革特区の提案を受け付け、これらの項目については、「全国」あるいは「構造改革特区」で規制改革を強力に推進するとともに、構造改革特区においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

**【具体的手段】**

(1)「規制改革推進のためのアクションプラン」（平成15年2月17日総合規制改革会議。以下、「アクションプラン」）の12の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

①　株式会社等による医療機関経営の解禁

構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。（構造改革特区における株式会社の医療への参入については後述）

②　保険診療と保険外診療の併用の拡大

特定医療費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。

③　医薬品販売体制の拡充

医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。

④　新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする（平成18年度までに検討）。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

⑤　公立学校の管理・運営の民間委託等

公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。

株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。

⑥　株式会社等による農地取得の拡充

株式会社等の農地取得に関しては、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、農業生産法人に対する株式会社の出資制限を緩和する措置を平成15年度中に実施する。

⑦　労働者派遣の医療分野への適用拡大

医療機関における労働者派遣については、紹介予定派遣の方式により行うことを可能とし、平成15年度中に実施する。

⑧　大学・学部・学科の設置等の弾力化

大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも1年以内に結論を得る。また、大学を設置する学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和については、平成15年度中に検討し、結論を得る。

学部・学科の設置認可の弾力化について、本年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。

⑨　高層住宅に関する容積率の緩和

都心居住の一層の推進を図るため、平成15年中に、都市計画制度の運用実態について総点検を行い、その結果を踏まえ、関連都市計画制度が積極的かつ円滑に活用されるよう、包括的な運用指針を策定するとともに、用途別容積型地区計画における住宅の容積率割増し算定方法の多様化を含め、容積率割増しに関する弾力的な運用を図る。

⑩　職業紹介事業における地方公共団体・民間事業者の役割の大幅拡大

有料職業紹介事業に関する求職者からの手数料規制については、年収要件の大幅引下げ（年収1200万円超を例えば700～800万円超へ）等を平成15年度中に可及的速やかに行う。

ハローワークの職業紹介関係業務については、平成16年度から、例えば長期失業者就職支援などを示して、民間委託を拡大する。その際、成果に対する評価に基づく委託費の支給を行う。

無料職業紹介事業については、地方公共団体、民間事業者、学校等とハローワークとの総合的連携の下に、地域の新たな取組として、若年者に対して職業に関する情報提供・コンサルティングから職業紹介までの幅広いサービスをワンストップで行うセンターを、平成16年度から設置する。

⑪　株式会社による特別養護老人ホーム経営の全国展開

構造改革特区における公設民営方式またはＰＦＩ（民間資金等活用事業）方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系のあり方の見直しの状況を見ながら、全国における取り扱いなどについて更に検討を進める。

⑫　株式会社による農業経営（農地のリース方式）全国展開

構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る。

(2)　上記の12の重点検討事項については、今回の「アクションプラン」での取組を改革の一里塚として、引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制改革会議の答申に盛り込む。

(3)　最終年度となった総合規制改革会議は、経済財政諮問会議との連携を強化しつつ、規制改革を更に加速させる。なお、来年4月以降の規制改革の推進のあり方について、今後、引き続き検討する。

(4)　6月以降も引き続き「規制改革集中受付月間」を設け、地方や民間から定期的に全国規模の要望及び

構造改革特区の提案を受付け、「実現するためにはどうすればよいか」という観点から検討を行い、可能な限り多くの規制改革を全国又は構造改革特区において実現する。

(5) 構造改革特区を通じた規制改革の加速化

・構造改革特区における株式会社の医療への参入について、地方公共団体などのニーズに即し、自由診療の分野において、高度な医療を提供する病院又は診療所の開設を可能とするよう、速やかに関連法令の改正を行う。

・地方公共団体の構造改革特区計画の申請を四半期ごとに受付け、地方公共団体に適切な助言等をしながら、認定基準を満たす構造改革特別区域計画については、すべて速やかに認定を行う。

・構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。

(6) これまで実施した規制改革が、どれだけの新規参入や新規雇用を創出したか等を明確にし、その上で、十分な成果が生まれるよう改革を進める（成果主義の規制改革）。

## 2. 資金の流れと金融・産業再生

———資金の面でも「官から民へ」流れが戻り、家計の豊富な金融資産が民間の成長分野に円滑に投資されるよう改革する。

**【改革のポイント】**

(1) 不良債権問題を解決し、間接金融を再生させ、金融システムを強化する。

(2) 証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る。

(3) 郵便貯金・簡易保険、年金の資金の調達・運用やリスク管理のあり方等について、引き続き検討する。

(4) 財政の状況を総合的に明らかにしつつ、公的な支出の規律を高める。

(5) 政策金融のあり方について更に検討を進める。

(6) 公的債務のリスクを適切に管理する。

(7) 産業を再生させ、地域経済を活性化し、過剰債務問題を解決する。

**【具体的手段】**

(1) 金融改革

① 金融システムの強化

・金融システムの信頼を高め、金融機関が本来の仲介機能を回復するため、必要な検査監督体制の下、「金融再生プログラム」等の着実な実施を通じて、平成16年度に不良債権問題を終結させることを目指す。

・民間金融機関に対し、リスクを見極めそれに見合った金利を設定することを含め、収益力のあるビジネスモデルの構築を促す。

・事業会社をはじめ様々な担い手の金融分野への参入に関する環境整備を図る。

・公的資金を迅速に投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合には法的措置を講ずる。

・金融機関の自己資本強化のための繰延税金資産の扱い方や関連する税制について引き続き検討を行う。

② 証券市場の構造改革と活性化

・郵便貯金や銀行預金など、元本保証の資産で運用する傾向を強めている家計貯蓄の証券市場への流入を促進し、リスクマネーの流れを拡大するため、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」（平成15年5月14日証券市場活性化関係閣僚等による会合）の諸施策を着実に実施・検討する。

・国債の保有が民間金融機関に偏っていることは、国債価格の潜在的な不安定性や、それに伴うリスクをもたらしていると考えられる。そこで国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。

③　公的部門における取組

・郵便貯金・簡易保険について、郵政公社による経営改革の状況を踏まえ、民間金融との役割分担、将来の金利上昇によるリスクへの対応、証券市場の活性化などの観点から、資金の調達・運用のあり方やＡＬＭ（資産・負債総合管理）の充実について引き続き検討する。

・年金資金についても、その規模、リスク管理、及び資金運用のあり方について、社会保障制度改革の動きを踏まえつつ引き続き検討する。

・公的資金の用途の中には、市場のチェックを受けないこともあって、更なる効率化の余地があるものもあると考えられる。このため、特別会計、特殊法人、独立行政法人及び政府保証などの状況も含め、国の財政状況を国民に分かりやすい形で総合的に明らかにし、特殊法人の経営の見直しも含め、公的な支出の規律を高めることに役立てていく。

・中小企業のセーフティネットの充実など金融円滑化・多様化(不動産担保に依存しない手法の推進等)や産業再生のために政策金融を有効活用していく一方で、民間金融の再生を妨げることのないように、長期的に望ましい役割分担の姿に向けて、更に検討を進める。

・国債残高が膨大になる中で、公債市場の安定性を高めるとともに、資金調達コストを最小化していくために、公的債務の各種リスクを適切・専門的に管理するとともに、説明責任の充実を図る。

(2)　産業再生

①　産業面の構造改革

・不良債権問題を企業・産業の過剰債務問題と一体的に解決する観点から、過剰債務企業が抱える優良な経営資源を再生するために、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、改正産業活力再生特別措置法等を活用し、企業の事業再構築、産業再編等による産業面の構造改革を促進する。

②　地域経済

・地域金融の側面では、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキング(注)機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

## 3. 税制改革

――持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

**【改革のポイント】**

(1)　「包括的かつ抜本的な税制改革」に引き続き取り組む。

(2)　社会保障制度改革と整合性をとって税制改革を行う。

(3)　「国と地方」の「三位一体の改革」と整合性をとって税制改革を行う。

---

(注)　金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月）においては、「必ずしも統一的な定義は存在しないが、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指すのが一般的である」とされている。

(4)　負担に対する国民の納得が得られるよう、納税と徴税の環境を整える。

**【具体的手段】**

(1)　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定。以下、「基本方針2002」）の考え方を踏まえ、「改革と展望―2002年度改定」で掲げた次の事項を中心に、引き続き税制改革に取り組む。

・持続的な経済社会の活性化のための税制改革

・租税負担と社会保障負担の総合的な検討

・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方

(2)　家計の金融資産を証券市場に振り向け、将来の成長に結びつけるために、金融資産からの収益を一体化して課税する方式に向けて検討を行う。

(3)　ＩＴ化に対応した納税申告と税の徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ＩＤ制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。

(4)　平成18年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

## 4. 雇用・人間力の強化

―――雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進する。また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。さらに、高齢者の活力の活用を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

**【改革のポイント】**

(1)　観光などサービス産業を中心として、雇用機会の拡大を図る必要がある。

(2)　雇用政策については、関係機関の連携、地域の自主性、利用者選択の拡大を図るとともに、民間事業者への委託など、民間の最大限の活用が重要である。特に、若年者に関しては、地域の主体的取組による民間活用に留意した新たな仕組みが必要である。

(3)　国民の求める安心の実現に向けて、雇用の維持努力とともに雇用機会の拡大、失業等に関連する適切な情報やサービスの提供が必要である。

(4)　義務教育の質向上を図るため、学校評価や学校選択の自由の拡大及び教員の意欲と能力に応じた処遇等が必要である。

(5)　大学教育の質向上を図るため、大学改革の着実な推進と、第三者機関による厳格な成果評価等による競争環境の整備が必要である。

**【具体的手段】**

(1)　雇用制度改革

・今後の時代を担う若年者の人間力強化のため、「若者自立・挑戦プラン」を推進する。その際、地域、企業、若年者の状況に十分配慮する。

・若年者について、現下のフリーター、無業者の増大に対処し、職業人としての自覚の涵養・職業意欲の喚起を前提として地方自治体、学校、民間団体、民間事業者との密接な連携・協力の下に、複数紹介、トライアル雇用や就職支援相談員（ジョブ・サポーター）を活用した一対一の個別総合的な職業相談・紹介体制を整備する。

・企業ニーズ等労働市場の状況に応じ企業実習と教育・職業訓練を組み合わせた若年者への「実務・教育

連結型人材育成システム（日本版デュアル・システム）」を導入する。

・全国一律的な制度から、地域の個性や自主性を活かした雇用促進策へ転換する。地域の新たな取組として、自治体と地域の企業、学校、ハローワーク、民間事業者等の連携の下、その実情に応じ若年者のためのワンストップ・センターを整備する。

・長期失業者に民間事業者を活用して集中的な就職相談、効果的な職業訓練・職業紹介等を行う。その成果に対する評価に基づく報酬等の誘因を付与する。また、労働市場の状況を反映しつつ個人の選択を機能させた職業訓練等を行う。

・労働市場の環境整備のため、キャリア・コンサルティングを担う人材の育成・活用や産業のニーズに応じた職業スキル標準・カリキュラムの策定、職業能力評価制度の整備等を進める。

・社会貢献活動やワークシェアリング等、多様な雇用・就業機会の提供等を推進するとともに、育児休業の取得推進や保育サービスの強化・充実など、子育てをしながら働ける環境整備を推進する。

・「男女共同参画社会」の実現を目指して、指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になるよう期待し、平成15年度においては、関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化など女性のチャレンジ支援策に取り組む。

・障害者の雇用・就業を促進するため、トライアル雇用、能力開発、在宅就業の支援等を進める。

・国民の求める安心の実現に向け、一元的に雇用や失業関連の情報を提供する。

・旧国立研究所など公務員型独立行政法人について、その業務の内容により非公務員型独立行政法人化を進める。

(2)　雇用機会の創造

・サービス分野における規制改革や公的部門の外部委託の推進、情報提供、人材の育成支援、観光立国の実現及び休暇の取得促進・分散化等により、「530万人雇用創出プログラム」を着実に推進する。特に、サービスの生産を担う人材の質的強化は、サービスの品質や生産性を高め、競争力や付加価値の高いサービス産業の発展・創業を促進する上で重要である（具体的な対策例は別紙1参照）。

・公的サービスの外部委託を計画的に進め、ＮＰＯ等を活用するほか、総合的な健康サービス産業、文化産業の創出などにより地域事業を創出する。

・「起業」による就業機会の拡大を図るため、ベンチャー企業向けの実践型就業実習の実施や創業・技術経営（ＭＯＴ）の知識習得のための実効的カリキュラム・講座・ビジネス支援図書館の整備等により、総合的な事業化・市場化支援を推進する。また、創業塾を充実し若手経営者等による「第二創業」の支援を図る。

・大学における知的財産創出、大学発ベンチャー1000社計画や企業発（スピンオフ）ベンチャー支援等による研究開発型ベンチャーの創出、知的財産推進計画の推進、知的技術革新・産業集積の充実を一体的に推進する。このため、最低資本金制度の撤廃の恒久措置化、有限責任会社（ＬＬＣ）・有限責任組合（ＬＰＳ）の早期創設、全国レベルでの見本市の開催、起業化支援機能の強化、特許審査の迅速化、投資ファンドに対する支援策の改善等を行う。

(3)　義務教育改革等

①　義務教育改革

・義務教育面では、時代や社会の要請に応え、基礎・基本の十分な定着を図るとともに、コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備や習熟度別少人数指導等、地域の実情や子供の個性に応じた多様な教育・指導方法の工夫を進め、子供の学習意欲の向上も含め「確かな学力」の向上を目指す。この一環として、教員の一律処遇からやる気と能力に応じて処遇するシステムへの転換を進める。

② 教育と雇用の連携等

・小中学校、高校等で、地域や企業等の協力を得て、就業体験、子供参観日（親の職場を子供が参観）などのキャリア教育を推進し、就業意欲を高める。また、体験・参加型の起業家教育を強化する。

・専門職大学院の設置等、専門職業人養成を目的とする高度で多様な教育機会を拡大するとともに、就学休業（キャリアブレイク）制度を推進する。

・人間力を養う柱となるとともに、食の安全・安心確保の基礎となる「食育」を関係行政機関等の連携の下、全国的に展開する。

(4) 大学改革

・国立大学の法人化に当たっては、中期目標の作成及び中期計画の認可に際し、大学の自主性・自律性を最重視する。また、監査・評価については、情報公開を推進しつつ、簡素化・効率化する。

・学部・学科設置及び定員配分等について、各大学の主体的・機動的な組織編成を可能とし、運営に関する大学の創意工夫を生かすなど、自由で競争的な環境をつくる。また、人事面で政府は極力介入しない。

・国立大学の法人化に当たっては、大学の特性に配慮しつつ独立行政法人に準じた予算化が行われることとなっており、事業運営と予算について、「宣言―実行―評価」のプロセスを確実なものとする。

・運営費交付金については、明確な基準に基づいて算定することとし、その際法人化される各大学の自助努力を阻害しない仕組みとする。施設費補助金についても、中期計画に基づき弾力的・効率的に執行する。

・教育については、大学への補助を一層重点的・競争的なものにするとともに、奨学金を充実する。

## 5. 社会保障制度改革

―――世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる社会保障制度に改革する。

**【改革のポイント】**

(1) 経済と調和し、かつ、国民生活の安心を確保できる、持続可能な社会保障制度を確立することが、経済社会の活力の源である。このため、活力ある高齢社会を構築する中で、国民の安心を確保しながら、社会保障給付費の伸びを抑制し、国民負担率の上昇を極力抑制する。

(2) 年金制度は、現行制度のままでは、若年世代の負担が過重なものとなり、世代間のバランスを失することになってしまうことから、給付と負担の改革を行う。また、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念に合致した制度に向けた改革を行う。

(3) 保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての基本方針の早期具体化、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の課題の早期検討・実施、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定。以下、「基本方針2001」）に盛り込まれた「医療サービス効率化プログラム（仮称）」の早期の完全実施など、医療制度改革を加速する。

(4) 年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。

**【具体的手段】**

(1) 社会保障給付費の伸びの抑制

今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、医療制度改革を加速するとともに、年金制度や介護制度について新たな改革を行い、持続可能な制度を確立し国民の安心を確保しながら社会保障給付費の伸びを抑制する。その際、自助努力や民間部門の活用を図ることが重要であ

る。

(2) 年金制度の改革

平成16年に予定される次期年金制度改正においては、後述の課題を念頭におきつつ、次の①～⑧の基本的方針に沿った改革を行う。これにより、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革とする。

① 現行の給付と負担の水準では制度は維持できない。持続可能な制度を構築するためには、将来の現役世代の負担を過重にしないため、早期の給付調整を図ることを基本とする。その際、年金受給者や年金受給の近い者に対して、急激な変化をもたらさないよう配慮する。

② 保険料は引き上げざるを得ないが、将来の最終的な保険料については、国民負担率の上昇抑制と、将来の現役世代の過重な負担の回避という視点を重視し、決定する。保険料の引上げは早期に行う。

③ 基礎年金の国庫負担については、平成12年年金改正法附則の規定を踏まえ対応する。

④ 将来における負担を一定水準に固定し、既に年金を受給している者も含めて、人口や経済の状況変化に応じて給付を自動的に調整する仕組みの導入を念頭に置き、長期的な給付と負担の均衡を図る。

⑤ 年金給付については、④にあわせて、片働き世帯を前提とした給付水準の見直しを行うとともに、高齢者の経済格差に配慮した給付抑制や負担のあり方についての検討を行う。

⑥ 積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する。

⑦ 第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方の見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする。

⑧ 年金制度の未納・未加入者に対する徴収の強化を徹底する。

また、以下の課題についても検討を行う。

(ⅰ) 基礎年金の負担の仕方は、現在、職業等によって異なっているが、基礎年金の役割・位置付けを明確にし、職業を問わず共通の負担の仕組みとなるよう給付の仕組みと併せて検討を進めること。

(ⅱ) 将来の生涯現役社会を展望した支給開始年齢のあり方について、雇用と年金の連携を考慮しつつ、検討を行うこと。

(3) 医療制度の改革

国民皆保険体制の下で、医療サービスの多様化・質の向上と患者による選択の拡大を図るとともに、公的医療費の伸びの抑制を図り、経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、持続可能性のある医療制度への改革を引き続き推進する。

① 本年3月に閣議決定した保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての「基本方針」の具体化について実施可能なものから極力早期に実施していく。

② 増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「基本方針」以外の課題について、早期に検討を行い、実施する。

③ 「基本方針2001」に盛り込まれた「医療サービス効率化プログラム（仮称）」について、工程表を改めて作成し、早期の完全実施を行う。

(4) 介護保険制度の改革

介護保険制度については、給付費が増大する中、制度全般の検証を行い、介護保険が適用される給付の内容及び水準、施設・在宅の枠組みを越えた新しいタイプのサービスのあり方、施設サービスにおけるいわゆる「ホテルコスト」等給付と負担のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 社会保障サービスの一体的な設計

① 「社会保障個人会計（仮称）」の導入に向けて検討を進める。この場合、現役世代にとっても年金の給

付と負担が分かりやすい仕組みを工夫し、基礎年金、報酬比例年金それぞれの給付と負担について、加入者個々人に情報提供を行う。

② 少子化の流れを変え、子どもを生み、育てやすい環境づくりに総合的に取り組むなど、次世代育成の支援を進める。

③ 生活保護においても、物価、賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。

④ 医療保険や介護保険の保険料、医療や介護サービスを受けた場合の自己負担の所得基準などについて、世代間・世代内の公平の観点から、制度相互の関係を含め、一体的に見直す必要がある。

## 6.「国と地方」の改革

――「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

**【改革のポイント】**

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

(1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

③ 効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約17兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

(2)　三位一体の改革の具体的な改革工程

①　国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

②　地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

（ⅰ）　国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

・国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
・地方財政計画計上人員を4万人以上純減
・投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
・一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制

（ⅱ）　国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。

（ⅲ）　現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

（ⅳ）　税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

③　税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、

必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配意し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組の上に立って、来年度予算の中で改革を着実に進める。

(3) 市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

## 7. 予算編成プロセス改革

―――財政構造改革を進めるに当たっては、予算の質の改善・透明性の向上が重要である。このため、事前の目標設定と事後の厳格な評価の実施により、税金がどのような成果を上げたかについて、国民に説明責任を果たす予算編成プロセスを構築する。

**【改革のポイント】**

(1) トップダウンの予算編成を更に強化し、歳出の思い切った重点化を図る。

(2) 政策目標を国民に分かる形で明確に示し（「宣言」）、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し（「実行」）、目標達成の状況を厳しく評価する（「評価」）という予算編成プロセスの確立を目指す。

(3) 平成16年度予算において、新しい予算編成プロセスを「モデル事業」として試行的に導入する。

**【具体的手段】**

(1) トップダウンの予算編成の強化

・「改革と展望」において、主要な歳出分野についての複数年度にわたる指針をより明確に示す。

・「基本方針」等で内閣の経済財政に関する大方針を具体的に提示するとともに、予算の優先配分等の基本的な方針を明示する。

・予算編成は、そのスタート段階から歳出水準についての考え方など、全体像を明らかにしつつ行う。

(2) 新しい予算編成プロセスの確立に向けた基本的考え方

・各府省は、「基本方針」で示された大方針の下で、達成すべき政策目標（予算制約と両立するもの）を具体的に作成する。また政策目標は、事業の性格に応じ、可能な限り定量的なものとする。各府省は、政策目標との関連を明らかにしつつ予算要求を行う。

・各府省は、政策目標を達成するために、効率的な予算執行に努める。また、事業の性格に応じ、弾力的な予算執行を行う。

・目標の達成や執行の効率性について、執行段階及び事後の政策評価等を厳しく行い、その後の予算編成に結びつける。

・事前評価・事後評価のための科学的手法を開発する。また、各府省は、ＡＢＣ（活動基準原価計算）等

のコスト管理手法への取組を一層強化する。

・透明性を高めるために、発生主義会計等の民間企業会計手法の導入など、公会計制度の改革を進める。

(3) 平成16年度予算における「モデル事業」の試み

・各府省は、上記の基本的考え方に沿った第一歩として、モデル事業を検討する。その際、下記の要件に合致した政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについては、モデル事業として概算要求を行う。経済財政諮問会議で、当該事業について報告する。

（ｉ） 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること。

（ii） 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること。

（iii） 目標期間は１～３年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること。

・政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行う。各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する。

・複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする。

(4) 「モデル事業」の事後評価

・計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。そして、今後の予算編成プロセスの改革に向けた検討材料とする。

# 第3部　16年度経済財政運営と予算のあり方

## 1. 経済財政運営の考え方

### (1)　今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

**(平成15・16年度の日本経済)**

景気の現状は、おおむね横ばいで推移している。企業部門は持ち直しつつあるが、株価の動向や米国経済等、引き続き不透明感がみられる。デフレについては、依然厳しい状況が続いている。

今後の経済動向については、「平成15年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成15年1月24日閣議決定)及び「改革と展望－2002年度改定」におおむね沿った姿になると見込まれる。

平成15年度については、構造改革を強力に進める中で、平成14年度補正予算、税制改革における減税等の効果の発現に加え、世界経済も徐々に回復していくことなどから、輸出や生産が再び上向き、企業収益が増益を維持するなど、企業部門も緩やかに回復する。こうしたことから、平成15年度の我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復へと次第に向かっていくものと見込まれる。ただし、所得・雇用環境については、厳しい状況が継続する。デフレについては、物価の下落は継続するものの、需給の回復等により、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。

平成16年度については、本基本方針で示した構造改革を強力に進め、不良債権問題を終結させることを目指すとともに、引き続きデフレ克服に向けた総合的な取組を進める中で、デフレは改善され、民間需要中心の緩やかな回復過程を辿るものと考えられる。

**(当面の経済財政運営の考え方)**

「改革と展望―2002年度改定」では、平成16年度までの集中調整期間において、最も重要な課題は資産デフレを含めデフレの克服であるとしており、そのため、民間需要、雇用の拡大に力点をおいた構造改革を中心に改革を加速するとともに、金融面など総合的な対応が重要であるとしている。政府は、こうした「改革と展望―2002年度改定」の考え方に立って、日本銀行と一体となって、デフレ克服に向け、強力かつ総合的な取組を実施する。経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

政府は、「3つの宣言」を実現するため、引き続き、規制、金融、税制及び歳出の構造改革を一体的かつ整合的に実行することにより、民間需要が持続的に創出される環境を整備していく。

規制面については、構造改革特区を突破口としながら、国民生活に直結した分野での改革を徹底し、成長分野における潜在需要を喚起する。

金融面については、平成16年度における不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」に基づく諸施策を着実に実施することにより、金融仲介機能の回復を図り、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にする。また、今後とも、金融システム不安を起こさせない。

税制面については、引き続き、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

歳出面については、民間需要創出に力点を置いた大胆な重点化を行うとともに、社会保障制度改革等と併せ、持続可能な財政構造を構築することを通じて、国民の将来不安を払拭し消費や投資を喚起する。

財政投融資については、構造改革に資する分野に対象事業の重点化を図りつつ、経済金融情勢を踏まえ、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確かつ弾力的に対応する。

これらの取組や雇用制度改革を通じ、雇用機会の創造を図る。

日本銀行は、これまで日銀当座預金残高の増額や長期国債買入れの増額など、量的緩和政策を行ってきた。また、金融政策運営の基本的な枠組みについて、金融緩和の波及メカニズムを強化する観点から、様々な措置について幅広く検討を進めつつ、必要な措置を講じているところである。政府は、引き続き、「改革と展望―2002年度改定」に沿って、デフレ克服に取り組むこととしており、日本銀行においても、できる限り早期のデフレ克服を目指し、実効性ある金融政策運営を行うよう期待する。

### (2) 中期的な経済財政運営の考え方

経済活性化とデフレの克服に向け、民間需要、雇用の拡大を最重視した構造改革を加速するとともに、政府・日本銀行一体となってできる限り早期のプラスの物価上昇率の実現に向けて取り組む。

また、「改革と展望」に沿って、2006年度までの政府の大きさ(一般政府の支出規模のＧＤＰ比)が2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指す。

さらに、2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を継続するとともに、民間需要主導の着実な成長を実現することにより、国と地方を合わせたプライマリーバランスを、2010年代初頭に黒字化することを目指す。

## 2. 平成16年度予算における基本的な考え方

「官から民へ」、「国から地方へ」といった改革を全面的に推進する。また、財政規律を維持しながら民間需要や雇用を創出するために、予算を「根元」から見直し、大胆なメリハリをつけ、将来のために活用する。さらに、持続可能な財政の構築に向け、簡素で効率的な政府を実現する。

### (1) 歳出改革路線の堅持と財政の持続可能性の確保

・「改革と展望」において示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、平成15年度予算は一般会計歳出及び一般歳出ともに実質的に平成14年度の水準を下回るものとなった。現在の財政の状況に鑑み、平成16年度予算においても、昨年度同様の歳出改革路線を堅持する。また、国債発行額についても極力抑制する。

・また、特別会計や地方を含めて捉え、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）を極力抑制することを目指す。

### (2) 予算編成に当たっての重点と抑制の考え方

① 重点化の考え方

予算の配分に当たっては、民間需要を誘発する政策、より少ない財政負担で民間主体の投資を喚起する政策等、民間の潜在力を最大限引き出す政策を重視する。具体的には、ある目標に向かって、民間のイニシアティブを引き出すための以下のような政策と予算との組合せ（政策群）という手法を重視し、効果を最大限発揮させる。

・規制改革や構造改革特区の円滑な推進、市場環境整備

・民間資金や民間ノウハウ、ＮＰＯ等を活用して実施する、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）、官民協力型事業、公設民営、民間委託、産学連携

・新事業創造・起業の加速

また、「第２部　構造改革への具体的な取組」を促進するとともに、下記の「活力ある社会・経済の

実現に向けた重点4分野」(「基本方針2002」)の考え方に沿い、施策を集中する。ただし、「(3) 主要予算の改革」も踏まえ、政策効果が最大限発現するよう、これまでの実績・評価を考慮して、重点分野においても施策の絞込み(重点化・効率化)を行う。

＜活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野＞

(i) 人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、IT

(ii) 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

(iii) 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

(iv) 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

② 抑制の考え方

予算全体について、物価動向に加え、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、単価を引き下げる。総人件費の抑制については、徹底した増員の抑制と一層の定員削減に努める。また、人事院・人事委員会等においては、地域ごとの実態を踏まえた公務員給与のあり方の具体的見直し内容を早急に明らかにするよう、要請する。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる「三位一体の改革」を推進する中で地方向け補助金等の廃止・縮減等の改革を行う。組織の整理統合・業務の効率化等を更に推進し、特殊法人等向け財政支出を厳しく抑制するほか、独立行政法人の業務実績の厳格な評価を予算に反映する。

### (3) 主要予算の改革

歳出の聖域なき見直しのためには、緊要性・政策効果等について「根元」から洗い直し、「官から民へ」、「国から地方へ」、「利用者選択の拡大へ」、「ハードからソフトへ」といった基本的な考え方に沿って、効率化・削減を強力に推進する必要がある。このため、概算要求段階から、以下の観点に立った歳出構造改革に取り組む。その際、政策評価等の結果を一層活用する。

① 社会保障

社会保障については、一般歳出の約4割を占め、年々増加する社会保障関係費の伸びの抑制が財政上の最大の問題である。このため、概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、「第2部 5. 社会保障制度改革」を踏まえ、年金をはじめ医療・介護・その他の分野の制度改革等や近年の物価・賃金動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、その抑制を図る。

② 雇用関連

若年失業及び長期失業防止、並びに観光などサービス産業を中心とする新規雇用機会の創出に関する施策に重点化する。また、多様な働き方の実現や円滑な労働移動を可能とするため、大胆に政策転換する。国の一律的な対応から、民間委託など民間の積極的活用、地域の実情を踏まえた施策の実施に取り組む。

・雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチの解消へ、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化する。

・雇用保険3事業等の既存の施策、ハローワークにおける実施体制を、上記の観点から見直す。

③ 科学技術

国際競争力の強化、安心・安全で快適な社会の構築等に向け、科学技術分野における資源配分を更に大胆に見直す。その際、更なる質的向上を図る観点から、総合科学技術会議の方針にのっとり、施策の

優先順位の明確化を図り、重複を排除するとともに、重点4分野(ライフサイエンス、情報通信(ＩＴ)、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化と、その他分野(エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア)における一層の効率化・合理化等を図る。

・一般会計はもとより特別会計を含め、科学技術予算全体について、総合科学技術会議が行う予算の優先順位付けを予算に反映する。その際、研究基盤の充実、未来の産業競争力の確保・強化、安心・安全で快適な生活の実現に資する研究予算に配慮する。

・特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、原子力、宇宙、海洋関係の研究機関等の整理合理化を大胆に進め、研究開発等の重複を徹底して省くとともに、業務の効率化を推進する。

・競争的資金について、プログラム・オフィサーやプログラム・ディレクターを配置する等資金配分・評価体制を整備する。

・政府系研究所への予算配分を見直すとともに、必要に応じて民間部門への外部委託を図る。

・科学研究費補助金については、民間も含め学術の振興に寄与する研究を行うすべての研究者が応募できるよう、年齢や所属組織に関わりなく研究内容が評価され、資金配分される研究体制に改革する。

・独立行政法人等の科学技術関係業務について、総合科学技術会議がその概要を把握した上、主要なものについて検討し、見解をまとめ、資源配分に反映する。

④　教育・文化

義務教育から大学までの教育の質を高めるため、競争環境の一層の整備、地方の自主性の尊重等を通じた教育改革を推進する。

・初等中等教育については、今まで以上に児童生徒に対する教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることを目指す。地方の自主性を一層尊重するとともに、学校や教員の個性と競争を重視する。

・大学内部、大学と民間の競争環境を整備する。大学への支援について、既存の支援策を見直し、競争原理に基づく支援に大胆にシフトする。

・既存の補助等の施策を見直すとともに、適切な受益者負担を求める一方で意欲・能力のある個人を支援する。

・文化芸術については、「官と民」・「国と地方」の役割の見直しや費用対効果の検証等を進め、その振興、支援の重点化を推進し、国内外の人々を魅了する我が国の文化力の向上を図る。

⑤　社会資本整備

公共投資については、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていくとの「改革と展望」を踏まえつつ、更なる重点化・効率化を推進し、コストの縮減等を図る。また、各省間の重複投資を整理するとともに、政策目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、農林水産関係分野をはじめ公共事業から公共事業以外の政策手段への転換(ハードからソフトへの転換)の努力を更に進める。

・「平成14年度予算編成の基本方針」(平成13年12月4日閣議決定)及び「平成15年度予算編成の基本方針」(平成14年11月29日閣議決定)における厳しい見直しを行うべき分野について、一段と厳しく抑制する。

・森林整備保全事業計画などの公共事業関係計画について、計画策定の重点を事業量から成果目標へ変更する。

・今後5年のコスト縮減目標の達成に向け、コスト構造改革に取り組み、その効果を予算に反映する。また、国等の契約における中小企業への契約目標については、政府調達の公正性と経済合理性や効率

的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する。

・効果的でより質の高い社会資本を整備するため、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）の導入を促進する。このため、各府省は、目標や導入対象等を明確化し積極的にＰＦＩ（民間資金等活用事業）を活用する。

・機能類似の事業については、府省間の一層の連携・調整を図り、効率的整備を推進する。

⑥　農林水産関連

市場重視の観点から、個性や付加価値の高い生産を活発化する。また、施策を意欲と能力ある経営体に集中することにより、零細な生産構造からの脱却と真に消費者を起点とした政策転換に向けた農業構造改革を更に推進する。

・農協改革については、経済事業等広範な農協系統事業の抜本的改革を促進し、農業者、消費者から競争の中で選択してもらえるようにする。

また、行政と農協系統との関係については、安易な相互依存とならないようにするとともに、行政運営の上で農協系統と農協以外の生産者団体とのイコールフッティングを確保する。

・米政策については、消費者重視・市場重視の視点に立って、水田農業の構造改革を進めるとともに、財政負担の費用対効果を最大とするような、効率的な財政措置による政策運営を実現する。

・農業委員会、農業改良普及事業等の地方組織のスリム化を早急に進める。

⑦　地方財政

「三位一体の改革」を推進し、国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法を見直す。

⑧　環境関連・その他

・循環型社会の構築・地球環境問題への対応に当たっては、関係府省、研究機関等への重複支出を整理する。

・「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）に掲げた目標達成に向けた取組工程等の策定や評価基準の明確化を行い、予算に反映させるなど、環境を重視した施策への転換を推進する。

・大規模施設整備が進められているごみ焼却施設については、稼働率やエネルギー利用等も考慮して、より効率的・効果的な整備に努める。

・ＯＤＡ等については、前年度（「基本方針 2002」）と同様の考え方で対応することとし、その内容を厳しく精査するとともに戦略化・効率化を進める。

**（別紙 1）**

## 「530 万人雇用創出プログラム」の具体的な施策

―「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の推進、都市と農山漁村の共生・対流を含む魅力ある観光交流空間づくり、休暇の取得促進・分散化等、訪日及び国内観光の振興による観光立国の実現

―優秀なコンテンツ・プロデューサーやクリエーター、デザイン・マネジメント等の人材の育成

―エステティック等個人サービスにおける民間を活用した資格制度の導入の検討

―経営、ベンチャー、事業再生等の高度専門人材の育成支援

―農林水産業（いわゆる緑の雇用なども含む）、造船業、物流業等における次代の担い手たる人材の育成支援

―情報通信分野における、放送デジタル化の推進、ベンチャー企業支援、情報通信人材の育成支援
―生活支援輸送関連サービス（ライフモビリティ・サービス）の普及促進
―住宅性能評価の推進、不動産取引価額等の情報提供の充実、住宅リフォーム関連情報提供の充実、耐震性が確保された長寿命の住宅の整備促進、住宅関連サービスの人材育成の推進
―ネットワーク型保育を含む事業所内保育施設の設置促進、地方自治体等による子育て・保育サービスに関する情報提供の強化
―低利融資・債務保証等を活用した民間によるいわゆる「安心ハウス」の整備促進、施設・在宅の枠組みを超えた新たな住居型高齢者介護サービスの提供
―医療の情報化の推進（電子カルテ・電子レセプトの普及、医療情報の院外保存、医療情報関連サービスの普及推進等）、患者の選択の幅の拡大（特定療養費制度の見直し）
―司法制度改革等による専門職人材の充実や法律事務職員（パラリーガル）等の支援人材の育成
―地球温暖化対策への対応、その他環境サービスの推進
―若年者のためのワンストップ・サービスセンターの設置、キャリア・コンサルタントの養成・活用、地域雇用受皿事業特別奨励金の活用

**（別紙２）**

## 国庫補助負担金等整理合理化方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方については、「改革と展望」の期間中において、１の基本方針に沿って見直しを行う。重点項目の改革工程は、２に掲げるとおりである。

### １ 「改革と展望」の期間中における基本方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における基本方針は、以下のとおりである。

(1)　国庫補助金の廃止・縮減

①　国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。

②　国庫補助金のうち、補助率が低いもの（３分の１未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

(2)　国庫負担金の廃止・縮減

①　国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。

②　総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

(3)　国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等

以下の方針により、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。

①　地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。

また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。

②　国庫補助負担金が少額のもの、地方公共団体が行う事務・事業全体に係る経費のうち国庫補助負担事業部分が一部にすぎないもの等については、原則として、廃止又は一般財源化を図る。

③　投資的経費に対する国庫補助負担金については、特に、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から、以下のとおり、廃止・縮減する。

（ｉ）　市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。

（ii）　広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。

（iii）　既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任を持って行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次廃止・縮減する。

（iv）　公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。

(4)　以上の基本方針に基づき、対象となるすべての国庫補助負担金について平成16年度予算から厳しく見直しを実施するとともに、予算編成後に実施状況のフォローアップを行う。

特に、上記（1）については、平成16年度予算において削減目標を設定して廃止・縮減を推進するとともに、(3) ①及び②については、「改革と展望」の期間の中で可能な限り速やかな実現に努める。これら以外の項目についても着実な推進を図る。

## 2　重点項目の改革工程

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における重点項目の改革工程は、以下のとおりである。

**【社会保障】**

○　新しい児童育成のための体制の整備

①　近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

②　児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③　①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金

の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○　保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。

○　保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後5年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。

**【教育・文化】**

○　義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

①　義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。

②　義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

③　学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。

④　退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。

⑤　教員給与については、平成16年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成18年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

○　学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

**【公共事業】**

○　地方道路整備臨時交付金の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、平成15年

度より国費と地方費の割合を個別事業（要素事業）ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとする。

○　市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減

平成15年度に引き続き、平成16年度以降においても、採択基準の引上げ、補助金の統合化、補助対象の重点化等を実施する。平成16年度における採択基準の引上げ幅については、具体的に定める。

○　事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。

直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。

**【産業振興その他】**

○　農業委員会・改良普及事業

農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。

協同農業普及事業については、普及センターの必置規制を廃止するとともに、普及手当支給の上限規定を廃止する（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。また、林業普及指導事業、水産業改良普及事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行う。

なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成18年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る。

○　交通安全対策特別交付金の見直し

交通安全対策特別交付金については、国の関与を縮減する観点から、道路交通法の国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止する。

また、現在反則金の対象としている違法駐車に関する法制度の在り方の検討に当たっては、国の関与を縮減するという三位一体の改革の観点も踏まえ、平成15年中を目途に結論を得る。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002

## 第1部　構造改革の推進と我が国経済社会の活性化

この1年、政府は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定)」（以下、「基本方針」という）を起点として広範な構造改革を推進するとともに、景気・雇用情勢に適切に対応してきた。こうした取組みにより悪化傾向を続ける経済と財政のトレンドに、一定の歯止めをかけることに成功した。

この1年の成果の上に立ち、経済と財政の改善傾向をさらに確実なものとするとともに、国民が将来を安心できる確固とした経済社会を構築するために、新たな段階に歩を進める。

先ず第1に、税制改革や地方行財政改革、社会保障制度改革などを着実に推し進め、「経済社会の活力」を高めるとともに、「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」を構築していく。

第2に、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するために、歳出改革を加速する。

第3に、この一両年の経済運営における最重要課題である「デフレの克服」を目指し、政府・日本銀行が一体となって強力かつ総合的な取組みを行うとともに、構造改革特区の創設などからなる「経済活性化戦略」を推進する。こうした取組みにより、日本経済を強い産業競争力に裏打ちされた「民間需要主導の本格的な回復軌道」に乗せる。

改革第2段階においては、これまでの1年を上回るさらに困難な諸課題に、官民挙げて取り組んでいくことが求められている。本方針は改革第2段階における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を明らかにするもの（いわば「基本方針第2弾」）である。

### 1. 構造改革の推進

政府は、昨年6月、構造改革の基本戦略である「基本方針」を決定した。その内容は、経済社会の活性化を目指した「7つの改革プログラム」、社会資本整備・社会保障制度・地方行財政の構造改革など広範かつ抜本的なものである。「基本方針」は「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」の考え方の下、長期にわたり低迷を続ける経済、金融機関の不良債権問題、大幅な財政赤字と膨張する政府債務など、経済財政全般の諸問題を構造改革を推進することによって克服することを目指す方針を示した。

その後、財政面では、同8月に、14年度概算要求基準において改革断行予算の枠組みを示すとともに、同12月には、我が国経済の現状及び見通し等を踏まえた14年度予算の基本方針と主要分野毎の方針等を内容とする「予算編成の基本方針」を策定した。そして、こうした改革への取組みを具体的に反映した14年度予算が編成された。

また、「基本方針」で示した諸改革を早急に推進するため、改革工程表（同9月）によって、500以上の事項について、具体的なスケジュールを示した。

さらに、本年1月には、「構造改革と経済財政の中期展望」（以下、「改革と展望」という）を決定し、構造改革を推進することにより中期的に実現を目指す経済社会の姿（2004年度以降、実質1½%程度以上、名目2½%程度以上の成長が可能等)と、財政健全化の道筋(「政府の大きさは現在の水準を上回らない」、「2010年代初頭にはプライマリーバランスが黒字化」等）を示した。

## 2. 経済の現状と課題

政府は、構造改革を推進する中で、昨年９月の米国同時多発テロ事件等による景気の悪化、我が国経済のデフレの進行、失業率上昇などを受けて、同10月には、雇用・中小企業等に係るセーフティネットの充実を中心とした「改革先行プログラム」を、また、同12月には構造改革を更に加速するとともに、デフレスパイラルを回避するため「緊急対応プログラム」をそれぞれ決定し、着実に実施している。また、本年２月には、デフレ状況が続く中で、不良債権処理の促進、金融システムの安定など金融面での対応を内容とする「早急に取り組むべきデフレ対応策」をとりまとめた。

現在、我が国の景気は、依然厳しい状況にあるが、在庫調整の進展や海外経済の回復傾向のなか、上記両プログラムに伴う２回の補正予算編成を含め各般の措置を講じてきたこともあって、ようやく底入れを迎えた。しかし、雇用・所得環境は依然厳しく、不良債権問題の正常化やデフレの解消に向けた取組みが引き続き重要な課題である。また、大幅な財政赤字の存在は、内外から我が国経済に対する不安を惹起している。

今後、この１年の成果の上に立ち、改革第２段階では、経済と財政の改善傾向を確実なものとするため、これらの諸課題に取り組んで行かなければならない。

## 3. 経済社会の活性化に向けて

経済財政諮問会議は、本年初より、「改革と展望」が示す持続可能で活力ある経済社会の構築を目指して、①経済・産業の再生に向けた「経済活性化戦略」、②転機を迎えている経済社会の活力を引き出す「税制改革の基本方針」、③歳出を厳しく抑制し「負担に値する小さな政府」を目指す「歳出構造の改革」及び④15年度財政運営について審議してきた。

第１に、経済の活性化戦略について、特に、産業競争力再生の観点から６つの戦略（技術力、人間力、経営力、産業発掘、地域力、グローバルの６戦略）と計30の具体的行動計画を提示した（第２部）。これは、これまで示された「基本方針」、「改革と展望」などと併せて、構造改革の一部となるものである。この活性化戦略のポイントは、①高い技術力や知識力を活かし、経営資源と技術資源の「選択と集中」を行うことが、産業競争力を強化し、②規制改革を通じた「民業拡大」が新たな市場を創造し、消費者の潜在需要を実現することである。この「選択と集中」、「民業拡大」が戦略の基本思想である。

第２に、税制改革である（第３部）。今回の税制改革では、21世紀にふさわしい包括的かつ抜本的な改革を行い、広く、薄く、簡素な税制を構築することなどを目指す。この改革は、①日本経済の活力の回復を最重視する、②多様なライフスタイルの下で、国民の一人一人が個性と能力を十分に発揮する、③歳出改革と一体として進める、④社会保障制度改革と整合性をとって進める、⑤地方行財政制度の改革と一体として進める、⑥すべての人・企業が公正に負担すると同時に、真に必要な場合には、低所得層等に配慮する、という６つの視点に立って、検討を行うものである。

第３に、歳出構造の改革である（第４部）。歳出構造の改革は、経済の活性化や大幅な財政赤字への対応において必要不可欠である。具体的には、①公共投資の配分の重点化・効率化等の観点からの社会資本整備の見直し、②「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」など社会の変化に対応した社会保障制度への変革、世代間・世代内の公平、給付と負担のバランス等の課題を踏まえた持続可能な制度の構築、③国の関与の縮減と地方の権限と責任の拡大等の観点から地方行財政改革を強力かつ一体的に実施すること、さらに、④食料産業の全体を視野に入れた改革、民間委託・ＰＦＩ等を通じた公的部門の生産性向上・効率化、「官から民へ」の促進、等である。

第４に、本年１月の「改革と展望」を踏まえ、上記第１から第３の改革を前提に中期的な経済財政運営の

方針を示すとともに、経済状況とそれへの対応及び当面の経済財政運営の考え方を示す（第５部）。「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速するとともに、「経済活性化戦略」、経済社会の活力を引き出す包括的かつ抜本的な「税制改革」を三位一体で推進することなどにより、中期的に民間需要主導の着実な経済成長を実現する。

また、底入れしている景気の下で構造改革を進め、デフレを克服しながら民間需要主導の持続的な経済成長につなげていくことにより、経済の活力を再生する。

15年度予算は、活力ある経済社会と持続的で安心できる財政構造の実現に向けての試金石となる。総額は厳しく抑制しつつも、経済の活性化戦略に沿った「選択と集中」による大胆な資源配分を行うため、歳出を「根元」から変革する必要がある。

# 第２部　経済活性化戦略

## 1. 経済活性化戦略の基本的考え方

**（産業競争力低下の原因）**

日本の経済社会は今、大きな転換点にある。産業競争力は、90年代初と比べて大幅に低下した。その原因は、経営力の面での効率性や透明性が低いこと、基礎的科学技術の研究・開発の成果が産業化に結び付いていないこと、平等主義、年功序列といった硬直的な仕組みや慣習の中で個性や能力のある人材を十分に活かしきれていないことにある。

一方で、新たな需要を創造する力も低下しており、消費者の国民生活に対する満足度も低い。また、国の過度な関与と地方の個性の喪失の中で、地域の活力も失われつつある。

グローバル化への対応も遅れている。ＩＴの著しい進歩とアジア諸国の発展は日本経済をとりまく環境をも大きく変えた。ＩＴの進歩は、企業経営を含む社会経済活動のあり方を大きく変革させるだけでなく、世界的なレベルで競争力の地殻変動を生み出している。つい昨日まで日本でつくられていたモノが中国をはじめとするアジアの国々にその産業立地を移しつつある。

21世紀の新しいフロンティアの拡大と生産資源のダイナミックな再配分を通じた産業競争力の再構築なしには、豊かな国民生活を維持することはできない。

**（経済活性化に向けて取るべき戦略）**

問題を抱えながらも日本経済の潜在的な力量は依然として高い。高度成長を生み出した日本人経営者の勇敢な行動と決断、傾斜生産方式にみられる選択と集中、品質と消費者志向を誇る日本の技術力といった特質を活かせば日本は必ず甦る。既に企業活動の面では、大胆な事業・企業組織の再編、産学官での連携など新たな動きが現れ始めており、国民生活の面でも、医療・社会福祉、教育の分野でも利用者の選択肢の幅が拡がりつつある。

薄明かりが見えつつある新世紀への突破口を、今着手している構造改革を徹底化・迅速化することにより、大きく広げなければならない。特に人間力を高め、一人一人の能力が十分に発揮されることが重要である。また、新しい技術と潜在的需要（ウォンツ）の出会いを促進し、政策資源のダイナミックな再配分を国民経済レベルで行い、持続的な経済成長を生み出す。日本社会の再設計（ソーシャル・リエンジニアリング）としての「構造改革」の意義はここにある。

その際、第１に、「民間ができることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下に、民営化や規制改革を通じて、経済活動の主体を「官」から「民」へ移し、民業を拡大する。第２に、政府の役割を、市場活動を邪魔しないよう裁量型から事後監視型に変える。その際、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進し、社会的インフラとしての司法機能を充実・強化する。一方で、政府は、地球規模の環境問題への対応や技術基盤の強化など「市場の失敗」を補完する必要がある。グローバル化した世界経済の中で、企業活動にとっていかに魅力ある環境を整備できるか、この点で政府もまた企業と並んで国際競争にさらされているといえる。第３に、消費者・利用者を起点とした多様な選択肢のある経済社会を構築することである。このためには、市場競争を促進するとともに、消費者・利用者が適切な選択を行えるよう、情報と評価を公開する。第４に、グローバル化の流れの中で活力を取り込むため、ＦＴＡを推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深める。

産業競争力を再構築し、もって経済を活性化する戦略として、具体的には人間力、技術力、経営力、産業

発掘、地域力、グローバル化といった6つの重点課題に着目し、日本の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を構築する。人間力、技術力、経営力は、産業競争力を強化し、供給力を強化する「成長」戦略である。産業発掘、地域力、グローバル化は、市場を開拓し、我が国の豊富な貯蓄を投資と消費の好循環に向ける「市場創造」戦略である。これら6つの戦略の下で具体的な30のアクションプログラムを実施し、経済を活性化する。

その際、(1)技術と市場の好循環、(2)製造業とサービス業の好循環、(3)日本とアジアの好循環、という「3つの好循環」を梃子に、相乗的かつ加速的に経済活性化を達成していくことが重要である。

**(日本の経済社会の何が変わるか)**

経済活性化戦略により日本の経済社会はどのように変わるのか。経済活性化により、豊かな自然環境、医療・介護サービス、子育て支援、安全・安心で美しい街並みや高品質な住宅、多様な情報・知識の入手など消費者の潜在需要を実現する財・サービスが新事業として発展していく。こうした新事業が次々と誕生する中で、企業の競争力が市場での成否を左右する。企業はワンセット主義から、選択と集中による企業戦略に転換する。経営者も年功序列の閉じた会社組織の中で選ばれるのではなく、外部評価などを通じて選ばれるようになる。

大学教員は、競争的環境の下で研究費を獲得し、経済社会との連携を深める。教育でも、年齢のみを基準とするのではなく、能力や個性に応じた多様な選択肢が拡がる。結果の平等主義から機会の平等が実現され、一人一人が何度も挑戦できる仕組みとなる。

空洞化への懸念に対しては、産業の保護ではなく国際競争の中で企業努力によってグローバル化をチャンスに変える。地方レベルでは、地域の特性を伸ばして産業の裾野を広げていく。

我々は時代の流れ、世界経済の変化を機敏にとらえ、以下に掲げるような具体的な経済活性化戦略を迅速かつ徹底して実行し、次の世代にも残せる豊かな経済社会を築いていかなければならない。

## 2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

### (1) 人間力戦略

経済成長も、社会の安定も結局は「人」に依存する。能力と個性を磨き、人と人の交流・連携の中で相互に啓発されることを通じて、一人一人の持つ人間力が伸び伸びと発揮され、活力あふれる日本が再生する。人間力向上のために、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、世界に誇る専門性、多様性ある人材を育成し、国としての知識創造力を向上させる。また、職場、地域社会等での交流や対話を深め、人を育む豊かな社会を構築する。

**(大学改革)**

「知」の世紀をリードする大学の教育研究機能を高度化するため、国公私立を通じた大学改革を推進する。国立大学を早期に非公務員型法人に移行させるとともに、大学や教員・事務職員等を競争的環境に置き、能力主義を徹底し、大学の国際競争力、教育研究能力を高める。

・文部科学省は国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。
・文部科学省は国立大学の法人化を待たず、平成15年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化する。
・文部科学省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない。
・国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。
・文部科学省は平成14年度から、大学事務局幹部職員を含め、経営専門家等民間からの採用、大学事務

の外部発注を促進する。

・文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態（例えば週20時間勤務）による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。

・文部科学省は、研究は競争的環境を原則として、強化する。教育については、適正な受益者負担を求めつつ、大学への補助を一層重点的・競争的なものとするとともに、奨学金を充実する。

**（時代の要請する人材育成）**

科学技術の進展や経済社会システムの変革に応じて必要となる人材の育成が急務である。

・関係府省は、ＩＴやライフサイエンス等、高度な知識を要する分野での人材供給を平成14年度から強化することを通じて新分野人材育成を倍増する。

・文部科学省は、教員人事の流動性・多様性を高めるため、国立大学の法人化後の各大学において、公開公募制・任期制の積極的導入や他大学出身者・経験者の登用などについて、具体的目標を定め推進する。

・文部科学省、司法制度改革推進本部は、経営、法律、技術経営等の実務に携わる高度専門職業人養成を行う法科大学院などの専門職大学院（仮称）について平成16年度までに学生受入れに向けて制度を整備する。また、大学、大学院、専修学校等における実践的な職業教育を行うなど社会人の再教育等に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティ・カレッジ）を強化する。

・関係府省は、平成14年度から、旧国立研究所など公務員型独立行政法人について、その業務の内容により非公務員型独立行政法人化を進める。

・文部科学省は、外国の高等教育機関の対日進出を促す環境整備をする。

**（個性ある人間教育）**

学校や教員の個性と競争を通じて、基礎学力の維持・向上を図るとともに、地域や現場の判断により、個性や創造性の涵養を図る。また家庭や地域が教育の現場として果たす役割も大きい。

・文部科学省は、義務教育における学校選択制度を推進するとともに、平成14年度からコミュニティ・スクールの導入に向けた実践研究を推進する。

・文部科学省は、ＩＴ国民皆教育戦略として、義務教育におけるＩＴを活用した情報教育を平成14年度から推進する。また総務省及び文部科学省は、平成17年度までに公立小中高等学校等の全教室がインターネットに接続できるようにするなど、学校のＩＴ環境の整備を進める。

・文部科学省は、総務省、経済産業省と協力し、ネットワークを活用した教育用コンテンツの開発・充実、流通促進を通じ、教育の多様化・活性化を図る。

・文部科学省は、確かな学力を育成するため、平成14年度から習熟度別少人数指導、学力向上フロンティア事業、科学技術・理科大好きプランによる理科教育の充実等を推進する。また、社会人の活用等による心の教育の充実、家庭の教育力の向上等を推進する。

・文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。

・文部科学省は、早期に新たな教員評価制度の導入を促進する。また、教員の一律処遇から、やる気と能力に応じた処遇をするシステムに転換する。

・文部科学省は、関係府省と連携し、平成14年度から学校内外を通じた奉仕活動・体験活動等を推進するための協議会等を整備するとともに、これらの活動を学校において単位認定する等の取組みを奨励する。

**（高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備）**

能力に応じた賃金・就業体系の導入、ＮＰＯの役割の拡大等働き方を多様化・弾力化し、生涯現役でいられる社会の仕組みに変える。男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。さらに、青少年期からの人間力の涵養のため、早い時期からの職業体験機会の充実等を図ること等を通じ、若年者雇用対策に万全を期する。

・厚生労働省は、有期労働契約や裁量労働制の見直し、派遣労働法制における対象範囲拡大、募集・採用における年齢制限廃止努力の徹底、有料職業紹介の規制緩和等労働制度を引き続き見直す。また、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。

・厚生労働省は、雇用保険３事業について、平成15年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。

・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第３号被保険者制度のあり方について見直す。

・厚生労働省は、平成14年度から、「働らコール」事業（全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス）への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。

・厚生労働省は、民間活用によるキャリアカウンセリングを促進する。

・ＮＰＯ活動促進のための、現行ＮＰＯ税制の認定要件の見直しを検討する。

・厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇用」の活用などによる職業体験機会の充実等を通じて、青少年等の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。

・厚生労働省、文部科学省は、若年者雇用を促進するため、学校と職業安定機関が緊密に連携しつつ、学校における就職支援体制の強化を図るとともに、不安定就労若年者等に対する効果的なカウンセリングの実施や職業訓練の一層の推進を図る。

・厚生労働省、関係府省は、長期連続休暇制度の導入促進に努める。

**（健康寿命の増進）**

長寿社会は、単に長寿であるというだけでなく、社会の支え手として元気に働き、生活を享受することができる期間が長いという健康寿命の増進が重要である。

・厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ＩＴの活用による医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。

・厚生労働省は、平成14年度から「21世紀における国民健康づくり運動」を一層推進する。

・関係府省は、健康に対する食の重要性に鑑み、いわゆる「食育」を充実する。

・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。

**（挑戦者支援）**

結果の平等主義から脱却し、男女ともに新たな挑戦や再挑戦がしやすい社会を構築するとともに、努力が報われるような仕組みを構築する。また、国民が世界の中で活躍する。

・文部科学省は、社会人を含む学生への奨学金を重視する。厚生労働省は、職業訓練については民間を活用するとともに、個人の能力開発については給付の重点化、貸付の積極的な活用により意欲の高い個人を対象とした効果的・効率的な支援制度とする。

・男女共同参画会議は、女性の個性や能力が活用されるようなチャレンジ支援策を平成14年度中にとりまとめ、企業等における女性の能力発揮のための積極的取組みの推進等を図る。
・経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度に、挑戦することの社会的認知向上のための企業改革賞等を創設する。
・関係府省は、平成14年度から、障害者等がそれぞれの能力を発揮して然るべき報酬がもらえる仕組みの検討、使いやすい情報通信機器・サービスの開発・普及などによる情報バリアフリー環境の整備、電子政府の構築等の面で政府が障害者をパイロット的に雇用する事業の創設等、障害者の自立を支援する政策を具体化する。
・総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・ＳＯＨＯなど多様な働き方を支援する。
・厚生労働省は、企業による離職者の再就職援助システム（企業の再就職あっせんや教育訓練に対する支援）や官民による労働力需給調整機能の強化など、離職者の再就職インフラを強化する。

### (2) 技術力戦略

ナノテクノロジー、ＩＴ、バイオテクノロジー、環境をはじめとする先端分野で欧米と伍して競争できる技術基盤を強化・保護し、「世界の第1走者」たり続けることを目指す。民間主導の原則を踏まえ、民間活力を引き出すために、政府は、府省間の非効率や重複を排除しつつ、技術基盤の強化、制度の見直し等で重要な役割を担う。

**（戦略分野への選択と集中）**

重点分野ごとの割合が固定化するといったことがないよう、既存プロジェクトの見直しを進め、科学技術予算について、技術の革新性、産業への波及性と発展性、事業実施可能性（民間資金の有無等）を踏まえた戦略により、資源配分する。また、研究開発等にかかる制度整備を図る。
・総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライフサイエンス等の重点4分野へのメリハリのある重点化を図る。
・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。
・関係府省は、財務省との協議の上で、平成15年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越える個別の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。
・試験研究税制、ＩＴ・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

**（新しい産学官連携の推進）**

総合科学技術会議の定めた方針等を踏まえ、組織的な産学官の新しい連携を推進する。連携は大学と企業の相互作用であり、双方向的に実施する。
・文部科学省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における大学のルールを整備する。
・経済産業省は、平成14年度中に国有特許を民間へ譲渡する場合の価格決定ルールを設定する。また、平成14年度中に産業活力再生特別措置法に基づく委託研究先への特許権の帰属について、原則、関係府省全研究委託費への拡大を図る。
・文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成（インキュベーション）事業の充実

等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する（平成14年度以降3カ年）。

・文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。

・文部科学省、厚生労働省は、基礎研究の臨床への橋渡し研究の拡充や実験成果の共有等の内容を含む全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定し、産学官連携を推進するための基盤を整備する。

**（産業化支援）**

国家プロジェクト、政府調達等を通じて、「実用化段階」の研究開発に対して、リスク負担を軽減する。

・総合科学技術会議は、関係府省と協力し、高信頼ソフトウェア基盤開発プログラム、次世代半導体技術等次代の産業基盤を構築するプロジェクトベースの研究開発を推進する。

・総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ＩＴなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。

・内閣府は、平成14年度、潜在性のある科学技術を軸にした技術革新やビジネスモデルが拓く新しい産業の可能性や将来性を検討する「動け！日本」緊急産学官プロジェクトを推進する。

・経済産業省は、平成15年度から、中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）について、関係府省による一層積極的な活用を促すため、統一運用の策定等を行うとともに、同制度を通じて開発された製品の利用促進を図るため、関連情報の提供を一層充実させる。

・文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。

**（産業力強化のためのＩＴ化推進）**

欧米の後追いを続けるだけでは、産業競争力は強くならない。ＩＴ戦略本部が取りまとめた「ｅ－Japan重点計画－2002」に基づきＩＴ政策を推進する。また、日本の特徴を生かした移動型（モバイル）、どこでも型（ユビキタス）のＩＴ社会を構築する。

・総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。

・総務省及び関係府省は、第4世代移動通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ＩＴの産学官研究開発を推進する。

・経済産業省は、平成15年度中に中小企業のおおむね半数程度がインターネットを活用して電子商取引等を実施できるようになるとの目標のもと、「中小企業ＩＴ化推進計画」を着実に実施するとともに、製造・配送・販売三層全体での経営の最適化を推進し、企業連携の革新を促進する。

・経済産業省は、平成14年度から高度ＩＴ人材育成のため、ＩＴ技能に関する標準を整備するとともに、経営とＩＴの双方に通じ、経営者の立場に立って経営戦略を支援できる人材（ＩＴコーディネーター）を引き続き育成する。

・ＩＴ投資促進税制措置の見直しを検討する。

**（知的財産権の保護・活用）**

我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。

### (3) 経営力戦略

東アジア諸国の産業競争力が向上する中で、これまでの製造業の強みを活かしながら、スリムな経営体質に変え、競争力のある分野を選択し、資源を集中する。特に、企業の浮沈は経営者の能力次第で決まる。経営者には高い経営能力や倫理観、企業文化の構築が求められる。

政府は、起業や企業経営の刷新を図る制度整備やリスクマネー供給の円滑化をはじめとする市場環境整備を迅速に行う。一方、民間金融機関においては、プロジェクト・ファイナンス、債権流動化等、リスク管理手法の多様化に取り組む。

**(起業の促進・廃業における障害の除去)**

起業に伴うハードルとリスクを低くし、起業活動を活性化することにより、経済の新陳代謝を活発にする。

・法務省において、債務不履行の場合の取立て範囲について、検討、見直しを進めるとともに、関係府省において、起業の促進・廃業における障害の除去という目的実現の観点から個人保証のあり方の検討、見直しを進める。

・法務省、経済産業省は、平成14年度から、起業コストの見直しの観点に基づき、一定の要件を満たした会社の設立について最低資本金制度の特例を設けるなど会社設立や事業再編の際のコストや手続きを見直す。

・総務省、経済産業省、国土交通省は、協力して、平成14年度から、全国規模での創業・起業のため、経営、技術、法律等の専門知識、行政関連情報等がインターネットの活用によりワンストップで提供されるとともに、企業相互の情報交流を促進する情報サイト等の拡充・創設を図る。また、経済産業省は、平成15年度から、創業・ベンチャー及び中小企業のニーズに合わせ、大企業や国の研究機関OB等の高度人材が有する経営ノウハウ・技術をマッチングさせる仕組みを検討する。

・経済産業省は、企業組合を創業に活用しやすい制度とするための組合員や組合事業に関する要件を平成14年度から見直す。

・関係府省は、平成14年度から、サービスフランチャイズシステムにかかる環境を整備する。

・民間投資家に係る創業支援制度の整備を行う。

**(企業・産業の再編、経営のあり方)**

環境変化や製造や製品の特性に応じて、企業再編、海外生産、ダウンサイジング等経営体制のあり方を変えていく必要がある。

・経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。

・金融庁は、今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、主として地域金融機関を念頭において、合併等を促進する施策を早急に取りまとめ、これにより、収益性の改善等による経営基盤の一層の強化及び中小企業金融の円滑化を図る。

・金融庁は、平成14年度、取引所等を通じ証券市場の退出基準を厳格化する。

・法務省は、平成15年中に破産法、平成14年中に会社更生法等の倒産法制を見直す。

・関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。

・公正取引委員会は、グローバル競争の視点を踏まえて、企業結合審査を一層、迅速化し明確化する。

・公正取引委員会は、新たな環境変化に対応し、平成14年度から、知的財産権、電子商取引等に関する

独占禁止法上の考え方の明確化を一層進める。

・内閣官房は、平成14年中に事業活動の電子化を妨げる規制について総点検を行う。

・経済産業研究所は、平成14年度に「失われた10年」の間でも成功した日本企業の要因を明らかにする「動け！日本」日本の優秀企業研究により、競争力の低下している企業に今後の企業経営のヒントを与える。

・連結税制を整備する。

・企業や業界が消費者への対応等にかかる自主行動基準を策定し、遵守していくよう、内閣府は、関係各省と協力し、自主行動基準の指針の策定、第3者の評価組織の育成、企業、業界及び消費者への普及・啓発活動等を平成14年度から推進する。

**（中小企業の革新と再生）**

創造力、柔軟性、意欲に富んだ中小企業の新事業への挑戦や事業再生を積極的に支援する。

・経済産業省は、平成14年度から、売掛債権担保等保証の推進、中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）の活用、中小企業金融におけるミドルリスクマネー供給の円滑化等により資金供給を多様化する。

・経済産業省は、平成14年度から、政府系研究所と中小企業との連携強化等を推進することにより、新分野に挑戦する中小企業の戦略的技術開発を支援する。

・経済産業省は、平成14年度から、経営自己診断システムや経営相談等により、事業再構築、事業売却、廃業等の見極めを早期に行い、円滑に進めるための環境を整備する。

・経済産業省は、平成14年度から、創造力や意欲に富んだ中小企業の事業再生を促進するため、円滑な資金供給等のセーフティーネットを確保する。

**（直接金融市場の整備）**

企業活動における変革を支え、起業・創業を活発化させるためには、リスクマネーを供給する直接金融市場の活性化が不可欠である。また、直接金融市場を通じた投資家のガバナンスが、優れた経営者を選ぶ力となり、企業の経営刷新力を拡大する。

・公的金融を見直す。

・金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化するとの観点から、取引所等に対し、その進め方等を明らかにする行動計画の策定を、6月中に要請する。

・金融庁は、株式投資単位の引下げについて取引所等を通じ企業側に一層の推進努力を求める。

・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。

・金融資産課税の見直しを検討する。

**（規制改革や政府活動の効率化を通じた高コスト構造の是正）**

我が国の産業の競争力を高めるため、運輸、流通、エネルギー、ＩＴ分野等の規制改革等を通じて競争環境を整備する。

・経済産業省は、引き続き電力・ガスの公正かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。また、経済産業省及び公正取引委員会は引き続き協力して公正な競争環境の整備を図る。

・関係府省は、平成14年度、電力会社、鉄道事業者、国、地方自治体が保有する未利用光ファイバーの一層の開放を促し、より自由な設備やサービスの提供を行えるよう環境整備をする。

・総務省は、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区

分を廃止する等競争の枠組みについて見直し、平成14年度中に結論を得る。
・関係府省は、主要港湾における24時間フルオープン化の早期実現に向け行政を含めた関係者の取組みを平成14年度より、一層促進するとともに、港湾物流の迅速化等についても引き続き推進する。
・関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にＰＦＩを活用する。

### (4) 産業発掘戦略

豊かな自然環境、医療・介護サービス、子育て支援、街並みや高品質な住宅など国民の潜在的需要に応えることで需要創造型の生活産業を創出する。その際、21世紀の生活を革新する技術、新サービス、文化や娯楽などが梃子になる。

**(技術革新が拓く21世紀の新たな需要)**

・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー（省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・ＩＴ、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれをとりまとめる。
・総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ＩＴＳ、ＧＩＳの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるＩＴ化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。
・総務省は、平成14年度から、家庭のＩＴ革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々なＩＴビジネスの創出を促進する。

**(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)**

高齢化・生涯現役時代の到来、女性の社会進出、休暇の長期連続化など働き方、暮らし方の変化、少子化の進展、循環型社会の構築に伴い、これらライフスタイルの変化による人々の潜在需要（ウォンツ）を掘り起こし、具体的なサービスや商品として実現する需要創造型の生活産業を創出する。その際、民営化や規制改革を通じて民業を拡大し、政府は市場活動を阻害しないよう事後監視型の役割に変わる。特に技術革新や医療ニーズの多様化の中で、医療・健康サービスは豊かな生活をもたらす重要な産業として発展する可能性が高い。規制改革を進め、患者の選択による保険外診療の併用を拡大(特定療養費制度の活用)するとともに、根拠に基づく医療（ＥＢＭ）を推進するなど、医療の発展を図る。
・内閣府は、関係各省と協力して、サービス産業を中心とする530万人雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動を平成14年度から推進する。
・厚生労働省、国土交通省は平成14年度、安心ハウス構想を推進する。
・厚生労働省はＰＦＩの活用等を通じてケアハウス、生活支援ハウス等を整備する。
・国土交通省は平成14年度、共同自家用運転手産業ともいうべき生活支援輸送サービスの振興を図る。
・文部科学省、厚生労働省は、ネットワーク型子育て支援ビジネスモデルの実施の支援や「保育所待機児童ゼロ作戦」の推進、「預かり保育」の推進等を通じて、子育て支援を推進・拡充する。
・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。
・国土交通省は平成14年度、住宅流通市場整備のための既存住宅に係る検査・評価制度を構築する。

**（環境産業の活性化）**

地球温暖化対策の実施、循環型社会の構築等による安心と魅力に満ちた環境の創造を通じて、民間の技術・製品開発の活性化、新たなビジネスモデルの形成、新規需要や雇用の創出が図られる。さらに、我が国の優位性を活かした世界をリードする環境関連産業が、経済社会システムの抜本的改革の牽引的役割を果たしていく。

・「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。

・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。

・関係府省は、協力して、消費者・利用者が環境に優しい製品選択を拡大する観点から、平成14年度からエコマーク、環境ＪＩＳ、省エネラベリング制度等による消費者選択への誘因の充実強化を図る。

・関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。また、国土交通省は、平成14年度から利用運送事業者等の取組みを促進するための参入規制の見直し等により環境負荷低減型物流への転換を進める。

・燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。

・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

**（観光産業の活性化・休暇の長期連続化）**

内外の人々にとって魅力ある日本を構築し、観光産業を活性化する。その際、場所と場所を結ぶ「輸送」の発想から、「経験し、楽しむ」産業へと変わる必要がある。

・国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際ＰＲや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。

・国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティーの協力、ＩＴの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。

・国土交通省は、平成14年度から観光地の魅力度の分析、診断、公表の仕組みを構築することにより、観光地の地域間競争を促進させ、地域自らの努力を喚起し、地域独自の取組みを促す。

・厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。

・外務省、国土交通省は協力して平成14年度から、観光客誘致のためのビザ発行の規制緩和を行う。

・外務省、国土交通省は協力して平成14年度、日韓で共通に使える公共交通機関のパスを発行するための環境整備に着手する。

**（食料産業の活性化）**

「食」に対する国民の信頼を回復するために、真に「消費者」を基点とした食料産業と農林水産業に再

生する。

・農林水産省及び関係府省は、「安全で安心」な食品を供給するため、牛肉、野菜等がいつ、どこで、どのように生産・流通されたのかについて把握できる仕組み（トレーサビリティシステム）を、平成15年度から導入する。

・農林水産省は、平成14年度から産地ごとに、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」戦略の産学官による策定を推進し、戦略に基づく農水産物の供給体制を確立する。農地法の見直し等により国際競争力のある効率的な農業経営を推進する。

・農林水産省は、平成14年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。

・農林水産省は、需要に応じた生産の推進等を図る観点から、米の生産調整や水田農業関連施策の改革方向を平成14年度中に策定する。

・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。

・平成14年度から、食品表示制度を含めた食品安全行政の抜本的な改革に着手し、消費者に信頼される食の安全安心体制を構築する。特に、内閣官房は関係府省と協力して、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を新たに設置するための法案及び消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法案（仮称）を平成15年の通常国会に提出するとともに、農林水産省等は、リスク管理部門を産業振興部門から分離・強化する等所要の見直しを図る。

・公正取引委員会は、一般消費者を誤認させる不当表示の現行規制の見直しを行い、平成15年度までに、消費者の適切な評価・選択のための環境を整備する。

**（文化・スポーツ・健康等の産業化）**

健康、スポーツ、ファッション、娯楽、音楽といった分野は今後世界規模で市場が拡大すると見込まれ、その産業化を推進する。

・厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ＩＴを活用し、医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。

・文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。

・関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。

・文部科学省は、文化芸術振興における団体に着眼した支援から事業に着眼した支援への転換を進める。

**（聖域を排した民業拡大）**

・総務省及び関係府省は、国・地方の行政サービスのアウトソーシングの実施について、行政の効率化・簡素化等の観点から、これを計画的かつ積極的に推進することとし、これにより民業拡大を進める。

・関係府省は、国民の利益の観点にたち、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を推進する。

・文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。

・関係府省は、公共投資・政府調達等において、平成14年度より競争を制限するような過度な地域要件等の撤廃により、入札条件の適正化を推進する。

・関係府省は、引き続き、業法における事前規制の撤廃・緩和、ノーアクションレター制度の充実等によ

り、事後監視型へルールを変更する。

・総務省及び関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズのある統計を抜本的に整備する。また、総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する。

### (5) 地域力戦略

大都市が国際競争力を持ち、地方では個性ある発展を遂げるよう、各地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫の競争により地域経済を活性化する。このためには、国と地方の役割分担を見直し、地方でできることは地方にまかせることが重要である。

**(構造改革特区の導入等)**

・進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に関係する新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。

・国土交通省は、6月1日に施行された都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域の指定を踏まえ、都市再生特別地区の積極活用を図る。

**(国際競争力のある大都市の再生)**

世界への情報発信力、交流・物流のハブ、文化芸術、国際的資金仲介力といった機能を兼ね備え、また、生活空間として質の高い環境を有する、国際競争力のある東京など大都市を再生する。大都市の再生等により、土地の流動化・有効利用、地価の下落の歯止めに資する。

・財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る。

・国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ＩＴを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現化するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。

・警察庁、国土交通省は、地方自治体と協力し、徹底した渋滞解消を図るための施策を推進する。このため、自治体レベルでの渋滞解消計画の策定が求められるほか、首都圏中央連絡道路等の三大都市圏環状道路の早期完成、無断駐車への迅速な対応、道路周辺工事・街路樹剪定の夜間化、自動車交通量の調整を図る交通需要マネジメント施策の展開等を進める。

・国土交通省は、航空機の運航の安全を確保した上で、ライトアップ等都市美観との調和を図る観点からビルの航空障害灯等に係る航空法にかかる規制緩和を推進する。

・国土交通省は、職住近接型の街づくりを推進する。また、堤防上の土地利用の規制を緩和し水辺都市再生を促進する。

・文部科学省は、平成14年度から国立博物館等の夜間開館、企業等の多様な用途での利用、文化ボランティアとの積極的連携協力や外国語解説の拡大等、外国人向けサービスの充実など活発な文化芸術活動の推進を図る。

**(特色ある地方都市の再生)**

地方の個性ある発展なくして、地域活性化はない。特色ある地方の大学や研究所を核として、地域経済

を支え、世界に通用する特色ある事業を拡大する。また、広域圏の経済産業連携を強化する。

・文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、ＩＴ等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。

・関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。

・総務省、文部科学省、関係府省は、地方自治体と国立大学等との連携の強化を図る。

・寄附税制の見直しの検討、ネーミングライツ等多様な住民参加手法の導入を通じて、関係府省は、地域の文化や科学技術を振興する。

・総務省及び関係府省は、市町村合併を促進し、目途を立てて速やかな市町村の再編を促す。

**（地域産業の活性化）**

地方が、「自助と自立の精神」の下、多様な資源を生かし、知恵と工夫の競争を通じて、個性ある地域、特色ある地域産業を形成する。その際、ＩＴ、バイオ、環境、高齢化対応への取組みは、産業誘致や生活向上の面でも地域発展の基礎となり、地方間の競争力を大きく左右する。

・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。

・総務省は、平成14年度から、地方自治体のＩＴを活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業の活性化を図るとともに、安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。

・関係府省は、ＩＴを利用した無医地区をはじめとする医療ネットワークの整備を引き続き推進する。

・総務省、文部科学省は、公立大学について、国立大学の動向も踏まえつつ改革を進めながら、平成15年度から、研究施設の共同利用、大学院社会人コースの拡充等、地域経済の活性化に資するような積極的な活用を推進する。

・総務省は、平成14年度から、ハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、魅力的なＩＴビジネス環境の先行的実現（ＩＴビジネスモデル地区構想）により、ＩＴ産業集積を通じた地域経済活性化を推進する。

・総務省は、平成14年度から、地方公共団体が行う光ファイバ網等の整備に対して支援を行い、地理的要因による情報格差を是正することによって、新たな産業の振興など地域産業の活性化を図る。

・農林水産省は、規制改革による林業への民間事業体の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討する。

### (6)　グローバル戦略

市場が世界に開かれることなくして我が国の成長はありえず、外国資本の参入、産業の再編、人材の交流を活発化させ、競争力を強化していく必要がある。また、東アジア諸国の産業競争力が向上する中で、我が国企業は、同一水準の製品を作っていては生き残れない。技術や経営の革新を進め、国際競争力を強化することが重要である。一方で、ＷＴＯ新ラウンド交渉を推進しつつ、ＦＴＡを推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深めることは、財・サービス需要や資金需要を始め経済活動のフィールドを拡大させ、多くのビジネス機会を新たに生むとともに、製品コストの低下に資する。

**（グローバルに開かれた市場の構築）**

自由貿易のメリットが最大限活用できる「グローバルに開かれた市場」を構築することによってしか貿

易立国日本の未来はない。

・関係府省は、ＦＴＡなど経済連携を推進・強化することとし、これに必要な課題の克服に取り組む。

・関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う。

・司法制度改革推進本部は、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うため、平成15年を目途に法案を提出する。

・関係府省は協力して、平成14年度、世界で活躍する日本製品や日本人、個性ある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際ＰＲ、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。

**（対内直接投資・頭脳流入の拡大）**

対内直接投資の増大は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先進技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらす。阻害要因を計画的に是正し、対内直接投資を促進し、頭脳流入を拡大する。

・対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワン・ストップ・サービスの推進、地方の特色を活かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。

・関係府省は、海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。

・内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。

**（グローバル化の中での積極的貢献）**

日本製品や日本文化に対する世界の関心が低下しつつある。世界への積極的な貢献を通じて、グローバル化を牽引し、魅力ある日本をアピールする。新たなビジネス機会の創造にもつながる。また、日本は途上国の貧困問題、環境問題、紛争処理、平和構築など国際的な課題に積極的に貢献し、世界の中でプレゼンスを高めていく。

・関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。

・文部科学省は、留学生交流、外国人留学生に対する支援を推進する。外務省及び文部科学省は、文化芸術分野での受入れ・派遣を促進する。

・外務省は、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの推進など、国境を越えた活躍の場を拡大すると共に、途上国での国際協力体験を大学及び大学院の単位として認定する等の形で、国際協力に対する人材育成を図る。

・総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。

## 3. 経済活性化戦略の進め方

経済活性化戦略においては、政策の実施主体・実施時期をできるだけ具体的に明示したところであり、経済財政諮問会議は、今後、ＩＴ戦略本部、総合科学技術会議、総合規制改革会議等関係本部会議等とも連携し、関係府省における経済活性化戦略の具体的推進状況等についてフォローアップを行う。

# 第３部　税制改革の基本方針

〈はじめに〉

少子化・高齢化、ＩＴ革命、激化する国際競争の中で、日本経済が活力を取り戻し、国内に質の高い雇用を確保していくためには、経済・社会の基盤である税制を幅広く見直していくことが不可欠である。

21世紀にふさわしい包括的かつ抜本的な改革を行い、広く、薄く、簡素な税制を構築する。税制改革に当たっては、第１に、グローバル化する経済の中で日本の競争力の強化をめざす。第２に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。第３に、納税者側の視点に立って、わかりやすく簡素な税をめざす。

また、税制改革は、聖域なき歳出改革と一体となって行うこととする。国・地方の歳出をさらに徹底的に見直し、簡素で効率的な政府を実現する。

## 1. 税制改革の必要性

### (1)　低迷する日本経済と税制改革

かつて驚異的な成長を成し遂げた日本経済だが、長期にわたって低迷を続けている。潜在力を覚醒させ、創意と挑戦の意欲を喚起して、世界経済における日本の強みを再構築せねばならない。そのためには、税制が常に時代の変化に対応し、企業と個人の活力を支えることが必要である。

構造改革がめざすのは、「人」を重視する国である。これまで、税制をはじめとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。

それぞれの地域が魅力的になることで、人々の生活は豊かになる。最近の地方分権の努力は、地域の個性と自律性を再生しようとするものだが、財政面では、まだ国への依存度が高い。地方自治体が権限と財源、責任をもち、住民の参加と選択の下、自らの力で財政運営を行うようになって、名実ともに地方分権が確立する。

日本の人口は2007年から減少に転じ、急速に高齢化が進む。しかし、財政や社会保障制度はそれに対応しきれておらず、人々は確かな生活設計を描けずにいる。更に、国・地方政府が巨額の財政赤字を抱える中で、財政の現状を放置すると、日本の財政の持続性に対する危機から、長期金利の上昇による投資の抑制などの経済のダウンサイド・リスクが高まる。徹底した歳出面の改革とあわせ、長期に持続可能な財政構造と社会保障制度を構築することによって、将来に安心感をもてる社会を創らなければならない。

以上の大きな変化を考えると、いま、包括的かつ抜本的な税制改革が求められている。これからの経済社会にふさわしい経済の活力を支える新しい税のデザインを行う時期を迎えている。

### (2)　税制の現状認識

経済社会の劇的な変化や、ライフスタイルの多様化が進む中、現在の税制について様々な問題が指摘されている。経済の活力を阻害し、また、個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、複雑で納税者にとって分りにくいものとなっている、租税回避行動がおきているのではないか、課税ベースが浸食されており、また、納税者意識が希薄になりやすいのではないか等の指摘である。さらに、現在の財政は、極めて不十分な歳入構造になっており、巨額の歳入・歳出ギャップが存在しているのが現状である。

## 2. 目指すべき経済社会と税制改革

### (1) 目指すべき経済社会の姿

税制を考えることは、将来の社会のあり方を考えることでもある。どのような経済社会を目指すかによって、税制改革の方向も変わってくる。今回の税制改革が実現を目指すのは、「改革と展望」で示した経済社会の姿である。

民間需要が主導する持続的経済成長を実現する。「人」を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。高齢化等の問題に積極的に挑戦し、長期にわたる安心を確保する。地方が、それぞれの地域の魅力、個性を発揮し、自立し、活力をもつ。また、簡素で効率的な政府の実現に向け歳出面の改革を推進しつつ税制改革を進める中で、国民の負担に対する理解が深まることが期待される。

### (2) 税制の3原則

望ましい税制の条件として掲げられるのは、「公平・中立・簡素」の3原則である。今回の税制改革では、時代の要請に応じて、この3原則を「公正・活力・簡素」と理解することとする。

① 公正――自立と再挑戦を支えるセーフティネットを構築した上で、「公正」を追求し、“結果の平等”より“機会の平等”を重視する。

② 活力――人々や企業の選択を歪めず、経済社会の「活力」を最大限発揮させる。

③ 簡素――納税者にとって「簡素」かつ透明で分かりやすい税制を構築し、納税者の信頼と理解を得る。

## 3. 税制改革の視点

税制改革の検討は、次のような視点に立って行うこととする。

(1) 第1に、日本経済の活力の回復を最重視する。課税ベースを広くし税率を低く抑えることを基本とすることで、企業や個人の活力を支える。また、法人に対する課税においては、国際的視野にたって検討し、競争力を強化するための改革を行う。

(2) 第2に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。

(3) 第3に、歳出改革と一体として進める。税制改革は徹底した歳出削減とともに行い、簡素で効率的な政府をつくる。「改革と展望」に基づき、財政収支を中期的に改善していく。

(4) 第4に、社会保障制度改革と整合性をとって進める。社会保障負担と税負担を総合的にとらえた改革を行い、持続可能な財政構造と社会保障制度を構築する。今後、高齢化が進展するにつれて国民負担率は上昇することが見込まれるが、国民に提供するサービスとそれに見合う国民負担のバランスを再検討しつつ、可能な限り国民負担率の上昇の抑制をめざし、世代間の受益と負担の公平を図る。

(5) 第5に、地方行財政制度の改革と一体として進める。地方分権を推進するために、地方の行財政と税制の本格的な改革を行う。歳出・歳入の両面で、国の関与を最小限に抑え、地方自治体が権限と責任をもつことを目指す。

(6) 第6に、すべての人・企業が公正に負担すると同時に、真に必要な場合には、低所得層等に配慮する。

## 4. 税制改革の進め方

(1) 〈はじめに〉で述べた理念に基づく今次税制改革は、2003年度に着手し、“広く薄く”等の理念の下、本格的かつ構造的な税制改革に取り組むとの考え方に立ち、可能なものから順次実施し、「改革と展望」の期間内（～2006年度）に完了させることを目指す。なお、時限的な政策税制を行う場合も、税制改革全体との整合性を保つことが重要である。

(2) また、現在の厳しい財政状況をふまえて、税制改革は「改革と展望」に基づき、財政規律を重視しながら行うこととし、税制改革の財源は、原則として国債には依存しない。

(3) 「改革と展望」の期間内に、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

(4) 「改革と展望」に基づき、2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。

そして、将来にわたって国民負担率の上昇を抑制することを目指す。

## 5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

「めざすべき経済社会の姿」を実現するために、今後の税制改革及びそれに関連する検討項目は以下のとおり。

### (1) 持続的な経済成長を実現するために

「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やＩＴ投資等を税制でも促進できるよう検討する。金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。

### (2) 多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。また、寄附等に対する課税の見直しを検討する。

### (3) 長期にわたる安心の確保のために

急速な人口高齢化等に対応するため、安定的な歳入構造をつくる。公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにするとともに、年金課税の見直しを検討する。また、道路等の特定財源については長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す。地球環境に配慮した税制を検討する。

### (4) 地方の自立と活力のために

『第４部　歳出の主要分野における構造改革　3. 国と地方』に述べる考え方に沿って検討を進める。

### (5) 負担に対する国民の理解のために

ＩＴ化に対応した申告・徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ＩＤ制度等の検討に

よって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。消費者の理解を得るために、消費税の免税点制度等の見直しを検討する。

# 第４部　歳出の主要分野における構造改革

## 1. 社会資本整備のあり方について

社会資本整備については、「基本方針」に基づき、事業の重点化、硬直性の打破、効率性・透明性の向上などに向けた改革を進めてきた。また、こうした取組みを反映した14年度予算を策定した。さらに「改革と展望」では、中長期の持続的経済成長、持続可能な財政と整合的な公共投資のあり方を示した。

しかしながら、「国から地方へ、官から民へ」という考え方の下での社会資本整備の改革、公共事業の実効ある重点化や効率化など、さらに取り組むべき課題は多い。また、今年度で終了する多数の公共事業関係計画のあり方を抜本的に見直す必要がある。14年度は、この１年の成果の上に立って、改革をさらに本格化する極めて重要な年である。

### (1)　国から地方へ、官から民へ

個性と活力のある「地方」の構築、真に必要性の高い事業の厳選などの観点から、国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換する必要がある。このため、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。また、地方交付税の事業費補正については14年度から見直しが実施されるが、これを引き続き行っていく必要がある。

簡素で効率的な政府の実現、地域の活性化の観点から、公共投資に関する設計、建設、維持、管理、運営など各段階において民間委託を進めることやＰＦＩを推進することが極めて重要であり、強力かつ計画的に推進する。

### (2)　公共投資の実効ある重点化、効率化

**（実効ある重点化の実現）**

第５部の「予算編成プロセスと手法」で述べているように、公共投資についても真に必要性の高い事業への重点化を進めるために、トップダウンの意思決定（分野間の優先順位、分野毎のメリハリなど）とボトムアップの選択（事業評価に基づく個別事業の選択、個所付け）の双方について改革に取り組む。

重点的に配分すべき分野については、経済活性化効果等の観点から、具体化、絞込みの必要がある。また、「平成14年度予算編成の基本方針」で示した厳しい見直しを行うべき分野について、より明確に予算に反映する。

公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）の努力をさらに進める。

また、地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

**（実効ある効率化の実現）**

公共事業の効率化のため、さらに厳格な事業評価を行い、その結果を予算編成に十分反映する必要がある。このため、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する仕組みを構築する。また、第３者による評価内容のチェック機能の強化、関連情報を含めた情報公開の徹底、国民に対する説明責任の明確化を実現する。

公共投資のコストは民間事業に比べ相当割高になっているという批判もある。コストの縮減、ＰＦＩの一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直し、

事業の時間管理などについて具体的な取組みを進める。

### (3) 既存プロジェクトの見直し

時代の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、既存プロジェクトの見直しを進める必要がある。このため、実質的な着工に至っていない大規模事業、長期間中断されている事業、採択時に想定した利用率やコストに大きな見込み違いが生じた事業などについて、費用対効果や実施可能性を厳しく検証し、実施の当否などを判断する。また、代替手段のあるものについては、費用対効果の観点から最も適切なものを選択する。

### (4) 公共事業関係計画のあり方の見直し

各計画の必要性そのものについて厳しく見直しを行う。仮に計画を策定することが必要と判断される場合でも、以下のような抜本的な見直しが不可欠である。

○ 関連の強い計画間の関係を十分に見直すべきである。

○ 整備の進捗状況、経済社会状況の変化等を踏まえ、分野によって新規事業全体を終了する時期を明確にする必要がある。

○ 国から地方へ、官から民へ（民間委託等）の改革を踏まえたものとする必要がある。

○ 地方単独事業は、計画の目標とは位置付けるべきではない。

○ 計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果にすべきである。

○ 計画と個別事業の関係はより緩やかなものとすべきである。すなわち、計画の策定過程において想定された事業であっても、それを全て実施するのではなく、さらに厳選すべきである。

## 2. 社会保障制度

### (1) 社会保障制度改革の現状

「基本方針」の閣議決定以降、医療制度改革を推進してきた。今後も医療制度改革を継続するとともに、物価動向等を反映した社会保障給付の見直しや年金制度の改革をはじめとする次の社会保障制度の改革に取り組むこととする。

### (2) 社会保障給付費の増大と国民負担率

社会保障給付費は高齢化の進展に伴って増大し、現行制度がそのまま維持された場合には、社会保障に係る負担の国民所得比が大きく上昇するとともに、国民負担率は相当に高くなる。

このため、社会保障制度の改革に積極的に取り組み、世代間・世代内の公平を図るとともに、適切な給付と負担の水準を確保し、そのバランスを図りつつ、社会保障制度が経済と調和し将来にわたり持続可能で安心できるものとなるように再構築し、国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある。

### (3) 今後の社会保障制度改革の基本方針

（ｉ） 次世代育成支援対策（少子化対策）の強化

世界的にみても際立って、急速かつ著しい少子高齢化の進行が予測される我が国の状況にかんがみ、少子化の流れを変えるため、これまでの保育所待機児童ゼロ作戦などの推進に加え、子育て世代、子育

て家庭を職場や地域など社会全体で支援するとともに、子どもが自立することを支援することにより子どもを持つことへの不安を解消するという視点に立って、幅広く次世代支援に関する取組みを強化していくこととする。

（ii） 年金制度の改革

年金制度については、予測を超えた少子高齢化の進行によって、累次の改正を余儀なくされたことにより、国民の将来不安が生じ、国民の年金不信が強まっている。

年金制度は、現役時代の所得喪失に対する備え・補填を基本的目的としており、何十年もの期間にわたる保障を確実に提供することが求められるが故に国自ら運営しているものである。国が運営する制度として、国民から信頼される、持続可能なものにしていかなければならない。

したがって、年金制度の改革に当たっては、次のような視点に立って行うべきである。

① 長期にわたって持続可能で安定した制度とするため、楽観を排した将来予測を前提としていくことが必要であり、国民が将来に向けて年金制度への不安を持つことがないよう、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革を目指し、国民的議論を十分に行うことが重要である。

② 少子高齢化の進行に伴って、年金保険料の引上げは避けられないが、その上昇をできるだけ抑え、国民負担率の上昇を極力抑制していくとともに、現在から将来にわたる負担を明示し国民的合意を得ることが重要である。

③ 年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21世紀の我が国社会が目指している「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

④ 国民に広がる年金不信を払拭するため、個人個人の年金に関する情報提供がきちんと行われる仕組みを作り、わかりやすい年金制度とするとともに、年金をはじめとする社会保険実務の効率化を進める。

このような視点に立って、平成16年に予定される年金制度の改革に向けて、世代間・世代内の公平、給付と負担の水準とそのバランス、平成12年改正法附則（安定した財源を確保し、基礎年金の国庫負担の1/2への引上げ）への対応など、年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。

また、制度の厳正な運用に取り組む観点から、保険料徴収の推進など国民年金の未加入・未納者に対する徹底的な対策に取り組む。

（iii） 医療制度の改革

医療制度については、持続可能な制度へと再構築するため、保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度のすべてにわたって改革を継続する。さらに、今後の一層の高齢化の進行に備え、医療制度の安定的な運営を確保するため、今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。また、公的医療機関のあり方等医療提供体制についても見直しを行う。

（iv） 介護保険制度の推進

介護保険制度の施行から2年余を経て介護サービスの利用が大幅に伸びているが、さらに一層の定着を図っていくことが必要である。また、平成15年度は市町村の介護保険事業計画・保険料率の見直しが行われる年であり、これとあわせ、介護保険サービスの利用状況や介護事業者の経営状況、サービス間のバランスなどを踏まえ、介護保険制度がより効率的に運営されるよう適切に介護報酬の見直しを行う。

### (4) 健康寿命の増進と社会保障制度の改革

我が国社会は、人類史上初めての長寿社会を実現しているが、これは単に寿命が長いということにとどまらず、社会の支え手として元気に働き、生活を享受する期間が長いという、健康寿命の増進が図られるものでなければならない。したがって、医療、介護、年金などの社会保障制度は、健康で長生きできるよう生活を支えるものでなければならないとともに、健康で働ける者が働き、社会保障と組み合わせて豊かな生活ができるようにする必要がある。今後ともこのような視点に立って、持続可能で安心できるものとしていかなければならない。

## 3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

## 4. その他

### (1) 食料産業の改革

ア．食料産業の改革

我が国の将来の食料供給に対しては、国民の相当程度が不安を有している。さらにＢＳＥ問題等を契

機に「食」の安心・安全性への国民の不信が高まっている。

こうした中で、我が国農業は零細な生産構造を抱え、食料自給率の低下にも歯止めがかからず、担い手の高齢化、農地の遊休化、流通面での高コスト構造の存在等、農業・農村をめぐる厳しい環境が長期的に継続している。

他方、食品産業は地域経済において重要性が高く、ライフスタイルの変化の中で外食・中食産業の急成長が見られる。また安全な「食」に対する国民のニーズが強まっている。このような状況の下で、農業の構造改革と食品産業等の持続的な発展を如何に実現するかが喫緊の課題となっている。

農業、食品産業等のいわゆる「食料産業」は国民経済上も重要な産業であり、今後は食料産業全体を視野に入れた政策運営を通じて、国民の期待に応えうる食料産業の活性化と農業の構造改革を推進する必要がある。このため、以下の基本戦略の下で改革を着実に推進することが重要である。

イ．食料産業の改革の基本戦略

① 真に消費者を基点とした行政への転換

「食」に対する国民の不信を払拭し、「健全な食料産業の発展」と「安心した食生活」を実現するため、真に「消費者」を基点とした行政に転換を図り、我が国の特徴を生かした高付加価値で多様な農産物・食品が全国で提供されるよう、食料産業の新たな将来展望を切り拓く。

② 多様な農業経営の展開による産業としての農業の再構築

グローバル化の進展に対応して、農業が産業としての競争力を発揮するために、構造改革特区などの手法の活用を含め、農業経営の株式会社化等効率的な企業的農業経営が展開するための制度改革等の条件整備を行う。

③ 農業経営者の意欲と個性が発揮できる政策の枠組みへの転換

農業者全体を対象とした一律的な政策の見直しを行い、意欲と能力のある経営体に施策を集中化する枠組みへの転換を進める。また、米政策については、需要に応じた生産の推進、生産構造の変革等の観点に立って抜本的に見直す。

④ 「食」の安全・安心体制の確立と流通改革の推進

「食」の安全・安心に対する国民の不信を払拭するため、政府全体として信頼回復に向けた万全の体制を可及的速やかに確立するとともに、生産・流通・消費の各段階を通じ一貫して「安全で安心」な食品の供給を担保するシステムを導入する。

また、高コスト構造の是正を図るため、卸売市場等の流通段階で競争条件を導入するとともに、併せて抜本的な農協改革を促進する。

⑤ 農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略等の推進

農林水産資源を活用したバイオマス産業等を国際競争力のある新たな戦略産業として育成する。このため、規制改革、融資・補助制度、バイオマス生産・エネルギー活用等の技術開発等の政策手段を活用し、農林水産業を環境保全やバイオマス生産の場として再活性化させる施策を関係府省一体となって推進する。

ウ．構造改革を推進する上で特に重視すべき事項

① 政策の選択と集中化

これまでの政策を厳しく見直し、食品産業、消費者対策等も含めた食料産業全体を視野に入れた政策への大胆な転換を進め、生産・流通・消費の各段階を通じる一貫した政策運営を通じて、食料産業の活性化に資する効率的かつ効果的な政策の選択を行う。

特に、効率的で安定的な経営体が生産の大部分を担う構造を確立するため、農業者全体を対象とし

た一律的な政策の見直しを行い、意欲と能力のある経営体に施策を集中化する。

さらに、農地・森林の有する環境保全等の機能に留意しつつ政策を推進する。

② 構造改革に向けた時間軸の明確化

「食料産業」に対する国民意識は「食の安全・安心」への不信を通じて極めて高いものとなっていることから、構造改革を進めるに当たっては、改革の具体的内容、推進する上での課題、その実現に向けたスケジュール等を広く国民に示し、国民的な議論の下で進める。

### (2) 特定財源のあり方の見直し

道路等の「特定財源」については、長期計画や今次税制改革と一体的に、そのあり方を見直し、可能なものは平成15年度から具体化する。なお、特定財源制度は受益と負担の関係に基づくものであるが、これら諸税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などにも十分配慮し、決定する。

### (3) 公的部門の効率化

納税者の視点に立ち、公的部門の無駄を排除する。この観点から、以下の新しい行政手法に公的部門全体で取り組む。

① 民間委託（アウトソーシング）やＰＦＩ等の活用

従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やＰＦＩ等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やＰＦＩ等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。

② 調達の改善

国や地方の調達について、手続の透明化、競争性の確保の観点から、関係府省は公正・厳正・経済的な調達を進める。公共事業においては、入札関連情報の公開、一般競争入札の拡大等競争性の向上、入札条件の適正化等を推進する。情報システムにおいては、調達方式の改善を一層着実に実行するとともに、ソフトウェア開発の効率化、高度な外部専門家の活用等による調達側の能力向上等を図るため、民間有識者の意見も参考にしつつ府省横断的に検討を進める。

③ 電子政府等の推進

国民の利便向上の観点から電子政府・電子自治体等公的部門の電子化を推進する際には、同時に事務を合理化する。また、複数の地方自治体が事務を標準化し、共同で民間委託することにより、大幅なコスト削減を実現する。

④ 新しい手法

効率的な事例を基準に効率化・生産性向上に努める手法（ベンチマーキング）や、業務に要するコストを明確にする手法の一つである活動基準原価計算（ＡＢＣ）などの手法の導入について研究を開始する。地方についても、これらの手法の導入について研究を開始するよう要請する。

# 第５部　経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方

## 1. 経済財政運営の基本的考え方

### (1)　中期的な経済財政運営

本年１月に閣議決定した「改革と展望」では、この１両年の集中調整期間において、デフレの克服を最重要の課題とし、政府・日本銀行は一体となって取り組むこと、政府は財政構造改革、規制改革、不良債権処理等を促進することを明確にした。財政運営については、財政健全化の道筋を明らかにした。すなわち、厳しい経済財政状況を踏まえ、歳出の質の改善と歳出抑制に取り組み、「期間中の政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」という基本方針とともに公共投資等主要歳出の抑制に関する方針を明確にし、その後の財政収支改善努力や民間需要主導の着実な経済成長の継続の下で、2010年代初頭にプライマリーバランスが黒字化するとの展望を示した。

その後、新人口推計が公表され、予想を上回る少子化・高齢化の進展により、現行制度を維持する場合、国民負担率は従来の予想以上に上昇するとの試算が公表された。国民負担率の上昇を極力抑制する観点から、社会保障制度改革を含め、「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速することが必要である。

また、本方針では、税制改革や社会保障制度改革を通じて、「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」をつくるという基本的な考え方を明らかにしているが、そのためにも歳出改革を加速し、「負担に値する質の高い小さな政府」を早期に実現する必要がある。

### (2)　中期的な経済財政の姿

「改革と展望」では、集中調整期間中の成長率はゼロ近傍とならざるを得ないが、2004年度以降はデフレが克服され、構造改革の効果も顕在化することから、実質1½％程度あるいはそれ以上、名目２½％程度あるいはそれ以上の成長が見込まれるとしている。

歳出改革の加速、とりわけ、歳出削減は、それ自体短期的には、景気に対してマイナスの効果を持ち得る。しかし、経済活性化効果が高く、新規需要や雇用を創出する効果の高い分野に歳出をシフトするなど「歳出の質の改善」を同時に進めるとともに、第２部で示した「経済活性化戦略」、第３部で示した包括的かつ抜本的な「税制改革」をその他の構造改革と併せて推進することにより、「改革と展望」で示した程度の経済成長を達成することは可能と考えられる。

### (3)　構造改革の推進と今後の検討について

経済活性化戦略については可能なものから速やかに実施に移し、平成15年度予算編成に反映する。府省間の調整が必要とされるものについては、内閣官房と内閣府が関係各省と一体となって速やかに推進する。

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。

歳出の構造改革は、15年度予算はもとより今後の予算編成などにおける基本的考え方となる。

政策推進のためには国民の理解と協力が不可欠であり、タウンミーティングの開催、政府広報、「動け！日本」、インターネットなどを通じた国民参加型の政策推進を図る。

経済財政諮問会議は、今後、教育・人材・雇用を中心とする「人間力戦略」、地方行財政改革及び社会保障制度改革について、関係機関との連携を図りつつ、その基本方針を審議していく。また、主要歳出分野の構造改革や15年度の財政運営のあり方についても引き続き検討を行っていく。

## 2. 平成14年度及び15年度の我が国経済

### (1) 当面の景気動向と平成14年度及び15年度経済

我が国経済は、現在、米国やアジア経済の急回復や在庫調整の進展を受けて、循環面では底入れしている。しかし、企業の設備投資は低調であり、企業部門の雇用調整などにより、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあり、家計消費の回復は遅れ、横ばいで推移している。また、金融機関の不良債権問題、企業の過剰債務問題への対応が続く中で、依然デフレ傾向にある。

年度後半には、企業収益の回復が見込まれ、設備投資が増加に向かうと期待されるものの、回復に向けての足取りは全般に緩やかなものとなり、14年度の経済成長（実質）はほぼ横ばいにとどまると見込まれる。

15年度については、政府部門の支出は厳しく抑制される一方、世界経済が好調に推移することが期待され、また、14年度後半からの企業収益の回復を受けて、設備投資も緩やかな増勢に向かうことが期待される。このように、15年度の我が国経済は全般的には回復過程にあると期待されるものの、ぜい弱な側面を有していることから、経済動向を十分注視していく必要がある。

構造改革の実行や、デフレ対応策などによる経済・金融への不安感の払拭が遅れれば、企業の設備投資の回復はもとより雇用・所得環境の改善は緩やかなものにとどまり、消費の伸びも低いものとなる可能性がある。また、政策効果の発現もあって実物面から見れば、物価は下落から安定化に向かうことが期待されるが、その動きは適切な金融政策にも大きく影響されよう。

我が国経済に課された今後の課題は、経済活性化戦略など構造改革の着実な実施を通じて、歳出改革を進めていくなかにあって、循環面で底入れしている状況を構造改革面から強力に補強し、中期的に持続的な経済成長につなげていくことである。

### (2) デフレ対応をはじめとする当面の経済財政運営

ア．不良債権処理等、金融面での課題

「基本方針」以降、銀行を経由する間接金融の健全化に向けて、不良債権の最終処理と企業再生を促進するため、特別検査やＲＣＣによる不良債権の時価買取り等の施策を講じてきた。不良債権処理については、市場規律や厳格な資産査定の下、オフバランス化の具体的な処理目標（原則1年以内に5割、2年以内に8割目途）、信託を含むＲＣＣの機能の積極的な活用をはじめとして、「より強固な金融システムの構築に向けた施策」（4月12日）を推進するなど、累次にわたる施策に則った処理を一層徹底する。こうした不良債権処理の状況を的確に把握するとともに、債権等の流動化や証券化の促進を図る。なお、中小企業等の経営実態に応じた検査の運用確保の観点から、金融検査マニュアルの具体的な運用例を早急に公表する。

また、金融機関の不良債権問題と企業・産業の過剰債務問題とは一体的解決が図られなければならない。このため、企業の再建・整理、産業再編等による産業サイドの構造改革を進める。

これらの取組みにより、構造改革の集中調整期間終了後の平成16年度には不良債権問題の正常化を図る。

さらに、金融機関の競争力・収益性の向上等を促す観点から地域金融機関の合併の促進等を図るとともに、本年4月のペイオフ解禁を踏まえ、引き続き、適切な監督等を行うことを通じ、預金者に信頼される金融システムの安定の確保に万全を期す。

他方、預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。

活性化された経済を支える活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融庁において中期ビジョンを早急にとりまとめる。同ビジョンの検討においては、我が国金融業の経営基盤の強化や経済を支える健全な中小企業に対する資金供給の円滑化についても留意する。

また、公的金融の見直しの検討を進める。

さらに、物価動向を適切に把握する等の観点から、物価連動債を含む新たな方法等についての検討を進める。

金融政策に関しては、政府と日本銀行はデフレ克服の重要性の認識を共有しており、日本銀行においても実効性ある金融政策運営を期待する。

イ．構造面からの課題

これまでの我が国の景気回復の姿をみると、輸出の回復に伴って設備投資の力強い回復がみられることが多かった。しかし、今日、既存債務の存在や中国の台頭やグローバル化の進展による競争の激化など、企業を取り巻く環境はかってなく厳しい。企業の収益回復基調が明らかになってくる中で、構造改革を通じて、その動きをいかにして設備投資の拡大、新しい事業の展開や産業の生産性の向上につなげていくかが問われている。グローバル化やＩＴの進歩などの環境変化の下で、我が国の高コスト構造、非効率的で硬直的な財政支出と新しい時代に適合しない規制の存在は、我が国の生産性を長期にわたり低下させ、企業や人々の様々な創造的活動の妨げともなっている。

また、構造改革を進める中で、企業収益の改善や新規事業の拡大を通じた雇用の維持・創出が図られ、さらに所得の向上を通じて消費の拡大につながる回復を後押しできるかが課題である。財政の大幅な赤字とともに、急速な高齢化・少子化の進展による社会保障制度への不安が、経済・財政の持続可能性に対し懸念を抱かせ、心理面から国民の投資・消費意欲や活力を抑制させないことが重要である。

ウ．当面の経済財政運営等

構造改革の成果の発現を促し、底入れしている景気の動きをさらに確実なものとすることにより、デフレを克服しながら持続的な経済成長へと確実に結びつける。このため、当面の経済動向を注意深く見守りつつ経済財政運営に努め、不良債権処理など金融面での取組みを引き続き着実に実施するとともに、経済活性化戦略、税制改革、歳出構造改革などを推進する。さらに、本方針の中で早急に実施できる事項を検討し、可能な限り早期に実施する。

14年度財政投融資については、都市再生、中小企業金融など真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、その事業等について、13年度の実績を上回る事業・貸付規模を確保しているところであり、今後、その事業等が円滑かつ順調に実施されるよう努める。

また、景気動向の把握がより迅速かつ的確に行えるようＧＤＰ統計及び関連する一次統計の精度・速報性を向上させる。

## 3. 平成15年度財政運営のあり方

### (1) 基本的な考え方

① 平成15年度予算編成は、「改革と展望」の策定後、税制改革を始めとする諸改革に本格的に取り組む初年度の予算編成である。このような中にあって、歳出に対する国民の信認を確保するための真摯な取組みが一層求められている。

まず、第1の課題は、裁量的な支出の効率化・削減にとどまらず、予算の過半を占める非裁量的な、いわゆる制度予算・義務的経費を見直していくことである。「国民の負担に値する制度」に向けて、地方行財政制度、社会保障制度等の諸制度の改革を進めていく。

そして、少子・高齢化の進展により従来の予想以上に上昇する国民負担率を抑制する観点から、「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速する。

第2の課題は、特殊法人等・公益法人の改革に加え、中央・地方政府の一段の行政改革を行い、予算の削減、組織の減量化によって簡素で効率的な政府を実現する。その際、厳格な目標管理の下、国家公務員の定員の一層の削減及びメリハリのある定員の再配置の実現を図る。

このように歳出改革と行政改革を加速させることにより、「負担に値する質の高い小さな政府」を早期に実現する。

第3の課題として、内閣総理大臣主導による意思決定システムを強化するために、平成15年度の予算編成のプロセスと手法の改革をさらに進めることが重要である。経済財政諮問会議を活用しつつ、内閣総理大臣が基本方針を示した上で、各大臣が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。

② 予算編成に当たっては、経済と財政、歳出と歳入の整合性をとりながら行う。また、中期的な展望に基づいて行うことが必要である。具体的には、「改革と展望」を十分に踏まえつつ歳出改革を加速する。

予算編成は、そのスタート段階から、歳出の見積もり、重点分野への予算配分、予算の背景にある制度改革の基本設計など、全体像を明らかにしつつ行う必要がある。

### (2) 歳出改革の加速

平成14年度に続き、財政構造改革を断行する。「改革と展望」に示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標とする。

また、国債発行額についても、平成14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、「30兆円」からの乖離をできる限り小さくする。

このため、非裁量的（制度・義務的）予算については、それぞれの制度が今後の日本の経済社会で果たすべき役割及びその必要性を抜本的に考え直し、大胆な改革を行う。裁量的経費については、その緊要性や政策効果等につき「根元」から洗い直す。

その際、一層効果的な資源配分を実現するため、

① 民に任せることはできないか、規制改革や民営化の方向に照らして適切か、

② 地方に任せることはできないか、地方分権や地方行財政改革の方向に照らして適切か、

③ 最適な政策手段を選択していることの説明責任が果たされているか、

④ 府省間の重複が排除され、かつ関係府省間の効率的な協力関係が構築されているか、

の視点に立ち、無駄を徹底的に排除する。一方で、制度改革と一体になって実施されるものには留意する。

### (3) 重点的に推進すべき分野・効率化の考え方

経済の活性化を念頭に置きつつ、これまで以上に無駄を大胆に排除し、効率的な財政を実現しなければならない。

平成14年度における「5兆円削減し、2兆円を重点7分野に再配分する」との精神を受け継ぎ、「経済活性化戦略」を重視しつつ、その考え方に沿って、新たに以下の「活力ある社会・経済の実現に向けた新重点4分野」へ施策を集中する。その際、政策効果が最大限発現するよう重点分野の中においても施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。

① 人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ

【重点化・効率化の考え方】

（教育・文化）

・大学教育に対する公的支援については、競争原理を導入し、世界最高水準の大学を育成
・意欲・能力がある個人を支援
・ＩＴ・ライフサイエンス等新分野の人材育成を重視
・学校や教員の個性と競争を通じて、児童・生徒の基礎学力の維持・向上、心の豊かさや創造性の涵養を図る
・文化芸術振興については、心豊かな活力ある社会の形成及び地域社会の活性化を念頭に置いた振興、事業に着眼した支援に重点化

（科学技術）

・重点4分野（ライフサイエンス、情報通信（ＩＴ）、環境、ナノテクノロジー・材料）への更なる集中と戦略的重点化
・経済活性化の観点からの新規プロジェクトの厳選と既存プロジェクトの見直し
・質の高い基礎研究への重点化と研究の評価システムの構築
・民間主導による産学官連携に重点

（ＩＴ）

・「ｅ－Japan重点計画－2002」を踏まえ、電子政府・電子自治体等公的部門の電子化、基盤的技術開発等に重点化
・基盤的技術開発については、成果の検証等による既存プロジェクトの見直し
・既存の施策を含めた施策間の重複排除と緊密な連携の確保

② 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

【重点化・効率化の考え方】

（魅力ある都市）

・都市再生プロジェクトとして都市再生本部が決定した事業
・自然との共生を含む都市の魅力及び国際競争力の向上に高い効果が期待されるもの

（個性と工夫に満ちた地域社会）

・「地方の自立」を促す観点から、効果的な市町村合併支援のほか、国・地方の関係にふさわしい考え方により、地域の経済活性化などについての地域の主体的な取組みを支援するもの
・ＮＰＯとの連携施策や国際観光振興など特徴的なまちづくり・安全な地域づくり

③ 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

【重点化・効率化の考え方】

・保育所待機児童ゼロ作戦の推進などに加え、地域・職場など社会全体で子育てを支援

・介護サービス供給体制の整備等

・輸入食品の安全対策の充実やトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の整備等消費者に信頼される食の安全安心体制の構築

・公共施設、公共交通のバリアフリー化

④　循環型社会の構築・地球環境問題への対応

【重点化・効率化の考え方】

・廃棄物処理、リサイクル等いわゆる３Ｒの着実な実施、バイオマスの利活用

・地球温暖化についての研究開発、我が国の温室効果ガスの削減・吸収、多様で健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業

### (4)　その他の歳出分野

①　公共投資については、「改革と展望」を踏まえつつ、一層の重点化・効率化を推進し、入札手続の改善やコストの縮減、透明性の向上等を図る。こうした取組みにより民間需要や雇用を創出する効果を高める。また、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）の努力を更に進める。

②　社会保障については、物価動向等を反映した年金等の給付の見直しに取り組むほか、雇用保険の給付のあり方・水準の見直し、給付の効率化・重点化など制度の改革を行い、歳出全体の見直しを行う。

③　地方財政については、第４部で述べた国・地方関係の抜本的見直しを見据えながら、歳出を徹底して見直し、改革を加速するという国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法を見直す。

④　農林水産関係分野については、意欲と能力のある経営体への施策の集中を行うとともに、米の生産調整や水田農業関連施策の改革方向を策定し、構造改革を推進する。

⑤　ＯＤＡについては、援助対象分野等の更なる戦略化・効率化、執行の透明性向上等を図り、国際情勢を踏まえて我が国の国際的責任の十全かつ適切な遂行に努めつつ、予算規模を見直す。

⑥　防衛、治安については、経費の特質にも十分配意し、また、既存施策の一層の効率化を図りつつ、国民の安全、安心を確保する。

⑦　国庫補助負担金については、第４部で述べた抜本的な改革案の検討を見据えつつ、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から廃止・縮減を目指す。「国庫負担金」「国庫補助金」の区分に応じた体系的な整理合理化を推進する。

⑧　総人件費の抑制については、徹底した増員の抑制と一層の定員の削減に努めるとともに、勤務実態を踏まえつつ、地域毎の公務員給与と民間給与の関係を比較方法を明示した上で国民に分りやすく示す。人事院や地方公共団体の人事委員会等は、地域毎の実態を踏まえて給与制度の仕組みを早急に見直すなどの取組みを行う必要がある。

また、その他の一般歳出（物件費等）についても、聖域なく徹底した見直しを行う。

### (5)　予算編成プロセスと手法

①　予算編成プロセスの改革の必要性

真に必要性の高い歳出への重点化を進めるために、歳出の「根元」からの見直しが必要不可欠である。

これを実現するためには、トップダウンの意思決定（予算の背景にある制度の改革方針、施策の集中と分野間の優先順位、分野毎のメリハリ）とボトムアップの選択（事業評価に基づく個別事業の選択、個所付け）の双方が必要である。

トップダウンの意思決定を強化するために、経済財政諮問会議を活用しつつ、内閣総理大臣が基本方針を示した上で、各大臣が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。また、ボトムアップの選択について、透明性が低い、効果の低い事業を排除できていない、などの種々の問題点を解決するため、予算の編成・執行の両面で事業評価に基づく個別事業の選択などの「新しい行政手法」の導入を含めた改革に取り組む。こうした取組みにより、国民から見て分かりやすい予算編成を実現する。

② 目的・効果の分かりやすい予算

予算の目的、効果等を分かりやすく示すため、厳格な政策評価、事業評価を行い、これを予算編成過程に反映しなければならない。また、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する必要がある。

それぞれの重点分野に対応する予算を府省を通じて整理する手法、すなわちタテ（府省）ヨコ（重点分野）双方向から検討する手法（マトリックス型の手法）を用いるべきである。また、こうした手法を用いて、平成14年度予算における重点7分野について評価を行う。

# 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

## ＜新世紀維新が目指すもの ― 日本経済の再生シナリオ＞

20世紀、とりわけ戦後の日本は、世界に類を見ない経済発展を実現した。しかし、バブル経済が崩壊し、90年代に入って以降、日本経済は停滞を続け、国民の経済社会の先行きに対する閉塞感が深まっている。確かに、過去10年の日本経済のパフォーマンスは、日本の経済社会が本来持っている実力を下回るものだった。さらに、高齢化が進展し、労働力人口が減少するなかで、ともすれば我々は悲観論に陥りがちである。

今、日本の潜在力の発揮を妨げる規制・慣行や制度を根本から改革するとともに、司法制度改革を実現し、明確なルールと自己責任原則を確立し、同時に自らの潜在力を高める新しい仕組みが求められている。

グローバル化した時代における経済成長の源泉は、労働力人口ではなく、「知識／知恵」である。「知識／知恵」は、技術革新と「創造的破壊」を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資本を移動することにより、経済成長を生み出す。資源の移動は、「市場」と「競争」を通じて進んでいく。市場の障害物や成長を抑制するものを取り除く。そして知恵を出し、努力をした者が報われる社会を作る。「構造改革」は、こうした観点から、日本経済が本来持っている実力をさらに高め、その実力にふさわしい発展を遂げるためにとるべき道を示すものである。

まず、不良債権問題を２～３年内に解決することを目指すとともに、後述するような前向きの構造改革をパッケージで進める。今後２～３年を日本経済の集中調整期間と位置付け、短期的には低い経済成長を甘受しなければならないが、その後は経済の脆弱性を克服し民需主導の経済成長が実現することを目指す。そうした経済動向のなかで、次世代のためにプライマリーバランスの黒字に向けた財政改革を、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ着実に進めていく。

21世紀の日本では、実力に見合った経済成長が実現する。そこでは、国民が自信と誇りに満ち、努力するものが夢と希望をもって活躍し、市場のルールと社会正義が重視される。また、それは誰もが豊かな自然と共生し、安全で安心に暮らせるとともに、世界に開かれ、外国人にとっても魅力がある社会でなければならない。新世紀維新が目指すのは、このような社会である。

## 1. 経済再生の第一歩としての不良債権問題の抜本的解決

経済再生の第一歩として、不良債権の処理を急ぐべきである。不良債権については、「緊急経済対策」（平成13年４月６日）で最終処理に向けたスケジュールが明示され、民間を中心とした私的整理の指針づくりも進展している。さらに、米国のＲＴＣ（整理信託公社）の例も参考に、ＲＣＣ（整理回収機構）による不良債権処理、企業再生等を進める。

第１に、新規不良債権の発生メカニズムと担保となる土地の価格動向を正確に把握することが重要である。不良債権の債務者企業による財務状況の適正な情報開示と、不良債権の最終処理を目指してそれに適合した銀行による適正な債務者区分、引当て及び適切なリスク管理を促進する。要注意先債権等についても、銀行が、借り手先企業の状況把握に努め、適正なリスク管理を行う一方、借り手の経営改善に向けた努力を行うよう促す。

第２に、主要行の不良債権について、「緊急経済対策」に沿ったオフバランスシート化の進捗状況を定期的に点検するとともに、不良債権比率、与信費用比率（貸出に占める不良債権処理損の比率）といった新た

な指標等も参考に、不良債権の新規発生の状況を含む不良債権問題全体の改善状況について的確な把握に努める。

第３に、ＲＣＣの機能を抜本的に拡充し、ＲＣＣを積極的に活用した不良債権処理、企業再生等を進め、銀行の不良債権のオフバランスシート化の確実な実現を図る。

第４に、オフバランスシート化によって、転職することが求められる雇用者については、新規分野における雇用機会の創出（試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、５年間で530万人が期待）や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大する。具体的な制度改革としては、自己啓発の支援、大学・専修学校等が社会人の再教育・再訓練に柔軟に応える機能(いわゆるコミュニティ・カレッジ)の強化、職業能力評価システムの整備や派遣制度の規制改革等を推進する。また、離職者、転職者に対する支援の強化などセーフティーネットの拡充、総合化を図る。

第５に、21世紀にふさわしい安定した金融システムを構築する。直接金融を重視したシステムに円滑に移行するために個人の株式投資にかかる環境整備を行うなど証券市場を活性化する。金融システムの構造改革という観点から銀行の株式保有のリスクを適切に規制する。

## 2. 構造改革のための７つの改革プログラム

### (経済社会の活性化のために)

### (1) 民営化・規制改革プログラム

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、国民の利益の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、特殊法人等向け補助金等を削減する。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする民間部門の活動の場と収益機会を拡大する。

医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないしは非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する。国際競争力のある大学づくりを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また、規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできる限り広げるとともに、消費者・生活者本位の経済社会システムを実現する。

### (2) チャレンジャー支援プログラム ― 個人、企業の潜在力の発揮

個人の潜在力を十分に発揮させるために、個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築する。このため、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する。

さらに、公正取引委員会の体制を強化し、その機能を充実させるなど、競争環境の積極的な創造や市場監視の機能・体制を充実させ、競争政策を強力に実施する。市場支配力を有する通信事業者への非対称規制の前倒し実施、放送、通信の融合を推進する。なお、周波数などの公共資源は、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配分方式について検討する。

また、ＩＴモデルエリア、ＩＴ教育支援等によってＩＴ革命を推進する。

（豊かな生活とセーフティーネットを充実するために）

### (3) 保険機能強化プログラム

国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりが分かるようにする。こうしたことを通じて、「分かりやすくて信頼される社会保障制度」を実現する。このため、ＩＴの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」の構築に向けて検討を進める。

公的年金については、「人口減少社会」の下で「持続可能で安心できる」制度を構築するとともに、公的年金及び私的年金の役割分担により、高齢者の生活を総合的に保障する。

医療については、医療サービスの標準化、ＩＴを活用した医療情報の開示、医療機関経営の近代化・効率化などからなる「医療サービス効率化プログラム（仮称）」を推進することなどにより、医療の質を落とさずにコストを下げ、維持可能な制度とする。

### (4) 知的資産倍増プログラム

人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増するとの観点から、教育改革を進めるとともに、ライフサイエンス、ＩＴ、環境、ナノテクノロジー・材料の４分野への戦略的重点化を図る。

大学教育に対する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させる。また、個人支援を重視する方向で、公的支援全体を見直す中で、教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する。民間からの教育研究資金の流入を活発化するため、大学が受ける寄附金・大学が行う受託研究の充実のための環境整備について、税制面での対応を含め検討する。また、社会人に対する自己啓発の支援を充実する。

### (5) 生活維新プログラム

人々が自らのライフスタイルに合わせ、男女が共同して社会に参画し、将来にわたってのびのびと働き生活できる基盤を整備する。

（ｉ） 多機能高層都市プログラムの推進により職住近接を可能とする。

（ii） 「働く女性にやさしい社会」を構築するため、税や社会保障制度の見直しに当たっては、個人単位化を進めるとともに、雇用に関する「性による差別」を撤廃する。

（iii） 保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進するとともに、放課後児童の受入体制の整備を図る。

（iv） バリアフリー化の推進等により、高齢者などが年齢等にかかわりなく働きやすく暮らしやすい環境を整備する。

（ｖ） ごみゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生などを通じ、地球と共生する「環の国」づくりを推進する。

（vi） 国民に安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）と治安を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。

（政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために）

### (6) 地方自立・活性化プログラム

（地方の潜在力の発揮）

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化するとの観点に立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進し、介護福祉、まちづくり、リサイクルなど社会事業を担うＮＰＯの支援強化など地方の活性化を図る。

（地域に密着した産業の活性化等）

意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。

### (7) 財政改革プログラム

巨額の財政赤字を抱えている我が国財政の状況を改善し、21 世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作るため、財政の改革に取り組む。

特に、資源配分の硬直性を打破するため、例えば公共事業に関しては、特定財源を見直すとともに、「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない配分、弾力的な地域間配分を行う。さらに、政策目標に照らし、公共事業以外のより適切な政策手段がないか十分に審査する。

また、経済社会の状況変化やこれまでの整備状況などを踏まえ、公共事業関係の長期計画については、各計画の必要性も含め見直しを行う。

## 3. 政策プロセスの改革

首相公選制は民主主義の下で民意を直接反映させる仕組みであり、今後検討されるべきである。オープン・ソース方式の採用やタウン・ミーティングなどによる国民対話も、政策意思決定プロセスにおける透明性を高める上で重要である。

政策形成プロセスにおける透明性を高め、短期・中期の経済財政運営の整合性を確保するために、財政システムと予算編成プロセスを刷新する。

予算配分の硬直性を是正するため、経済財政諮問会議を中心に、先ずは政策のあり方を横断的に審議し、その結果を反映してメリハリの効いた予算編成を行う。

省庁横断的で優先度の高いプロジェクトについては、内閣として予算の要求から執行に至るプロセスに関与を深め、その一体的、整合的な推進を図る。

国・地方の一般会計（普通会計）、特別会計、財政投融資、国・地方間の財政移転、特殊法人等との間の資金移転のそれぞれの関係について説明責任を果たし、透明性を高めていく。

重点分野の特定化と優先順位付けを行い、実施事業を客観的に評価し、決算や評価結果を予算・計画などに反映させるための体制を整備する。特殊法人について、透明性と説明責任を確保するために関連子会社を含め企業会計原則、連結財務制度に基づいた「行政コスト計算書」を導入するとともに、特別会計についても導入を検討する。

## 4. 中長期の経済財政運営と平成14年度予算編成

民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、不良債権処理等に伴うデフレ圧力が発生する調整期間を経て、「停滞の10年」を抜け出し、「躍動の10年」を展望することが可能となる。

アメリカの景気動向や不良債権処理等に伴うデフレ圧力の影響などの不確実性が存在し、経済を的確に見通すことは困難であるが、このところ景気は悪化しつつあり、平成13年度の経済成長は、当初の政府経済見通しをかなり下回るとみられる。アメリカ経済の回復傾向が明らかになっていけば、適切な経済運営のもとで構造改革の進展の成果もあり、平成14年度の景気は徐々に回復への動きをたどることとなる。

中期的にみて日本経済は、民間経済、金融、財政の構造改革を通じた経済活性化や国民や企業の将来に対する不安感の軽減などにより、民需主導の経済成長を実現し、潜在力を十分発揮していくものと予想される。

平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う。ただし、そのペースについては、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める。

金融政策については、調整期間におけるデフレ圧力の状況も踏まえ、機動的な量的緩和政策をとることが期待される。また、景気の状態によっては、セーフティーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う。

平成14年度予算については、この基本方針で示した構造改革、重点分野などを反映し、メリハリの利いた予算編成を行うなど、予算編成プロセスを刷新する。

# 第１章　構造改革と経済の活性化

## 1. 構造改革と真の景気回復

いかなる経済においても生産性・需要の伸びが高い成長産業・商品と、逆に生産性・需要の停滞する産業・商品とが存在する。停滞する産業・商品に代わり新しい成長産業・商品が不断に登場する経済のダイナミズムを「創造的破壊」と呼ぶ。これが経済成長の源泉である。

創造的破壊を通して労働や資本など経済資源は成長分野へ流れていく。こうした資源の移動は基本的には市場を通して行われる。市場の障害物や成長を抑制するものを取り除く。市場が失敗する場合にはそれを補完する。そして知恵を出し努力した者が報われる社会を作る。こうしたことを通して経済資源が速やかに成長分野へ流れていくようにすることが経済の「構造改革」にほかならない。

創造的破壊としての構造改革はその過程で痛みを伴うが、それは経済の潜在的供給能力を高めるだけではなく、成長分野における潜在的需要を開花させ、新しい民間の消費や投資を生み出す。構造改革はイノベーションと需要の好循環を生み出す。構造改革なくして真の景気回復、すなわち持続的成長はない。

## 2. 不良債権問題の抜本的解決 ― 日本経済再生の第一歩

不良債権問題は日本経済が抱える「負の遺産」である。過去の遺産が現在そして将来の日本経済にとって解決しなければならない問題である理由は２つある。第１に銀行の収益性の低下や追加処理リスクが生ずることであり、第２に不良債権を生んだ産業の多くが非効率であり低収益の構造にあることである。不良債権の最終処理を行うことにより、資源が成長分野に流れていくことが期待される。

なお、不良債権の最近の発生状況、特に、製造業等いわゆるバブルの影響が比較的小さいとされる分野における不良債権の新規発生の伸びが大きいことなどを考えても、不良債権は経済の停滞に伴って新規に発生するものであり、また、不良債権処理により資源が向かうべき成長分野が存在するためにも、第３節で述べる実体経済の再生が重要である。

### (1)　不良債権の確実な最終処理と情報開示

「緊急経済対策」は、バランスシートからはずすことこそが不良債権の最終処理になるとの認識の下、明確なスケジュールを設定した。主要行には、新規不良債権の発生メカニズムを把握の上でそのスケジュールを前提に、迅速に処理が行われることが期待される。

このような取組みは、パブリック・プレッシャーの下で、金融機関の自主的な判断で進められることになる。それが実効性を持つためには、①不良債権の厳格な把握とその情報開示、②不良債権処理の進捗に関する情報開示等が必要である。

### (2)　処理状況の厳格な点検

不良債権の処理状況について、２～３年以内にオフバランスシート化するという目標の進捗状況を定期的に厳しく点検するとともに、さらに、不良債権比率、与信費用比率といった新たな指標等も参考に、不良債権の新規発生の状況を含む不良債権問題全体の改善状況について的確な把握に努める。

### (3) 産業の再生なくして不良債権の最終的解決なし

不良債権問題の背景には、借り手である企業／産業側の過剰債務や非効率性といった構造問題がある。不良債権問題は、借り手が抱えるこうした構造問題と一体的に解決されることが必要である。法的整理のためには、会社更生法、民事再生法があるが、より使い易くするために必要な見直しを行うべきである。また、私的整理については、その公正、円滑化に資するためのガイドラインを関係者間で早急にとりまとめることが期待される。

### (4) ＲＣＣによる不良債権処理と企業再生

緊急経済対策に沿って不良債権の最終処理を確実に実現するため、ＲＣＣの機能を抜本的に拡充することとする。その上で、目標期間である２～３年以内に主要行が最終処理を行うことが困難な不良債権については、ＲＣＣに譲渡等するよう要請する。

具体的には、まず、今国会で金融再生法が改正され、ＲＣＣによる資産買取りが３年間延長されたが、さらに、ＲＣＣに信託兼営を認め、信託方式による不良債権の引受けも可能とする等、ＲＣＣが幅広く金融機関の不良債権の引受けを行い得るよう、所要の措置を講ずる。また、ＲＣＣは、受け入れた債権について、債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る。このため、例えば、企業再構築を図る組織の新設等、ＲＣＣの機能・組織の拡充を図る。

さらに、米国のＲＴＣの例も参考に、不良債権や担保不動産の証券化を積極的に進める。なお、これにより、債権流動化市場の育成を図り、銀行による不良債権処理や土地の流動化等が促進されることを期待する。

### (5) 不良債権処理の影響に備えたセーフティーネットの充実

不良債権処理は、将来の経済成長のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。不良債権処理という「後向きの構造改革」に加え、以下に述べるような「前向きの構造改革」を実行することが重要である。実体経済が再生することは、失業を新規成長分野で吸収するということを可能にするし、不良債権の新規発生を抑制するということにも寄与するからである。

不良債権処理が雇用に与える影響を正確に予測することは困難であるが、ある程度の影響があることは否定できない。このような雇用への影響に対しては、財政のビルト・イン・スタビライザー機能があるが、雇用への影響を最小限に抑えるため、雇用対策法、雇用保険法、離転職者向け教育訓練、緊急雇用創出特別奨励金等の制度・施策を活用する。また、離職後失業期間中の住宅ローン負担・教育費負担に対する支援、起業者に対する支援など、制度横断的な施策の拡充を行う。さらに、雇用情勢によっては、モラルハザードに留意しつつセーフティーネットの一層の充実を図る。

中小企業の連鎖倒産等の防止のため、信用保証協会の保証や政府系金融機関の貸付を活用するなど、金融面で適切に対応するとともに、経営の健全化に向け中小企業が自ら行う経営革新を積極的に支援する。

上記に加え、新たな市場と雇用を創出する構造改革と雇用対策の一体的な施策の具体化について、産業構造改革・雇用対策本部での検討が期待される。

## 3. 経済の再生

経済成長は社会的ニーズに新しい技術が出合うことにより生まれる。21世紀初頭の我が国は、ＩＴ革命が進展するなかで、自然との共生、高齢化社会の到来など、出来合いの答えが用意されていない課題に直面している。これは日本経済にとって大きなチャレンジであるが、同時にこうした高齢化社会への対応等の社会的ニーズは成長の源泉でもある。社会的ニーズに新しい技術を結びつけるために、市場の整備など社会的なイノベーションが必要である。

### (1) 科学技術創造立国・世界最先端のＩＴ国家への足固め

20世紀の最後の20年間で、機械や工場などの物的な資本は、最も重要な生産要素の座を、特許やノウハウ、経営企画力など無形資産に譲った。付加価値や経済成長を生み出す最も重要な要素は「知識／知恵」である。21世紀の日本は、科学技術創造立国及び世界最先端のＩＴ国家を目指さなければならない。

新しいテクノロジーとして、①ライフサイエンス、②情報通信（ＩＴ）、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野への重点的な研究開発を進める。これら4分野を含め「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）の着実な実行が必要である。また、こうしたテクノロジーが潜在的能力を最大限に活かし、①循環型社会の構築／環境の保全、②高齢化社会への対応、③都市の再生など、21世紀の日本が真に必要としている社会的ニーズに応えられるよう、重点的な資源配分が行われなければならない。

こうした目的のために、民間企業の研究開発や国・大学から民間企業への技術移転を促進するとともに、新しい技術を活かして事業を起こそうとするベンチャー・ビジネス等の支援に資する環境整備について検討する。

5年以内に世界最先端のＩＴ国家になるとの目標達成に向け、「ｅ－Japan重点計画」（平成13年3月29日）及び「ｅ－Japan 2002プログラム」に基づき、重点的かつ戦略的にＩＴ施策を積極的に推進する。

### (2) 人材大国の確立

経済社会が大きく変貌し、ＩＴを始め、技術革新も急速な進展を見せるなか、労働力には、柔軟で質の高い技術、能力が備わっている必要がある。このため、教育全般について、そのあり方を検討する必要がある。特に国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。他方、学生・社会人に対しては、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。

職業能力開発については、ＩＴ教育訓練などの充実を図るとともに、それが十分に活用されるよう、自己啓発支援等の仕組みを強化する。

### (3) 民間活力が発揮されるための環境整備

（ｉ） 規制改革

国際的な交流が盛んになるにつれ、我が国の価格が概して割高であることが大きく浮き彫りにされている。このような高コスト構造を解決するためには、経済活動が極力民間に委ねられ、自由な活動と創意工夫によって効率化が進められることが不可欠である。

経済的規制の改革は、電気通信、エネルギー等の分野でまだ課題を残している。特にＮＴＴのあり方については、公正有効な競争が実現するよう、競争の進展状況等を踏まえ速やかに抜本的な見直しを行うべきである。また、周波数などについては、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配

分方式について検討する。他方、社会的規制の改革はさらに遅れている。特に、医療、労働、教育、環境等の分野での規制改革は、サービス部門における今後の雇用創出のためにも重要である。本年発足した総合規制改革会議における、これら重点検討分野の検討が期待される。

（ii） 競争政策

メガコンペティションの下で、金融、産業の分野における外資の参入や産業再編の進展に対応するとともに、談合・横並び体質からの脱却と市場の活性化を図るため、競争政策の積極的な展開が求められている。これとあわせ、公正取引委員会における審査の透明性の向上及び審査の迅速化が図られる必要がある。

また、規制緩和が進む公益事業分野において、自由かつ公正な競争が確保されるよう十分な監視をするとともに、特に電気通信分野においては、市場支配力を有する通信事業者への非対称規制を前倒し実施する。さらに、新たな省庁体制の中で、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。

### (4) 規制改革のみならず制度改革に踏み込む

司法制度は、社会の複雑化、多様化、国際化、事前規制型から事後チェック型行政への移行といった変化に対応し、見直されなければならない。司法制度改革は社会的インフラとして重要であり、「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日）を最大限尊重して着実に改革が進められるべきである。

経済法制については、現在商法の抜本改正が検討されているが、我が国の競争力の向上に結びつくように、民間事業者の意見も十分に踏まえた改正が行われることが期待される。また、社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」ことを原則に、国民の利益の観点に立って、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を進めることが必要である。郵政三事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、その後のあり方については、総理の懇談会において、民営化問題を含めた具体的な検討を進める。

それでも残る公的部門については、徹底した効率化を進めるために、企業会計制度を踏まえて公会計制度の見直しを行うとともに、その適切な情報公開を行うことが必要である。また、早急に電子政府化を実現することが重要である。

### (5) 資産市場の構造改革

（ｉ） 証券市場の構造改革

証券市場の活性化のためには、企業が活性化し、収益力を高めることが基本である。しかし、同時に、市場監視・取締体制の充実、インサイダー取引や株価操縦等不公正取引に対するルールの明確化、会計基準・会計監査を一層厳格化することなど、インフラの整備も必要である。さらに、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。

金融システムの構造改革という観点からは、銀行の株式保有のリスクは適切に規制されるべきである。こうした施策は、銀行や企業の株式持合いの縮小を通じて、株式市場の市場メカニズムを一層発揮させることにもつながる。ただし、その場合、保有株式の売却が、短期的には株式市場の需給等を通じ、株価水準によっては金融システムの安定性や経済に好ましくない影響を与える可能性を考慮し、一時的な

仕組みとして、銀行保有株式取得機構（仮称）の設立に向け早急に検討を進めなければならない。

（ii） 不動産市場の構造改革

バブル崩壊以降、低迷を続ける不動産市場の活性化を図る契機としては、構造改革につながるようなプロジェクトによって需要が創出されることも重要である。その点で、本年５月に発足した都市再生本部が選定し、実施しようとしている21世紀型都市再生プロジェクトは重要であり、積極的に推進すべきである。

このようなプロジェクトが円滑に推進されるためにも、土地の整形・集約化のための事業の促進、国の施設の建替え等におけるＰＦＩの積極的活用が必要である。

また、住宅ストックの流通や有効活用を促進するために、中古住宅等の評価システムの確立や取引価格情報の開示など、市場情報の提供体制を整備する必要がある。

### (6) 労働市場の構造改革

構造改革に伴う雇用への影響を最小限にするためにも、成長分野の拡大を促進するとともに、そうした分野への円滑な労働移動が促進され、労働力の再配置が円滑に実現するように環境整備を進める必要がある。なかでも重要なのは、①自発的な能力開発の支援、②派遣、有期雇用、裁量労働、フレックス就業等の多様な就労形態を選択することが可能になるような制度改革、③キャリア・カウンセリングの充実と職業訓練の円滑化、④性別や年齢にかかわらず働ける環境の整備、である。特に女性の労働参加を支援するために、保育所待機児童ゼロ作戦及び放課後児童の受入体制の整備を進める。

このような施策の充実によって、今後雇用機会の拡大が見込まれるサービス部門への労働移動が円滑に行われることとなる。試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、５年間で530万人の雇用機会の創出が期待される。

### (7) 税制改革

税制は、政府活動のための財源を調達する基本的な仕組みであるが、所得・資産の分配、経済の資源配分、納税・徴収費用に結果として大きな影響を与える。したがって、公平・中立・簡素を税制改革の指針としなければならない。

経済が大きく変容する状況下においては、その環境条件の変化に合わせて、これらの指針に基づき、不断に税制を改革していくことが必要である。我が国は、数次にわたって税制改革を実施してきたが、21世紀にふさわしい税制を実現するためには、さらなる税制改革が求められる。所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保、政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証等、幅広く税制を不断に見直していくことが不可欠である。

とりわけ、経済の市場化、グローバル化、少子・高齢化という観点から、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制を構築しなければならない。

租税特別措置について聖域なく徹底した見直しを行い、効率的な企業経営を促進するための制度整備の一環として連結納税制度の導入に向けた検討を進める。

## 4. 財政構造改革

財政は社会資本を供給し、所得分配を平準化するなど様々な役割を果たしている。しかし、財政の役割は時代とともに変わる。物的な社会資本（ハード）に対する無形の資本（ソフト）の重要性の高まり、高齢化

の急速な進展、国と地方の役割分担の見直し等の時代環境が変化する中で、今日、我が国の財政は大きな転換期を迎えている。にもかかわらず時代の変化にシステムが適応できないまま、財政を通した受益と負担のアンバランスが拡大してきた。もはや持続可能な状態ではない。

このため、まずは平成14年度予算で、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とし、その後、プライマリーバランスを黒字とすることを次の目標とするなど、本格的財政再建に取り組む必要がある。歳出構造については、聖域を設けることなくこれを抜本的に見直し、無駄な歳出を削減するなど徹底した行財政改革を行う。また、公的部門が提供するサービス水準を賄うに足る国民負担のあり方についても広く議論する必要がある。

なお、構造改革は単なる量の削減ではなく、仕組みやシステムを変えることでもある。歳出の中身の見直しと制度の改革としての財政の「構造改革」は経済成長を促進するものであり、「景気」と対立するものではない。それどころか効率的な社会資本整備を進め、持続可能な社会保障制度の道筋を明らかにすることにより民間の消費や投資を誘発することになる。したがって景気対策の名の下に、中身の見直しと制度の改革としての財政の「構造改革」の道が曲げられることがあってはならない。ただし、財政赤字を縮小する速度、すなわちプライマリーバランスの黒字に向けた取組みや公債残高の対ＧＤＰ比の抑制のペースは、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める必要がある。

# 第２章　新世紀型の社会資本整備 － 効果と効率の追求

我が国の諸制度は、戦後、非常によく機能し、高度成長を支えてきた。しかし、現在ではそれがややもすれば非効率な（すなわち費用に見合う効果を生まない）事業等を生む仕組みになってしまっている。近年、経済の力強さが失われてきた大きな要因は、こうした非効率な部分が拡大してきたことだと考える。社会資本整備、社会保障、国と地方の関係を扱っている第２～４章は、こうした問題意識を踏まえ、具体的に改革の方向を検討している。

## 1. 新世紀型の社会資本整備に向けて

### (1)　公共投資の問題点 － 硬直性、依存体質を生む仕組み、投資規模等

社会資本[1]は国民生活や経済活動に不可欠のものである。戦後の活発な公共投資により、国民の安全や利便性は飛躍的に向上し、また、経済発展を支える基盤もつくられた。しかし、昨今、我が国の公共投資には、「ムダがある」、「高コストである」、「止める仕組みがない」といった批判が多く寄せられている。

現在も、国民生活にとって必要不可欠な公共投資は多数ある。しかし、分野別の配分の硬直性や、事業によっては国主導で「全国画一的な施設」などを生む仕組み、受益者による費用の負担が極めて少ない制度の下で、ややもすると、必要性の低い公共投資までが行われがちであるなど今後改善すべき点は多い。

さらに、現下の厳しい財政状況や、国民経済に占める割合でみて我が国の公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高いこと等を考えれば、投資規模についても見直しが必要となっている。

### (2)　明確なビジョンに基づく抜本的な構造改革

我が国は、明確なビジョンに基づき、公共投資の硬直性を打破し、豊かな国民生活や力強い経済活動の基盤となる、効果の大きい社会資本を最も効率的に整備する仕組みを確立しなければならない。そのために抜本的な構造改革に着手すべきである。また、公共投資の水準を経済や財政と整合性のとれたものとすることが必要である。

公共事業を厳選することは、実は全ての日本人にとってプラスになる。真に必要な公共投資へ集中することにより、国民の充足感は高まり、日本経済の生産性も向上する。同時に、そうした公共投資は、生活様式の選択肢を多様化するとともに、新たなビジネス・チャンスを創造することを通じ、従来以上に多くの民間の消費や投資を生みだすことが期待される（クラウディング・イン）。

## 2. 硬直性の打破

(1)　分野別の配分などに硬直性をもたらしている特定財源等の仕組の見直し

（ｉ）　道路等の「特定財源」について、税収を、対応する特定の公共サービスに要する費用の財源に充てることが、一定の合理性を持ちうるとしても、他方、そのような税収の使途を特定することは、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、そのあり方を見直す。

---

1　社会資本は、市場メカニズムが円滑に機能するように「市場の失敗」を是正し、社会の安定を実現するために必要な「資本」である。具体的には、大気、水、緑、土壌など自然環境、道路、交通、水道など社会的インフラストラクチャー、司法、教育など制度資本から成る。このように、社会資本は、単に公共投資などハードだけではなくソフトも含めた広い概念である。

（ii）「公共事業」、「非公共事業」という区分にとらわれた予算配分を改め、総合的な見地から政策目標に合致した予算編成を行う。

（iii） 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう弾力的な配分を行う。

(2) 公共投資基本計画や分野毎に作成される長期計画など公共事業関係の「計画」は、事業の着実な推進を支えている面もあるが、他方、資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面がある。こうした点を踏まえ、「計画」について以下の諸点や必要性そのものを含め見直しを行う。

（i） 各計画の目標については、アウトカム目標を重視するとともに、これまでの整備状況や経済社会の変化、費用対効果の観点等を踏まえて見直す。

（ii） 整備が相当程度に進んだことなどに鑑み、例えば、実質的な着手に至っていない大規模公共事業については、改めて費用対効果や実施可能性を厳しく検証した上で、実施の当否などを判断する。また、代替手段のあるものについては、費用対効果の観点から最も適切なものを選択する。

（iii） 巨額の赤字を生んでいるプロジェクトの存在に鑑み、特殊法人等が借入金等で実施する公共事業については、経済社会の変化等を踏まえ、採算性を厳しく検証するとともに、情報開示を進め、将来の国民負担につながらないようにする。

（iv） 地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係計画の目標とは位置付けない。

（v） 異なる分野の計画間の整合性を確保する。

(3) ハードからソフトへの政策手段の転換

政策目的に照らし、公共事業（ハード）以外のより適切な政策対応（ソフト＝例えば、民間主導で生産性を向上させるための制度の整備など）がないか事前に十分審査する必要がある。例えば、農業については、食料の安定供給、自然環境の保全等を目指した構造改革が喫緊の課題となっている。こうした農業政策の目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトしていくことが必要である。

また、雇用確保等のためには、重点を公共事業からより適切かつ効果的な政策（雇用促進策等）へ移していくべきである。

## 3. 事業主体としての国と地方

(1) 「国土の均衡ある発展」は、本来、地域の個性を活かした考え方であるが、現実には、これまでややもすれば、全国どこに行っても同じような特色のない地域が形成されがちであった。個性と活力のある「地方」の構築を目指して、国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換していく。

(2) 受益者の負担が少ない構造が公共事業への依存体質を生む一因となり、必要性の低い事業を生んでいる。

（i） 特定の事業について、地方債の発行を許可してその償還費を後年度に交付税措置する仕組み等は、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っていこうという意欲を損なっている面がある。地方主導に改めるため、こうした資源配分の仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に推進する方向で見直していくべきである。

（ii） また、公共事業について受益と負担のバランスを見直し、適正な受益者負担等を求める。

## 4. 重点的に推進すべき分野

社会資本整備（冒頭で述べた広義の社会資本）の見直しを進め、真に必要とされる社会資本を重点的に整備していくことが重要である。その際、民間の潜在的な消費や投資を顕在化させる環境づくり（クラウディング・イン）、ハードとソフトの適切な組合せといった視点等が重要である。具体的には以下の分野を重点的に推進すべきである。その際、これらの分野に共通する重要課題として、「ｅ－Japan 重点計画」に基づき、重点的かつ戦略的にＩＴ施策を推進する。

① 循環型経済社会の構築など環境問題への対応
② バリアフリーなど高齢化への対応
③ 地方の個性ある活性化、まちづくり
④ 都市の再生－都市の魅力と国際競争力
⑤ 科学技術の振興
⑥ 人材育成、教育

## 5. 効率性／透明性の追求

これまで費用対効果分析が不十分であったことなどが、非効率な公共事業を生む一因となってきた。今後は事前事後の事業評価を反映した厳格な事業の選択、ＰＦＩの活用、執行段階における競争促進やコスト縮減、電子入札の拡大などを強力に進める。

### (1) 事業評価

・経済社会状況の変化等により費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり、第三者による評価内容のチェックと資料・データの公開、事前評価に当たっては同種事業の事後評価の結果を踏まえて行うなどの改善が必要である。
・ライフサイクル全体の費用対効果を評価する。

### (2) 官民の役割分担

・建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする。国及び地方公共団体等の事業にＰＦＩ事業の活用を進める。

### (3) 関連事業間の総合的調整・実施

・目的が類似する社会資本については、計画の段階できちんと調整を行い、重複的な投資を防ぐ仕組みを作る。

### (4) 事業の発注・実施手続

・公共事業のコストを縮減する。
・競争政策を強化する。
・電子入札を拡大する。
・住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用し、事業が認定された後は関連する手続きの迅速化を図る。

### (5) 時間管理

・工事に長期間を要することによる金利コストを十分認識し、多数の事業を長期間にわたり並行的に進めるのではなく、事業を絞り、短期間で迅速に実施する。
・費用対効果も考え、工期短縮効果の高い技術を活用する。

### (6) 既存ストックの有効活用

・既存ストックの有効活用を図るため、他の用途への転用、ＩＴ等を活用したストックの適正な管理等を推進する必要がある。

## 6. 経済・財政との整合性

我が国の公共投資が経済に占める比率は国土条件や整備水準が低かったことなどから、主要先進国に比べ極めて高い水準にある。既に述べた計画の整備目標の見直し、公共事業への依存体質を生み易い制度の是正、さらにはコストの削減等を通じて、主要先進国の水準も参考としつつ公共投資の対ＧＤＰ比を中期的に引き下げていく必要がある。

# 第３章　社会保障制度の改革 － 国民の安心と生活の安定を支える

## 1. 国民の「安心」と生活の「安定」を支える社会保障制度の確立

### (1)　国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネット

社会保障制度は国民にとって最も大切な生活インフラ（基礎）である。年金、医療、介護、雇用、生活扶助等で構成される社会保障制度は、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットであり、これに対する信頼なしには国民の「安心」と生活の「安定」はありえない。

しかし、年金、医療、介護などの社会保障の分野には、「ムダがある」、「負担が不公平」、「将来は大丈夫か」などといった指摘が数多くある。

社会保障に対する信頼は、まず国民にとって「分かりやすい」制度であることが不可欠であり、改革はこの点に十分に配慮する必要がある。また、制度の「効率性」、「公平性」、「持続性」が十分に担保されたものでなければならない。

### (2)「自助と自律」を基本とした持続可能で安心できる制度の再構築

社会保障が、長期にわたって経済の伸び以上に拡大を続けることは事実上不可能である。今後は、「給付は厚く、負担は軽く」というわけにはいかない。社会保障の３本柱である年金、医療、介護は「自助と自律」の精神を基本として、世代間の給付と負担の均衡を図り、相互に支えあう、将来にわたり持続可能な、安心できる社会保障制度の再構築が求められている。そのためにも、国民の一人一人が社会保障の意義、役割、内容をよく理解し、痛みを分かち合って、制度を支えるという自覚をもって取り組むことが大切である。

### (3)　時代の要請に応える

個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる。特に、女性が働くことが当たり前になってきている。この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれておらず、働く意欲のある女性や高齢者の就業、パート労働、派遣労働などに不利な面が残されている。現行制度の持つ「非中立」的な効果を緩和し、国民にとって多様な選択を可能にする制度への転換を進め、国民の能力発揮を支えることが、男女共同参画社会、生涯現役社会への道を拓く。

また、少子化、すなわち出生率の低下は日本の将来に大きな影響を与える問題である。子どもを産み育てやすい環境を整備し、少子化の流れを変えるため、積極的な対応策を社会全体で進めることが不可欠である。

### (4)「価値」ある効率的な仕組みへ

社会保障制度は国民生活の安定のために極めて重要な基盤であるが、それが公的なものであるが故に制度そのものに非効率を伴いやすい組織上の問題がある。その意味で、民間部門で実現可能な機能はそこに委ね、公的制度と補完性、競合性を合わせもった総合的な保障システムによって国民生活の安定を実現していくことが重要である。

また、制度の実施面においても、質量両面でのサービスの非効率性も否定できない。例えば、医療や福

祉といったサービスに関しては、供給主体に一定の制限があるなど様々な規制がある。また、サービスを需要する個人ではなく、供給者である医師や施設がサービスの量や内容を決定する要素が強いこともあって、利用者が本当に必要としているサービスが提供されない、あるいは、ムダのない効率的なサービスとなりにくいという面がある。

社会保障の果たす機能を維持しながら、ムダのない「価値」ある仕組みになるよう、これまでの考え方にとらわれない思い切った制度改革・規制改革を進めていく必要がある。

### (5) 活力ある「共助」の社会の構築

健康、介護、保育などのサービスは、高齢化の進行や男女共同参画の進展などに伴い、多様な需要が急速に拡大する成長分野である。規制改革やＩＴ、バイオ・ゲノム等の技術革新などによって、新規産業や新規雇用を創出する未来指向型の分野でもある。

また、高齢者や子どもたちにとって何が幸せかという視点に立って、地域住民やＮＰＯ等のボランティアの幅広い参加によって介護や子育て等を社会全体で支え合う「共助」の社会を築き、すべての国民が積極的に社会に参加し、それぞれの役割を果たすことができる活力ある社会がここから生まれる。

## 2. 社会保障制度全体に共通する課題

### (1) 社会保障制度の総合的な調整

社会保障は年金、医療、介護が主要な３本柱である。これらの制度の最も効率的な組合せを行い、重複給付の是正や機能分担の見直しを進め、公平で、総合的にみて老後の生活の基本的な保障が確保される制度を構築する。

また、低所得者に対する措置も、個別の制度においてバラバラに行われているが、(2)の仕組みを実現し、これを総合化することにより、給付と負担の基本原則を明確にしつつ、「真」に支援が必要な人に対して公平な支援を行うことのできる制度を実現する。

さらに、制度の実施・運営の面でも、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化など、行政事務運営の一層の効率化を進め、国民へのサービス向上を図る。

### (2) 国民の合意と納得の形成

社会保障負担に対する国民の合意と納得を形成するためには、国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりや、個人と社会との関わりが分かるようにし、分かりやすく信頼される制度としていくことが非常に重要である。このため、ＩＴの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」システムの構築に向けて検討を進める（社会保障分野でのｅ－government の実現）。このことにより、社会保障制度の運営コストの削減や、公的給付と私的給付の効率的な組合せによる老後所得保障の充実、多様化なども可能になる。

### (3) 女性、高齢者の社会参画の拡大、就労形態の多様化への対応

働く意欲と能力のある女性や高齢者の就業を抑制しないよう、年金、医療、税制等の制度設計の見直しを進めるとともに、仕事と家庭の両立を図るため、労働法制の見直しを一層進める。特に、世帯単位が中心となっている現行制度を個人単位の制度とする方向で検討を進め、女性の就業が不利にならない制度と

する。

また、労働移動の活発化、就労形態の多様化などに対応して、派遣労働に対する規制改革を推進するとともに、パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティーネットの機能を強化する。

さらに、高齢者は資産や所得等の経済状況が極めて多様であり、年齢で一律に社会的弱者とみなすのではなく、経済的な負担能力に応じた応分の負担を求めるとともに、高額の所得や資産を有する者に対する社会保障給付のあり方を見直す。

### (4) 医療、介護、保育等のサービス分野での規制改革

医療、介護、保育等サービス給付を内容とする分野においては、そのサービスが効率的、かつ、十分に供給されることが重要である。そのためには、規制改革を進めることが極めて重要である。その際、サービスの質の確保に関するルールを設け、十分なチェックを行っていくことが必要である。(いわば、「入口の規制ではなく事後の規制」)

これにより、営利・非営利を問わず様々な主体による多様なサービスの提供を実現していくとともに、ＮＰＯやボランティア活動などを社会保障サービスの中に組み込み、地域住民の「共助」によるサービスの提供を支援していくことが可能になる。

例えば、男女共同参画社会に向けて、保育所の公設民営化やＰＦＩの導入、保育ママ、幼稚園における預かり保育等多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行う。

## 3. 医療制度の改革

### (1) 持続可能な制度に向けて

我が国の健康指標は世界最高水準にある。これは戦後の我が国の医療政策・国民皆保険体制の成果であるといってもよいであろう。

しかしながら、医療費は高齢化の進行、医療コストの上昇などから、近年、国民所得の伸びや経済成長率を大きく上回って急速に増加している。医療保険財政は深刻な状況に陥り、制度の持続可能性が大きく揺らいでいる。また、現在の医療制度は疾病構造の変化や健康に対する国民の意識の向上、多様化に十分対応できておらず、医療に対する国民の期待に十分応えられていない。

我が国の医療制度はいわば「制度疲労」を来たしており、現状のままでは医療費増大と、その結果としての負担の増大に、国民の合意は得られない。

医療制度を改革する上で最も重要なことは、医療供給体制を効率化することなどにより、国民皆保険体制と医療機関へのフリーアクセスの下で、サービスの質を維持しつつコストを削減し、増加の著しい老人医療費を中心に医療費全体が経済と「両立可能」なものとなるよう再設計することである。持続可能性を持つ「価値」ある保険制度の確立を通して国民の信頼を取り戻す必要がある。

### (2) 「医療サービス効率化プログラム（仮称）」の策定

医療機関、保険者、消費者（国民）のそれぞれが痛みを分かち合い、医療サービスの効率化に取り組み、質が高くムダのない医療を実現するため、次のような事項を考慮して「医療サービス効率化プログラム(仮称)」を策定し、これを推進する。

(ｉ) 医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し

医療の専門性に立脚し、科学的に分析・評価を行って得られた情報を活用して医療を行う「根拠に基づく医療」（ＥＢＭ）を推進し、国民が理解し納得できる医療サービスの標準化を行う。

医療サービスの費用対効果（value for money）の向上を図るとともに、それを踏まえた支払い方式の見直し（包括払・定額払（診断群別定額報酬支払い方式等）の拡大等）や薬価制度の見直しを行う。

また、診療報酬・薬価改定に当たっては、近年の賃金・物価の動向や経済財政とのバランス等を踏まえて行う必要がある。

（ii） 患者本位の医療サービスの実現

患者自身が理解し納得して選択できる患者本位の医療サービスを実現する。このため、インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化・ネットワーク化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

（iii） 医療提供体制の見直し

病床数の削減、病院・診療所の機能分化の促進（慢性期・急性期の機能分化・かかりつけ医機能の充実・在宅医療の推進・包括的地域医療体制の整備等）、公的な医療機関の役割に沿った運営、高齢者医療の介護サービスへの円滑な移行を推進する。

（iv） 医療機関経営の近代化・効率化

医療機関の経営に関する情報の開示・外部評価（外部の専門家による経営診断・監査の実施）等を行うことにより、医療機関経営の近代化・効率化を進める。また、設備投資原資の調達の多様化や医療資源の効率的利用（高額医療機器の共同利用・稼働率の向上等）を促進するとともに、株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しを検討する。

また、医療サービスのＩＴ化の促進、電子カルテ、電子レセプトの推進により、医療機関運営コストの削減を推進する。

（v） 消費者（支払者－患者・保険者）機能の強化

患者の選択による医療機関相互の競争の促進を進めるとともに、保険者機能の強化を図る。このため、保険者の権限を強化し、保険者と医療機関との契約や保険者と医療機関の連携強化（健診、予防）、レセプト審査、支払事務等の抜本的効率化を進める。

（vi） 公民ミックスによる医療サービスの提供など公的医療保険の守備範囲の見直し

公的保険による診療と保険によらない診療（自由診療）との併用に関する規制の緩和など患者の選択による多様な診療の組合せを可能にする等公的医療保険の対象となる医療の範囲を見直す。

（vii） 負担の適正化

患者・国民にも、真に必要な医療に対する負担を求める。このため、適正な患者自己負担の実現・保険料負担の設定を行う。

特に高齢者医療については、医療と介護・施設と在宅を通じた患者負担の均衡を確保し、サービス利用の適正化を実現する。

### (3) 医療費総額の伸びの抑制

(2)の「医療サービス効率化プログラム（仮称）」等の改革を推進することにより、医療の質を落とさずに、コストを下げることによって、「価値」ある医療制度を実現し、医療費総額の伸びの抑制を行う。

また医療費、特に高齢化の進展に伴って増加する老人医療費については、経済の動向と大きく乖離しないよう、目標となる医療費の伸び率を設定し、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。

あわせて高齢者医療制度などについて、費用負担の仕組みをはじめ、そのあり方を見直していく。

## 4. 年金制度の改革

### (1) 持続可能で安心できる制度に向けて

年金制度については、平成12年度に改革（給付費総額の約2割削減、成熟時の保険料率を約2割以上抑制等）が行われた。

しかしながら、少子・高齢化の予想以上の進展などから、これまで制度が累次の改正を余儀なくされ、国民の年金制度に対する不安や不信が強まっている。また、「世代間の不公平」感の高まりにより、国民の年金離れが無視できないものになりつつある。このような反省に鑑み、次の改革においては、年金制度の意義や役割についての国民の理解を十分に得つつ、将来にわたって大きく改正する必要のない、持続可能な制度を確立する。

### (2) 今後の検討課題

今後は、次のような課題について検討していくことが必要である。

（ⅰ） 就労形態の多様化・個人のライフサイクルの多様化等に対応した制度設計の見直し

パート労働者、派遣労働者については、年金保障が十分でないなどの指摘があり、年金適用のあり方を見直していく。また、女性の労働力率の上昇、就労形態の多様化を踏まえ、夫婦片働きの世帯（いわゆる専業主婦のいる世帯）を標準とした現在の給付設計を見直していく。さらに、勤労収入等のある高齢者に対する年金給付のあり方を検討する。

（ⅱ） 世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し

公的年金や企業年金等に対しては、一般の給与所得などとは異なり、特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている。この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、拠出・運用・給付の各段階を通じた負担の適正化の観点から見直していく。

（ⅲ） 年金制度の運営面における信頼の確保

国民年金の未納・未加入者の増大といった、いわゆる「空洞化」に対して、徹底した対策を講じるとともに、若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、学校教育などにおける取組みを強化していく。

（ⅳ） 年金積立金のあり方

年金積立金について、平成13年度から市場運用への転換が行われたことも踏まえ、少子高齢化の進展した将来において有効に活用し積立金水準を引き下げる。

（ⅴ） 自助努力の支援

公的年金の見直しに合わせ私的年金を拡充し、企業年金の改革や確定拠出年金の早期実施・普及等を図る。また、高齢者の有する資産を活用して老後の生活資金を賄う方法（リバースモーゲージなど）について環境整備を推進する。

（ⅵ） 年金保険料引上げの凍結解除等

年金保険料引上げの凍結を早期に解除する。年金保険料の凍結を続けると、積立金の取崩しが始まり、現在の現役世代の負担が軽く、将来世代の負担がより重くなってしまう。

特例的なスライド停止などの影響を踏まえ、物価スライドのあり方を見直す。

（ⅶ） 平成12年度改正法附則への対応

基礎年金の国庫負担については、平成12年度改正法附則（「当面平成16年までの間に、安定した財

源を確保し、国庫負担の割合の1／2への引上げを図るものとする」と規定。）をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体的に鋭意検討する。

## 5. 介護

高齢者医療から介護サービスへの円滑な移行と連携を促進するとともに、介護サービスの供給体制の整備充実を図る。特に、痴呆性高齢者のグループホームやケアハウスの拡充が急務である。また、地域住民やNPOなど新たな担い手による創意工夫や民間活力、ケアマネジャー等の専門家によるサービス利用の支援、市場原理を活かした効率的で質の高いサービス供給を確保する。

## 6. 子育て支援

子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活発化など子育て支援策を推進する。また、育児休業を取りやすく職場復帰しやすい環境の整備を図るとともに、保育所の公設民営化、多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行いつつ、明確な目標と実現時期を定めて保育所の待機児童ゼロ作戦を推進する。

あわせて学齢期の児童についても、必要な地域すべてにおける放課後児童受入体制の整備を図る。

# 第４章　個性ある地方の競争 ― 自立した国・地方関係の確立

## 1. 地方の潜在力の発揮

### (1)　国の過度の関与と地方の個性の喪失

国・地方の間では、地方自治と言いつつ、ローカルな公共事業にまで国が実態的には関与している。また、教育や社会保障についても、国が仕組みや基準を決めて、地方自治体は苦労しながらその実施にあたっている。国は、こうした関与に応じて、補助金や地方交付税によりその財源を手当てし、全国的に一律の行政サービスが提供されてきた。

しかし、こうした仕組みは、一方で、地方自治体が独自に地域の発展に取り組む意欲を弱め、地方は中央に陳情することが合理的な行動ということになりがちである。また、国の非効率が地方の非効率につながる仕組みである。その結果、全国で同じような街並みや公民館ができ、個性が失われ、効果の乏しい事業までが実施されるという弊害も見受けられる。

### (2)　国・地方の財政規模の拡大と財政赤字の膨張

さらに、こうした仕組みの下では、歳出の抑止力が働きにくく、結果として、国も地方も、政府の規模がふくらみ、財政赤字に苦しむという悩みをかかえている。

### (3)　地方が潜在力を自由に発揮できる仕組みに

自立した地方が、それぞれの多様な個性と創造性を十分に発揮し、互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出す新たな国と地方の姿を描き、その実現に向けて、国と地方にかかる制度の抜本的な改革が必要である。

## 2. 個性と自律

### (1)「個性ある地域の発展」「知恵と工夫の競争による活性化」へ

これまで「均衡ある発展」が重視されてきた。今後は、「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすためにも、「個性ある地域の発展」「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換していくことが求められる。国が地方に対して、広範な関与をすると同時に、その財源も手当てし、画一的な行政サービスを確保する時代から、次の時代へと歩を進めていくべきである。

### (2)「自助と自律の精神」ー自らの判断と財源による魅力ある地域づくり

今後は、国と地方が互いに関与・依存しあう仕組みを改め、「自助と自律の精神」のもとで、各自治体が自らの判断と財源で、行政サービスや地域づくりに取り組める仕組みに是正する必要がある。

## 3. 自立し得る自治体

自助と自律に基づく新たな国・地方の関係の実現には、まず、受け皿となる自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、国に依存しなくても「自立し得る自治体」を確立しなければならない。

### (1) すみやかな市町村の再編を

市町村合併や広域行政をより強力に促進し、目途を立てすみやかな市町村の再編を促す。

### (2) 規模等に応じて市町村の責任を

人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する。(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり等)

## 4. 地方の自律的判断の確立

### (1) 行政サービスの権限を住民に近い場に

(ⅰ) 国が地方に関与・要請するのは、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準に関するものや、便益が地域に限定されず全国的、広域的に及ぶもの、効率性等の観点から全国統一的に定めることが望ましい国民の諸活動等に関する準則に関するものに限定する。

(ⅱ) (ⅰ)により設定する基準などについても、地方が独自性をより発揮できるようにするとの観点に立って、その水準の抜本的な見直しを行う。

### (2) 受益と負担の関係の明確化

地域に必要なサービスを住民が負担との見合いで自主的に選択し得る仕組みが、地方自治の前提であり、自助と自律の精神がこれから生まれる。こうした観点から、

(ⅰ) 国庫補助負担金を、全国的、広域的に便益が及ぶものや、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準の維持達成など国の負担が特に必要なものに限定する。

(ⅱ) 国が地方に要請する仕事の洗い直し・縮小に応じて、補助金や地方交付税、あるいは地方財政計画により財源を手当てする歳出の範囲・水準を縮小する。このことは、地方が自由に独自の行政サービスを選択し提供する範囲が増えるということである。

## 5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

### (1) 自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に

事業の採否を検討する場合、地方が自らの財源を充てるのであれば、その事業に要する費用と効果を比べて事業を採択することになる。しかし、現在は、特定の事業の地方負担を交付税で措置する仕組み(地方債の償還費を後年度に交付税措置する仕組み等)と補助金の組合せによって、事業費の大半が賄えることも多い。そのため、地方の実質的負担が少ない事業にインセンティブを与え、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っていこうという意欲を損なっている面がある。こうした地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである。

また、段階補正(団体の規模に応じた交付税の配分の調整)が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである。

### (2) 地方交付税を客観的基準で調整する簡素な仕組みに

地域間には、経済力・財政力に大きな差がある。したがって、上記のような見直しを行う一方、財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるように交付税を交付することが必要である。今後、国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていくべきである。

### (3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状況等も勘案して導入を図る。

## 6. 地方財政の健全化への取組み

以上のような制度改革は、住民各人や各自治体の努力を促し、それが国全体の発展につながるという仕組みを作っていくうえで、避けて通ることの出来ない重要な問題である。地方財政計画の一般歳出は、90年代に、国と地方を通じた景気対策の要請もあって、ＧＤＰに対する比率で見ても増大している。今後、経済財政全体のバランスも考慮して、地方の自律性向上や、国や自治体が国民や住民に最低限保障すべき行政サービス水準の見直し、及び効率化の観点などの改革とあわせ、地方の歳出の水準・内容の見直しを、国の財政健全化と歩調を合わせつつ行うべきである。

この場合、「14年度の国債発行を30兆円以下とすることを目標とし、歳出を徹底的に見直す」としている国の財政健全化への取組みと同様に、地方財政計画の歳出を徹底的に見直したうえで、所要の財源を確保して、地方財政の健全化を図る。

また、その後も、プライマリーバランスを黒字にすることを次の目標とする国の財政再建への取組みと歩を一にして、地方財政の健全化を進める。

# 第５章　経済財政の中期見通しと政策プロセスの改革

## 1. 中期的な経済財政の展望

今後、聖域なき構造改革を進めることによって経済にはどのような影響がもたらされるのか。

不良債権問題については、今後２～３年にわたり、不良債権の最終処理が進められることから、関連分野における企業整理や離職者の問題が生じ、少なくとも短期的にはそのデフレ圧力が不良債権処理のプラス効果を上回る可能性が高いと考えられる。

財政構造改革の影響はどうか。公共事業などの「量」の削減それ自体は当面の景気にマイナスの影響を持つ。しかし、歳出の中身を民間の消費や投資を顕在化させる効果を持つものに転換すること、すなわち「質の改善」を同時に行うことができれば、景気への影響は小さくできる。

聖域なき構造改革を全体として推進することにより、今後は、多くの分野で新たな成長の種が蒔かれ、それが育ちやすい環境が整えられることとなる。また、不良債権の処理が進むこと、国債残高の抑制にも展望が開けること、社会保障制度の将来像が明確になることなどにより、国民や企業の将来に対する不安感は軽減され、将来不安のために抑えられていた消費や投資が顕在化することが期待される。これらの結果、不良債権処理が進展する今後２～３年間については、成長率はある程度抑えられるとみられるが、中期的には我が国経済の有する潜在力が開花し、民需主導の経済成長が実現するものと予想される。

## 2. 中期的な経済財政計画の策定と予算編成プロセスの刷新

### (1) 中期的な経済財政計画の策定

財政は、各年の経済や財政状況に応じて適切に運営されねばならず、これまでも毎年度そのような努力がなされてきた。その時々の状況の下では必要なものであったが、振り返ってみると近年の経済財政運営はかなり振幅の大きなものとなっている。今後経済財政運営に当たっては経済財政の中長期的なビジョンを示し、それと整合的な形で、毎年の経済運営や予算のあり方を決定していくことが望ましい。このため、中期的な経済財政計画を策定し、毎年の経済財政動向を踏まえて毎年度改定していくこととする。

なお、中長期的な経済財政のビジョンの策定に当たっては、経済と財政の整合的な姿を描くとの観点から、多様な手段の一つとして財政も含むマクロ経済モデルを活用して検討を行う。

### (2)　予算編成プロセスの刷新

毎年の予算編成に際しては、まず経済財政諮問会議において経済財政政策全般についての横断的な検討を行い、重視すべき分野や政策変更の必要性など政策の基本的方向とともに、その時点での景気動向についての判断などを示す。平成14年度については、本「基本方針」が示され、この方針が各省庁の行う概算要求の準備作業等に反映されることとなる。

また、新規に重要性を増し、かつ各省庁にまたがる分野（例えばＩＴ、バイオ、ナノテクノロジー等の先端的分野、循環型社会、都市再生等）については、有識者の識見等を活用しつつ、内閣が中心になって、分野ごとの重点等について強力に調整を行い、諮問会議は必要に応じ、こうした作業に方向付けを行う。これを踏まえ、財務省は具体的な予算編成を行う。

さらに、諮問会議は、経済見通し、中期経済財政計画の改定などと並行して、「予算編成の基本方針」を

示し、これに基づいて政府予算の最終的なとりまとめが行われることとなる。こうしたプロセスを通じ、予算編成の透明性が高められるとともに、メリハリの効いた予算編成が行われるなど予算編成プロセスを刷新する。

なお、年度末に事業が集中しているのではないかといった指摘もあり、各年度における予算執行の段階においては、事務事業の優先順位を厳しく選択し、年度を通じて計画的・効率的に行っていく必要がある。

## 3. 改革を通じる中期目標（プライマリーバランス等）の達成

財政構造改革を進めるに当たっては、国・地方を通じた取組みが重要である。中長期的な経済の見通しの下、国民負担率（財政赤字を含めた国民負担率等）の水準や目標とすべきプライマリーバランス、財政収支などのビジョンを示し、そうした大きな枠組みの中で効率的な資源配分を検討しながら、毎年の予算編成において、適切な歳出・歳入を検討していくべきである。

とりわけ、本格的な財政再建に取り組む際の中期目標として、まずは「プライマリーバランスを黒字にすること（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないこと）」を目指すことが適切である。プライマリーバランスの意義として、第１に、これは、現在の行政サービスにかかる費用は、将来の世代に先送りすることなく現在の税収等で賄うということであり、世代間の公平を図る上で重要である。また、第２に、財政の中長期的な持続可能性を回復するためにも、プライマリーバランスを黒字にすることが、その前提となる。国・地方を合わせた政府の長期債務残高は、平成13年度末で対ＧＤＰ比128.5%にまで達する見込みとなっているが、現状のように金利が成長率を上回っている場合、つまり、元本と利子の合計がＧＤＰ以上のスピードで増える状況では、債務残高が対ＧＤＰ比で増大することを止めるためには、まずは、元利払い以上の借金を新たに行わないことが必要条件となる。

## 4. 政策プロセスの改革

### (1) 新しい政策プロセス

経済財政諮問会議は、経済財政運営や経済財政政策に関わる重要な構造改革等について、基本方針を調査審議することを重要な任務としている。必要な場合、諮問会議の答申の内容は、閣議決定を経て、内閣の基本方針となる。各省庁はこれに基づき具体的な制度設計等を進め、諮問会議は各省庁の検討状況等のフォローアップを行う。こうしたプロセスを通じ、構造改革等が強力かつ一体的に推進されることとなる。

### (2) 新しい行政手法

（ｉ） ニューパブリックマネージメント

国民は、納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとってのいわば顧客である。国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。

そのための新たな行政手法として、ニューパブリックマネージメントが世界的に大きな流れとなっている。これは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政運営の考え方である。その理論は、①徹底した競争原理の導入、②業績／成果による評価、③政策の企画立案と実施執行の分離という概念に基づいている。

（ii） 改革方策

海外では、この考え方は、①民営化・行政法人化を推進する、②業績や成果に関する目標、それに対

応する予算、責任の所在等を契約などの形で明確化する、③発生主義を活用した公会計を導入する、などの形で具体化されてきている。例えば、イギリスでは、行政の各分野において「市場化テスト」を行い、民間でできることはできるだけ民間に委ねるとともに、民間にできないものについても実施執行部門をできる限り行政法人化するなどの改革を進めている。

我が国の行財政改革を推進していく上でも、こうした新しい行政手法の考え方を十分に活かし、政策プロセスの改革を図っていくことが重要である。具体的には、

・公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、ＰＦＩの活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進める。

・事業に関する費用対効果などの事前評価等によって、維持費用も含めてそれに要する費用を明確化し、事業の採否や選択などの政策決定に反映する。

・業績や成果に関して目標を設定し、責任を明確にしつつ、実際に行われた事業の結果を事後的にも評価し、これを通じて政策決定、予算、人事評価などに適切にフィードバックしていく。

・こうしたことによって、目標達成に向けた柔軟で効率的な行政運営を可能とし、行政のマネージメント能力を高める。その際には、適正な行政運営を確保するための監査などが重要となる。

・このような行政運営手法を実現し、国民に対する説明責任を高めるため、情報公開制度などの定着を図るとともに、公会計制度のあり方についても、発生主義など企業会計的な考え方の活用範囲や貸借対照表の対象範囲などについての検討を進め、行政コストや公的部門の財務状況を明らかにするよう引き続き努める。その際、諸外国における発生主義を活用した予算等の実態について検討を行う。

以上のような基本的な方向性に沿って、具体的な改革を引き続き精力的に進めていく必要がある。

こうした取組みにより、行財政改革を推進し、納税の対価として公共サービスの提供を受ける国民の満足度の最大化を図っていくことが重要である。

# 第6章　平成14年度経済財政運営の基本的考え方

## 1. 景気の現状と経済の先行き

### (1)　景気の現状

日本経済の最近の動向をみると、景気は悪化しつつある。家計部門では、個人消費はおおむね横ばいの状態が続いているものの、足元で弱い動きがみられる。失業率は高水準で推移している。また、企業部門では、企業収益の伸びは鈍化し、設備投資は頭打ちとなっている。他方、輸出、生産は引き続き減少している。先行きについても、在庫の増加や設備投資の弱含みの兆しなど、懸念すべき点がみられる。

### (2)　平成13年度、14年度の経済の姿

景気には、需要面に対する下押し圧力が強まり、短期的には構造改革のデフレ圧力がプラス効果を上回って顕在化してくる可能性が高いと考えられることから、的確に見通すことは困難であるが、平成13年度、14年度は低い経済成長になると見込まれる。

景気の現状を踏まえると、今後、年末にかけて調整圧力が強まるものと考えられる。このため、平成13年度のＧＤＰ成長は、当初の政府経済見通しをかなり下回るとみられる。

しかし、平成13年末以降、アメリカ経済の回復傾向が明らかになっていけば、輸出、生産が次第に回復に転じ、やがて設備投資も改善していくと見込まれる。また、適切な経済運営のもとで構造改革の進展の成果もあり、平成14年度の景気は徐々に回復への動きをたどることとなる。

## 2. 平成14年度予算

### (1)　基本的考え方

21世紀の我が国経済の発展に明確に寄与すると見込まれる分野には重点的に資源配分する。同時に、経済の活力・国民の厚生などに寄与していない予算、経済社会情勢の変化に伴い重要性の低下した予算などについては、思い切って縮減する。こうした措置により、本「基本方針」に則ったメリハリのある平成14年度予算を実現する。なお、「7つの改革プログラム」に沿って、税制を含め諸制度のあり方の検討を進める。こうした措置により、財政の「質の改善」を通じて、非効率な資源配分を是正し、個人や企業など民間の潜在力を高めると同時に、潜在的な民間需要を顕在化する。

また、マクロ的観点から、経済財政全体との整合性・バランスをとった財政健全化を図る必要があり、例えばＧＤＰとの対比でみた各分野の歳出規模の妥当性等を検討する。

財政健全化は中期にわたり、継続的な努力を必要とする課題であり、平成14年度予算は、中期的な財政構造改革の第一歩として位置付けられる。

### (2)　国債発行30兆円以下

平成14年度予算では、財政健全化の第一歩として国債発行額を30兆円以下に抑えることを目標とする。このため、抜本的な制度改革を含め、一般会計、特別会計を通じ歳出全般にわたり、スリム化、効率化を図る観点から聖域なく見直しを行う。また、特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、国の財政支出の整

理・縮減を図る。

### (3) 重点的に推進すべき分野

上記の各章及び「7つの改革プログラム」を踏まえ、以下に掲げる分野で、政策効果が顕著なものについて、重点的に推進する。

① 循環型経済社会の構築など環境問題への対応
② 少子・高齢化への対応
③ 地方の個性ある活性化、まちづくり
④ 都市の再生－都市の魅力と国際競争力
⑤ 科学技術の振興（ライフサイエンス等の4分野への重点化等）
⑥ 人材育成、教育
⑦ 世界最先端のＩＴ国家の実現

〔注〕 戦略的に重要性があり、かつ各省庁にまたがる分野については、有識者の識見等を活用しつつ、内閣（総合科学技術会議、ＩＴ戦略本部、都市再生本部等の活用を含む）が中心になって、それぞれの基本方針に則り、施策の強力な調整を行い、総合的な政策を決定する。

### (4) 社会資本整備

公共投資が経済に占める比率は、第2章で述べたように欧米諸国などに比べ高い水準にあること等を考慮し、国の歳出全体を聖域なく見直す中で公共投資関係の予算を縮減する。

道路等の特定財源のあり方を見直すとともに、「公共事業」、「非公共事業」の区分にとらわれない配分などを行う。また、公共事業関係の計画の見直しを進める。さらに、政策目的に照らし、公共事業以外のより適切な政策対応がないか、十分に審査し、公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフトを図る。また、事業評価を反映し、厳格な事業の選択を行う。さらに、ＰＦＩの活用、執行段階における競争の促進やコスト縮減、電子入札の拡大等による効率性、透明性の向上を図る。

### (5) 社会保障制度

社会保障制度については、セーフティーネットとしての機能を果たしながら、経済財政と均衡のとれた持続可能なものとなるよう、制度改革を進めていくことが必要である。

医療制度については、第3章を踏まえ、サービスの質を維持しつつ、高齢者医療制度をはじめとして効率的で持続可能な医療制度を構築する。医療費、特に老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないよう、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。年金制度については、第3章で述べた「今後の検討課題」についての検討を進める。また、社会保障制度全般にわたる規制改革、制度の効率化を進めつつ、特に、介護サービスの供給体制の整備、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入体制の整備を図る。

### (6) 地方財政

平成14年度においては、経済財政全体とのバランスも考慮して、「国債発行を30兆円以下とすることを目標とし、歳出を徹底的に見直す」としている国の財政健全化への取組みと同様に、地方財政計画の歳出を徹底的に見直したうえで、所要の財源を確保して、地方財政の健全化を図る。

その際、国の関与の縮減や国及び自治体が最低限保障すべき行政サービスの水準の見直しなどに応じて、

国庫補助負担金や地方交付税により手当てする地方歳出を見直す。さらに、地方の自律性を高めるため、地方交付税の配分に当たっては、地方の負担意識を薄めることや、効率化への意欲を阻害することのないようその仕組みの見直しを図る。

### (7) 雇用対策等

不良債権の処理等が雇用に及ぼす影響に鑑み、サービス分野をはじめとして雇用機会の創出や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大する。同時に、離職者、転職者に対する支援の強化などセーフティーネットの拡充等を図る。また、新たな市場と雇用を創出する効果の高い構造改革と雇用対策を一体的に推進する。

本「基本方針」においては、社会資本整備、社会保障制度、国と地方など財政構造改革の中核となる分野を中心に取り上げたが、こうした分野を含め、歳出全般について聖域無く、厳しく見直すべきことは言うまでも無い。経済財政諮問会議においてもこれらの分野を含め引き続き広範な検討を行う。また、経済財政諮問会議において、プライマリーバランスの黒字に向けた取組みをどのように進め、いつ頃までに達成するかなどを明確にするため、引き続き検討を行い、年内を目途に具体的な姿を示す。

# 文章編図表索引

## 第１部　平成15年度の地方財政

### １　地方財政の役割


第１図　国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移 ……1
第２図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別） ……2
第３図　国内総支出と地方財政 ……3
第４図　公的支出の推移 ……4
第５図　公的支出の状況 ……4
第６図　国内総支出の増加率に対する寄与度 ……5


### ２　地方財政の概況


第１表　地方公共団体の決算規模（純計） ……6
第２表　団体種類別決算規模の状況 ……6
第７図　決算規模の推移 ……7
第３表　実質収支の状況 ……8
第８図　実質収支の推移 ……8
第９図　実質収支比率の推移 ……9
第４表　赤字の団体数の状況 ……10
第５表　歳入純計決算額の状況 ……10
第10図　歳入純計決算額の構成比の推移 ……11
第11図　歳入決算額の構成比 ……12
第６表　目的別歳出純計決算額の状況 ……13
第７表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移 ……13
第12図　目的別歳出決算額の構成比 ……14
第８表　一般財源の目的別経費充当状況 ……14
第13図　一般財源充当額の目的別構成比の推移 ……15
第９表　性質別歳出純計決算額の状況 ……15
第14図　歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移 ……16
第15図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移 ……17
第16図　性質別歳出決算額の構成比 ……18
第10表　一般財源の性質別経費充当状況 ……18
第17図　一般財源充当額の性質別構成比の推移 ……19
第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
　その１　合計 ……20
　その２　都道府県 ……22

その３　市町村 ……23
第 11 表　経常収支比率の推移 ……21
第 12 表　経常収支比率の段階別分布状況 ……24
第 19 図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況 ……25
第 20 図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移 ……26
第 13 表　起債制限比率の推移 ……27
第 14 表　起債制限比率の段階別分布状況 ……27
第 21 図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移 ……28
第 22 図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移 ……29
第 23 図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移 ……31
第 15 表　積立金現在高の状況 ……31
第 24 図　将来にわたる実質的な財政負担の推移 ……32
第 25 図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移……33

**3　地方財源の状況**

第 26 図　国税と地方税の状況 ……39
第 27 図　国税と地方税の推移 ……40
第 16 表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況 ……41
第 28 図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の
人口１人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合、平成 15 年度） ……42
第 29 図　道府県税収入額の状況 ……43
第 30 図　道府県税収入額の推移 ……44
第 31 図　市町村税収入額の状況 ……44
第 32 図　市町村税収入額の推移 ……45
第 33 図　歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況
その１　道府県 ……48
その２　都市 ……49
その３　町村 ……49
第 34 図　地方債依存度の推移 ……50

**4　地方経費の内容**

第 35 図　土木費の目的別内訳 ……52
第 36 図　土木費の性質別内訳 ……53
第 37 図　教育費の目的別内訳 ……54
第 38 図　教育費の性質別内訳 ……54
第 39 図　民生費の目的別内訳 ……56
第 40 図　民生費の目的別歳出の推移 ……56
第 41 図　民生費の性質別内訳 ……57

第 42 図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況
その１　都道府県 ……57
その２　市町村 ……58
第 43 図　民生費の財源構成比の推移 ……59
第 17 表　団体種類別地域福祉基金の残高の状況 ……60
第 44 図　地域福祉基金の事業別運用益充当額の状況 ……60
第 45 図　労働費の性質別内訳 ……61
第 46 図　農林水産業費の目的別内訳 ……61
第 47 図　農林水産業費の性質別内訳 ……62
第 48 図　商工費の性質別内訳 ……63
第 49 図　衛生費の目的別内訳 ……64
第 50 図　衛生費の性質別内訳 ……64
第 51 図　環境保全対策経費の状況 ……64
第 52 図　警察費の性質別内訳 ……65
第 53 図　消防費の性質別内訳 ……66
第 54 図　目的別歳出充当一般財源等の状況
その１　道府県（財政力指数別） ……67
その２　市町村（団体区分別） ……68

## 5　地方経費の構造

第 55 図　人件費の推移 ……69
第 56 図　ラスパイレス指数の推移 ……70
第 57 図　人件費の項目別内訳 ……71
第 58 図　人件費の財源内訳 ……71
第 59 図　職員給の部門別構成比の状況 ……72
第 60 図　地方公務員１人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）……73
第 61 図　地方公務員数の状況 ……74
第 62 図　地方公務員数の推移 ……74
第 63 図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
（平成 16 年４月１日と平成６年４月１日との比較）……75
第 64 図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移 ……76
第 18 表　普通建設事業費（補助・単独）の推移 ……77
第 65 図　普通建設事業費の推移
その１　純計 ……78
その２　都道府県 ……78
その３　市町村 ……79
第 66 図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況 ……80

第 67 図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成 5 年度と平成 15 年度との比較）……81
第 68 図　補助事業費の目的別内訳の状況　……81
第 69 図　単独事業費の目的別内訳の状況　……82
第 70 図　普通建設事業費の財源構成比の推移
その 1　総計……83
その 2　補助事業費……84
その 3　単独事業費……84
第 71 図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況　……85
第 72 図　用地取得費の推移　……86
第 19 表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移　……86
第 73 図　用地取得費の取得先別内訳　……87
第 74 図　災害復旧事業費の状況　……87
第 20 表　その他の経費の状況　……88
第 75 図　物件費の推移　……89

**6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況**

第 21 表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況　……92
第 76 図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況　……93

**7　市町村の規模別財政状況**

第 22 表　市町村の規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況……94
第 23 表　市町村の規模別財政力指数及び実質収支比率の状況　……95
第 77 図　市町村の規模別歳入決算の状況（構成比）　……95
第 78 図　市町村の規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（構成比）……96
第 79 図　市町村の規模別地方税の構造（人口 1 人当たりの地方税）……97
第 80 図　市町村の規模別歳出（目的別）決算の状況（構成比）　……98
第 81 図　市町村の規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）　……99
第 24 表　市町村の規模別経常収支比率の状況　……99
第 82 図　市町村の規模別経常収支比率の状況（構成比）　……100
第 83 図　市町村の規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況　……101
第 25 表　市町村の規模別起債制限比率の状況　……101
第 84 図　市町村の規模別公債費負担比率の状況　……102
第 85 図　市町村の規模別起債制限比率の状況（構成比）　……102
第 86 図　市町村の規模別財政力指数段階別の起債制限比率の状況　……103
第 87 図　市町村の規模別実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率　……103
第 88 図　市町村の規模別実質的な財政負担の標準財政規模に対する
比率の状況（構成比）　……104

## 8 公共施設の状況

第 89 図　公営住宅等の総戸数の推移 ……106
第 90 図　公園の面積の推移 ……106
第 91 図　下水処理人口の推移 ……107
第 92 図　ごみ処理施設における年間総収集量の推移 ……108
第 93 図　公立の老人ホームの状況 ……109

## 9 地方公営事業の状況

第 94 図　地方公営企業の事業数の状況（平成 15 年度末）……111
第 26 表　事業全体に占める地方公営企業の割合 ……112
第 95 図　職員数の状況 ……113
第 96 図　決算規模の推移 ……113
第 97 図　建設投資額の推移 ……114
第 27 表　地方公営企業全体の経営状況 ……114
第 98 図　料金収入の状況 ……115
第 99 図　企業債発行額の状況 ……115
第 100 図 企業債借入先別現在高の推移 ……116
第 28 表　法適用企業の経営状況 ……117
第 29 表　水道事業（法適用企業）の経営状況 ……119
第 101 図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源 ……120
第 30 表　工業用水道事業の経営状況 ……121
第 102 図 バス、地下鉄における公営交通事業の地位 ……122
第 31 表　交通事業（法適用企業）の経営状況 ……122
第 32 表　交通事業のうちバス事業の経営状況 ……123
第 33 表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況 ……123
第 34 表　電気事業（法適用企業）の経営状況 ……124
第 35 表　ガス事業の経営状況 ……125
第 103 図 全国の病院に占める自治体病院の地位 ……126
第 36 表　病院事業の経営状況 ……126
第 37 表　下水道事業（法適用企業）の経営状況 ……127
第 38 表　その他の地方公営企業の経営状況 ……129
第 104 図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）……130
第 105 図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）……131
第 106 図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）……133
第 107 図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）……133

## 第２部　最近の地方財政の状況と課題

### １　平成 16 年度の地方財政

第 39 表　平成 16 年度普通会計予算の状況（９月補正後）
その１　歳入 ……143
その２　歳出（性質別） ……143

### ３　最近の地方財政の動向と課題

第 108 図 土地保有総額の推移 ……165